日本随筆大成 第二期 巻八

日本随筆大成 巻八

収載書目

南留別志　荻生徂徠
可成三注　平維章等
非南留別志　冨士谷成章
南留別志の辨　著者不詳
あるべし　伊勢貞丈
ざるべし　谷真潮
北窓瑣談　橘南谿
酣中清話　小島成斎
三省録　志賀忍
火浣布略説　平賀源内
年山紀聞　安藤為章

宮内省御用掛
文學博士　關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官
文學博士　和田英松先生

宮内省圖書寮編修官　田邊勝哉先生

監修

日本随筆大成

第二期第八巻目次

日本隨筆大成第二期第八卷

凡例

本集には、南留別志、可成三註、非なるべし、南留別志の辨、あるべし、ざるべし、北窻瑣談（前後貳編）、酣中清話、三省錄（前後貳編）、火浣布略說、年山紀聞の十一種を收む。

南留別志（なるべし）　五卷　荻生徂徠

この書は、一代の鴻儒たる著者が、讀書見聞の際、和漢の制度より地名、及文章詩歌文字訓詁に至るまでを、筆に任せて考證解釋したるものなり。每條の終に「なるべし」の語を置きたるにより、この書名あり。所收本は百家說林本を底本とし、無窮會神習文庫本五卷（一冊）を參照せり。本書の刊本は、徂徠先生可成談と外題せる上中下三冊の半紙判木版本あり。大江漁人の序ありて、元文丙辰年冬十一月皇都書舖丸屋市兵衞刊行なり。又、南留別志附和歌世話と外題したる五冊本の美濃判木版本あり、寶曆辛巳年夏五月雲藩文學宇惠謹撰の序を添へ、千鐘坊即ち江戶日本橋南一丁目須原屋茂兵衞の刊行なり。次には增補纂評「なるべし」と外題したる半紙判活字本一冊あり、箕輪醇校訂にして明治二十七年一月十五日嵩山房小林新兵衞發行なり。

著者荻生徂徠は、本姓は物部、故に略して單に物と稱す。名は雙松、字は茂卿、惣右衞門と稱す。徂徠はその號にして、又蘐園赤城翁とも稱せり。父は方庵と云ひて、德川幕府の侍醫なりき。十四歲の時、父方庵事に坐して上總に貶せられ、徂徠も亦之に從へり。居ること十二年書を讀みて研究し、二十

五歳にして恩赦に値ひ江戸に還り、其の名漸く高く、柳澤侯に召されて祿五百石を食む。初め程朱性理の說に服し、蘐園隨筆を著して自娛みしが、後さとる所ありて古文辭を修め、大に唐宋以來諸儒の說を排斥せり。太宰春臺、服部南郭、安藤東野、山縣周南、平金華の徒、英才多く其の門に遊び、遂に一世を風靡せり。徂徠才學共に富み、最も經濟に長じ、又よく百家の書に精し、享保十三年戊申(一三八八)正月十九日歿す。年六十三。芝三田長松寺に葬る。著書は大學解、中庸解、孟子删、政談、蘐園錄稿、その他數十種あり。

可成三註　三巻　篠崎東海等

本書は、元文元年冬、皇都書肆丸屋市兵衞刊行の可成談と號せる刻本に就き、小林巴陵、篠崎東海、岩井笠澤の三人が註を加へたるものなり、よりて三註の書名あり。末尾に記されたる例言に、「右可成談は、三註の本八巻、頭書の本三巻合せ寫す。本文は板本に譲りて、全文を書せず、只其端を揚る耳。朱圈を以てするものは頭書、墨圈を以てするものは三註とす。(編者云、今印刷に際し、朱圈は〇、墨圈は◎を以て區別す)。頭書の本序文あり、則首巻に書す。三註の本には序なし。本文のうち板本に載ざるもの數條、すなはち巻尾に書寫す。」とありて、本書には享保乙卯秋八月望月東海平維章の序あり。所收本は無窮會神習文庫本に據れり。

著者篠崎維章、姓は平、篠崎氏、字は子文、東海と號し、通稱は金吾、初名は三悅、初め醫術を業醫菅李蔭に肄ぶ。李蔭、東海の非凡なるを知り、勸むるに儒を以てす。東海遂に其の言に從ふ。物徂徠も亦其の人と爲りを愛し、屢〻其の學術を賞す。享保十年平安に遊び、伊藤東涯の門に學ぶ。居ること一年にして、吳服門外に僑居し教授を業とす。從ひ遊ぶもの甚だ衆し。宏覽博識にして、唯經史に通ずるのみならず、我が邦中世以降の故典に通じ、元文五年庚申(一四〇〇)七月朔日五十四才にして歿す。著

す所東海談、和學辨、不問談、故實拾要等その他多し。
滕有之、小林氏、字は子古、號は巴陵、通稱は義右衞門。
源清則、岩井氏、字は子養、號は笠澤、通稱は金彌、後に安金吾と改む。

非なるべし　二巻　富士谷成章

南留別志、可成談の說を抄出し簡單に批判したるものなり。丙午(天明六)仲夏男成壽の序あり、奥附には寬政七年乙卯八月發行、書林京師西村平八、浪華稻葉新右衞門と記せり。

著者富士谷成章、字は仲達、專右衞門と稱す。本姓は皆川、淇園の弟なり。故ありて他姓を冒し、養父の號を繼ぎて層城と號す。後居所の名を取りて北邊といふ。長ずるに及びて學經史に涉り、兼ねて本邦の學を修め、國史法制より家乘遺集に至るまで通ぜざるなく、また和歌を善くし、言語音便の說に精しく、揷頭抄、脚結抄の著あり。安永八己亥年(二四三九)十月二日歿す。年四十二。著す所は國字碑格、六運圖略、非唯抄、國字淵源考、層城文鈔、層城詩章、北邊集、やまの燈等あり。

南留別志の辨　一巻　著者不詳

本書は、南留別志の中に就き、疑はしきを訂し、足らざるを補へるものなり。何人の著なるか詳かならず。はやく淺野楳堂の叢書中に收められたりしが、明治年間、溫知叢書第五編に收めて出版せり。

あるまじ　一巻　伊勢貞丈

南留別志中の僻說七條を擧げて辨じたり。末に安永甲午(三年)五月十六日鋸鄉散人書とあり。所收本は無窮會神習文庫本に據れり。

著者伊勢貞丈は、姓は平、通稱は平藏、安齋と號す。幕府に仕へて小姓番士となる。幼より有職故實を好み、博覽強記にして、制度典章、調度服飾に至るまで考據精密なり。殊に武家故實に關しては、前古未曾有にして、後人を稗益する所多し。天明四年甲辰(二四四四)六月五日七十歳にして歿す。芝西久保八幡町大養寺に葬りしが、大正十一年に至り、東京府下世田ヶ谷町大吉寺墓地に移葬す。著す所武器考證、安齋隨筆、貞丈雜記、諸鞍日記考證、和歌三神考等、其の他頗る多し。

ざるべし　一卷　　谷　眞潮

本書の卷首に「人のなるべしといふ冊子のひが言を注して、あるまじと名づけ給へるを見て、ひそかにざるべしといへることをかく」とあり。又末に「右八ケ條を書て小谷氏のもとへやる、萬一つひでよろしくて訂正を賜はゞ幸甚、安永甲午七月廿八日大神眞潮」とありて、前書と同じく、南留別志の僻說八條を辨駁したるものなり。所收本は、無窮會神習文庫藏本に據れり。

著者谷眞潮は、山內侯の臣なり。初名は擧準、後に眞潮と改む。姓は大神(オホミワ)、字は丹內、虎藏と稱す。號を北溪といふ。重遠の孫にして、垣守の子なり。寶曆二年侍讀に副す。十年山內侯學舍を起し、その教授となる。安永七年新に秩百五十石を賜ひ浦司と爲る。九年海鹽の利を淸水浦に興し、今に至りて其の澤を被ると云ふ。天明五年浦司を罷めて文學と爲る。七年郡司となり、水部司の事を兼ね、治績頗る顯る。八年擢んでられて、國監兼兵馬使令と爲る。經る所の官、皆淸廉を以て稱せられ、方正を以てあらはる。寬政九年丁巳(二四五七)病みて歿す。年七十一。資性純實にして、器宇濶達、剛直にして能く容る、膽略豪邁老いて益壯なり。その著す所、神道本論、論聖、論佛、御國學、歌文集あり。大正十三年二月正五位を贈らる。

北窻瑣談　八巻　　橘　春暉

本書は、前編四巻後編四巻より成り。東、西遊記を著して、紀行文の妙を以て稱せられたる著者が、人事、鳥獸、草木、地理その他に亘り、日常見聞せる所は、雅俗を論ぜず記述せるものにて、菅原長韶の序に「廿とせ餘りのむかし南谿のうし、年月のいたつきをものしてむとて、ふし見山のふもとに庵しめたまへりし比、見もしきゝもし、はた思ひよせたることどもを、こゝらつとへしるしつゝ、北窻瑣談となむ名付ておのれに見せたまへりし」とありて、文化の初年の著作なるべし。巻中の挿圖は一柳嘉言の筆なり。文政乙酉の秋、大隅日菅原長韶。同年仲秋、橘春徳の漢文の序及び門人阿州橘春菴の跋あり。奥附には文政十二己丑年正月發兌、京都寺町御池通下ル三木太郎右衞門、大坂御堂筋瓦町小刀屋六兵衞、同心齋橋通博勞町河内屋長兵衞、同心齋橋通久太郎町河内屋半七とあり。

著者橘春暉は、京都の人、宮川氏、字は惠風、梅仙また南谿と號し。醫を以て業とす。文化二乙丑年（一四六五）四月十日歿す。享年詳かならず。著書は本書の外に、東遊記、西遊記、國語律呂解、醫書數種あり。

酣中清話　二巻　　小島知足

本書は、上下の二卷に分ち、上卷には千字文、綸言如レ汗等九十餘項、下卷には樂名ム鹽、洗硯等十五項につき、和漢の典籍を引證して考説せるものにて、書道に關する記事に富めり。所收本は、百家説林本に據れり。

著者小島知足は、備後福山藩儒なり。名は知足、字は子節、五一と稱す。別號は不惑道人、初め静齋と號し、後に成齋と改む。少より學を嗜み、筆札を善くす。既に長じて擢でられて掌書記となる。その

後、聲名大に振ひ、縉紳より以下從つて書法を問ふもの屢〻戸外に滿つといふ。文久二年壬戌（二五二二）十月十八日病歿す。年六十七。江戸駒籠長元寺に葬る。

三省錄　五卷　志賀忍

本書は、卷一衣服、卷二飮食、卷三住居の三類に分ち、これに關する質素淳朴なる事實を、野史記錄隨筆中より抄出し、また卷四、五を附言上下に分ち、軒のしのぶと題し、慶長、元和より元祿、享保に至る間の、名君賢相はた庶民の言行を記して、節儉を勸め奢侈を戒めたるものなり。書名は、論語學而篇の吾日三〻省吾身〻とあるに據れり。天保元年の著作にして、男德齋補訂す。同三年壬辰春三月江戸千賀輯侚寧及び同十三壬寅年臘月上澣江都德齋原義正道の序、また同年秋日、山崎美成、及び同十四癸卯年孟春麹齋海老名綱の跋あり。奧附に、官許天保十四年正月、横山町三丁目和泉屋金右衞門、發行書林江戸下谷御成道英文藏と記す。

著者志賀忍は、理齋と號す。字は子堪、小字錫太郞、後に理助と改む。世々幕府に仕ふ。幼にして穎悟、力を經史に潛め、兼て國書に通ず。博覽宏通、讀まざる所なし。恒に著述を以て樂となす。また天雛山人、叙北山樵の別號あり。戲號を我樂多老人と云ひ、狂歌を能くす。文政中內廷の筆吏となり、壬辰の冬、入りて大城の金奉行となり、始めて幕府世臣の班に昇る。天保十一年庚子（二五〇〇）正月十二日歿す。享年七十九。

三省錄後編　五卷　原義胤

本書は、父の著なる三省錄の體例に基き、卷一より卷三までを、衣服、飮食、住居の三部類に分ち、卷四、五を附錄上下となし、軒のしのぶと題し、同じく質素儉約の事項を記述したるものなり。安政三

丙辰年に成れる漢文の自序と、三省錄及び後編刊行の由來を記したる、文久三年春の自序あり。奥附には、文久三癸亥年八月官許、發行書林須原屋茂兵衞、山城屋作兵衞、和泉屋金右衞門、本屋勝藏、英屋文藏とあり。

著者原義胤、修して義と云ふ。字は正道、正之進と稱し、德齋と號す。實は志賀忍の子、後に原念齋の養子となり、その姓に改む。著書は、本書の外、先哲像傳、復讐新話、武藏地名箋等あり。

火浣布略説　一卷　平賀鳩溪

火浣布(くわくわんぷ)一に火毳(さい)といふ。この布織るゝときは、火に入て燒ば、垢は悉く燒落て、布は少も損ぜず、左ながら火にて浣(あら)ふがごとくなるゆゑ、號て火浣布といふ。本書は、漢土に於ける火浣布を記述し、次に著者の創製せし火浣布隔火に就いて略説せるものなり。明和元年世に公にす。武藏門人中島貞叔、同永貞同校す。同二年秋、桂川國訓の序あり。見返に松籟館藏版とあり、奥附の書林は江戸室町三丁目須原屋市兵衞、日本橋石町通三丁目植村藤三郎、京寺町通松原下〃所梅村三郎兵衞、大阪心齋橋順慶町 柏原屋清右衞門なり。

著者平賀鳩溪は、本草學者にして戲作者なり。名は國倫、字は士彝、號は鳩溪、また戲作の書には、天竺浪人、松籟子、風來散人、森羅万象翁、無根叟、福内鬼外等の諸號あり。幼にして英資あり。高松藩命じて藥園附の賤吏となす。初めて名を改めて平賀源內と稱す。長じて先づ長崎に之き、譯官彭城東古に憑りて、唐人館に出入し、また和蘭譯官に就き蘭語を學ぶ。後去りて大坂に往き豪商となる。次で京都に遊び諸州に漫遊す。後江戸に來り儒を以て業とし兼ねて醫事をなす。傍本草に及ぶ。安永八年青宿生東天紅と云ふ者あり、誤りて人を殺す、源內之に連坐して、傳馬町の獄裏に幽せらる。その十二月十八日瘡を病みて歿す。年五十一、或は云ふ人を殺し獄中に死すと。大正十三年從五位を贈らる。人と

なり卓犖豪放、其の文筆力奇健なり。著書は、物類品隲、食物本草、日本物産譜等、また戯作書數種あり。

年山紀聞　六卷

安藤爲章

この書は、禮儀類典編輯の總裁となり、かねて契沖阿闍梨と親交ありし著者が、本邦の制度より文字訓詁に至るまで、史籍に徴證して考說し、其の他、世の教訓となるべき事實、詩歌文章をも併錄せり。就中義公、契沖の言行に就いては、後世の典據となること多し。その內容は、卷一、西山より隱士正恵に至る四十七項。卷二、時代不同の歌より隱士長流に至る二十九項。卷三、百人一首より長山氏に至る四十九項。卷四、後柏原院の御製より孝子彌作に至る四十項。卷五、露をしつくより續千載の歌に至る二十七項。卷六はいろはより圓珠庵契沖行實に至る四十一項あり。もと「年山打聞」と題し、坊間に流布せしが、佚したるものありしかば、今の書名に改め上梓したるものなり。寛政十一年己未春三月、水戶小宮山昌秀の序、及び閑田廬蒿蹊の序、享和三年八月橘經亮の跋あり。奥附には、文化元年甲子三月發行、平安小川多左衞門、婆々岐惣四郎以下四名、東都北澤伊八、北澤彌八とあり。

著者安藤爲章は、丹波の人、朴翁の二子なり。初名は爲明、後に爲章と改む。通稱は初右平、後に新介と稱し。號を年山といふ。少にして兄素軒と共に儒を學び、旁ら國學を修め、中院通茂に就き詠歌を學ぶ。父の蔭を以て伏見宮に仕へ、後兄素軒と共に、水戶義公の召に應じて、大日本史、禮儀類典等の編輯に參預し、祿三百石を食む。義公、僧契沖に萬葉集を註せしむる時、年山命を受け、屢々浪華に至りて其の說を受く、享保元年丙申(二三七六)十月、年五十八にて歿す。大正四年正四位を贈らる。著書は本書の外に、紫女七論、榮花物語考、宇津穗物語考、千年山集、常陸帶、年山歌集等あり。

南畱別志

南留別志

荻生徂徠著

一名乘に純をすみ、茂をもちとよめるは音なり。朝をともとよむ事は、朝廷もおほやけと同じ意なりとて、公の字を用ひたるなるべし。公は公共の意にて、ともとよめるなり。

一朝の字を、或はあさ、或はともとよむ事は、或は公武にてかはり、或は上下にて異なりとやらんいふは、僻事なるべし。義朝の子朝長あり。おき所上下ありともかはるまじ。公家、武家といふ事は、鎌倉以後の事なり。

一義經記に、白拍子をかぞふるといふ事あり。總じて、白拍子の詞は、物をかぞへならべてうたふ。水拍子に、昆明池、潁川、嚴陵瀨、筧の水、若水、などつらねたるがごとし。

一謡を圓珠經といへるは、五山の僧の云ひ習はしたるにやと思ひしに、曾我物語に見えたれば、博士の家の詞なるべし。圓珠の意は、皇侃が義疏の序に見えたり。

一義經記に、湛水にて、法華經をよみあひたるに、辨慶が甲の聲、義經の乙の聲といふ事あり。たゞ、聲の高低なりと思ひしに、其後ふるき讀經の譜を求め出たり。字ごとに律に叶へて、つけ物などもすべきやうに定め置きたる物なり。甲の音、乙の音とて二色あり。げにさらでは、滿堂の人の聲に堪へかれたる事はあらじかし。此比までは、何事も風雅なる世なりけり。

一ものゝふの剛臆といふ詞は、義家の奥州にて、甲乙の座を定めたるよりおこれり。甲乙人といふも、是より出でたるなるべし。又樂に笛の平調を干といひて、笙のを乙と名づけたるも、干は甲の字の半體なり。三絃のかん所も、此字ならん。物のこつといへる詞も、甲乙を合呼したるなり。

一完をしゝと讀むは、宍の誤なり。肉の古字なり。辻は逵の草書なるべし。

一おみ帶、おみ扇などいへる俗語は、はねがなをみとよみて、おんといふ事なり。陰陽師を、おんみうしとよむも、はねのひゞき、みに通ふなり。

一謀判とて、僞印の罪を重罪にするは、律に、謀判、謀反、皆十惡の一つなり。謀反むほん、謀判をぼうはんと讀みわけたるを、文字をかきちがひ、義をもかきちがひて、十惡のうちといふより、重罪とはしたるなり。下手人を取るといふ事は、律に闘毆罪をば、多くの相手の内にて、重手おはせたる人を、下手人と名付けて、疵つけるもの死すれば、其人を殺す事なるを、誤りて抵死する事にいへるなり。

一花押を判といふは、判署といふ事のあるを取りちがひたるなり。判といふは、日をあけ置きて、後に書き加ふるをいふ。署は、今の名はんなり。

一花押は、名を草にかきたるなり。花押の上には、姓をかく事なるを、今の世あやまりて、名乘をかくなり。庭訓など見るべし。今の世は、官人面々に私印を用ふ。官印なき故なり。古は官印あり。一官府に一つならではなし。是を、月日の所におして、面々は花押なり。官の文書は、皆物かき役のかく事にて、名乘ばかりを、面々に、草にて後にかくを、花押といふなり。

一入道したるものゝ、姓氏を名のる事は、なき事なり。入道は、僧なるゆゑ官も僧官なり。國初の頃までは、醫師の苗字をのぞきたるなり。寛永の頃より苗字をいひいで、元祿の頃よりは、院號も苗字をつけて名のる。大かたは、玄關につめたる、文官男に問ひつめられたるより、名乘初めたるなるべし。下部の鋏挾箱など持ちたるものも、昔は、つくばひ居たるを、元祿の頃より、皆立ちはだかりぬ。禮なき世には、下より禮を作り出でゝ、上もそれに習ふぞ悲しき。

一改易といふは、戸籍を改易するなり。遷徙罪の事なり。賊盜律の移郷といふより出でたり。

一追放といふは、割據の世の事なり。

一猶養子をして、家を相續せしむるは、頼朝卿より始まる。法家のゆるさゞる所なり。

一かしらにはおどろの雪をいたゞけどしもと見るにぞ身はひえにける。といふ歌は、笞杖の罪の事をいへり。笞杖は、荊楚にてつくるゆゑ、おどろといへるなるべし。

一律、令、日本書紀に據れば、三種の神器といふ事は、古にはなかりしなり。神璽は、劍鏡の總名なり。

一侍烏帽子、素襖といふ物は、古にはなき事なり。正盛が郎等をほういのものといへり。頼朝卿まなづるを落ちたまひし時、主從七人の烏帽子を折らせたるに、頼朝卿のばかりを誤りて、左折にをりたり。殘六人も折烏帽子きたりと見えたり。六位も侍なり。何とて無位のものゝかぶるのみを、侍烏帽子といふべき。くだりての世の詞と聞ゆ。今、冠つくるものゝ家に、侍烏帽子にも、左折、右折のあるは、後に作れるなるべし。

一曾我五郎が元服したる所に、髮とりあげ、烏帽子きせと有りて、月額の沙汰なし。されども、西行法師は、月代の痕といふ事をかきたり。中剃の事なるにや。

一軍陣に、螺をふくは角なり。角は、銅角とて、銅にても作り。又蠡角とて、ほらがひをも用ひしなり。

一犬追物に、前後左右の騎射あり。古は半弓を用ひたるなり。賀茂の勅使は、履をはきながら、馬にのる。古の鐙は、唐鐙なるべし。古の鞍、田舍に多し。くらつぼ廣く、前輪高く、唐鞍に似たる物なり。茂卿が幼き時、上總國の民家にて多く見たり。

一白張は服の名なり。白丁は人をいふなり。

一平山の季重が馬を目糟毛といふ。今、め白、め黑、め赤といふ地名あり。めぐろを妻騎とかくよしを

いへれども、目驪とかく事正しかるべし。目驪、目驊、目驄、皆名馬の名にて、其出でたる地に名づけたるなるべし。武藏野には、目がはりの馬を出せるにや。

一わらはべのべかかうといふ事をするを、大鏡には、めかかうとかきたり。目をはだけて元興寺（けごぜ）をする心なるべし。

一童名に、管王、春王、鬼王などいへる、古は、三世王、五世王などの姓を賜はるは、多くは元服して賜はれるなるべし。童部の時は、いまだ諸王なれば、何王と稱したるが、凡人の家にも移りたるならんと思はる。

一社をこそとよむ事は、やしろをこそといひたるなるべし。姫古曾といふ神もあるなり。鳧をけりとよむも、かもをけりといふゆゑなり。又、杜をもりとよむも、社の字を誤れるなるべし。森の歌には、多くしめなをは讀めり。

一てにをはといふ事は、歌書の詞にあらず。博士の家より出でたる詞なり。をことは點といふものは、論語に本づきて作り出だせり。論語は、王仁が將來したる故、諸事の元になれり。てにをはと云ひ習はせるはじめなり。

一源氏物語に、五六のはらといへるは、發剌といへる琴の手なり。五六は、徽の名なり。はちとかき、破箏とかきたる本あるは、箏すたれて後、しらぬ人のしたる事なり。

一琵琶のてんじゆをてんじといふは、いやしき詞なりといふ人あり。かへりてあやまれるなり。轉軫とかくなり。

一論義といふは、眞言、天台のなり。問答といふは、禪のなり。謠に、論議はふしありて、問對はふしなし。其はじめ、論議は、儒家の禮なり。釋奠の後にある事なり。

一讀師のするは、今の世の講釋なり。講師のするは、今の世の論議なり。講釋の事を物よみといひ、昔は

し、法華八講など、論議をするは、僧家に古禮のこれるなり。異國にても、宋朝より、講の字を誤れり。吾邦の故實は、唐朝より傳へたれば、異國に勝る事もあるなり。

一古の詞は、多く田舍に殘れり。都會の地には、時代のはやり詞といふ事、ひた物に出來て、ふるきは、みなかはりゆくに、田舍人は、かたくなにて、むかしをあらためぬなり。此比は、田舍人も、都に來りて、時の詞を習ひつゝゆきて、田舍の詞もよきにかはりたりといふは、あしきにかはりたるなるべし。

一かぶとの八幡座は、笠標をさす所なり。何者か八幡座とはつけたりけん。かゝるくちのかしこさ。

一業平天神といふは、成平といふ相撲取をまつれるなり。今は大かた在五中將になりぬ。

一紫衣、香衣ゆるされたる僧を、官したるといふは、文盲なる事なり。衣をゆるされたりとも、皆平僧なれども、尊むるは徳をたうとぶなり。三達尊は、儒家の教なれども、僧家にのみ殘れり。

一吾邦は、冠婚喪祭の禮なし。あるに改めたらんは、僭なるべし。なきに定めたらんは、王者の師なるべし。

一今の僧に用ふる位牌に、儒家の制なり。明の會典に、雲首の式あり。今の儒者は、家禮の法を守る。程朱の法にて、古禮にはあらざるなり。神主の制など、僭踰に過ぎたるゆゑ、明には用ひざるなり。まして、世祿の國には、用ひがたく覺ゆるなり。

一壬生忠岑の墓に、碑銘ありて、其文字にて、忠岑が墓といふ事知られたりとなん。眞草行を用ひんよりは、簡便にて、しかも久しきにたふべし。

一巡禮行人などのきたる物は、衰經の遺制なり。父母の菩提のために、喪服の内に、觀音大日を禮せるゆゑ、衰經を着たりしが、後には、喪禮亡びて、觀音大日を禮する服となれり。御ゆづりといふは、禮の字をよみ違へたるなるべし。

一振鉾をゑんぶとよむは、しとゑと形似たるゆゑ、よみ違へたるなり。

一つは月の形なり。へは部の略字なり。ふるき抄物には、多く阝かくのごとくかけり。はねがなは、にの字なり。らに、ぜになどためし多し。𛂞は者なり。總じて、假名の文字は、日本紀、萬葉集などに、古來用ひ來れるさだまりあり。

一かたかなは、ひらがなより後につくりたる物なり。かたかなは吉備公、ひらがなは空海といへる心得がたし。片假名は半體なり。ひらがなにも、へたうへみは半體なり。

一烏帽子は、弁の遺制なり。朝鮮より傳へたるなるべし。折風といふ事、朝鮮よりいへる名なり。詩經に、側弁といへるは、ひらを横にして、かぶりたるをいふ。今の烏帽子をかぶるやうなり。

一中臣祓は、神代の詞なりといへるはさもあるべし。神代の詞は、漢語をまじへぬといふは心得がたし。母と子と犯せる罪といへり。犯すといふ詞は、犯姦の字より起ること明なり。黑身左男鹿をば、神道者ども字をつけかへて回護せり。いきのはだゝち、しのはだゝちといへるしも音なるをや。

一くには郡なり。きみは君なり。みなみは南なり。にしは西なり。みとにとは發聲なり。日は火なり。月は土器なり。高坏、酒月もとなるべし。朝鮮にて熊浦をこもかいとよむ。くまは、こもの轉ぜるなり。倭語のはじめは、漢語朝鮮語の轉ぜる多かるべし。

一日本紀の點は、後世よりつけたる多し。中食國政大夫をけくにのまつりごとまうすまうちぎみとよめるは、古なればとて、かくむつかしき官名はあらじ。大夫をまうちぎみといふは、まつりごつ君といふ事なるを、かさねたらんはきゝにくかるべし。たゞ、たいふとよみたるなるべし。太子をみこ、すめみこなどゝ訓ずれども、皇子、王子と差別なし。是はたゞ、たいしといひたるなるべし。神功、應神より前にも、漢土の往來ありて、漢語も漢字も、とくに傳はりたりしなるべし。

一やまとゝいふは、山迹とかきて、和州の事なり。神武帝、和州に都したまひしより、大八洲の總名と

なれり。大和といふは、もと大八洲の總名なるを、帝都なれば、山迹の文字に用ひたり。そのはじめ、おのころじまといふ事を、異國にて、倭奴國と文字をつけたり。倭を和とかきかへたるは、美名を取れるなり。桓武帝より後は、帝都にもあらぬに、大和の名を改めぬは誤なり。おのころじまを、淡路島なりといふも誤なり。おのころ島といふ心は、男子島といふ事なり。ろは、神ろぎ、神ろみ、山鳥のをろのかゞみなどの類にて、助語なり。しきしまといふも、欽明帝の都の名を、大八洲にかうぶらしめたるなり。

一神功皇后は呂后に似たる人なり。帝位につかざる事は、女帝をたつることは、神代よりの戒なるべし。守屋と、馬子が爭論は、此事なるべし。さなくば、神功の后にて終り給へるやうやあるべき。日本紀は、女帝の世に作れば、此事を諱みかくしたるなり。天照大神を女帝といへるも、舊事紀は、推古の時に作り。日本紀は、持統の世に作れば、子細あるべしと思はる。おのころ島を淡路島なりといへるも、皆ひとゝころにつどふやうなり。

一政子の淫亂の迹傳はらぬは、廣元が諱みしなるべし。賴家、實朝、時政、義時、和田、秩父までも終をよくせざるは、しるせる外に子細あるべし。淫毒にあらざらましかば、かゝるいはれなき事はあらじ。

一らいしやう籐といふは、賴政卿の弓の籐のやうを傳へたるなり。らいしやうは、賴政といふ事なり。深き道理も、ことなる子細もなき事なり。

一大將を團取といふ事は、古は軍團といふ事のありしを誤れるなり。

一武内宿禰が三百歳は、數代同名なるべし。三韓を威服すべき爲なり。

一辨慶は滑稽の男なり。むさし坊とつきたることは、辨の字をかたかなにてよめるなるべし。

一けらいは、家隷なるべし。

一らうとうは、若黨に對せる名なるべし。黨のものゝ内にて、老いたると、わかきとわかてるにや。

一武藏國にのみ、牧の長を別當と云ふ事、令に見ゆ。秩父庄司別當、長井齋藤別當は、此職なるべし。

一つくば山といふは、常磐山といふ事なり。松をよめるも、常磐の縁なり。ひたちを常陸とかくも、此山によれり。ひたちといふ名は、日高見の訛合なり。かみ合ひてきなり。き訛してちなり。東人の語なり。國名に文字と訓との別なるは、大和、近江、常陸なり。

一水帳といふ物、村々にあり。御圖帳とかくべし。民部省圖帳といふ事あり。

一過所とは、關の切手なり。關の切手持ちたる船を過所船といふより、今は其名ばかり殘れり。

一上總はかんつふさ、下總はしもつふさなり。安房にも、ふさといふ字を用ふ。古の扶桑國なるべし。下野國に、くろはねといふ所あり。出羽には、はぐろの山あり。古の齒黑國なるにや。

一上總國の内、本納といふ所あり。其側に、法目といふ村あり。本納に橘の祠あり。橘姫を祭れるなり。森の形、船に似たり。中に高き木ありて、檣にかたどる。今は折れうせたりときく。橘姫の乘り給へる船、此浦によせたりと、古老の云ひ傳ふるなり。本納は帆丘なるべし。法目は帆埋なるべし。

一江戶、水戶、坂戶、りうど、つくど、今戶、花川戶など地名に多し。戶口によりての名なるべし。

一大峯の後鬼、前鬼は、紀氏の人なるべし。鈴木といへるも、紀氏なるべし。鈴は、すゞの下道のすゞなるべし。

一田中、大石、田口、三枝、山邊、瓦葺、服部、石川、滋野などの類、苗字なれ共、姓なるべし。內藤、齋藤の類もあるなれば、別に姓を求むるは僻事なるべし。

一伊勢物語は、うたの心を書きたる物なり。事のあるなしは、論ずべからず。抄物のやうなる事して、歌の心をとかんは、うたをしらぬ人のする事なり。

一古今の序は、眞名の序をつくりて後に、それによそへて、かなの序をつくれるなり。文の體格かなの

文章にあらず。

一曾我物語、義經記は、つたなき物なれども、時代をいへば、太平記などよりは、前の物なり。室町家の代になりて、和文の體も一變せり。

一詠歌といふ事いできて、和歌はおとろへたり。

一その用心とよぶは、ひあやうしといふ事なり。本朝文粋に見ゆ。拍子木も火危木なり。

一諷誦を請ふ文といふ事を、文粋に誤りて、うくる諷誦文と點をつけたり。それよりして、世の人、諷誦文といふ物なりと思へり。諷誦とは、讀經の事なり。僧に讀經をして給はれと請ふ意に、俗家より書てつかはす文なるを、請の字をうくるとよみ違へ、はては、又除きて、僧の作る事にしたるは、俗家文盲になりて、えつくらねば、僧を頼みて作らせたるなるべし、今の世までも、諷誦かきたる布施のみを、導師の物にするは、潤筆の意なるべし。

一延喜帝を聖人なりといふは、天子を尊める詞なりといふ事をしらで、延喜の聖代とかきたる文を誤り會したるなるべし。

一越殿樂の詞に、ふきといふ事をうたふは、古雅なる古いはんかたなし。詩經の詞も、是には過ぎじと思はる。了井、惕齋などが、詞を作りかへたるいやしさ、又いはんかたなし。聖人の道をしらぬ人は、かくもあさましき事をする物かな。

一春は蠢なり。秋は愀なり。夏はあつきなり。冬はひゆるなり。辛は輕なり。甘は重なり。酸は清なり。苦は濁なり。

一にほふといふに、匂の字をかく事は、音通ずれば、誤りて韻と匂とかき違へたるを、本のとおりしを、昔の博士どもが、珍しき事に思ひて、誤りつたへたるなるべし。弱と若と通ずれども、異朝の昔には、若の字はまれなり。宍は肉の古字なれ共、つねにはかゝぬ事なるに、此方にては、常用となれる類も思

ひ合せぬ。

一 神道といふは、巫祝が神につかふる道なり。印相觀法をまじへたるは、佛法を加へたるなり。陰陽五行をいへるは、性理をまじへたるなり。神道すなはち王道なりといふは、道をしらぬものゝいへるなり。神道と王道とは、各別なる事なれども、王道は神道によせてたてたり。三代の古道をしらざる人は、此さかひはえしえまじきなり。

一 蝦夷は、國の名にあらず、人の種類なり。國栖、土蜘蛛、皆しかり。隼人といふも種類なり。

一 阿蘇は、熊襲なるべし。肥後國球磨郡は、その舊墟なるべし。陸奥は、みちのおくなるに、後には、又陸の字につきて、むつの國ともいふ。文字につきて、名の轉ぜるも常の事なり。

一 檜垣の嫗が集に、くきのたんといへるは、くきの大貳なるべし。

一 職人歌合に、太凝菜を賣る人の、こゝろていとよぶといふ事あり。それより又、ところてんとなれるなり。

一 物名も、漢語より來れるあり。促織をはたおりといへるは、はたおるといふ事にて、漢語につけたる和名なり。

一 くれはとり、あやはとりは、くれはた織、あやはたおりなり。くれは呉なり。あやは漢なり。東漢なども、あづまのあやとよむ。文物國の意よりいふなるべし。服部も、はたおりといふ事なり。

一 かつらをは、供御に用ふる物なり。延喜式に見ゆ。兼好も、古書は見ざるにや。

一 なゝくさのかゆといふは、七種の穀を粥にするなり。七品の草といへるも、兼好と同じあやまちなり。

一 つぼねといふは、宿直するものゝ帶をもとかで、つぶねにする所なり。

一 梨壺、桐壺は、壼と壺ととりちがひたるなり。

一こゝろなくを、けゝれなくといふは、甲斐國の郷語なりといふ。いまも遠江國のものは、九つをけゝねつといふと、元喬いへり。

一つちとは神の事なり。つみともつちともいふなり。いかづち、かぐつち、くにのさづち、たけみかづち、わたつみ、やまつみの類なり。

一晦をつごもりといふも、つもごりといふも妨なし。つごもりは月隱なり。こもりくの泊瀨などのこもりなり。つもごりは月死なり。ついたちは月立なり。もちづきはみちづきなり。

一えとは、兄弟なり。

一日本紀は、漢文に和語をつけたる物なり。全き和語といふべからず。總じて、官名などの和訓は、むかしかくいひたるにはあらず。官名いできて後、あらたに和語をつくりたるなり。

一一字訓傳は、わが邦の釋名なり。釋名は、古より傳はれる事にはあらず。劉熙が作れるなり。明の魏莊渠六書精蘊を作れり。異國にもかゝる事を好める人ありけり。

一神社に地をさかひて、こゝまでは此神の氏子なりといふは、神封の地なるべし。後には封戸なき神にも、そのまねをしていへるは、たれがゆるしたるにや。亂世には、人も神も心のまゝに地を領せるなるべし。されども、神いくさのなきはいかにぞや。

一押領使といふ事を、俗にいふ押領といふ詞になして、其地を勅賜なくて、おして領せる人なりと解するは誤なり。さらば、何とて使の字をつけたる。奥羽軍記の和文には、陣頭とあるを、漢文には押領使とあり。國々より、公役にて出づる軍兵をめしつれていづる頭の事なり。押の字の意は、かく見る事なり。

一なんてんは南天燭なり。田舍の人、なでんぢくといふ。又らんてんといふ人あり。八種畫譜に、南天竹といへり。からもやまとも、らとなとは通ふなるべし。

一石榻をいしずりといふは、搨の字を誤れるなるべし。

一御とは女の稱なり。狂言に鬼のむすめをよびて、おごうといふ。今も奥州にていふなり。

一うつくしやべにゝもにたり梅の花あごがかほにもつけたくぞある。といふは、菅家のいときなき時、よみ給ひしといふ。職人歌合に、あごようくたもてこよとかけり。あごとは乳母の事なり。上總國一宮といふ所は、あごなし御曹司の城なりといふ。千葉介が、乳母にうませたる子なり。なすとはうむと云事なり。

一法勝寺の執行俊寛、吉野の執行岩菊丸あり。執行とは、寺務を執り行ふ僧の、妻帶にて子孫に傳へたるが、いまだ、童行なるもあるなるべし。

一知をともとよむは、新知、舊知、知己、などの義なり。周をちかとよむは周親の義なり。治をはるとよむは、乘の義なり。昌をまさとよむ事は、孔安國が昌言を註して、昌當也といへるより出でたり。光をみつとよむも、光充也より出でたり。孝をたかとよむも、孔安國か孝經序に、孝者人之高行といふより出でたり。

一一をかずとよむは、かたきなき心なるべし。二をつぐ、三をみつ、四をもろ、五をともとよむ。伍の字と通ずるゆゑなり。

一麗をしぐまといふは、何ものゝつけたる訓ならん。

一宅をやけといひ、家をやかといふ。音訓をならべたるためしもあるなり。

一義絶といふは、夫婦、君臣にいふ詞なるを、父子に用ふるは、大きなる誤なり。

一窈窕をにほびかとよむ事は、何に本づきたるにか。ゆほびかを誤れるなるべしと、元喬云ひき。

一君子をまらびとゝよめるは、伊勢物語に本づきたれば、國隆にかぎりての事なるべし。外の處には用ひがたし。

一調べは、聲の調和するなり。やはらぎなけるとは、義をあやまれるなり。なきいふるなどいふべし。

一すめらぎも、みかども同じことなり。皇帝の字にわけたるは、和語に文字つけんには、さもあるべし。漢語にかなつけんには、なづめるなるべし。

一王をおほきみといふは、大君の義なれば、天子の事なるべし。葛城の王などは、漢語を用ひたる後の詞なるべし。

一主水をもんどゝいひ、掃部をかもりといひたるは、むかしよりいひたるなるべし。民部をたみのつかさ、兵部をつはものゝつかさといふやうなるは、後につけたる訓なり。此やうなる類は、むかしもいはず。歌書にも用ひず。物語にもかゝず。何のためにしおきたる事にか。いぶかし。文選などを師説によみたるを學びて、宣賢朝臣などのはじめたる事にや。さなくとも、兼倶が唯一といふ事をいひ出でたる後の事なるべし。

一朝臣といふ事、もと朝廷の臣といふ事にて、漢語より出でたり。後に和訓をつくる時に、朝夕の點をかりて、あさおんの反にて、あそんとよみたるなり。

一片假名のヽは、數の字なりと思ひしに、萬葉を見れば、爲の字の半體なり。爲便をすべとよめり。また片假名に爪とかきたるあるなり。

一けだしといふ詞、萬葉集にあるなり。

一ならに平城とかけるは、平をならす心にて、よめるなるべし。

一そ字は、所の半體なるべし。

一ろ字を呂字なりといふは、心得がたし。呂字の半體なるべし。世の人、片假名のみを半體と思へり。ひらかなにもあるべきなり。かなといふ物をつくりはじめたるに、眞字を略してかきたるより、おのづからに出來れるなり。たゞ今世の抄物かきとて、かける心なるべきを、昔の人のかなといふ物

をつくらんとて、たくみてつくれるやうに思ふは、事の心にいたらぬなるべし。

一嬰羽嬰商といふ事は、郢羽、郢商とかきたるまされり。體源抄にかくかきてあれば、古は是を用ひたるならん。郢人の引商刻羽より名づけたるなるべし。

一今の筑紫箏の調は、一五三相生じて、四六は別の物なり。五音相生の次第、中絶えてふたつに分れたり。これをよしとする人は、五藏にかけたるところあるべしと思はる。

一琵琶の風香調、返風香調のしらべ様を、人に尋ねしに、しる人なかりしを、胡琴教録の中にて、其事をいひたる前後の文をかうがへて、かくなるべしと思ひける。後に體源抄を人にかりて見るに、我おしはかりたるに露も違はず。又古は樂の調と、歌の調と、六八にてあはせて、同音にはあらざるべしとおしはかりぬるも、五調の名、琵琶と、箏とおなじからぬを見て、いよ〳〵さおもひさだめぬ。東にむまれて、堂上のまじらひをせざれば、管絃の道のおくふかき事もしらねども、ひとつふたつ習ひたる事にておしもとむるに、いさゝかも違ふ事なし。愚なる身も、かくのごとし。まいて聖德の人の上にては、すたれたる古の禮樂も、おこさばおこるべきをや。

一牙をきばとよむ事は、齒字をつゞけたるなるべし。足利の學校に藏せる易の點に、猪牙をゐのきとよめり。今の世俗にもさいふなり。

一近衞家が見せたる琴手法のうちに、文字のやうなる物の、すきて見ゆるをよみて見るに、催馬樂のやうなる物なり。催馬樂にてもなし。箏の手のつけたるを考ふれば、秋風樂なり。古はいづれの樂にも、かくあたらしく詞をつけたりと覺ゆ。茂卿がぬすみうかゞへるにあらざらましかば、其家の人もえしるまじ。

一御門跡は、御門の跡なり。方料は御方料なり。公家の子どもによめとりたる時、其料を與へたるなるべし。武家の威勢にて、御の字を附けたれば、わけもなき詞となれり。

一源氏物語を見れば、病に藥用ふる事はすくなくて、大かたは、祈禱をのみしたるやうなり。今も田舍のものはかくのごとし。鬼を倚べる風俗の弊なるべし。

一熊襲、えぞ、木曾、そは夷のことなるべし。紀の國は木の國なり。木曾も、木の國も、材木の出づる所なり。えびす、えみじ、えぞ、一語の轉ぜるなるべし。

一南部よりさきは、蝦夷の地なるべし。外の濱といふも、日本の外といふ事なるべし。

一あんたらしといふは、御執とかく。君の持ちたまへる弓といふ事なり。甲陽軍鑑に、梵語なりといふ。又、多羅葉の枝にて作るなどいふ。大きなる僻事なり。

一ひやうは、すいはのかぶらといふは、穴なきかぶらと、穴ある鏑矢と、箭の飛び行く聲のかはりあるよりいへるなり。ひやうふつと射きるなどいへる語の類なり。兵破、水破、或は風破とかきなどする僻事なり。

一箏のすがゝきは、しづかかきといふ事なり。はやがきに對せる名なり。

一眞間の橋を繼橋といふ。繼をまゝとよむゆゑなるべし。

一下總國の國府臺といふ所に石槨あり。かたはらに車塚あり。法王の塚と、所のものゝいひ習はせるは道鏡なるべし。甲斐國にも法王が塚あり。法王の流され給ひて、此山にのぼり、都を望みるといふ。是も同人なるべし。

一岸和田。岩和田、佐川田など 地名にわだといふは、曲の字なるべし。海川のまがりめなり。

一甲斐の國といふは、峽の字なるべし。兜岩とかけるは、鑿せるなるべし。

一ふたつはひとつの音の轉ぜるなり。むつはみつの轉ぜるなり。やつはよつの轉ぜるなり。いつゝなゝつは、いづれなにといふ事なり。こゝのつはこゝら、こゝだくのことなるべし。とをはつゞの轉ぜるなり。つゞとは、とゝにいたりて、算をつゞめて一にするなり。

一山はやむ。川はかはるといふは、理學者の談なり。

一黒はくらきなり。赤はあかるきなり。白はしるきなり。青はあはきなり。黄は木なるべし。

一今の書状に、大慶、珍重といふ事のあるは、法帖の語なり。

一小兒の糞器をまるといふ事は、日本紀に、いばりする事を、いばりまる。大便する事を、くそまるといふより出でたるなるべし。

一今の世にめらうといふは、めのわらはを、はやく云ひたるなり。するといふは、候をはやくいひたるなり。

一奕斤とかきて、きゝうとよむは、僻事なるべし。古は、くゐきうとよむなるべし。くゐんじ、へんぐゐなども、たゞかなのとほりによむなるべし。

一序破急といへるは、樂より出でたる名なり。破は慢の聲の轉じたるなり。

一ことしをよしといひ、なしをありのみといふは、物いまふ人のいひかへたるなるべし。

一しやうつきといふ文字を尋ぬる人あり。いさや、異國にも、雙忌、單忌といふ事あり。

一毒をぶすといふは附子なり。田舍にて、草烏頭をよばはり草といふ。猪などにすりこのますれば、しばし絶え入るを、呼でもどすなり。蝦夷などの毒箭も、草烏頭をすりて付くるなり。武備志に製法あり。

一いはひの時、昆布の切様に、ひきまたといふ事あり。かへるのまたに、象るといふは心得がたし。西きたなるべし。二端の布をひとつにつらねて、兩のはしよりまきて、おきたる形なり。夫婦をいはふなるべし。

一古に、天子を皇といひて、宮を王といふに、今は王といへば、天子の事なりと思ふは、天然のことわりなるにや。

一胛をよこし、腎をむらと、肺をふく〳〵しといふは、何に本づけるにか。膽をいといふは、胃を誤れるなり。

一烽をとぶひといふは、飛報の心なるべし。野守の鏡といふは、烽を水にうつして、遠近の里數をしる法あるべし。水にうつして、遠近をしる事、算家の術なり。

一追捕使といふ官、古は國々にあり。倭の系圖に、助兼參河國の追捕使となる事あり。さなくば、賴朝も總追捕使といふ事はいひいづまじきなり。

一芭蕉をばせをとかき、紀長谷雄を發昭とかくを見れば、蕭宵の韻の字を、古は、うのかなを用ひし事と見えたり。東の韻、陽唐の韻などは、はぬる音、喉にいるゆゑ、うのかなを用ひたるなるべし。肴豪の韻、尤の韻は、うのかな勿論なり。

一成をしげとよむ事は、山のかさなるを、一成二成といふより出でたるなるべし。倭をとしとよむは、倭邊の義なるべし。賢をかたといふは、賢の字より誤れるにや。是等も、漢字を名につきて、後によみを付くるときにつけかねて、形の似たるにて、通はしたる事も有るべし。

一和をかつとよむは、かつア意なるべし。

一くだりこの代に、つくり出でたる物は、名あたらぬなり。詞にいへば、わかるやうなれども、文字にかきては差別なし。侍烏帽子、大小、かたな。わきざし、たち、大刀、なぎなた、ながかたな、こかたな、ちいさがたな、上下の類なり。

一筆、硯、摺疊の類、吾邦に傳へたるは、唐朝の制なり。明朝の器よりは、形みな大きなり。吉備公、宋板の本は、本も大きにて、字の大きさも、錢ほどなり。尺八變じて、一節切となる。物ずきのおはりめ、大かたはかくのごとし。

一虎をとらといふ。羊をひつじといふ。此國になき物なれば、和名あるべきやうなし。とらは朝鮮の名な

りといふ。さもあるべし。ひつじも、異國の詞なるにや。象をきざといふは、舟に刻みめをつけて、おもさをしりたるよりいふといへるは、異國の古事なり。いぶかしき事なり。豹をなかつかみといふは、歌書にもいはず。むつかしき詞なり。何ものゝ作りいでたる事ならん。

一蘭をらに、錢をぜに、蟬をせみといふ。吾邦にある物なれども、和名なくて、漢語を用ひたり。

一きく、きちかう、しをに、われもこう、皆漢語なり。れは助語にて、和木香といふ事にや。

一いにしへに系圖をたからとするは、本領といふ事あるゆゑなり。今の系圖は虛文なり。

一姓ありて苗字なきは、京貫の人なり。

一今の世には、苗字を姓とさだむべきなり。姓のしれぬ人あるゆゑなり。

一仁をひとゝよみ、義をよしとよむ。人也、宜也といふ訓にしたがへるなるべし。

一禮をゐやとよむ。孝をゐやまひとよむ。恭をうや〳〵しとよむ。相通ずるやうなり。されども禮と孝との訓は、ありし詞とも覺えず。

一つゝしむといふ詞は、つゝむといふ事なり。つちかねといふ事をいへる、心得がたし。

一靑牛不渡大洋海といへる、げにさる故にや。仙の字に訓なし。やまひととといふは、しひてつけたるなり。たちぬはぬきぬきる人などいふ。あきらかなり。

一いんでんといふ皮は、應帝亞といふ國よりいづ。ゐんでやとよむ。いにしへの印度なるべし。

一舊事紀にのせたる國名は、百四十四あり。くには郡といふ事なり。其後、國の字に替へたるは、張大にする心なるべし。されども、國の字の意を誤りて、州の字の意とせり。異國にて、一統なき國と思へるは、國の字を用ひたる誤をしらで、文字につきて思へるなり。

一古は、皆進士より官人となれるゆゑ。己が氏人の内より、官人多く出でん事を願ひて、藤原氏は勸學院、橘氏は學館院、源氏は淳和奬學の兩院を作り。其學政を氏の長者が司りしなり。

一鎌倉の時分までは、進士といふ事ありしにや。日蓮の事をかきたる物に、進士太郎といふ人の名あり。進士の子なるべし。

一頼朝のふみは、多くはかなぶみなり。今の時のふみのやうなる事は、室町頃よりはじまる。其前は皆庭訓などのやうなる詞なるゆゑ。文盲なる人はえかゝで、かなぶみを用ひたるべし。

一能の狂言のふあくいくゐ、大和物語のまかぢ、源平軍物語の老竹、若竹、曾我物語のかたかい、淺草の觀音をとりあげし濱成竹成など、古はいやしきものゝ名は、大かたかくこそつきたらめと思はる。

一度牒といふ物も、鎌倉の比までありしなり。

一二荒（ふたあら）を補陀落（ふだら）とし、音にてよみて、にくわうといふを、日光とかき替へたるを見れば、ふるき事は、考へ得がたき事おほかるべし。

一今の陰陽師などのする八卦のうらかたは、京房が法より出でたり。

一唐をからとよむは、朝鮮のあたりに、加羅といふ國ありしなり。異國より、日本國王に賜ひし、都督軍事の官に、任那加羅などゝかぞへていへり。はじめて、吾邦に通じたるゆゑ、異國人の事を後には、みなからといへるなるべし。

一兵馬といふは、古の官なり。令に見ゆ。東百官といへるは誤なり。

一梅をうめ、馬をうまといふは、皆音なり。うは發聲なり。日本紀の内に、梅をめのかな、馬をまのかなに用ひたるも、此いはれなり。

一乎ををの假名に用ふるは、唐音より來れるしるしなり。

一葵丘をくゐきう、詐僞をさくゐ、源氏をくゑんじ、變化をへんぐゑといふやうなる事を、かへしにて讀みかへたるは、いづれの世よりの事なるにか。袍のひだをとりて、今の俗にいふりつはといふやうなる事をこのみ出でたる代なるべし。

一遠侍といふは、古の次の遺制なり。常に衣冠したる代には、かゝる物なくてはと思はる。

一悴をせがれとよむ。周禮の國倅の字なるべし。

一曲禮をこくらいとよむ事、古よりのよみくせなるを、元祿の頃よりきよくらいといふ。黑癩に通へるを嫌らひたるなるべし。孝經をけう／＼といひしをも、此時分よりかうきやうと、人多くいへり。

一降眞香は、雷をさくる物なり。雷にやかれて、身のくろくふすぶりたるに、是をたきたる烟にてふすぶれば、やがて白くなるなり。是をも同じ比より、護眞香といひならはせり。くだるといふには、雷のおつる心あるを忌めるなりけり。

一秋風のふくにつけてもあなめ／＼おのとはいはじすゝきおひたり。猥褻なる歌なり。

一みとのまくはひといふ詞、みとは、めをとなり。夫妻といふ事なり。まくはひといふ詞、今も田舍にてめぐすといふなり。

一田舍の女は、木綿のひとへなる物を、帶したる上にきるを禮服とす。古の小うちぎなどのゝこれるなるべし。又はちまきをするを禮儀とす。職人歌合などの繪にも、能の狂言にも、かゝるすがたあり。いやしき女の裝束なるべし。桂姫といふものも、かしらを布にて、幾重もまくといふなり。

一後の世に作りいでたる物は、名にてしらるゝなり。見臺も文臺なり。わきざしも刀なり。

一藤原惠美押勝といへるは、姓を二つかさねたるなり。備前の王藤內、又安藤といふも同じ事なり。小河の系圖の內に、小河原谷とかさねてなのるあり。苗字をかさねたるためし、昔はあるなり。

一假名の文字にいへる、吉は橘なり。橘次、橘內、橘六あり。忠は中原なり。中三權守あり。余は余剩なり。甚は大神なり。彌津神平と系圖にあり。勘は菅原なり。鄕は大江なり。彌は小野なり。小河系圖に、六野太野左衞門といふあり。其子孫、今の世までも、代々彌の字をつく。淸は淸原なり。伴は大伴なり。才は齋部なり。惣は惟宗なり。幸は高豬なり。喜は紀なり。長は長谷部なり。長兵衞宣運

あり。此外は推してしるべし。

一鬼一法眼は、紀一なるべし。

一今時の女の名は、太平記のお妻始まり。

一令に、陰陽師は正七位なり。呪禁師、針師、藥園師は正八位なり。按摩師、笛師は從八位なり。書師、挑文師は大初位なり。藥物師は小初位なり。皆官名なり。織師、鑄物師なども、官名なるべし。

一延喜式にのせたる藥種を見れば、今の世の醫術に用ふる品にあらず。千金方、外臺秘要などの法なるべし。異國も宋朝より醫術一變したり。

一磯をいそとよむ、礒なるべし。いそはいしなり。石上をいそのかみとよむなり。磯城、磯長などしといふは、いしといふ事なり。

一土用といふは、土用事といふ事を略せるなり。

一國司といふは、守、介、掾、目に、皆いふ事なり。

一太平記に細馬といふ事あり。よき馬をいふ。令に見ゆ。

一ゑたを長吏といふ。張里の誤なるべし。ばくらうといふも、伯樂の誤なるべし。

一脇指の寸は、一尺三寸を用ふる事、ふるき事なり。法曹至要抄に見ゆ。其比は、ふところざしにしたるなり。

一荒木氏何某といふ人、御使に奥州に下りしに、其少し前に、光堂の佛の目にいれたる金を、人のぬみし事あるを、僉議するとて、秀衡が棺をあばきたり。棺五重ばかり、外の棺はぬりたり。内の棺一重は、檜の白木也。秀衡が死骸いけるが如し。年のほど五十餘、たけは中人の少しひきゝなり。髮は三四寸ばかりおひたり。ひえからのさらなる物にて、棺をつめたり。五百年許なるに、形の損ぜざるは、其物の德にや。かたはらに、泉の三郎が棺、是はしたゝかなるしやれかうべひとつありけりとぞ。秀衡か

棺の內より、まくら一ツ、太刀一ふり出だしおきて、國主の者ども、荒木何某に見せたるなり。荒木氏は、馬をよくのりたれば、それを習ふとて、若藤杢右衛門といふ人、奧州までしたがひ行きて見たりとて、茂卿が幼き時かたりき。枕はつねのくゝり枕なり。ふさまでも、深紅なるが、手にてさはればでうのごとく、手につくとなん。太刀は二尺ばかり、つばはもかうのなりにて、三まいつばなり。柄はしんくの糸にてまきて、中ひしなり。さめにゝしきをきせたり。柄がしらはひきとほしなりといふ。さびつきてぬけずとかたりき。奇怪の物語なり。

一貝は子安がひなり。海蝶をばいといへるは誤れるなり。貝をかひとよみて、一切の介虫の總名とするも誤なり。

一りうわうをゆわうといふ。訛言なり。田舍の人、ゐすを、ゆすといふがごとし。しかるを、醫書などにても、ゆわうとよむ事、心得がたし。

一刀自は、負の字をわけたりといふ。曾我物語に、かたかひといふ女あり。是も負の字なるべし。

一やなぎは、梁につくる木なり。

一かうつけ、しもつけは、上毛野、下毛野とかきて、本はかうつけのゝ國、下つけのゝ國なるを、後には毛の字を除きて、訓はのといふ事をのぞけり。二つながらあたらぬ事になれり。

一閤、けみすとよむは、撿の字より出でたりけん。すといふはねがなをみとよむなり。

一大鷦鷯尊と、莵道稚郎子と國をゆづりたまへるは、ありがたき御事なり。これによりて、自殺したまへるは、吾邦の人の心なるべし。

一稚郎子、わきいらつことよむ。伊良古崎も郎子崎なるべし。

一いなおほせ鳥といふは、農を課する鳥といふ事なり。負の字の義にあらず。布穀鳥なるべし。

一喚子鳥は、子を呼ぶ鳥なり。漢語につけたる訓のやうなり。あらひと神は、現人神なり。人とあらは

れたる神といふ事なれば、是も漢語につけたる訓なり。

一宿禰、宿尼、少名、同じ事なるべし。連は、村主といふ事なるべし。

一桃花鳥、つきとよむ。鴇又鴾ともかく。とうともいふ。今の人はときといふ。田舍の人は、ときとうといふ。

一ふつか、みか、よか、などのか文字は、箇なり。ふつかのひ、みかの日などいふ事を、日を略しつれば日の字の訓をかといふやうなり。

一はたち、みそぢ、よそぢなど、としをちといふなり。かへしなり。はたはふたの轉ぜるなり。

一天のかぐ山は、山の名にあらず。山の高くて、空のかくるゝをいふなるべし。

一山ごもり、大殿ごもり、妻もこもれり、われもこもれり、隱の字なるべし。こもりくのはつせといふ事あり。

一女の文に書くかしくは、恐惶なり。惶根尊あり。

一めでたくは、愛すべきなり。かたじけなくは、かたんずるげもなきなり。

一いざといふ詞、衣ほすてふなどのてふといふ詞、今も上總國にあり。いざをいちやといひ、てふをちふといふなり。

一なでふことゝは、何といふ事なり。

一あんべいやうもないといふは、田舍詞なりとて、今は人のわらふなれど、源氏物語にあるなり。

一さめ馬のさめは、驄馬なるべし。

一釋迦牟尼佛を、にくるべとよむは、如來部なるべし。

一瓊、にとよむ。赤玉と註せるゆゑなるべし。

一越人をあだしびとゝよむ。心得がたし。あだし男は、あだなる男といふ事なり。越人をよめるは、敵

人の義なるにや。

一牛天神は、物部大人神社なるべし。大人をうしとよむ。日本紀に見ゆ。

一酒は三獻なるべし。今はくこんともいふ。

一水すめば魚すむ。水にごれば魚にぐる。詞も義もかよへり。

一燧袋といふ物は、燧を帶ぶといふより起れる名なるべし。其比までは、烟草も鳥銃もあるまじければ、燧を、身をはなたず持つべきやうなしと思はる。

一大織冠より前は、天兒屋根の苗裔の、政とりたる事なきを、神と人とのちがひなど、こと〲しくいへるは、延喜、天暦の頃ほひに、博士どもの訣へるなるべし。

一やなぐひは、矢の筬なるべし。上總の國に、あらぐひといふ所あり。新筬とかくなり。

一鶴をこうといふは、鴻をあやまれるなるべし。

一帶刀をたてはきとよむ。上總國の人は、たちはきといふなり。古き詞にもたちはきなり。

一もの丶ふの八十氏といふは、物部の姓に、支別多くて、八十姓あるよなり。姓氏錄にのせたる見るべし。武士に氏多き事をいふといへるは誤なり。古に武士といふ事はなきなり。

一古は、俗人の入道したるに、沙彌といふあり。御成敗式目にあり。新發意といふあり。多田新發意、和田新發意などなり。沙彌は、沙彌戒をうけたるべし。新發意は菩薩戒をうけたるべし。宗門によりて、名のかはれるなるべし。

一渟をぬとよめるは、沼といふ事なるべし。

一書狀に不斜といふ詞、何に本づけるにか。いぶかし。法帖にいなやといへる事を、不耶とかけるをよみ損ねて、義をあやまれるにや。狛の近家が見せたる幽蘭譜は、隋朝の書にて、書跡も千年ばかりのものと思はる。其内に斜風中指といへる、斜の字を耶にかけり。邪と斜と通ひて、又邪と耶と通へる

を、音の異なるをもわきまへず、皆通はしたるなるべし。

一　絆を事と通ずる事、古にある事なれども、後には通用せぬ事なるを、吾邦には多く用ひたり。

一　白氏文集に、匹如身後といふは、匹如すと下よりかへる事なるを、古の點には、匹如身をつゞけて、するすみとよめり。匹夫の意に見たるなるべし。

一　まみ穴といふ所は、古金ほりたる穴なり。まみはまぶの事なり。享保六年の比、黄金のやうなる砂いでたれども、いまだ年のたらぬ金なりとて、ほらずなりぬ。

一　蟒をうはゞみ、蝮をくちばみといふ。ばみはへみなり。へみはへびなり。うはゝ大なり。くちばみは、赤口黒口とて二種あり。赤口ばみ、黒口ばみといふ事を略せるなるべし。

一　上總國の南の方は、人の詞かきくけこをえいはで、あいうえおといふ。坂倉といふ所を、所のものゝさあくらといひ、それより轉じて、さはくらといひたるゆゑ、後には文字をも、澤倉に改めたり。かゝる事、國々に多かるべし。

一　蜂子皇子のかたちを、ゑみたる顔ばせにかく事は、ゑびすをゑみじともいふより、繪かく人の心得て、かくはからへるなるべし。

一　周防國に、菅家の祠をはじめて造れるあり。それに繪像あり。鬚ことのほかにおひて、威厳なる相のよし、孝満かたりき。まことの御形なるべし。

一　應神天皇の御像に、今の幞頭をきせ奉る事心得がたし。漢の代の冠なるべし。日本武尊、守屋なども、漢の衣冠なるべし。今の比より、今の幞頭を用ひしなるべし。され共、袍は花山院より以前はかはりあるべし。奈良に孝謙天皇の時の繪あるに、女の裝束、唐のやうにて、けごろもをきたりといふ。末摘花のかはぎぬも、古代の裝束なれば、けごろもなるべし。今の源氏繪は、皆後よりかきたる物にて、まことのすがたをうしなへるなるべし。

一男の髭そる事は、男風さかんになりて、眉作り、薄げしやうせし比よりの事なるべし。

一襪をしたうづとよむ。したぐつといふ事なり。日本紀に、溟涬をくゞもりてと點をばつけながら、くうもりてとよむなり。

一くれなゐは、呉藍なり。

一福祿壽といふは、福星、祿星、壽星といふ事、星命の家にある事なるを、たれかひとつにして、かゝる形をつくりいでけん。

一青苔如レ衣懸二岩肩一、白雲似レ帶遶二山腰一。聲も合はず。韻もなし。

　苔衣きたる岩ほはさもなくてきぬ〳〵山の帶をするかな

右の詩を評したる歌なり。諧作る人の滑稽なるべし。

一能に神の形をよそほへるに、唐冠きせたるは、吾邦のむかしをつたへたるやうなり。末社の神のかうぶりたる物も、むかし、かゝる服のあるなるべし。聖德太子の定め給へる十二冠は、かゝる物なるにや。

一日本紀の文もちくらなり。佛經の文もちくらなり。儒書に點つけてよむもちくらなり。世の學者、ちくらが沖にたゞよひて、からにもやまとにも、舟のつかぬは、是をや生死の苦海に流浪すとはいふべき。

一如是我聞といふ事は、佛の遺戒にて、何れの經のはじめにも、是を置きて、阿難の親聞なる事をあらはすといへれども、翻譯の三藏が、漢語をしらぬゆゑ、梵語のまゝに翻したれば、かへりて阿難の親聞ならぬやうになりぬ。

一天人が、天の羽衣をきたるといふは、道家の詞を用ひたり。

一三線をさみせんといふは、三の字閉口音なるゆゑ、はねがなをみといへるを、世俗のしらで、味の字

を加へたるなり。

一昔の博士どもが、大唐とかきたるは、年號をたてたるに應ぜぬ事なり。

一きは葱なり、根にてうるをねぎといふ。分けてうゝるをわけぎといふ。かりて用ふるをかりぎといふ。きは一字なるゆゑ、ひともじといふ。上總國の民は、韮をふたもじといふなり。

一ふるき物語には、いくさの陣といふ詞あり。陣の座などの陣に、わかたん爲なるべし。

一源内、平内、藤内は内舍人なり。太郎作、左郎作は、さくわんなるべし。

一からも日本も、狩には鹿をほんとするなり。かりといふ詞も、鹿によれるにや。

一雉の詞にいはう。ぎはう、土佐房を、三人の法師武者といへるは、心得がたし。いはうは伊北なるべし。きはうは議部なるべし。治部の唐名なり。されば、伊北は苗字にて、議部は官なるべし。三人にてはなきなり。

一御前は、女を稱する詞なり。伊勢三郎が、妻のねぶりたるを、おこすに、やごぜやごぜといへたり。やは矢田殿、太平記に見ゆ。やはよぶ聲なり。今の世に盲女をごぜといふは、めくらごぜの上を略したるなり。ごぜんとはいはねば、大名の妻をも、家によりてえいはぬ事に覺ゆるは、何れの世よりの事なるにか。

一童形は、行の字よし、僧家より出でたる詞なり。

一吾邦には、車を牛に引かせたるは、六朝の制なり。

一名乘を反すといふ事、何者のしはじめたる事なる。今の世には王公大人の定れる法のやうになれるは、上をさなくばなり。詞花集の比よりと聞ゆ。異國には、齊の明帝の、ことのほかに物をいまふ性にて、人の名をかへしたる事あり。それは、唐音にて、ひゞきのかよへるをにくめば、さもあるべし。此國にては、和訓にてよむなれば、かゝるさまだけもなし。唯古術の一つになりて、人のまどへ

るなり。韻鏡といふ物は、唐音を正すべき爲に作れる書なるを、うらかたの書のやうに覺ゆるは、おろかなる事のいたれるなり。韻鏡にのせたる字は、一音なる字多き中にて、近く聞きなれたる字を一つ出せる事なれば、その字の義にてのみ、吉凶をさだむべきやうなし。一音の字多き内には、あしき義の字もあるべけれども、とにかくに書面に見えたる字の義をのみとれるは、易の辭などのやうに心得たるにや。此故に今の世には、とほり字の同じくて、うまれしやうの同じき人は、皆同じ名のりなり。名乘のおこなはれぬ世なればこそ、かくにてもまがひもなけれ。昔のごとく、姓と名乘とにて、世におこなはゞ、十萬の人のあつまりたる都にては、同名の人の四百も五百もあるべきなり。

一世にうまれしやうといふ事なり。京房が、姓をさだめたる術なり。故に納音といふ姓の字よし。

一時の鐘のかずは、太玄經に出でたり。

一魂のかずの事は、列仙傳に出でたり。

一かしこきよりかしこからんとならば、色にかへよといふは、皇侃が義疏の說より、昔の博士がつけたる點なり。

一坂田のきんときは、公節なり。物部の系圖にあり

一物部系圖の内に、他天動の大楯といふ物あり。盾人の作れる大楯といふ事を、あらぬ文字をつけたるなるべし。

一阝、是をこさるへんといふ。阝、是をのぼりさるといふ。形につきていへるなり。此比、こざと、のぼりざとゝいひかへたるは、かへりてあやしきなり。

一絕句を、三行三字、律詩を五行三字にかくといふは、歌の懷紙の眞似をして、五山の僧のしいだしたるなるべし。

一吾邦のむかしは、一字平出と一字空までなり。明朝の法は、五字擡頭まであるなり。

一今のなすび文は、鯉魚の形なるべし。

一嶋鼓の手に、らいといふ事あり。擂の字なり。家の譜には、来の字あり。音をかへたるなり。

一十の指を、一波羅密といふ事は、眞言宗にて印相をむすぶに、十波羅密を十の指のひとつ〳〵に名づけたるより出でたり。

一蜻蜓をとんぼうといふは、吾邦の名を秋津洲といふゆゑ、東方といふ事なるべし。

一ちよくは鍾なり。さうは謎なり。朝鮮語なるべし。

一左常樂、常の字をすみて唱ふ。されど、平家物語に、重衡の、われらが傳には、ごじやうらくといへるを見れば、むかしは、濁りて唱へたるべし。

一俗語に、七里けんばい、又けんばいをふるなど云ふ事あり。見敗とかく、見敗見敗といふ呪文あり。悪魔を拂ひ遠ざくる文なり。

一豐成のむすめを中將姫といふ。心得がたし。女の名に、官名をつくる事は、末の事なり。

一しやくぢといふは、赤口神なり。ごむ日は五墓日なり。くゑ日は九會日なり。しやく日は赤口日なり。

一件系圖に氏長者あり。藤氏、源氏にはかぎらぬ事なり。

一三郎が笛とは、玄宗皇帝の事なり。いかに誤りてか。牡笛の事にはしたりけん。

一文じやうは、文屋氏の太郎が、後に撿になりたるべし。

一熊野を蓬萊といへるは、三の御山といふよりなるべし。熱田をいへるは、明神、楊貴妃となり給へるといふ俗說によりてなし。

一八日、十二日を藥師の緣日といふは、やといふ訓の八に通ふと、十二神とによりてなり。外のも此類なるべし。

一鳩を八幡の使者、猿を山王の使者といへるも、はちまんのは、さんわうのさをとりていへるなるべし。鹿を春日といふも、かもじなるべし。

一悔、くゆるといふは音なり。呉音けなり。けはくゑなり。くゑんじ、へんぐゑのごとし。

一こうじたりとは、困の字なり。田舎人はごちたりといふ。

一くち惜きといふは、くちは屈なり。

一葛、くず、かづら、かどゝいふ。皆音なるべし。

一藤原諸葛、藤原子房、藤原伊尹、相如など、皆、古人の名を慕へり。博雅三位も伯牙を慕へるなるべし。

一紀貫之、小野好古、平國香などは、古書の文字にてつけり。

一老人をじやうといふは、丈なるべし。尉とかくは誤れり。ばゝは婆々なり。あまは、梵語阿摩なり。

一弓。鐵砲の頭を物頭といふを、學問だてする人の、者頭とかくは僻事なり。物前、物わかれ、物ぎは、物ばやきなど、皆武といふ事を、物といふなり。物部より出でたる詞なり。

一博雅三位、行平中納言などゝ、名の下に官をいふ事、唐朝の例なり。

一尸といふ事は、異國にはなき事なり。族といふ心なり。氏族の貴賤を分てるなり。同じき姓にても、朝臣をなのる家もあり。眞人をなのる家もあり。宿禰をなのり。連をなのる家もあるなり。

一神代といふ事は、死したる人をば、神にまつりたれば、今は神にまつりたる人の代といふ事なるべし。神武帝の時にいへる詞なるべし。

一或人の曰く、やしろに、社の字をかく事は、吾邦の神は、皆土地をしめたるゆゑなりといふ。

一大日本國をきりて、大日の本國といふは、物わらひなる滑稽なり。

一雀部、さゝいべとよむ。さゞきといふ事なり。さゞきは鷦鷯とかく。佐々木も是より出づ。

一六歌仙といふ事は、古今の序に、六人を出だせるよりいへり。六に六をかさねて、三十六人にて、あなにえやの歌を附會せるは、後の世の人の事を好めるなり。丈山が詩仙堂をつくれる、又物わらひなり。古は、六義ほど歌より詩にならひたるに、後の世は、又詩より歌にならふ。題も昔、歌のやうになるはいかにぞや。連歌あれば聯句あり。歌合あれば詩合あり。百人一首あれば百人一詩あり。かく品々にまなびつくしぬれば、詩所もたつべくと覺ゆ。

一波利釆女頁旦大王は、朝鮮の故事なるにや、蘇民將來といふ、朝鮮に蘇姓あるなり。

一牛頭天王は、神農なるべし。

一御曹司は、冑子の誤なりといふは、かへりてあやまりなるべし。曹司君といふ事のあるなり。

一一町の田よりは、米二十五石とる。此内、正税は一石一斗なり。位田職田は、税をいだざず。二十五石をみなながら納むるなり。太政大臣の職田四十町千石なり。左右の大臣は、三十町七百五十石、大納言は二十町五百石なり。太宰帥は十町二百五十石。大貳は六町百五十石、少貳は四町百石、大監、少監、大判事は二町五十石。大工、少判事、大典、防人正、主神、博士は一町六段四十石。少典、陰陽師、醫師、少工、筭師、主船、主厨、防人佐は一町四段三十五石。令史は一町二十五石。史生は六段十五石なり。大國守は二町六段六十五石。上國守、大國介は二町二段五十五石。中國守、上國介は二町五十石。下國守、大上國掾は一町六段四十石。中國掾、大上國目は一町二段三十石。中下國目は一町二十五石なり。又位田といふ事あり。一品は八十町二千石。正一位も同じ。從一位は七十四町千八百五十石。二品正二位は六十町千五百石。從二位五十四町千三百五十石。三品は五十町千二百五十石、正三位は四十町千石。從三位は三十四町八百五十石。四品は三十町七百五十石。正四位は二十四町六百石。從四位は十二町五百石。正五位は十二町三百石。從五位は八町二百石。何れも現米の積りなり。令に見えたるは、右の通りなれども、式に文章博士の職田五町。筭博士の職田あるを見れば、

何れの官にも、職田あるなるべし。此外に、祿といふ物、食封といふ物あり。太政大臣にて正一位をかけたらんには、官位ともにいたれるをきはめたれども、現米三千石なり。祿食封などくはへても、二萬俵にはいたらじ。國守などは、五位の位田をくはへて、僅に現米二百五六十石なり。紀貫之が土佐守になりたる時、海賊におはん事をおそれたる、さもあるべしと思はる。總じて郡縣の代は、からも日本も、臣下のゆたかならぬ事なり。かゝる事の樣にて、大八洲のよく治まりつるは、淡海公の制度の德なりとしるべし。延喜式にのせる供御の品々を見るに、恭儉のいたれる、異國にもあるまじきなり。賢愚は代々にことなれども、制度の力にて、仁儉の德をうしなはず。古法をよく守れるにて、おだやかにおさまれるなり。

一うには輮贏なり。うにといふ訓は、海丹といふ事なるべし。

一國々に日野といふ地名あり。烽を擧げたる所なるを、後に火の字忌みて、かき替へたるなるべし。火の國を、肥に改めたる類なるべし。

一御成敗式目の第一條に、神社、第二條に、佛寺の事をいへるは、令に、官位令、職員令の次に、神祇令、僧尼令を出だせるに本づけるなるべし。

一ひるこに蛭をかき、ひるめに日をかけるは、本義にはあらざるなり。ふたばしらながらひるといひて、子とめとにて、男女をわけたるまでなれば、元來は義おなじかるべし。

一みかどは、みことの轉ぜる詞なるべし。

一庄といふ物を、郡のやうにおもへるは誤なり。庄は庄園にて、私田にあるべし。公田にはあるまじ。私田の內にも、都に居たまへる高官の人か。又は寺社の封戶なるべし。是を司る代官の樣なるものを庄司といふなり。されば、庄の名なき地もあるべし。何の國、何の郡、何の庄、何村と、かならずいふ事はあやまりなるべし。國郡鄉と次第する事本法なり。鄉の名は、和名類聚に出でたり。

一闕所といふは、功田、賜田など持ちたる人の、罪にあひてほろびて、其田ぬしなくなりたるをいふなり。闕國といふは、國守の解任して、其國のあきたるをいふなり。

一國司は、國守なるを、守護といふ事出來たる後は、公家より置きたる官人をいひたるなり。國守は、多くは京都にありながら、かけて其所務をとるまでにて、國務にかまはぬ事になりたるゆゑ、國守と國司と名わかれたり。

一からも日本も、古は玉をたからとせるに、後の世にはきえうせたるやうなり。大かたは、金銀をたからとせるより、玉はおのづからおされたるべし。

一古に古田を耕す民を良家とす。是則武士なり。正税を一町の田より一石一斗づゝ出だして、外に徭役をつとむ。私田を耕すものは奴婢なり。耕す田の米は、殘らず主人のものとなる。おのれは口分田といふ物を持ちて、是よりは稅をいださぬなり。良家の口分田は二段づゝなり。現米五石とる。是より稅一斗一升出づるなり。奴婢の口分田はその三分一なり。現米一石六七斗なり。今の百姓は、此奴婢の類なり。

一今の世に、六位以下をば、官位のやうに思はぬ事は、そのむかし、五位以上にばかり位田あり。六位以下にはなし。後に國介など世官になりたれば、其職田も世祿になりぬ。守は京都にありて、介にて國務を取り行ふゆゑ、國衙にての雜用の料に定めたる、郡衙などは、介の心得になりぬ。それより以下、掾、目、郡司等も、皆世官になりぬ。其職田は、みな世祿となりぬ。かゝる人の目より見れば、京官の六位は、貧しからぬ物なり。おのれと位階は、さのみかはらで、富はおとるべければ、おのづから、官位のやうに思はぬ事になりたるなるべし。

一今の世に、國造といふものを、尊きものにいふは、僻事なり。古は、その國をひらきたる人を、其國の一の宮として祭り、其子孫を國造といひて、其神の祭をも司り、又國の政務をも司りたり。其後、百官

をたてたりし時より、國司といふもの出來ては、國造は、國の政務にはかまはず。たゞ祭ばかりを司るゆゑ、神となれるなり。國造をえらびて、郡司にする事、令に見ゆ。されば、國造より郡司になるを規模としたるなるべし。たゞ家系のふるきなり。

一今の番衆のやうなるもの、古もあり。およそ、官に職事官、長上官といふ事あり。職事官といふは、今の世に役人といふやうなるものなり。それ〴〵に司る役義あり。散位の人は、長上官なり。長く上するといふ事なり。上するとは、御番をする事なり。才伎、長上といふは、藝術の事なり。是も、つとむる役義なくて、番をするゆゑにいふなり。

一君臣の事を主從といふは、郡縣の代の名なり。郡縣の代には、天子より外に君はなきなり。

一薩摩の防の津は、防人の守りし所なるべし。

一勳位といふ事は、軍功によりて賜はる事なり。十二等ありて、勳一等は、正三位の下、從三位の上に列す。次第に配當して、勳十二等は、從八位の下に列す。衣服は、庶人に同じく黃袍をきる。勳位の次第は、軍功によりて、功田を賜はる爲に設けたりと見ゆ。いかなる故にか、後世には、たえたるやうなり。

一餘綾郡をゆるぎの郡とよむ事は、よろぎの轉ぜるなり。綾をろぎとよむは、りようのうのかなを朝鮮音にてぎとよむなり。

一半匹を一端といふは誤なり。令に見えたるは、一端も一匹も同じ事なり。五丈二尺をいふなり。學生の束修は、布一端なり。

一入唐といふ事は、昔の博士のいかゞ心得たがへたるにか。日本を夷にしたる詞なり。

一封戶の一戶は、稻四十束を出だす。米にして二石なり。太政大臣は三千戶六千石なり。左右大臣は二千戶四千石なり。大納言は八百戶千六百石なり。一品も八百戶なり。二品は六百戶千二百石なり。三

品は四百戸八百石なり。四品と正一位は三百戸六百石なり。從一位は二百六十戸五百二十石なり。正二位は二百戸四百石なり。從二位は百七十戸三百四十石なり。正三位は百三十戸二百六十石なり。從三位は百戸二百石なり。此外に其戸に夫役をあてゝ使ふなり。

一古の田地の高も、今にさまではかはるまじきに、式にのせたる肥後の國の正税、公廨、各四十萬束。國分寺料四萬七千八百八十七束、文殊會料二千束、寄官公廨三十五萬束、衛士料三萬五千七百九十五束、修理府官舍料一萬束、池溝四萬束、救急料十二萬束、俘囚料十七萬三千四百三十五束、合せて百五十七萬九千百十七束なり。米になほして、七萬八千九百五十五石八斗五升なり。是百石の場にて四石四斗納る積りなれば、百七十九萬四千四百五十一石餘なり、上總國は百六萬千束、米にして五萬三千五十石なり。右の積には、百二十萬五千六百八十七石餘なり。甲斐國は五十三萬五千三百束、米にしては二萬六千七百六十五石。右の積りにしては六十萬八千三百石餘なり。今の積りよりはたいてい三倍せり。右の外に、位田、職田、功田、賜田などの不税の田もあるべければ、むかしは殊の外に、田地多きやうなり。其道に明ならん人につもらせたき事なり。

一大學寮の料、常陸國より五萬四千束、近江國より一萬束、丹後國より八百束、伊豫國より一萬束、備前國より一萬千束、越中國より一萬束、合せて九萬五千八百束。米にして四千七百九十石なり。學生の料、上野國一萬束、陸奥國四千束、出羽國二千束、播磨國一萬五千束、合せて三萬千束。米にして千五百五十石なり。何れも現米なるべし。

一伊達家にては、備を城に貯ふる事、古、陸奥國には、備の糒といふ事ありし例の、今に殘りたるなり。

一古に、弓矢取といふは、武士をいふなり。大將の事なりといふは、弓法をうづたかき事に思へる僻より、いひ出だしたるなるべし。

一體矢とて、冥途の見やげに持ち行く物なりといふは、子路が纓を結べる心なるべし。

一今時、くがいといふ詞あり。公廨とかくなり。本は、國々の年貢米の内にて、京都にはこびのぼするを正稅といふ。其國に殘し置きて、守、介、掾、目等の國司どもが分け取りて、雜用にするを公廨といふ。職田は、全く私用に用ふるなり。公廨は、官府にての雜用にするなり。是よりして私ならぬおし出だしたる事を、公廨といふなるべし。

一天神といふは、菅家にかぎらず。總じて國津神にあらざるをいふなり。國津神は鄉賢なり。天神は名官なり。

一高坂彈正といふ者、高野に書狀あり。香坂彈正左衞門虎綱といへり。されば、甲陽軍鑑は他人の僞作なる事、いよ〳〵あきらかなり。

一はうじといふは榜示なり。傍示とかくは誤なり。

一被管を被官とかくは誤なり。支配したの事をいふなり。家らいの事にはあらず。

一ざうがんは、象嵌なり。

一どびやうしは、銅鈸子なり。

一こりといふは行李なり。旅の荷物をいふなり。

一狐をやかんといふは、射干なり。狐に似て木にのぼる物なり。

一ゐんことといふは、鸚哥の唐音なり。鸚鵡のちいさきをいふなり。

一目代といふは、めだいといふ事にはあらず。さくわん代なり。判官代の如し。

一預參といふを、あらかじめ參る心に用ふるは、僻事なり。まゐる人の數の内にいる心なり。延喜式など見るべし。

一一番はひとかはりなり。ひとつがひとよむ事は、舞樂相撲より心得違ひたるなり。

一露地といふは、やねふかぬ地をいふを、誤りて庭の事にしたるなり。

一神主といふは、昔はその神の子孫を神主としたるなり。喪主などの心なり。

一談議といふは、今いふ講釋の事なり。

一さん〴〵といふ俗語は、物をいまふ人の死したりといふ事をいへるより、起れるなるべし。

一猶子とは、をひの事なるを、僧正などになる人の、公卿の子分になるをいふは、義はかよふ様なれども、本文に違へり。

一折角といふ詞は、郭林宗が巾の雨にあひて、角のひしげたるを、人々のまねて、わざと巾の角を折りたるより、何事もわざ〳〵とする事をいへるなり。

一むかでといふ虫は、もゝかでなるべし。かは箇なり。百日をもゝかといふも、もゝかのひといふ事を、日を略したるなり。

一女房といふ事、女ばかりにかぎり、房の字をつけたりと思へば、源平軍物語といふ草子には、男ばう女ばうといふ事あり。部なるにや。

一本朝といふは、吾朝といふ事なりと思ふは誤なり。千載集の序に、わがよの風俗とかきたるは、吾朝といふ事を、わが世とかきたるなり。古は義をあやまらざりし様なり。

一四姓といふ事は、天竺にある事なり。源、平、藤、橘を四姓といひたるは、佛法を信ずるあまりに、何事も天竺の事をよしと思ひて、それに擬していへるなり。はては、かた田舍の人は、此四つより外は、姓はなしと思ひて、外の姓の人も、皆此四つの内にあらためたれば、今はまことに此四つより外はなきやうになりたり。安倍、伴、朝原、丸子、巨勢、高階、春日、滋野、滋岳、菅、蒔田、葛城、葛井、御船、當麻、賀茂、菅原、卜部、佐伯、都、布瑠、高丘、三原、三善、大原、粟田、田部、島田、田中、高橋、菅野、錦部、豐階、志紀、御室、布勢、秦、櫟本、若安、早部、朝野、常良、六

人部、都努、賀陽、五百木部、安濃、飛鳥戸、川上、石川、鵜養、吉野、猪甘、茨田、手島、坂合、丹羽、稲置、飯高、大坂、五百廬、波多、黒川、長谷部、川邊、蘇我、雀部、治田、櫻井、服部、岸田、平群、佐和良、坂本、日下部、阿毘古、春日部、三枝、稲木、土形、大石などの類は、姓なりといふ事は、大かたはしらで、四姓の内になりたるおほかるべし。

一蹟をあとこゆるといふ。足迹のまたがりこゆるといふ意なるべし。

一返閇といふは、陰陽師が、行幸の時にする事なり。軍法者の家に遍唄といふ事のあるは、これを誤りたるなるべし。

一太上皇の御所を仙洞といふ事は、藐姑射の山といふより起る。本は嵯峨仁明の比ほひ、昆陽池、河陽院にて、文人をあつめ詩歌をたてまつらしめたまふ時に、姑射の山になずらへたるためしあるなるべし。

一世俗に、鬼まん國といふ事をいへるは、鬼方をあやまれるなるべし。

一咀をとことよむは、咀嚼の字なればちかふといふあやまりなるべし。鬩をせめぐ、抑をそも〳〵といふ類も、博士家にてつくりたる詞のやうなり。

一罵をのるとよむは、呪罵といふ事あるより起りて、のろふ事なるべし。祝詞をのつとゝいふ。中臣祓にのるといふは、のたまふ意なり。法をのりといふも、上よりのたまひたる事なればなり。古は神と人とわいだめなきゆゑ、祝も宣もかよへるなり。のゝじるといふは、高聲にいふ事なり。神の祝詞も、上の仰せ事も、高聲にとなふるゆゑなるべし。

一兄弟をおとゝいといふは、おとゝえといふ事なるべし。

一笙の山口を、でやうしやうといふ。今の樂家にて、屏調又は評聲などかけるは、しらで文字をつけたるなり。凡上といふ事なり。乞の竹と也の竹には山口なし。乞は黄鐘、也は雙調なり。此二竹をかね

にして、凡上の竹より山口をひらきて、それより段々に外の竹にも、山口をあくることは、かね達はぬけゐるに、凡上と名づけたるなり。今の笛は形長くなりたるゆゑ、乙の竹にも山口をあけたるなり。乙の竹を長き限とし、也の竹をみじかきかぎりとして、乙のなかばを行の山口とし、乙と行とのなかを、凡の山口とす。凡のなかばを上の山口とし、凡と上とのなかばを下の山口とし、也の竹に吹きあはせてみるなり。

一りちのしらべといふ事を、秋に用ゐるは、五調の内、壹越の主用にあたるをのぞきて、のこりの四調にては、秋にあたる平調のみ律にて、外は皆呂なるゆゑなりといふは、あやまりなり。りちのしらべといふは、十二律の調といふ事なり。一切のものゝねの、秋は殊にすみわたる心にて、秋にもちふるなるべし。呂といふ詞を歌にもちひざればなり。

一長歌、短歌といふは、いにしへにうたをうたひたるさまの、ながきとみじかきとにていへるなり。句の数にはかゝはらぬなるべし。

一土師連といふは、古の詞なるべし。いかに漢語を用ひたりけん。

一大口といふものは、舞人の裝束に、大口袴といふ事、隋唐の樂志に見ゆ。

一ことゝいふは、琴の音といふ事なり。かりがねは雁が音といふ事なり。久しくしては物名になりたれば、ことのね、雁金の聲ともいふなり。冬日之日、夏日之日といへるがごとし。

一ことぶきといふは、祝することなり。壽命の事に思へるは、博士家のあやまりなり。

一吾邦にて、大牢といへるは、大鹿、小鹿、猪なり。

一今の世に、茶堂坊主、掃除坊主などいふ物のある事は、戰國の時に、軍兵、寺僧を追散し、僧徒をかすめ取りて、おのがつかひものとしたるなるべし。國初の比までも、僧の寺などおこしなかりたるは、大名の家へ掃除坊主に出でたり。されども、女犯肉食をせず。おのれが部屋には、本尊をすゑおき

て、ひそかに朝夕の勤行をもしたりと、外祖母の語りし。令に僧の罪を犯せるをば、徒罪の意にて、百日苦使すといふ事あり。是等やおこりなるべき。

一胡琴教錄といふ物に、如木といふ詞あり。じよぼくとよめり。今の俗にいたてんじんなどいへるごとき心にかよひて、裝束をこは〳〵しくきなしたるていをいふなり。今の世にせうぼくなきといふ詞は、じよぼくならぬといふ事なるべし。小忌などゝ文字をつくりてかくは、僻事なるべし。胡琴教錄には、太政入道などの事あり。鎌倉の比の書なるべし。

一今の世に、寺に寺家といふものあり。無學の平僧なり。されども清僧なり。三代實錄に、筑紫の觀音寺に、御使にゆきたるものゝ、寺家の女にかよひてもたせたる子の、後に親戚の願ひて、筑前の籍貫に入りて、良家となりたる事あり。されば寺家といふもの、古もありと見ゆ。奴婢のやうなるものにて、寺につかふるなるべし。それが後には、髮をそりて、法師に似たるが、近き世になりて、清僧になりたるなるべし。諸山、諸寺の妻帶の僧達も、百年以來多くは清僧になりたるなり。

一大内家の遺物なりとて、孝孺が持ち來て、郢曲の書を見せつ。宴曲集五卷、宴曲抄三卷、眞曲抄一卷、究百抄一卷、拾菓集二卷、拾菓抄一卷、別紙追加一卷、玉林苑二卷、總目錄を撰要目錄といふ。文保の比より應永の比までに作りたる書なり。猿樂さかんになりて、此樣なる物もたえうせたるなるべし。

一朝廷のを職といひ、武家のを役といふ事、是も異國より來れる詞なり。戰役といふ詞は、官吏へかけて、官人のつかさどりを職とし、吏のつかさどりを役とするなり。

一能は、元の雜劇を擬して作れるなり。元僧の來り教へたるなるべし。こればかりの事も、此國の人のみづからつくり出だせるわざにてはあらじかし。

一とう〳〵たらりやらりろうといふは、樂の譜なるべし。陁羅尼なりといへるは、僻事ならん。

一主殿はとのもりなり。掃部は階もりなり。主水はみづもり、轉じてもとりとなるなり。釆女はうなゐめなるべし。

一蝙蝠をかはほりといふは、閑もりなるべし。やもり、ゐもりの意なるべし。

一鼓をつゞみといへるは、都曇鼓といふ鼓あるよりおこれるなるべし。

一隼人をはいとんとはぬるは、はいとんべを略したるなるべし。

一黄蘗派の寺はからめきたれども、古に遠し。眞言、天台の寺には、和流多けれども、もと唐朝より傳へたれば、古法の殘れることあり。

一異國の書に、入道といへるは、道士になりたる多し。吾邦には專ら僧になりたるをいふ。法師もしかなり。

一勾陝をまがりをとよむ。酒勾をさかわとよむ。まがるといふよりわといふなるべし。

一ねこまを略してねこといふ。こまといふも略言なり。

一地名に尾といふは、丘の字なり。

一梶原平三が子を源太といふ。源子の子をやしなへるにや。猪俣小平六も、小野氏なるを、平氏を冒せるはいかに。此比までは、今の世のみだりがはしきやうにはあらじ。かならずゆゑあるべし。

一武者所といふは、官府の名なるべし。御書所、御厨子所、記錄所の類なるべし。兵家者流の輩の六十六箇國に、武者所三十三ありといへるは、閑を誤れるなるべし。

一今の世に亂曲といふ物あり。宴曲、眞曲の類なるべし。謠に曲舞といふ物あるも、もとは宴曲眞曲の類に、前後をつくりくはへたるなるべし。

一代官といふは、もとは國司などの名代なるべし。戰國になりて、文官をないだりにしたるより、今は輕き職となれり。

一苗字といふ事は、室町家の比より起れり。鎌倉の代には、それ〴〵の住所にしたがひて、和田ともいひ、三浦とも稱し。朝比奈ともなのりしを、太平記の比より、あらぬ國に住みながら、仁木、細川、佐々木などいひたり。是よりして、おのづから姓はかくれゆきたるなり。

一日の神の天磐戸にこもりたまひしといふは、日食の事なり。諸神の神樂を奏せしといふは、日食を救ふわざなるべし。

一今の世の物學びたる輩の、假名を字に用ふるあり。假名のやうなる事は、異國にもある事なり。世俗の稱呼にて、字にはあらず。吾邦の人は、字はなきなり。字つかんと思ふ人は、別につきたらんまされり。

一爪をふりとかく事に、壺盧をとり違へたるにや。壺盧の唐音うるなり。うとふとの間をいふより、ふとかくなるべし。るもりゆといふやうなれば、りといふなるべし。

一孝標が女のかきたる物の内に、武藏の國たけしばといふ所なり。今の芝なるにや。

一甲斐の國に、火ともしの翁を祠りて、わが宮天神と名づく。日本武尊のよみたまひし歌の下の句をつきたれば、和歌の宮といふなるべし。國津神ならねば、天神といふなるべし。今はあやまりて、八幡と天神とをまつれり。今のわたりに、山梨岡の明神あり。社の前に綿をかさねたるやうなる石あり。甲斐がねといふ石なりと祝のいひし。甲斐の嶺といふ事を、かひがねといふをしらで、甲斐の國の根本なりと心得て附會したるなり。

一火あぶりといふ事は、からにもやまとにも、古はきかぬ事なり。耶蘇の法なるべしとおもはる。火の罪を犯したるをば、火の刑に行ふは、佛法の因果によく叶へれど、佛法には、世間法をたてず。佛法に似て、世間法をたてたるは耶蘇なるべし。天學を本とすればなり。

一上總國に、日蓮宗の一種あり。寺も僧もなくて、土民のひそかにたつるなり。かたくなゝる事いはん

かたなし。日蓮宗、一向宗などのおこり出でたるはじめ、みなかゝるさまなるべし。

一周防の國に、畜生谷といふ里あり。母子兄弟の間にて、婚姻をなすといふ。平家の餘類なるべし。敵をさけて、人の通はぬ所に隱れ居て、子孫を長じたらんは、おのづからに、一族の外に、婚姻すべき族なかるべければ、里のならはしとなりしなるべし。

一吾邦は、女多く男すくなしといふ。さもありぬべし。女のうまるゝはおほく、男のうまるゝはすくなし。人の妻女の死にたるをきく事しば／＼なり。人別の帳といふ物を見れば、誠に女がちなり。されども、陽はすくなく、陰は多き物なれば、異國もかくあるべしと思はる。女すくなかりせば、世はみだるべきなり。

一五百年以來茶あり。百年以來烟草あり。世はやうやくに事多くなりぬ。佛老も古はなきなり。

一遠江國は、とほつあふみの國なり。今切の渡のきれざりし前は、湖なるべし。さて攝國、美濃國は、道の左りみぎりといふやうなり。

一今を見れば、古の葬には、鼓角を用ひたり。三代實錄には、方相の事あり、俗たば借らぬやうなり。

一檢非違使の轂をかくるは、今の閉門なりといふ。贖をはたるかぎり。閉門させたるなるべし。

一寛永通寶の行はれざる前は、錢に美惡ありて、多きにあたるあり。少きにあたるありけりと、祖母のかたりたまひし。明朝の法なるべし。永樂といふ事、收稅の法となれゝば、彼國にまかせたる事あきらかなり。

一古に三尺の劍といふは、今の二尺一寸五分なり。普通には、よきほどの手比なり。八握の劍も大かた同じほどなるべし。

一明朝の一石は、吾邦の四斗六升ばかりなり。今の四斗俵といふ物も、是より入れるならん。

一まなはかなゝり。かなはまなゝりと、神道者のいへるは、殊にひがみて覺ゆ。さらばまなといふ物の

みたくあるなり。

一玉ぼこの道といへるは、大己貴命の廣矛をつきて、大八洲をめぐりたまへるより起れる詞なるべし。古は道のしるしに矛をたてたりといふは僻事ならん。今の世には、それをばしらで、行基菩薩の道を開けるといふはいかにぞや。かれはたゞ、功德のために、橋梁をつくれるなるべし。是より前も、王化は大八洲にあまねかりしを、道といふ物なくて、いかでかは御調物をばはこびけん。

一儒者のかしらそりしは、惺窩よりはじまりて、僅に六七十年の間なり。元祿の比より昔むかしにかへりたれば、今の人は儒者のかしらそりしをしらぬ人も多し。醫者のかしらそるも、かゝるためしなるべし。記錄したる物なければ、人々、昔よりの事と思ふのあまりに、醫者はいそがはしきものなれば、かしらそるぞ便なる。閤門の内にも出入る事しきりなれば、ほうしなるぞよきなどいふなり。習俗は、人の心までをも移す物なりけり。

一高泉の、異國より持ち來りし母の神主に、長金孺人神主と題せりと、高泉に從ひし僧のかたりし。亡者に戒名つくる事は、異國にもなき事なり。佛法にもなき事なり。

一てうちんは吊灯なり。挑灯とかくは僻事なり。つるべも吊瓶なり。

一石をわる物をげんのうといふ。殺生石をくだきたりといふ。僧の名とせるは、諺つくりし人の滑稽なるべし。今の世になりては、宗派につらねて、まことにさ云ひしがあるやうなり。大幻法門とかやいふもまことなりけり。

一癩病をかたゐといふ事は、山礪河帶の誓を、しやみれかたゐとよみあやまりて誓ひたるべし。人の神祇に罪せられて、うけたる病と附會する人あり。かたゐ翁といふは、きたなき翁といふやうなり。されば、むかしよりいひし詞なるべし。

一ほとゝぎすを、郭公といふ事は、郭亡といふ事のあるゆゑに、望帝の故事にまぎれたるなるべし。眞

の郭公は葉桜の比より、かつこうとなく鳥あるなり。
一譜第といふは、世々官職ある家をいふなり。今の世にいふは、新附にわかてるなり。譜第相傳の下人などいへるは、大きに用ひ違へるなり。
一筑紫の人、あみといひて、ちいさき蝦のあるを、こうございといふ。糠蝦の字なるべし。
一十二月の和名は、古昔邦にも建子の正朔を用ひたる時の名なるべし。正月を睦月といふは、子にても寅にても子細なし。二月を衣更着といふ事は、丑の月のさむさ、げにと思はる。仲春の名とはいひがたし。三月を彌生といふは、寅の月更に親し。四月を卯月といふは、卯の月なればなり。今の四月に卯の花さくなれど、それは、卯月に咲く花なるゆゑ、後に名づけたるなるべし。五月をさつきといふは、辰の月は種をおろし、午の月は苗をうゝ。何れも同じ意なり。六月をみな月といふは、巳の月といふ事なり。のをなに通はしていへる、殊によしと覺ゆ。七月を文月といふは、申も午もいかなる故とも知りがたし。八月のはづきも、未酉ともに、まさり劣りさだめ難し。九月をながつきといふは、名越の祓をしたるのちなれば、神の心もなごめるなるべし。戌の月には、いかにして、名付けたるにか。十月を神無月といふ事、或は純陰の月といひ、或は神々の出雲に集り給ふといふ。皆心得がたき説なり。酉の月は五穀はじめて熟して、神にすゝむるなれば、神嘗月の略言なるべし。十一月を霜月といふは、戌の月霜降なれば、よく叶ひて覺ゆ。十二月をしはすといふ。亥にても丑にても、其故をしらず。合せて考ふれば、建子の世の名をいはん。まされるやうなり。

南留別志 終

可成三注

可成談序

可レ成者方諺也。不レ可下以二字義一解上レ之。是書有下曰二物子之所レ著者上。有下曰レ非二物子之所レ著者上。其所レ著者非下眼光徹二紙背一焉者上。豈可レ易レ言レ之乎。其曰レ非二其所レ著焉者。口猶レ有二乳臭一耶。非耶。吾友錦江子。姓源。族谷口。名典常。字子國。錦江其別號也。方二其肄業之有レ閑。謄二寫是書一。以藏焉。因加二陳言一曰。善矣。子之是舉也。爲レ是猶レ賢二乎已一。縱令非二物子之所レ著。然非下經生家區々以二語錄一爲二雅文一者之所中能及上也。請而以二和字書。爲二狹兒之所レ著哉。

享保乙卯秋八月望日

東海平維章序

可成三註 巻之一

東海 篠崎維章
巴陵 小林茂右衛門 三先生註
笠澤 岩井金彌

可レ謂ニ博覧一矣

一なんてんは
○八種畫譜八巻
倭ト書事ハ、徂來ハ嫌レタリ。故ニ遂一和ノ一字ニ作ル。此ニ倭ノ字ニ作ルハ、寫セル人ノ誤リ也。

一石摺を
○摺、字彙與レ拉同。又疊也。
搨。字彙都合切。搨入聲。手打。
㊂維章按ニ、摺、力合之渉二切、折也。書翰ナド六摺七摺ニスルナリ。搨、他蠟都盍二切、打也。本艸ノ柚ノ條下ニ打碑トアリ。

一御とは女の
○貝原先生曰、ヲンハヲサムルナリ。サノ字トルノ字ヲ略ス。ンハムナリ。御ノ字、中華モ、本邦モ、帝王ノ御事ニノミ用ユ。王者ハ天下ヲ治メ給フ故ナリ。又ミト譯スルハ、ヲムノムノ字ミト通ズル故ナリ。

◎則按ニ、本朝文粋ニ俗貴女爲レ御。蓋取ニ夫人女御ノ義一也。源氏物語ナドニ、イセノ御トアリ。

一うつくしやべにゝも

○歌ヲ色紙短冊ニ書、ムメノ花ト假字ニテ書ハ格別也。文字ニテ書ニハ、のノ假字ハカヽヌ者ナリ。櫻花モ同事ナリ。職人歌合三卷板行ニアリ。古代ノ風俗ヲ畫ケリ。古ヲ好ム人ハミルベキモノナリ。

◎則按ニ、菅家集ニ、梅ノ花ベニノ色ニモ似タル哉アコガ顔ニモツクベカリケリ。職人盡歌合三冊。

一法勝寺の

◎則按ニ、或云、山門ノ執行代ハ清僧清水寺執行本願寺、及六坊ノ外ニ、今モ火宅ノ僧アリ。祇園ノ執行ハ妻帶也。童行ノ時何丸ト稱スルナリ。岩菊丸、元弘三年吉野城ヲ攻タルモノナリ。出ニ太平記卷六一。清水ノ執行、今ハ清僧、番場雜記、僧有ニ室家火宅之僧一。

一知をともとよむ

○友ノ意

◎維章按ニ、昌言ハ尚書ニミヘタリ。孔安國ガ注セシ孝經ハ、玄宗ノ注ヲ收メタリ。古文孝經ハムカシヨリワガクニヽ傳ハリテ、博士ノ家ニ祕藏セシヲ、近代板行シテ世ニ行ハル。又太宰彌右衛門、名ハ純、再ビ校合シテ梓行セリ。大凡異邦ノ經書ハ、ワガクニヽアル所、ミナ正シキ書ナリ。七經ノ類、全ク此方ノ書ヲ好本トス。足利本アリ。孝經、鈎命訣、群書治要ノ類、モロコシニハアト方モナクナリシニ、吾國ニハ全ク傳ハレリ。

一一をかずとよむは

○敵ヲ此ニテハカタキト讀ズ。合手(アイテ)ノ事也。敵對ナキ事ナリ。

◎維章按ニ、カタキナキト訓ニテヨムハ非ナリ。テキナキト云コトニテ、敵對ナキコト也。寓ス人ノアヤマリナリ。ツヽハ无、亡ノ字ナリ。

則按ニ、淮南詮言訓ニ、一也者萬物之本也。無敵之道ナリ。

一羆をしぐまと

（）順和名ニ、シクマト訓ジクレバ、久シキ誤リナリ。羆ノ字書、四ヲ四トシテ、シクマト訓セルハ大ナル誤リナリ。此字本羆ナリ。ソレヲ略シテ羆ト書ナリ。徂來ノ言ル、ごトク、何人ノ訓ヲ附シヤ、笑フベキ事ナリ。

◎維章按ニ、シクマノ訓、順和名ニアリ。其上本字ハ羆トカク。且吾國ニナキ獸ニ、和名付ルハアシキナリ。徂來モヨク〳〵ヲカシサニ、是言ヲナシテ嘲ル。

則按ニ、或人云、羆ハ和訓アラズ。火ヲフクツクリト云類ナリ。

一窈窕をにほひかとよむ

（）ユホビカト云フ詞ハ、河海抄ヲミレバスムコト也。元喬ガ云ヒシ事、大抵コケレ共、マダ云キラズハガユキ事ナリ。予ガ編シ東海談ニ論ゼリ。往テミルベシ。

◎維章按ニ、源氏物語ニ、ユホヒカト云フ詞アリ。河海抄ニ、寛ノ字ヲ用タリ。實ニ窈窕ノ字義ニ合リ。故ニ植翁先生ノ門人安昌ニ口授シ玉フ。安昌點ニニホヒカト訛讀リ。又ニホヒカトヨム學者、和書ヲシラザル誤リナリ。歌學者ノ家ニ、ユヲヒカ、清濁ノ二流アリ。凡吾國ノ讀法ハ、歌書ノ詞ヲ取テヨメルトナルヲ、闇齋ハアマリコトバヲ省キタルユヘ、本來ノ和語ヲウシナウナルベシ。

則按ニ、釋文ニ王肅ガ注ニ、善心曰レ窈、善容曰レ窕トイヘルハ、故ニ幽閑ノ意ナルベシ。深遠ノ義ヨリ轉用シテ、上﨟ノモノゴト、ハシタナカラズ、奥ユカシキ體ヲ云ヘルナリ。故ニ幽閑貞靜ノ貌トモ注セリ。物ゴト言ツクサズ、奥ユカシキヲ幽ト云。ハシタナクセハ〳〵シク、忙シゲナルサマ

ナキヲ閑ト云。元喬、徂來門人、字子遷、服部小右衛門。

一すめらぎもみかども

○呂氏春秋曰。帝者天下所ㇾ適。王者天下之所ㇾ往。曰ㇾ帝曰ㇾ王。何別之有。

◎維章按ニ、スヘラキハスブルキミノ和訓ナリ。唐ノ魏徵ガ曲江集ニ、日本國スメラミコト勅ス文アリ。

一主水をもんどゝ

清原ノ宣賢。號ニ環翠軒一。　可ㇾ謂ニ確論一矣

ト部兼倶

◎維章按ニ、宣賢臣姓清原。代々明經道ノ博士ニテ、大外記ニ任ズ。環翠軒ト號ス。始テ職原抄ヲ講ゼルナリ。兼倶ハト部氏、吉田家ナリ。

則按、宣賢ガ父正三位宗賢、伏原ノ祖ナリ。又按ニ、唯一ト云事ハ、兩部習合ニワケンタメナリ。兩部習合ノ始ハ、度會延經云、天平神護年中、大嘗會ノ詔書ヨリ始ル。續日本紀上都方波三寶仁供奉。次仁方天社國社乃神等乎毛爲夜備末都利云々。復勅久、神等乎方三寶余利離天不觸物曾止奈毛云々。不忌之天此乃大嘗、方聞行止宣。此事ヲ出口氏自書シテ贈レシト、俗說辯遺編ニノス。又曰、余胎兩部習合セリ。ソノ本ハ聖武ノ詔書ヨリ始レルモノナリ。

一朝臣を何あそんとよむ

◎則按、何ノ字、疑ラクハ衍字ナルベシ。

一近家が見せたる琴の手法のうちに

○近家ハ東武ノ伶人。

ヌスミウカヾヘルニハ非ズ。ヒソカニウカヾヘルナリ。本書ニ竊ニ窺ヘルニ作ル。竊ノ字ヒソカト

ヨム事ヲシラズ。只一偏ニヌスムトノミ覺ヘシヤ。是物氏ガ誤ニアラズ。寫セル人ノ文盲ナレバナリ。

◎則按、近衛姓ハ東使、樂人ナリ。

一御門跡は御門の跡なり

◎則按ニ、或人云、御門跡ハ仁和寺ヨリ起ル。寛平法皇ノ御室ノ御所ナリ。御方ト云ハ、總テ公家ノ部屋住ヲ云。父ノ卿現在ノ日、子タル人江書翰ヲツカハス時、稱號ノ肩ニ御方トカク。假如ヘバ御方三條殿。某。イヅレノ世ヨリ始ルト云フコトヲシラズ。足利ヨリ以前モ如レ此ナリシヤ。方料ハ元服シテ賜レ之。當時御見ト書テ、童形ノ內ニ侍ル面々ハ、イマダ元服セザレ共賜レ之。當時ノ禮也。

一熊襲(クマソ)、ゑぞ　木曾、そは夷の事。

◎則按ニ、中華ヨリハ、エゾヲモ毛人國ト云也。

一南部よりさきは蝦夷(エゾ)の地なるべし

◎維章按、六國史等ニ、蝦夷ト有ハ、大カタ奧州ヲ云。古ヘ王化ニ服セザルコト多キ故ニステ置レシコトナリ。

一御たらしといふは

○確論々々。今ノ軍法者ノ文盲ヲ療スベシ。

◎則按、萬葉ノ歌ニ、御執ノ梓ノ弓ト讀リ。後代ニ武士ヲ弓矢取ト云。若タトヘバ刀劍ハ佩スルモノナレバ、ミハカシト云例ナルベシ。日本紀崇神紀ニ、彌波迦志比賣ノ事ヲ、御刀媛トシルセリ。多羅葉ハ七尺五寸ナレバ、弓ノ長モ同ジ事ナル故、是ヲ多羅枝中スト、公事根源ニ云ルハ誤リナリ。

一箏のすがゝきは

○靜搔(シヅカキ)、早搔、箏ノ詞ニアリ。

◎則按ニ、靜搔、早搔。

一春日を宗廟といふは

　實ニ是借

一下總國の國府臺といふ所に

◎有之按、道鏡ヲ法皇ト云シ事、續日本紀ニ見ユ、皇ノ字ヲバ用ユベカラズ。

維章按、信濃國ニモ法皇嶽ト云アリ。則曰、土人曰、石郭ヲ開餘、寺僧恐ル。ホリ起サズ。内ニイカナル事ヲ知ラズ。今ハ荻芒生繁リテ見ヘズ。其邊眞間弘法寺ノ後山ニ、一丈バカリノ塚アリ。首塚ト云。弘法寺ノ東方ニスコシヘダヽリテ、國分山金光明寺ノ邊ニモ首塚アリ。俗ニ大塚ト云。

一甲斐の國といふは

○古歌ニ、山ノカヒアルトヨメルハ、山ト山トノ間ノミチヲ云。ソレヲ峡トイフ。峡ヲカヒト訓ズ。

◎維章按ニ、峡ヲカイト讀歌、學者ノ山ノカイアルナドヨムハ、山ト山トノ間ノ細道ヲ云。カイノ國ニカヽル所ヲホシト云。

峡中紀行自註ニ、國語訓レ峡爲二甲斐一。地指峡故得レ名。而甲斐ノ名行ル久シ矣。人不レ識二其爲一レ峡。

一ふたつはひとつの音の轉ぜるなり

◎維章按ニ、コヽタヘ古歌ノ詞ナリ。一本ニコヽタクト改メタルハアシヽ。中臣祓、許許太久ニ同ジト思ヘルナリ。

一山はやむ、河はかわるといふ。

◎則按、談一作レ誤。

一小兒の糞器をまるといふことば

◎有之按ニ、女ノコトバニヲカハト云ハ、カハヤノ意ナルベシ。

一今の世にめろうと云は

○めろうのろうの假名にあらず。らうとかき、女郎ともかく。

一火急と書てきうとよむは

○危急（クヰキウ）ー源氏（ゲエンジ）

◎則按、六祖檀經火急速去、東坡集十六應須火急回征掉、

一あしをよしと云、なしを

○葦ノカナ、悪ニ通フ故、ヨシトヨミカヘタルハ、誠ニヲカシキ事ナリ。アシカリノ謠、又ハ神代卷

集說ニ、葦ハ善惡ノ二名ヲフクメリト云ハ、古ヲ知ラヌ文盲ナル事ナリ。

◎則按、本艸家ニハ鹿梨ヲアリノミトス。直指抄ニハ、アシハハシナリ、艸木ノハジメナリ。

雄草按、栖三好中集說ニ、葦ハ蓍舍、善惡ノ二名ト書タルハ、文盲ナル事ナリ。

一しやうつきといふ文字を尋ぬる人あり

○則按、單（タン）唐音ツン、

一親の時、昆布の切様にひきまたと、

○則按、其云、屋作ニ蟆股ノ木アリ、弓ニ蟇目ヲ射ルコトアリ。蝦蟆ヲ用ルコト故アリ。

一脾をよらし腎をむらし

○則按、腎水藏ヲウケテヨゴシケガスナリ。腎ハムラノ門ナリ。肺ハ氣ヲツカサドル故、吹ト云意ナ

ドイヘル說ハ不レ用。

・芭蕉をばせをと書

〇紀長谷雄、白發昭トカヽレタルコト、水石亭詩篇ニ見エタリ。長谷雄ハ延喜ノ頃ノ人、其文章多ク

文粹ニ見エタリ。

東トン、トウ、陽ヤン、ヤウ、

◎維章按、長谷雄自ラ發昭ト書シハ、藤時平ノ水石亭ニテ、其師ヲ賀セラレシ酒宴ノ序ニミヘタリ。

一成をしげとよめる事は

○堅ノ字ヲカタシトヨミ、質ノ字ノカタトヨム。堅ノ字ハ有ノ字ニ似タル故、カタトヨミヲツケタリ。

◎有之按、正字通光ノ字註云、韻會引爾雅、桄頭充也。註充盛也。按爾雅、光爲作ㇾ桄。知孫炎本桄作ㇾ光。宜ニ闕存ㇾ究。此說ニヨリテ、光ヲミツトヨマセシナルベシ。

一和をかつとよむ

◎維章按、大和河内ノアタリニテ、飯ニ野菜ヲマジユルヲカテルト云。和ノ字ニヨクアヘリ。

一くだりての世に作り出たる物は

◎有之按、侍ヱボシト云ハ、俗ニ云習ハセル名ナリ。折烏帽子ト云ナリ。今云折ヱボシハ、モト風折烏帽子ト云シナリ。

則按、軍器考卷九ニ、東鑑武士ノ立烏帽子等ノ事アリ。ソレハ諸眉、左眉、風折ナド云モノニアラズ。今世ニ侍ヱボシト云モノハ、其折烏ボシノ遺制ナリ。又卷八ニ、今ノ代ノカタナハ、古ノ太刀ノミヲサヤマキノヤウニ飾レルモノナリ。此刀ト云モノ出來シヨリ、職人歌合ニノセタルサヤ卷切ノツクル所ノ物ヲ、チイサガタナト云ナリ。古事記ニ、小刀トシルシテ、佐比トヨミシモノハ、コカタナノ事ナリ。古歌ニ、カチトキノ末齒モアハヌコガタナノ世ニタヱテコソ思ワビタル、トヨメリ。劍刀類、軍器考ニ詳カナリ。併考ベシ。

維章按、イニシヘ王道ノ盛ナリシ時ハ、萬ノ名目上ヨリ出、時ノ有司博士ノ定テ行ハル、モノナリ。器ノタグヒモ、工名ノ名、年月日マデ彫付染付ヨト、大寶年中ノ御令ニ見エタリ。

一笙笛琵琶の類吾邦に傳へたるは

◎維章按、寶永年中、朝散大夫君美ニ命ゼラレ、京師幷南京ノ樂器古器ノ類ヲウツサレタリ。コノ時東雅廿卷、東韻譜一卷、軍器考十二卷ヲ撰ス。器物ノミナラズ。足利學校ノ經書ハ宋板ナリ。金澤文庫ニ元朝ノ板本アリ。皆今ノ本トハ各別大ナリ。奥州光堂ニ秀衡ノ納ラレシ佛書ノ帙ヲミハベリシニ、甚珍シキモノナリ。金澤文庫ノ左傳ノ卷モノ、古キ世ノモノナリ。古ハ多ク卷モノナリシ。トヂ本ハ帖トテ、略義ニシタルナリ。世モスヱニナリテハ、イニシヘノ人ノ心ヲ盡セシコトモシラズナリユクナルベシ。程大昌日。古書皆卷。至レ唐始爲ニ葉子一。今ノ書冊ナリ。

一虎をとらといひ、羊をひつじと云。

㈠則按、ヒツジト云和名ハ、十二支ノ未ヨリ出タリ。日中スル時ハ午ニトヾマリ。ソレヨリメグリテ未ニイタル。コノ故ニ日辻ト云意ニテ、未ノ字ヲ訓ヲ付シナルベシ。辻ノ字ハ俗字ナリ。ツジトイフ事ハ、馬ノ旋毛ヲツムジト云、又ツジ共、辻ノ訓ニテ共意ナルベシ。

則按、蘭沼族、羽倉姓荷田、名在滿、表字東進、日本釋名ノ說ニ蘭沼ニ同ジ。

一蘭をらに、錢をぜに、雁をかり、蟬をせみ、

㊂有之按、ハヌルカナヲニト云ハツネナリ。リト云例ハイマダミズ。雁ヲカリト云ハ、鳴聲ニヨリテ名ヅケヽルニヤ。セミノミハムシナリ。ムシヲカヘセバミニナルナリ。シラミノミ、シミノミナド、ノミミナムシナリ。

㈠御肩、御足袋ノ類、ヲン、ヲミ同ジ事ナリ。ヲンナメシヲヲミナメシト云モ同ジ。

一きく、きちかう、しをに、われもかう、

○菊(キク) 桔梗(キチコウ) 和木香(ワレモカウ)

一古に系圖をたからとするは

◎則按、或云、系圖ハ只本領ノ爲ニ實トスルニハアラズ。人々ソノ先祖ヲ知リ、先祖ニハヂテ卑怯ノフルマイアルマジキ爲ナリ。商賈ハ系圖ヲ云ズ。士タルモノハ、假令武功ニヨリテ今日登庸セラルル共、其意豈無レ恥乎、醫乎。

一今の世には苗字を姓と定むべきなり

○一部ノ姓氏錄ヲ看ヨ

◎則按、或云、姓ハ異國ニテモ、天子バカリ賜フトコロナリ。苗字ヲ姓ト定ムベキ也トハ、下ヨリ定ムルモノニアラズ。可レ笑。姓ヲシラヌ人ハ希ナルベシ。異國ト云ヘ共、豈人々ニ賜レ姓ヤ。秀吉匹夫ヨリ起テ不レ知レ姓。天子賜ニ豐臣姓ニ見ベシ。

一禮をいやとよみ、孝をいやまひ、

○和訓ノ益ナキト云事ヲ知ラネバ、眞實ノ書ハ知レヌ者也。

一つゝしむといふことばは

◎則按、神道者流ニ所謂土金ノ傳ナリ。

一青牛不渡大洋海といへる

○此句ハ、明朝ノ宋景濂ガ日東曲トテ、羅山集ニ見エタリ。異稱日本傳ニ論アリ。看ツベシ。

◎則按、青牛一句、宋景濂ガ文集日東曲ニ見ユ。青牛ハ老子ノ乘テ函谷關ヲ越シモノナリ。古今ニ、伊勢ガ歌、

タチヌハヌキヌキル人モナキモノヲ何山ヒメノ布サラスラン

一舊事紀にのせたる國名は百四十四有

○舊事紀十卷、神武帝ヨリ推古帝マデノ史記ナリ。國ノ字口傳アリ。

◎則按、異國ノ下ノ人ノ二字、章本ニアリ。外ノ本ニハナシ。異國ハトアリ。疑ラクハイコクヨリハト云ミシ。舊事紀拾卷、廐戶皇子及蘇我馬子著。

一古は皆進士より官人となれる故

◎則按、枕草紙ニ、フルキ進士ナドニ侍ラバヾバ、承リシルベクモ侍ラザリケリ。抄ニ、進士ノ字、禮王制ニ出ス。古ハ日本ニモ進士アリ。源氏乙女卷ニ、夕ギリノ侍進士ニナリ玉ヘリ。又學館院ニテ上進士ノコトヲ申上ル人ヲ、是定ノ人ト云。能因法師始補ニ文章生ニ號ニ肥後進士ニ。

一鎌倉の詩分迄は進士といふ事有しにや

〇日蓮御書ニ見エタリ。此書四十一卷アリ。建治弘安ノ時代ヲ參考スルニ便アル書ナリ。

◎則按、板本日蓮御書、勸學院文章博士進士藏人通廣ト云モノ、剃髮シテ號ニ西乘坊信救ニ後ニ源義仲ニ屬シテ改ニ名大夫坊覺明ニ。盛衰記ニミユ。

一度牒といふ物も鎌倉のころまで

〇則按、唐明皇天寶六年五月制ニ僧尼禮服ニ給ニ牒度ニ之。(マヽ)

一頼朝の文は多くかなぶみなり

〇薩摩ノ國ニ、頼朝ノ手書多クアリ。皆カナ文ナリ。元祿三年寫シテ國學へ納ラル。

◎維章按、頼朝ノ文書多クサツマニ有。元祿中寫テ昌學ニ獻上アリ。今見ルニ、學校ノ文庫ニ有コトハ、詳ニ正卜先生文集ニミエタリ。

一唐をからとよむは

〇皇明政法錄ニ見エタリ。

◎則按、西峯曰、按ニ國史ニ外國人始來者都怒我阿羅斯等。乃意富加羅國王之子也。爾來以ニ其國ニ總ニ稱加羅ニ。東國通鑑作ニ大駕洛國ニ始祖名金首露、後新羅滅ニ其國ニ號ニ金官郡ニ。宋書。南齊書。南史。梁書。

文獻通考。皆日ニ宋帝。倭國王濟。其子武使ニ侍節都督。倭。百濟。新羅。任那。加羅。秦韓。慕韓。六國諸軍事安東大將軍倭國王除。濟允恭帝諱津字之訛。武雄略諱幼武也。山崎垂加翁曰、外國ヲカラト唱ルハ、嘉珍ニアラズ。日本ヲホメテ實トシ、唐ヲ貶テ虚トスルナリ。日本紀ニ、膂之空國也。空國ハムナシキ國、則カラクニト云ニ同ジ。殼、蛻、空蟬、竅木ナドノタグヒ、中ニ實ナキニタトエタリ。コノ說垂加門人戸田宅石子ノ話。

一兵馬といふは古の官なり
〇兵馬相當正六位。大寶令ノ第一ニ見エタリ。
一梅をむめ、馬をむまといふ。
〇萬葉ニ梅ヲウメ、馬ヲウマト書リ。今ハムメ、ムマトカク。
一乎をのかなに用るは
◎維章按ニ、祝詞宣命ノ類ニ、乎ヲヲノカナニ用タリ。
一燹丘をくゐきう、詐僞をさくゐ 整
〇クヒノ返はキ。、クヱノ反はケ。、りつはといふ、
一遠侍と云は、古の次の遺制なり。
〇遠侍ハ鎌倉ノ遺制也。玄關ト云所デキテヨリ廢タリ。今ハ將軍家、三家、福井侯、津山侯ニノミ遠侍ヲ設ラル。
◎維章按、元初以來、侯邸ニ遠侍ヲ置クハ、尾侯、紀侯、水戸侯、福井侯、津侯、五家ニ限ル。九州ニ戸次釆女、門前ヨリ駒引ヨセテ打乘テ歸ケル。大友孝親遠侍ニ立出、アレノガスナ者共トアリケレバトアリ。
一悴をせがれとよむ

⦾則按。周禮夏官曰。國子存。遊倅使脩レ德樂レ道。注ニ、遊倅子之未レ仕者。

一降眞香は雷を避る物なり

⦾則按ニ、洪芻香譜ニ、降眞香生二於南海諸山一。

一秋風の吹につけても

⦾則按、江次第ニ、袖中抄ニ小野トハナラジス、キヲイケリ。故事談、東齋隨筆ニハ、秋風ノ吹タビ毎ニ、淸輔袋草紙ニハ、秋風ノ打吹コトニトアリ。ヲモフニ徂來ハ、鴨長明無名抄ニモトヅク。シカレ共无名抄ニハ、薄ヲヒケリトアリ。猥褻ハ房中ナドノ尾籠ナルコトヲ云。

一みとのまくはひといふ

○日本紀

一田舍の女は木綿のひとへなる物を

⦾則按、小ウチキは小褂トカク。桃花蘂葉ニミユ。

一桂姫といふものもかしらを

⦾維章按、桂姫カシラ卷シハ、昔ノ事ニヤ。今ハマカヌナリ。

則按、小笠原家ニ桂姫ト云モノ有。婚儀ニ出ルモノナリ。布ニテカシラヲマクト云ナリ。

又按、始ニ通ジテ一段トスベキカ。甲陽軍鑑謙信冑ヲ脫ギ、白布ノ手巾ヲ以テ、桂包ニシ頭ヲ包、朱采幣ヲ取トアリ。桂包ハ桂姫ノ頭ヲ包ニ似タレバ也。

一後の世に作り出たるものは

一物ノ名ノイヤシクナリシハ、足利ノ世ヨリノ事ナリ。是學ノ市井ニ落テ、上ニ行レザルニヨレリ。

⦾則按、伊源介、ケンタイヲ名付テ斜几ト云。本集ニアリ。硏北雜志、曹公作二欹案一、又詞二於倚其床一。六朝人作二隱囊一。皆其制也。制雖レ不レ同。又其類也。ト長胤云ヘリ。

一藤原惠美押勝といへるは姓を二ツ

◎有之按、安藤ハ安倍ト藤原トカサネタルニハアラジ。安房國ヨリ出タル藤原ナルベシ。遠藤、近藤、加藤、ソノホカクニノ字ヲ上ニ置タル藤原多シ。

一假名の文字にいえる音は

◎野ノ音ハヤ、變ジテ彌ト書リ。惟宗氏昔シ王室ニ事テ政事ニアヅカリシ人多シ。長谷部宣連兵衛尉ニ任ジタル故、長兵衛ト稱呼セリ。然ルニ、平家物語ニ、長谷部長兵衛尉ト長ヲ重ルハ大ナル誤リナリ。

◎則按、手塚太郎、金刺光盛、盛衰記ニ見ユ。禰津甚平ハ、松代眞田侯ノ執事也。又神兵トモ書ナリ。維章按、中ハ今忠ノ字トナル。又鄕ノ艸ハ乡ナリ。故ニ江左衛門トイフベキモ鄕左衛門ト云。

一鬼一法眼は紀一なるべし

一今時の女の名は太平記のお妻始なり。

◎則按、菊亭左大臣御妻ノ局。太平記廿二。

一令に陰陽師醫師は從七位なり。

○此段ハ、大寶令ヲ看ザレバ知レヌ事ナリ。

◎有之按、職員令圖書寮ノ下ニ、裝潢手四人、掌裝潢經籍ト有。經師ト云名目ハナシ。典鑄司ノ下ニ雜工部十人、鍛冶司ノ下ニ鍛部二十人トアリ。鑄物師ト云事ハナシ。但典鑄ヲイモノシト訓セリ。

一延喜式にのせたる藥種を見れば

○今ノ醫家ニ用ル敗毒散、正氣散、益氣湯、參蘇飲ノ類ハ、足利ノ末、信長ノコロヨリ用ルナリ。太平記中宮御産巻ノ藥名ヲミヨ。何レモ千金方ノ方也。

㈡則按、延喜式五十卷、時平大臣奉勅。大藏清行編之。清行ハ時平ノ師ナリ。二葉集ニ日、吾國ニ醫書ノ始テ渡リシハ千金方也。應永年中迄、皆千金方ニテ療治セシ也。

一禁色といふは、黄丹色深紅なり。

㈠大寶律令、延喜式、法曹至要抄等ヲ看ヨ。源融ノ歌ニ、みちのくのしのぶもちずりたれゆへにみだれそめにしわれならなくに

㈢則按、スリ衣ノ事ヨリ、信夫摺ヲ云リ。シカレバ異本ニ別段トスルハ非ナリ。元良ノ歌ニ、陸奥ノ信夫文字スリタレユヘニミタレソメニシワレナラナクニトヨミ、春日野ノ若葉ノスリ衣忍ブノミダレカギリシラレズト云。今見ニ奥州信夫郡山口ト云所ニ此石アリ。一間四方ノ石也。長一丈二尺、幅五六尺計リ、文字スリ石ト云。桑折（コヲリ）ヨリ半里許リワキ、節黒川ノ先ニアリ。石ノ表ハ土ニ付、裏ハ上ニナル。昔ハ石上ニ忍草ヲシイテ衣ヲ覆テ、上ヨリ是ヲ扣ク、忍ノ紋ウツレリ。是當處ノ名産ニテ、任國ノ人都ヘ上リ土産トス。髪ヲ亂シタル樣ニ紋ウツリシユヘ、亂ソメニシトハヨメリ。

又按、古キ裝束抄ニ、深紅深紫ヲ禁色トス。凡支子（クチナシ）染可レ濫ニ黄丹一者。及深紫、深紅、深蘇芳之類也ト。今ノ世ハ表袴ニ、窠ニ霰ノ文有ルヲ禁色トス。古今ノ別ナリ。新古今、延喜御時女藏人内匠、白馬節會見侍ルニ、車ヨリ紅ノ衣ヲ出シタリケルヲ、撿非違使ノ糺サントシケレバ、言ツカハシタル歌、

大空ニ照日ノ色ヲイサメテモ天ノ下ニハ誰カ住ベキ、トヨミケレバ、糺サズナリニケリ。撿非違使ハ非法違法ヲ考ル司也。故禁色勅授帯劍等ノ宣旨ヲモ、コノ司ニ知ラシメテ、其人ニ聽サシムル也。

此事ヲ以テ禁色ノ紅ナル事ヲ知ルベシ。

・礒をいそとよむ礒なるべし、いそはいしなり。石上をいそのかみとよむ也。礒城、礒長などしといふはいしと云事なり。

〇此名所二ケ所、日本紀ニ見エタリ。

一士用といふは、土用事といふ事を、

〇則按、本名土旺ナリ。又土圭トカク。

一太平記に細馬といふ事有

◎則按、法曹至要抄ニ、廐牧令ニ、凡廐ニ細馬一疋、中馬二疋、駑馬三疋、注ニ細馬者上馬也。

一ゑたを長吏といふ

◎有之按、長吏ハ丁吏ノ誤ナルベシ。

則按、張里、文選西京賦、史貨殖傳ニアリ。馬クスシ也。伯樂ハ莊子ニ見ユ。

一脇指の寸は一尺三寸を用ふる事

〇法曹至要抄三卷、坂上兼明著ス。此書國家ノ政用好書ナル事、鱠餘雜錄ニ論ゼリ。

◎則按、法曹ヽヽ著ス。

一荒木十左衛門と云人　　奇々怪々

〇光堂ノ佛ノ事、鱠餘雜錄ニ見エタリ。

◎則按、秀衡ガ光堂ノ佛ノコト、紀侯ノ儒臣永田善齋ガ著シタル鱠餘雜錄ニミユ。

一貝は子安がいなり、海螺をばいといへる。

◎則按、貝子生ニ東海池澤一。大如ニ拇指頭一。色微白。亦有ニ深紫色一者以爲ニ寶貨一。故賄賂。貢賦。常賜。凡屬ニ于貨一者字從レ貝。至レ今雲南猶作ニ錢用一。蓋亦不レ遠レ古也。貝字象形。其中二點象ニ其齒一。刻ニ其下二點一象ニ其垂尾一。貝腹下紫白兩開相向如ニ魚齒一。故一名貝齒。俗呼ニ海肥一ト本艸原始ニ見ユ。小安貝ナル事明也。

一りうわうをゆわうといふ。訛音也。

◎則按、ユヲウト云、イワウト云、皆訛レリ。鬼界島、リウワウシマナルベシ。

一能の狂言のふあくいぐい、大和物語の

◎則按、諸書ヲ考ルニ、濱成竹成ト云ベシ。寫人ノ誤リナリ。源ノクソ、又龍ナド古今ニアリ。女ノクレハ新古今ニアリ。貫之ノ幼名アコクソト云ヒシ。或云、山城州八瀬邑、神代遺民也。人名不レ與ニ世間ニ類セ。恐上古稱呼如レ此也。

一業平天神といふ

○業平姓ハ在原、阿保王ノ五男、官中將ナル故在五ヽヽト云。

◎維章按、在原氏諸五男ナレバ在五ト稱ス。貫之ノ三男ヲ紀三郎ト云ガ如シ。業平天神ハ下總ニ祀ル。

或說ニ、上總ニ業衡ト云士アリ。戰死ス。其塚也。或云、永祿ノ初里見ト北條氏ト戰フ。里見義頼ノ弟里見成平戰死ス、是ナリト云リ。

一眞間の橋を繼橋といふ

○マヽコ、マヽ母ノ類ナリ。下總ノ眞間ノツギ橋ノ歌、萬葉ニ見エタリ。

◎則按、太宰純曾テ繼橋ノ說ヲ作ル。予家ニ寫シヲケリ。

一刀自は負の字をかけたりと

○刀自ノ事、見二職原抄一

◎則按、顏師古ニ列女傳ニ、古語ニ老母爲レ負。漢高祖從二武負一貫レ酒。

有之按、刀自ハカナガキナランカ。仙覺萬葉集注ニ、刀自ハ女ヲ賞スル詞也トヽトハトメル義ナリ。シハアルジナリ。

章按、刀自ノコト、職原ニミユ。臺井氏ガ辯說ニ詳也。

一かうつけ、しもつけは
○日本紀ニ、上毛野國、下毛野國トアリ。後ニ毛ノ字ヲ除キタリ。
◎則按、カウツケ、シモツケノツハ助語ナリ。
一閼をけみすとよむは、撿の字より。
ケンヲケミトヨムハ、紫苑ヲシヲニトヨムガ如シ。皆和訓ニハ非ズ。ミハント同。
一大鷦鷯尊と菟道稚郎子と國を
○我國ノ人多クハ、氣ノミヂカキ如レ此。
◎則按、大鷦鷯仁德天皇也。出ニ日本紀一。
一いなおほせ鳥といふは
◎則按、布穀即鳲鳩、和名カンコトリ也。
一喚子鳥は子をよぶ鳥なり
◎現人神、茂卿云、人ト現ジタレ共、實ハ神也ト云コトナリ。
則按、日本紀、王對ヒ之曰、吾是現人神ノ子也、古歌ニ、住吉ノアラ人カミノ久シキニ松モイクタヒ生ヘカワルラン。思出ヤナキ名タツミハウカリケリアラ人カミニナリシムカシヲ、小大進ガ歌ナリ。小大進ハ菅神ヲサシ奉ル也。
章按、現人神ノコト、譯筌初編是ニ同ジ。
一宿禰、宿尼、少名、同じ事なるべし
◎有之按、連ハ群氏ナランカ。
一桃花鳥つきとよむ
○トトツト通ズ

◎有之按、越後人ハトウト云。

則按、日本紀桃花鳥ツキト訓セリ。本草ニハ、紅鶴朱鷺ナド云リ。

一ふつかみかよかなどのかもじは

○二箇日、三箇日、二日ノ日、三日ノ日ト書シハ誤リナリ。

○章按、源平物語、平家物語等ニ七日ノ日、八日ノ日ナドカケルハ重言ナリ。箇ノ字ヲ書ベシ。

一はたち、みそぢ、よそぢ杯としを、

○ムトシノ返シ、チトナル。

◎章按ニ、トシノカヘシハチ、フタハ二也。萬葉ニミユ。

一天のかぐ山は山の名にあらず

◎則按、現ニ在二于和州一號二香山一。和歌ナドニ天ノカク山ナドヨメルハ、和州ノ香山ニカギラズト云コトナラン。

一山こもり、大殿こもり、妻もこもれり、われも、

◎則按、大和志、泊瀬山縈回レ谷幽、山口翳蹊因呼二隠口一。

一女の文にあなかしくは

◎則按、貝原氏説ニ、舊事紀ニ云、古語ニ事ノ甚切ナルヲ、アナカシコト云。日本紀可畏ノ字ヲカシコト訓セリ。アナカシコト云ハ、甚可レ畏ト云コトニテ、書札ノ終ニ恐惶ト書ト同意也。穴賢ト云ハ鑿説ナルベシト、又通ズ。

一瓊をにとよむは、説文赤玉と

○章按、丹ノ訓ハニナリ。瓊々杵ノ尊トアリ。

則按、古人詠レ歌多用二瓊字一誤也。瓊ハ赤玉也。

一越人をあだし人とよむ、心得がたし。
◎則按、越人ノ二字ハ、孟子告子下編ニ、アタシノシハ助語也。
一牛天神は物部大人
◎則按、北條氏關東發向ノ時、菅神牛ニ乘テ梅枝ヲ持玉フト夢ミル。其後繪像ヲ氏康ニ奉ル者アリ。
即此地ニ祭ルト社記ニ有。
一いさと云詞、衣ほすてふなどのてふと云詞。
◎章按、テウト云詞、云トカクナリ。
一なてうことゝは、何といふ事なり。
◎有之按、越後ノ人ハ常ニ云由。
一あんべいやうもないと云は
◎章按、返ジヲヘイジ、夕ベヲヨンベトヨム。源氏ノヨミクセナリ。
一さめ馬のさめは、驄馬成べし。
◎則按、瑣眼馬ノコトナリ。
一釋迦牟尼佛をにくるべとよむは
○如來部
◎章按、のノ假名衍字ナリ。刪ベシ。ニクルベハ丹波ノ地名ナリ。
一めでたくは愛すべきなり
○花ヲ愛、月ヲ愛
◎則按、貝原氏說ニ、古今ニノコリナクチルゾメデタキサクラ花有テウキヨノハテシナケレバ。愛ル
ト云コヽロ也。天照大神窟戸ノ事ナド云附會ノ說ナリトアリ。

散レハコソイトヽサクラハメテタケレ、ト云歌モ同ジ意也。同人ノ説ニ、柔ハカツモ氣モナクヘリクダリ念頃スル意也トアシヽ。最左傳ノ辭命ナドノ辱ノ字ハ、此意ナルベケレ共、カタミケナクト云和訓ノ意ニハアラズ。

章云、齋藤吉太夫ト云人ハ、常ニ愛度ト書テ目出タクトハカヽズ。賓客應酬ノ辭ノ辱ハ降屈ノ義ナリ。

一水すめば魚すむ

◎章按、ニゴル、ニゲル相通ズ。

則按、家語。孔子曰。水大清則無レ魚。人至察則無レ友。淮南子曰。水清則魚聚。杜詩水深知二魚聚一。

一鵠をこうと云は、鴻のあやまれるなるべし。

◎則按、鵠ニ訓ナシ。俗名コウ。鴻ハヒシクヒナリ。武州ニ鴻巣ト云所モ鵠ノ巣也。

可成三註 卷之二

一もの丶ふの八十氏といふは

○姓氏錄三十卷、萬多親王著。

◎維章按、姓氏錄三十卷、嵯峨天皇ノ皇子萬多親王勅ヲ奉テ撰ス。逸シテ傳ハラズ。目錄ト抜萃ト世ニ板行セリ。大小本二通リアリ。小本ハ周防ノ大内家ヨリ出タリ。松下見林跋シテ板行ス。好古ノ君子ハ小本ヲ見ルベシ。

一古ハ俗人の入道したるに沙彌と云

◎章按、貞永式一卷、平泰時、明法博士中原教隆ト相談シテ定レ之。俗謂ニ之式目ト。則按。或曰。今稱ニ禪尼ト者。諸侯之母姉妹剃髮以後稱也。元士以下多稱レ尼。稱ニ比丘尼ト者善光寺上人。伊勢上人等弟子。及熊野比丘尼等也。

一渟をぬとよめるは

○泉州ニ茅渟ト云フ名所アリ。

◎章按、攝津ニ茅渟ト云所アリ。沼ト訓同ジ。コノ所ヲヨシノト讀コト誤ナリ。藤原兼良公ノ公事根源ノ大神祭ノ條下ニ、茅渟山ヲコヘヨシノ山ヲ經テ、見室山ニトヾマルト書レシモ、舊事紀ノ誤ヲウケテナリ。松下見林ガ集釋云、コノヨシノ山ハ、大和ノヨシノ山ニァラズ。後世チヌノ茅ヲヨシトヨミ、渟ヲノトヨム。誤テ舊事紀ニ經ニ茅渟山ト云ヲ、一本ニハ入ニ吉野山ト書ツラネタリ。茅渟ハ和泉ノ國ニアリト。則按、攝津志ニ、茅渟海。住吉郡以南都ト曰ニ陳怒ト。萬葉曰。攝津作爲妹貝乎拾等陳絡乃海爾所沾之袖雖凉常不干。和泉志曰。茅渟海。萬葉、珍海濱邊小松根深吾戀度人子姤。茅海猶レ言ニ和泉海ト。遍亘ニ四郡ト。仍併記。此大鳥。和泉。泉南。日根四郡也。

一法帖にいなやと云ゑを、不耶と書るを、
○不耶　狛近家ハ東武ノ樂家ナリ。

一白氏文集の匹如身後は
○匹如、古點ニ匹如ト付シハ誤リナリ。壒嚢抄ヲ看ヨ。
◎章按、匹如身後有何事ト云ヲ、菅家ノ點ニハ寸ル寸ミノ後ナンコトカアルト訓セリ。又釋玄光ハ、タトヘバ身後ノゴトキトヨメリ。イヅレモアヤマレリ。則按ニ、匹如身後ノ對句ヲ、應向人間無所求トアルヲモ、古訓ニ直讀シテアシフミタテヌヨノナカトアリ。同ジクアヤマリナリ。

一まみ穴といふは、古金堀たるあな、
○金山ノ金ホル穴ヲマブト云フ。
◎章按、金山ノ上ニ穴ヲ開テ、光ヲトルヲマブト云。
則按、マミ穴、麻布長坂ヨリ三四町東方ノ坂ナリ。ムカシ穴有テ魔狸スミシト土人イフ。カヽルヤクタヒモナキイツハリ、一笑スベシ。

一蟒をうはゞみ、蝮をくちばみ、
○ヘビハ和訓ニアラズ。本草ニ反鼻トアリ。
◎章按、ヘビハ、、、
則按ニ、順和名曰。蛇。兼名苑一名反鼻。

一蛭子尊のかたちを
◎則按。攝津志、武庫郡西宮村西神社境内在南宮相傳。祭事代主神。故蹤猶存。村濱南稱曰津荒夷。廣田社歌合。
今朝ミレバハマノ南ノ宮ツクリ改テケリ夜半ノ白雪。拾玉集。西ノ海ノ風心セヨ西ノ宮吾妻ニノミ

ャ夷三郎。

一周防の國に菅家の祠を

○周南山縣庄介、字孝儒。受㆓學於徂來物氏㆒。長門侯ノ記室。

◎則按、孝儒字次公。號周南。山縣莊介。受㆓學於物氏㆒。後爲㆓林家門人㆒。毛利侯記室。

一應神天皇の御像に今の幞頭を

◎章按、應神帝ハ人皇十六代ノ天子ナリ。令十六卷政事ノ書ナリ。大寶年中、淡海公奉㆑勅撰ス。花山帝ハ五十五代ノ天子也。孝謙帝ハ四十二代ナルベシ。凡吾國ノ衣冠ハ、花山、一條ノコロヨリ、古式ヲ失ヘル事多シ。紫衣ヲ止テ黑衣トナリシモ、コノ時ヨリナリ。菅廟モ紫衣ナルハヅナリ。後世黑衣ヲ畫クハ誤レリ。末摘花源氏ニ見ユ。

一男の鬚をそりしは男風盛になりて

○髮ヲソリ、鬚ヲソリテ、今ノ世ノ風ニナリタルハ、信長公ノ時ニ起レリ。

◎章按、鬚ヲソリテ、今ノ風俗ニナリタルハ、信長ノ時ニ起レリ。

一襟をしたうづとよむゝ、溟涬をくゝもりてと、

○溟涬見㆓神代紀㆒。

一くれないは呉藍なり

◎章曰、壺井安左衛門義知モカク云リ。

則按、和名抄紅ハクレナイ、萬葉呉藍ト書ナリ。クレナイモト呉國ヨリワタリテ、ソノ葉如㆑藍、アノ反ハナナリ。

一福祿壽といふは福星

◎則按、風俗記、一云老人星傳ニ、宋元祐間。京師有㆓一老人㆒。長纔㆓三尺㆒。身與㆑首相半。秀目豐髯。

幅巾野服。以ト遊ニ於市ニ得レ錢則飲。或扣ニ其首ニ則曰。吾身益壽老人星、賦□有レ之。一日有ニ中官ニ圖ニ其形ニ而奉ニ於上ニ。有レ旨召至ニ内殿ニ。賜ニ之飲ニ。一舉ニ一石ニ。俄逸ニ其人ニ。覺ニ清風滿レ庭白雲映レ窓。昱朝太史奏。壽星之躔。密掛ニ帝坐ニ。下略。
程篁墩集云。仙携ニ白鶴ニ無ニ玄鹿ニ。汪壊山題ニ壽星圖ニ曰。躬幹何其短。頭顱如レ許長トアリ。渭公集十六。賀ニ鹿星出現ニ批答二首有レ之。范文正公老人星之賦有レ之。皆元祐間之作歟。山崎闇齋文會筆錄二十一引レ之曰。俗謂ニ之福祿壽ニ。福星、祿鹿、壽鶴也。

一 青苔若レ衣懸ニ岩肩ニ。白雲似レ帶遶ニ山腰ニ。
○此詩、白樂天ガ詩作ニアラズ。都在仲ガ詩ナリ、ト江談抄ニ見エタリ。誠ニ甚拙キ詩ナリ。下ノ歌モ在仲ガヨミタルナリ。きぬ〴〵は衣不レ着也。然ルヲきぬ〴〵山と濁るはあやまりなり。
◎則按、江談抄ニ都在仲詩歌也。白雲ヲ一句トシ、青苔ヲ二ノ句トス。遶ヲ園ニ作リ、懸ニ岩肩ニヲ負ニ岩背ニニ作ル。歌ハ苔衣キタル岩ホハマヒロケムキヌ〴〵山ノ帶ヲスルハナゾ、トヨメリ。俗間ニハ岩ホハ寒カラデト云。

一 能に神の形をよそほへるに
○鯨ノ能ニ、唐冠ヲ著ル事、我國古人ノ風俗如レ此。
○章按。樂ニ融大臣ニ唐冠ヲ用ユルヲ見レバ、昔ヲツタヘタルナリ。
・日本紀の文も、ちくらなり。佛經の文も、
○則按、チクラ、名物六帖地理箋ニ舳艫トカク、清涼禪師序般若心經云、苦海之慈航。

一 如是我聞といふ事は
○飜譯トハ、天竺ノ詞ヲ漢ニナヲス也。經律論ニ通ズルヲ三藏法師ト云フ、一人ノ名ニアラズ。
・波利采女、巨旦大王は、朝鮮の故事成にや。

◎則按、神代直指抄ニ、神代外錄ヲ引テ、素盞烏尊根ノ國ニ至リテ、ミタハノ國ニテ、蘇民將來巨旦將來ト云兄弟ノ者ニ逢玉ヘリト云事ヲ載タリ。松下見林ガ說ニ、昔素盞烏尊帥ニ其子五十猛神一降ニ於新羅一居ニ曾尸茂梨之處一。乃興言（コトアゲシテ）曰。此地吾不レ欲レ居。高麗曲有ニ蘇志摩利一。與ニ曾尸茂梨一訓近。或曰。廻庭樂。蓋素盞烏尊所レ作樂也。遺音載ニ在仁智要錄一トイヘリ。シカレバ朝鮮ノ故事ト云ルガマサルニヤ。貝原氏琉球ノ人ナルベシトイヘルハ、左ニアラジ。同人ノ說ニ、巨旦將來ガコト、備後風土記ニ出。牛頭天王ノ事、蘇民將來ガ事、簠簋內傳ニモノセタリ。

慈惠大師傳。天延二年甲戌。以ニ感神院一附レ師。蓋斯神也。素盞烏尊。而在ニ播州一號ニ廣峰一。在ニ尾州一稱ニ牛頭天王一。

一牛頭天王は神農なるべし

○牛ノ字、午ノ字ニ似タル故、牛頭ヲゴヅト誤。牽牛花ヲケンゴト誤。牛角ヲゴカクト誤ヨム。

◎則按、ワガクニ午ト牛ト似タルユヘ、ヨミアヤマル事多シ。牽牛花、牛王ヲゴヲウ、牛漫ヲゴシウトイフ。祇園ノ社ハ山シロ愛宕郡ニアリ。日本紀纂疏、公事根元、備後風土記、神代直指抄、諸社根元記、牛頭天王ハ素盞烏ノ尊也。山崎垂加翁ノ咸卦ノ道理ヲ以テ牛ノ形トス。辯アリ。然其牽強ヲマヌカレズ。牛頭天王、牛頭寺ノ天王ト云說侍ルヨシ、帝王編年記、祇園社神輿三基、大政所、波利采女、少將井、諸社根元記、中間大政所、牛頭天皇、素盞烏尊垂跡。東間八王子、三男五女。西間稻田姬、本御前。玉葉集、ワカヤトニチモトノ櫻花サカハウヘヲク人ノミモサカヘナン。是ハ祇園ノ歌トテ、人ノ夢ニミエケルトナン。

一むかしの博士どもが大唐と書たるは

◎章按、此言マコトニ、世ノ學者ノ病ニアタル。菅卿ノ博洽スラ、大唐トカキ玉ヘルコト、文集ニミユ。水戸侯ノ日本史ニハ、漢唐宋明トカキテ、大ノ字ヲハブカレタリ。

一きは葱なり。根にて植るをねぎと云。
農業全書ニ、葱ノ字ノ論アリ。參考スベシ。
◎章按、染モノヽアサギモ、ウスキ葱也。農業全書ニ見ユ。葱ノ色ハミドリナリ。綠ノアサギ色ヲモ淺葱ト云。今淺黄トカクハ誤也。今ノアサギト云色ハ縹ナリ。ハナノホウシモハナダホウシナリ。
韮ハフタモジト云。一ニ非ズト文字ヲワケタルナリ。
則按、今ノ淺ギハ、上古ノ薄花田也。花色ニモ濃花田アリ。貝原氏淺葱トカクベシトハ誤ナリ。淺黄也。花田ト云ハ稲ノ花色ナリ。

一古き物がたりには、いくさの陣と云詞有。
○陣座在ニ月華門之內一。
◎則曰、徒然、イクサノ陣トカケリ。

一源內、平內、藤內は、
○サクワンハ四分配當ノ一ツナリ。職原ヲミヨ。
◎章按、橘氏ハ吉內ト云。白川天皇ノ北面ノ士ヲ、カレショリノ稱呼也。サクハンハ筆取ヤクナリ。百官ニ各アリ。文字バカリカハレリ。令ニ見ユ。今壁ヌルモノヲサクワント云ハ、修理職內匠寮ノ筆取ヤクナリ。王室ノ衰ヘタル時、カベヌルコトヲ生業トシタルナルベシ。
三善氏ヲバ善內ト云。又內舍人、左衞門尉ニ任ズルトキハ、源內左衞門、平內左衞門ト云。

一御前は女を稱する詞なり
○是コゼ、
◎有之按、盲女ヲゴゼト云ハ、瞽女ノ誤ナランカ。サレド謡作リシコロモ、メクラゴゼト云シトミエタリ。望月ノ中ニアリ。

章按、義經記ニ、ヤコセハアマコセナリ。マウハ人ヲ呼聲也。

一童形の形は行の字よし、僧家より、

○の形二字、一本無。

一名乘を反すといふ事、何者のしはじめ、

○詞花集、日本七十六世康治天皇之時。崇德上皇命ジテ藤原ノ顯輔ニ撰焉。

◎章按、詞花ノカヘシ邪ノ字ニナルト云コト、九條家日次記ニ見エタリ。詞花集ハ人皇七十六代近衞帝ノ時、藤原顯輔ニ勅シテ撰セシム。字ヲ反スハ、コノ時ニ起リ、名ヲ反スハ、人皇百八代後陽成帝文祿ノ頃ヨリ甚盛ニナリタリ。

則按、名ヤ、字ヤ、最字ヲ撰ムベシ。イニシヘ申繻ガ名ヲ論ゼシ故實取ニ足リ。此事ハ、左傳ノ桓公六年ニノセタリ。韻鏡ノ反切ヲシ出シタルコトハ、近キ世ノナラハシナリ。切字ノコトハ、西域ヨリ中華ニ傳ヘタルコトナリ。古方ニシルシ侍ル。又字ノ偏旁ヲ以テ、相生相尅ヲミタリ、惣括圖ノ五行ヲ配當セシヲ以テセンヤ、イカニト云ニ、字ノ偏旁ニ合セ考ユレバ、齟齬スレバナリ。後世字劃ヲ以卦ヲ起シ、易語ヲ引ゴトキハ、賣僧ノ葬戲ナルベシ。

則按、事物紀原曰、切字本出ニ西域一。漢人訓レ字。止曰ニ讀如ニ某字一。未レ用ニ反切一。然古語已有ニ二聲合爲レ一者、如ニ不レ可レ爲レ叵、何不レ爲レ盍、如レ是爲レ爾、而已爲レ耳、之乎爲レ諸之類一。以ニ西域二合之音一。蓋切字之原也。瑯琊代醉曰。宇文周時有ニ龜茲國人一。來幷傳ニ其西域七音之學於中國一。於レ樂爲ニ宮商角徵羽變宮變徵之七調一。於レ字爲ニ喉牙舌半唇之七音一。蓋有ニ耳字天竺妙語多由ニ於音一。中國之人亦所レ未レ知レ之也。元世祖時已思八得ニ佛氏遺教一。制ニ蒙古字平上去入四聲之韻一。分ニ脣齒舌牙喉七音之母字一。甚簡約。而凡人之言語尙有ニ其音一者。一無レ所レ遺。

又曰。七音韻鏡出レ自ニ西域一。應ニ琴七絃一。從衡正倒展轉成レ圖。不レ比ニ華音平去上入一而已。華有ニ二

合之字。梵有二六合七合四合之音。亦有二其字。華書但學レ譜有レ之。蓋學倚レ音。一音難爲可一字該必
合數字之譜。華音有讀以二一音爲二一讀。梵音有三兩讀二一音而二音之中有二抑揚高下。二合尤其
音易。三合四合者其音轉難。大氐華人不レ善レ音。今梵僧咒レ雨則雨應。咒レ龍則龍見。則華僧單學二
其譜一而無二驗音。實音聲之道有レ未レ至也。

一時の鐘の數は、大玄經に出たる、

○大玄經漢揚雄傳、

一鬼の數の事は、列仙傳に出たり。

○則按、列仙傳。周大陽子。姓離名明。善爲五行之道、大陰女。姓盧名全。當レ道治レ酒。會大陽子
過レ之、欲レ飲レ酒。使妹問二客士數爲レ幾。對云。不レ知也。但南三北五東九西七中一耳。妹還報。客
大賢者至德人也。我始問レ一已知レ五矣。

一物部の系圖の内に、他天動の大楷と云。

○栖人宿禰見二日本紀一。

一絕句を三行三字、律詩を五行三字に、

◎章按、詩ヲ清書スル法式ハ、國大曆ニミエタリ。強テ五山ノ僧ノ始タル共言難シ。予ガアメル下門
談ニ詳ニノセタレバ、コヽニハモラシ侍ル。

一吾邦のむかしは、一字平出と一字闕まで、

○詳ニ大寶令ニ見エタリ。

◎維章按、平出闕ノ字式ハ、大寶令ニ見エタリ。然ルニ、令ノ板本ニハ脱文其字多シ、篤信ノ經名數
ニ令ヲ引タルモ、板行ノ本ノ儘ニテ、其誤ヲ正サズ載タリ。明朝ノ法ハ會典ニミエタリ。

一羯鼓の手にらいといふ事有、擂の字なり。

○家ハ樂家ナリ。〔割註〕近宗が譜には來の字、頭書ノ本ニハ近ノ字ナシ。」

◎章按、吾國ノ古書ハ字形ニヨラズ。多クハ書ナリ。穀ヲ谷ト通シテ書コト、異邦ニモ多キ事ナリ。

則按、有職家ニテ、參義ヲ三木トカクゴトシ。

一蜻蛉をとんぼうと云は

◎則按、闕書曰。日本古倭國。其地勢東高西下、勢如二蜻蛉一。古文曰二蜻蜓國一也。

一五常らくの常の字をすみて唱ふ

○平家演史第十卷ニ見エタリ。徂來モ平家ヲトクトシラレヌカ、少シチガイアリト思ハル。

◎則按、平家物語卷ノ十ニ、三位中將フツウニハ、是ヲ五常樂ト云ヘ共、今重衡ガ爲ニハ後生樂トコソ承レ。此書今所レ引ハ、徂來ガ暗ニ引タルユヘ齟齬セリ。然共、古常ノ字濁音カ。又曰、五常樂、古ノ虛詔之遺。

一俗語に七里けんばい、またけんばい

◎則按、俗間ニ七里遣排トカク。

一豐成が娘中將姬と云

○則按、當麻寺爲レ尼法名善心。又法喜女。又名双乘。光仁寶龜六年三月死。年廿九。豐成號二難波大臣一。惠美押勝之兄也。百因緣集ニハ尹統トカケリ。

一しやくちといふは赤口神也

◎則按、五墓日ハ五行大義ニ詳ナリ。クヱ日ヲ拾芥抄ニハ凶會日トカケリ。枕草紙、コトニ人ニシラレヌモノクヱ日。

一伴の系圖に氏長者有、

◎則按、伴ハ大友氏ナリ。後大ヲ改テ伴ニツクル。姓氏錄ニ見エタリ。長者ノ字ハ、佛書ニ見エタリ。

僧ニモ眞言宗ニ東寺長者アリ。士民遊女ニモアリ。

一三郎が笛とは、玄宗皇帝の事なり。

○則按、玄宗ハ三男ニテマシマスユヘ三郎ノ稱アリ。通鑑睿宗紀、毎ニ宰相奏レ事。上輙問フ、與ニ太平ニ議否。又問、與ニ三郎ニ議否。然後可レ之。三郎謂ニ太子ヲ也。玄宗ノ未太子タルノコトナリ。酉陽雜俎ニモ、玄宗ヲ稱シテ三郎ト云。宋ノ馮叔献詩、三郎耳譜掛卷收ト。日本釋村菴詩、深殿同レ床學レ笛時。三郎擫レ指貴妃吹ト作レリ。俗說用明帝豐後眞野ノ長者ガ吹立リト也。山路ト號、三郎ノ調ノ轉ナリ。

一文しやうは文屋氏の太郎か、後に

○文正といふ物がたりの草子三卷、いにしへよりあり。

一熊野を蓬萊といへるは、三ツの御山と

㊂章按、本宮、新宮、那智ヲ三ヲ山ト云。明祖熊野ノ詩ヲ賦セラレシコト、蕉堅稿ニミエタリ。熱田ヲ楊貴妃ト云コト、宗景藻日東曲ニミエタリ。

一口惜きといふは、

○屈(クツ)　カヾム

一葛(カヅ)をくづ、かつら、かどゝいふ。

○カヅ、カド、ドトヅト通ズ。

◎章按、カキクケコ、タチツテト通ズ。

一藤原諸葛、藤原子房、藤原伊尹、相如、

○蜀ニ諸葛亮(スケユキ)アリ、漢ニ張子房アリ。殷ニ伊尹アリ。周ニ藺相如アリ。

㊂章按、相如ハ高丘氏ナリ。藺相如、司馬相如ヲシタヘルナルベシト。

一紀貫之、小野好古、平國香などは、
◎貫之ハ論語、好古モ論語ニモトヅキタリ。國香ハ周禮ノ語ナリ。左傳蘭有國香トアリ。周禮ノ中、國香ノ字不レ見。

一尸といふ事は、異國にはなき事
○尸ノ事ハ、拾芥抄ニ見エタリ。姓ニモアラズ。氏ニモアラズ。名ニモアラズ。
◎章按、尸ハ續日本紀ニ見ユ。拾芥抄ニ二十四等アリ。今日ニ傳ル所ハ、唯朝臣、眞人、宿禰、縣主、神主ノミ也。

一桃花老人を學びて、牡丹花とつき、
○桃花老人ハ藤原兼良ナリ。其宅一條ニアリ。牡丹花ハ肖柏ガ號也。傳ハ隱逸傳、遯史等ニ見エタリ。坊ハ町ナリ。
◎有之按、牡丹花ハ肖柏ノコトナリ。春サカヌ花ノ心ヤフカミ草、ト云句ヲ作レリ。此句ヲ秀逸ナリトテ、世人牡丹花ト云。桃花ヲ學ベルニテハアラザルベシ。
則按、桃花老人ハ一條禪閤藤原兼良ナリ。肖柏ノ事、扶桑隱逸傳ニミユ。

一雀部をさゝいべとよむ。さゞきといふ事。
◎章按、江州ニ仁德天皇ヲ祭タル祠アリ。鷦鷯大明神ト云。字畫ムツカシキ故、佐々木トアラタメタリ。

一六歌仙といふ事は、古今の序に、
○アナニエヤ、日本紀第一卷ニ見ユ。石川丈山ガ詩仙堂ハ平安ノ北山ニアリ。

一燧袋といふ物は、燧を帶などいふより、
燧袋ノ事、景行帝本紀ニ見エタリ。

⦾則按、軍器考ニ鞬袋ハ、日本紀ニ、草ナギノ劍ニモ付タル。今ノ世迄、人ノ腰刀ニ錦ノ赤皮ヲサゲテ、鞬袋ト云コトハ此故ナリト、盛衰記ニ見エタリ。寛正ノ頃迄、足利殿ノ御腰モノニモツケラレ、織田殿ノコロマデモ、ナヲコノモノヽコトミエタリ。今ハカヽルモノツクルコトハ、ミエズトアリ。

一夕乘に純をすみ、〻〻公共の意にて、
⦾公共、左傳ニ見エタリ。
⦾則按、公共見ニ左史一。

一朝の字をあさ、或はともと、
⦾鏡者ノ惑ヲ破ルベシ。可ニ以破一鏡者之卑陋一。

一論語を圓珠經といへるは、
⦾古ハ明經道博士以ニ論語一號ニ圓珠經一。其書往々流ニ于今一。

一ものゝふの剛臆といふ詞
⦾コヲツノ返シ、コツトナル。

一謀判とて僞印の罪を、
⦾則按、有レ謀未レ發者曰ニ謀反(ムホン)一。已發者謀反謂レ謀レ危ニ社稷一也。大逆謂下謀レ毀ニ宗廟山陵及宮闕一。謀叛謂下謀ニ背レ國從レ僞。三者十惡也。

一花押は名を草書に書たるなり
⦾則按、事物紀原ニ、古ハ名ヲ草ニ從フ。ソノ書記ニ便シテ摸倣シタキヲ取ル。唐書ニ、韋陟公牒々ノ字ヲカク。是字ヲ押ノ初也。其ミナモト韋陟ヨリ始ルトミユ。夜鶴書札抄ニハ、總ジテ判形、平ノ良時、人皇五十五代宇多院ノ御宇仁和元年、將軍ノ宣旨ヲ蒙シトキ判形ヲ始タリ。

一入道したる人の姓氏を名のる事は
○慶長、元和頃ヨリ正保ノ頃迄ハ、醫師ノ苗字ヲ稱スル事ナラズ。正保年中ノ武鑑ヲミヨ。
◎則按、今時官醫ノ中ニ苗字ヲ名ノラスハ、意安法印、施針薙東曆ナドナリ。今時モ諸家ニテ門前ニテ、下部ノ蹲居スルガ希ニハアル事ナリ。
猷廟ノ時、日光御成ノ供奉姓名ヲ書タル古文書ヲ見タリシニ、醫者ニハ盡ク名字ヲ除キタリ。

一改易と云は、戸籍を改易するなり。
○遷徙罪ヲセンヅザイトヨム。律學家ノナラヒナリ。

一聟養子をして家を相續するは
法家ハ律學家ノ事、天下ノ法度ヲ定ル處ナリ。
◎則按、法家、明法家ノ輩ナリ。或曰、舜亦可レ謂ニ聟養子。

一かしらにはおどろの雪をいたゞけど
○大寶律第一卷ニ、笞、杖、徒(ヅ)、流(ル)、死(シ)ノ五刑アリ。
罪人ヲ笞ニテタヽク事也。

一律令、日本紀に據れば、三種の神器
○律十卷、令十卷、日本紀三十卷。

一侍烏帽子、素襖といふもの、古に無き事、
◎有之按、侍ヱボシトハ、俗ニイヘルコトナリ。是ヲモヲリヱボシト云也。今ハ風ヲリヱボシヲ、折ヱボシト云ニヨリテ、コノ名出來タルカ、素襖ハイニシヘノ襖ト云モノ有レバ裏アリ。アヲカリシヨリ思ヒツメテキ、ナドニテシルベシ。ウラヲハナシタルヨリ素襖ト云。襖ハイヤシキモノヽ着モノナリ。

一會我五郎が元服したる所に
◎則按、沙石集ニ、月代有入道ト有。下ニ月代ノゴトクワシ。
章按ニ、西行ガ撰集抄ニ、月代ノアルハ今ノ月代ニテハナシ。額ヲ昔ハ少ヌキタルヲ月代ト云。古ハ十六ニテ元服スルニ、額ヲケヌキニテ半月形ニヌキタル也。信長ノ、毛ヲ鑷ニテヌクハ煩シトテ、倫家ノ剃刀ニテソリショリ、漸々ニ廣クナリタルナリ。
軍器考ニ、應仁ノ亂打ツヾキタルコロ、夏ノ初ニテ暑ニタヱズシテ、サカヤキノアト殊ニ大キクナリタルト有。

一かぶとの八幡座は
◎則按、軍器考ニ詳ナリ。孔安禮節ニ神宿ト云ヱリ。武辨略ノ說用難シ。

一大將を團所といふ事は、古は、
◎章按、職員令ニ軍團ノ事アリ。武家ノモノ、コレラノ職ハ軍團ニ似タリ。軍器考ニ、團トハ聚也。軍士ヲ聚ヲ云。

一軍陣に蝶をふくは角なり。
◎則按、此事モ軍器考ニ委シ。

一白張は服の名なり。白丁は人を云なり。
◎則按、仕丁ハ惣名ナリ。庖丁ハ駕輿丁ナリ。
(頭書)白張ハ白ハリ裝束、白丁ハ今チウゲンコモノナリ、往來ニ白丁ナシト云ルヲ看ヨ。

一わらはべのべかかうと云事
( )增鏡六卷、藤原冬良著、元興寺ニ鬼ノ住シ事、文粹ニ見ヱタリ。昔ハ小兒ヲヲドスニ、元興寺ト云テヲドシタリ。

◎則按、元興寺ニ鬼ノ住シコト、本朝文粋都良香ガ道場法師傳ニ見エタリ。元興寺ヲガゴセトヨムベシ。

一童名に箱王、春王、鬼王など、

◎則按、足利氏ノ子三人アリ。春王、安王、永壽王トイフ。或曰、宗教ノ人心ニ讒誑シテ、諸王出家セズバ、三世五世ノ王孫ハ、年季奉公ニ出ベシ。

一社をこそとよむ事は、

◎則按、攝津志ニ、西成郡津村郷古曾ノヤシロアリ。下野憶ヲ祭ル。

一てにをはといふ事は、

○ヲコト點一卷、紀傳博士ノヨミクセ、明經博士ノヨミクセアリ。今ノ儒者ハ、カヽル事ヲモ知ラズナリユキナン。

一十二月の和名は、正月を、

○夏ノ代ノ正月ハ寅、周ノ代ノ正月ハ子ナリ。此意ヲ以テクレバ知ルヽ也。

◎則按、周天曆曰、ナコシト云ハ、ナコムト云コヽロカ、鬼ヲハライナゴムルナリ。八雲御抄ニハ、六月祓ヲ邪神ヲハラヘナゴムル故、名ゴシノハラヘト云。

一論議といふは、眞言、天台のなり。

◎則按、釋奠之後ニ、論議アルハ令ニミユ。

仁明天皇實錄曰。釋奠翌日召二明經博士並弟子於紫宸殿一。解二釋疑義一。儒者ノ論義此時ニ初ル。徂來大學解曰。漢六朝至二隋唐時一、釋奠有二講學之禮一。立二執經、執講、執讀之官一。執讀釋レ經。執講發レ問。執經答レ之。古之遺[illegible]。後世有二侍講侍讀之官一。亦本レ諸。

一今時の官名は、多くは稱呼なり。

○正徳年中ニ、左衛門大夫ナド皆佐ニ改メラレキ。

◎章按、正徳年中、官名ノ四分配當ヲ考義アリテ、左衛門大夫ヲ佐ニ改ラレシヿトアリ。實ニ是ヲ正也ト思ハ、アヤマリナルベシ。武家ノ官ハ、今マデノゴトク虚名ナルガヨシ。

則按、貞丈曰、官ハ員外也。其職ノ當否ヲ論ズベカラズ。但位階ニヨリテ可也。正徳ニ改ラレシ、僻ヿト、云ベカラズ。五位ノ人、中納言ト云ンハヲカシカルベシ。況ヤ、其裏ニテ其職ヲ司ル武家ニテモ、朝廷之事行ハル、時バカリノ權ノ字ヲ唱ル、事有。

一紫衣紅衣をゆるされたる僧を

或曰、賜紫衣黄衣之僧可謂出世僧。不可云平僧。

一吾邦に冠婚葬祭の禮なし

◎章按、徂徠子ナルカナ。ヨクマノアツキヲシレリ。左雜俎ニ云、古禮之僧行、今日其行十七、婚得二十五、至於祭則尚然而已。冠則絶不復擧矣トアレバ、吾邦ニノミニカギラズ。

一今の俗に用る位牌は

○寒酸(カンサン)ハビンボウラシキナリ

一正生息岑の墓に、銅の板有て、

◎有之按、三位以上之人ニアラザレバ、墓ヲ營ミ碑ヲ立ルコトヲ得ズト云。今ニミエタリ。シカヽバ三位以下ノ人ハ、銅ニ姓ヲシルシテ、棺ト共ニ埋タラン。

章按、伴學寺之御開造ルトテ、小野毛人ガ棺ヲ掘出ス。其中ニ金ノ札ニテ、毛人ノ姓名時代迄シルシ、又和州ニテ吉備公ノ墓ヲホリ出スニ、コノ内ニモ金ノ板ニ履歴刻メリ。銅ヨリハ久シキニタヨベシ。

一巡禮行人などの着たる物は

◎讓ト讓似タル故、讓ノ和訓ヲ讓ニ用タリ。則按、讓ト字似タル故アヤマレルナルベシ。
有之按、ヲユヅリト云ハ、筊ズリノ誤ナランカ。

一振鉾をゑんぶとよむは
◎則按、源君美。謂ニ朝鮮李邦彥ニ曰。東方開國之日。天祖家功樂舞。凡陳樂必奏。此曲振レ鉾說。如ニ偃武ニ。或曰。周大武舞。

一つは月の形なり。へは部の略字なり。
◎則按、へハ人ノ字ノ艸ナリトイフコト、假名正濫ニアリ。伊庭種季ノカケルモノニアリ。

一かたかなはひらかなより後に
◎則按、伊庭種季元祿ノ初、京師中村孫兵衛ト云書肆ニテ、寫本イロハ字類抄三卷ヲミル。正和中ノ古本也。末ニ劄記シテ曰、イロハハ廐戶皇子作ナリト。亦中院家ニアル字類抄十卷ハ、是ト別本ナリ。中村孫兵衛ハ高辻萬里小路ノ東ニ居シヌ。

一烏帽子ハ弁ノ遺制ナリ
◎則按、李白ガ詩ニ、金花折風帽ト云。朝鮮趙泰億ガ曰、折風帽、即我國新冠者所レ著草笠也。

一中臣祓は神代の詞なりと
◎維章按、狂姦（犯イ）ハ律語ナリ。
則按、中臣祓ハ天兒屋根命ノ孫天種子ノミコトノ作ト云フ。
俗說辨殘編、中臣祓ニ、日本紀ノ文ヲ用タルコト多ケレバ、舍人親王以後ニ作レルモノナリ。

一へのこは蕒なり。まらは蘂なり。
◎則按、類經ニ曰、蘂ハ宗節ナリ。垂ハ蕒（ヘノコ）ナリ。內有ニ睾丸（キンタマ）ニ也。睾音高。
有之按ズルニ、船ニロマラト云モノアリ。古キ名ナルベシ。近キ世ニハ、カヽル詞ヲバイムヤウニナ

リ。又古ハサモナカリシニヤ。古今著聞集ニ多クミエタリ。

則按、戸牡ハ戸ノ框ノ上ヨリサシコム木ヲ云。

一くには都なり、きみは君なり。

◎則按、クニ、キミ、ミナミ、皆音ナリトミエタリ。章翁モイフ、吾クニノ漢音、呉音ト云フ過半朝鮮音ナリ。熊谷ヲクマガイトヨムヲミヨ。枕草紙ニ、南ノ院ノ北ヲモテニサシノゾキタレバ、高ツギニ火ヲトボシテ、今昔物語ニ、清ゲナル女アコメノ袴着タルガ、高杯ニ食物スヱテモチ來レリトミユ。又杯、玉篇ニ曰、瓦未レ燒也。

一日本紀の點は後世より

◎則按、人皇三十一代敏達帝ノ時ノコトナリ。應神帝ノ御宇、漢字渡シ事ハ、日本紀纂疏、朝野群載、神皇正統記、古語拾遺等ニ見エタリ。宋張君房雲笈七籤ニ、軒轅本紀有騰黄神獸出日本國。（割註）地皇第五代頃ニアタル。」
山海經南倭北倭屬レ燕。（割註）同神代ニアタル。」據レ之則黄帝唐堯ノ時、已通、漢王充論衡卷八曰。
周時天下泰平。倭人貢鬯草。卷十九成王之時貢レ鬯。（割註）又神代ニアタル。」
劉氏鴻書卷八。日本之學始於徐福。徐福ガ事、史ヲ按ズルニ、始皇二十八年ナレバ、孝靈帝七十二年ニアタル。後漢書ニハ倭國ノ傳ヲ立タリ。光武中元二年、倭奴國王遣レ使奉獻スト。垂仁帝八十六年ナリ。安帝永初元年、倭國師升等獻生口百六十人。顧ハ諸見、景行帝三十七年也。靈帝光和元年檀石槐東擊倭人國得千餘家ト。成務四十八年ナリ。ミナ是神功、應神ヨリ以前ノ事ナリ。シカレ共、日本紀ニハミエハベラズ。三國志ヨリ以下、諸史ニ日本傳アリ。

一神功皇后は呂后に似たる人なり

◎則按、徂來ガ考ニ、天照太神ハ女神ニアラズ。厩戸馬子託シテ女神トス。蓋推古女帝ヲ立ルノ手段

ナリト云事ヲ、守屋大連ガ檄文ニ擬シテ作レルガ、蘐園遺稿ニアリ。譯筌ニモ曰、元來岐叟盧島ハ日本ノ惣名ナリ。ヲノハ丈夫ナリ。ロハ助語也。山鳥ノヲロノ鏡、神ロギ神漏美ノ如シ。武勇ヲ尙ブクニナルユヘ、自ラ丈夫島ト號ス。中華人文字ヲツクリテ倭奴國ト云。唐音ニテヲノコナリ。略シテ倭ト云。其後日本ニテ美名ニ改テ和ト云。大和ト云ハ、大宋大唐ノ大ノ如シ、尊稱ナリ。山跡ノ國帝都ナルニヨリテ、大和ト書ルハ苦シカラヌニ似タリ。其後帝都平安城ニウツリテモ、尙大和トイヘルハ不學ノ過ナリ。故ニヤマト、云詞ハ、山アトヨリ出テ、大和ト云字ハヲノコロ島ヨリ出ヅト、祝家不レ知シテ、ヲノコロジマハ淡路島也トイヘルナリ。

維章按、會和訓ツドウ、會屋ヲトイヤト云ハ、ツヲ上略ス。故ニ誤テ問屋トカク、中臣祓ニ神集ト云モ、會集（ツトヒ）ノ事ナリ。

一武内宿禰が三百歲は數代

◎則按、公卿補任ニ武内壽三百十二歲。宋史云、三百七歲。五雜俎同、日本紀三百十歲、海東諸國記三百四十。コヽニ三百歲ト云ルハ、シバラクソノ成數ヲアゲテ云ナリ。

或曰、文物未レ開、人壽長久ナリ。自然ニ可レ得レ道焉。應神帝百餘歲。其以上歷朝君臣過二百歲一者甚多矣。何獨疑二武内之長壽一。

一辨慶は滑稽の男なり

◎則按、義經記ニ、土佐坊、太平記岡本三河坊、武藏坊、上野坊、聖賢ナドイヘリ。近世ノ書ニハ、辨慶ハ武藏坊トイフ明キ坊アリケルニ、自ラ居シテ名ヅクトアリ。

一とうろくけんさいと

◎則按、唐景ハ屈原ガ弟子ナリ。楚辭ニミユ。トウロクケンサイノコト、此說イマダヲダヤカナラズ。

一ろうとうは若黨に對せる

◎則按、左傳定公二年ニ、家隷ノ字アリ。古キ物語ニハ、ミナ家ノコロウトウヲ併テイヘリ。

一つくば山といふは、常磐山と云事。

◎有之按、あふみハ古淡海ノ字ヲ用。アハウミナリ。後ニ近江ノ字ニカヘシ故、文字ト訓ト別ニナレリ。

維章按、ヒタチハヒタカミ、カミノ反ハキト返、キ横通ニテチトナル。ヒタチノ名知レ此ナリ。常磐山ハツクバ、トキハノ二訓ナリ。

則按。常陸風土記、常陸國所レ謂水陸之府。藏ニ物産之膏腴一。古人云。常世之國。蓋疑此地矣。或名ニ日高見國一也。其國道路相續、郡鄕接レ境。無ニ江海之隔一。無ニ津濟之號一。峯谷閒レ路相通。名曰ニ常陸國一。釋日本紀猶謂常陸國誌。

一水帳といふ物、村々に有、御圖帳と云、

◯則按、古ヘハ民部省ニ圖帳數百卷。職原抄ニ云ク、民部省有ニ圖帳一。國郡牓示載以明白トアリ。◯壺井氏云、百寮訓要抄ヲミルベシ、長明方丈記ノ說ハ不用ナリ。

一過所とは關所の切手なり

◎則按、通鑑胡注ニ、盛唐之制。天下之關二十六。度レ關者給ニ過所一。猶ニ漢時用レ傳也ト。ワガ國ニテモ用タルトミユ。今ミルニ京都ノ買人ニ過所坐アリ。

一上總はかんつふさ、下總はしもつふさ、

◯維章按、扶桑唐音フウサンガフサト變ジタリ。古ヘ大木アリテ日ヲヲヽヒ、朝ハ西ノカタクラク、夕ハ東ノ方クラシ、此木後ニ倒クルニ、上扶桑下扶桑ノ名アリ。此木ノコトハ日本紀ニミエタリ 總ノ和訓、フサ、房ノ和訓モフサナリ 則按、東方朔、十洲記。神異經。淮南子。杜氏通典。黄仲埼異域。南史扶桑傳ニ、扶桑ノコトアリ。五代晉桑維翰著ニ日本扶桑賦一以見レ志トイヘリ。下野黑羽侯ハ、大關侯ノ所レ封

地ナリ。○他國ノ人ノカキタルモノナレバ、傳會ノ説多ケレドモ、大意ハ同ジコトナレバ、日本總州ノコトヲ云タルモノ也。左思吳都賦、儋耳黑齒之酋。山海經云。黑齒國爲レ人黑。食レ稻啖レ蛇。下有ニ湯谷一。湯谷上有ニ扶桑一。後漢書東夷傳。異國東渡レ海千餘里。至ニ狗奴國一。南四千餘里至ニ侏儒國一。自ニ侏儒一東南行レ船一年至ニ裸國黑齒國一。南史モ同ジ趣ナリ。梁書モ同。杜氏通典ニモミユ。古語拾遺曰。天之富命更求ニ沃壤一。分ニ阿波齋部一率ニ往東土一。播ニ殖麻穀一。好麻所レ生故謂ニ之總國一。穀木所レ生謂ニ之結城郡一。注曰。古語麻謂ニ之總一。今爲ニ上總下總二國一是也。句解曰。結城郡在ニ下總一。

一上總の國内本納といふ所

◎則按、埋ムメノカヘシハメ、橘姫姓ハ穗積氏、忍山宿禰之女。垂仁皇后穗積姫之女弟也。日本尊之妃。尊東征之日。從ニ侍巾櫛一。將レ濟ニ相海一。暴風忽起。王船漂蕩。妃啓レ王曰。王船欲レ沒。必海神心也、願以ニ妾之身一、贖ニ王之命一。言訖乃入レ海而死。暴風即止。船得レ著レ岸。

一大峯の後鬼前鬼は

◎則按。禮器如ニ竹箭之有一レ筠ト。竹ノ小キ者曰レ箭。箬箭蔛也。出ニ内則一。伊藤氏云、鈴、竹ノタケノコ。維章按、細キ竹子ヲスヾト云。古今著聞集ニ、石泉法印クラマノ別當ニテ、彼コヨリスヾヲ多クモウケタルヲ、或人ノモトヘツカハストテ、コノスヾハクラマノ福ニテ候ゾ、サレバトテマタムマデメサレナ、

一伊勢物語は歌の心をときたるもの

◎維章按、稀翁々々。直裁通快。可レ以ニ歌學者流之惑一。

一古今の序は眞名の序を作りて

◎有之按、眞名序ヲミルニカナ序ヨリ出タルヤウニ思ハル。

一火の用心とよぶは、、拍子木も

◎則按、予一ニ作レ寸。藤原明衡所レ編之文粹卷ノ一、源ノ順賦ニ夜行舍人ニ詩、夜行翁夜々驚レ火。舊府中呼テ曰ニ火危ト云々。

則按、ヒヤウシ木、漢字ハ梆トカクナリ。

一諷誦を請ふ文と云事を

◎則按、文粹ノ點ヲ改テ、請諷誦文トヨムベシトナリ。諷誦文トテ、浮屠氏カナラズ書ヲ出スコトニナリケレバ、今ノ世ハ諷誦文ノ案文ヲ書タルモノアリテ、板本ニ出タリ。思フニ、俗家ノミナラズ。浮屠氏モ文盲ニナリテ、案ナケレバ埒アカヌトミエタリ。是等モ談義ノ案文ノ板本ト同ジコトナリ。

一延喜帝を聖人なりと云は

◎則按、千載集ノ序ニ曰、延喜ノヒジリノ御世ニハ、古今集ヲ撰バレ、天暦ノカシコキ御時ニハ、御撰集ヲアツメ玉ヒ。

一越殿樂の詞に、ふきといふ事を、

◎維章按、越殿樂ハガクノ名、箏ノコトノ組ニ、蕗ト云モ草ノ名、ミヤウガト云モ草ノ名、フキジサイトクァリテ、ミヤウガアラセ玉ヘヤ、作リカヘタルコトバニハ、春ハ梅ニウグヒス、夏ハ庭ノヤリ水、秋ハサヤケキ嶺ノ月、冬ハ峯ノ白ユキ。コレハ是誰人河南ノ程子伯淳、徂來尺牘曰、越天樂、唐ノ樂殿ノ名爲レ是ト、

一にほふといふに匂の字をかく

◎維章按、芸ト匂ト、喩樹ニ屬シテ音通ズ。然レ共、匂ヲカウバシキト訓ズルハ誤リナリ。芸ハ菅音江音かん。漢音イン。弱ハ老ノ反對ナリ。後人若字ヲ用ルハ、弱ニヨハシト云訓ヲ嫌フナリ。

一神道といふは巫祝の神につかゆる道

◎則按、易觀卦彖曰。觀二天之神道一。而四時不レ忒。聖人以二神道一設レ教。而天下服矣。繫辭ニ陰陽不レ測之謂レ神。說卦神也者妙二萬物一而爲レ言者也。徂來ト云人アリテ、カヽルサカイヲモ導トナレリ。大ニ世教ノタスケト云ツベシ。

一職人歌合にちしやと云物有

◎則按、職人歌合ニチシヤトアリ。同歌合ニヱタト云モノモアリテ、コノ段ハ悉クアヤマリナリ。今昔物語ニ、已レハ弊キ身ニ侍リ、可レ食物ナケレバ、餌トリノ取殘リタル馬牛ノ肉ヲ取持來テ、ソレヲクヒテ命ヲ養テ侍ルナリト。餌トリトイフハヱタノ事ナルベシ。

一阿蘇は熊襲なるべし。

◎則按、扶桑略記曰。熊襲國鹿臥郡。今按。和名抄佐渡無二比郡一。大八洲圖說曰。熊襲薩摩也。襲大隅也。未レ知二孰是一。舊事紀道奥、即今陸奥也。

一檜垣の姥が集に、くきのたんとヽ

◎則按、檜垣家集ニ、九鬼ノケンゾウスケトモト云人、ケソウスル女ノモトニフミヲバヲコサデ、ヤガテ初テ來タルニ、レイナラズ怪ウヲボヘシカバ、ソノ心カケタル女ニ、カク云ヤル。ヒトツガヒナラハサリセバヲシドリノモツカラキタルモノトシラナン。抄ニ云、九鬼ハ熊野人氏ナリ。彈正助女ハ府官ニ從テ來レル也トアリ。太平記天正本ニ、後醍醐天皇崩御ノ後ニ、伊勢ニハ九鬼愛曹ト云々。

一職人歌合に心太を賣人

◎則按、心太ニ名心呂以。職人盡歌合ニ、盂蘭盆ノ半ノ秋ノ終宵月ニ澄スヤ吾心テイ。近世ノ人ノ說ニ、トコロテンハ轉語ナリトイヘリ。閩書ニ、石花菜ト云。倭名抄ニハ、凝海菜、大凝菜ノ二ツアリ。

一物の名も漢語より來れる有

(○)則按。崔豹古今註。莎雞一名促織。一名絡緯。一名蟋蟀。淮南子。促織鳴嬾婦驚。

一くれはとりあやはとりは

(○)則按。日本紀應神三十七年春二月。遣阿知使主都賀使主於呉。令求縫工女。呉王與工女兄媛弟媛呉織穴織四人ト云。崇神紀東漢直駒ヲあつまあやのあたひこまと訓セリ。伊賀服部、秦姓、綾通主末也。貝原說ニ、機織ヲ鳥服部ト云、或說ニ、家、、、、

一おつねは供御に用る物なり

(○)則按。羅山鉄槌ニ曰、海邊心鏡ニ、鰹音堅、大鯛ナリトイフ。萬葉第九ニ、水江之浦島ガ兒之堅魚ツリ鯛釣矜及七日短歌ナリ。又式部大輔行上堅魚朝臣トイヘル人モ、歌第八ニノセタリ。倭名集ニモ、鰹魚、加圖乎。シカレバ昔ヨリソノ名カクレナキ魚ナリ。又コノ魚ヲ干カタメテ調味ノ料トスルコトモ、ヒサシキ事ナルベシ。兼好ノ時代ニ、貴人ナドノ生ニテ食コトヲ怪ミケルニヤ、カツヲノ漢名ハ東醫寶鑑ニ松魚トイヘリ。延喜式ニハ堅魚、古事談淡海公ノ合ニモ同ジ文字ナリ。

一たいを鯛とかく事は、周防の、

(○)則按。タイ、閩書ニ、棘鬣魚。又名ニ吉鬣。嶺表錄異ニ、髻鬣。又名奇鬣。又過鬣トアリ。黄山魚トモ云。華人俗語ニ紅魚トアリ。曲鬣モ同ジ。興化志ニ、赤鬣似曲鬣而大。典籍便覽ニ、以爲曲鬣ニ非ナルヨシ。

神代卷ニ赤女。延喜式ニ平魚。朝鮮ニテハ道味魚、又棹味魚トァリ。

一なゝくさのかゆといふは

(○)有之按ニ、正月七日俗以七種菜作羹食之。人無萬病トイフコト、荊楚歲時記ニモミエタレバ、アヤマリトモイヘ、ガタカラン。

則按、荊楚歳時記トイフモノモ、異國ノ書ナレバ、和朝ノコトニハモチヒガタカラン。

一梨壺桐壺は

◎有之按、壺ハ洪孤ノ切、音胡。酒器ナリ。壼ハ苦本ノ切、音悃、爾雅ニ、宮中衖トイヘリ。郭璞註ニ衖閤道門トイヘリ。

維章按、壺ハ平聲、酸、ツボ酒、ツボノルイナリ。壼ハ上聲、ツボノ内ツボナリ。藤ツボ、梅ツボノ類ナリ。奥州鎮守府ノ庭ニアリシ故、壺碑(コンヒ)(ツボノイシブミ)ト云。今壼トカクハアヤマレリ。

一こゝろなしをけゝれなくといふは、甲斐國の

◎則按、無心ヲケヽレナクト云甲斐ノ詞トハ、八雲御抄ニアリ。ウタニカイカネヲサヤカニミシカケヽレナクヨコヲリフセルサヤノ中ヤマ。ヨコヲリハ四郡ト横折ト云二説侍ルナリ。

一えとは兄弟なり

◎維章按、兄弟(エト)、甲乙丙丁をみよ。

一字傳ハ吾邦の釋名なり

◎則按、徂来尺牘ニ曰、魏校六書精蘊以ニ點畫一説ニ性命之理一鑿哉。

又按、劉熙ガ釋名四冊アリ。貝原好古ガ日本釋名三巻。ソノ中ニヲモシロキモアレド、多クハ穿鑿ナルモノナリ。

一押領使と云事を、俗に云押領と云詞に、

◎則按、押領使ノコト、一任四ケ年ニテカハル。國司ニハアラデ、二郡三郡ナド世々ヲサメ居ルモナリ。

東鑑七ニ曰、出羽國押領使佐藤秀衡法師ハ、基衡男。奥羽軍記眞字(マナ)一巻、假字三巻、鵞峯林子謂ニ此書ハ應レ出(ナル)ニ平家記之後太平記之前一。同九日。陸奥出羽押領使泰衡。

一御曹子は曹子の誤りなりといふは

維章按、曹ハ役所ナリ。大學寮ニ南曹東曹アリ。ソノ曹ノ幼キヲ、世人ヲンゾウシトヨブナリ。

可成三註 卷之三

一町の田より米二十五石とる
◎則按、藤原不比等ヲ淡海公ト稱ス。近江ハ古ヘ淡海ト書リ。近江侯ニ封ゼラレタルナリ。大寶令ヲアラハシ給フ。
一うには棘籬なり
◎則按、閩書ニ海膽トイヘリ。
一國々に日野といふ地名有
◎則按、古號ニ火國一。後割爲ニ肥前後一。
一御成敗式目第一條に
◎維章按、令ハ法度ヲ世上ヘフレルコトナリ。王室ニ大寶令アリ。シカレバカマクラノ貞永令ハ、王室ヲハゞカリテ式目ト名付シナリ。是ヨリシテ、足利家ノ建武令、東都ノ元和令、寛永令、天和令、正德令、ミナ式目法度ト號セラル。
一ひるこに蛭をかき、ひるめに
◎則按、徂來モトヨリ、天照太神ハ女神ニアラズト言フコトヲイヘリ。コノ段ニテハ、タゞヒルメト言コトヲイヘル迄ナリ。ヒルメト言コトハ舊事紀ヨリ出タル。
一覺彥上人は遲曇の學よく通じ
◎則按、東都湯島ニ、寶林山大悲心院靈雲寺ノ開山淨嚴和尙號ニ雲農覺彥比丘一。是ハ河内ノ人ナリ。元祿十五年六月寂ス。徂來ト同代ナルベシ。
一みかどはみことの轉ぜる詞なるべし

◎則按、日本釋名ニ帝王ハ至尊ナリ。直ニサスハ恐アリ。ミカドヲサシテ云、唐土ニテ陛下ト言ノルイナリ。

維章按、御門ヲ用ルハ、後ノ口釋ナラン。

一莊といふ物を郡の樣に思へるは

◎維章按、庄ハ俗字ナリ。正字ハ莊ナリ。實錄ニハ正字ニカクベシ。

則按、拾芥抄ニノセタル郷名、與ニ和名類聚ニ大同小異アリ。

一關所と言は、功田賜田など持たる人の、

◎則按、明當ニ作レ容。

一からもやまとも、古は玉を寶とせるに、

◎則按、史記平準書。

一今の世に國造りといふものを尊き

◎則按、第三十三代成務帝四年二月、始テ國政ヲサダムト、古記ニミユ。國司ノ名ハ、皇極天皇以來有之。守トイフハ、文武帝以來ノ號ナリ。今現ニ國造トイフモノ、出雲ノ大社ニミユ。二人アリ。

一君臣の事を主從といふは

◎維章按、夏殷周三代ハ封建ナリ。秦漢以後ハ郡縣ナリ。吾國ハ上代漢ノ制度ニ郡縣ナリシヲ、頼朝以後今日ニ至ルマデ、封建ノ國トハナリシ。郡縣ノ代、天下ノ年貢、皆天子ノ御藏入トナリテ大名ト云モノナク、大カタ御米ヲ賜ルナリ。水戸侯ノ日本史ニ、長田莊司忠致ヲ主殺ニテハナシト定メ給フモ、最ナル事ゾカシ。カヽル事ハ、ワガクニ先王ノ書ヲヨクヨム人ハ合點ナルベケレドモ、大カタノ人ハ得シルマジキコトナリ。世俗ノ今ノ世ノ體ヲ以テ書ヲ見ルユヘ、アタラヌ事ノミ多シ。物氏ノ學ノ大ナル、眉ヲナラベル人ハアラザラマシ。

栗山愿ガ保建大記ニモ、内海莊司平忠致誅二義朝一トカキテ詳ニ論ズ。栗山假名ハ源介、水戸侯史館ニ在テ、大日本史編修ニ預ルモノナリ。

一薩摩の防の津は

◎維章按、防人ノ事ハ、大寶令ニミユ。非常ニモ備ル武人ナリ。昔ハ諸州ニアルベケレドモ、其名ノ殘リシハ薩摩ノミナリ。軍防令曰。便二弓馬一者。爲二騎馬隊一。餘爲二歩隊一ト云々。是ハ歩士頭ハ騎馬ノ役、ソノ組下ハ歩士ナリ。防ハソノ武士ノ守ル役所ナレバ、外ノ州ニモアリシト思ハル。

一勳位といふ事は軍功によりて

◎維章按、勳位ハ中古ヨリ廢セラレタリ。唯神ニ位階ヲ贈リ給フノミアリ。ソレムカシハ、ウルハシキ道ハ、延喜ノ頃ヨリ衰テ、寶元ニ至リテ地ヲ拂フ。好古ノ君子ノイタムトコロナリ。

則按、元ノ至元十八年ハ、後宇多弘安四年ニアタル。此事蒙古賊船四千艘入津ス。諸神社へ御祈願アリケレバ、神風ニテ殘ラズ漂蕩壞死ス。還者僅ニ三人トイヘリ。元ニテハ颶風吹タリトイヘリ。コノ時諸國ノ神社へ勳位ヲ贈ラレタリ。ハリマノ國總社伊賀大明神ヲ、軍八頭ト言ハ誤ナリ。是ハ勳八等ノ脊ノ轉ゼルナリト云。

一入唐といふ事は昔の博士の

◎維章按、入唐入宋ト言ハ、異國ヲ内ニシタル詞ナレバ、年號ヲ立ル國ニハ似合ヌ事ナリ。

則按、入京ナドト云ヲ以テミルベシ。入ト云コトハ、内ニシタルコトバナリ。

一鉢卷をして冥途のみやげに

◎則按、出二左傳史記一。

一今時のくがいといふ詞有。公廨と書なり。

◎則按、公廨ノ事、官職祕抄後附ニミユ。

續日本紀、聖武天平十七年乙酉。制。諸國公廨。大國四十萬束。上國三十萬束。中國二十萬束。就レ中。大隅薩摩兩國各四萬束。下國十萬束。就レ中。飛驒。隱岐。淡路三國各三萬束。志摩國。壹岐島各一萬束。

孝謙帝天平寶字元年。置二大學寮一。公廨田三十町。雅樂寮十町。典藥寮十町。又置二中衛府一射騎田三十町。左右衛門府。左右兵衛府。各十町。呉都府劉淵林曰。藏二官物一曰二公廨一。俗ニクヮイトイフコトバヲ、公界トカクハ誤用ベカラズ。壺井氏云、公廨トハ諸國ノ入用ニツカヒ、前々ノ國司ノ未進等ニ其殘リヲハカルノ法也。假バ殘米千石アラバ、右ニヲキ、左ニ長官六分、次官四分、判官三分、主典二分、史生一分ヲ合スレバ十六トナル。十六ヲ以テ千石ヲワレバ、六十二石五斗トナル。是則史生ノトリナリ。是ヲ一分ト云。准ジテシルベシ。又國ノ大小上中下ニテ多少アレドモ、分ル法ハ同ジ。官職秘抄後附ニ詳ナリ。

一天神といふは菅家にかぎらず

（則按、一作二賢名宮一非レ是。

維章按、鄕貫ハ生國ニテ、人別帳ニ名ヲシルサル丶ナリ。客貫ハ他國ヨリ來テ、人別帳ニシルサルルヲ云ナリ。然レバソノクニノ神ハ國津神ナリ。ソノ國ノ産ニ非ルヲ天ツ神ト云。然ラバ天ツ神ヨリ國ツ神ヲタツトシトス。寄食スル處ナキヲ天竺浪人ト云。又天神地祇ヲアマツヤシロクニツヤシロト訓ズ。

一高坂彈正と書者高野に書帖有

（則按、或云、軍鑑ハ高坂彈正忠昌信記レ之。其臣春日惣三郎附記スト云ヘドモ、軍鑑ヨリ結要本末書、中卷及下卷、三韜本彼己ノ卷、寒暑兩本ニ至ルマデ、小幡勘兵衛景憲著ス所ト。一說ニハ景憲ハ、文字ニ疎クシテ、淸書ノ時叔姪ニ禪僧アリテ手ヲ借ルト。獨リ軍法卷ハ高坂霜臺ガ遺書ニシ

テ、景憲晩年ニ下巻ヲ撰ス。井上義備曰、備本南越福井ノ産ナリ。原氏、眞田氏、高坂氏、其餘甲州之士在ニ於福井一。以ニ甲軍志一傳ニ之於東都一。談レ兵者又多。其以ニ高坂昌信一爲レ眞。何以ニ高野之一書牘一欺ニ天下之士一耶。可レ謂レ誤矣。井上義備子政。號石溪花。惣平。

一はうじといふは

◎則按、字書ニ牓與レ榜同ジ、木片ナリ。牓示言國郡境ニ立レ村ニ書ニ其名一以爲レ表。令ニレ人知一レ之。謂ニ之榜示ニナリ。

一被管を被官と書はあやまり

◎則按、貝原氏諺草ニ、被管ハ職原附屬ノ官ヲ云。ソノ人ニ附テ官職ヲ被ルノ義ナリ。武家ノ組子與力ノゴトシ。或曰。當世稱ニ被官一。辨慶。矢倉。池上。縣内之類。乃番匠之棟梁樣之者也。

一さうかんは鑲嵌なり

◎則按、字書ニ嵌ハ陷テ入レ中也。

伊東涯名物六帖。陷金滾金錯。嵌金・嵌銀〔割註〕已上居家必用。」鑲嵌・絲嵌〔割註〕已上遵生八牋。」銀嵌・銀陷・銀簡・銀絲・鑲・鈒鏤〔割註〕已上正字通。」

一とひやうしは銅鈸子なり

◎則按、字彙銅鈸南齊穆士素所レ造。通典ニ銅鈸子。本出ニ西域南蠻一。其圓數寸。隱起如ニ浮漚一。貫レ之以レ韋。相撃以和レ樂。南蠻大者圓數尺。釋氏鐃鈸是物乎。

徂來律解ニ、鐃ハドラナリ。鈸ハネウハチナリ。

一こりといふは行李なり、旅の荷物を云也。

◎則按、行李、行東、行理ノ字、通用スル事、正義ニミユ。コレヨリ轉ジタル。竹ニテツクルヲコリト名ヅクルモノアリ。藤コリアリ。柳コリアリ。字彙ニ、笭箵ノ字ヲ用ユ。

一狐をやかんと言は射干也。狐に似て木に上る物なり。
◎則按、野干形小、尾大、ヨク上ルレ木ニ。祖庭事苑云。野干。梵ニ云、悉伽羅。又名夜干。聲如レ狼。法華云ニ狼野ニ。

一こてうしと言は子つれし也。つれの切てなり。
◎則按、日本釋名ニ曰、特牛コトヒウシ、コツテイウシノアヤマリトアリ。史記猗頓言ク、速欲レ富不レ如レ畜ニ五特牛ニ。或曰、コテウシトハ、牡牛ノ肥大ヲ云。畿内山陰ノ諸州ミナ然ナリ。コテウシトハ御亭ナリ。民間一店ノ主ヲ指テ曰、亭主、又曰ニ御亭トニハ、御亭主ノ下略ナリ。逆轉ジテ牡牛ヲ指テ、御亭牛ト云ナルベシ。

一豫参と云を、あらかじめ参る心に用るは、
◎則按、豫参ノトキハアヅカルトヨムベシ。古今ノ稱呼名號ノチガイナリ。

一露路といふ事は
◎或曰、露地ナルベシ。

一談義といふは、今いふ講釋の事なり。
◎維章按、圓大曆ニ、中庸ノ談義有。
則按、イニシヘ談義ト云ハ、今ノ講釋ナリ。徂來譯筌題ニ云ニモ、講釋ト云ハ、今ノ浮屠氏ノ談義ナリト有。コノ段ト可ニ見合ス。

一さん〳〵と言俗語有
◎維章按、門ニハ死ノ訓ニ近シ。

一猶子とはおゐの事なるに
◎則按、禮記兄弟ノ子猶レ子トアリ。

一折角と云詞は、郭林宗が巾の雨に、

◎則按、郭林宗巾ノコトハ、後漢書ニアリ。蒙求ニ引レ之。世ニ折角ノ字、後漢書ノ朱雲折ニ其角一ヲ出處トシテ、終ニ義ヲ不レ通迂遠ナリ。不レ可レ用レ之。

一女房といふ事、女ばかりに限りて、

◎則按、源平物語ニ女ボウ男ボウ、ヲ、〳〵ミスダレヲカヽゲトアリ。

一本朝と云は、吾邦といふ事也と思ふは、

◎則按、道齋淺見安正曰、本朝トハ朝廷タピタビ變リ、他人ノ朝廷多キ故ノ名ナリ。眞ノ朝廷ト尊ミテ、西土ノ人、本朝トモ、ワガ朝トモイフナリ。日本ハ開闢ヨリ一天皇ニ統シ給ヒテ、終ニ他人ノ朝廷アルコトナシ、紛ノコトナシ、本朝ト名ノルハ因襲誤ナリ

一四姓とは天竺に有

◎則按、萬多親王、姓氏錄所載一千一百八十二アリ。八十氏モ姓氏錄ニ見エタリ。宗景濂ガ日東曲曰、源平藤橘族四家連城ノ甲第就ニ豪華一。

一跡をあとこゆると云は、足跡のまたがりこゆるといふ心なるべし。

◎維章按、アツトコユルヲ、後ハエツトコユルト云。今エツトナト云。

一返閉と云は、陰陽師の行幸の時、

◎維章按、返閉、實錄ニ多クミエタリ。一本ニ通閉トアリ。返閉草書似タルヲ以テ誤レルナリ。

紀當按、小笠原軍禮ニ返敗ノ法アリ。是ヨリシテ拵ヘタルモノト見エテ、九字ニ合セテ足フミノシヤウナリ。出陣歸後イヅレモ法アルナリ。小笠原ノ杜撰ニ反敗ト書カヘタルナルベシ。

一源氏物語を見れば病に集用るは

◎紀當按。徂來辨名曰。鬼神者先王立レ焉。先王之道本ニ諸天一。天道以行レ之。祀ニ其祖考一。合ニ諸天一。道之

所ニ由出ル也。故曰、合ニ鬼與レ神教之至也。故曰。詩書禮樂具レ有レ不レ本ニ諸鬼神ニ焉。易曰。與ニ鬼神ニ合ニ其德ニ。以レ之見レ之。則尚レ鬼上古然。吾邦又神祇官爲ニ之首ニ。而有ニ復主氏之禱ニ也。且以ニ神器ニ同殿之讖ニ必不レ妄乎。後世有ニ讖緯篇ニ。而終廢レ本屬レ末。故生ニ此弊ニ有ニ云爾乎。可レ考而已。

一ふたあらを補陀落とし

㊀維章按、延喜式曰、下野ニ荒神社云々。フタアラノ訓ヲトツテ補陀落トシ、又音ヲ取テ日光トアラタム。皆浮屠氏ノ利口ナリ。

則按、二荒山一名黑髮山。釋道勝初テ開基ス。

一太上皇の御所を仙洞といふ事は

㊁維章按、昆陽唐音コンヤン、菅音コヤ、河陽館ニテ詩歌ノ會アリシコト、文華秀麗ニ見エタリ。

一世俗に鬼まん國と言事は、鬼方を誤、

㊂則按、易未濟ニ震用伐ニ鬼方ニ。三年有レ賞ニ于大國ニ。既濟九三高宗伐ニ鬼方ニ。三年克レ之。

一兄弟をおとゞいといふは

◎則按、兄弟、キノ兄、キノ弟、ヒノ兄、ヒノ弟ヲミルベシ。

一大口といふものは

㊃則按、正字通襠字下曰。唐文武郎。黃紗袍。黑領襴。白練潑襠布。大口袴トアリ。

一六位の裝束を布衣と

㊄則按、或曰、一條家ニハ布衣ヲ布ヲ用ル。イヅレカ是ナル事ヲシラズ。

壺井氏ノ物語ニ、布衣ヲカリキヌト云ヒ、又ホイト云。上下ヲワカツトナド覺ム。袁絳イサヽカ、ハリタルコトナシ。院中ニテハ布衣ハジメト云コトアリ。又布ノカリキヌハ、上皇極熱ノ頃着御ナリ。臣下モ又依レ人依レ時着用ノヨシナリ。隨分ユルサレタル人ノ着用ガ宜シキヨシ、或記ニミユ。

シカラバ口身ニ着用シガタキ事ニヤ。
衣文愚童訓ニ、布衣本儀用レ布。今世平絹ナリ。

一こと〳〵は琴音と云事なり。かりがねは、
◎則按、琴音變ジテコト〳〵ナル。雁音、古今ニ、秋風ニ初雁ガネノキコユナルタガクマヅサヲカケテキスラン。又則。ツクバネノ峯、青嶺ガ峯、對馬島、ミナ重テイヘルナリ。古歌ニカリガネハ今ハ來ナカメ

一胡琴教錄といふ物に如木と言詞、
◎維章按、イタテン、韋駄天ニハァラデ、俗語ノ板テンシハント云コトナリ。
則按、如木ノ雜色トテ、下部ノ裝束ニアルナリ。上古用ニ強張布ニ故之云ニ如木ニ但今世用ニ白絹ニ此
雜色ヲバ諸家公卿或辨官具セラル。

一今の世に寺に寺家といふ者あり
◎則按、籍貫ハ人數書ヲ出ス帳ナリ。

一能は元の雜劇を擬して作れる
◎則按、雜劇者謂ニ大石調小石調ニ
維章按、可ミ以導ニ知人殺風景之病ニ

一とう〳〵たらりやらりろうといふは
◎則按、三番三ノ祝詞ナリ。

一主殿はとのもりなり、掃部は、
◎維章按、小松ヲウナイマツト云、ウネメハ幼女ナリ。

一隼人をはいとんとはぬるは
◎維章按、ヘハ部ナリ。物部、ト部ノルイナリ。

一黄葉浜の寺はからめきたれども

◎則按、列仙傳ナドニモホヾミヱタリ。

徂徠律解ニ、黄剃トハ道士ノ黄ト云フ僧ニナルヲ剃ト云。道士ハ有髮ニテ道冠ヲカブル計リナリ。

尼僧トハ比丘尼ナリ。女冠ハ女道士ナリ。

一勾峡をまがりとよむ

◎ワハ輪ナリ、

一ねこまを略してねこと

◎則按、和名抄、猫和名禰古麻。善捕レ鼠也。

一地名に尾といふは丘の字なり。

◎則按、見ニ日本紀一。

一武者所といふは應府の名なるべし。

◎則按、闕見ニ大寶令一。

一代官と云は、元の國司などの、

◎則按、毛晃曰、人道尙レ右、以レ右爲レ尊。故尊レ文爲ニ右文一。尊レ武曰ニ右武一。

一日の神の天の磐戸にこもり給ひし、

◎則按、神代卷及古語拾遺。

一今の世の物學びたる輩の假名を字に

◎維章按、闇斎ガ假名ヲ字ニスルハ誤リナリ。源介、源藏モ、源氏ノ諸侯ノ助ニナリ。或ハ大藏内藏ニナリタルヨビナヽリ。夫故、吾國ニ源介、源藏ト云、假名千モ二千モアルベシ。シカラバ字ニモチユルハ誤リナリ。

則按、假名、花名、表名、稱呼ト云モミナ同ジ。魏曹植字子建、表字ロロ、唐子解ニアリ。三國演義六十三回ニ姓霍、名峻、表字仲邈トアリ。

一瓜をふりとかく事は、壺盧をとりちがへ、

(c)維章按、壺盧、背家、江家ノ點コロ、漢音ウ、リ、コ、コノヤウナコトハ、萬グワンノ書デトク破セズンバ、愚儒々々トシテ世ヲ送ルベキゾカナシキ。

一孝標が女の書たる物の内に、武藏國たけしばといふ所あり。今の、

◎維章按、サラシナノ記一卷、孝標女著ス。コノ女ハ祐子内親王ノ侍女ナリ。

一甲斐の國に火とぼしの翁を祠りて、

◎則按、徂徠峡中紀行曰。侯吏高唱左有ニ酒折宮一。當レ下レ轎。則下入ニ華表一。祠二一。云菅神與ニ八幡一也。倭武東征還從ニ筑波一閱ニ十日一至レ是。作レ歌々レ之。群臣不レ能レ和。一操レ燭丈人庚成業聯歌者所ニ祟祠一。事見ニ國史一。古者廷臣之血食。外州皆以ニ天神一稱。而土官號ニ國神一以別レ之。亦謂ニ之和歌宮一。而八幡神有ニ少宮一者。而菅神之名獨顯ニ於海内一。少與ニ和歌一土音易レ淆。則亦譌傳者爾。

維章按、カイカネハ、カイノミネ、フジノミネノ略語ナリ。シカルニ、今ノ人根方ノヤウニ思フハアヤマリ。同紀行曰。由ニ山崎村一。而左循ニ田中小逕一。逕甚曲。中略。訪ニ山梨岡一何在北行數十步。有眺ニ鹽山一。左過ニ鎮目寺前一。益左詣ニ岡下一有レ祠。即祀典所レ載山梨岡社也。中略。問祠奉ニ何神一。即大山祇也。中略。指ニ華表北一石一大可ニ五六尺一。而謂ニ是郷之鎮石一。歲時有レ事祠。輙所レ徙神輿尊ニ弊性處視視傍作ニ皺紋一如ニ錦絮形一。厚纔數寸不レ能レ識ニ其入レ地深幾百千尺一也。日本紀、景行四十年冬十月癸丑。日本武尊發路之。戊午。歷ニ常陸一至ニ甲斐國一居ニ于酒折宮一。時擧レ燭而進レ食。是夜以レ歌之問ニ侍者一曰。珥比麼利蒐玖波塢須擬氐異玖用加禰蒐流。諸侍者不レ能ニ答言一。時有ニ秉燭者一續ニ王歌之末一而歌曰。伽餓奈倍氐。用玖波虛々能用。比珥波苦塢伽塢。美ニ秉燭人之聰一。敦賞給。カ、ナベテ

ヨニハ九夜、日ニハ十日ヲ、新ハリツクハ常陸ノ地名ナリ。カヽナベテハ暦并ナリ。

一火あぶりといふ事は

◎則按、耶蘇。「割註」カン音、カクノゴトシ。」

一わが邦は女多く男すくなしと

◎則按。後漢書、郭璞山海經、陳壽魏志、舊唐書、杜氏通典三十曰、倭國多ニ女子一、南史、梁書、隋書、並曰倭女多男少トアリ。抱朴子曰。王者妃妾之數。聖人之所レ制也。且按ニ周典一、九王之記及漢氏地理之書。天下女數多ニ於男一。王所レ崇豈足ニ以通備婆者一哉。或曰。陽常有レ餘。陰常不レ足。人亦然矣。豈如ニ臚駒之獸百牝一牡一乎。

一五百年以來茶あり、百年以來たばこ、

◎或曰、儒者ト云浪人モ、孔子ヨリ以後ノ事ナリ。徂徠書ヲトシタルハイカン。

一遠江國はとをつあふみの國なり。

◎則按、遠州今切ハ、後土御門院明應八年六月十日、大地震シテ湖ト海トヒトツニナレリ。一説ニハ、後柏原院永正七年八月二十七日、山崩テホラノ貝ヌケ出テ海ニ入ヨシ。

一撿非違使の靱をかくるは、

◎則按、兼好曰、勅勘ノ所ニユキカクル作法ハ、今ハタヘテシレル人ナシ。主上ノ御惱、大方世ノサハガシキ時ハ、五條ノ天神ニユキヲカクル。鞍馬ニユキノ明神アリ。靱カケラレタルカミナリ。看督長初官ノ負タルユギヲ、ソノ家ニカケヌレバ、人出入ス。コノコト絶後、今ノ世ハ封ヲツクルコト、ナリニケリ。

一明朝の一石は吾邦の四斗六升なり

◎則按、徂來度考曰、元ノ一石ハ今ノ四斗六升三合六勺九撮。明ノ一石今ノ五斗五升一合二勺九撮。

或曰、武佐升ハ京升ノ八合ナリ。四斗俵ハ武佐升ヨリ出ル。近江州八十萬石ヲ百萬石トイハン爲ナルトイフセツアリ。或人曰、武佐判八合升ハ、是柴田勝家ノ製ナリ。軍中兵粮ノ助トス。

一古に三尺の劍と言事は、今の二尺一寸五、

◎則按、徂來度考曰。考工記桃氏爲ニ劍上一。制二尺五寸。當今一尺五寸弱。併ニ其莖一爲ニ三尺一。高祖所レ謂。吾提ニ三尺劍一取ニ天下一是也。

一玉ぼこの道といふ事は、大己貴命の廣矛。

◎則按、續日本紀。行基。俗姓高志氏。和泉國人也。和尙眞粹天挺。德範夙彰。讀ニ瑜伽唯識論一。即了ニ其意一。周ニ遊都鄙一。敎ニ化衆生一。於ニ諸要害處一。造レ橋築レ陂。百生至レ今蒙ニ其利一焉。聖武帝賜ニ大僧正之位一。時人號曰ニ行基菩薩一。天平勝寶元年二月丁酉遷化。春秋八十。

一儒者の頭そりしは、惺窩より始て、

◎則按、正獻先生行狀ニ曰。先レ是遵ニ父祖之例一任ニ大藏卿一。賜ニ孔文院學士一。自ニ天正一以來。儒者祝髮如レ僧。道未レ入ニ品流一。有ニ特旨一命ニ府君一束髮改服。叙ニ五位下一。任ニ大學頭一。於レ是海內書生無ニ髡髮一者。人皆以ニ變夷之功一屬ニ乎府君一也トアリ。正獻先生ハ林篤信ノ贈號ナリ。元祿ノ頃ノ事ナリ。
則按、足利慈昭院ヨリ、童坊何アミト某阿彌ト云アリテ傍ニ侍ス。醫者モコノトキヨリ僧形ナリ。

一てうちんは弔灯なり。挑灯とかくは僻事也。つるべも弔瓶なり。

◎則按、名物六帖提燈。〔割註〕正字通及行厨集。」懸火〔割註〕正字通。」燭籠〔割註〕北夢瑣言及朱彧可談。」弔桶、朱璣藪ニ、井中汲レ水音ナリ。青藤山人路史、凡懸レ柱當レ作レ釣、不レ當レ作ニ弔字一。凡謂動之調曰是調。今作レ弔。如ニ弔生員、考試弔文卷査勘一。俱誤。弔生員應レ作レ調。弔文應レ作レ釣。品字箋弔俗弔字。俗以ニ繩索一懸置謂ニ之弔一。專用ニ此字一矣。汲桶〔割註〕秀巷發語。」汲器〔割註〕三才圖繪。」銅銒元氏掖庭記。

一石をわる物をげんのふといふ。殺生石を、

○名物六帖攻石椎（割註）天工開物——日久困両楷空。〔長崎譯玄光獨菴稿ニ、玄翁傳ヲ作ル。曰、日本之石匠以二玄翁一名二鐵槌一者權二輿之一ト徂來モ大幻法門ノ惑アルハ即是ナリ。

一癩病をかたひといふ事は

○則按、高祖本紀ニ、高祖、當時ヲ封ゼラレシ誓、使ニ長河如レ帶、泰山如レ礪、以永寧、爰及二苗裔一トミユ

維章按、サンヲシヤミトイフハ、三線ヲシヤミセン、貝原氏ガ草目、順和名、乞兒ヲカタイトヨム、イセモノガタリニカタイノウトアリ。土佐日記日、コノカチトリハ、日ヲモエハカラヌカタイナリトアリ。ミナ人ヲ罵テ用ユ。スベテ乞丐人ヲ云ベシ。俗ニ癩病人ヲ云テカタイト云ハアヤマリナリ。

一ほとゝぎすを郭公と書事は、

○則按、本綱日、鳲鳩拾遺、布穀列子、鵠鶴毛詩、獲穀爾雅、郭公、時珍云、禽經及方言鳲鳩、即戴勝郭璞言非也。和名類武古士利。

一三線をさみせんといふは

◎維章云、御ヲヲミ、上ヲカミ、領ヲトミト云如シ。楊升庵外集、今之三絃始ニ于元時一。北山詞云三絃王推、以約草字。通賦ニ王蛾兒ニ在雜組云。三絃當在レ繇而載レ之。然多淫哇之詞。唱優之所レ習耳。

一筑紫の人あみと云て、ちいさき、

○則按、本草彙補ニ、蝦蟇ト云ハ、即海鰕鰕魚也。漳州府志ニ、海錯、異名記ヲ引テ醤蝦ト云。

通計四百二十二則

一なるべし原本一冊、赤城翁の著話なり。物道沢の蔵書に有は、翁の自書するものなり。後人其書を折て左間とし、可成談と名づけ、猿生惣右衛門物茂卿の述とするは物笑ひなり。

東都　源のきよのり識

一かしこきよりかしこからんは、色をかへよ、
○論語皇侃義疏十卷、慶長ノコロマデ、何晏集解ト皇侃義疏ヲ用テ、朱註ハ不レ用也。皇侃ヲワウカントヨムガナラヒナリ。
一ろうとうは若黨に
○ろうとうのかなあやまれり。らうたうと書べし。
一つくはひと云るは
○ツクト、キ、タチツテト通音也。カミノ反ハキト反ル。キ横ニ通ジテチトナル。
一水帳と云物村々に有、御圖帳と、
○民部省ノ圖帳六百卷、下ヨリ尊ンデ御圖帳ト云シヲ、今ハ誤テ水ノ字ヲ用ユ。
一上總はかんつふさ
○總フサ、房フサ、
一越天樂の詞に、蕗といふ事を、
○箏ノ譜ニ越天樂アリ。其詞ニ曰、蕗ト云モ草ノ名、蘘荷ト云モ草ノ名、富貴自在德アリテ、冥加アラセタマヘ。
一にほふと云に……、宍は肉の古字なれども、
○宍、完ノ字ニカクハ誤リナリ。
一物の名も漢語より來れるあり
○促(ソク)ハ催促(サイソク)ハタル

一くれはとりあやはとりはくれはたおり
○東漢直駒ガ事、日本紀ニ見エタリ。
ハタヲリハトリ、タヲノ反シハトナリ。
一なゝくさのかゆは七種の
○種ヲクサトヨミ、又種々ヲクサ〲トヨム。ソレヨリ誤テ草ノ字ヲ用ルナリ。
一こゝろなくをけ……、元喬いへり。
○元喬姓ハ服部、號ハ南郭。
一押領使といふ事を
○東鑑曰。出羽國押領使佐藤秀衡。
一御曹子は曹子の誤也と云は、抑て
○曹子君ト云フ事、源氏物語ニ見エタリ。大學寮ニ南曹北曹アリ。其學生ノ少年ヲ御曹ト云シナリ。
一餘綾郡をゆるきのこほりとよむは
○相模州ニユルギノ郡アリ。
一半疋を一端と言は誤りなり
○大學寮ノ學生、束脩ヲ師ニ呈スル式、大寶令ニ見エタリ。
一目代と云はめだいといふ事にはあらず。
○國ノ筆吏ヲ目ト書ク。武藏大目、相模ノ小目ノ類也。
一猶子とはをゐの事なるを、
○禮記ニ、兄弟之子、猶レ子トアリ。
一源氏物語といふ草紙には、男ぼう女ぼう、

○部ハ部類ナリ。ワランベハ小兒ノ部ナリ。モノ、ベハモノ、フノ部ナリ。

一今の世に寺に寺家といふもの有

○三代實錄五十卷、藤原時平勅ヲ奉(ウケ)テ大藏善行ト二人シテ編(アメ)リ。三代ハ淸和帝、陽成帝、光孝帝也。

一大内家の遺物なりとて、孝孺が

○孝孺ハ山縣庄介ガ字(アザナ)也。防長侯ノ記室、受ニ學於物氏一。

一代官といふは、元は國司などの、

○文官ブンクワントヨマズ、モンクワントヨムガナラヒナリ。

一爪をふりとかく事は

○壺盧ノ唐音ウ、リコ、、

一遠江國はとをつあふみ

○今切ハ遠江ノ名所

一撿非違使の靭をかくるは

○贖ハアガナヒモノノ事ニテ、今ノ過料ナリ。

一癩病をかたゐと言事

○山礪河帶、史記ノ高祖本紀幷高祖功臣年表ニ見エタリ。

一三線をさみせん

○ヲンタビヲヲミタビ、ヲン扇ヲミ扇、

一筑紫の人あみといひて、ちゐさき蝦

○筑紫ハ西海道九州ヲ云トイヘドモ、筑前筑後ニ限ル事ナリ。貝原益軒文集ニ辨アリ。看ツベシ。

可成三註 終

非南留別志

非南留別志序

古人曰。才難矣世非無才者。才者多好奇。好奇者誣於言。則其才不可才矣。才之果難也。近世好奇矯誣之書輩出。若物徂徠南留別志之編是也。而一名家之辨就焉莛駁明切。爲乎其人則亡。其稿存而已。稿雖未經訂正。庶幾乎是觀才之可才焉。

丙午仲夏　　大阪　蘆屋高昶書

非南留別志卷之一

富士谷成章著

南留別志卷二一ォ
一あことは乳母の事なりとは、何に出たるにか。むかしよりあことい ふ詞は、吾子といふこゝろにて、卑幼をよぶ詞なり。もろこしに孺子などいふに似たり。日本紀には、あことよませたまへる御製もあり。註釋をまたずして明なる事なり。職人歌合に、あこようくだもてことかけり。はたおる女のおのれが子などをよぶにてこそあれ。いかにこゝろえて引用ひられけん。菅家の御詠も正しきふみにみえぬ事なれば、多くは後の人の作なるべし。千葉介が事はいまだ考へざれば是非をしらず。

同三ゥ
一饌をしぐまといふは、四に從ひたるゆゑに、いふがひなき人の訓したると、われも思ひゐたるに、日本紀にも點し、字鏡にもあれば、別に義あるらんもしらず。たま／＼思ひえたるまゝに、もどきいふまじき也。

同三ゥ
一宅家の訓も、前條のごとし。いまだ本義を得ねども、音訓をならべていはんやうなし。

同四ォ
一窈窕、にほびやかを、にほびかと訛點せるにや。ゆほびかは窈窕たる德ある人をいふところには、いづかたにも用ふべし。

同上
一篤實なる事をまめといふは、上古よりの詞なり。業平のあまりに放蕩なりけるゆゑに、伊勢物語には、たはぶれにまめをとこ、又はまめにじちようにてとかけり。君子の訓は、伊勢物がたりにもとづけりとは、何をもてかいひけん。

一同四ウ
一なきかふるとは詞をなさず、なきかはすといひたきことにや。

一同五オ
一民部兵部の訓は、いにしへにあらずとはいふべし。昔もいはず、歌書物語にもかゝずとは見ぬゆゑなり。宣賢などの作賊とは、いよ〳〵たがへり。順の和名抄をだに、よく見られざりけるにや。

一同六ヲ
一朝臣は文字によれる訓にあらず。訓によれる文字なり。日本紀に、武内を内のあそ、萬葉に、池田のあそ、穗積のあそとよみたるを見るべし。後に文字にかくべきになりて、しひて朝臣の字を用ひたる也。

一同十五ウ
一くいきう、くゐきうを寫し訛たるにや。きうとよむは、もとよりたゞかなの定によまんとても、くゐとふたつにはよむべからず。くゑもおなじ。

一同十七ウ
一膽をいといふは、胃をあやまるにあらず。

一同十八ウ
一蕭昭のふたつによりて、蕭韻の字には、すべてうの假名を用ひぬかといへるは、ひろく見ざる故也。拾遺に紅梅を、こをばいかでかうまんとすらんとよめるは、東韻なり。六帖に龍膽を、露のかぎりをたむれもとよむは、冬韻也。此たぐひあげていふべからず。赤染集には、とうかの國にとよみたる歌あり。これは十のとをと、狹（トウ）のうと訓の上にてさへかよはしたり。

一同十九ヲ
一賢をかたといふは、堅の字にかよはしてよめり。質の字あやまるにあらず。

一同十九ウ
一和をかずといふは、數の意也。加へるにあらず。これらもつすの假名をわかたぬによりてたがへり。
且をかつといふぞ、加る訓とはおぼゆる。

一同二十ウ
一とらひつじは、十二支の屬の名よりや轉じけん。あながちに、外國の詞とも見るべからず。象はその

牙のわたりくるゆゑに、きさといふは、牙の文理あるにつけて、樹の訓をかけり。豹は中つ神といふこゝろ也。いにしへよりある訓なるべければ、むつかしとてもいかゞはせん。豹などは、上古には我國にもありけんもしらず。訓もふるめきかう／＼しきなり。九州に今もあるところありと、きゝおけるはひが事歟。

一同廿一ヲ 鴈をかりといふは訓なり。音にあらず。蘭、錢、蟬、吾國にあるものなれど、和名なくてといふも、ふかく思はざる詞なり。蘭、蟬などは、上古のふみに見えねば、中比よりその種類ひろごりたるにや。又は古名のうせたるにや。錢はもろこしの法をつたへて鑄る事、近き世なれば、訓なきもことわりなり。神代よりあるものに訓なきはなし。

同廿四ヲ 座頭は鎌倉の後もあり。

一同廿六ウ 手をゝに用ふるは假名なり。訓も多くは唐音によれりといはんとて、唐音より來れるしるしなりといふは、いはれなき事なり。但是は上古は字音唐音を用ひあやまらざりける事をいふにや。

一同廿八ノ 秋風の吹につけても、此歌をいかにこゝろえられけん。猥褻のこゝろをいふにあらず。あなめ／＼は、淵氏にはらいたき人の、あな腹々といひたるにおなじ。目いたきといふ事なり。髑髏の目よりすゝきの生たるが、風吹ごとになびけば、目いたむ故にあな目いたやといふ也。

一同レ上 みとのまくばひの説あやまれり。事長きゆゑにこれを註せず。又まくばゐとかきたるは寫誤にや。

一同廿九 藤原惠美押勝、惠美は姓にあらず。史を見るべし。史に渥惠之美とのたまへる詔は、しひて義をつけたるなるべし。見るにゑましきが本義なるべし。姓をのぞかれたる後も、惠美と記せるは、姓ならぬ證なり。

可成談上十一ウ
一信夫摺、みちのくに石あるは、後の人、みちのくのしのぶもぢずりといふ詞によりて僞作せるなり。しのぶずりといふ事、信夫郡の名にあらず。
南留別志卷二二オ
一撫子は別に義あるべし。南天燭はあまりに思ひもかけぬものなり。
一纈橋の說あやまれり。纈母纈子ならで、纈をまゝとよむ事なし。又眞間ならでも纈橋はあり。
同四オ
一おみ帶、おみ扇は、おんの轉じたるにはあらず。御をおんとよむは、かへりておみの轉じたる也。おみは上古の書には、大御歌、大御身などかけり。おほみをつゞめておみをうたがへるも、儒生は我國の詞にくらきゆゑに、御はさだまりて、おんと訓ずとおもへる故也。
同七ヲ
一賴朝卿は、公をあやまる歟。さらずば衍文なるべし。
同レ上
一かしらにはをどろの雪を云々。此歌、宇治物語、續詞花集、いづれも老はてゝかしらの雪をとあり。荊棘のこゝろといふはむつかし。雪といひて答を霜によみなしたるなり。
同レ上ウ
一撰集抄はいふがひなき僞書なるを、西行の作とのみこゝろえられたる故に、かゝるうたがひも出來る也。
同十五ウ
一つへはね假名の說、皆あやまれり。つへの事は別にいふべし。はね假名に、らに、ぜにを例とせられたれど、いゝ、みなもぬの類をも用ひたれば、證とすべからず。
同十六ナ
一かたかなにも、ハニツネヰヤケミセ等、半體ならぬもあり。ひらがなには、すべて半體はなき也。極草を半體とよみあやまれり。
同十七オ
一神代には漢語なき事、何のうたがひかあらん。さまぐ\に義をつくるは、いにしへをしらざる故なり。犯黑身の類は、字をば文字ありて後にしるせるを、言葉じちにとるは、かへりて誤なり。しのはだ

たちのしは、死の音にたま〱かよひたる事、古事記にあきらか也。しぬ、しせる、みなあやまりなり。

一同十七ウ

一郡君の訓も、たま〱おなじきなり。みなみにしは全く音にあらず。別に義ある事なり。みとには蛮語といへる、さる蛮語やあるべき。日は火なり。すこし近けれどなづみたる說なり。しからば、日は火なりとも、いふべし。これらの事は、なか〱しければ略す。月は土器なりといふは、いよ〱わらふべし。

一同十八オ

一大夫まうちぎみとよむは、まつりごつ君といふにあらず。いにしへは歌にもまへつぎみとこそよみたれ。但日本紀の點、後人のつけたるといふはじさる事也。太子、皇子、王子などは、もろこしの法によりて、日本紀にかゝれたるなり。たいしとよむとも難あるまじ。日本紀によりて、上古もたいしといひつらむとおもふは、我醸たる酒にゑへるなり。又さなくば、からす羽のふみをば、いかにしてよみたらめ云々。此一句こゝろ得がたし。いかにしてかよみたりけんといふこゝろなるべし。王辰爾からす羽のふみよみたるは、敏達の御時にて、應神、仁德より二三百年の後なるを、いかに心得てかくいひ出られけん。すべて荻生氏は、日本紀をよまれざりけるにやとおぼしきなり。

一天照太神は御事は、稗田の阿禮が口づから傳へたる古語なれば、女帝の御時とて、にはかに作り出べきにあらず。日本紀は持統の世につくれりといふは、彼書、持統の御時までにておきたる故に、標題ばかりを見て心得られたるなるべし。日本紀の成たるは、元正の御世にてこそあれ。

一神功皇后、平政子の說、こゝにあさましき妄言なり。政子が世に爭亂の事ありしは、政子の淫毒のゆゑにやといふは、無理なれども、その定なり。神功の御時に、めでたきためしのおほかりけるは、后の神德にあらずして何ぞや。何事のはらだゝしければ、淫毒の字をもて論じたてまつりけん。筋なき狐

疑をふかくするは、其人の德さへゆかしからぬもの也。日本紀に、武烈の御事曰くるゝまでかゝれたるは、などかれをいみて、これをいみ給はざりけん。又廣元すら、政子の事をおほひたるに、菅野眞道は、など孝謙の御事をいまれざりけん。凡誠に醜行あらんをば、いみたりとても何かかくれん。荻生もあめの下のみたからにして、などかくいはれなき猥言を吐けん。此一條をよむにつけて、學者の風おもろへゆくさまゝでおもはるゝがかなしき也。

一南留別志卷一廿二ヲ

武內の三百歲は、數代同名にやといへり。此ころ、人壽百歲だに稀なれば、意にまかせてさいふらんもことわりなれど、その頃は、すべらぎより下ざまゝで、百歲以上のおほきを見るべし。武內ばかり短壽なりけんともいひがたし。その上、仁德の御代に、雁の子うみたるためしを武內にとひたまへる御歌にも、たまきはる、うちのあそ、なこそは、よのとほびと、なこそは、くにのながびとゝのたまへり。世の遠人、國の長人とは、すぐれて長壽なればこそのたまひたれ。武內生來三百年のうちにも、かゝる例はきゝたりやと、とはせ給ふも、數代の武內ならば、何の益かあらん。すべて日本紀をだによくよまぬ人には、我くにのいにしへをかたるべからず。

一同上

辨慶がむさしを折字の法といふも、奇を好る癖なるべし。同時の土佐房、常陸坊なども、滑稽とやいふべき。

一同上ウ

つくば山は、筑波にある山なればなり。常磐山なりとは、何の據あるにか。又松をよめるといふもおぼつかなし。つくばねに松よみたる歌、ふるくは堀河百首などに有たるやうにおぼゆ。其外にはをさをさありともおぼえず。萬葉のつくばねおほくよみたれど、松よみたるは一首もなし。ひたちはひたみちなるべければ、日高見の轉なりとも、常陸の字は別訓にあらじ。又近江も、むかしはちかつあふみとよめれば別訓にあらず。江は今の湖の字用る所なれば、淡海なり。

一同廿四ウ

一扶桑國も例の歌を好めるばかりにて、古書をよまぬゆゑの推量也。かみつふさ、下つふさの事は、古語拾遺にくはし。安房は假名にて、ふさのこゝろにあらず。

一同廿六ウ
一伊勢物語は、中將の集ありけるに、後の人の作りかへたるものなり。抄を作るも、何かあやまりならん

一同廿七ウ
一拍子木は、樂府のはら〳〵木に似たるゆゑ名づくなるべし。火あやふしといひたりける世の、との人の、此物をうちたらばこそあらめ。

一同三十二オ
一促織をはたおりといふ。漢語似てあらぬ詞なり。促し織らせるは漢なり。そのこゑはたおるに似たる故に名づくるは和なり。はたおるといふはやすきを、しひてはたるとよみなして、漢名にあはするは、例の固執也。況はたおり、昔ははたおりめといへれば、促のこゝろなき事あきらかなるをや。

一可成談中十二ウ
一漢をさやとよむは、きぬにつけていひはじめたるべし。又物のこゝろよりあやと名づくらんは、古語の勢をしらぬ說なり。

一同十三オ
一鯛は、周防の魚といふこゝろにはあらざるべし。もろこしの鯛の字をあやまり用ひたるなり。和名抄に、崔禹錫が食經をひけるにて知るべし。須のはじめて見得られけんも知らず。

一職人盡にゑたあり。

南留別志卷一三十三ウ
一なしつぼ、梅つぼ、壺のあやまりにあらず。つぼ前栽のこゝろにて、漢字にては飛香舍、淑景舍とかけば、なしてつぼ、梅つぼは和名なり。まへのつぼにうゑられたる木によりたることにて、かみなりはそれに準じたる也。壺の字ことごと〳〵しく用ひられたるにあらず　又其代は上ざまの人、さまで字をしらぬにあらざりき。

一同三十四ヲ
一つごもりとは、むかしよりものにもかゝれ、よき人は今もさこそいふなれ。つもごりはこのころのゐなか言葉なるべし。しひて義をつくるは說夢なり。月死とよむべからず。月身まかるこゝろにや。

非南留別志巻之二

南留別志巻三二ノウ

一いなおほせ鳥。もとより鳥のいねを負べきにあらねば、馬などいふ説あるも、みなあやまれり。此事先達の論じつくされたれば、こゝにいはんも益なし。農業を課（オホス）るといふも、さる事のやうなれど、いなとのみいひて、農業の事とするも、古語のやうにあらず。

同レ上

一よぶこ鳥のこは附字にて、子をよぶにあらず。喚子鳥とかくゆゑに、漢字をよむこゝろにて、子をよぶとおもふはあやまれり。ぬえをぬえこ鳥といふ類なり。うとふやすかたをよぶこ鳥といふは、中頃の人の喚子鳥といふ文字をかりてよみたる歌なり。泥ずべからず。又あら人神は、詔書などに、現神とかきて、あらがみとよめるこゝろ也。人とあらはるゝとよむも、例の文字にひかされたり。

同三ヲ

一ふつかみかはふたあか、みあかなり。箇の字にあらず。兩箇日三箇日といふ事は、もろこしにも、六朝以前の人だにいはざりけるを、我國にて上代よりしかいふべき理なし。又箇の字ならば、日數ならでもいふべき日にかぎれるにてしるべし。

同三ウ

一はたちみそぢは、としの反切といふ說非なり。詞のかへしとて、様ある事にて、さやうに用ふる事にあらず。はたとせみそとせは年にかぎりて、はたちみそぢは、たゞ二十三十なり。ひえの山をはたちばかりも、二十年と釋すべけんや。

同レ上

一天のかぐ山は山の名なり。大和にあるかぐ山といふに、天と美名を加へたるなり。萬葉又播磨風土記に、かぐ山とうねび山みゝなし山のあらそへる事あり。人のあまねくしれる所なり。かくいふにもおよばず。古書をよめば、うたがひなきかとなり。

一同五ウ
一あだし人とは別人なり。古今集のあだし心は他心なり。惣じて異他別(イダベツ)のたぐひをあだしと古訓によめり。敵人にやといふは、又仇のこゝろと混じたり。言語の道をわきまへぬ人は、何事もわかれぬなり。又あだしをとこは、あだなる男といふ事なりとは、あだしをとこに出たるをしらねばおぼつかなし。大かたは謠小歌につきて釋せられしなるべし。あだしをとこといふ詞を、あだ〳〵しき事のやうにいふは、近世の謠などつくれる、文盲人の事なり。それによりて古訓を釋するは非なるべし。

一同六ヲ
一酒は三獻なりといふ説笑ふべし。別に義ある事なり。又九こんといふも、よめとりなどにさけといはんは、中をさくるにちかしとて、近頃より娵婆などの申出たる詞也。これをおしてさけを釋するは何のこゝろぞや。

一同六ウ
一鵠をこふといふは、鴻をあやまれるにあらず。鵠を漢語抄に、古布とあるを見るべし。鵠の音をあやまれり。

一同八ヲ
一書状に不斜は、和語になのめならぬといふ事を文字に書たるなり。なのめる、なのめならずといふ事、ふるき文どもに見えたり。漢帖をよみかねて、不耶をいひたがへたるにあらず。文字は訛字あるべし。和訓は自然の理あるをしらで、字によりてみだりにおもひめぐらさば、守株のたぐひなるべし。

一同廿一ヲ
一蜻蜓をとんぼうといふこゝろはしらず。東方の説は甚しきひが事なり。浮屠氏か又は、近世の俗儒ならでは、我國を東方といひたるためしなし。東方とはあづまのくになどをいふべき。

一同上
一重衡の詞は、たゞ五常樂を、後生樂といはんためなれば、清濁の證とはすべからず。

一同廿三ウ
一悔の説も妄なり。音によりてはたらく訓はなき事なり。

一同廿四チ
一葛をかづら、かどゝいふは、古はつらとのみいひたるに、かをそへたるなり。日本紀のよさつら、古事記のところづら、萬葉のまさきづらのたぐひなり。つらは蔓なり。葛の音にあらず。くずといふは次の假名なるを、すぢなくつの字にかきあやまりて、かつらと混同せんとするは、無下に假名しらぬあやまり也。

一同上ヲ
一老人をじやうといふは、足利の時などよりの事なるべし。ふるき文にはなき事也。國々の武士どもに、やむことなく職をあてられたるに、衞府の屬官は、武士にかなひたるものなれば、なにがしの兵衞、それがしの衞門といひたるなり。わかきうちはさくわんなどにて、老たるをば尉までにはなされたるべし。佐以上は堂上の分なれば也。今兵衞、衞門のおほきも此ゆゑなり。

一同廿五ウ
一神代といふ說非なり。もろこしにも、天皇氏、人皇氏あるがごとし。後よりさだめたる詞にて、人王にわかたんための尊稱なり。神武御時よりの言葉とは思はれず。

一同六ノ
一燧袋は、まことに燧を入れたる袋なり。日本武尊のむかひ火つけさせたまへるは、まことの燧なる證據なり。

一同卷四六ヲ
一みかどは、みことの訓にあらず。朝廷をみかどゝよむより轉じて、帝の御事をも申也。しかれば皇居を御門といふは、あへてたゞしくいはざるなり。みことは平人までに通ずる詞なれば、至尊のみのこるべきにあらず。

一同廿一ヲ
一さん〴〵は、四をいふにあらず。軍物語などにも、さん〴〵の體、さん〴〵にはせちらすなどいひたれど、死の事にてはなし。今もさん〴〵にわらふなどいへど、死の事にてはなし。

一同廿二ヲ
一むかで、もゝか、箇の字にあらざるよしは、前に辨ず。むかでは向手なり。

一同卷五ノウ
一咀いまだ訓義を得ねども、誓とは用ひ所たがひたれば、同訓にはあるべからず。闘はせめくとよむ古訓なり。字鏡にもあり。古今集に敏行の歌、などかわが身をせめきけん、とよまれたるも、此字なりと古說あり。そも〳〵は貫之もかけり。博士家の作といふ事臆度なり。博士の和訓を作るといふことは、すべてなき事也。

一同三ウ
ぎやうしやう、髄源抄には弁上とかきたり。凡上のいまだ當否をしらず。

一同四ノヲ
りちのしらべの說あやまれり。源氏の秋のしらべなどいへるを合せ見るべし。猶ふるき集にもあり。

一同四ノヲ
長歌はながうた、短歌はたゞの三十一字なる事、萬葉を見ればうたがひなし。俊成卿ながうたを短歌とかゝれたるを、定家卿うけられざりけるは、これによれり。うたひやうの長短也とは、萬葉、古今をだによまずしていへるなり。

一同五ノナ
雁がねは、かの字あれば、あきらかなり。ことはのゝ字もなければ、琴の音といふは臆のつたなき也。木音とかきて、こおとなりといはゞまゝあるべし。これらの說も、上古の人に漢語させまほしきやまひのなせるなり。

一同十ヲ
主殿とのもりはよし。掃部は階もり也とは、例の漢語にてよしなき事なり。古語拾遺に、掃部の轉ぜるなり。主水みづもりの轉ぜるなりといふは、いかに轉ずとても、もとりとはならじ。もとりはもひとりといふ事にて、よくきこえたる事也。釆女もうなゐめにはあらず。うなゐ部なるべし。

一同十ウ
蝙蝠を闘もりといはんよりは、蚊をくらふといふがまされり。

一同上
つゞみの說わらふべし。包といふこゝろ也。なが〳〵しければかゝず。

同十四ウ
瓜は上古より諸書に見えたるに、うりとこそかきたれ。ふりとかける事、いはれなき事なり。文字をもしらぬ庖丁者などの獻立といふものかくとて、ふりと書たるもあれば、それを證とせられたるにや、あまりにつたなき事なり。壺盧と瓜と物もちがひ、反音も同じからず。いはんや、漢音と和訓、いづこに似たる所かあらん。かやうによしなき事をかゝれたるも、例の偏見にからまされたる無稽自縛なるべし。

同十七ウ
一茶は五百年來にあらず。千年の餘にもなれり。經國集を見るべし。

同廿二ヲ
一山隈河帯の説、穿鑿はなはだし。そのうへ瀨をふたひといふは、いにしへ乞丐をかたゐといひける詞をあやまりたるなり。山隈河帯など字をきりて誓をたてん事、上代にあるべき事ともおもはれず。すべて我國の事をしらぬ人は、俗言のあやまりきたれるをしらで、神代よりもいひけることのやうにおもひて、かやうの説をつくるなり。かたゐ翁はたゞ乞丐翁といふ謙詞なり。瀨の意にあらず。

一定家卿の假名遣といひて、今の世にあるものは、ちかごろの人の贋作にて、ひとつもとるべき事なし、古語のやうもしらぬ人は、これらのいふがひなきものをも信ずるなり。定家卿のかなづかひといふもの、眞言はいつよりかたえけん。今のこりたる行阿假名遣ひといふもの、そのおもかげなるべし。行阿の序に、定家云々のさまは見えたり。これをよまば明らかなるべし。かなづかひの事長ければばか
、非、ゑちゞみ江はゑの字也。半體にはあらず。

南留別志二ノ七ヲ
一その字は所にあらず。曾の字なり。四五百年前の人の曾もじをかけるを見れば疑なし。

同上
一可の字はうち見ても、可の字なる事明なるを、あながちに香の半體といふは、いかなるゆゑにや。可は萬葉にも香よりは多し。すべてひら假名にも半體ありといふ事を、實にせんとて、かくさま〴〵に

あやしきことをいはるゝなるべし。

一もの字は母にあらず。我國の假名ならずとも、もろこし人の草書にても、もはたゞ毛の字ならずや。

一可成談中十七ヲ 背栢は牡丹を愛したるよし也。

一同下ノ十ウ こてうしはことひうしなり。萬葉にもよめり。六帖にもあり。和名に特ことひとあるにて明かなり。ことに大きなるこゝろなれば、もろこしに特頭大牛（トクトウタイギウ）也といへるにもかなへり。子つれうしいかなる詞にか。

一綺をかんはたといふは上機なり。倭文をしづはたといふは下機なり。何事をあやまれるにもあらず。みづから思ひめぐらして、そのこゝろをえざらんは、わがくらきなりとはおもはで、古人のあやまりならんと思ふ事、みづから信ずるの過とやいはん。篤學者は此言なかるべし。

一可成談下十五オ 六位のさうぞくを布衣（ほい）とは、いづれの國にて、いひならはせるをきかれけるにや。おぼつかなし。

一同上 はにし、かたし、くすしは、後の世の、舞の師、樂の師などの師にはあらず。爲の字のこゝろ也。かたしをかたすとかよはせるにておもふべし。

一同中十九オ 菅原孝標女がさらしなの記は、飛だちよりのぼれる道の事をはじめに書たり。さてひたちより下總へかゝりてむさしのさかひにふと井川ありといへり。それよりむさし野を過て、さがみのさかひにあすた川あり。中將の集にいはゆるすみだ川也といへり。前後の所々、今名もうせたるにやあらん。きゝしらぬやうなるもあれど、のぼりきけん道のつゞきは、今もたゞおなじ事なり。下總の事はまへにかきて、むさしの事もいひて、さてさがみにかゝりたれば、國の名きゝたがへたりとはいふべからず。さてその川をわたり、さきにあしがらなどの事あるは、まさしくさがみのことなれば、國の名きゝた

がへぬ證なり。伊勢物語は異本もおほく、前後もたしかならぬものなれば、伊勢にかけりとて、さらしなをあらたむべからず。今のすみだ川も、伊勢によりてまうけたるにや。むかしより武總のあひだにも、相武のあひだにも大なる河ありけん。なれば、いづれをふと井川、いづれをすみだ川と、今の世には定めがたかるべし。

一朝臣は漢語よりもいでず。文字につけたる訓にあらず。說のあやまれる事、上卷に辨ず。

一萬葉に、由、從を、にとよむ事なし。いづれもゆとよむなり。そのうち、ひとつふたつは古注にもあやまり。又刊本にかたかなのユ文字を、おほくニとあやまり刻めるゆゑに、うたがはれたるなり。又反切の說も、いかに反物せるにか、うたがはし。

非南留別志 終

南留別志の辨

南留別志の辨

著者不詳

物部の翁の南留別志といふ書をとふ人のありければ讀侍しに、疑はしきも覺へ、又言ばたらはぬやうにも見えたりければ、うがちて人をそしるに似たるはくるしけれど、問ふ人のまどへるもくるしう、且はおきなのためにおぎなふかたもやあらんともおもほゆれば、翁のことばをあげて、わがつたなきをば、左にしるしぬ。もらせしかたは、疑はしきもまた、いとおほきもあるなるべし。

下手人を取るといふ事は、律に闘殴罪をば多くの相手の内にて重手おはせたる人を下手人と名付て、擬つける者死すれば、其人を殺すなり。誤りて抵死する事有といへり。傷の重輕によれるにあらず。闘殴に手を下すの律の意を按ずるに、下手とは手をおろしたるをいふ。傷の重輕によれるにあらず。闘殴に手を下すの重者を以て重罪とすといへれば、罪の輕重はきずによりてかはれども下手の名は同じ。

かしらにはおどろの雪をいただけどしもと見るにぞ身はひえにける

といふは、笞杖の罪のことをいへり。笞杖を荊楚にてつくるゆゑ、おどろといへるなるべし。しもとゝよみ入たるも、笞の和名なればなり。

曾我五郎が元服したるところに、髮とりあげ高帽子きせと有て、月額のさたなし。されば西行法師は月代の與といふ事をかきたり。出剃のことにや。ある人の云く、月代はひたひをまろくそりて、冠れる帽子のしたに、髮ぎはの見えざるやうにしたるなり。今も部の官人はしかせるもあり。いやしき男のそりさげひろうしたるも、月代よりおこりぬれば、名はかはらず。

古は半弓を用ゐたるなり。
宇治拾遺に、わが國の人高麗へゆきて、虎をいころしたる事をかけるぞ、我國の弓はたけ長しといふ。いにしへより異國の作りとはかわりぬ。
白張は服の名なり。白丁は人をいふなり。
白張は官人の奴僕の着る服なり。白丁といふは良人のことなり。
良人は良民なり。李唐の世に、世民の諱をさけて、民を人と易へ、民間を人間といひ、軍民を軍人と云。世を代と易しもしかなり。
てにをはといふ事は、歌書の詞にあらず。我國も受てかく書き來りし。
本づきて作りいだせり。
をことは點にはあらず。をこと點なり。論語に本づきて作り出せりとは、をことを御言といふ意になしたるなるべし。
てにをはといふは、文字は圏發したるごとくにて、たとへていはゞ、半聲の位にはての點あり。上聲にはにの點、去聲にはをの點、入聲の位にははの點なれば、おくりかなの爲のみにて、四聲をしらんとにはあらざれども、平上去入とつらねんならひたるによりて、てにをはとつらね、その位のしるべければ、かくいふなり。おことゝは文字の右の上よりつらぬるまゝにいひし。
紫衣香衣ゆるされたる僧を、官したるといふ。文官なる事なり。衣をゆるされたりとも皆平僧なり。
貞觀十二年に、律師以上は禁色を聽されたり。今も官僧の位によりてゆるされたるが當ぬる。
吾朝は冠婚喪祭の禮なし。
是は何れのときをさしたる言なるや。古き世には物ごとおこらざるは、何れの國もしかなり。國史令式より日記、私の記におよぶまで、冠婚喪祭の禮はそなはりたり。翁は見給はぬなるべし。

巡検行人の着たるは衰経の遺製なり。御ゆづりといふは、譲の字をよみ違へたるべし。

おひずりは笈ずりなり。笈負ふためにしたり。喪服にはあらず。

振鉾をゑんぶとよむは、しとゑとは似たるゆゑによみ違へるなり。

式に振儛といふあり。舞楽の例にまづ舞ふなり。鉾もちて去ふ、振は南音によむべし。入声なればゑつぶとか、ゑふぶとかいふべきを、ゑんぶとはねたるは、屈しなくんば、律呂をりんりよといふがごとし。般若の般は入声なれば、はつじやなれど、はんにやと呼び習ひたるも、読誦するに、若の字にとなへつゞきわろきゆゑ、おのづからはんにやとなりたるもまたたぐひなり。去声によはんには、西京賦振衣袢といふに、於冉反になしたるによりてゑんとよむべし。いにしへは去声のまゝなるべし。振鉾をゑんぶとよぶは、振儛には振鉾をするゆへかくいへり。振はしづめなり。今のわざおぎのあくをはらいやうの事なり。

弁慶は滑稽の男なり。むさし坊とつきたる事は、弁の字をかたかなにてよめるなるべし。

寺にて国名つくは、僧のしなを定むる事にて、女官の国名の尊卑わくがごとし。

鈴木といへるも、紀氏なるべし。

鈴木は穂積氏なり。今多くあり。

拍子木も火危木なり。

拍は音はやくなり。くのうと通ふはことばの常なり。郁芳門をいうはうもん、とかくをとかう、朴をはうの類多かるべし。音あやまるにあらず。朴をのむ事、栄花物語に見ゆ。厚朴なり。

延喜帝を聖人なりといふは、天子を尊める詞なりといふ事をしらで、延喜の代と書たる文を誤り解したるなるべし。

天子を聖の字をそへたてまつるは、尊める詞なりしはしかなり。延喜帝を聖人なりとわけて申奉る

は、榮花物語に、醍醐の聖帝と申て、世の中に天のしためでたきためしにひき奉るなれといふ是れは、よく御世の治りて、儀式なんどのくはしくあらため給へれば、かくわかちて申奉ること、あがりての世よりなり。崇神天皇の御代に、四方のくにまつろはぬものなく治りしかば、はつくにしらすべらみことゝ申奉りしたぐひなるべし。

にほふといふに匂の字をかく事は、音通ずれば誤りて芸と匂とかき違たる本の有しを、昔の博士どもが珍しき事に思ひて誤りつたへたるなるべし。

昔の古字を艸に作り、艸を草に書て匂としたるなり。あやまりにあらず。

東漢などを、あづまのあやとよむ。

東漢はやまとのあやとよめり。西はかうちのあやなり。

かつらをば御供に用ゆる物なり。延喜式に見ゆ。兼好も古書は見ざるにや。

かつをは令に見え、萬葉集にも、水江の浦島兒が堅魚つり鯛つりかねて、などよめれば、古しへよりとりてきたいにしぬるはさらなり。兼好が書しは、鎌倉にてかつほといふ魚を、賤き者のなまながらくらへるが、世の末になれば公ざままでも、入たつわざをあさましげに思ふなるべし。ふるきことばにといふと書るは、今の世のことばとはやうやくかはりぬ。兼好がこのことの葉を見るに、其世のなげかしき事あふれ出たる事におもほゆ。

なゝくさのかゆといふは、七種の穀を粥にするなり。七品の草といへるも、兼好と同じあやまちなり。

正月十五日に献る七種のかゆは、米、粟、黍、稗子、葟子、胡麻子、小豆なり。延喜式に見ゆ。公事根源には白穀、大豆、小豆、あは、くり、かき、さゝげなどなりと、九條右丞相の御記に見えたりとあり。世によりてかはれるにや。尺素往來に、人日に七種の粥は俗禮のよし見ゆ。

梨壺、桐壺は、壺と壼ととりちがへたるなり。

壺はつぼねの下をはぶけるなり。御つぼねはきりつぼなりと源氏物語に見ゆ。御宵をゝないば、作物をつくもといふがごとし。字の義を用ひざることは、黨に雅と書、畏に賛とかく類ひ、あぐるにいとまなし。壺は宮中の街なり。字をかゆるともことはりなかるべし。

宅をやけといひ、家をやかといふ言、訓をならべたるためしもあるなり。

殿をみあらか、柄をすみか、宇をやかす、門をかど、垣をかき、舘をやかた、許をかりの類多し。かといふことは有り。家をやかと讀は、やかす、やかたとひとし。けはへと通ふなり。宣賢卿の傳へ給ふ尚書の點に、宇をやかすとよみしことも、和名抄に出ぬ。公の字をおをやけといふも、大家といふ詞なり。やけはやかなり。

義絶といふは、夫婦君臣にいふ詞なるを、父子に用ゆるは大きなる誤なり。

義絶はやまとからともに、もはら夫婦にいへり。令に妻を弃るに、義絶、淫泆、悪疾を犯すといふ事あり。義絶のしなも、くはしくみゆ。

民部をたみのつかさ、兵部をつはものゝつかさといふやうなるは、後につけたる訓なり。宣賢朝臣のはじめたる事にや。

民部、兵部の訓、和名抄に見ゆ。宣賢卿は後陽成院の頃の人にして、和名抄撰れし時とは、はるか後の世なり。三位し給へれば朝臣とはかくべからず。

朝臣といふ事、もと朝廷の臣といふ事にて、漢語より出たり。後に和訓をつくるときに、朝夕の意にかりて、あさおんの反にして、あそんとよみたるなり。

古事記に、阿會美といふは、あそんの起りなり。ことばに漢字をつけたるなり。漢字に言葉をつけたるにはあらず。

小兒の糞器をまるといふ事は、日本紀にいばりまるくそまるといふより出るなるべし。

褻器のかたちによりてまるといふならん。いばりまるくそまるは、皆々まきちらす事なり。ゑみる、そまるは、ことばの類ひなるべし。

姓ありて苗字なきは、京貫の人なり。

いにしへは姓と氏とのみあり。苗字は近き世に始れり。苗字なき世には、諸國も苗字なし。苗字始りてよりは、京貫の人もあるなり。

乎をのかなに用るは、唐より來れるしるしなり。

字音に唐よりいでざるはあらぬ。たゞ和音に輳ぜし上にていはんには、おのづから呼法定りぬれば、あやまりて唐音のまれに殘りたるとおもふべからず。乎は喉音なればをと呼べり。淮賄はわい、會繪はゑといふたぐひはいとしげし。霍亂をはくらんといふも、いやしきことのさまに思ふれども、喉音にて呼たるなり。いにしへの呼法のくわしきを思ふべし。

ばくらうといふも伯樂の誤りなるべし。

伯樂をはくらうとよみたるはよし。誤るにあらず。くとうと通ふは始に云り。

天のかぐ山は山の名にあらず。山の高くて空のかくるゝをいふなるべし。

萬葉集に、かぐ山、うねび山、耳なし山とあらそふといふことわざをよみたり。山の名たることも久し。

越人をあだしびとゝよむ、心得がたし。

あだは他の字なり。秦人、越人など、われとうときをさしいふ。他人のよぶ名をあざなといひ、又あだなといふがごとし。

燧袋といふ物は、燧を帶ぶるといふより起れる名なるべし。その比までは、烟草も鳥銃もあるまじければ、燧を身をはなたず持べきやうなしと思はる。

軍防令に、兵士の火ごとにもてる具に、火鑽一具、熟艾一斤など見えたり。十人を一火とすれば、かしきのためにし、軍中に用ふべき事しげゝればなり。是燧袋のもとならん。

ものゝふの八十氏といふは、物部の姓に支別多くて八十姓あることなり。姓氏錄にのせたる見るべし。武士に氏多き事をいふといへるは誤なり。古に武士といふ事はなきなり。

八十といふは、古への常のことばなり。八すみしゝ、八たのかゞみ、八十ともの緒、八十たける、八百萬、八千代の類ひ多し。姓氏錄に、八十氏の物部見えず。いにしへのものゝふは、今の武士とは違ひしかど、ちかきことばにて、古しへのものゝふのわざをしらするためにいへるはよろしかるべし。

武士に氏多きをいふと云しは、たゞ集りたるが一姓にかぎらざれば、八十氏とはいふなり。

福祿壽といふは、福星、祿星、壽星といふ事、星命の家にある事なるを、誰かひとつにして、かゝる形をつくりいでけん。

福祿壽は三つよせていひたるなり。福と德（運ノ誤カ）と音同じ。祿と鹿と音おなじ。是に老人星を加へて繪としいはへるなり。

吾邦には、車を牛に引せたるは六朝の制なり。

史記五王傳注に、貧者或乘二牛車一といひ、魏晉よりこのかた隋の世に至るまで、朝士牛車に駕といふは、劉昫が唐書劉子玄傳に見えたり。もつぱら江左に限るにあらず。

絶句を三行三字、律詩を五行三字にかくといふは、歌の懷紙の眞似をして、五山僧のしいだしたるなるべし。

詩の書やうは、大内の式あるよしきゝぬ。

吾邦のむかしは、一字平出と一字空きまでなり。明朝の法は、三字擡頭まで有るなり。

令に平闕の字あり。平は平出なり。平頭にかくなり。闕は一字かくなり。唐制しかり。擡頭せば字の門を

いふべし。平頭には□のいふべきにあらず。一字平出とはいふべきやうなし。一字空といふ名目も見えず。闕の字を疑がひて空の字にかへたるはくらし。翁の流の其の言を傳へけるに、闕字といふ事は、和俗のいひたらはしなり。闕とはわざと空する義にあらずといふはひがことなり。六典にも見えたり。

蜻蜓をとんばうといふは、吾國の名を秋津洲といふゆゑ、東方といふ事なるべし。和名抄に、胡黎をきゑんばといふ。蜻蛉の小にして黄なるなり。赤卒はあかゑんば、蜻蛉の小にして赤きなりといへり。今いふやんま、又とんぼは、みな訛れり。東方なりと思ふは、近比の唐をしたひこうじたる人、稱呼をたがへるより出たる意なり。もししひごとせば、やんまはやまとむしともいへらんやうなるべし。蜻蛉の形に似たるとは、和州のかたちにして、大八洲すべて形の似たるにはあらず。

作系圖に氏長者あり。藤氏、源氏にはかぎらぬなり。日本書紀に氏上あり、氏長者の起りなり。橘氏にて是定（ぜじやう）といふは、氏上を音をかりて書けるならん。

老人をじやうといふは丈なるべし。尉とかくは誤れり。ぢゝかわりてちい、よこなまりてぜうとなりぬるか。假名にせば尉ともかくべし。齒音舌音は和唐ともにうつれり。もし字の義をとらば、丈はみづからいふべきにあらず。

弓鐵砲の頭を物頭と云を、學問だてする人の、者頭とかくは僻事なり。物前、物わすれ、物きわ、物早きなど、皆武といふ事を物といふなり。物部より出たる詞也。物頭はものゝぐの頭なり。ものゝ具とは、こゝにては武器なれど、これのみいふ詞にはあらず。さしあてゝいふ言葉に、ものたべ、ものへまかる、もの事、物見といふたぐひ盡しがたし。物部より出たるとはしひたるなり。

紀貫之か土佐守になりたるとき、海賊に逢ん事をおそれたり。土佐日記は、女のつくりたるさまに書しゆへ、物おそろしげに書けるもむべなり●貫之は土佐稼なり。

庄は庄園にて私田にあるべし。公田にあるまじ。私田の内にも都に居たまへる高官の人か。又は社寺の封戸なるべし。

庄園と封戸とはわかれあることとなり。また私田にありて公田になきにあらず。何れの地もおくべし。後三條院の延久の記録所を初ておかれたりけるは、諸國七道の所領の官府もなくて、公田をかすめたり。宇治殿の時、一の所の御領々々とのみ云て、庄園諸國にみちて、さまたげ多きを聞しめして、宣旨を下されて、諸人領知の庄園の文書をめされける。宇治殿へ仰られたりけるに、返事にみなさ心得られけるや。所領をもちて候ものゝ強縁にせんなど、おもひつゝよせたび候ひし。なんじやう文書か候べき。たゞそれがしが領と申候はん所の、しかるべからぬをば、かずをつくしてたをされ候べきなりと申されし。此ころのことは、續よつぎ、愚管抄などにくはし。庄園封戸のわかちを見るべし。封戸は食封なり。從三位以上に賜はる令に見ゆ。おほやけにしれぬる事にて、所領もちし者の心儘におくるべきにあらず。

國司は國守なり。國守は多くは京都にありながら、かけて其所務をとるまでにて、國務にかゝはらぬ事になりたるゆへ、國守と國司と名わかれたり。

國司といふは、守と介とをいふ。令に見えたり。翁の上に云へる國司といふは、守介椽目に皆いふ事なりとは誤りにして、このことばともたがへり。

古に公田を耕す民を良家とす。これ則武士なり。私田を耕すものは奴婢なり。耕す田の米は、殘らず主人のものとなる。己は口分田といふ物を持て、是よりは税をいださぬなり。

令および義解をかうがふれば、位田、賜田、および口分田、墾田の類を私田といふ。そのほかは公田なり。公田を耕すは良家にして、私田を耕すは奴婢とはことはりなきことなり。良家とは官人の家門によりていふ良人の事にあらず。良人は今の世にいふ平民なり。戸に良人、雜戸、官戸、陵戸、家

人のたぐひのわかれ有。奴婢をばみなつかふなり。良人はみな武士なるにあらず。いにしへ軍團を諸國におきて、ならび充てるを兵士といひ、また軍といふ。軍防令に見ゆ。雜戸は前代罪を犯して沒官し、諸司の驅使にくばり、或者州縣の戸貫に附たるなり。官戸は沒官して諸司州縣にくばりつけて貫なきなり。貫は今の人別帳なり。陵戸はみさゝぎにつきたる民なり。家人は累代の賤隸のたぐひなり。良人、雜戸、官戸のたぐひは、公私の田をわかちてあるにあらず。みな居るところのまゝに、いづれの田なりともたがへすなり。口分田は位田職田をうくる人もなほ得るなり。こゝに云は、令條および唐律にもとづけり。また田令を考るに、官戸の奴婢の口分田は良人と同じ。家人の奴婢は三分の一給り、寺の奴婢は給はらず。令釋によるに、口分田も租をいだすなり。不輸田にあらず。

職事官、長上官といふことあり。職事官といふは、今の世に役人といふやうなるものなり。それ〳〵に司る役義あり。散位の人に長上官なり。長く上するといふ事なり。上するとは御番をする事なり。才伎、長上といふは藝者のことなり。是もつとむる役義なくて、番をするゆへいふなり。

令に内外の諸司執掌あるものをば職事官とす。後は藏人といふとはかはれり。長上官とは、令に散位若くは見官闕なく、かけあるとも才職の相當らざるは、六位以下は分番かはりなく、ひらづめにするなり。上すると番をするとはわかれたることなり。長上は常參ともいふ。

半匹を一端といふは誤りなり。令に見えたるは一端も一匹も同じことなり。

令條を考れば、布に端といひ、きぬに匹といふ。曾子問の疏に、束帛を十端なりとし、杜預が二端を兩といふ。いはゆる匹なりといひしは、今の世にいへるよんどころなるべし。

入唐といふ事は、昔の博士のいかゞ心得たるにや。日本を唐にしたる詞なり。

論語に、少師陽擊レ磬襄入ニ於海一とかき、史記韓王信入ニ匈奴一といふ類、世々の史臣多くかきたり。又唐に入蕃の語あり。翁はいかに思ひし。

昔の田地の高も、今のも、さまでかはるまじきに、式にのせたるしなじな、今の積りよりは大抵三倍せり。昔は殊の外に田地多きやうなり。其故に明らかならん人につばらせたき事なり。

元祿の比、中根元圭といひし人の、律原發揮といふ書をあみしに、唐の量は京升三合八勺大強に當るよしを、くはしきよんどころをとけり。いにしへは唐の制を全くうけしゆへ、量も唐制におなじからん。式の穀數、今の世に三倍せるよんどころなるべし。

今時くがいといふ詞有。公廨とかくなり。

公廨は、ともに吳音によみてくげなり。或の曰、くかいは苦界なりと云し。

こりといふは行李なり。旅の荷物を云、

行李はつかいなり。左傳に見ゆ。其の世にては荷物をもいふなり。今かうがへみるに、和名抄に籭はすりなり。簇なり。ははたご篼。飼鳥籠なりといへり。

ただ人はすりもはたごもなかりけりはやくいましね山のとねたち

と讀みしに思ひよすれば、こりとははたごすりと合せいひてはぶけるならん。

盟をのらふとよむは、盟誓の字なれば、ちかふといふあやまりなるべし。

あなひとこひは、ことば二つあるなり。あやまりとはいふべからず。詁はたけで、嘖讓はころでなり。日本書紀に見ゆ。みなたぐひのことばなり。

ことぶきといふは祝することなり。壽命のことに思へるは、博士家のあやまりなり。

如南山之壽を、博士の點に壽をばいのちながきと付たり。

今に僧の罪を犯せるをば、徒罪の意にて、百日苦使するといふ事あり。

僧のつみの苦使は、徒罪とはたがへり。苦使は杖にかへたるなり。杖十うくべきをば、苦使すること十日にして杖をばあてず。百杖までも日にかゆることとなずらへしるべし。もし徒罪をおかせは還俗

し、告牒を以て徒一年に當つ。二年をおかせば、のこる一年は身を役すること、俗人の法に同じ。

能は元の雜劇を擬して作れるなり。元僧の來り敎へたるなるべし。是ばかりの事も、此國の人のみづからつくり出せるわざにてはあらじかし。

能は散樂(さるがく)なり。さるがくはあがりての世よりあり。時にのぞみてつくり出せり。新猿樂記、宇治拾遺などを見るに、そのさま今の狂言師なり。能はさるがくといへば、狂言師より出でしゆへなり。猿樂は後三條院の御時、俊綱朝臣始てかきへけるよし、江談抄に見ゆ。圓光大師行狀にも、延年種々の藝といふは、猿樂のことのよしきゝし。太平記佳令延年といふ。或人のいわく、のうとはしての出るとき、よびかけとてのう〳〵といふゆへ、しかくいひぬと。

今の世の物學びたる輩の、俗名(けみやう)を字(あざな)に用る有。俗名のやうなることは、異國にて有るなり。世俗の稱呼にて字にはあらず。吾朝の人は字はなきなり。字つかんと思ふ人は、別につきたらんまされり。もろこし伯、仲、叔、季をわかちて、長幼の字とせしは、あがりての世に起れり。太二三のたぐひ、數をおいて良をそへ、或はそへずして字とせしは、漢魏の世よりおこりしならん。晋よりのちは、いと多く見ゆ。我朝に數をおいて云ひしは、ふるき時より字といひしこと、日本書紀よりのちの記錄物語までしげし。衞門、兵衞、助丞のたぐひ、みだりに官名をつきしこそとがめれ。其餘は字たる事、古しへのさまなるべし。但字は一に定らず、別につきたるもあやまちなし。假名は華嚴經の疏に出る字にて、胡語を漢字をかりて書るなり。倭語のかなといふ。即ち此かりな共異なり。人の稱呼に用ゆべからず。けみやうとは華名と書べし。唐にて華名といひしは、別につきて俗間に起れる事、此にいふけみやうに似たるものありと覺ゆ。

南留別志の辨　終

あるべし
ざるべし

あるまじ

伊勢貞丈著

なるべしと云冊子あり。よみて見れば、いさゝかひが事にやといはるゝ事あり。今其事を左にしるしてあるまじと名づく。

一石摺をいしずりといふは、摺の字を誤れるなるべし。摺は搨の誤には有まじ。国俗物を磨るといふするの字に、摺字を用ひ来れり。されはいしずりも石摺と書たり。石碑の文字を摺りうつしとるといふ心なり。維章が注に、摺字たゝむとよみにより て、法帖の折本の事にいひたれども、俗語の主意に合はず。何の事もなき事を考過て、むづかしくするは多才の一癖なり。

一ひやうはすいはのかぶらといふは、穴なき鏑と、穴ある鏑と、矢の飛行聲のかはり有より云へる也。ひやうふつと、射きるなど云ふたぐひ也。

矢の飛行聲によりての名は有まじ。穴なき鏑はじんどう也。古の射手の詞に、じんどうの矢音はひやうしとゝ云也。かぶら矢はひやうふつといふなり。右のごとく、かぶらもじんどうも、ひやうと云詞は同じ。すいと云詞はなし。もしひやうはすいはゝ、矢音を以て名付しといはゞ、頼政一人の矢には限るべからず。

一小児の陰器をまるといふ事は、日本紀にいばりまる、大便する事をくそまるといふより出たるなるべし。

く、そまるより出し事には有まじ。およそまると云は助語也。おさまる、しづまる、せまる、つま

る、こまる、わだかまる、あまる、たまる、とゞまる、さだまる、きはまるのたぐひ也。くゝまるのみに限るべからず。

一書狀に、不斜といふ詞あり。何にもとづけるにや。いぶかし。

不斜といふ詞は、俗語なれば何にももとづくには有まじ。斜はすぢかひにて正しからぬを云詞なり。喜悅不斜などゝ云は、正しく喜悅する意なり。字書斜字の注にも、不正也とあり。不斜は正也。

一かぶとの八幡座は盔旗をさす處なり。

圖史及古畫錄を見るに、我國にて胄のてつぺんの穴に、盔旗さしたる事曾てみえず。盔旗さしたる穴には有まじ。軍器考の說も取がたし。

一犬追物に前後左右の騎射あり。古は半弓を用たる也。

犬追物の弓は半弓には有まじ。犬追物の古傳書百餘卷見るに、半弓用る事なし。少ほこ短き弓を用る事はあり。

一巡禮行人などの着たる物は、褒襁の遺制なり。略、

襁の字をあやまりて、ゆづりとよみたる事には有まじ。三注に有之が笈を磨る事也といひしは、予が意と同じ。是も何の事もなき事を考へ過して、むつかしくしたる也。是多才の人の一癖なり。牽强附會は多才の人の著したる書にあるものなり。過たるは猶及ざるがごとしとかや。

安永甲午五月十六日　　銀鄕散人書

あるまじ終

ざるべし

谷眞潮著

一人のなるべしといふ冊子のひが言を注して、あるまじと名づけ給へるを見て、ひそかにざるべしといへることを云々。

一ちつくしやべにも似たる梅の花云々。あことは乳母の事也云々。
日本紀、萬葉集等に、あきといふは吾君なり。吾をあといふ。吾子といふは、人をしたしみて呼ぶ也。神武紀の歌にもあり。土佐の海邊にては、今もいふ事也。乳母にかぎれる事にはあらざるべし。

一朝臣をあそんとよむ。是も先文字を作りて後に和訓をつけたるなり。(寶暦四年五月)
續日本紀光仁紀に、辛巳、阿波國勝浦郡領長費人立言。中略、又其天下氏姓青衣爲采女。耳中爲紀。阿曾美爲朝臣。足尼爲宿禰。諸如此類不必從古。按、これによれば、文字を作りて後に訓をつけたるにはあらざるべし。
(頭書)眞丈按、仁徳紀ニ、天皇ノ歌ニ、宇知能阿曾トヨミ玉ヘル即朝臣也。)

一刀自は、負の字を分けたりといふ。曾我物語にかたかいといふ女あり。これも負の字なるべし。
允恭紀に、異提戸母。〔割註〕注戸母此云覩自。」とあり。家をつかさどるほどの女をいふなるべし。附語なり。貝の字をわかちて刀自といへるにはあらざるべし。順なしの博達より牽合せるに、かたかいをまたつけあはせていへる博奕の人の猜也。

神功皇后は呂后に似たる人なり云々。女帝をたつる神代より戒なるべし云々。

間闢以來女帝といふことあらざらんに、かねて戒を設置ことあるべけんや。凡からやうに何の據もなき事を、推していふ知者の、これに過るの病にして、一部の正史をも推量の說にて、僞史とするにいたる。心にはさる疑ありとも、言に出でいふべき事にはあらざるべし。

一武內宿禰が三百歲は數代同名なるべし。三韓を威服すべき謀なるべし。

仁德紀に、五十年春三月壬辰朔丙申。河內人奏言。於茨田堤鴈產之。即日遣使令視曰。既實也。天皇於是歌以問武內宿禰曰。多莽耆破屢宇知能阿曾彌虛曾破豫能等保曾等彌虛曾破區珥能那餓比等云々。これによれば、まことに長命なりけり。數代同名にてはあらざるべし。

一物名は漢語より來れる有。促織をはたをりといへる、はたるとをると云ことにて、漢語につけたる和名也。

はたおりとは、かれがとぶとて、はねをならす音の、ぎち〴〵とはたをる音にきこゆれば名付たるべし。はたるとおるとのうかみにてはあらざるべし。

一梨壺桐壺は壺ととりちがへたる也。

按、居處地、中庭をつぼといへる事、古語なり。つぼの碑などいへり。今もいへり。梨壺、桐壺等、此意にてつぼといへり。壺は酒を入る器にて、これ又つぼといふ。たま〳〵字の似たるに訓も同じきなり。壺と壼とりちがへたるにあらざるべし。

（頭書）爾雅釋、宮中衖謂之壼。

一長歌、短歌といふは、古き歌を諷ひたるさまの長きと短きとにていへる也。句の數にはかゝはらぬ也。

萬葉集に、長歌短歌とて、句の多きを長歌とし、三十一字なるを短歌とせり。句數にかゝはらぬにはあらざるべし。

右八ヶ條を書て、小谷氏のもとへやる。萬一つひでよろしくて訂正を賜はゞ幸甚。

安永甲午七月廿八日　　大神眞潮

予嘗徂徠がなるべしと云冊子を讀て、あるまじといふ物を述たり。土州の儒大神眞潮、あるまじを讀てざるべしを書しぬ。〔頭註〕大神眞潮ハ谷丹内ト號ス。谷丹三郎重遠ガ孫ナリ。〕

安永甲午十月廿五日　　伊勢平藏貞丈書

ざるべし終

北窓瑣談

北窻瑣談序

春の花のあした、秋の月の夕さり、なにくれと見もしきゝもし、はた心にうかぶ事を、やがてかいつけて、年經て後にみれば、立歸りその折のこゝちせられて、ひとりゑまれもし、打なきもせらるゝは、隨筆といふものにぞあなると、心しれる翁のかたられし。廿とせ餘りのむかし、南谿のうし、年月のいたつきをものしてむとて、ふし見山のふもとに、棲しめたまへりし頃、見もしきゝもし、はた思ひよせたることゞも、こゝらつどへしるしつゝ、北窻瑣談となむ名付て、おのれに見せたまへりし。されどおぼす所あなれば、大かたの人には見すまじなど、きこえたまひしを、おのれが家には、うつしとゞめて、先師身まかりたまひし後も、折ふしごとに物しつれば、此ほどはとありし、さるころはかく有しなどむかししのばしく、或はゑまれ、あるはうちなきもしつるを、こたび嗣子桃仙ぬし、文屋のあるじが、ねもごろにもとむるがいなみがたしとて、そのみつよつをさぐりいでゝ、さくら木にゑらせられしは、かの父の君のとし月のいさをゝ、おほかたの人々にみせもきかせもの志の淺からぬがうれしく、またこの册を見む人々、大人の世にいませし日にけに、つ

とめたまひしむかしを、今にまのあたりみもし、きゝもしたらんがごと、おもひあまるがほ、苔の下にもなどか、おのが心にたがへりと、つぶやきたまふらむや。中々にあさからずしもおぼしたまふらめと、長韶が心にけふはたゞ打ゑまるゝばかりになむ。

文政乙酉の秋

大隅目　菅原長韶

北窗瑣談序

余頃日客居于浪華。一日書賈某袖寫本一部而來告以上木之由。取而視之則余先考隨筆中北窗瑣談者是也。余曰夫東西遊記災梓於世。先考嘗既噬臍。今後謀此擧恐重貽地下。豈不大悖予爲父隱之旨乎哉。請辭焉。書賈曰。雖然竊以爲。其書博物宏義。見之卓論之確。讀者足以供三餘之一樂。如夫再刖獻璞之與獨祕諸帳中。其志何啻霄壤。百丹回說不輟。余不能拒其請之切。且憾其全部遺佚頗多。因出原本按讎塗削以還之。亦聊塞其責耳。編中往々有圖畫者。書賈所增入非原本之眞。且此編也。先考隨筆中以爲雞肋者。讀者幸恕。

于時文政乙酉仲秋書于浪華客居

橘春德識

北窻瑣談 巻之一

梅華仙史 橘 春暉 著

一草花の黄色なる、靜に見えていとよし。たそがれのゆふがほなど、白きもまたあしからず。

一もろこしの畫の法は、眞を模すること多し。都にても音羽山は米南宮に似たり。如意嶽は王叔明に似たり。

一伏見の桃山の觀月臺は、〔割註〕俗に宇治見臺と云。〕山水眺望の地なり。余、諸州の名勝を見たれど、かくのごとく明媚にしてしかも艶なる風景はなし。世の人、近きを鄙んで遠を貴るとて、此地の風景の名高からざるは悲し。

一花は皆散過たる頃、御幸町より北を望めば、仙洞の木立ものふりて、若葉の梢青みわたりたる景色、見るたびにおもしろし。姉小路より西の方を見たるもよし。天明火災の後は、むかしのごとくならず。

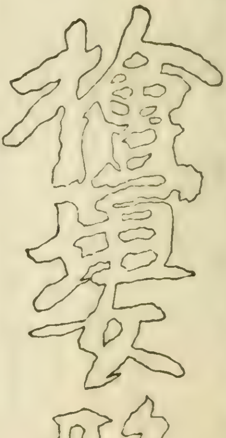
一無くなりし友の仲獻語りしは、伏見の地は、三才の中にて、天地は餘りあれども人足らずと嘗とぞ思ひし。

一伏見には花木の地多し。方五十町にあまれる蓮沼あり。六七月の頃は、紅白の花池面にみちて、色香また類ひなし。晴天に小舟に棹さして、花間に漕ぎめぐるいと涼し。かく蓮花多き處は、他國にてはいまだ見及ばず。



一隱居の上人に、檜垣の女の圖見せたりしに、今より千餘年前つかたは、衣紋ことやうにて、ゑりといふもなく袖長くて、後の方へかへれりと、物知れる人に聞しが、此圖こそ、其詞のごとくなりと語られき。

一月はくまなく、花は盛なるをのみ見るものかはと、兼好はまことに風流の道にはいと深かりぬ。すべて徒然草の一書、其才氣の絶倫なるを見るべし。此法師と打向ひて物語せば、人をして心醉せしむべし。



一安永の頃、都に住る人の、書畫の道に賢しとて、鄙の果までも其名高かりしが、人に招かれて畫どもかきけるに、其日始て着たりし衣にて、筆おしぬぐひ汚しける。今の世には、かゝる事を風流なりと思ひて、人の耳目を驚かさんとするも多かりける。

一七月七日八日の頃は、我家の戸障子なども鳴りはためきぬ。東山の鳴動するなど人々驚きあひぬれど、さる事有まじ。越の立山などこそ、燃出しならんといひしが、程へて聞しに、信濃なる淺間が嶽のもえけるにてぞ有ける。余が言のあたりぬるは、過し年薩摩の櫻島燃し時、程遠き國は、何となく地震のやうに、障子など鳴はためきけると、兼て人の詞に聞つたへ居つればなり。



一琉球へ文やるとて、表書に琉球國某殿としるしぬれば、筆の勢ひやみがたく、日本の橋としるしぬ。いとをこがましき所書なりき。

一寛政四年辛亥秋、備後國芦田郡常村の農夫、八十餘歳にて額に一つの角を生じ、翌年壬子正月十七日解脱せり。同二月、備中鴨方村西山拙齋翁より文して申來る。唐土にも漢の景帝の時、膠東下蜜の人年七十餘、角を生ずといふこと見えぬれば、古今耆老の人にまゝ有事にや。

一京師の谷左仲先生、年若き時に柳川三省先生に從ひ學ばれし。其頃、三省翁、折々心安く往來せられし、大佛邊に住る一老人有り。或時老人、三省翁に向ひ、某も殊の外に年老侍れば、世の中に久敷ながらへ申べしとも覺へ侍らず。されば某が年來覺へ居候一術の候に、某限りにて、世に絶なんも殘り多候へば、御門人の多き中に、實貞なる性質の人御見當り候はゞこし給へ。其術を傳へ申べしといはれしにぞ、三省、其後左仲を呼て、此頃かゝる事を聞り。何事かは足下行て學びてんやと語られしにより、三省の添簡を得て、彼老人の宅に行しに、老人見て、三省の撰びこされし人なれば、麁略なることは有まじ。まことに其術、傳へ申べければ、いつ〳〵の日には來りたまへと約しぬ。扨左仲、老人に向ひ、先以御傳授を蒙るべきこと、難レ有事なり。さるにても、其術と申は、いかなる術にて侍るやと問しに、老人答て、他のことにあらず。某が學び得てし術と申は、此身虚堂を飛行し、一日須臾の間にも、數百千里を往來する術なりといひしにぞ、左仲も驚き、さてはたやすきことにもあらずとて、其日を約して歸りぬ。左仲、道すがら思ふに、兎角に奇怪のことなり。いかなる心の人とも知ざるに、學び得てよしともあしとも定めがたければとて、三省の宅にいたり、老人傳授の事と申は、かゝる事なり。かゝること、聖人の道にも叶へることにや。さもなくて妖人外道の術ならば、身の汚る

ゝわざなり。やめ申べし。いかゞにやと尋しに、王省も驚き、誠に奇怪の事なり。聖人の道に叶へり。強て學び給へともすゝめがたし。此上は、いかやうとも足下の心次第なるべしといはれしにぞ、病に托して其後は老人へ面會もせざりし。幾程なく老人も死失て飛行の術、誰人の傳授したりといふも聞ずなりぬ。かゝる人や神仙のたぐひなりけん。今にいたりてもあやしく思ふなりと、左仲老ての後語られしと、大川滄洲翁物語なりき。

一無益の事には、螻蟻の小虫といへども殺生すまじき事なり。況や我なぐさみに、好で物の命を害し傷ひやぶることは、不仁の甚しきなり。

一調度やうの物、大かたは漆ぬりて蒔繪したるよし。わざとことやうにわびたるもの、年ふりたるものあしゝ。又唐めきたる物も多くはいかゞと見ゆ。さればとて、貧しき家に分を越て、淸らをつくしたるは猶あしゝ。

一夜更ていぬる頃、藏鎖せといへば、婢女答てつゐ立て行ぬ。やゝありて歸り來ぬ。いかなるゆゑにおそかりつるやと思へど、尋もせで、さて次のあした出て見るに、さしもに重く大なる土の戸、きびしくさし堅めてぞありし。おろか成ものはおかしくもまたあはれなり。

一野分せしあした、朝山貞伯が宅へ尋しに、奴出て和歌仕りぬといふ。人々驚きいかゞよみ出しと問へば、

　　紅葉散りゆふべの風に今朝起て庭はきよする竹ばふき

猿丸太夫の紅葉の歌にならひ、きの字にて留め候ひぬといひて、ほゝゑみて退く志のやさしきとて、どよめきて笑ひぬ。今ははやはた年に過て、貞伯も身まかりしと聞く。ふと思ひ出て書付ぬ。

一、五月雨のつれ〳〵に、反古ども取出し見るに、今は無き人の筆の迹こそ、殊に目とまりて覺ゆ。貞伯が智識、奥田仲猷が文才、村山伯宣が篤實、川端草溪が溫柔　皆得がたきの器なり。天何の心ぞや。はやくもことぶきを奪ひて、泉下の客となれる。思ひ出るも胸つぶる。殊に貞伯は、我十三四歳の頃より、十八九の頃までも交りて、齡ひも十餘年長じ、才も德も世に珍らしく、書し事いひし事、皆耳に殘りて益者なりけるに、噫。

一、伏見にて詩社を結びし頃、三宅圓藏といへる人、もとは京師の人なるが、聊ゆへ有りて伏見に來り、醫に隱れ居けるが、或時の詩に、夏日偶成と題して、城居煩熱憶ニ南薰一。却望西山簇ニ暮雲一。索レ句書窻成ニ獺祭一。爲レ醫塵陌墮ニ鷄群一。功名何說歸鄉錦。詩社空懷會友文。久客不レ堪卑濕地。一年分半蚤ト兼レ蚊。書付て見せたりしが、誠に伏見の地、蚤蚊多く水濁りて、京師の人はさも思ひ苦しみぬらし。今は其人もなくなりて、其詩のみ墨の色もかはらず。

一、某卿のもとへ、尾張より烏井の銘を乞奉りし時、文人多くは、烏井の事を華表と書るを見れど、華表も何とやら不相當のやうにも覺ゆ。そこにはいかゞ思へると尋給ひしに、春暉答へて、仰の通り華表とは格別のものにも候はんか。烏井は神代の門と承り候得ば、唯神門と遊ばされんことはいかゞ候はんと申侍りしに、卿も尤と仰られき。

一、同じ卿に、土佐國の松山寺の紀貫之の碑文を乞奉りし人の有りける時、卿の、人は皆貫之々々と書るも、淺官の人なりとて、古賢の事なれば名を稱せんこと、くわんたいにもや。余は此度の碑文に、紀子と書りと仰られき。

一、佛の道、强てあなどりさみするは、おろかなる人のわざなり。

一心地常ならず、たれこめて打ふしたる折ぞ、人情世態の委曲にも通じ、物のあはれも知るべし。一生涯枕を取たることなく、無病壯健の人は、すぐれたる賢者にあらでは、少し心強き方にや落つらん。

一我友保田某、浪花より住吉へ詣し時、雪降風烈しかりければ、途中より雲助駕籠といふものに乗りぬ。二人とも、袖もなく、膝もあらはなる、襦袢のひとへなるを肩に打かけ、物思ひける色もなく、かきもてゆくほどに、保田限りなくあはれに思ひて、鶉の衣の肌さへ覆ひかねたる、人心地もなく堪へがたきことにこそと尋しに、我ふところにもやどる風のあるなればと答し。いかばかり心の内安かりけん。

一初めて西遊思ひ立し頃、仲獻も作んとて、はや近き日には打立ぬべしと旅装せし日、平子虎來りて、留別の詩や有ると尋しに、いまだなしといふ。いかなればといへば、今にても作るべしとて筆を取り、方寸之心六尺身。飄々二十六年春。家添短劒成雙口。跡歴群邦閲幾人。洛下名流投刺罷。江南風物寄懷新。自今誓使遊行作。字々風霜句々神。と思ひ煩へる色もなく打出せし。仲獻今年廿六歳。其比俄に我母世を去給ひ、仲獻もつゞきて泉下の鬼となりければ、其年の遊行はやめたり。次の年、余獨り漫遊して二年をへて、恙なく歸り來て、其時の事を思へば魂も消す。

一仲獻、名を世文といひ、俗稱を奥田周之進といふ。尾張の人、甚だ文才有り。殊に詩文章をよくす。詩は七言歌行長編、其長ずる所なり。絶句は長ずる所にあらず。文章は王元美を祖とす。其四部稿の中、面白く覺ゆる文章廿卷を手寫して、點を加へ評語を下す。其手寫の本廿卷、今現に余が家に藏す。其外汪道昆の太函集全部、前漢書全部、文章記臆の爲に手寫す。其外、手寫の本甚だ多し。皆評語を加ふ。漢書、四部稿、太函集の三部計にても、一遍讀得たる人だも少なし。況や手づから書寫し

て、且評語を加ふる事、其つとめ常人の及ぶ所にあらず。京に遊びし頃、一名家先生を請ひ題を出さしめて、七言律詩の一日百首を作らんと云しが、其事はたさずしてなくなりぬ。おしむべし。但其才をたのんで酒を使ひ行ひを不愼。遂に病を引出して身を喪ひし。歎くべく悲しむべきの到りなり。

一薩摩領日向國高岡の郷に、牛糞姓の人あり。國初に忠久に隨ひて鎌倉より來りし人十家許ある中の一家なりといふ。珍敷き姓なり。太宰春臺の漫筆に、往昔鎌倉の頃に牛糞氏有り。漢土の馬矢姓相似たる事なりと見えたり。此も彼牛糞氏なるべし。

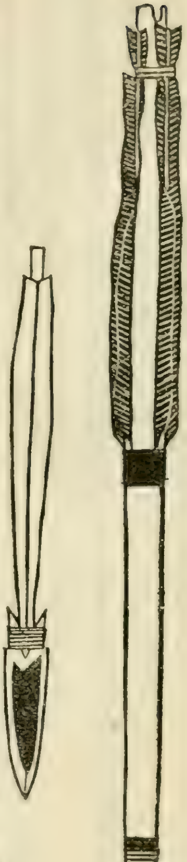
一百里を志す人の、一日に十里づゝ行たらんには、十日をへぬべし。人よりも名所も多く見、早くも到りつかんと思はゞ、一日に十五里も十八里もゆくべし。よろづ學びの道もかくのごとくなるべし。人にも手足あり五臟あり。我も手足多きにあらず。五臟異なるにあらず。かの腹さくるまで飯打くひ、心ほるゝまで宵の間よりいねたらんには、などか人に劣らでや。

一何事も趣を解すると解せずとに、其妙味は有ることとなり。たとへば杜鵑の聲のおもしろしといふものにはあらざれども、唯其啼折の、夜ふけ雨しめやかなる五月の雲に、ほのかなる一聲、他の鳥に比すべきものなし。ゆゑにむかしより杜鵑の一聲は、鶯の初音よりも、人々の待わぶることとなり。此境を會せざれば、歌の心も通ずべからざるがごとし。

一蠻國の人は、假玉もて日輪の火を取り、煙草を喫するに、日本の人の日輪の火にては、恐多しといふを、いかなるゆゑと不審せるとぞ。又日本の人の月を面白しといふを聞て、珍しからざる月輪の、いかなれば面白きにやと怪しめりとぞ。是等のこと、理窟の上よりいへば、蠻人の方、其理あれども、日本の人の其趣を會したるとは、賢愚の違ひ天壤より甚だし。

一粛愼の矢なりとて、松前より取り歸れるを、堀田が方より見せ侍りし。其長さ都て壹尺四寸三分、箆は楊の木と見ゆ。先に獸の脛骨をもて三角に削り、長三寸二分の根有。其根の先きに又竹の鏃あり。長壹寸五分、窪かなる所ありて毒を納るべし。筈は箆の先にて直に箆を用ゆ。羽は黒くして鴨の類と見ゆ。羽の長さ三寸五分、四ツ羽にはぐ。是は水中を射るが爲なり。根を仕込たる所は、獸の筋を以て卷く。テグスのごとし。羽の本は櫻皮をもて卷く。根鏃筈三所ともに筋にて卷く。造かた麁略甚だし。是にても羆などを射るに足ることにやいぶかし。

粛愼之矢圖



一櫻は遲くて少し葉あるもまたよし。桃の時をおくれて咲、又は雨などに色うつろひて、青葉に交れるはいとうとまし。

一伏見に住せし頃は、梅山いと程近かりしかば、日毎に書生打共して遊びぬ。年ごとに如月の中旬盛りなり。月もよき頃なれば、夜も大かたは梅山にのみ遊びし。月下の梅花互に白くて、銀世界の心地す。殊に夜は、匂ひ一しほにこまやかにて、他の花の及ぶべきにあらず。唐土の羅浮山などはかくやある。我國にて梅花多き地もあれど、かく淸雅なる梅山はあらず。

一或日、風俗文選讀たりしに、翁はいふべからず。支考が才の秀たる、此道に取りては前後に人なしといふべし。許六は其中にて劣りて見ゆ。

一和歌は西行拔群の名家なり。あしき歌は殊にあしけれども、よきはすぐれてよく、凡骨をぬけたり。詩人にたとはゞ孟山人に近し。

一鴨長明が道の記讀たりし頃思ひしは、名に高きに似もやらず。いと拙し。讀も終べからず。是程の才にて、其頃鳴りしは少しばかりの漢學に、世の人驚きてもてはやしぬるや。又は後人の僞撰なりやといぶかしく、人にも問ひ語りしが、其後年へて、何とかいひし書讀たりしに、長明は道の記出て其名くだりしとぞ。誠に當時にも、世の人に眼なきにはあらざりし。

一頓阿が草庵集は、近世の人、殊にたふとみ和歌の正路のやうにも心得たれど、讀て見れば、一首として凡骨ならざるはなし。此道筋より學び入りぬれば、つひに名人の位にはいること得べからず。

一吉野の何院とやらんに、後醍醐天皇御製の和歌あまた傳へたる中に、

大かたにおもふゆゑかと立歸り治らぬ世をこゝろにぞ問ふ

身にかへて思ふとだにもしらせばや民の心のおさめがたさに

此二首は、殊に耳とまりて聞ゆと、佐々木のぬしの物語せる、誠に英明の聖主、其時代の事ども、此歌にて思ひやられぬ。

一日向國都の城邊は、井を掘こと尤深し。三十尋に及ぶものあり。到て深きときは、井の底より白晝に星を見るといふ。

一阿蘭陀船長崎の湊に出入る時は、必ず大石火矢をつらね放つ。其ひゞき山嶽を動す。和漢の人、皆出

て見ることとなり。或時、余が友唐人に向ひ、通事もて、今の石火矢の音はいかゞいふぞと尋ねしに、ピイーンいふと答へり。和人の耳にはドヲーンと聞ゆるに、聞人によりて、其形容の違ひ格別なることと、誠にやあやしむべし。

一市中に閑を得るは、子過る後にあり。夏深き頃など、家人も皆寐定り、邊りの家も物音靜りて後、我獨り寐もやらず軒近く端居して、落殘る月に對し、西行、兼好などの在し跡など思ひつゞけたる。塵の中に染る身にも、しばしはこゝろのどけし。

一花の頃、紅葉の時は、何れの地にか心留らざらん。されど一年、高尾山に遊びしが、紅葉は誠に他に勝れてめでたけれど、其地は見所も無く、宿りしむべしとも覺えず。古人はいかなる所に心留りて、かくは名に立しや。

一余が十餘歳の時、常に思ひしは、平なる地の方壹丁ばかりもある所に、紅葉ひまなく植つめて、其中に庵り結びて住たらば、いか計嬉しかるべからんと、今にても此心は替らず。

一余が幼きとき、家の東裏なる所に、矢篦竹多く生ひ居たりしに、月さし出る頃は、窓に影うつりて、畫けるごとくなりしを、面白く覺へて、何方に住侍るとも、東の窓には必此竹植べしと思ひしが、年長じて後は、世の中に交りて、其心さへ遂げず。折ふしは此事思ひ出て風塵もうとまし。

一花は山櫻のあはれ深き、又たぐふべきものも覺へず。唐土人は目に見ねばさも有べし。此國の人、牡丹の色、菊の香なんどに心うつすは、情しらぬとやいふべき。

一君ならで誰にか見せん梅の花色をも香をも知る人ぞしる。世の中の嬉しさも悲しさも、唯此歌にこそ有べけれと、南留別志にもしるされたり。少し其さまはつたなきに似れど、げにとぞ思はる。まこと

の言の葉は、うるはしからずとも聞えし思ふ人のおこせたりける文などの、あまりによくいひかなへて、花やかにおかしきは、心淺くぞ思はる。

一月見るは打晴たる高樓より、木あらば高きよし。低き木の影さそふるはあしゝ。

一食物は腹にみちなば足りなん。家居はつぎ〳〵しく所廣く作りなせる、誠に心のぶるものなり。たくみにして狹きはあしく、人目遠き所にもよき絹きたるゆかしと見ゆ。女などの髮かたちつくろはざる、下ざまには多くあるならひなれど、こゝろさめて覺ゆ。

一酒といふものこそ、萬の誤ちをも引出すものなり。人の志をもくじき、行をもそこなふ。酒より出ること多し。三十近きまでは愼むべきものにや。されど月の夕べ花のあしたはさらなり。親しき友に打向ひ、しめやかに物語などする折ふしは、此物なくてや有べき。

一人の子をそだてんに、君に忠ありし昔物語、親に孝ある世の噂など、常々にかたり聞すべし。其子に益あるのみにあらず。其身もおさまらずしては、まことなる道は語りも出られぬものなり。

一味噌汁は甚だ後世のものなり。唐土には今になしといふ。日本も應仁の頃より以後にもやあらん。それゆゑ內の御膳に、儀式にては味噌汁を用ひらるゝことなし。但し汁にせず、味噌のまゝにて食用にせることは、昔よりあることなり。今のひしほのごとく其まゝ食せるものなり。味の字、往古は味醬と書て上の畫を長くし、末の字に從ひたるなり。後世あぢはひの字に從ひ來るは、是もあやまりなりとぞ。內膳司濱島氏の物語なりき。

一是も濱島氏物語に、漿とひとへにいふは、今の飯の湯のことなり。豉のこと、延喜式に其造り法くはし。丹波氏にも又、別の造り法を傳へたり。是は後世の事と見ゆるとぞ。

一舊事記、古事記等に書る所の景行天皇御身長壹丈貳寸、日本武尊御身長壹丈、仲哀天皇御身長十尺と見えたり。此時に用ひられし尺は、いづれの世の尺にや。周漢の古尺のやうに思はる。

一讃岐國の人森長見著述の忘貝といへる假名文を見しに、其中に米價の事を載せて、日本紀に、顯宗天皇二年。歳比登稔。百姓殷富。稻一斛銀錢一文とあり。又續日本紀に、元明天皇和銅四年、錢一文に米穀六升とあり。又三代實錄に、淸和天皇貞觀八年二月。太政官處分定。左右京白米壹升直錢四十文。前二十文今加二十四文一。黑米三十文。前十八文今加二十二文一。是歲穀價騰踴。東西津頭白米一斛七貫二百文。黑米四貫百文。由レ是增二定京邑沽價一とあり。又百練鈔に、後堀河院寬喜二年六月二十四日甲申。定二米價一。斛一貫文とあり。又太平記に、元亨元年夏大旱。此年錢三百文を以て、粟一斗を價とあり。又重編應仁記に、弘治三年五月廿三日より八月九日迄天下大旱。今年金壹兩を以て、米五斗を交易す。前代未聞の事と記せり。又秋齋閑語に、室町殿日記を引ける文有。曰、御局衆并下衆切米二十石賣拂可レ申由、被二仰越一候。此頃兵庫之賣買一斛七匁三分五厘之由、吹田屋新左衛門申候。御得心可レ有レ之候との文にて、是は天文五年の事なり。又草廬雜談を見れば、古田兵部の米を賣て請取を書しに、十文目に付壹斛替なりとの文にて、是は慶長四年卯月十五日兵部判とあり。又太平記の評を見れば、楠の米を買ひ、山門に寄附し軍餉にも備ふ。米一千二百餘石を黃金百兩にて買得られたる事を記せり。又三代實錄に、貞觀九年四月辛卯。東西始置二常平所一出二官米一而糶レ之。米一升直新錢八文。京邑之人來買者如レ雲。是時穀價騰踴。內外飢饉。米一斛値新錢一千四百。由レ是官糶以救二俗弊一焉。と見えたり。

一本朝當今の田制、三百坪を以て一反とし、三千坪をもつて一町とす。水帳の高、所々によりて不同あ

りといへども、大抵一反を壹石五斗、或は一石六斗、又は壹石三斗とす。

一本邦法令題目の書、法曹至要抄に擧る目錄、

令　十　卷〔割註〕贈太政大臣藤原不比等奉レ勅撰。〕　律　十　卷〔同上〕

弘仁格十卷〔割註〕大納言藤原冬嗣等奉レ勅撰。〕　弘仁式三十卷〔同上〕

延喜格十一卷〔割註〕左大臣藤原時平等奉レ勅撰。〕　延喜式五十卷〔同上〕

貞觀格十二卷〔割註〕左大臣氏宗等奉レ勅撰。〕　貞觀式二十卷〔同上〕

右等の書は、本邦政事の書なり。法曹至要抄は、明法博士坂上兼明撰なり。桃花蘂葉には、令は我朝の法度なり。律は我朝の刑書なり。格は臨時の處分なりとあり。

一伏見鐘木町の靑樓は、大石内藏介山科に在りし頃、折々行通ひし所なり。安永の末つ頃までは、いまだ數家殘り居て、賤しけれども妓女も數十人有りし。余が初め伏見に來り住し頃は、大石の行通し笹屋淸右衞門といへる靑樓、鐘木町第一の大家にて、大石の時のまゝにて家居廣く、昔のありさま思ひ出されたり。亭主の淸右衞門も七十餘の老人なりしが、俳諧を好みて俳名を有輔といひ、余も心やすく申せし。此淸右衞門、母の若かりし時の事にて、大石をも、母はよく見覺えて、文なども多く此家に所持せり。大石、俳名をウキといひしとて、文に見ゆるは皆ウキとしるせり。其外の義士も、大石とともに來り遊びし人々の文ども多く殘れり。母の物語なりとて、淸右衞門、余に每度いろ〳〵の珍敷事共物語せり。大石の契りし妓を夕霧といひし。其夕霧に大石より贈りし三絃もあり。又唐製の硯もあり。又二階ざしきの鴨居の上のランマに、山科より伏見までの道筋の山の姿を寫し彫て付たるもあり。又大石、既に江戸へ下らんとせし前に、此樓上にて酩酊の上、天井の板に感慨の辭を書付し

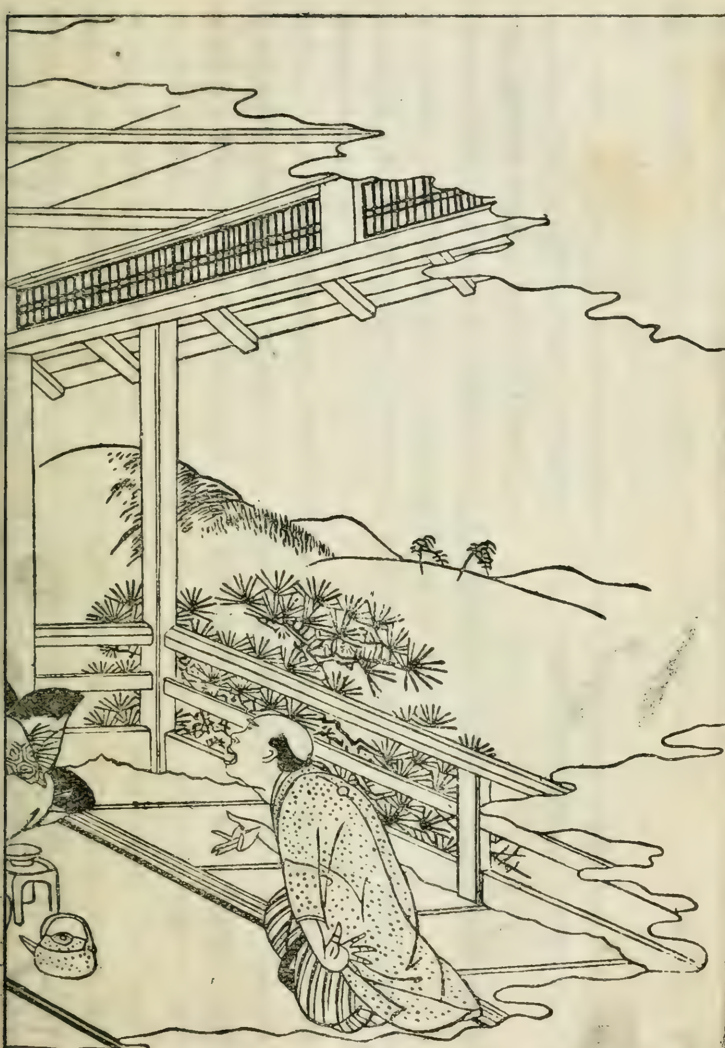
も、墨迹淋漓として、其天井其まゝに殘れり。天明の頃に至り、此天井は取放し、屏風のごとく造りなして、諸國に見世物に出せしが、今程は誰人の所藏になれるや。其後、清右衞門も死失せ、鐘木町も年々に衰へ、笹屋の樓も段々に毀ち賣り、つゐには鐘木町不ㇾ殘草原となれり。笹屋に有し硯三紋なども、皆散々に賣拂ひぬ。青樓ながらも大石のゆかり殘り居て、笹屋の樓上に登れば、懷古の情淺からざりしに、笹屋の子孫さへ今は絶はてゝ、鐘木町も一軒も不ㇾ殘亡び失ひ、青草の荒原となりし。見るがうちに移り變れる、歎ずるにもあまりあり。其後、寛政年間にいたり、誠に賤しき青樓纔に二三家、誰人にや建立せしかど、昔の俤にもあらず。笹屋はよほどの大家にて、二階のはしごの幅壹間半餘もありて、三四人も手を携へながら、飮食の物にても持登るべき程なりし。余が初に伏見に住し頃は皆全たかりし。

一心の內には、常に人に勝らんことのみを志すべけれども、人に交りては勝らんと爭ふべからず。其身さへ才藝長じなば、あらそはずとも、などか人のうやまはざらんや。

一たまさかに相見る中には、やわらぎて交るべし。夜となく晝となく行かば、心置なくしたしみ睦ぶ中には、禮儀みだれぬやう、常に心につゝしむべし。

一つま子などの死したる跡にて、其夫、父などのありし事どもいひつゞけ、見る人ごとに語るは、さることゝは思ひながらも、事さめて覺ゆ。只何となく打しほれて悲しみ居たらんは、あはれも一しほならん。

一僧、山伏、醫師、神主などの、祭り、芝居などに打出て、我顏なるいとにくし。女の聖人の道の事などいひならぶる又にくし。其身ばかりに心得居ても有なん。





一司空圖が詩に、觧レ吟僧モ亦俗。習レ舞鶴偏痴ニと、誠に今時の僧侶、無學凡愚なるは論なし。少し文字ある僧も、只輕薄の風のみにて、世に衒ふの徒のみなり。實學實行の僧は希なり。司空氏も是をにくめるにや。此句、六如上人の室に書付置れしを、平野氏なる人見來りて、余に語りき。今にては僧のみにもあらじとおもふ。

一酒の今のごとく清酒になりしは、纔に百四五十年此かたの事とぞ。今にても西國の偏地は皆濁り酒なり。唐土なども濁り酒多しと聞ゆ。殊に日本は米穀萬國に勝れて精實なれば、酒も一しほに味厚く、醉ことも甚だしといふ。長崎へ渡り來る唐人の、彼國の人に勝れたるといふ上戸も、此國へわたり來り、日本の酒にては、彼國の三が一も飲得ず酩酊すといふ。毎度渡り來りし程赤城といへる唐人、年六十に過つれば、彼國の親類諫めて、もはや年老たり。數百千里の大海を越て、日本の商ひ今はよき程なり。やめ候ひて然るべしといへるに從がひ、二三年も彼國にて隱居してありしに、飲食のことに堪がたくて、又近年としごとに渡り來ぬ。いかなることぞといふに、第一日本の飯を食し馴ては、彼國の飯は食しがたく、第二酒、第三味噌汁なく香の物なし。是等の事日用の事にて、程赤城は廿歳ばかりの頃より六十餘に及ぶまで、年々渡り來て、日本に馴ぬれば、堪がたく渡海せし頃も、日本の米味噌の類を取よせ食せしかど、久しく渡海せざれば、別段に食味に奢りをなすやうに、人目の憚りもありて、常々にも日本の物のみは用ひがたく、唯商ひの爲に渡海するといへば、其歸るさに一年半年の食物を携へ歸りて用ゆるに、人目にも立ずよければ、死せん迄は日本に通ふべしとて、又再度、近年引續き渡海せるとぞ。誠に米、味噌、酒、香の物の類、日用の物なるに、我國に成長せる人は、其よき事をもしらず。猶山海の珍味を貪り求るは奢ともいふべし。



一山水おもしろき地に庵り結びて、世を逃れ住たらんは、いかばかり心樂しからん。但親しき友に遠ざかりて、往來うとからんには又思ひかへがたし。

一我子ならよそへはやらじ夜の雪。と作りしは、俳諧の正聲ともいふべし。其人の情おもひやりぬべし。又雪の興に乗じ、小僕に酒をかはしむる俤、風流をも失はず。

一伏見にて交りし盲人の醫、尾藤意俊といひしが、或時の發句に、

手にとれば紙の音する蜻蜓哉

身にとりて實境なり。

一太宰春臺の、俳諧の事、殊に譏りて、詩歌などには似もやらぬやうにいひなしぬれど、それは此道を知らざればなるべし。人情の委曲に通じ、一唱して三嘆せしむるは此道に多し。

一其角が讀二琵琶行一といふ題にて、

十五から酒を飲出てけふの月

と吟ぜし。十五に春情きざせるをいひ取り、酒に全盛を盡し、けふの月の五文字に、零落の姿をうつす。絶妙の作といふべし。白樂天の數百言を費せし、是を聞かば恥べし。

一同人の作に、

稲妻やきのふは東けふは西

といひし下の五文字、無くても有なん。乙由が、

萍やけふはあちらの岸に咲

といひしには、無下に劣れり。實に萍の句は、世の中の變遷常なきをよくいひ盡せり。此人の胸懷お

もひやらる。

一支唐禪師は、源子和が父の方外の友なり。諸國行脚の時、出羽國に同宗の寺ありしかば、しばし逗留ありしに、庭前に椎の木の大なるが、朽て半より折れ殘りたり。一日、住持此木を人して堀り取らせけるに、朽たるうつろより雌雄の梟二羽出て飛去りぬ。其跡をひらき見るに、ふくろふの形を土もて造りたるが三ツあり。其中壹ツは、早くも毛少し生ひて啄足ともにそなはり、少し生氣もあるやうなり。三ツともに大きさは親鳥程なり。住持ことに怪しみけるに、禪師の是は聞及びたる事なりしが、まのあたり見るはいと珍らし。古歌に、

　ふくろふの暖め土に毛がはえて昔のなさけ今のあだなり

と、此事をいひけるものなるべし。梟鳥は皆土をつくねて子とするものなりと、住持も禪師の博物を感ぜり。

一唐禪師、信濃に逗留の折ふし、庭前の木に、カツポ鳥といふが來りて、數日啼居て去らず。別に人を恐るゝ體もなければ、近寄て見るに、目しゐたり。かくのごとき事數日に及べども、目しひ鳥なれば餌を啄むこともあたはず。只終日梢に啼居るばかりなりしに、後にはひよ鳥來りて、餌をはこび喰はたり。いかなるゆゑにや。かゝる事はいまだ聞ざることにて、不思議なる限りとて、人々みなあやしめり。

一山城國笠置邊の山に、秋の初の頃、彼邊にて日ぐらしといふ虫あり。聲甚だ大にして、しかもさやかにおもしろきものなり。他の國にてあまり聞ざる虫なり。其形はいかなりや見ず。人家の庭近くも山ある所にては、まゝ其聲聞ゆ。

一天明癸卯の仲秋、伏見へ行事のありしに、四方打曇りてさながら春の日の霞籠めたるがごとくにて、それよりも甚だし。雨近きやと見れば、雲あるにはあらず。音羽山三ツの峰も見えず。大佛殿の棟も唯思ひやるばかりにて、程近き梢も少し黑みわたりたるばかりにて、松杉もわからねば、怪しう思ひつゝ、肩輿のすだれ打あげて詠めゆくに、道行人も怪しみて、土降なりといひはやすに心付ば、げにさることなりけらしと思はる。其次の日、又其次の日も同じけはひにて、日輪も光なく只月を服むが如くなり。板敷などには、灰の積りたるやうにて掃集むべし。猶しも人々に問に、土降にてぞ有ける。三日ばかりして空晴たり。

一同じき長月の半の頃は、夕日光なく唯朱よりも赤く、童などは暮ごとに立つどひつゝ珍らしがりき。

一其月の末の頃より滿天紅にして、人の顏に映ず。東より北南にも及べり。初夜近き頃までも左ありき。

一滋賀へ越る山中の峠は、都近きにての風景の地とて、我友中村氏なりける人の、重陽の日に同志誘ひつゝ行て、湖水打ながめわり子打くひて、峠より又歸り來りにし。道行人は滋賀や越ると見るに、直に歸り來ぬれば、たはれ人とやは見にし。目を側て行過しとぞ。其事のおかしかりしとて、我に語り出て笑ひ合しに、其後此事、人に語れば、少し風景好めるきはゝ、皆行て見る所なりといひき。

一徂來の翁の古樂の事を歎美して、三絃などの類は、殊に品くだりて聞處もなし。甲の聲をうたへば甲の糸を皷し、乙の聲なれば乙の糸を皷すると書れし。是はよき三絃を聞給はざりし故にぞ。誠に三絃をもて、古學の雅聲に比すべきにはあらざれども、今の樂は猶古の樂なり。人情を融和するは何ぞわかたんや。余も糸竹の事は、性の好める所にして多く聞しに、三絃は浪花の音を天下第一とすべ



し。甲の糸を調べて乙の聲し。甲の聲にて乙の糸を合す。或はうたゆるくして絃繁く、絃疎にして曲苦むの類、其妙知音にあらざればいひがたし。來翁は唯東成の三絃のみを聞て評せし誤りにぞ。何事にも其道に深からざれば、其事は議しがたきにこそ。

北窓瑣談 卷之二

一日向國高千穗峯といふは、彼國に二所あり。一は霧島山をいふ。又一は高千穗といふ山ありて、豐後より日向へ越ゆる道なり。余考ふるに、神代よりいふ所の高千穗峯は、今の霧島山なり。諸書に多く霧島山にはあらずといへども、是は彼地に到らずして、臆斷せる故なり。昔より日向國高千穗二上峰と稱すれば、其山二峰有るに因て、名付ぬること明なり。今の霧島山、東西に峰ありて相對す。天逆鉾あるは東の峰なり。殊に九州第一の高山にて、他山の比すべきにあらず。今の高千穗といふ山は、衆山の中にありて、是と秀たる山にはあらず。殊に二峰あるにもあらず。彼地へいたり見る人は、高千穗の霧島なること論をまたずして知るべし。

一粟一升をしらげて米六合を得るは、漢の時分よりの法なり。今日本にても、諸國にて則に、北國にては粟一升を磨りて六合を得るといふ。畿内の地にては、半磨と稱して一升より五合を得るといふ。是北國は米大粒にて皮薄く、中國は小粒にて皮厚き故なるべきか。

一かじかといふもの、近き頃、人の稀々に養ひ樂しむものなり。聲さやかにて駒鳥に似、廣き座敷などに飼置てよきものなり。形は小き蛙に似て、色黑く瘦たり。北山、矢瀨、小原邊の谷河の流れ清き所に住とぞ。

谷河にかじか鳴なるゆふまぐれ小石流るゝ水の落合

といふ古歌ありといふ。誰人の歌にや。

一山に登るは秋の日よし。川に遊ぶは春の日よし。霞わたりて岸根の草萠出たるに、柳の蔭より舟さし

出たる又なく心よし。高きより低きを見るには、煙なく晴渡りて、こゝは何がしの國、かしこは誰人の里など、指さし合たるもおかし。

一世の人鬱氣の病ひとて、打も臥ねど何となく心地樂しからず。顏の色あしくて、氣力とぼしく痩ゆくが、若き頃、此なやみ無き人は、大かたは愚なりと知べし。此病にて死ゆかんもまたおろかなり。只危かれど、とかくして生延來たらんこそよけれと、朝山貞伯が常に語りし。實とぞ思ひし。

一渡し守の向ひにありて呼ども來らぬは、物うき限りなり。步行しても渡りなんやと思はる。

一昔は都何がしの御内、あるはいづれの國、何れの里にて誰殿などいひもてはやされし身の、そゞろ心に行末定めず成きて、あやしのふせ屋に世をさへ忍び、さすが手馴ぬ事とて、世渡るわざもしどけなく、下ざまの交りに心置がちにて、うい〱しげに、昔の身の上も恥て得語りもいでず、長き夜の寐さめがちなるに、過し年月ども思ひつゞけたるさま、いと力なし。

一我友源子和が家に、常に用ゆる茶碗あり。管を吹て双調にいたれば、茶碗おのづから鳴る、子和が父長昌、此茶碗を双調々々と呼し。

一丙午のとし、小澤芦菴、よき箏を求め出して、みづから彈じ試るに、姿にも似ず其音さやかならず。よて樂人某に見せたりしに、樂人も彈見るに、誠に響あしゝ。是は古き器にて、しかも木理も見事に、今時の得がたき箏なれど、かく鳴らでは何かせんとて戻しぬ。芦菴聞て、いかにもよき箏なり。すこし手を入れなばよく鳴りなん。其時おしみ悔給ひそとて、家貧しき中より五兩の金子をわきまへて買求つゝ、箏の上下の裡の穴より、砥石もて甲の裏を磨りたり。寐にも起るにも、人と對話する間も、暫しもやまで磨る程に、數十日ひまなくすりて、偖糸をかけて彈試るに、果して奇妙の音出

て、勝れたる名器と成りぬ。皆人も感じ美みたりしに、或日、中島道感來りしかば、此箏を出して彈しむ。道感ほめて、扨も美しき箏を所持し給ふことかなといふ。芦菴、少しもあしく心にかゝる所はなきにやと問。道感、何いつはるべきといふ。實さらば此箏、君にまゐらすべし。失禮はゆるし給へ。そこ程の上手に、よき箏一面もたせざるは恨みなれば、贈申なりといふ。道感も思ひかけねば驚きて、再三辭せしかども、其志の厚かりしかば、悦びてもらひ、其日みづから携へて歸れり。

一何某の宮、久しく小澤芦菴が和歌に長じぬることを聞召及ばれ、毎度御使して召れけれども、固く辭して參らざりければ、隱者の事、殊に老人の事なり。風雅の事に強て此方へ呼んことも失禮に似たれば來らざるも道理なり。こなたよりこそ尋ぬべけれとて、其頃芦菴、天明の火災に家を失ひて、太秦の地藏堂に假居せし草菴へ、宮、わざと訪はせ給ひしに、芦菴も有がたくて、始て御目見へ申上、其翌日、宮へ御禮に出て、其後より折々は宮へ參り上りけり。芦菴も世上の俗人の肩を聳して、權貴富豪の家に屬しへつらひ仕ふるとは格別にして、近世には珍らしき人品なり。宮にもさばかりの尊貴を、風雅のために屈し給ひて、三里に近き所を尋訪はせ給ふこと、古人の風ありて、いと有がたき御心ばへなりたり。

一寛政子年、小澤芦菴重き病ふに臥て、久しく惱み居たりしに、富家何某等一統に、かねて和歌の門人なりしかど、其病ひの時に、みづから一度も尋ざりしかば、芦菴病愈て後、此事を深く恨み憤り、何某は世に聞えし富家なり。物習ふ師の病ひ重しと聞ば、みづからも來り訪ひ、又數多き男女の事なれば、腰許女一兩人は介抱の爲に付置てもよかるべし。しかるに一度も尋ざるは、人心なきものなりとて、文をおくりいたく責怒り、以來の交りを絶ち、其文の奥に、一首の和歌を添たり。

人の世の富は草葉におく露の風をまつ間の光り成けり

と、誠に少し心短くはしたなくは聞ゆれど、其慣れるいはれ無きにもあらずかし。

一人々星見るとて打集り、クワタラントなどもてはやしぬるに、はては夜更て、屋の上にのぼりつゝ、其星は此分野などゝ訇りあひぬれば、近きあたりの人や怪しうも思ひ、何事ぞと咎めんも恐れあればとて、制して下しぬ。

一曉近きまで友人の家に語りて歸るさ、月、西山に落かゝり、星の色さへ少し白み渡りたるに、朝嵐身にしみたれば、過し年、旅路遠く出んとて、朝とく起立たりし折節に似て、人々にしばしの別を告つゝ、心細かりしこと、今さらのやうに思ひ出て、涙ほろ〱と落たり。

一物よく書人は、筆硯をまめやかに愛す。物よく讀む人は、書籍をおろそかにせず。浮屠氏の經卷を尊むこと、沙彌小僧といへども、讀ときは必先いたゞき、置時は机にす。それに習ひて婦女老婆も、經卷とだにいへば尊み敬ふ。今時の書生の聖經をも臥ながらよみ、賢典をも足ふく具とするは、いかなる心なりけるにや。

一伊勢の津の人に、龜井金八といへる人あり。小皷をよく打謠曲をよくうたふ。聲律の事に妙に到れり。其家に鶸と云小鳥を飼て、囀らせ樂しみしが、多年の後、金八、鶸の律を聞知て、其調に合せて謠曲をうたへば、鶸忽囀り出す。金八、調を變ずれば鶸囀事能はず。常に以て樂とせりと、大知氏語りにき。

一余、世間に蘭を植て樂しむ者を見るに、鉢にうゑ寒氣を避、根には養ひを入れ、常々怠らず手入して、惜花咲時にいたれば、其花を摘捨て咲しむる事なし。いかなるゆゑに、花を摘捨ることにや。花

の香を愛せんが爲にこそ、常々かくまでも養ひ培かふことにあらずやと問しに、其人答へて、花を多く咲しむれば、其蘭痩いたみて衰ふる事甚だし。故に眞實に蘭を愛する者は、花を開しむる事なしといへり。余、これを聞て、余が家の貧をさとれり。世の金銀を眞に愛して、富をいたすものは、錢を費して美服を着することなく、錢を費して家宅をいとなむ事なく、錢を費して珍味を貪ることなし。而後に皆よく富をいたす。余が常に富を欲する故は、金銀を得て是を用ひ、志のまゝ何事をも自由せんが爲なり。もし志をもとげずして、不自由にあらんには、初より金銀なくて、心づかひ少きにはしかず。是蘭を植、花を見ざるに似たらずや。

一海北友松が畫ける源平の軍の圖を見しに、鎗を持たる士一人も無し。皆長刀ばかりなり。又兜を打落されたる者の頭に、烏帽子殘れり。昔物語の畫を寫さんには、畫工も心得すべきことなり。鎗の多く用ひられたるは、足利の末、信玄謙信の頃よりの事なりや。

一後世ほど段々諸國の通路ひらけ、産物、器物等迄も多くなれり。或人の話に、煙草は慶長十年、南蠻國より種を渡せり。漢土へ渡れるも大抵同じ頃とぞ。始の程は火災のおそれありとて、官よりも禁ぜられしかど、其禁、終に破れて、今にては飲食につぐものとなれり。漢土も始は禁ぜしに、其禁破れたりとぞ。味の美なるにもあらず。醉て面白きにもあらず。腹滿るにもあらず。何の事無きに、かくまで人の好めるはいかなる故とも知がたし。蕃椒も慶長十年渡れり。西瓜は寛永年中、琉球國より渡れり。甘藷は元祿の頃、琉球國より來れり。榲桲は寛永の頃、蠻國より來る。三絃は永祿年中來る。慶長の頃、澤角といふ盲人、專ら彈て名人の名ありし。鐵砲は弘治元年、南蠻國より來る。鎗は楠正成より始れり。狹箱は信長時代より、傘は天正年中より、蠟燭は文祿年中より、伽羅油は、正保

慶安の頃より、乘物は東山殿の頃より始れりとぞ。

一楠正成に從ひし武士の中に、大塔宮、芳野の奥の御戰ひに、食に飢給ひて御難儀なりしといひしを嘲りて、一命をすてゝ戰ひに臨む武夫の、たとへ二日三日食せざればとて、何程の事かあらん。いと柔弱なる宮かなといひたれば、正成、後を顧てかの武士をにくみ、おのれは朝飯の遲きをくひたる事も無き、榮耀に生育てる男なり。事に臨む者の腹中空虚にては、働らきがたきをしらぬ馬鹿者なり。供の中には叶はずと勘當せられしとぞ。

一肥後、豐後、日向のあひだに當れる極山中に、五ケ村、那須村、椎葉山、齋宮谷などいへる所は、けしからざる山中なり。右の那須、椎葉山邊に、安永のころ病狼夥しく出て、人を害せしに、不日に數十百人疵を蒙りける。領主開給ひて、是をあはれみ醫師を遣はし、療治せしめられしに、醫師さつそく山中に入、大なる疵は縫けるに、小兒などにても、少しも痛むことなし。此地、鹽をくらはざる故にや。又、狼のかみたるゆへ、疵口に毒集り居て、いたみ覺えざる事にや。最不思議なりしと、其醫、余に語られき。

一深草撿挍は、享保年間に、京都にて三絃の妙手とて、其名大かたならず。人々感じあへり。老年に及びて、或時、人に語りけるは、天地の調子は三百六十あるものなり。やう〳〵此頃、此調子あることを知りたりと、其説の當否はしばらく論ぜず。何にもあれ常なみの瞽者にてはあらざりし。

一天明戊申の禁裏炎上に、小澤芦菴、
　　今朝見れば燒野の原となりにけりこゝやきのふの玉敷の庭
感慨のあまりあり、又西洞院殿の、

立迷ふ煙の中に思ふぞよけふの御幸の意なかれと

忠愛の詠、杜子美、白樂天に讓らず。尋常の和歌者流を以て論ずべからず。

一王充が論衡に、大山の高き天に交り雲に入る。これを去ること百里にして埵塊を見ずといへり。唐土の里程は纔に日本の五六丁に當ることなれば、日本道にて十里ばかりを離るれば見えずと聞ゆ。これを思へば、日本は高山多き國なり。富士山、白山、立山、其外諸州の名高き山々は、皆數十百里を隔つといへどもよく見ゆ。

一秦舞陽といひし人は、其里にありし時、人を殺して物の數ともせず。後をだにかへり見ずといふ程の人なりしかば、一國こぞりて皆、勇者なりといひしかど、秦國の階を昇りし時は、顏の色變りぬ。あまりに常々に猛くいさみて見ゆる人は、大事に臨みて必心おくれするものなり。松柏の霜に堪るも、常に異やうなるものかは。すべて人も事無き時は、情深くなみだもろきことこそよけれ。莫耶の劍も、常に物を割ざるをもて利とぞ。

一海邊にて月見る殊によし。湖水は水氣立て、海の詠めには劣れり。

一春秋はさらなり。夏もかた山蔭の淺き流れに足さしひたして、暑さをわすれたる、冬は更し夜の寢覺に、それと聞ゆる田鶴の聲、またたぐふべきなし。

一見めかたち勝れてよき人は、必禍も多きものなり。高明の家は鬼神これをにくみ、林に秀る喬木は風必これを碎き、土くれ岸に出れば、水、これを崩すの類、人のみにあらず。

一國初の頃、或諸侯、渡邊勘兵衛を二萬石の祿もて召抱られし。匹夫を直に二萬石を與へられし器量、戰國とは云ながら、今時の人の及ぶべきにあらず。又是を受て、過分なりと思はざりし勘兵衛が器

量、實に豪傑の士といふべし。後に聊の言の合ざりしによりて辭し去れり。二萬石捨る事、わらぐつを脫がごとし。

一衣食足て禮節を知るとは、霸者の言といへども、感ずる事こそ多けれ。余、醫をなして貧家の病人を治するに、其家の父或は母の年老たるが病るには、其子たる者のいふに、老人も久敷病候ひぬ。かくては傍の者も難儀に候ひぬ。且は其身も苦惱に候へば、早く往生せられ候得ば、ゆく人も殘る者もたすかり申事に候に、かくいづれともかた付申さでは、すても置れ候はねば、治療を賴み申なりといふ。格別の貧家、格別の不孝の子にあらぬも、余かくのごとき言葉を聞こと常々のことなり。是人の子たるもの〻、かりそめにも思ひよりて言出すべき言葉ならんや。醫も此詞を聞ては、治療を施すべき情もたへはて、力を盡さんと思ふ心も無くなりぬ。噫呼親子の間は、恩愛實情の到りなれば、貧富をもて厚薄あるべきにあらねども、衣食を給するの急なるより、かく殘忍の情とも成はつるなりけらし。

一程明道曰、內重則可以勝外之輕。得深則可以見誘之小。誠に學者の安逸を欲し、或は他の技藝に耽り、或は酒色を放にし、或は出處の正不正を不論して、利祿をむさぼる輩に、此語を聞しめば、當羞死すべし。

一張横渠曰、人多言安於貧賤。其實只是計窮。力屈。才短。不能營畫耳。若稍動得恐未肯安之。と云々。余、今の世の寒儒を見るに、皆此語に洩る〻ことなし。

一又曰、天下事大患只是畏人非笑。今の世の人、少しく才も有志も有る者、生涯聊の功も立ことなく、草木とともに朽果るは、皆小事に人の非笑せんことを畏る〻ゆゑなり。豪傑の士は、賢者の非笑を畏

れて、世俗の非笑を畏るゝ事なかるべし。

一朱舜水先生、水戸にて家中の士の纔に一僕を召つかふ人にても、主人、家來の禮儀儼然たるを見て、日本君臣の義正しき事を甚だ感心して、唐土もかくのごとき風儀ならば、明もかく不甲斐なく亡びまじきものをと歎かれしとぞ。

一日本の武士、常々の心がけに、萬一の事あらば、君の馬前に討死すべしと、只管に一命を君に奉らんとのみ思ひ込み、敵に勝んことを考へ、國を保んことを希ひ、君を善道にみちびかんことを思ふなど、眞實に君を愛するの行を顧る者なし。此事を、當今の儒者、文人笑ひそしりて、日本の武士は愚にして犬死をのみ悦び、君に忠する道を知らず。唐土の人はかしこかれば、恥をも忍び憤りをも押へて、死すべき命をもいかやうにもしてながらへ存し、幾年かゝりてなりとも、其ことをなしおほせて功を建る人多し。程嬰、杵臼、伍尙、伍子胥などのことにても思ひ合すべしといへども、余、此二途を深く考へ見るに、儒者文人の論甚だ誤てり。かゝる論の出るよりぞ、學問行るゝ國は、文弱の風起りて士風衰へ、後には生をむさぼり利を全ふする事のみを心にかけて、恥をも知らず。商賈のごとくなりゆくこと多し。誠に馬前に討死する事ばかりは、匹夫の義に似たりといへども、其君の祿をはみて其君の事に死する、譬其君の事は正にもあれ。不正にもあれ。一命をもつて其君の恩に報ぜば、其身一分の君臣の義には違ふことあるべからず。又一命をさへ奉る程ならば、其餘の事はいかなることにても、其人々の智略の程々に、忠勤を盡すことに麁略は有べからず。されば士たる者は、生れ出るより、只ひたすらに萬一の事あらば、君の馬前に命を棄べしと心掛ること、第一義なり。此場の心懸たしかに立て後に、始て學問して色々の忠義の盡しやうをも知るべし。誠に伍子胥などのごとくなる





は、あしきにてはなく、狗死するより見れば勝ること萬々なれども、其身、才智に富、豪傑の質ならば、尤の事なり。もし不才柔弱の人にして、伍子胥の跡のみ學びば、必生を盗み恥を忘るゝの不忠不孝人となるべし。世間に不才凡庸の人は、百人にして九十四五人にて、才智勝れ豪傑の質なるは、數百千人の中に、纔に壹貳人を得べし。されば一統士たる者の心がけは、馬前に討死の事を第一とすべし。此一段、儒者文人、口にては容易の事のやうにいへども、平素國風正しく、士風義氣なくては、俄には出來がたき事なり。唐土の柔弱にて反覆二心の臣多きは、君臣の義、平素に正しからざるゆゑなるべし。

一芝山殿の、

　　榮えよと子を見る今の身にしみて親の惠みし昔をぞ思ふ

實に孝子の情有がたき御詠なり。西洞院殿の火災の御歌と、當今忠孝の對といふべし。

一鎌倉右大臣の。

　　ものゝふの矢なみつくらふこての上に霰たばしる那須の篠原

又、

　　箱根路をわれこえくれば伊豆の海や沖の小島に浪のよる見ゆ

皆悲壯、今時の菲弱なるに似ず。然るに其人の父の風に似ず有しは如何。もしや野史の傳ふる所眞ならざるにや。

一寛政壬子、浪花の火災に、鴻池某家も燒たりしかば、改め造るとて、其土を深さ三尺掘捨て、新なる土を入れ替ゆべしといふに、番頭某諫てきかず。主人いふは、三尺の土を入ること何程の費の有ら

ん。猫、鼠の死したる穢れもあれば、子孫に傳ふべき家宅清淨にすべし。聊の儉約をいふべからずと、再三あらそふに、番頭とかく聞かず。此分限にて三尺の土を惜ること、誠に聊の費なれども、土をかゆるといふ事は、高貴の人の御事にて、町人のすべき事にあらず。子孫に奢をしめすは、禍を傳ふるよりも不吉なり。某が居らん間は、其事叶ふべからずといふにぞ、主人怒りて家來の身として、是ばかりの事を、主人の意を背く事やあると、氣色を損じたれど、番頭とかく聞かず。猶諫爭ひて後、我家に歸り自殺してうせぬ。主人、其事を聞て悔い感じ土をかゆることを思ひ留りけり。纔商賈の家にても、名に立し富豪ほどありて、かゝる忠臣をも扶持し居けり。數百萬石を領し給ふ諸侯の家にも、恥かしき事ならずや。

一孔雀を養ふに、生れて四年ばかりして、羽毛皆揃ふものにて、二三年の間は、雌雄もはきとはわかれがたき程に、羽毛生ひ揃はざるものとぞ。孔雀は長命にて四五十年も保つものとぞ。人家に養ひてさへ、かゝる壽なれば、山野にあるは百年も保つべし。金鷄も二三十年は養はるゝとぞ、鳥飼ふ人の語りき。

一余、四十に今一ツ足らぬといふ年に、一人の男子をもうけぬ。上は皆女子にて男子は始めなり。早くも成長せよかし。なに教へん。何になすべきなど、色々に思ひつゞくるにぞ、我身ながらいと程遠き事をかくおろかにも思ひとれるよと、獨り笑ひを催して、

おのが身の老行ことは忘られてひとゝなる子の末ぞ待るゝ

とよみぬ。人も子を思ふことは、かく有るものにや。

一安永の頃、京師に藤村撿挍といふ瞽師あり。此撿挍、つね／＼申せしは、人の前にて三絃を彈に、其

座の聞人に色々の心あれば、面白くひきて譽られんとするは過なり。かなたの人の心に叶へば、こなたの人の心にかなはず。されば我はいつにても、何人の聞給ふ前にても、我持前の藝を器量一ぱいに彈て、いつも其座の人に聞せんとは思はず。只神明へ奉納するなりと心得て彈ると語りし。誠に有がたき撿挍の心がけ、上手の名高かりしもむなしからず。何の藝にてもかく心得べき事にこそ。聖人の自省不疚と宜ひ、又愼獨といふことも、此心得に外ならず。

一長崎に遊びし日、唐人六十人ばかりと、崇福寺にて終日會集して、酒飯同席にせしに、情は互によく通ずれども、言語は一向に通ぜず。其頭は程赤城、程養拙、張秋谷など來りし時なり。

一深草村の瓦師與次兵衛弟子に、利助といふもの、廿五六才にて寛政辛亥の春、ふと風の心地にて病み出しけるが、とかく愈かねければ、余に治療を頼みけるに、痰咳出て脉も數有りつれば、末の程は勞瘵にもや到らん。五十日も百日も服藥せでは愈べからずとて、藥を與へつるに、思ひの外に心よくなりて、大抵に愈ければ、服藥も怠りにけるを、余諫めて藥怠るの日にもあらず。病全くいまだ不愈といひしかど、とかくして怠りけるに、果して又少し咳出て、熱の往來見えぬれば、驚きて又余が家に來り藥を乞ふ。此度は脉殊にあしければ、ひそかに親類を招きて必死の病なる事を告げ。余が力に及ばざるを云て辭しぬ。其後利助、其家の僕七右衛門同道して東山に遊びしに、誓願寺の内に、見透し占ひといふ者有ければ、二人ともに入りて問に、見透しの占者見るより。利助なるは六月に死すべし。七右衛門も六月危く、十月までには死すべし。外に見る事なしといひければ、二人ともに力なくて歸りぬ。其後、何となく心にかゝりやみがたければ、又嵯峨邊に奇妙の占ひありと聞て、二人行て見せけるに、同じく二人ともに死する人なり。外にいふべきことなしとて、他の事をいはざれば、力

落て歸りぬ。其六月、果して利助勞咳の病ひにてうせぬ。七右衞門も今もやと待やうにして居たりしが、何の異變もなくて其年も暮ぬ。壬子の春にいたりても恙なかりしが、九月の末の頃に到り飲食減じ、遠方の歩行心あしきやうに覺へて、外に何事もなけれども、去年の春の見透しがいひし事もあればとて、又余が家に來りて藥を乞ふ。余、七右衞門が色脉を診するに、死すべき症候一つも無し。只飲食のすゝむやうとの藥を與へけるが、とみにもしるしなくて程過、其後は藥も怠りしが、其後の事いかゞあらん。きかまほしくしらばく記して他日を待つ。

一右等のこと、折ふしは有ることとなり。仲獻いまだ壯健なりし時、東谷見て、死近きにありといひけるが、後に果して膈噎出て死せり。佛鑑禪師を、孤月と清典が相せしこと、是等皆余も治療に預りて、心中に技術の優劣を比せし事なり。別に醫話にくはしく記しつれば、こゝに略す。

一東山の七月十六日の夜に立つる、大文字の火は壯觀なり。唐土にも無きことのよし、孔雀樓先生も書置れたり。大の字、横の一畫二十九丈、薪を燃す穴十九、左の畫四十九丈二尺、穴三十一、右の畫四十一丈七尺八寸、穴二十一、其穴相距ること各七歩づゝ、余も如意嶽に登りて、其穴を見しが廣く大なるものなり。

一東涯先生の秉燭談に、甲斐國の斐の字、髮に作る。續字彙補髮字註曰、音裴、日本有二甲髮州一。又見平壤錄。亦作甲斐。

一秉燭談に、中華の諺に、一日喫蛇咬三年怕二草索一。

一長崎夜話といふ草紙に、

見れば危き舟の上かな

といふ連歌に、

　なれゆけばあだ浪さはぐ世はしらで

といふ付を稱せり。誠に世上の人を警すべし。

一撈海一得といふ書に曰、田汝成が委巷叢談を引て、抗州人一日吃二三十丈木頭一。以二三十萬家一爲レ率。大約毎二十家一吃二擂搥一分一。合而計レ之則三十丈也。

一又云、唐土の茶店には、色々の煎湯を賣ることなり。茶もあり。甘草湯も有り。砂糖湯もあり。橘皮湯もあり。故に本草甘草の集解に、唯貨湯家に是を用ゆと云語あり。貨湯家とは、湯を賣る店なり。

一馬の名種々あり。○騵〔割註〕サメウマ。眼臁外有日輪。」○白馬殊騌（唇黒）。○駱〔割註〕カハラゲ。黄白尾髮クロシ。栗色ト白毛交ル。爪黒、尾ノ通リニ黒毛有リ。足爪トモニ黒。」○驁〔割註〕カモカハラゲ。」○驪〔割註〕カツクロ。鐵驄ハアヲミドリ。鐵馬。眞黒。」○騂（白ツキゲ）○駮（赤ツキゲ）○騢〔割註〕サハツキゲ。虎月毛。」○騌〔割註〕シロツキゲ。泥ウス白。髮尾トモニ白ク、爪バカリ黒シ。」○騅〔割註〕白黒雜色ナリ。灰色爪口黒シ。」○驒〔割註〕レンセンアシゲ。ホンアシゲ。虎アシゲ。キアシゲ。」○驄〔割註〕アシゲ。白アシゲ。」○馸〔割註〕アヲ白雜毛。」○騯驄〔割註〕ゴミアシゲ。ゴマアシゲ。」○駰〔割註〕クロアシゲ。」○騟○騜〔割註〕ヒメカウジゴンダ。紅梅栗毛。黒栗毛。シバ栗毛。」○驃（ハラ白。）○騮〔割註〕カゲ。赤身黒鬣。ウス黄色。黒カゲ。シロカゲ。」○騝〔割註〕ヒバリゲ。ミツヒバリゲ。背ノ毛黄色。」○騅（黒身白鬣）○騣○額白○驩○駒○駹（黒白毛）

一季緒が相馬經といふ書二卷あり。明の正德年間の作なり。又穆公相馬經といふ書もあり。日本にも百馬の圖あり。是は正保年中に、御命にて狩野主馬助尙信畫林家の贊なりとぞ。此圖は今に到り狩野家

の祕する所とぞ。

一往古、机の高さ寸法を考へし人のありしに、古法は其用ゆべき人々座して足を延し、足先を立て、其足首の高さなりと言ひし人のありしよし。

一日の入りの時に、雲紫黒になりて、中に飛紅霞數十條を交ゆれば、其翌日必大雷あるものとぞ。六七十年前、京都の大雷の時も、滿天此雲ありしとぞ。

一天夕方に赤くなりて、血のごとく家の中にも照り入り、人の顏などまでも、朱のごとく見ゆれは、必洪水あるものとぞ。

一戊子の年五月晦日より閏六月を歷て、七月朔日まで雨降らず。湖水減ずる事一丈六尺。此年五月三日より孛星出づ。

一枇杷の花多く付時は、其年麥作必豐熟なりといふ。

一淇園先生有斐齋剳記に、野狐最鈍。其次氣狐。其次空狐。其次天狐。氣狐以上皆已無二其形一。而空狐其靈變更倍ニ於氣狐一。至ニ天狐一則神化不レ可レ測。人有下爲レ物所レ役頃刻行ニ千里外一者上。乃皆空狐之所レ爲。大抵離レ地七丈五尺。彼乃得ニ攝レ之行一。如ニ天狐一乃不ニ復爲ニ人害一。此說善レ幻者話云。

一若狹國山谷の間に、無足の燕あり。常燕に比すれは稍大なり。其所の人は風鳥といふ。木曾山中にも亦有りといふ。木曾にては大燕といふ。是皆胡燕なり。

一千里眼といふ神と、順風耳といふ神を唐船には皆祭れり。西遊記に、天上に上聖玉帝ましまして、其臣に千里眼順風耳あり。千里眼はよく下界の事を見、順風耳はよく下界の事を聞くとぞ。

一備前少將殿、學問を好み給ひ、殊に雅樂をもよくし給ひ、常に吹給ふ笛をいかゞ名付んと、中院内府

公に問給ひしに、芦田鶴と名付られたり。是は、

　　そらに翔り澤にとしへて幾度か霜の芦田鶴聲ふけぬらん

といふ和歌の心にとり給へるとなり。後に此笛を京都の辻山城守に與へ給ひしに、山城守、天子へ御笛を教へ奉りしにより、彼笛をも內へ奉りしとぞ。

一宋沈存中が夢溪筆談に曰、二聲合爲二一字一者。不可爲レ叵。何不爲レ盍。如レ是爲レ爾。而已爲レ耳。之乎爲レ諸。

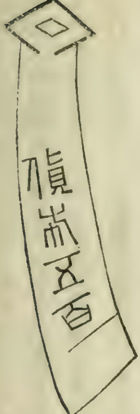
一同書曰、灸二壯者。以二壯人一爲レ度。

一同書曰、唐開元錢重二銖四參。今蜀郡亦以二十參一爲二一銖一。參乃古之絫字。

一同書曰、毗陵郡士人家有二一女一。姓李氏年十六。能詩。拾二得破錢一詩云、半輪殘月掩二塵埃一。依稀猶有開元字。想得淸光未レ破時。買盡人間不平事。

一說鈴の中に、南粤有二銅鼓一。其制高可二三四尺一。有二上面一而無二下底一。其聲亦不二甚大一。名曰二諸葛鼓一。猺人謂二是孔明所レ造。

一飛驒國下岡本村。コセン小十郎、花里石が谷に孫十郎、淨見寺野におみつ、と云狐有り。皆名狐なり。孫十郎みづから云、吾天竺に在し時、文珠キシンといへりと、いと奇怪の談なり。



是蒙城古刀宋宣和五年郭偎爲二豪州蒙城ノ令一。村人得二之田中一。柄端有二方寸匕三字一。彷二彿隷書一。背有二方孔一不レ透。身形如レ刀文曰。貨布五百。疑王莽所レ鑄。

一唐書に、玄宗開元廿八年冬、米一斛直三錢。

一寛政二年庚戌二月十四日、晝未剋、一天に雲無くして雷鳴る。只一聲なり。門人林仙蔵、吉田俊卿ともに見る。其後に聞くに、近江、丹波、攝津聞く事同じと云。或人のいふ、南方の天に大なる火出て飛たるなりと、

一佛祖統記天台智者傳曰、南岳造金字般若。命師代講。手持如意臨席讃之曰。可謂法付法臣。法王無事。

一九州の俗、好んで燒酒を多く飲む事なり。肥後に一婦人、大に燒酒をのみて、火を強くし火燵に醉ふしたるに、忽ち口中より煙出て、ふすぼり死したり。小兒などには、まゝ多きことゝて、燒酒に醉たる時には、火燵を遠ざけりとぞ。

一李根白皮の白からざるは、畿内の李樹、多くは桃の木に接木せしものゆゑ赤しとなり。生來の李樹は根も白しとなり。

一今の住吉内記の父内記、往年義家の像を畫きけることの有けるに、或人見て、畫はいとよく出來たれど、顏色義家には不相應にやといひしに、內記笑て、そこには武者粧といふことを知り給はずといひしとぞ。我友學丹翁の先人聞て、內記は古實をも知れりと感ぜられしと、學丹の物語なりき。古昔は武者粧とて、大將は顏をつくりて威をしめし、且は敵に見覺へられぬやうの用意ありけるとぞ。

一余が初め伏見にありける頃は、指月の森、城に唐畫のやうにありしが、寛政のはじめの大風に、椎の古木多く折れて、子丑の年の頃はいとそう〳〵敷見えて、尋常の森にもあまりかはることなし。桑田碧海の歎すくなからず。

一常に都に住る時は、靜なる山住もがなと、世の塵いとはしくも思ひぬれど、又都遠き鄙にいたりぬる



時は、都の峯ばかり戀しきものはなし。此心は、遠き旅路に遊びたる人にあらでは知らず。常に都に住て、其心しらざるは、病無き人の安樂成ことをしらず。病有りて後、無病の時の安樂なるを知べし。

一蝦夷地の島頭は、格別に猛烈にて、極熱辛辣なりとぞ。是は蝦夷地北方極寒の地ゆゑ、天地間の陽氣、其寒氣のために追籠められて行所なく、もとより熱を貯ふる島頭の中へより集り來る故なり。エレキテイルにて陽氣を生ずるに、夏月炎熱の時節には、天地間の陽氣、世界に散滿せるゆへに、一所に器中に寄集り來ることとなりがたきなり。又磁石の氣力弱きを強くするに、大なる磁石を法を以て其氣を追ひ寄せ段々碎き去りて、小き磁石と成す時は、大なる磁石に散り居たる氣力、小き所へ集るゆゑ、磁石の氣力強くなるなり。是等皆天地陰陽の理を知るべし。又鐵にて大釜を鑄る者に聞に、ダヽラにて鐵をわかすに、冬の夜寒氣強き夜は、炭少くとも鐵よく湯となる。少し暖氣なる日は、炭五俵も十俵も多く入りて、猶鐵の熟しやう十分ならぬとぞ。皆同理なり。

一寛政壬子の春、肥前國雲仙嶽の崩れの前數日、峯中に帆かけ船多く往來するを、人々見たりしとぞ、是嶽より登り出る氣に、其近邊の海上の船の影うつれるなるべし。往年松前の津浪の前には、峯中に佛神の姿飛行せるを、人々見たりしも、蝦夷地の人害うつれるなるべし。

一雲仙嶽もえて山崩れ、或は地震甚だしく、或は山鳴りなどして、變異しきりなりし折節、島原城下に一人の盲人有けるが、殊に恐れて我は盲人なれば、此上大變起りて天地覆らんときにも、人なみなみには逃去る事叶ふまじければとて、杖、草鞋杯、晝夜身をはなたず有しが、其後津浪、町々を漂沒せし時、かの座頭、すはやとて北をさして逃出、終に長崎まで二三十里にげたりしが、島原中の人多く溺

れ死しけるに、彼座頭のみ、無事に逃のびたりしは、常々一途に心がけ、深く恐れ居し故なりけらし。

一寛政丑年七月十五日、江戸小雨降て、其中に毛を降らせり。丸の内邊は別して多かりしとぞ。多くは色白く長サ五六寸、殊に長きは一尺二三寸もあり。色赤きもたま〳〵有しとぞ。京へも親しき人より拾とりし毛を送り越せしが、馬の尾のふとさの毛なり。江戸中にあまねく降りし事、何獸の毛にて幾萬疋の毛なりや。いと不審の事なりき。

一筑後の國の山中の一男子、獵人の鐵砲のそれ玉に當り、左の肩先の所より入り、肩の下の所にいたり、其玉、皮肉のあいだに留れり。三十日ほど過て、瘡腫の如く破れ潰れて、肩の下肘の上の所より出たり。筋骨は傷らざりしや。手臂のはたらきに別儀なかりしが、數月すぎて後、鬢髪こと〳〵く脱落たり。眼中なども色變り、さながら癩病の如くなり。今年に至りいろ〳〵療治すれども、いまだ不愈と、相良千里かたりき。火毒の肉中に殘りし故にや。其後いかゞなりしかず。

一安永の頃、余、伏見に在けるが、一とせ雷おびたゞしく鳴て、所々へ落ける事の有しに、豐後橋の南の畑の中に、稻などをかりいるゝ一ツ家のありけるに、耕作の者十人あまり逃いりて、雨と雷をさけ居けるに、不幸にも其小屋のうへに雷落て、集りをる人のまん中へ透りぬ。是がためにうたるゝ者數人、手足をれ腹破れて即死す。其余も、大方は卒倒氣絶す。中に一兩人何の事もなかりし者もありて、其絶氣したる者を介抱し歸りて、皆それ〳〵に藥をあたへ、保養して平愈しけるが、後二ケ月ほど過て、にはかに寒熱暴發して、一二日の間にみな〳〵死せり。雷の毒の發せしと見えたり。其病體、病犬などの毒の發せるに類して、數日過て發し死をるも亦、奇とすべし。

一矢瘢つらぬき透りたるときには、矢の羽をきりて先の方へ静にぬくべし。入たる方へは拔べからず。又急卒に拔ことを忌なり。必らず死つるなり。静に拔て其あとを急に指にて蓋すべし。其瘢口より氣もれて即死するなり。しばらく蓋してのちに、指をさり縫べしと言傳ふとぞ

一それかなきか思ひわかずよ郭公いつならはしの月の落方。とよみたるは、我故友佐々木長春の父の長昌なり。長昌、此歌詠たるとき歎息して、我も其時に生れたらば、新古今集に此歌、などか入らざるべけんや。世おくれ時過ぬれは、此歌も我ほねとともに朽果ぬべし。いと無念のことなりといひしを、長春幼き時聞居たりと語りき。誠に姿詞ともに秀逸の詠なり。

一寛政五年、入貢の阿蘭陀持渡りに、人面皮のほし乾したる有しと、何の藥に用ゆるにや。奇僻の甚だしといふべし。

北窗瑣談 巻之三

一人のあしき事は、語るべからざることなり。書しるし置はさらなり。悪聲一たび世に流布しては、取かへしがたきものなり。善事を云ひふらすは、盛徳の事にて、少し過譽ありとて、強て害もあらじと思ひ居しが、鈴鹿の孝子のごとき幼年の時は、其名高く公よりも褒美し給ひけるが、年長じて後は穢行多く、又博奕さへ好みて、萬づ常人にだも、其行ひ及びがたければ、其里の庄屋など、公の咎めを恐れて、とかく異見を加へけれども、更に聞入れずと風說有しが、いかゞなりしや。是等の事につきて思へば、善事を稱譽する事だも、みだりにしがたし。人始あらざる事なし。よく終ある事すくなしといふ古語も思ひ合されし。

一我父母、終身安穩にして、衣食の勞無りしは誰が庇蔭なりしや。古主君の庇蔭なり。我身何れの地より出て、何れの家に成長せしや。古主君の庇蔭なり。我親屬、安穩にて祖先の祭り絶ざるは、誰人の庇蔭なりや。古主君の庇蔭なり。我身何れの處に學び、何れの人を師として筆硯にも親しむやうになりしや。古主君の臣西山先生を師とし、米穀を食て幼年の時、心のまゝに修學せしゆゑなり。又古主君の庇蔭なり。かく思ひつゞくれば、古主君の厚恩、我身生涯は更なり。子孫までも忘却すまじき事なり。書しるすも事新ら敷聞ゆれど、子孫の心得にもと、かくは記するなり。

一漢の代などには、租税を取るに、粟米四六の法といふ事有り。故に漢の嘉量などは、一斛入の升と六斗入の升と一ツ升にて、かねて作りたるものなり。四六の法とは、兵粮用意米など久しく貯ふる米

は、粟米にて取なり。其時は一斛なり。又當分の扶持米などは、米に磨りて取るなり。其時は六斗なり。これ粟一斛をすれば、米六斗になる故なり。日本も王代の頃は、其法を用ひられしにや。今も禁裡主殿寮の官人の下行米を其知行所よりとるに、一石といふ處へ米五斗九升を納むるなり。是六斗なれども、一升は雜費に引ことなりとぞ。余が相知る人に、主殿寮の下司南山城みかの原村より米をとるに、其如しと語れり。近時武家には、一石といふ處へ米四斗を渡すことなり。是を四ツ物成といふ。國々にて少しづゝの多少あり。後世の苛法といふべし。

一古人、源氏物語に於ては、其文章口をつゞめて稱美せざる人無きに、其中の歌は、無下に拙しとそしれる人多し。余思ふに、此物語の歌は、又別に一體の風ありて、淡泊悠長成をむねとし、風流の氣象ありて餘情甚し。殊に其歌多くは、臨時當座の即詠に仕立たるものなれば、かく有べき事なり。此物語の歌を、他の撰集などの心もて論ぜんは、類をしらずといふべし。

一漢學の文章は才有りといへども、學問の力薄くては書がたし。是は書にても畫にても詩にても、手薄くては久しく見るに足ざると同じ理にて、其手厚く作る事、全體の地力なくては出來がたきことなり。文章は別して甚し。但し少し心得べき事は、全篇をも一句をも短く書べし。其上なりたけは、助字を惜みて金玉のごとく用ゆべし。汪道昆の文は助字少し。漢書も多からず。すべて拙き文章の助字多きは、極て用ひ誤り多く見苦し。論語など格別に助字多きも、是は言語應對の模樣を、傍より其まゝに書記したる體制なれば、手爾波多きなり。是は文章の變體にて、常法にはあらずと心得べし。同じ類の書にても孟子などは、文章の正格とすべし。

一夜更て物靜なる窓に、獨り月に對したる折節ぞ、年ごろ有し嬉しかりし事も、悲しかりし事も、取あ

つめて思ひ出らるれ。富貴なる人の常に傍に侍るもの丶多ききは丶、この境は知らず居給ふべし。

一安藝國廣島城下邊に、パタ〳〵といふものありて、神異の物也。むかしより何者たるを知る人なし。夜陰人家窓外椽先などに來りて、甚だ近くパタ〳〵と音す。其處を窺ふて、急に戸を開き見れば、五六丁も遙の遠方と聞えて、パタ〳〵といふおと聞ゆ。いつも如レ此にて、つひに何物たるを知ることなしと、彼國の人壽安、物語りなりき。

一余、天下を漫遊して、あまねく諸國の名山を見る。僻遠の地に奇絶の山も多ければ、皆記を作りて世の同好の人にもしらせばやと思ひしが、既に古賢の記を作れる山々も多ければ、先諸家の詩文集に就て、山々の記を撰り出し集めて、猶足らざる山あらば、自らも記せんものをと、近き頃見當りたるに從ひて、少く集めぬるに、又人のいふを聞ば、東武澁井平左衛門、此志有て、既に多く集めたりといふにぞ、余が集ることはやめたり。近き年、其澁井子も其主人に從ひて浪花に來り、病にて死せりとぞ。其名山記は如何なりしや。

一徂來の書、其超凡の趣、近世他の書家の及ぶ所にあらず。其頃、雪山、惇信、廣澤など世に鳴り、明代の書風時運に叶ひて行はれし折節にも、徂來獨り、時運にも引れずして、一家を成す。其天狗說などの墨帖よく出來たりといふものにては非ざれども、唐土の墨帖の中に交へて恥ることなし。其本質は甚の拙書にしてかゝることは、只韻致の勝れる故なり。仁齋先生亦氣韻あり。東涯先生書材餘りありて、其趣も亦甚だあしからず。腹中の墨ある故なるべし。其他、近世甚だ書に乏し。近き頃の芙蓉篆隷の二體は、一種の風韻ありて、また得易からず。

一印章篆刻の一技、近來妙に到る人多し。其雅趣氣韻ほとんど秦、漢の古印にも耻ざるべし。文雅の技

の漢土の古代にも追歩すべき事は、只篆刻の一技のみなり。其他書、畫、詩文は、明清にも、猶世界を隔てたり。

一本邦の詩、享保以後の作家、本邦の古昔に勝れること萬々、此以後はしらず。是までにては、開闢以來の盛なる時といふべし。秋玉山など五絕の一體は、吾こそ日本開闢の一人也と自負せられしとぞ。誠に他人より見るにも其如くにて、過言にはあらざるべし。和歌は近き頃別して、貴賤とも弄び盛なる事なれども、古人には及ぶべくも見えず。此上一變すともなほ、道に分るの域には遠かるべし。俳諧は芭蕉の時を實に盛にして、其極に分れりといふべし。此以後といへども、其右に出る時はあらじとぞ覺ゆ。

一近き頃秋玉山が筆跡を見るに、明人の區域を出る事あたはずといへども、其雅趣、徂徠後の一人なるべし。

一書は古今二王をもて至極とすること、復觜を容るゝべからず。然るに近世、只向上の論を吐て、宋明をも奴隷のごとくに輕んじ、學ぶ所二書以下に降るべからずとて、日夜辛苦して十七帖、或は聖教序等を摸擬する人多し。今其人の書を見るに、形は誠に墨本の十七帖、聖教序にも似たれども、神彩氣骨風韻に到りては、地を拂ふて見ること無く、其活氣、近來の烏石、廣澤の輩にだに不レ及事萬々なれば、何ぞ明人を望んや。義子智永などは邈矣。唐人の書は深く學ばゝ、取付べき道筋、絕て無ともいふべからざれども、中々得易き事にはあらず。宋人の氣骨は、近來たま〳〵髣髴と其區域を窺ふに似たる人有るをも見る。然れども是も甚だかたきの地にして、虎を畫て狗に類するもの多し。只明人は時運降れる故にや。時代近き故にや。徵仲枝山瑞圖解紳玄宰など、其體は各格別なれども、今時の

人も學ばば皆到りつべし。余も亦、甚だ明人に不滿なれども、みづから造る所の字、つひに明人の區域を出ること能はず。

一人は天地の絲になることをすべし。世間少し文字有人は、醫をなすことを態しめども、今太平の御代に生れて、匹夫の身、醫業を外にして、何事をなして、人の憂を救ふ事あらんとぞ思ふ。

一鹽尻に、園太曆の十八卷を引て云、兼好法師、觀應元年二月病にかゝる。上皇聞召、典藥頭和氣清元をして、伊賀國に越て療治せしめ、米穀三千石を賜ふ。伊賀守橘成忠、使をして奏す。〔割註〕二月七日なり。兼好法師、生死無常の急なるは、桑門の悦ぶ處なりとて、藥を不レ服。米穀は近村の民に施せり云々。二條良基公、年來の和歌の友なりしかば、病を問んが爲に、ひそかに伊賀國に越給ふ。二月十五日、兼好、伊賀國國見山の麓田井之庄に寂せり。上皇主上濕勅云々。同廿五日、米穀五千石、鳥目二千貫を賜ひ、田井庄に墓を築き、遍照寺の僧に命じ、伊賀國分寺に葬事を勤しむ。同廿七日、權僧都を贈らる。春暉思ふに、兼好はもと、吉田の祠官にて格別の貴人にもあらず。又其頃は戰國の時にて、騷々敷時節なれば、病にかゝりて後の事、あまりに過分の事にもや。其虛實いぶかし。後に人にも尋しに、園太曆は怪しむべきこと少からずと云し。さることも有りや。

一又鹽尻に、玉は格別の物なり。水精、珊瑚、瑪瑙、瑠璃の如きは、眞の玉にはあらず。信景往年、玉帶を見たりしに、其色白くして、水精のごとく透明にはあらず。霞を隔てゝ空を望むがごとし。其美なることたとへんにものなし。有職者云、是はゴクといふものにて、其紋は色々あり。鬼形、獅子、唐草、唐花等なりとぞ。春暉いふ、外々の珠玉は、日本にも多く産すれども、ゴクは日本に産する所なしと、蒹葭堂など物語なりき。京都の官家には、玉帶皆此ゴクを用らる。大家には甚だ見事なるあ

り。去る御家に、長サ六七寸、幅四五寸許にて、其質も甚だ美に、其龍を彫たる眞に精密を極めたるを毎度拜見したり。何方に有も、玉帶に用ひたるは、彫刻の細工精密を極めたるもの也。實に玉を切事泥のごとくならざれば、此細工は施しがたしと見ゆ。皆唐土の物なりといひ傳へり。何の代の細工なりしや。

一鹽尻に、海潮の滿干、國々異なり。大阪より備後の白石の泊まで凡五十餘里、其間の潮上へさす。それより周防のさらしに到りて四十里、海潮上へさして甚だ烈し。是より筑前の山上の岬まで四拾里、潮、下へ滿。是より西肥前の樺島に及びて八十餘里、潮又、上へ滿つ。又長門のもろ津の鼻よりは、潮北の方へのみさす也と、春暉按ずるに、大洋に出ても潮の東西南北すること、諸國にてかはり有。唐土瓊海の潮などは、一月の中に上十五日は東へさし、下十五日は西へさすと、是も亦、奇中の最奇なる事なり。松前の渡り口の海の潮は、常に大河のごとく、三筋の急流、海中にありて、東へのみ落るといふ。是も又奇なり。

一徒然草に、伶人龍秋、横笛を論じて、五の穴は聊いぶかし。干の穴より皆穴ごとに律を隔てゝ、一律づゝをぬすめるに、五の穴のみ、上の間に調子をもたずして、しかも間をくばることひとしきゆゑ、其聲不快なり。されば此穴を吹時は、必のくべし。のけあへぬ時は物に合はず。吹得ること難しといひし事を載たり。是龍秋が律學にくらき故、和聲といふことを知らざる故なり。横笛は、双調より調を起して、順八に和聲を求めて、下無に到りて止む。もし五上の穴の間に、一律をぬすみて、鳧鐘を穿たば、横笛一管の調子、法無して樂器とは成べからず。又中六の穴の間に、二律をぬすめりとて、六の穴を含みて吹かば、よく一越の眞聲を得んや。龍秋が考へ、誠に荒涼のことなり。又景茂が呂律

の物に叶はざるは、人のとがなり。器の失にあらずといひしも、律呂の事は露學ざりし妄言なり。只龍秋なぞしらんとて、向上らしき論をいひ出して、人を欺しなり。其業に居て其事にくらく、しかもみづから是れりとして、人を侮り欺くは憎きものなり。

一備前の儒子湯淺子祥が常山紀談といふ書に、加藤清正、寒天に朝鮮渡海の事をいひし註に、王正美が詩を引て、風勢面燒レ裂。凍精髭有レ聲。といふに近しと書しが、余が賀州手取川の風雪に遇て、飛霰堅キコト如レ鐵。寒風利キコト似レ刀。と作りしに思合せし

一同書に、浮田直家、備前高城にての軍に、其從兵馬場十助、鐵砲にて右の膝より臀へかけて打通されけれども、猶あたらずといひて進みけるに、又背割其足の右の肩かいより背の中を臀まで打ぬかれ、目くらみて倒れぬ。郎等來りたすけて引取ぬ。其後全快して十助語りけるは、鐵砲にあたりたる時、大木にて袋を突通すがごとく覺へ、物の色皆、牽牛花の色に見えたりと、後に隱遁して農となり、七十七歳にて病死せり。

一箏も、むかしは義爪なしに彈ぜし事にや、夜鶴庭訓に、齋宮女御、箏を彈給ふに、右の御手の爪をたしなみ給ひ、常には左の御手勝に彈せ給ひける故に、後には御くせになりし。又大鏡に、(芹川行幸。)箏をひく人は、別に爪作りて、指にさし入れてひくことにて侍りと云々。是等の事にても思合すべし。

一三光院御說、色紙寸法、大は竪六寸四分、小は竪六寸なり。横は大小とも五寸六分、短冊寸法、貴人は長サ一尺壹寸八分、幅二寸、平人は長一尺壹寸五分、幅壹寸八分よしとなり。

一御神樂之次第、

一庭燎　二榊木（元。末。）　三韓神（元。末。）
四早神（割註）元。末。舞アリ。」　五薦枕（元。末。）　六篠波（元。末。）
七千歳（元。末。）　八早歌（割註）元。末五ツ。舞アリ。」九星（三首。）
吉々利々（元。末。）　得錢子（元。末。）　木綿作（元。末。）
十朝倉　其駒（割註）元。末。舞アリ。」

一國語に載せたる周景王の鑄給ひし無射律の鐘、唐の孔穎達の說に、此鐘在王城。鑄之。敬王居洛陽。蓋移就之也。秦滅周。其鐘徙於長安。歷漢魏晉。常在長安。及劉裕滅姚泓。又移於江東。歷宋齊梁陳時鐘猶在。魏使魏收聘梁。收作聘遊賦云。珍此淫器。無射在縣。是也。及開皇九年平陳。又遷於西京。置太常寺。時人悉得見之。至十五年。勅毀之云々。春暉曰、是固淫器。然而考古律之法物無過之者。勅毀之。可惜之至也。而又怪晉荀最考古律。不言及此鐘。不知孔說果是否。

一漢土律呂家、黃鐘の律を論ずる事は勿論なり。本邦兼好が徒然草に、黃鐘律の鈞鐘を論ぜしより後、まゝ此事をいふ人あれども、眞の黃鐘律を聽得ること難く、又其律の鈞鐘を鑄ることは、人力の及ぶべからざることのごとくにしてさし置り。余、天下に漫遊して、數多の鐘を聞くに、黃鐘律に近き鐘だに稀なり。只鶴滿寺の鐘、古物なりと聞て、寛政四年壬子の春、彼寺に到り見る。其寺、大坂天滿の北半里許り、長柄村の隣村國分寺といへる小村の禪院にあり。其音、眞の黃鐘律なり。大サ口の徑り、曲尺にて一尺九寸五分、厚サ一寸五分、龍頭の傍に管ありて、穴內外に透れり。銘文二ツあり。一ツは鑄銘なり。一ツは彫銘なり。鑄銘は、

太平十年二月日口寺棟梁元己口
己金鐘入三百斤　長二尺四寸二口

如レ此なり。五六字は滅して見えず。此銘によれば北燕の馮跋、太平十年戊午の鐘なり。漢土南北朝の時分にして、古律もいまだ亡びざる時の物、實に希代の珍物なり。此銘、一說に太の字を天とよみて、聖武天皇の時の物といへども此鐘と同作の鐘、三井寺にもありて、智證大師、唐土青龍寺より將來の物といへば、漢土の物たる事明なり。彫銘は六七百年前、長門國にて彫たるものにて、長門の國の寺の名も見えたり。其後、其寺廢して此鐘久しく土中に埋れ有しを、今より二百年許以前に、長門國にて堤普請ありし時掘出して、國守に納め置れしを、國守、此霍滿寺建立の時、鐘をも寄附ありしとなり。今此寺、大坂大和屋といふ家の有となりて、萬づ大和屋の扶持なりと、住持の僧の物語なり。

一過し年、三井寺塔中微妙寺開帳の時、古鐘有。芙蓉、蒙齋兩子到り見て其銘を打し來る。寬政七年乙卯五月、蒙齋より其打せる本を借り見る。是鶴滿寺の鐘と同じく、北燕の馮跋、太平四年壬子の作の鐘なり。智證大師入唐は、李唐の時にて唐の青龍寺より將來し玉ひしことなれども、青龍寺、北燕の時より寺にて、唐に殘り居しな

太平四年壬子ハ日本允恭天皇元年也晉安帝義熙八年也

太平四年壬子十二月日青公元大寺
鐘百七十斤大匠作金慶則棟
梁元善十四人金長沈賢等

るべし。此年六月十七日、門人辻三清、森本隼人、松本六郎三士に命じ、三井寺に到りて鐘を見せしむるに、微妙寺にはあらで、前年開帳の時に出せしは、本坊寶藏中の鐘なりとぞ。其鐘、今に本坊金堂の傍の寶藏に納めり。此寶藏の鍵預りを財遷坊といふ。役者を財林坊と云。寶藏の封は一山の封にて、常に開く事を許さず。三士、鐘を不レ見して空しく歸る。財遷坊の物語りに、鐘の長二尺、徑り壹尺六寸五分、厚一寸三分半、龍頭高サ五寸五分、唐青龍寺の鐘にて、智證大師歸朝の時、携へ歸り給ひし物とぞ。此鐘も亦、黄鐘律なりや。いまだ其音を聞かざれば論じがたし。

一北燕太平元年、北魏の永興元年なり。晉の義熙五年なり。通鑑紀事本末九十八卷、馮跋滅後燕篇云。褚匡言ニ於燕王跋一曰。陛下龍ニ飛遼碣一。舊邦族黨。傾ニ首朝陽一。以レ日爲レ歲。請往迎レ之。跋曰。道路數千里。復隔ニ異國一。如何可レ致。匡曰。章武臨レ海。舟楫可レ通。出ニ於遼西臨渝一不レ爲レ難也。跋許レ之云々。春暉按、高勾麗爲ニ北燕屬國一。馮氏之滅。一世馮弘奔ニ高勾麗一。男女老幼八十餘萬人皆隨。此時三韓既爲ニ日本屬國一。則北燕貨物傳ニ日本一之多。實有レ故也。

一北史馮跋傳曰。跋飲レ酒至ニ一石一不レ亂。

一北史藝術傳信都芳傳曰。齊神武之丞相倉曹祖珽謂レ芳曰。律管吹灰術甚微妙。絕來既久。吾思所レ不レ至卿試思レ之。芳留レ意十數日。便報レ珽曰。吾得レ之矣。然終須ニ河內葭莩灰一。祖對試レ之無レ驗。後得ニ河內灰一用レ術應レ節便飛。餘灰即不レ動也云々。

一琵琶の書に、三五要錄といふ書あり。又三五中錄といふ書もあり。胡琴教錄などは、世間に折々見ゆれども、此二書は稀々の物なり。或人の説に、三五要錄初の所二卷は、眞の古書にて、後の全部十二卷は僞書なり。三五中錄も古書は絕て、今有ものは僞書なりとぞ。いかゞなりや。伏見の宮には、二

昔ともに眞の物を御所藏なれども、深く祕し給ひて人間に洩したまはずとぞ。

一瑣語云、唐伯虎曰。東坡赤壁二賦、一洗萬古。欲彷彿其一語、畢世不可得也。伯虎亦英才。而推奬如此。其必有以也。近世文人。至非之曰何等狗賦。可謂大言不慚矣。余意。赤壁即自風賦來者非耶云々。春暉曰。亡友奥田仲献嘗曰。東坡文才絶倫。如其赤壁賦。學之竭終身力不可得其髣髴也。仲献爲人豪放。於詩文最其所長。雖長編大作亦援筆立成。自負才氣少所推。然而於赤壁賦則極口賞之。今聞伯虎論亦如此。

一秦山集といふは、土佐谷丹三郎重遠、江戸の澁川春海に從ひ學ぶの日、其師の語を多く錄せる雜誌なり。其中に、人一晝夜之息凡二萬五千許、古人曰。一萬三千五百息可疑也云々。春暉、前年太田松之助といふ幼年の人の三十三間堂の半堂矢數を見し事の有しが、其時の一晝夜の惣矢數一萬二千許、前夜の暮六ツ時より射始めして、翌日の夕申刻前に終れり。其間に飲食二便のいとまあり。又矢の出るを我呼吸を合せ見るに、一息の間に矢一筋の早さには不過。是をもつて按るに、誠に二萬五千息の方近かるべし。

一並河誠輔所藏に古き鈴あり。其質は鐵と見え、大さは橘の大さなるもの程にて、全體丸き中に、隱々として八角の稜あり。下に普通の鈴のごとき長き音穴あり。又肩の所に、赤小豆程の小穴を左右に穿てり。今の製とは頗る古質なり。

一隱岐國造の家に、昔より傳へ持てる驛路の鈴あり。玉造在京の時は、余も親しく交りしかば其鈴をも見たり。平に四角まで隱々としては、角の稜あり。下の方に音穴長く普通のごとし。平面に驛鈴の二字有。銅の古色愛すべし。實に數千年の物なり。其音清亮、殊更に音高くしてよく遠く聞ゆ。國造名

は幸成、姓無く官位無く、神孫にて神代より今に相續せり。詩歌をも好みて、交り廣き人なりき。

一佐渡の國に、かまいたちにかけらるゝといふ事ありて、其氣の中るところ、大にきれて傷る。此時に金瘡の如く縫、亦は膏藥など付れば、皆こと〳〵く死するなり。只石菖根一味煎じて洗ふべしとなり。又其まゝに捨をく時は、數日にして愈るとぞ。佐渡の外科本多勇伯余に語り侍りし。

一常陸國鹿島の神庫にも、驛路鈴ありとて、其繪圖をみたりしに、山伏の持てる錫杖の形のごとく長き物なりし。異製の鈴にや。又天明年間、河内國より掘出したりとて、青き銅の鷄の形したる鈴、京へ持登りて賣し人の有けるに、並河氏、伏見の宮に御覽に入奉りしに、是は我家に無くて叶はざるものとて、價を下されて召れしとぞ。並河氏後に物語なりき。宮には何の御用にか有らん。



一清華といふ事、今官家の名家九軒をいふ。淸

華とは、北齊の顔之推が家訓に出たる字にて、六朝の頃、名高き家柄をいへり。

一浪花の加藤景範は、和歌の上手にて歌學にも委しゝとて、京師にても稱擧する人なり。近年は色々の歌書著述も多し。此頃余、彼人の著述の和歌濱土産といふものを見しに、初心の人、和歌の會などに携ふるに重寶有益の書なり。其中に小忌衣を註して、大嘗會新嘗會などの時、禁庭にて舞人の著する服なりと見えたり。纔に數里なれども、浪華は京に隔りぬれば、かゝる手近き事をも、さばかりの歌學者の考へ誤れり。京の人は無學の人も知れることなり。小忌衣は祭服なるが故に、大嘗祭、新嘗祭、其外神祭の時は、其禮に預る人は貴賤の差別なく、文官武官のわかちなく、皆小忌衣を着する事なり。若其節に舞樂あれば、舞人も着して舞ふ事なり。ひとへに舞人の着する服と限りて覺悟するはあしゝ。

一浪華天王寺の樂人秦正名著述の書に、樂道類聚といへる書あり。古樂の名をよく考へし書にて、其外にも樂にあづかる事は、夥しく書集めしものにて、珍書なりといふ事を、山陰先生物語りなりしが、其後、浪華にて一覽せり。席上にて一讀せし事故、委しくは讀得ざりしが、大抵は人の聞知り居る事を多く載せたり。卷數は多きものなり。體源抄などゝ類したるものゝやうに思はる。其家、久しく祕したるよしにて、世間に甚だ稀なり。多く轉寫して弘まらば、作者の悅にも有らんと思ひし。

一天明年間にや。備前國犀戴寺村の海中にて、漁人の網に鼎一ツを得たり。篆書の銘あり。唐土元の世の聖堂祭器に用ひける舊物なる事、其文にて見えたりきと、滄洲翁物語なりき。

一今より百年も前つかたの事にや。備中玉島の海にて、棒の形の物に貝多く付たるを、漁夫ども網にて引上たり。面白き形の物なり。此邊の酒屋何某は、珍敷ものを好める人なれば、いざや彼處に持行

て、酒にかへて飲べしとて、漁夫どもやがて彼酒屋へ持行て、酒二升にかへん事を乞しに、酒屋の亭代笑ふて、かゝる無用の物、酒にかふることやあらんとうけがはず。彼是論じ合てありしを、亭主聞て、何事にやと出て見るに、件の貝の付たる長き物を持てり。實に面白きものなり。何にもあれ。よしや酒二升は、漁夫ども是まで持來れる勞にも施すべしとて、頓て酒を與へて件の物を取り、居間の庭前に建置しに、數日へて雨の後、彼物より流れ落る雨水に、鐵氣見えければ、內に何か有べしとて、貝を打碎き見るに、中より刀の身を取出せり。さればこそとて、備前岡山の研屋へ賴み礪をかけしに、友成といふ銘見えて見事に研上たり。久しく海中に有しに、少しも腐爛せず。今新に打出せる刀のごとし。それより刀劍の事よく知れる人に見せけるに、是は聞傳へし事あり。能登守教經所持のサクウ丸と云太刀の銘なり。扨は教經の刀にてや有べきと、彼酒屋甚だ珍重して、今に其家に傳へりとぞ。是も播磨の滄洲翁物語なりき。

一明の雲棲大師の作に、竹窓漫筆といふ書あり。禪僧ながら文字をも廢せず、面白き書なり。又彼大師の警世四絶有。

畏レ寒時欲レ暑。苦レ暑復思レ冬。忘想能消滅。安身處々同。忖得翻成レ失。欲レ東仍復レ西。未來杳無レ定。何必豫ニ勞思。蠶出桑抽レ葉。蜂饑樹結レ花。有レ人斯有レ祿。貧者不レ須レ嗟。草食勝ニ空腹一茅屋過ニ露居一。人世解ニ知足一。煩惱一時除。

一播磨の盤溪禪師、每度人のもとめに應じて、法名を書て與られしに、いつも文字ゆがみ見苦しかりければ、弟子卦紙を作りて進らせ、是を下にしきて書給へといひしに、それよりはそのごとくせられてゆがまざりしに、或時、明石の醫何某、かねて禪師を信じて、每度行て教をも受しが、人より法名の

事を頼まれて禪師に乞しに、禪師うけがひて筆をとられしに、何とかしけん。件の卦紙見えざりければ、弟子して捜し求しめらるゝに見えず。さがし倦て其日も暮ぬ。醫も頼みかゝりける事なれば、其夜も逗留して、又明日朝より弟子打より卦紙を求るに、とかく見えず。又其夜も過ぬ。醫も數日の逗留に迷惑しけれど、今更打すても歸られず。又次の日も捜し求れども見えず。弟子もつかれて纔の卦紙、新に作り奉らん事容易の事なりと、毎度申せしかども、禪師聞かず。只心靜に捜求べしといひて待居られき。又其次の日に到りても猶、弟子大勢さがし求めけるに、棚の奥よりぞ求め出しぬ。禪師是を見て、よし〳〵。汝等もよく見よ。萬の修行底は如レ此ものなりと、醫も是を聞て感心し、此間數日の逗留の益ありしと、悅びて歸りぬ。

一盤溪禪師、播磨にて結制の時、僧徒數百人來り集り居たりしに、其中に賊僧ありて、誰も銀子を失ひし。何某も衣服を盜れしなど、毎日紛失物ありて難儀に及びしが、後には賊をなせる僧、大體に知れければ、衆僧一統に禪師に申て、賊僧を追放せん事を願ひけるに、禪師聞届けて、其まゝに捨置れしかば、數日の後衆僧、又此事を禪師に訴ふ。禪師猶も其まゝにぞ捨置れし。如レ此事三四度に及びて、猶其まゝなりければ、衆僧大にはらを立、もし賊僧を追ふ事ならずんば、衆僧一人も殘らず退散すべしといひしに、禪師笑ひて、退散したくば勝手たるべし。悟道善行の僧は教るに及ばず。此結制も左樣なる惡心の者を教へさとさん爲なれば、惡僧なればとて、みだりに追放すべからずといはれしにぞ、衆僧大に感じ服しぬ。彼賊僧も、是を傳へ聞て大に感悟し、座中に出て賊をなせし事どもを、みづからざんげして前非を改め、德行堅固の僧となりしとぞ。

一屈景山先生の書れしかな書の書の中に、今俗間に男女門に相通じて、心中死することを、唐土にて女





棚といふとぞ。

一同書の中に、東野州常縁、古今集の箱の上に、天地一馬古今一毊雪風花拒攘千古と書れしとぞ。世に是を箱傳と云。是を野州より宗祇法師へ傳へられしなり。

一嶴の字、近き頃唐土人の多く用る字なり。鮑氏知不足齋叢書の中、孝經跋の所に、日本に長崎嶴有りといふ事見えたり。又兵垣といふ書の中、殷都が日本考に、其地九州居レ西爲レ首、陸嶴居レ東爲レ尾云々。嶴の字見えたり。兵垣は明の唐順之等輯る書なり。

一周行備覽といふ書は、唐本にて小本五六冊あり。唐土の行程記なり。驛々名所、古跡、茶店等の事まで委くのせたり。

一天文の一技は、西洋を宇宙第一とすべし。推歩測量の精妙言語に絶せり。其書は靈臺儀象志、崇禎曆書、最全備の書にて、天文曆學の人は無くて叶はざる書なり。大西の天學者には、利馬竇、南懷仁、湯若望、艾儒略等高名の人多し。又地理の書には、職方外紀、八荒譯史、虞初新志、坤輿外記等其外かず多し。

一秦の趙高が言葉に、斷而敢行鬼神避レ之と、此八字、實に豪傑事を成す人の語といふべし。中心一疑を生ずるより種々の妖魔起りて、萬の妨は出來るものなり。

一凡士たる者、常々無事閑暇の時に、萬の事を學び習ひ、如何程も疑を起し、切磋琢磨し置て、大事にもあれ。小事にもあれ。事を行ふ時には、中書聊も疑を挾むべからず。疑ふ事はならず。事に逢て斷然として行んが爲に居常平素心得置ことなり。

一王陽明先生、宸濠の賊を伐し時、反間を放しに、あまりに淺き謀なれば、彼必信ずべからずといひし

人の有しに、聊も疑ひ用心する事も有まじきやといはれしかば、其人答て、淺き謀にて詐ごとはしれたれども、萬々一反間のごとくなれば、一大事の儀なれば、すこしは疑ひて要心すべしといひしにぞ、王陽明悦びて、若賊の一疑をなし得ば、我事成らんといはれし。

一明の屠長卿が作の山中一夕話といへる書に、天狗の字書て、日本の天狗の事に類せる事あり。

一松永彈正、志貴山落城の時、常々祕藏の平蜘蛛の釜を、敵の手に渡さんことを無念に思ひて、火中に投じて碎しを、傍の人、ひそかに拾ひとつて迯れしが、今に伊勢國何がしの家に祕藏せりとぞ。其記を滄洲翁に賴めりと、彼翁物語なりき。眞の物なりやいぶかし。

一寛政四年壬子四月の事なりし。山城國淀の北横大路といふ里あり。其村の庄屋を善左衛門といふ。其家の裏の藪際に土藏あり。土藏の傍に大なる銀杏樹あり。近年大風などふく度に、土藏の瓦を下枝にて拂ひ落しければ、善左衛門、杣をやとひ下枝を切拂はせけるに、段々下より切りもてゆきけるに、やう／＼上に登り、三ツまたの所に到りて、件の三ツまたに成たる枝を切んとせしに、俄に陰風吹來り、杣が首筋を何やら物ありて、つかむやうに覺へて、身の毛ぞつと立ければ、杣、大いに恐れて急に迯下り見るに、首筋元の毛一つかみほど、引ぬきて、顏色土のごとくに成たり。善左衛門も怪みて何事にやといふに、杣、恐れて天狗の住給ふ所を切かゝりし故にとぞ思はる。今少しおそく下らば、一命をも失れんを、猶此上の祟もおそろしとて、俄に樹木に神酒を備へ、罪を謝し過をわびて其日の賃錢さえ取らで迯歸れり。其三ツまたの所は、甚だ清淨にて琢たるやうに有ける。何さま神物の久しく住ける處にやと、善左衛門も恐れて、此銀杏樹を敬しける。此事、善左衛門親類の嘉右衛門物語りき。

一泉州堺の醫に、半井宗珠といへる人あり。三四代ばかり前の宗珠名醫の名高かりし。或夜、一老婆來りて、某村の者に候、我子の病氣に候故參り候なりといひしかば、宗珠呼入れて逢ぬ。扨如何なる病ぞと問に、彼婆々、聲をひそめ、我子盜賊のくせありて難義に候なり。あはれ君の御藥を與へ賜りて、此くせ治し候やうにと餘義なく賴みければ、宗珠暫く思案して、心得たりとて藥を多く與へけり。跡にて弟子なる者ども怪しみて、病にもあらぬ者に、先生の藥を與へ給ふは如何にといふに、宗珠答へて、我は醫案の付たれば藥を與へり。汝等も稽古の爲に考へ見よといはれしかど、皆思ひよるべくもあらず。ひたすらに乞問ければ、さればとよ。我は肺臟を乾かす藥を與へたり。もし常々に咳嗽出ば、盜人の業は行ふまじといはれし。頓智の答なり。

一並河五一郎、同勘助の父を、並河彌右衞門といひて、丹波國並河村の人なり。彌右衞門、丹波より山城國鳥羽村へ出て、米商ひをなせり。五一郎、勘助いまだ幼き時に、近所の人に賴みて四書の素讀を學ばせけるに、或時、論語の我黨に身を直するものありといふ章を讀を聞て、是は怪しき事なり。子として父の惡事をあらはす事、何として直しといふべきやといひけるに、やがて次の孔子の御言葉を聞て、かく有べきはづの事なり。孔子は難レ有人なりと云はれしとぞ。彌右衞門は文盲無學の人にて、四書の素讀をも始て聞程の人なりしかど、其見る所かくのごとし。五一郎、勘助の父といふべし。此事、其子孫並河清助物語なりき。

一並河勘助は、天民といひて五一郎の弟なり。二十歲の時、仁齋先生に從ひて、廿六歲の時、仁齋の經義に不審ありて、一日大に論じ、其後は自身の發明の見識有しとぞ。然れども仁齋先生一生は、師恩を敬する事淺からず。我子孫へも遺言して、伊藤家を疏略にすまじといましめられしとぞ。天民、豪

傑の質にて頼母敷人なりしが、四十にて死せり。其兄を五一郎といふ。五畿内志を撰述せんことを願ひしに、願とてはむつかし。公儀より仰付らるゝよしにて、御開局有て、五畿内何方へも御觸ありて、五一郎巡行し、神社佛閣及び諸家の秘記祕物をも一覽して、五畿内志成就し、寫本にて官へも獻上せり。其後諸國遊行し、伊豆國三島に住し、學校を建立し、自身の庵室をも構へ、年七十餘にて三島にて終れりとぞ。

一唐土の醫は、文勝て質少なし。日本の醫は質にして文なし。

一藥の效は診察にあり。人を診するは難ふして、みづから診するは易し。余醫にこゝろざしてより、いかなる大病の時といへども、他人の藥を服せし事なし。人を診察するにも自ら察する程に、明らかに有たきものなり。

一駿河國府中七間町挽物屋長左衛門は、天文の心得も有る人にて、北極星を測り見るに、府中農人町にて測ると、富士山の八合目にて測るとは、凡三度半を差となり。富士山にては三十九度に及べりと語りけると、如意道人物語りき。

一屋張の國名古屋の入り口に、前津といふ處有り。此所の人に白翁といへるが、古鏡を多く所藏せりとぞ。余も其所持の神代鏡などの墨を摺りたるを、五ツ六ツ見たり。

一播州加古川の驛の南半里に、刀田山鶴林寺といふ古寺有。聖德太子の建立の寺にて、其時分の堂宇今に殘れる有。此寺の鐘、古物にて音聲格別に妙なり。其形は尾上の鐘に似て小さし。高サ二尺四寸、徑り壹尺七寸五分、厚サ貳寸、龍頭の傍に穴あり。其穴に管あり。管の長サ七寸五分、周り七寸、穴內外に透れり。其律、一越の淸律なり。甚だ高き律故、他の尋常の鐘の音には格別異なりと聞ゆ。銘

なし。余考ふるに、梁武帝の時の物にやと思はる。梁朝は日本往來甚だし。貨物も來れりと見ゆ。其律、一越の清聲なること、本邦伶人家傳來に、古の黄鐘律を、今の律管の一越に當ることいはれ有事にや。徂來の說にて、古の黄鐘律、今の黄鐘律に當たること明白なれども、此鐘、一越律なるにも深き故有べしと思はる。

一泉州堺の東六七丁ばかりに、仁德天皇の陵あり。俗に大仙陵といふ。甚だ大にして南北に長し。其長さ三四五丁許もあり。周廻に池有。陵は北の方高く南の方低し。樹木夥敷生茂れり。其大なる事、天造の岡山のごとく、人作のやうには見えず、今も樹木を切り下草を刈ことを、官より禁じ、雜人の入る事をゆるさず。天下の陵の大なるもの、此陵を第一とすべし。

一但馬國竹田といふ所に、民家の娘、ひそかに通ずる男ありけるが、程へて終に懷姙し平產しけるに、四ツ子を產せり。其形に種々有りて、頭は人にて手足狐なるもあり。首は狐にて手足は人なるもあり。狐の男に化して姦通せしにこそありけめと、伊藤東所物語りき。

北窻瑣談　卷之四

一葛蔦、朝顏、瓜の類、すべて蔓草の纏ふ事、皆左りに卷ものなり。天地の自然に任すれば左卷なり。是は日夜、天の左旋するゆゑに、天の氣に引れて左りにまとふなり。

一松永貞德の著述の書に、戴恩記といふありて、貞德生涯、恩義を蒙りし事を載られたりとぞ。余いまだ、其書を見ざれども、其書の主意、今時の風と違ひ、古人德行の風義難レ有心ばへなり。

一大坂天王寺六時堂の前の鐘は、聖德太子の舊物にて、眞の黃鐘律なりといふこと、兼好が徒然草に出てより、今に到り世の人、皆名鐘なりと思へり。余も往年、天王寺に到り、其かねを聞に、其律、黃鐘には似も寄らず、甚低く、世間普通尋常の鐘の如し。其形も又、二三百年より古き物とは見えず。怪しみて寺僧に問に、太子傳來の古鐘なりといふ。猶怪しみて其樂人に問ふに、實に律は黃鐘には非ずと云。余ひそかに思ふに、太子傳來の古鐘は、むかし紛失して、其後、音律を知らざる人の外の鐘をもて補ひたるなるべし。僧徒の古鐘なりといふは、此寺の寶物の一ツなるを、失たりといはんもいかゞなりとて、僞りて人を誣るなり。但黃鐘の古鐘の失たりしは、惜き事の限なり。其後年へて、浪華の古き事よく知れる人に聞しに、今の鐘は二百年前、芥五郎右衛門といふ鑄物師の新に鑄て、六時堂の前に掛たるなりとぞ。其芥五郎右衛門と云人は、京都の大佛殿の鐘をも鑄たる人にて、官より三十人扶持を賜り、今に相續して播州姬路に其家有とぞ。又徒然草に出たる淨金剛院の鐘、今洛西の妙心寺に有と聞て尋しに、此鐘を撞時は、寺に凶事ありとて、土藏中に納置しに、近來卓見の僧出て、何條さる事やあらんとて、又出して撞たりしに、折惡くも凶事ありければ、一山恐れて、今にては又土藏

中に深く納めしといひし。虚實いかなりや。いぶかし。

一 集外歌仙は、狩野蓮長に命ぜられ、圖畫を添られたりとぞ。

峯炭竈　　平　常縁〔割註〕千葉介常胤六男東六郎胤頼末。

立のぼる烟ならずば炭竈をそこともいざやみねのしら雪

殘春　　津守國豐〔割註〕住吉社務。信長時代ノ人歟。

よしの山ところせきまで見し人のちり〴〵になるはなの古さと

山月入簾　　淨通尼　光隆院殿後室。

秋の夜の露の玉だれひまをあらみもりくるものは山端の月

春祝言　　宗長〔割註〕後柏原院御宇連歌師。

青柳のなびくを人の心にて道ある御代のはるぞ長閑き

寄舟戀　　宗碩　連歌師。

こがれ行舟流したる思ひしてよらむかたなき君ぞつれなき

月前鴈　　宗閑　能登。

きゝ初る雲井の鴈の聲よりも驚かれぬる月の影かな

曙雪　　正徹〔割註〕徹書記。招月庵。

白鷺の雲井はるかに飛消ておのが羽こぼす雪のあけぼの

初逢戀　　正廣〔割註〕世ニ日頃ノ正廣ト云。

鈎簾の外にひとりや月の更ぬらん日頃（イ夜頃）の袖のなみだ尋ねて

浦擣衣　　兼栽〔割註〕猪苗氏。仙臺連歌師。

秋深くなる尾の浦の海士人はしほたれ衣今やうつらむ

冬野　　道灌　太田。

から衣すそ野の草の花薄ほの見しかげもしも枯にけり

寒芦風　　長慶　三好修理大夫。

難波風入江にわたる音さえてあしの枯葉の蔭ぞさむけき

旅宿霰　　宗養　連歌師。

風まぜにあられたばしる篠枕夢もむすばぬ旅寐わびしき

關雪　　政宗　伊達中納言。

さらずとも誰かは越えん逢坂の關の戸うづむ夜半の白雪

梅香留袖　　兼與〔割註〕猪苗氏。兼栽ノ子。

誰袖に匂ひをふれて散のこる色香すくなき庭の梅枝

遠村鷄　　玄陳〔割註〕里村。花下先祖。

をちかたにゆふつげ鳥の聲すなりいざ其里にやどりとらまし

待花　　昌俊　佐川田喜六。

よし野山花まつ頃は朝な／＼心にかゝる峯のしら雲

佛名夕　　紹巴　連歌師。

夕々佛の御名をとなへつゝ罪も消けり衣手の露

初冬時雨　　　　宗牧　連歌師。

けふ終に秋の時雨のあらましを空ごとにせぬ冬は來にけり

田鹿　　　　玄旨　細川。

さすかまた小田守賤も鹿の音の遠ざかるをば慕ひてや聞

行路時雨　　　　心前　連歌師。

かへり見る跡の山風吹しよりやがて時雨の雨(イ道)いそぐらし

柳　　　　元就　割註毛利大膳大夫。

青柳の糸くりかへすそのかみは誰が小手卷の初なるらむ

閑居　　　　氏康　北條左京大夫。

中々に清めぬ庭は塵もなし風にまかする山の下庵

松間花　　　　晴信　武田大膳大夫。

立並ぶかひこそなけれ山ざくら松に千年の色はならはで

寄松祝　　　　氏政　北條。

守れ猶君にひかれて住よしの松の千年の萬代のはる

山家初冬　　　　尙證　惣社坂本。

山賤の朝げの煙打しめり時雨し空に冬は來にけり

月思往事　　　　長嘯　東山若狹少將。

世々の人の月は詠めしかたみぞと思へば〳〵ぬるゝ袖かな

閑　月　　　　宗祇　連歌師。

清見潟まだ明やらぬ關の戸を誰がゆるしてや月の越ゆらん

月前述懷　　　　心敬　僧都。連歌師。

こしかたも歸る處もしらぬ身をおもへば空に見する月かな

荻聲驚夢　　　　基佐　櫻井越前。

淋しさの種をぞ植し宵々に夢驚かす庭の荻はら

月有遠恨　　　　肖柏　牡丹花。

おもふらし櫻かざして宮人のかつらを折ぬ月のうらみは

山家燈　　　　親當　蜷川新左衞門。

暮てこそ人住庵もしられけるかた山蔭の窓のともし火

曉神樂　　　　冬康　安宅攝津守。

うたふ夜の曉深く聲更て神代ながらの鈴の音かな

河五月雨　　　　氏眞　今川。

よし野川瀨々のしら波岩こえて梢にかゝる五月雨の空

寄枕戀　　　　昌叱　里村。

あはれともうしとも今はなれをしも知る人にせん小夜の手枕

江邊寒月　　　　政一　小堀遠江守。

かぜさえてよせ來る波の跡もなし氷る入江の冬の夜の月

雲と見えば今宵の月にうからましよしや吉野の櫻なりとも

月　　　　貞　　　　德　松永。

一橋本肥後守所藏に、信西入道の眞跡の舞樂の圖の卷物の寫し有り。樂曲數多あり。其中に含笙とて吹居る圖を見るに、今のごとく顏に正直には當てず、斜にそむけて吹り。是古昔の笙の吹やうと思はる。又今樂家に手近く吹曲にも、其舞の姿甚だ卑劣にて、今の俗間にある太神樂、獅子舞、手づま、輕業などのごときもの多し。雅樂は古代の物にて、殊に唐土の事なれば、今のごとき章雅無き事にては、世俗の淫樂とは格別の物にて、天地霄壤の違ひあるものゝやうに、人皆思ひ居れども、人情は古今同じものなれば、其舞には、今の俗人の悅ぶやうなる事も、多かるべきことなり。

一京都千本通下立賣に、燧を賣老翁あり、吉久といふ。寛政八年丙辰百十歲にて壯健なり。鍛冶の職をもよく勤め、每日自身に燧を諸方に出て賣る。歩行も甚だ健なり。故一條殿下より鐵石軒といふ號を賜ふ。其外王侯貴人、爭ひ召て壽の字などを書しめ給ふ。燧をも老翁みづから鍛ひて、鐵石軒吉久と銘して賣。其妻九十七歲、亦甚だ壯健なり。夫婦とも此上、猶數十年の壽を保つべく見ゆ。いと珍らしく目度出生れなり。

一寶永年間、□大納言殿は管絃の達人なりしが、殊更に琵琶の堪能にておはせし。御同列の御家に、延喜御物の名琵琶巖といへるを、昔より持傳へ給へるを、卿羨み思召、每度彼亭に到り乞ひて彈じ給ひしに、一しほ望ましく成ければ、暫時借り度よしを仰られしかど、彼卿おしみ給ひて、拜領の品家久敷持傳へ侍る重寶、門外へは出しがたきよしを斷り給ひければ、卿もちからなく歸り給ひぬれど、猶其琵琶のゆかしく忘れがたくて、北野の社に卿みづから徒跣にて日參して、何とぞ彼琵琶を暫

しの間借り得んことを祈り申されける。風吹日も雨降日も怠ることなく、位高き人の供人をも召連ながら、白晝に徒跣にて數月參り給ひければ、其頃町家にても、いと物狂しき人なりと沙汰にもなり給ひぬ。彼卿此事を傳へ聞給ひ、始の程は誠とも思ひとらで居給ひしが、後には深く感心し給ひ、さるにても殊勝の事なり。かほどに執心の人に、いかで借で有べきとて、卿を招き給ひ、しかじかの事聞侍る。御志の難有さに彼琵琶借し進らすべし。明日にても人して取にこし給へと宣ひければ、卿いと嬉しくて、其上は明日とは申がたし。今こそと乞出して、みづから狩衣の袖の上に抱きてぞ歸り給ひぬ。其後、彼御家の重寶の名箏を暫くの間、代りとて彼亭へ贈り借し玉ひしに、寶永の火災に、彼亭の土藏燒失て、彼箏もうせぬ。琵琶の代りの箏うせぬれば、いつまでもかへすべき年なくて、今に樣の琵琶は、彼御家に傳はれり。卿常に身を放たず愛し居給ひしかば、火災の時もみづから携へて出給ひつるにぞ、稀代の名器今に存在せり。卿數寄人にて其行ひ昔めき、堪能の名高かりしも實とぞ思はる。

一下野國烏山の邊に雷獸といふものあり。其形、鼠に似て大さ鼬より大なり。四足の爪甚だ鋭なり。夏の頃、其邊の山諸方に自然に穴あき、其穴より、かの雷獸首を出し空を見居るに、夕立の雲興り來る時、其雲にも獸の乘らるべき雲と乘りがたき雲有るを、雷獸能見わけて、乘らるべき雲來れば、忽ち雲中に飛入て去る。此もの雲に入れば、必雷鳴るにもあらず。唯雷になるとのみ云傳へたり。又其邊にては、春の頃雪をわけて、此雷獸を獵る事なり。何故といふに、雪多き國ゆへに、冬作はなしがたく、春になりて山畑に芋を種る事なるに、此雷獸、芋種を堀り喰ふ事甚だしきゆへ、百姓にくみて獵る事とぞ。是漢土の書には、雷鼠と書たりと、塘雨語りし。

一蠻人大海中に乘出したる時、水乏しきゆへ、奇妙の石を所持して、海潮を其石にて漉すに、海水忽ち

に清水となる。潮のみに限らず。酒にても酢にても、其水漉石にて漉す時は、無味潔白の清水となることなり。日本にも伊豆國三島にそれに似たる石ありとぞ。伏見御香宮の神主三木伊豆守は、三島に緣家ありて、一尺餘の水漉石を三島より得たり。其石の上を少し窪め掘り、其中に潮にても酒にても酢にてもいれ置ば、四方へも下へも自然に滴り出る。酒などを試しに、實に清水に成れり。然れども甚だ少しづゝ出て、中々數斗の水を漉すべき急用には立がたしと、伊良子長門守見及びたりと語りき。

一佐野山陰、淡路國福良といふ所の豪農坂東德之助といふ人の家に、遊びしことのありしに、其家の庭にて、鹽を燒ければ、もし此あたりに、汐尻といふものやあると尋しかば、是なりと出し見せたり。潮を打たる砂をあつめて、潮を漉す時に、其砂の上に潮を汲入るゝに、其砂の亂れざる爲に、藁にて前狹く末廣くあみたる物をあてゝ、其上に潮を汲入るゝ事なり。此藁にて編たる物を、汐尻といふなりと教たり。諸國にて方言違ふことなれば、他の國にても如此物を、汐尻といふやしらずと語りし。尾張國の天野信景、著述の書の名を汐尻と名付しは、其書の最初に汐尻の說有るゆゑとぞ。其說はいかなる說にや。余いまだ汐尻の初卷を見ず。常に人の覺しは、雷盆の事をしほじりといふ。いづれか是なるや。

一珍書考といふ書は、水戶の儒官鵜飼信興の著述にて、かな物百枚許の寫本なり。一名和漢雜笈或問ともいふ。元祿年間の作なり。其說甚だ奇僻にして、多くは牽強附會の說と思はる。其引所の書も、皆珍奇の名にて、世間にあらざる書なり。其中の一說に曰、韻鏡の學は、梵僧より傳來して唐土に興れりといへども、此說は大に非なり。韻鏡の學は、漢の李紳より始れる成べし。其李紳が說を天竺に傳



へて、其後又、天竺より漢土へ傳りしにや。漢の李紳、周易の六十四卦を考へて、音韻の學を發明せしが、其學甚だ微々にして世に行れがたく、遂の後、宋朝にいたりてやう〳〵知りたる者有りしとなり　此說は、印板の唐本にもなく、余が父、明の舜水先生より口授し給ひて、其說を又余が傳授せるなり。韻鏡の反しやう、周易の六十四卦に有る事、望む人あらば合せて見すべし。別して日本の人は夢にも知らざる大祕說なりと云々。春暉按ずるに、近來皆川先生、音韻の學を唱へて、易の六十四卦をもつて、文字の義を解し音を知るといふ。皆川も彼祕說を聞れしにや。又は自己の發明にや。唐土にも書傳なき漢代の事を、舜水、明末に生れて傳來せりといふも、奇にして信じがき事なり。

一江州多賀社より三里程の山奥に洞穴あり。其穴の中に、鐘乳石多く產せり。山田の浦の人木内古磐、此穴に遊べりと聞り。

一スランガステインといふ石は蠻物にて、蠻人たま〳〵持渡る。よく膿たる腫物の口潰たる時に、此石を瘡口に當ればよく膿汁を吸ふ。膿盡れば石おのづから落るなり。其石を水中に入るれば、吸たる膿をこと〳〵く水中に吐出すなり。其後、石をおさめ置て、幾度も用るに腫物の膿を吸ふ事、ベントウザに勝れりとぞ。石の色甚だ黒く光りて聊針眼あり。近來は僞物甚だ多く、舌に付事は眞物にも劣らぬ程なり。如意道人東遊のとき、和產に此石ある事を聞て、一塊を持歸り余にも贈れり。遠州掛川の近在サイゴウ村蛇ばみといふ處に產す。其地の方言に舌付石と云。石の色青く砥石に似たり。よく舌につく。形狀は大は蠻產に異なり。

一越前國敦賀、原仁右衛門といへるは、余が多年格別懇意の人なり。此人、用の事ありて數月京へ登り居し留守の事なりしが、其妻千代といへるが、二歲になる岩助といふ小兒を養育し、下婢一人召遣ひ

居けるに、主人旅行の留守なれば、外に男子もなければ淋しとて、又一人廿六七才許なる下婢をやとひ、留守を守り居けり。寛政元年酉十月の事なりし。夜更て彼下女、殊の外にうめきければ、妻も目覺て、持病に痰强き下女なれば、又痰や發れる。尋ばやと思ひしに、枕もとに有ける有明の燈火消居ければ、小兒を懷に抱ながら起出て、燧をうち、有明の燈火を點じ、下女がいねたる次の間の障子を開きたるに、下女が枕もとの小屛風の下に、何か丸きもの動きて見えければ、何やらんと有明の燈火をふり向見るに、下女が首引結髮のまゝにて、屛風の下に引添ひ、一二尺づゝ屛風へ登り付ては落ち、登り付ては落する程に、妻も見るより膽消魂飛で氣絶もすべく覺しが、小兒を抱き居ければ、驚かん事を事を恐れ、右の手に小兒をかゝへ、左りの手に有明の燈火をさげて、其儘に居すより、暫くは物も言はで有けるが、彼首每度屛風へ登り付ては落々して、つひに屛風を越えて內に入り、又下女がうめきおそはるゝ聲聞えし。妻は下女をも起し得ずして、其儘に障子引たて、又我閨に入りて夜明るまで目も合はず。蒲とんを引被き居て、夜明るを待かねて、里方の大坂屋方へ人して、急に兄の長三郎を呼び、しか〴〵の事をかたり、何となく他の事に寄て下女にいとまやりぬ。此下女、仁右衛門留守中ばかりやとひたる事にて、近き町の者なりければ、世上の評說を恐れて、此事深く祕し、今一人の初より居る下女へも聞しめず。唯京に居ける夫仁右衛門へ、此事告來るついでに、余が多年親しき事なれば、文して委しく申來れり。後に其妻も京に登り仕ければ、余も直に猶委しく聞けり。夢幻などの事にては無く、正しく轆轤首を見けるも、いと奇怪の事なりける。余、此事を後につくづく考ふるに、妖怪にては無く病の然らしむる事なるべし。痰多き人は、陽氣頭上にこずみ、其氣、形を結んで首より上に出るなるべし。其人の寐たるを見ば、正眞の首は其儘、身に付て有べし。離魂病

の類なるべし。彼下女は屛風の内に寐たる事なれば、首は身に付居しや無りしや、見ざりしと妻女語りき。

一寛政辛亥臘月、江戸下谷の火災に、久井侯の臣福北三太夫大に働きしに、其後、官より侯へ達せられて、三太夫義、此頃火災の節、比類なき働き消口數ヶ所を取り、殊更足輕の引廻し方行屆候段、上聞に達し、奇特に思し召るゝの間、主人より褒美し然るべしとぞ。誠に微賤の陪臣の功をも、ヶ様に賞せらるゝこと、士氣を勵ますの策なるべし。有がたき御代なりき。

一元の謝宗可の茶筅の詩とて、朱文公家禮の註に見えし。

此君一節瑩無レ瑕。夜聽二松風一瀬二玉華一。萬縷引レ風歸二蟹眼一。半瓶飛雪起二龍牙一。

一寛政四年壬子二月、肥前國雲仙嶽大に火燃て、數日地震夥しかりし。同四月朔日の夜戌刻過、雲仙嶽の下の前山といへるが、島原城の上に當りたる山、二ツに破れ火出て、同時に島原海中よりも火燃出、津浪山のごとく湧上り來り、島原城下の町々其外島原領の村々、佐嘉領の南海に臨める村々、肥後國の西面に臨める村々、天草島の海濱にある民屋、皆同時に沒溺し、島原にて死亡の人凡三萬餘、肥後にても二萬餘人といへり。その外諸國、皆それに準じて夥しき死亡なり。其夜、海中に小き島七八十も出現したりとぞ。去年霜月頃より雲仙嶽鳴動して、春に到ります／＼甚だしく、夜分には地中より火の玉出、或は火柱などの立たる事毎度なりとぞ。二三月頃には九州總體地震甚だしく、肥前は別して強く、一日の間に四十六度震ひし事も有ける。四月朔日大破の時節は、島原の地甚だ熱し、草履にては歩行なりがたく有しが、頓て山破れ火出しとぞ。其前に島原近邊の草木、一夜の間に何れの木も俄に花咲みだれ、人皆見物に出し程なりき。安永己亥の冬十月朔日より、薩摩國櫻島山大に燃て、

十月十日には伊勢、尾張、志摩、參河邊までも、其灰降たり。其後天明年中に、信州淺間嶽大に燃、又今度の雲仙嶽なり。櫻島山の時は、大隅國の海中に新島七ツ出現せり。余も親しく見及びたり。海中津浪は今度のごとく甚だしからず。但大燃の後、數日して山上より大水漲り下り、其水筋の民家皆流れ、死亡の人甚だ多かりし。淺間山大燃の後も、數日して山中より泥水大に漲り出て、利根川を押下り、其末江戸迄も水勢衝たり。其水筋數十里の間、人民の死亡數萬人に及べり。淺間山の燃る音、京都迄も聞えたり。唐土にても、山崩れ川涸るゝは凶事と云ならはしぬるに、海中新に島々を湧出せる事は、國の增たりとも言ん歟。其年雲仙嶽破れて後は、地下の鬱陽大に發達せしゆへにや。夏に到り氣候甚だ順にして、五穀の豐熟近年に見ざる程なり。氣候和順なる故にや。脚氣、中暑、下痢等の病無く、人民健固にて例の夏に異なり。されば吉凶禍福は相隨ふ物にて、九州の死亡程は天下にて有餘有けるにや。造化の手なみ不可思議のものなり。

一肥後國山中に、方言ドウタウといふ草あり。煙草の葉に似たり。甚だ毒草にて、是を食ば發狂して、三日許はさめずといふ。ドウクウとは莨菪の事にや。

一近き頃、薩摩に何賊祕書を得て、玉を切事を覺へり。其形ち◎如レ此に、香道具の火あじのごとく鐵にて作り、其鍔の廻りに藥を付て、燈火にてあぶり乾かし、水精をきしるに、甚だ柔かにして暫時に何事にても彫るゝなり。其鍔に大なるも有り。小成も有り。又錐の先に彼藥を付て、水精をもみて穴を穿ち、針がねを彼穴に通し、ぬきさしゝて動す時は、暫時に其穴大になりて、いか程にても細工を施すべきなり。水精の器物に、彫物にても印章にても、彫刻心のまゝになるなり。鹿兒島の增田直次郎此事をよくすと、河原十左衛門語りき。

一、贋藥種は、公儀御製禁の事なるに、奸猾の商人有りて、價貴き藥種は、贋作僞造の物多し。手近くは人參、熊膽、テリアカヲクリカンキリの類、贋物ならざるは稀なり。人皆、病危きの時に當りては、家を破りても高金を出し、是等の藥を買求めて用るに、眞物ならざれば何のしるしも無くて、家をも破り命をも落す。實にいたましきの到りなり。藥種を僞る者は惜むべき第一なり。其外の書畫、古器物の類を僞作して人を欺くは、あしき事とは言ながらも、唯翫弄の物にて、人の目を悦ばしむれば足ることなれば、眞に逼りて似たらましかば、贋作にても妨なしとぞ思はる。

一、三谷丹下茶湯に、辻何某、助松屋何某を初て招きしに、兩人路次に入り待合に到る折節、早鐘きびしく聞えて、東西に奔違ふ人夥し。辻は加州屋敷へ立入り、助松屋は所司代へ舘入りて、非常の時は兩人とも、早々にかけ付べき身なれば、心そらに成て、丹下出迎へば、對面して斷りをのべ罷出べしと待に、程へても主人出來らず。餘りに堪かねて、最早斷りなく出去るべきやとも思へども、初ての招請の事なれば失禮を憚りて、主人今や出迎ふる。一刻も早く對面して辭し去らばやと、一刻の間も千とせふる心地して待居しに、程へて主人、にじり上りの戸をしとやかに開て出來る。兩人嬉しく立向へば、主人一禮して、扨今日は初て兩君を申請たりしに、折あしく火事の沙汰聞え候により、元より兩君の公用ある事も粗承り居候へば、急に人して兩君の御宿所の安否を尋させ、且又火事裝束を持て、只今手代中來らるべしと申入、すなはち御羽織笠迄も用意有て、御兩家ともに手代衆中下部ともに、此方の玄關にひかへ居られ候なり。麁末ながら握り飯を調へて、玄關に出し置候ひぬ。殘念には候へども急變の事なれば、茶の湯は又の日申入候べし。今日は玄關にて裝束し給ひて、是より御屋敷へは程近く候へば、直に御出候へ。麻上下にて取急ぎ往來し給はんは見苦しかるべく、且は手間取て御用

も遲々に及び申べければ、かくははからひ申せしなりといひて入りぬ。其時、兩人の嬉しさいはん方なし。教のごとくして他の人よりは、いち早く屋敷へも出たりければ、兩人ともに丹下が茶事の功者なることを、終身感じ語り合けり。此事を近來速水宗達評して、丹下は茶事の道は心得ぬ人なり。もしかゝる事有ならば、速に出迎へてせつかく申入候得ども、折惡敷火事沙汰なり。皆公用のつとめも有よしを承り及び候へば、御遠慮なく歸り給へ。茶湯は又の日ぞ申入候べしと告て入るべし。己が智計作略を人に見せんとて、人を待わづらはせて幾許りの辛苦を與へし事不仁の到なり。茶道の主意には大にもとれりと云へり。道に近き評判と云べし。

一伶人時元が物語に、武吉の許に賤き女、舌無き笙を持來りて賣けるに、武吉、其價を尋るに知らずといふ。唯此笙にあたらん程賜はるべしとて打任せたるに、武吉、絹二疋を與へて笙を買とりつく〲と見るに、無双の笙なりければ、價を增し加へんとて彼女を呼たれば、女、笙を返さんとするぞと心得て、命を限り迯けるを、やう〱にして召返しければ、女恨て、上臈は思ひ返しはせぬものをといひければ、武吉聞て、返さん爲にはあらず。笙のあまりに良ければ價を增ん爲なりとて、今三疋を增與へぬ。女悦てかへりぬ。扨笙に舌を付て吹試るに、双び無き名笙なりければ、後には上の御物となり傳りて、今は院に有とぞ。此事を豐原統秋が體源抄に載て、此事末代に有がたき人の心ざまなり。今の世には、かゝる物をたやすく買取ては、我高名にいひて悅事頻なり。大かた誰も世にあれば、利潤は大切なるものなり。自然衣食の類は久しく不レ用ものなれば、よくいひ取るも心あさし。または庭の草花なんど鳥獸好みて飼ふ人の、あながちに云合せて欲がましきはさして苦しからず。それさへ他事に就て、其人の心ざま見ゆるものなり。まして代の末にも傳へ、上の御物までになりて、重

賤しく買取り、又いたづらに只人に所望して、嬉しく賜ひたるとは云はで、目きかぬ人なり。世にほうけたる人なんどいひて、我徳をいふ人あり。あさましきわざなり、殊に笛笙なんどには、竹に價のしつけても無き物にて、唯音聲のいかめしきを上中下の品として、世に賣も買もするものなり。誠に勝れたる物を買とりて、家の重寶にすべきは高名なり。もし身の程もありて、價を限らず引出物をもし侍らば、其器の名譽なるべし。もし身の德もなくば、其主に心中をいひ聞せ、一期生の間其恩を忘るべからざるなり。如ㇾ此の心あれば家に冥加あり。道に到つても不慮の高名も有べし。萬に心ざまの悠に無理ならざるを見習ふべし。他人はともあれ、子孫の者必ず如ㇾ此事に心遣ひ、正直に事をなすべしと云々。統秋が教訓も難ㇾ有事なり。

一箏の名匠に近江春定といふあり。近古の名作なり。京にも、近江の作の箏を持たる人は甚だ稀なり。其近江にも數代ある中に、かの春定最上なりとぞ。近江につぎて長門名作なり。長門の作は近江より多しといふ。後にまた人のいひしは、長門はよく鳴りて、近江春定よりも大に勝れりと、余多く見ざれば、何れか勝れる。いまだ優劣をしらず。

一笙は志貴の來尊の作を最上とす。來尊の作の中にも、二ツ帶といふ笙、殊に名物なり。

一梨花鎗とて、鎗の柄に竹にて造りたる鳥銃を付て、敵陣へ鎗を入れんとする時、其鳥銃を一放しづゝ打出して、其勢ひに乘じ鎗を入るれば、味方に百倍の勢ひを得るといふ。又紙を張ぬきにして、一放しの鳥銃の作りやうあり。又鎗に不ㇾ付とても、竹にて鳥銃を作るの法あり。明の金幼孜、干鎌などいふ人、皆此器にて大に利を得し事あり。金幼孜は永樂年間の人にて、北征記といふ著述あり。歷代小

史に、此北征記を載たり。又經國雄略にも、是等の器物の事を載たり。

一寛政甲寅春三月八日、伊勢國津領垂水村藤潟村の邊よりはじめて大に鹿狩をなし、次第に西に狩もて行て、伊賀、大和の國界太良生村石名原村邊に到る。其間七八里より十里に及べる狩なれば、三四日の間毎日狩行しに、八知山にて四耳の鹿を得たり。四ツ耳ある鹿は甚だ稀の物にて、土俗、是を常鹿と名付て神物なりとし、獵人も打取事なし。此鹿、四季ともに啼故、常住の鹿といふ意にて、じやうしかとはいふなりとぞ。奇異の獸なり。

一寛政甲寅の春、伊豫國道後溫泉の傍に畑ありて、古昔より土民いひ傳へ不淨を忌む。もし此畑を穢すときは、忽ち祟を得て寒熱を發す。今年松山の士某の考にて、此土中に必、聖德太子の溫泉の碑有べしとて、人して掘らしめしに、果して大なる碑石を掘出せり。さればこそとて、いまだ全く出終らざる前より、水にて洗ひなどして見たりしに、聖德太子、其むかし溫泉にめされし時の御文章にて、其時に隨從の人の姓名を載たり。稀代の珍物なりとて悦び掘たりしに、溫泉のあたり近き土地を掘穿しゆゑに、溫泉の中に濁水出たりしかば、所の人大に驚き、もし溫泉に別條ある時は、此里の人民數百人、饑渇にもおよぶべし。此碑掘る事無用なりとて、いましめ止めたりしかば、餘儀なくて、又其まゝに埋みたり。いと殘り多き事なりきと、彼あたりの人の語りき。

一飛驒國小坂村谷川の傍に井あり。其水、黃赤色にて味ひ五味を調たるがごとし。是に浴して病を治す。但し冷水故、薪もて溫めて浴する事なりとぞ。

一大坂の士山寺何某といふ人有しが、安永甲午の年十月晦日、眞田山の邊を過しに、耳もとにて何か噂しく人の噺し聲聞ゆる故、ふりかへり見れども、うしろに人無し。其まゝ行に又人聲聞ゆ。又ふりか





へり見れども人なし。如レ此すること數度に及び、あまりに不思議にてうしろを遥に見るに、半丁許も隔たりて、羽織着たる町人と、天蓋を上にぬぎかけたる虚無僧と同道して物語し來るあり。此虚無僧の顏を見るに、塵がみにて作りたる顏のごとし。不思議に思ひながら行に、耳もとの嘶聲頻なり。山寺氏思ふに、此虚無僧、定て妖怪なるべし。一太刀に切んものをと心に思ひ、しづかに歩み行、うしろ間近く來るとおもふ時、きつとふりかへり見るに、わつとさけびて抱きつゝ、急に抑へて見れば、彼町人なり。何者ぞと問に、扨て恐ろしき事なり。只今まで同道いたし來りし虚無僧、そなた樣のうしろを御覽なさるゝと、其まゝ消失候ひぬ。あまりの恐ろしさに取付まゐらせしなりといふ。何事を語り合來りしといふに、我は遠國の者なり。當地の案內をしらず、旅宿すべき町は何所ぞと申候ひし故、某答へて、幸ひ長町に住候ひて其業仕り候へば、今宵は御宿進らせ申べしと、語り合て來りし折節なりといふ。山寺氏の氣、妖怪に徹して迯去りしなるべし。

一紙燭に上品の燒酎をぬりて火をともせば、靑き火燃去つて、紙燭恙なしとぞ。小兒の戲にする事といふ。然りや否や。

一淮南子ニ曰、乞レ火不レ若レ取レ燧。寄レ汲不レ若レ鑿レ井。世間學問のみならず。何事も人に寄りて事を成就せんとし、又人を羨み眞似て功を立んと思ふ。如レ此して人に勝るゝ事は無きものなり。他はともかくもあれ、只我を勸めて身にさへ求れば、おのづから何事も成就し、人より我を羨みまねぶやうになるものなり。

一淮南子ニ曰、古琴五絃。至レ周有ニ上伊一。則爲ニ七絃一云々。今の筑紫箏の第十一絃を止と名づけ、第十二絃を伊と名づけ、第十三絃を巾と名づく。其名義、解しがたく諸家の說紛々なり。止伊は、淮南子

に見えたる上伊なるべし。止の字、淮南子に一畫を失ふて、上の字に誤りたるなるべし。

一降眞香は雷よけの香なりといふ。又雷にうたれて身の黒くなりたる者に、降眞香にて薫ずれば蘇生して、其黒みたる煙除き去るといふ。今世間に降眞香といふものは、紫藤香といふ物にて降眞香にはあらず。余前年、鼠色の降眞香を見たり。是眞物なりと聞しかど、いまだ實に眞物なりやしらず。其後、諸方を尋求れども眞なるもの甚だ得がたし。

一河内國にて安閑天皇の陵をあばきし時、其中より取出せし玉碗、今に西琳寺の什物とし傳へたり。余先年、是を見しに三合許も入るべき碗なり。假水精の潔白なるものにて造りたるなり。硝子玉の潔白にて、眞の水精のごとくなるは、此四五十年許此かた、紅毛國にて新に造り初たる物にて、日本にて器物にもてはやすも、澤山なるは近年の事なり。唐土にても日本にても、いまだ白色の硝子玉は造ること能はず。然るに安閑天皇の時分、既に此硝子玉ありしは、いと不審なる事なり。西域に通船ありて舶來の物なりや。又は日本にて良工ありて、其頃は造り得しや。是にても時代に古今無き事を知べし。人物の大さも古今同じく、智惠情欲も同じ事、古も今の如し。

一論衡に曰、周成王時。倭人献レ錫。といふ文見えたり。往古より諸國の通船は有しなるべし。

一論衡曰、漢建初五年。湘水去二泉陵城一七里。水上聚レ石。曰二燕室丘一。臨レ水有二俠山一。其下巖淦水深不レ測。二黄龍見。長出十六丈身大二於馬一。擧レ頭顧望。状如二圖中畫龍一。燕室丘民皆觀二見之一。去レ龍可二數十歩一。又見三状如二駒馬一。小大凡六。出レ水遨二戯陵上一。蓋二龍之子也。幷二二龍一爲レ八。出移二一時一乃入。云々。

一漢土の畫家福祿壽の圖に、陶朱公、周文王、南極老人を用ゆ。又蝙蝠、鹿、龜の三物を畫くもあり。

又三白の圖といふことありて、雪中、河邊、鷺を畫く。又月、霜、海を畫くもあり。

一安永三年甲午五月廿七日より廿九日まで、尼ケ崎海中より小き蟹夥しく登り、浪華の川々兩岸皆蟹と成、淀川をさして登れり。余其頃、浪花伏見堀に住て川邊なりしが、手して川の水を汲に、一掬の中に蟹數十を得べし。其蟹の大さ豆のごとく色白く透明なり。

一同六月廿三日、大風、屋上の瓦飛で木の葉のごとし。大坂近邊の海も大浪起りて、溺死の人數萬といひし。其翌廿四日の夜半、大坂町中に訛言起り、津浪出來りて大坂町々海となると言罵り、男女老弱東をさして迯迷ふ。皆々或は金銀を携へ飯を持などして、其騷動いふ許なし。大坂中殘らず如レ此にて騷動せざる町無し。誰いひふらしたりといふこともしれず。不思議の事なりき。余は母を護して家に在き。夜明頃にて靜まりし。

一貧は諸道の妨とは、曾我物語に出たる語なり。

一伊勢山田の海中大風雨の後に來る鳥あり。アチコ鳥といふ。甚だ大にして羽を張ば六七尺色黑し。近年薩摩の人、無人島の南海に吹流されて、一ツの島に流れ付。其島に數年留り、後に又土佐より漂流の人ありて、其船を取つくろひ、辛うじて無事に歸國せし事ありしに、彼島逗留の中の食に、大成鳥ありて、人を見しらず人を恐れず。手捕にすべき物にて、多く得て肉を食居しと云。其鳥、冬は南方に去て見えず。春夏秋のみ島に來り住。島に住る時は羽毛の色白く、海中へ出たるときは羽毛黑く變ずとなり。卵の大さ五六合を入るゝ德利のごとし。薩摩人、其卵を携へて歸れりとぞ。此鳥、かのアネコ鳥にや。

一武藏國上野界の地に、往來の街道に、人踏めば甚だ響く所あり。其あたりの人、久しく怪しみ居たり

しに、今年寛政甲寅の春、里人寄合て掘穿て試しに、やがて金石の如く堅く響く所に掘當れり。すはやとて、大勢集りて掘たりしに、土中に空虚ありて里人一人落入たり。人々驚きあはてゝ逃のきたりしに、土中よりはるかに其人の聲して、助けくれよと呼はるにぞ。扨は未だ死せざりしとて、皆々集り縄を下して引上たり。其人に内はいかなるやうにやと尋しに、何ともしれず底には土なく、唯金石のごとくに堅く、四方甚だ廣く眞暗にして唯恐ろしかりしかば、動も得せざりしといふにぞ。さらば猶々掘とて、其あたり廣く掘たりしに、大なる佛像の横ざまになりて、土中に埋れたるなり。其佛像の腹に穴ありて、里人、佛像の腹中に落入たりしなり。其大なる事甚だし。庄屋など寄合て、かゝる物を掘出さば、官所に訴などして一村の騒動なるべし。此まゝに埋置て事なきには不レ如とて、件の穴の所には厚き板を當て、もとのごとく埋終れりとぞ。畠中観齋方へ東國より申來りしとて物がたりなりき。

一伊勢國八知村太郎生村邊の山中に、ホメキ草あり。人もし是を食へば身體ほめきて堪がたし。

一近き頃、京師に一老男子ありて、婦人の乳汁を飲事を好み、初産の婦人の乳房堅くて乳汁出がたきものを、吸出して乳汁の道を通ずといふにより、新産の婦人は、皆此老人をまねきて乳を吸出さしむ。此老人、日夜諸方に招かれて、乳汁のみを飲て他の飲食せずといふ。五雜爼に、穰城の人、年二百四十歳、他の飲食を斷じて唯乳汁のみ食用して壯健なりと、京師の老人も、長壽を得べきにや。奇事なり。

一阿波國勝瑞村は、德島より程近き所にて、余が門人橘春庵住居の地なり。其隣村定方村に綱といへる女、十五六歳の時、變じて男子と成る。則ち名を綱平と改む。綱平、今年寛政六年甲寅三十四五歳

なり。壯實長大の男にて妻をも具せり。春蒼常々見る所なり。

一寛政甲寅春、備中國檜物屋の女子松といへるは、一夜發熱して變じて男子となる。年十七八歳なり。松之助と改名したるを、京都の人中山元倫、折節備中に下り居て見しと物語なり。

北窻瑣談後編 卷之一

一肥後の藪茂二郎先生、大坂の中井善太先生を初めて訪ひし時、冬なりしが薄羽織を着たり。中井怪しみて、いかなれば先生には夏衣を着給ふと問しに、茂二郎答へて、國許を夏出候ひしかばといひし。

一丹後の田邊城下より三里許、田舍の溝尻といふ所より、醫生來り學びし事のありしが、其物語に、在所にて紙鳶といふものを見ず。今年京に上りて初て見たり。又正月の門松も初て見たり。又麻上下といふものも甚だ珍らしといひし。誠に京離ること僅に廿四五里の地にてさへ、其質朴かくのごとし。

一又日向國高岡といふ所は、薩摩領にて、鄕士の七八百軒も集り住せる都城にて、頗る繁華の土地なるに、謳といふものなくて、婚禮などの宴席の事にて興に乘ずれば、鹿兒島の侍躍りの唄をうたふ事とぞ。是等にても都鄙の違ひを見、又人氣の厚薄をも、おもひやるべし。

一因幡の河田八助、周易新疏を著して後、折ふしの物語に、我技倆にて、よくも是程の作の出來たりし。いといぶかしきやうなりといはれしとぞ。眞實の語と思はる。

一近き頃、太閤眞顯記といふ寫本あり。甚だ大部にて數百卷に及べり。太閤時代の軍物語を委細に記して、俗事を悅しむる書なり。世上に實錄なりともてはやす。是は大坂の淨瑠璃本の作者近松、並木等か流、そら言葉を面白く作り連ねたるなり。近年、淨瑠璃芝居流行せざるゆへ、作者も仕業なきやうになり、色々の敵打、騷動事、又は軍物語の作りかへ等を面白く作り出して、俗人を悅しめ利を得しなり。淨瑠璃本は、婦女子迄も初よりそらごとなる事をよく知り居て害なけれども、それに違ひ、是等は皆實錄體に作りたるものなれば、俗人婦女は眞實の事とおもひ、少し物知れる人といへども、

數百年の後は眞僞分りがたく、人々迷ひを生じ、よき人をもあしく書傳へ、惡しき人をもよく云傳へんこと無念の事にて、作者は大なる罪なるべし。されば憎むべく歎くべき事なり。

一醫術の妙に至れる者は扁鵲なり。丈夫にして醫をなさば扁鵲がごとくなるべし。醫を以て衣食を計るものは、術の妙に至る事叶ふべからず。されば身の境界も扁鵲がごとくなるべし。此一段、人の甚だ難んずる所にして、世間に扁鵲なきゆゑん也。

一五雜組曰、鵲即鶴也。漢黄鵠下ニ建章一。而歌則曰ニ黄鶴一。

一梓、和名アヅサ、書籍を彫るを梓にちりばむるといひ、又梓木を以て、棺に作り墓に植るなど、日本にも、むかしは多きものとみゆ。然るに今にては、眞の梓木といふもの甚だ知る人稀なり。余も久しく人に尋問へども、眞の梓といふものいまだ見ず。俗にキサヽゲ、又アカメガシハなどいふものも、本草物産の學者に問に、眞の梓にはあらずといふ。平松殿、琴の裏板の用にとて、美濃國梓山の梓の木を求られし。其葉の形はいかなりや。余も其板は見たりしかども葉は知らず。後に五雜組を讀たりしとき、梓也椅也檟也楸也豫章也一木而數名者也云々。唐土にても辨別しがたき木にて、同種類の物と思はる。さればキサヽゲもアカメガシハも、あづさといひて誤りにはあらざるべし。

一前の松前侯、書を善くす。其印章に、毛夷惣鎮と彫れるあり。又北門鎖鑰と彫れるもあり。實に他の人の用られざる印章也。

一二重切の花生、今の世には何方にも用ゆれども、無風流の物にていと見苦し。利休の比は勝手物にて、花のいけために用ひしものゝよし、床へ出し人に見すべき物とは見えず。又狹き座敷に、懸物をかけたる上に、亦花をも生たるは興なきものなり。掛物か花か一方なるいと見やすし。

一榮花物語を見れば、圓融院の御物とて、後に藤原氏に傳りし小野道風筆の萬葉集、貫之自筆の古今集など見えたり。然るに今の代にも、古筆を弄ぶ人の、貫之自筆の古今集の片紙は、所持せる人多し。余が親き人の家にも、是を藏めたり。榮花物語の頃より希代の珍物なれば、今の世、片紙といへども無双の重寶なり。

一蘭嵎先生、中年を過る頃までの書は、余毎度見及びしが、大に其父兄には劣れり。然るに人の物語に、蘭嵎晩年の物語に、學問は父兄に及ばず。但書は兄に少し勝れりと覺ゆといはれしとぞ。いかゞなりや。

一肥後秋玉山の洗竹詩に、世上風塵事。何嘗至二此間一。欲レ窮二飛鳥處一。洗レ竹出二前山一。其後、藪茂二郎洗竹の詩に、洗レ竹見二青山一。々々露二半規一。不レ見レ山猶可。唯恨月出遲。寄レ言山中抱琴客。來踏林間初月白。藪茂次郎作り勝れるに似たり。然れども國山の詩絶て。日本の風味無し。

一元の謝宗可の詠物の詩に、釜の煮音を瓶笙と作れり。松風蟹眼などいひ古したるを、珍らしくしかも的切に形容せし。誠に世の詩人の奇字を競ひ用ゆるも、故なきにはあらず。

一備後福山の家中内藤何某といふ人、或時、庭に出たりしに、烏蛇を見付たりしかば、杖もて強く打けるに、其まゝ走りて巣中に入りければ、草の上より頻りに打て尋求けれども、つひに見失ひぬ。暫程へて奴僕見當りて、草中に蛇死し居れりと告しかば、内藤出て、杖もてかきのけんとしける時、其蛇、頭をあげ内藤に向ひ、烟草の煙のごときものを吹かけゝるが、其烟、内藤が左の目に當りて、蛇は其まゝ倒れ死しける。内藤が眼、俄に痛てはれあがり、寒熱出て苦惱言んかたなし。既に命も失ふべく見えし程に、内藤、煙草のやにの蛇に毒なることを思ひ出して、煙管のやにを眼中に入れしに、漸々





に腫消し痛みやはらぎて、一日中に苦惱退き、眼赤きばかりなりしかば、日々にやにを入れたるに、五六日して全く癒たり。其翌年、其時節又眼痛出したるに、色々の眼科醫の治療を施しけれども癒ざりしかば、蛇毒の事を思ひ出し、又煙管のやにを入れしに、忽ち癒たり。二三年も其時節には、必眼目痛ければ、いつも其後はやにを入れて癒ぬ。此事、村上彦峻物語なりき。又云、蛇を打し人は助左衞門と云人にて、毒に當りし人は、其庭に居合せし内藤なりとぞ。

一同福山の人、夜中にあやまちて蝦蟇を踏殺せしに、其蝦蟇潰るゝ時に一方の足の内踝の所に、蝦蟇の息かゝりて、其あつき事熱湯をそゝぐが如くなりしが、それより其所次第に腫て痛む事限なし。寒熱甚しくして數日惱しが、色々治療を加へて漸に癒たり。其翌年、其時節に到りて、其人故無して頓死せり。蝦蟇の毒發せしなるべし。是も其時の物語りなりき。

一糸を以て鼠の肛門を縫塞ぎ放ち去らしむれば、其鼠發狂して、其家内の鼠は不レ殘咬殺すものとぞ。就中大にして強き鼠よしと云。然れども其鼠、人をも咬ものなり。人咬るゝ時は死に到るものもあり。恐るべし。

一或日、去る御卿の御物語に、むかし或人、定家卿に伊勢物語は事實淫奔の事多きに、いかなれば世上にかくまでは珍重せるにやと尋しに、黄門答へて、かゝるものは唯文章の美なると、歌の勝れたるを愛する事なり。事實は置て論ぜざる事なりといはれしば、いと無念の事なり。業平朝臣、當時にありて不平の事あるが故に、自ら行ひを穢して、金馬門に隱れたるにや。維喬の御子御位に即給ふを、外戚の忠仁卿勢ひに依りて、維仁の御子を位に即け奉り給ひけるに、唐土ならば義兵をもあげ、首陽山にも遁るべきを、本朝の事勢いかなる事ありても、さる事はなるまじければ、業平、金枝玉葉の身を

もつて、其位纔に中將に在て、維喬の御子の北山の雪をも訪ひ奉り、三尺五寸の藤の花にも、述懷の和歌を詠じつる心の內、思ひ知るべし。又千代もと祈るの歌、きのふけふとはの歌など、只ひたすらの放蕩遊冶の人のよみ得べき歌かは。其人品尊ぶべし。然るに京極黃門をはじめ千歳の後までも、只ひたすらの遊冶好色の人とのみ思ひ居るは、いと本意なきことなり。汝はいかに思ふぞやと語り給ひし。此卿も自ら憤るもの有りて、穢行の聞えあるを感じて、業平の事を語り給へるにや。

一楠正行、軍功によりて宮女を賜りしを辭し奉りて、

　　とても世にながらふべくもあらぬ身の假の契りをいかで結ばん

さすが楠公の子なりける。千歳の後も是を唫ずれば、なみだ止めがたし。

一三好長慶、京都某殿の連歌の會にありけるに、薄に交る芦の一もと。といふ句出て、難句なれば一座付煩ひて有けるをり節、早打の使來りて、長慶に文を出す。長慶見終りて下におき、此付句狂て某が申受仕り候べしと、暫く思按して、古沼の淺き方より野となりて、と打出したるに、一座皆秀逸を驚歎せり。長慶、座中に向ひ、今見給ふごとく早使來りて、舍弟實休、泉州に於て只今打死仕り給れり。味方敗北に及べりとの事なり。長慶、此所より直に出陣いたし候なり。されば今生の御いとまにも成り候べければ、此句、狂て申受て仕り候なりといひ捨て、直に出陣せられしとぞ。

一和泉國岸和田領熊取谷といふ所に、四ツ子を產す。泉州成田左近物語なり。寛政七年乙卯春のことなり。

一余嘗て源氏物語を見る時に、源氏の君の琴をよくし給ひて、廣陵散の曲を彈じ給へりといふことあるに、此曲は晉の阮籍にて絕たるものを、源氏の彈じ給ふべきよしやある。いかに寓言なればとて、

不審の事なりと思ひしが、其後琴經を讀けるに、唐の顧況、廣陵散の記を引て、唐瑯琊王淹が女、未レ斧彈ニ此曲一。云々。されば唐の世までも、廣陵散の曲を傳へたりと思はる。本邦の藝事、唐朝を學ぶこと古代の風なれば、式部が頃も實に此曲を彈ぜし人なしともいひがたきにや。

一翁草といふ書は、京都の士神澤何某、致仕の後杜口と名乘て市中に隱れ住ける時の作なり。翁草二百卷成就して後、猶近年の奇事多ければ、筆を留めがたしとて、塵泥と名付る書四五十卷を著せり。皆近世の實錄にて、上王公より下庶民に到るまでの雜事を錄せり。此杜口、齡八十四歲の時、余始めて知る人になりて、時々尋て隔意なく物語せり。溫厚柔和の質にて、隱居せし後は世事を經營すること、露ばかりも無し。實に世外の眞隱なりき。老後は耳聾て物語り皆筆談なり。或時余、彼菴に尋て例の筆談の中、余が著述の中にも、遠慮なき事多く記して、世間廣くは出しがたき事も有りなど云けるに、翁色を正して、足下はいまだ壯年の事なれば、猶此後著書も多かるべし。平常の事は隨分柔和にて遠慮がちなるよし、但筆を執りては、聊も遠慮の心を起すべからず。遠慮して世間に憚りては、實を失ふ事多し。翁が著す書には、天子將軍の御事にても、聊か遠慮することなく實事のまゝ直筆に記す。是までも親類明友每度諫めて、いかに寫本なればとて、いかにして世間に洩出まじきにてもなし。いかなる忌諱の事にか觸れて、罪を得まじきものにあらず。高貴の御事は、遠慮し給ふべしといへど、此一事は、親類朋友の諫に從ひがたく、强て申切て居れり。翁が實錄は、後世にも傳ふべく思へば、善惡ともに侵せしは、其人の過なれば、たとへ高貴の御人の事にても、少しも狂て實を覆ふ事を欲せず。此實錄の事に付て罪を得ば、八十の老翁の白髮首刎らるとも恨なし。筆記の事に付ては、初より一命を差出して錄することなり。世間高貴の人の惡は、憚りてよきに取なし、賤き人の善事は稱

美する人稀にして、遂には世に埋ること歎息すべきの到りなり。足下くれ〴〵筆を執りては、何事によらず遠慮し給ふべからずと、繰返し云はれし。誠に翁の志、毅然として奪ふべからず。古の良吏の風有る人なりき。

一往年、唐土より大清會典といふ書を、關東へ獻ぜし事の有し。其中に、今の清朝は清和源氏の流れにして、源義經の末裔なる事を載せたり。然れば唐土、日本、因縁なき國にもあらず。此書、官より差戻されたり。其副本一部を、長崎の唐通事神代氏、殘し留めて家に藏たるを、神代の子息太仲、常々見たりしが、其書白紙摺にして二枚重ねにて、甚だ美麗なる書なりしをと、太仲、京へ登り居て余と同街の時物語なりき。此事は白石先生の頃、金史別本に載たりとて、色々沙汰ありし事なり。白石も半は信ぜられしよし、新安手簡の中にやらん見えたり。其後も年久敷諸方にて、珍奇の話と成居れる事なれども、畢竟は浮說なるべし。然るに神代子、實に見たりしとは、奇中の又奇なることとなり。

一其後程へて、我邦の清和源氏、唐土の祖先なりといふこと、大清會典といふ書に出たりといふ事を、浪花の蒹葭堂の主に物語しに、彼ぬしも先年、かの大清會典を所持せしが、其後、或諸侯に奉りし。其書十六帙有りて、甚だ美麗の書の仕立なりと、蒹葭堂のぬしは、かの清和源氏の事、さらに見及ばざりしとぞ。さらば疑らくは虛說にて、神代氏幼少の時のことゆへ、見誤りけるにこそ。其書は今に其侯の所藏なりとぞ。

一先年、讃岐國小豆島海中より引上たりし龍骨、甚だ大なる物にて奇異の物なるを、近來の物產學者、象骨なりといひて色々の諸說あれども、五雜俎に、司徒馬恭敏。治レ河日。於二淮濟間一得二一龍蛻一長數丈。鱗爪鬚角畢具。其骨堅白如レ玉。云々。かくのごとき事もあれば、廣き天地間龍のなしともいふべか

らず。

一余が後園に、福州種の鴨脂稷を植たりし事の有しに、よく實のりて一二本は既に色付熟したりしかば、一日、其熟したりし穗を唯二穗刈り取しに、其日雀夥しく集り來て、滿園の稷一粒も殘らず啄み盡せり。すべて禽獸ともに、人の手ざゝぬ間は盜ざるものなり。伊勢の南方の山中、紀州熊野の東北の山中など、皆柿を夥しく植て產業とす。其邊猿多きに、人いまだ取らざる間は、猿盜むことなし。もし一つにても人取を見る時は、數百千の猿來りて、一二日の間に滿山の柿を盜み盡す。人追ども防ぎ得ず。故に柿の熟するを待て、一山一村の人言合せて、一日の間に皆柿を取盡す事なり。此事、五雜俎にも見えて、閩中の荔支、人一度取れば鳥獸集りて防ぐべからずとぞ。

一安永年間の事なりし。城州八幡の邊の野外に、猫の死したるを食ふ獸あり。其形甚だ大ならず。大抵猫程にして猫にあらず。犬にあらず。士人立寄て見るに、人を恐れず。猫を食ひ畢りて、淀の方へ去りしに、道にて犬多く群り來て咬かゝりけるに、此獸の一咬にて犬皆立所に死せり。人の沙汰せしは、黑眚といふ獸にてもや有べきといひし。余が家の僕貞助、八幡の產にて此事を見しといふ。

一近江國日野より一里計りの山中に、石塔寺村といふ所あり。其所に大なる石塔有り。世に是を阿育王の八萬四千の寶塔の一つなりといひ傳ふ。江漢が筆記には、其邊の山中には寶塔の石の崩れ倒れたるが夥しく有り。今にても取集め組建ば、阿育塔いくつも建べしと書り。何れの世何れの人がかゝる事を造り置しにや。京都にも程近き地なれども、日本に記錄乏しければしれがたし。

一平清盛相國、小松內府に命じ、近江國琵琶湖を北海へ切落し、新田を開かんとし、敦賀へ越る道中鹽津の山中深坂といふ所に、其切開きかゝりし迹、今に殘れり。近來河村、松浦が輩、又此事をいひ

て、北海へ湖水を落さんことを謀れども、其事ならず。又東國因場沼といふ湖を切落し、新田にせんとて、先年、其普請有りしかども、其後其事、十分には成らざりしと聞し。但神代の頃、肥後國阿蘇の湖水を、今の川尻へ切り落し、現に今二萬石の田地と成れりと云。余先年其地理を見しに、人力を以て切落せし事、疑ふべくなく其跡見ゆ。是のみ其功成れりと見えし。唐土も宋の王荊公、政を執り大に天下の水利を興せし時、太湖の水を切落し、新田を開かんといふ策を献ぜし人ありしと、五雜俎に見えたり。和漢古今人情は遠からざる物なり。

一鱠餘雜錄は、紀州の善齋道慶の著述なり。善齋は惺窩先生の門人なり。其書中に云、孤樹裒談に、蒙闇雜記を引て、明英宗時嘗有レ人。臨レ刑以二三覆奏一得レ免。或問。當二此時一自覺二心神如何一云。既昏然無レ所レ之。但記身座二屋背上一。下見二一人面縛レ我。妻子親戚皆在レ傍。少頃報至。才得レ下レ屋。云々。春陣さきに、明人の書の中にて見し事の有しに、人笞打るゝ事有りしに、後に友人問て、痛苦堪がたくや有けんと云ひしに、始の程は痛苦を覺えしが、後には唯我身の笞打るゝを、遙の下の方に見しばかりにて、少しも痛苦を覺えざりしと答えし。楊椒山先生、嚴嵩を彈劾せし時の事にや有しと、さだかに覺えず。醫論の時に、此事を引て神氣の體を離るゝ證とすることなり。此頃見し鱠餘雜錄にも、似し事の有れば書出しぬ。

一本邦の學者、作文に奇語僻字を用る時には、多く漢土の人の文中に見えたる例に依りて用ることなり、世の人多く、此語は何の書出處なりといふ。此字は何書出處なりといふ。皆川の史記助字法凡例などにも、是を出處と書り。元來出處といふは、士の朝に出て仕ふると、家に處て隱るゝとの事なり。然るに何の書の出處なりといふ事、無二覺束一事と思ひしに、佐野少進物語に、老學菴筆記に、今人解二杜詩一。

但尋ニ出處一。不レ知少陵之意初不レ如レ是。云々。又來處と云事あり。通鑑註云。作レ文不レ可レ無ニ來處一。云々。又野客叢書劉禹錫曰。詩用ニ僻字一。須レ有ニ來處一云々。是等の事、近世の人のいふ出處に近し。又關谷子のいひしは、出所と云んよりは、所出といふかた勝るべしと、げにとぞ思ひし。

一甲斐國鶴の郡に、二千餘年の鶴有り。從來三羽有りけるが、元祿年間其一羽死せり。二羽のみ殘りありけるに、寛政五年何方へ去りけるや見えず。土俗の說には、昇天し去れりと云。此鶴の郡は、富士山の麓にて湖水も多く、衆山連り聳へ奇妙の僻地なりとぞ。鶴の郡と名付し事も、此鶴居る故なり。鶴の關などいふ所もありて、其山より外へは鶴出ることなし。官にも聞えたる事にて、先年鶴の死せし時にも、役人下向有りて仔細を改め、羽毛は悉く官へ納れりとぞ。土俗の云傳へには、秦の徐福、富士山に來り、仙藥を求めけるが、遂に秦に歸らず、此所に住して、後に鶴に化しけるなりとぞ。此事、甲斐國轟村の僧闡因師物語なりき。

一張仲景眞像漢 長沙大守服章 進賢冠 兩梁

皂紗單衣　中衣白　袴袜白　靑綬　鈒　笏

後漢輿服志云、進賢冠古緇布冠也。文儒之服也。前高七寸。後三寸。長八寸。公侯三梁中二千石以下至博士兩梁。進賢冠仲景像、佐野山陰先生考あり。左に記す。

一天明四年甲辰、筑前國那珂郡志加島にて、農夫地を穿ちて金印を得たり。方八分許、高さ三分、螭鈕高四分、重二十九戔、文曰、漢委奴國王五字ともに小篆なり。余も其印の押たるを見し。其頃專ら評して、漢朝より日本の天子を封じたる金印なりと云へり。篆刻家などの說にも、其製眞に漢朝の制度に叶へり。僞物には有まじと云へり。浪華の上田秋成考ニ云、後漢書東夷傳、光武〔割註〕今本光誤作



レ述。」中元二年。倭奴國奉貢朝賀。使レ人自稱ニ大夫一。倭國之極南海也。光武賜以ニ印綬一。云々。然れば今穿出せる金印は、光武賜ふ處の物か。中元二年は、日本垂仁天皇八十六年に當る。今の天明四年まで千七百十餘年に及ぶ。委奴國は、日本の惣號にあらず。古昔筑紫に有りし里名なり。魏志に見えたる伊都國即是なり。和名抄に、筑紫に怡土郡あり。又同國宗像郡にも、怡土といふ里あり。漢に通ぜし委奴國主の本居なるべし。又伊都津彦、伊都縣主等の號併見るべしと、云々。秋成の考いと明白に見ゆ。

一寛政の初、余暫く伏見に在ける頃、痢疾をやみて久しく臥居けるが、百度に近き痢にて、後には飲食も絶て數日に及び、傍より見れば大に危き體なりしかど、余が心には神精少しも疲れず。唯身の極勞せるのみなりしが、數日絶食の後は、自ら手足をだも動す事を得ず。ひたすら蓐上にのみ臥居たりしが、耳と鼻は殊の外さとくなりて、厨下には座敷二つ三つも隔てたるに、芋、大根の類の物に到りても、けふは何を煮る。今は何を料理すると、其香臭を委細に聞知れり。常には聊も匂ひなき物をもよく聞得、鼻を穿つ程に覺えて難儀せり。又人に座敷を隔てゝ箏を彈ぜしめて聞に、其律、委細に分れて、今の調べは八高し。今の曲は七低しなど、盲人法師の律を聞わくる程に分れり。余心に思ふに、病ひに惱みて他念なく臥居る故、如レ此なるにやと心得居たりしが、其後日數へて、痢疾癒え飲食常のごとくなるに到りては、鼻の香臭を聞ことも常に異ならず。耳も以前のごとくに成て、中々盲人法師の箏の律を聞分るごとくに、精密なることあたはず。是は全く數日絶食して、經絡空虚し、血液清稀になりし故、神の走り伶利になりて、鼻へも耳へも達せし故なり。是を以て思へば仙人道士の穀を避け、草根木皮のみを食して、血液清淡になれば、神氣靈通して奇妙なること有るもむべなり。

一菅丞相の裔孫某殿の家に、菅公の神靈を祭る時の神樂に用ゆる樂器、數多傳へられたり。
○琴〔割註〕雲形。有衛柱。」○反尼〔割註〕有撥。有巴青海波。」○木鼓〔割註〕内ニ動ク柱アリ。」
○楷鼓〔割註〕大鼓ニ似テ胴長クシラベ八ツアリ。」○銅拍子〔割註〕撥一文字ナリ。」
○編佐々維〔割註〕十六枚。拍板ナルカ。」○篇〔割註〕五穴。尻トモニ六音。」
○久楚〔割註〕六絃、或用七絃。臺有リ。七絃琴ノ如シ。六絃ハ神樂ニ用、七絃ハ尋常ノ用ナリ。」
右八種の樂器の書付、彼家より書寫し賜りしまゝなり。春暉按ずるに、久楚は箜篌の文字なるべし。琴經久敷世に隱れ居し故、箜篌の文字の事をも知れる人稀にして、唯文字の音聲にて傳來し、久楚とは書誤れるなるべし。殊に祭禮に用るとあれば、箜篌琴なること疑あるべからず。我國にも千餘年の古物には、かゝる事傳はり居けるにこそ。

一伊勢本居宣長の門人に、稻掛大平といふ人あり。よみ歌は師に勝れりと世上評す。常によみ出す所は古體なるが、折節は新古今集の體をもよめり。其中に朝落花といふ題にて、

　宿りせし山櫻戸の朝ぼらけきのふの花も春の夜の夢

其行狀、殊に勝れたる人にて、唯和歌の上手なるのみにあらず。

一尋ねぬる宿は霞に埋れて谷の鶯一聲ぞする。此歌は、範永朝臣の一生の秀逸とて自讃せられしに、其頃さして感ずる人もなかりしを、後に清輔朝臣の獨り彼歌主の意に通ぜりとしるし置れし。春暉按ずるに、一聲の一の字、凡作にあらず。誠に秀逸容易に得べき和歌にあらず。然るに當時の評論にさせる譽れも無りしは、歌聞く事のよむことよりも難き故にや。

一續後撰集、西園寺殿の歌に、

枯はてゝ言の葉もなき眞葛原何を恨の野邊の秋風

自らもよくおほせたりと覺え、外よりも秀逸なりともてはやすは、大かたかゝる歌の風調なり。誠に言葉とゝのひ、一首の姿も賤しからず。扨面白くよみおほせたる歌なり。春暉も強てよき歌よみ出さんと、深くあんじ入たる時には、知らずして此境に入る事なり。扨古の眞の秀逸といふは、かゝるものかとかへり見るに、

久方の光り長閑き春の日にしづ心なく花のちるらん

由良の戸を渡る舟人かぢをたゑ行末もしらぬ戀の道哉

結ぶ手の雫に濁る山の井のあかでも人に別れぬるかな

住吉の松を秋風吹からにこゑ打添る沖津しら浪

大かたは月をもめでし是ぞこのつもれば人の老となるもの

是等の歌は、初より面白くよみて譽れをとらんと、巧み出したる工夫の痕なし。實に超凡の作といふべし。されば眞の秀逸は、強て勤めて得べきものにあらず。修行足り力及びて、扨其人の見識高きによるべし。

一貫之、躬恒の優劣を人の問しに、俊頼の躬恒は及び易からずと答へしとぞ。俊頼眼力無きにあらず。躬恒の、

山里は秋こそことに侘しけれ鹿の鳴音に目を覺しつゝ

など詠るは、古拙にして力有り。後世の人の及ぶべきにあらず。貫之は、むかしも今も人丸、赤人に次て、和歌の聖ともてはやすとも、後世理屈歌の鼻祖(びそ)ともいふべき歌多し。

櫻散る木の下風はさむからで空にしられぬ雪ぞ降ける

人はいさ心もしらず故郷は花ぞむかしの香に匂ひける

是等最も、人口に膾炙したるものなれども、皆理屈より出る歌にて、超凡の氣無し。糸によるの歌は、理屈中に餘情有りて超凡の境に近し。古今集に、いかで此歌を歌くずとは名に立てし。

一和歌の第一の病は理屈なり。理くつは議論なり。和歌にはあらず。いかで餘情を感ずるに至らんや。第二の病は引かけたる詞なり。こぬ人をまつとかけ、燒やもしほといひて、こがるゝと結たる言葉、躁しく心つまり、賤し男の物を爭ふに似たり。よき歌にかけたる詞は無し。當座などに人によみおくれて、何ともあれ早くよみ出さんと思ひ、且は大なるよみそんじ無きやうにと思ふ時には、引かゝる詞を取てよむべし。早く出來て、しかも歌の一體を得たるやうに聞ゆるなり。されどよき歌にはあらずと知るべし。

一定家卿は、父の卿も定家は歌よみなり。家隆は歌人なりと評し給ひしよし人の語りき。誠に風流の氣少くなし。されど其力餘有りて、實に和歌の大家といふべし。集中に諸體具足し、撰取らば彼卿にはいかなる歌も有べし。家隆卿の集中には、定家卿は有るべからず。定家卿の集中には、家隆卿も有べし。詩人にたとはゞ、定家卿は杜少陵のごとし。家隆卿は王輞川のごとし。唐土にても、子美、摩詰の優劣を論ぜし人の、杜甫は大家なり。王維は名家なり。杜中に王は有るべし。王中に杜は無しと評しき。的論なり。

一寛政の初、薩摩の士伊集院倹性といふ人、彼國の京留守居役たりし頃、住吉宮に和歌奉納の志願有りて、一とせ彼地に詣で、しか〴〵のよしを云ひて、社人に文臺を乞しに、社人答へて、當社に於て連





歌には文臺を用ゆ。和歌には是無し。但し和歌奉納の式、神祕の事なれども、御所望もだしがたければ、頭役の者へも申達し、やがて御差圖申べしとて、それより段々いひ入て、社人また兩三輩出て、神前に祝言を奉り、其後、松の一枝を切り持出て、是に和歌を供じ給へとて、其事嚴重にぞ計らひける。松の枝を文臺に用ること、殊勝の事に覺しと、伊集院氏の物語しとぞ。古き宮居には、古實も多く殘れる事有。何れの社にても途中などにて、臨時に和歌奉納の時などは、是に似よりたるはからひもよろしかるべきにや。

一乙卯の春、去る御方へ參れる事の有りしに、折節當座和歌の御會なりければ、春暉にも御題をわかち賜りて、春月幽といふを探り得たり。二首の內、一首は、

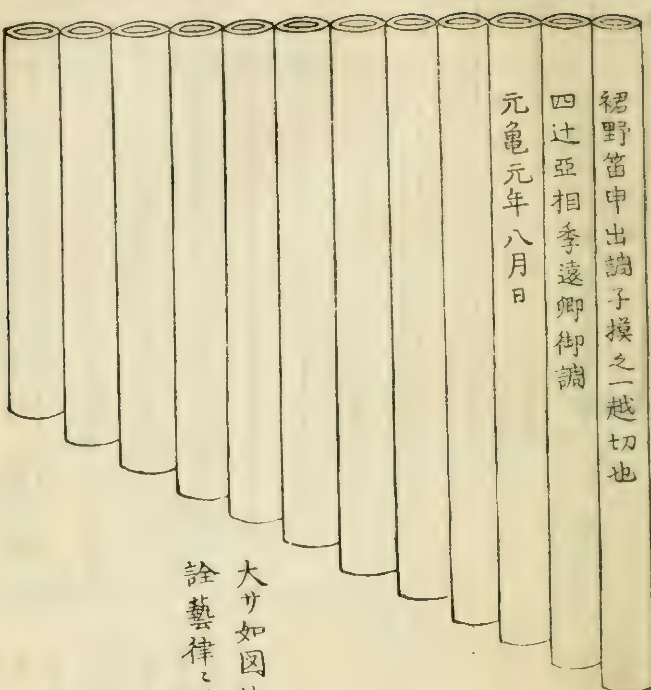
　花鳥は霞つくして暮るゝ夜に殘りて懸るはるの夕月

と詠出しければ、其殿の評に、歌はあまり趣向過たるはあしゝ。行べき所をゆかずして、七八分目に詠たるよし。此歌なども、暮る夜の月影さへぞほのかなりけるなど有らば、ゆるやかなるべし。上の句に力過たれば、是にても下のかけ合よろしからねど、此下の句の趣に、今一きは按ぜば、いかほども有べし。又夕月といふ事も、尋常の月を詠に、夕月、殘月等は同じくはよろしからずと宣ひし。春暉、其御家の門人にあらざれば、强て引直させ給はざりし。家に歸りて後考ふるに、此場所堂上地下の風格の異なる差別なり。此愚詠、もとより陳腐にして、詞も調ひかね論ずるにたらざる歌ながら、堂上地下の風格差別、明白に見ゆるが故しるし侍る。實に彼殿の御說のごとく、ゆくべき所をゆかずして、七八分目に詠たるは、詩歌ともに最上なり。長高き體、幽玄なる體、皆其中より出づ。然れども力無くて、初より七八分目なるはいかゞ。

一土佐の谷重遠が秦山集を見し時に、東寺の寶藏中に、古代の十二律管有り。又唐土より傳來の平調の板有りといふ事を載せたりしを、見まほしく覺え居しが、甲寅の冬見ることを得たり。東寺にはあらで六孫王を祭れる尼寺遍照心院の寶藏なり。律管は詮藝、焉空兩僧作の十二律數種有り。其管、舌無く竹の筒なり。紅の糸にて組たるも有り。淺黄の糸にて組たるも有り。詮藝作の律管は、平調の板にて寫されたりと見えて、平調を宮となし、其管より始めたる有り。其管は享德の年號ありて、「圖鐘移平調」と書付たり。余が所持の律管に吹合せて試るに、よく協ひて甲乙無し。焉空の律も大體に同律にてよく協へり。當今世に行るゝ伶人家の律よりは、大體一律程高し。兩僧の律管ともに甚だ短し。切りて多くは半律を用ひたり。勿論音聲のみを寫して、切りたるものにて、法に依りて切りたる管にはあらず。詮藝は體源抄にも出て、恩德院の詮藝とて其頃音律の堪能なり。俗氏は伶人家の舍弟なりしが、出家して恩德院に住せるなり。焉空は遙に後の人にて、春日局の舍弟、又恩德院の住持なり。春日局の肉弟故、國初の頃には甚だ勢ひ有りし人なり。慶長、元和の頃の人なり。乙卯の年十月十七日、春暉再び東儀出雲守、林日向守、林雅樂大允同道して、遍照心院塔中寶本院にいたり、律管を見、終日吹合して試み、其眞を得たり。

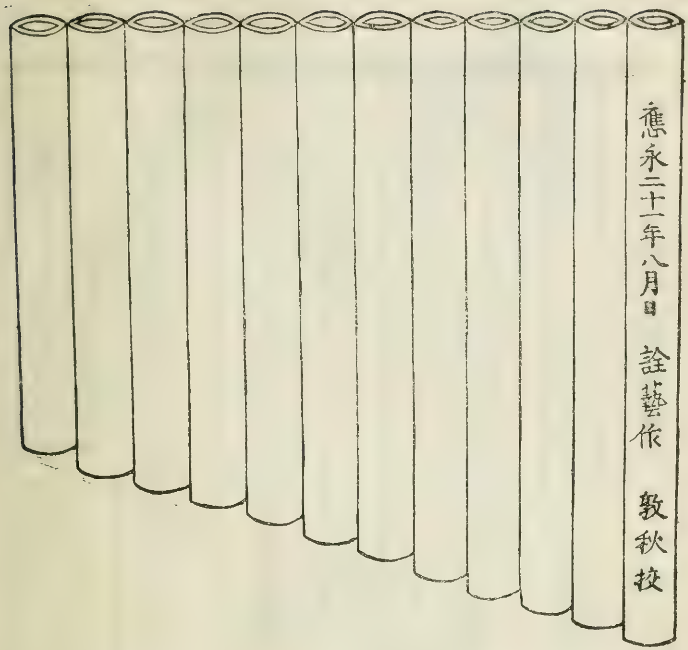
六孫王遍照心院什物唐土傳來之寫、平調板。〔割註〕大サ、厚サ、眞ヲ寫ス。此圖ノ如シ。」


板ノ厚サ如此ナリ木ハ檜ノ木ノ木理ニ似テ甚シ堅 重シ
何ノ木ト云ヿヲ不知ウタガフラクハ漆ノ木乎
如此ク紐有リテ
釣リ下ケテ撃之
表ニ文字ナシ花形甚艸々如此
此処欠ケタリ
撥圖
竹ノ柄ナリ
無患子
裏ニ
畐鐘木
享徳元壬申八月十日移之
調子平調
恩徳院
住持詮藝
此辺虫喰ナリ



此竹ノ裏ニ恩徳院 詮純之五字黒漆ニテ書ス

大サ如図此律甚低シ詮藝律ニ一律ヲ違フ

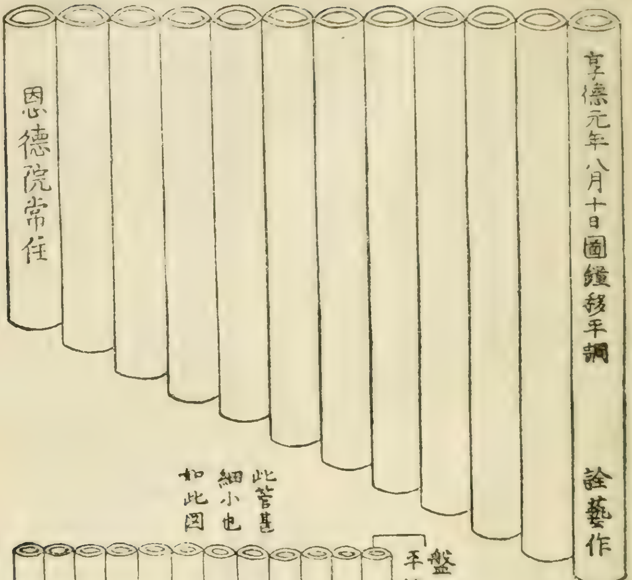


裏ハ恩徳院常住ノ五字アリ黒漆ニテ書

大サ如図浅黄糸ニテ組ム

黄鐘律管ハ紛失シタルヨシ

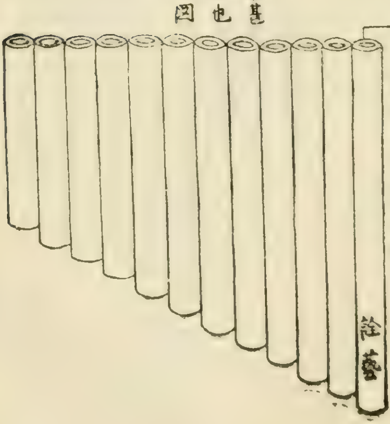
春暉家ニ藏スル律管ト符合ス當今伶人家用ル律ヨリ一律高シ

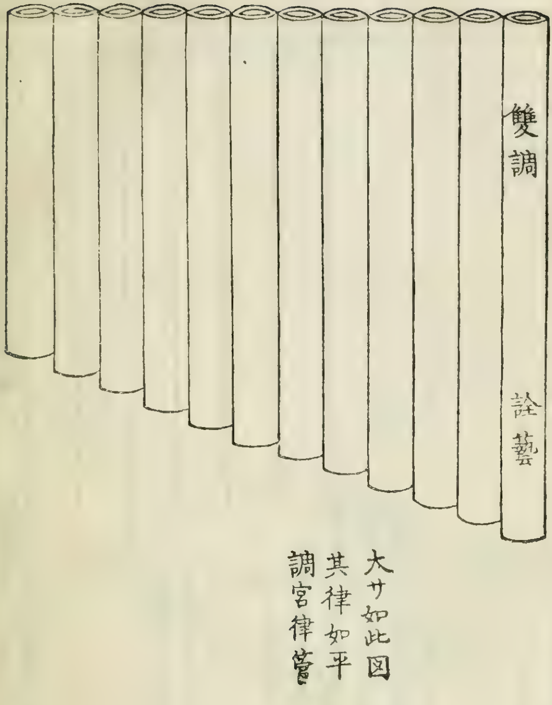


此管平調律ナリ平調ヲ宮トスルモノ也

此管甚細小也如此図

盤渉律ヲ宮トシ缩ム其律平調宮ノ律管ト同シ





大サ如此図
其律如平
調宮律管

寄附狀之寫

上包の紙に、十二律幷圖鐘之寄附狀ト有り。

年次十二律者。恩德院詮藝幷樂人敦秋。此兩人歷十二箇年。應永十九年調畢。故號之年次。双調切。黃鐘。盤渉之三管者年次之同作。詮藝所被調置之也。兼又平調鐘之摸者。後花園御宇奏之於禁裏。摸金於木。金木雖異者律相協。故達上聞。依有叡感。是亦爲靈寶。自爾以來。雖爲恩德院果代。交割即今令寄附長老坊者也。皆雖非法會之器。唱明梵唄助音之具也。以之及末代。正於樂併之音藝。我願望玆滿而已。

恩德院

元和三年丁巳年仲冬十五日　詮譽

遍照心院貞閑大德

法床下

右の圖、其時見及たりしを、紙を當てゝ寫し歸れるまゝ、又玆に圖す。

一伶人家、近年は奏樂の時、聲音の大なるを貴む事になりしより、段々律を低く調べて、近來にては古律に一律をたがふ程に成りたり。余、唐土太古の聖作の律を、史紀、國語、漢書等にて考ふるに、當今の律より一律計り高く見ゆ。余が著す所の古律考、藥量邇言に委しく記せり。しかれども伶工家は、其家の事なれば、余などが說は取用ゆることなかりしが、近年に勝り聖上聰明にまし／＼、殊更樂律の事には、妙に達せさせ給ひて、段々御按正有て、漸々伶工家も其律高くなり、余が考ふる聖人の古律と同じ程に成たり。遍照心院詮藝の律を聞に、余が考ふる律と同じければ、享德の頃迄は、古

聲を失はず有しと見ゆ。早くも元龜の頃に勝りては、其律、今のごとく低く成り下りしと聞ゆ。後代の考にもと、委敷記するものなり。

北窻瑣談後編卷之二

一八橋撿挍、筑紫箏をよく彈じ、今の組といふものを作る。表裏十三曲を古組といふ。表組とは、蹐梅がえ、心盡、薄雪、天下太平、雪朝、雲上、此七曲をいふ。裏組とは、薄衣、桐壺、須磨、四季曲、扇曲、雲井曲、此六曲をいふ。初は如レ此に表裏と二等に分ち有りしを、後に四等に分ち、新曲手事など色々を加ふとぞ。調子は組を彈ずるに、一越の律を宮に立てゝ合せば、誰人の聲にも相應するゆゑ、多く壹越を用ゆ。箏は二の絃宮なり。

第一絃、黄鐘　二、壹越　三、平調　四、勝絶　五、黄鐘　六、鸞鏡　七、壹越　八、平調　九、勝絶
十、黄鐘　斗、鸞鏡　伊、壹越　巾、平調

此調子、箏の常のしらべなり。又雲井調といふ有り。

第一、黄鐘　二、壹越　三、斷金　四、双調　五、黄鐘　六、鸞鏡　七、壹越　八、斷金　九、双調
十、黄鐘　斗、鸞鏡　伊、壹越　巾、斷金

又中空の調といふあり。

第一、黄鐘　二、壹越　三、平調　四、勝絶　五、黄鐘　六、盤渉　七、神仙　八、平調　九、勝絶
十、黄鐘　斗、盤渉　伊、神仙　巾、平調

一元の詩人陳孚、安南に使して其國の事を作りし中に、鼻飲如二瓴滴一。頭飛似二轆轤一云々。近年本邦にも、安南國の事物語委しく傳ふれども、ろくろ首ある事を聞かず。陳孚が見しは、いかなる轆轤首なりしや。鼻飲は、天竺にも昔よりあることにて、釋門の徒、養生の術なりとて、今も鼻より冷水を飲

む人あり。

一魯仲連曰、貴ニ於天下之士一者。爲レ人排ニ患難一解ニ紛亂一而無レ取也。即有レ取者是商賈之事矣。浪花などの男立といふ者、此氣象あり。實に男子のすべき事なり。況や學文有りて道を踏へて、此事を行はゞ大丈夫といふべし。

一北畠信雄と上野介信包と（信長舍弟）、相議して、南伊勢、北伊勢と界を改んとして、雲出川を其界にせんとせられしに、或老人曰、當國南北の界は、古歌に、

風早の池の流れのしたゝりは阿濃と壹志の界なりけり

如レ此に候と申せしかば、兩將、其議に從ひ定められしとぞ。此時、信雄は大河内に在り。信包は津に在りしと、鹽尻にのせたり。

一寛政の初に、和泉國貝塚の人岩橋善兵衛、日月星辰を見るべき望遠鏡を、自身の工夫思慮を以て作り出せし。其望遠鏡出て後二三年へて、阿蘭陀よりナクトケイキルといふ日月星辰を見る望遠鏡を渡せり。浪花の人、此ナクトケイキルを求め得て、余が朋友も一覽せり。其見る所の日月星辰の眞像、蠻製の目鏡と、善兵衛製せし目鏡と符節を合せるがごとくなりとぞ。善兵衛作は長大なる故に、一しほ明白にて勝れりと云。余が家にも、善兵衛製作の望遠鏡は所持して、其精妙なる事を知る。蠻製の物はいまだ見ず。先年より蠻製の望遠鏡、諸所に有りと唱れども皆虛說にて、余天下に歴遊して尋しかども、誰人所持といふ事を聞ること無りしに、善兵衛日本にて始て作り出す頃に、また紅毛國よりも渡り來れるは、時運の開ける時節といふもの、奇妙なることなり。

一余、宇治に行たび每に、高泉禪師の書れし黃檗山の山門上に掛たる第一義の額を感じ、其見事なる事

を逢人ごとに語れるに、松窠道人聞て、高泉和尚、此額を書し時、高泉の弟子大隨和尚、傍に見居て是も見苦し。これも見苦しとて、八十四枚に及べる時、大隨便事に立り。高泉、あまりに書なやみて、少し憤りを起し、今度は大隨に驚しめんと筆を放つて書終れる所に、大隨歸り來りて、是を見るより大に賞し、是にてこそ山門を鎭ずべきものなりと、手を打て悦しとぞ。此額は高泉和尚、書改ること八十五枚にして、成就せしものにて、彼山中にては今に口碑に殘る事と物語せり。

一伊勢國壹志郡小川村の郷士小川縫右衞門家に、昔より古き陣太皷一ツを所持せり。寛政丙辰の春、人して京に登し余に見せしむ。實に五六百年以上の古物と見ゆ。胴は桐木にて横木に用ひ、八ツを合せて胴とす。皮は片面なり。皷面に龍を畫く。皷の徑り表にて一尺五寸三分、深四寸、裏の方にて徑り一尺四寸五分、鋲の頭徑り四五分づゝ、鋲、裏に不レ透。胴の桐木の厚四分、或人の説には、唐土の物なるべしともいひし。

一寛政八年丙辰春、唐土乾隆帝、在位六十一年にして皇太子に讓位あり。今年正月元日より皇太子即位、年號を嘉慶と改めらる。六十一年にして讓位ありしは、康熙帝在位の年數に越ゆる事を、憚り玉ひしにや。又は一甲子を歷玉ひしゆゑにや。何にもあれ。希代の盛事なり。其弟の上諭あり。乾隆帝よりの上諭と見えて、板行にして唐土普く頒賜はり、長崎へ渡り來る唐人の持たるを、京にも取傳へて、醫學院にて見せられし事あり。抄出して外に記す。

一春暉七八歳の時、或夜、父母の傍に在し折節、先考、孟子を讀居玉ひしを見て、其見給ふ本には、何事かしるしあると尋奉りしに、先考、汝にも讀て聞すべしとて、以レ羊代レ牛の章を講じ聞せ玉ひしに、堪がたくあはれに覺へて泣居たりしかば、先妣も見給ひて又落涙し給ひぬ。是より先考に願ひ奉り





て、折々孟子を聞、また論語にも及びて、學問に志す事とはなりぬ。此頃、子弟輩の彼章を講ずるを聞て、三十五六年の昔を、今のやうに思ひ出し、父母の恩義の深きをも、新なるやうに覺へし。

一香川太仲若かりし時、治療の爲に奔走せしに、つひに途中にて小水を便ぜし事無し。門人いかなる故とぞ問しに、我家に歸り便所へ便すれば、百姓の耕作を利する事なり。奈何ぞ途中無用に便しすてんやと答へられしとぞ。太仲、元來豪放の氣質なれども、志す所は深切にて殊勝の事なり。

一寛政八年丙辰、奥州南部の船漂流して、安南國に到りしを、彼國より唐土へ送り、午年の春、長崎へ送り戻されたり。難風に逢しより三年にして、日本に歸れりとぞ。安南國王、明主にして在位も久しく寛政丁巳、彼國にては景光五十六年とぞ。景光は安南國の年號なり。

一是も寛政七年冬、唐土蘇州海濱の獵船、難風にあひて吹流され、奥州仙臺の領分の海濱に漂着せり。丙辰の春、船中の漁人七八人、仙臺城下に召寄られ、關東へも御伺有。其御沙汰の間百日許も、唐人ども皆々仙臺城下に逗留せり。其懸りの役人は志村藤藏とて、先年諸國漫遊して、京師にも久しく逗留せし學者なり。仙臺侯の儒員なり。奥州に唐人の逗留せる事は珍らしき事なれば、諸人見物に行墨迹を乞、又はこなたより詩を寄せなどせしに、元來漁夫の事なれば、甚だ文盲にて手跡も見苦しく、詩も讀を得ず難儀せしに、藤藏教へて手本などを與へ、諸人の乞に應じて一行物、或は扇面などを書しめ、又逗留の間、閑暇なれば詩作をも教けるに、後には相應に手跡も上達し詩を作り覺え、其内二三人も絶句などは、かなりに作るやうに成れり。江戸の御下知有て後、長崎へ送り遣されける時も、藤藏送りの役人たり。途中にて聯句なども有り。又絶句なども數首作りたり。藝州の知音より余が方へも、其途中の作幷聯句等を書寫して贈れり。彼國に歸り、日本にて手習學問せしことを物語らば、

彼國の人、奇とすべし。聊は日本の面目にもや。

一紀國南藏院殿は、名だゝる武將にておはせしと聞に、今度余、彼國に遊びて見るに、和歌浦邊の堂塔の模樣、又は橋築島のやうす風流を盡されたり。又城下より和歌浦へ出る道にも、大石に大書して文字を彫付られたり。朝鮮の李梅溪が書なり。又和歌浦の向ふなる苫の島にも、石面諸所に李梅溪が大書を彫付られたり。風流の事なり。誠に名高き大將は、文事にも疎からずましませし。

一余が友紀伊の家中に、野呂何某祕藏の脇差有り。金の象眼銘にて眞田左衛門帶レ之の字あり。上に泛塵の二字、是も象眼にて入れたり。眞田の銘せしにや。作は宇多國次にて、一條國廣あげたりといふ事も、象眼にて入れたり。眞田幸村は武略のみと思ひしに、泛塵の二字、風流の銘なり。今時の武夫のごときにはあらず。此脇差、高野山より出て傳來正しき寶刀なり。

一紀州の士小田何某、近き頃鎧一領を得たり。其鎧の寸法、皆白石先生の著されし、軍器考中の楠公の鎧に寸法露違はず。小田子祕藏して愛翫たゞならず。

一大雅堂の畫蘭亭歸去來西園雅集皆小楷贊辭あり。此三幅を今年七十五金に求玉ひし諸侯ありとぞ。近世の書畫にてかゝる高料は聞も及ばず。大雅堂の書畫の秀し故にや。又當今都鄙ともに書畫流行ゆゑにや。彼畫幅、もとより紙表具なりしとぞ。

一肥後國八ツ代の士西垣氏、寛政六年、長崎にて古琴を得たり。宋朝の琴にて東坡所持なりしよし、西垣みづから、記を作り其圖樣を模せり。余も人より傳へて其圖は見し。眞物なりやいかゞ。

一伊勢國榊原の湯の南に、小倭鄉中佐田村といふ所に、紀貫之の塚有り。いかなるいはれにや。

一紀效新書は、明の戚南塘の著す所にして兵家有益の書なり。又此同人の作に、煉兵諸書といへる書一





帙あり。余、南紀の小田氏の家にて此書を一見せり。珍書なり。然れども疑ふらくは、戚南塘の武名を借りて、明末の人偽撰せるものならんか。紀効新書の眞なるがごとくなるにはあらじと見ゆ

一唐土にて諸國に祭る所の孔夫子の像、杏壇の圖、多きに侍立の弟子十四人あり。東涯の說には、十哲に曾子、有子、子張、子羔をかきたるならんかと云れしとぞ。近き頃、近江國小川村藤樹書院所藏の杏壇の圖を見しに、亦十四人あり。李仲和の畫なりといひ傳ふ。印記はなし。又藤樹書院所藏の釋奠の式を書る卷物を見るに、其說には、十哲に曾子、有子、子思、孟子と記せり。此卷物は明末の物と見ゆ。此說、東涯の說に異なり。いづれか是なるべきや。

一薩摩に一士人あり。若き頃より常人に異なりて、深く佛道を修し、みづから無人相菩薩と稱し、世事を意とせず奇異の人なり。佛畫をよくし多く畫けり。又經文の文字を細書にして、おのづから佛像になるやうに畫き、信心の人には附與す。雲水の行脚などは、多く彼國にいたり此人を拜す。此菩薩或時、別府藤藏へ物語りせられしは、夜更人靜まりて座禪觀法の折節にても、若き女の聲して、三味線を彈き端歌を艷に高くうたふを遙に聞ば、何となく心動くものなり。まのあたり美人を見るにも勝れり。我だもかくのごとし。足下など年若き人は、深く恐れ愼むべき事にこそと、しみ〴〵と告られしと、藤藏余に語りき。藤藏は薩摩の人にて、余、彼國に在りし頃、殊に親しく交りし人なり。

一本邦の俗、十月を神無月といふ。和書を讀人、種々の異說有れども、皆牽強附會の說にして信ずるに足らず。余考るに、本邦伶倫家用る律呂の配當、壹越律を黃鐘律に當てゝ十一月の律とす。故に十月の律は上無律に當る。是に依て十月を上無月といふなり。

一紀州和歌山より二里ばかり東に、岡田といふ所有り。其地に桑原角之進といふ人有り。桑原彈正少弼

の後胤にして舊家なり。其家に昔より青山の琵琶を持傳へたり。今に到り珍藏せりと、其家の聟浪花河内屋三右衛門物語なり。

一宋の即耕和尚、大徳寺の祖南浦を送る語に云、相送當門有㆓脩竹㆒。爲㆑君葉々起㆓淸風㆒。白隱和尚、此語を讀て喜て曰、得㆓言語三昧㆒。その後白隱和尚、僧徒に佛法を說示すに、自由を得られしとぞ。

一淮南子に、文王十五歲にして武王を生むとしるせり。聖人は天地の秀氣を得たるものなれば、其陰陽の氣も又充る事の早きにや。

一砭の法はいかなる物にや。和漢ともに古の法の絕ぬることこそ殘念なれ。外科大成などにいふ所の砭の法は、笑ふべきの甚だしきことなり。

一半夏は日本のもの、萬國に勝れて上品なり。唐土の產など、日本の半夏には似もよらずといふ。日本の內にても甚だ甲乙あり。一國の中にても其地の差別ありとなり。浪花の藤田氏所持の藥園、攝州中山の近邊にあり。其藥園の尼林村に產する半夏と、木之部村に產する半夏、纔に二村の間三里許を隔てたるに、木之部村の產は格別上品にて、同じ升目にても重さに甚だ不同有りと、藤田氏物語なり。是にても名醫別錄の半夏の量の、今と符合せざるを知べし。黃連茯苓も、日本の產萬國に勝れりとぞ。

一淺見絅齋先生、赤心報國といふ四字を彫付たる刀を、常に帶せられしと聞居しが、浪花の藤田仲達、此刀を傳へ得て所持せり。余、藤田氏にて見る事を得たり。伊賀守金道が作にて、長二尺三寸、幅一寸三分、かさね四分、深き匕有り。殊の外の大物なり。はゞき、赤銅の一枚はゞきにて、其はゞきの裏表に、赤心報國の字、置上に見えたり。楷書なり。絅齋先生自筆のよし、西依成齋先生審定の添書

に見えたり。鍔は鐵のすかしの角鍔甚だ厚し。緣頭は鐵にて唐竹を金象眼に少し入れたり。柄は元結卷なり。赤心報國の四字は、岳武穆の脊中に黥し居給ひし文字なりとぞ。

一浪華の松本周助奉時道人と號する人の家に、三足の蝦蟇の乾物有り。諸名家の詩文有りて、實に奇品なり。其後の物語りに、近年又、六脚の蝦蟇を得たりと、天地間無き物はあらずといふべし。

一河内國坪井宮の社務多田修理は、石川源氏の後胤なり。古器物多く所持せり。八幡太郎の弓も有り。楯無しの鎧も有り。神功皇后の鉾もあり。其鉾、長刀の如にしてひじ坪のごとき金物有りて、柄の傍に身を付たるものなり。憲廟、有徳廟の御時にも、上覽に入りしものとぞ。

一伊勢山田外宮の宮崎の御文庫に、俵藤太秀鄕の太刀有。有徳廟の御時上覽にも入、本阿彌鑑定を歷しとぞ。其時身を磨しめ、官より白鞘を賜りしなり。作は神息と云。然ども銘はなし。長二尺三四寸許り、直燒なり。柄と身と同鐵にて連りたるものなり。頭の紐を拔去り金物を取れば、鍔頭の方へ拔けるなり。柄の鐵厚サ三分許、元來の鞘は木綿にて包み澁を塗たるごとくに見ゆ。奇製の物なり。

一伊勢松坂の西三里許に日川といふ所有り。此所に五輪の石塔百餘有り。中に一ツ、自然石に唯有ニ一乘法ニといふ五字を彫たる石あり。其外には文字有る塔なし。傳へ云、平家六代御前の石塔なりと、又文覺上人の碑も有りといふ。日川といふ村は、堀坂山の麓矢下村の隣村なりといふ。六代御前の舊跡といふこと、いぶかしき事なり。

一寬政九年丁巳九月、伊勢國櫛田にて異獸を得たり。民家の井の中に落たりしを捕得たり。形牝狗のごとく、毛色茶褐にて細微の雜毛有り。四足の爪甚だ鋭にて、鷲の爪に似たり。面長く目ほそし。見る人、其名を知る事なし。其後、下總の旅人に語りしに、彼國にてマミと云ものなるべしと云へりと

ぞ。伊勢山中にはコアミと云獸有り。狸の大なるものに似たり。彼井中に落たるは、其コアミにもあらずと、我友人櫛田の奥田太民物語なりき。

一熊野海濱にて三大邑あり。木の本、雄鷲、長島と云。皆千軒の所なり。其地狹隘なれども頗る富饒の地なり。雄鷲、木之本邊より浪花へ出るに、間道の近道あり。嶮岨を越て大和國吉野郡上市村に出る。壯者は二日にて上市に達す。浪花まで四日路にて達す。春の日は到て壯者は三日にこも達すと云。此道を姥ケ峯越と云。王臺山の一里西を歷て行。其地を王臺が辻といふ。姥が峯の南の方に道二筋あり。一筋を池の嶺通りといふ。高山の嶺に池有り。其池中に神靈あり。又池水の中に浮木といふ物有りて、折々此浮木水上に遊行す。其時は必大風大雨等有りとなり。

一王臺山は熊野の奥に當りて、和州吉野郡の深山中の高山なり。伊勢の宮川、熊野の新宮川、紀州の紀の川、此三川の水源なり。中王臺、南王臺、北王臺の三峯あり。中王臺は最高しとなり。

一熊野は東西甚長く百里に近し。然れども南北甚だ狹く、海濱より北に入る事、纔に五六里六七里なれば、大和國吉野郡なり。半より東にては伊勢國なり。雄鷲の山奥には聊の平地もなく、六七里の間も民家なし。木之本は山奥に百ケ村許も有りて、一里半里には必民家有り。聊づゝの平地ある故あり。しかれども四五丁と打開きたる平地は絕てなし。

一承久二年三月朔日、御琵琶合有り。其記錄、卷物にて判の詞等詳なり。奥書に、西園寺相國公相公御自筆の本を以て書寫す。持明院三位宗時卿許可門人井上光美書と見えたり。

琵琶合十三番

壹番　左 木濃。右 井手。持

二番　左 木綿。右 小琵琶。持

三番　左 花園。右 狛犬。左勝

四番　左賢圓。右三等。右勝　五番　左十二時。右新御前。右勝　六番　左大鳥。右黄菊。右勝
七番　左大唐花。右御前。右強キ持　八番　左三日月。右小唐花。右強キ持　九番　左白龍。右新白象。左勝
十番　左犬引。右毛長丈。左勝　十一番　左渭橋。右大紫檀。左勝　十二番　左良道。右元興寺。右強キ持
十三番　左玄象。右牧馬。格別之靈物、不レ及二勝負之沙汰一也。

一延喜の御物に、名物の御琵琶十七面あり。今の菊亭家に御所持の巖(いはほ)といふ琵琶は、此十七面の内なりとぞ。

一當今伏見宮の御祕藏の第一の御琵琶を大虎と云。今は甲離(かふはなれ)有りと云。先年拜見を願ひしに、花園帝の勅封にて、七日潔齋して拜見すべきよし、宮にも御潔齋有りて、御開封のよしにて、其願をやめたり。それより次の御琵琶にも、孔雀(くじやく)などいふ名物多しとぞ。

一村菊といふ琵琶、甲ばかり離れて、伊勢山田古道具やに有り。草書にて村菊(むらぎく)と甲の裏に見えたれば、おきくと讀て、古道具の會たびに毎に、あなたこなた纔に四匁三分づゝにて買とり、二三年も有しが、後に尾張の人買去りて、村菊なる事を知り、其後、江戸の方へ金七十五兩にてうれたりといへり。今は何人の手に入りしにや。

一寛政十年戊午の年正月、大隅國の人池田甚兵衛、上京して余が家に逗留し、余が爲に木の下の琵琶を寫して、新に琵琶一面を作り贈らる。始て都に登り造りたりとて、其琵琶の銘を美耶古(みやこ)と名付し。余が家の寶とす。

一澤庵和尚は道義の外、只茶事などにのみ其名高く、折ふし和歌も見ゆれど、道歌やうのものにて、茶

人のもてはやす計りにやと思ひ居しに、さはなくて、和歌の道よく心得居られし、烏丸光廣卿御點の百首も有りとぞ。其中面白き歌多きに、わきて杜鵑の歌、

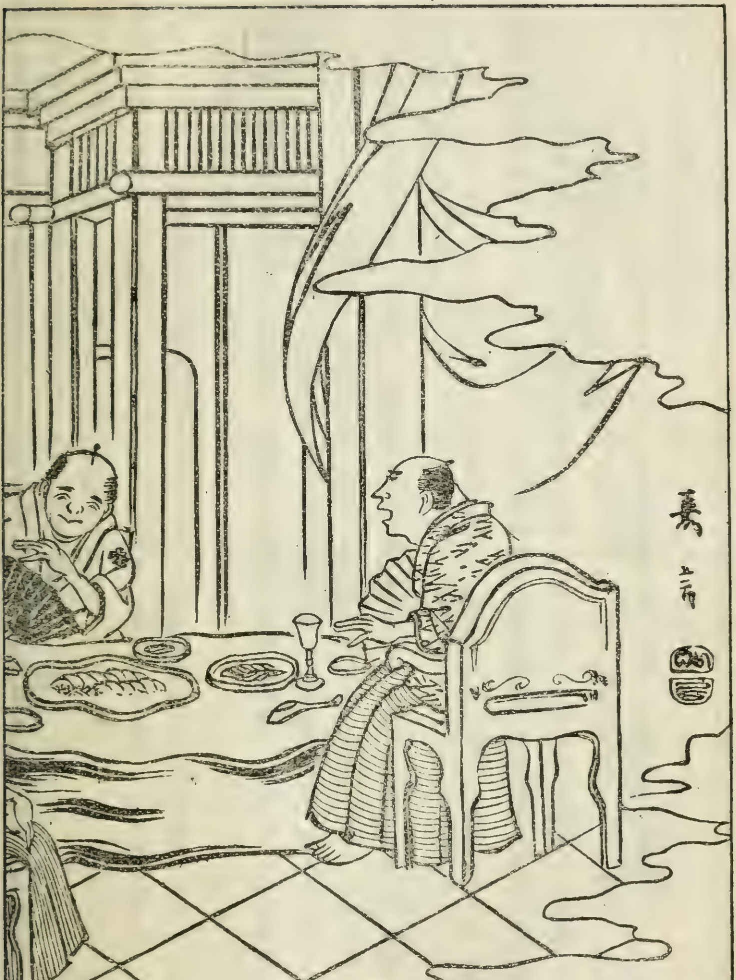
　老らくの耳にはうとき時鳥思ひ出るぞ初音なりける

光廣今も殊に感じ玉ひし書に、初音の僞正同日の談にあらずと賞美し給ひけるとぞ。近き頃、百拙和尚の百首の詠草、烏丸光榮卿の御點有るを見しが、是にも面白き歌多し。誠に卓越の才有る人は、瑣末の小技何ことか出來ざらん。

一安永年間、或諸侯へ朝鮮國より賴みて、乾隆帝へ朝鮮王より獻上の物のよしにて、京都御幸町の彫物師長常へ赤銅の手爐の火屋に、八重菊のすかしを、至極丁寧に申付られたり。價五百金のよしにて、地金のけつからに云に不レ及。彫物の丁寧、長常一生の精力を盡して造り、裏に大日本越前大椽長常と、金の象眼銘を入れ贈れりとぞ。其象眼もチギリ象眼とて、年を歴ても拔落ざる手際の細工に入れたりとぞ。是等は面目の事なり。

一日本の戶障子疊など、萬國に勝れて勝手よき仕方なり。安永、天明の間に、長崎へ來り居し阿蘭陀のカピタン役、イサアカテツシンキと云へるは、甚だ本邦の製を慕ひ、阿蘭陀館のカピタン部屋を日本流に作りて住りとぞ。其頃の阿蘭陀大通事役吉雄幸左衞門家は、又阿蘭陀を學びて一座敷を別に敷瓦にし、其二階は板敷にして靑漆塗の梯子欄干等を設たり。余も吉雄家に尋しに、さながら阿蘭陀館に入りたるごとく有し。されど疊なければ、主客皆曲籙に腰をかけ、茶酒の類の獻酬其外の飲食も、甚だ不自由なる事なりし。

一カピタン役イサアカテツシンキは、好事の男にて、學問は兎角唐土の文字便利にて微細なりとて、





支那學をし、少しづゝ漢文を作る事も出來、唐土の書籍を讀事はよく讀りとぞ。

一寛政の初に、長崎に毎度渡り來りし孟涵丸といふ唐人は、日本のかなをよく書覺へ、和歌、俳諧、狂歌の類をも少しづゝは作り覺へたり。和書をも讀覺へ、和語をも大抵はよくす。日本へ渡り來らざる者にも、南京邊には好事家に和學を好み、和書を多く貯えたる人も有りとぞ。奥州の漂流人、寛政八年、南京に久敷逗留せし折節、彼地にて振舞に招かれ、膳、椀、坪、平、焼物皿まで、器物料理、皆日本流にて馳走せし人有しといふ。されば近來にては、いかなるかな書にても、唐土にて吟味せば、讀ざる事はあるべからず。既に二十年計も以前に、何とかいひし唐本を見し事の有しに、其中に年號を論ずる所に、寳曆は日本の年號なり。日本馬場信武が著す周易指南抄に見えたりと引たる文有りし。二三十年も以前に、信武の指南抄、唐土に渡り居て、彼方にて讀たりしと見えたり。二十年計前さへかくのごとし。況や近年、萬國ともに太平日久敷、文運月々日々に開けたるに於てをや。

一余、江戸に在りし頃、去る諸侯の座にて、手づま、品だまといふ藝者を召れしを拜見せし事の有しが、甚だ上手にて目を驚かす事多かりし。重箱を持出、三方に乘せ内を改め、扨水を取寄、其水を重箱の內に入れ、短き竹に釣針を付て、かの重箱に下し魚を釣體をなせしに、頓て三寸許の鮒を釣上たり。是ばかりにては酒の肴に不足なり。何ぞ靑物を作り出すべしとて、かの重箱の水を捨て、其中に砂を入れ、菜種を取寄せ重箱の中に蒔て、又重箱を三方の上におき、風呂敷をかけて、しばらくして最早生出べしとて、重箱の蓋を開くに、件の砂中に、二葉の靑菜十分に生出たり。是をつみ取りて、吸物にすべしと命ず。又紙をもみて掌中に握れば、雀の玉子となる。其玉子を暫く掌中に暖むれば、忽ち雀と成りて飛出づ。其外奇妙の術、數々目を驚せり。委しく聞に、みな手づまにて幻術の類には

あらずとなり。唐土の左慈が盃を飛しける術も、奇とするにたらずと見ゆ。

一　一とせ、佐渡の國金山の役人島川氏上京せし頃、微恙ありて診察せしついで、金山の事を聞しに、金を掘事を業とする者は、必其後、病を發して死す。早きは三年五年、遅きは七八年十年を不過して死せざるは無しとなり。其病を彼國にてヤマケといふ。其病、はじめは咳嗽出て面色青くなり、氣急の氣味有りて、登り坂などは黄胖病のごとく、息遠しく堪がたく、常の歩行も健にはなりがたし。如レ此なること半年或一年計にて、段々羸痩して死に到る。此病發する者、一人も癒ることなしとぞ。薩摩の金山にては、此病をヘツペと云。其咳嗽の聲ヘツペといふがごとし。故に名とすとぞ。諸國ともに金銀銅鐵ともに掘る者には、皆此病有り。是燈火の油烟、外に散らず。其人の呼吸に引れて鼻より入り、肺臓の穴に、其油烟粘着する故に發する事なり。如レ此に此業をする人は、必死の病の發する事を知る故、賃錢給金を高直に貪り取り、其金錢にて大酒、淫亂、喧嘩、口論等を恐れ憚らず。頭分の人の命令をも用ひず。無賴の悪少年、手に合がたき者計とぞ。いたましき事なり。余多年、此病を治するの方を考るに、近頃、薩摩國より一方を得たり。別に醫話に記す。○又金を堀る穴を、佐渡にてマブと云、穴中の働く場所をシキと云。其マブに色々の名あり。當今盛に掘る穴を青盤マブと云。また島越マブと云もあり。是よりも金出るなり。佐渡の方言に、青石の大なるを盤と云。青盤マブとは、青岩の穴なる故なり。その青盤マブ甚深し。曉に穴に入りて奥に到り、其まゝ歸り出るに暮に及ぶと云。されば穴の深さ半日程有りと思はる。○金の蔓は根深く入有るものなり。銀の蔓は淺く浮上りて有ものなり。金の蔓は白き石なり。此蔓に掘當れば、其つるを傳ひて金ある所に到るべし。此蔓、東西に引ものにして、南北に引事無しとぞ。是は天の運行に引れて、延るもの故なるべし。○穴深く入

れば風氣絶て燈火滅す。是を彼地にてケダへと云。ケダへする所より奥に入れば、人の呼吸も絶て死す。故に人る事叶はず。もし金多く有りて、强て入らんと欲すれば、重ね土器とて燈心草を格別多く入れて、土器二枚に火を點じ、火氣と火氣相接してともるやうにするなり。又三寶荒神といひて、一ツ土器に火を三ツともし、火氣相接するやうにする事有り。是にて暫くは深く入るべし。然れども强て深くは入がたし。故になるたけは上に向ふて、井のごとく穴を穿ちて煙を通し、或は横ざまに隣の穴に掘りぬきて氣を通ぜしむ。又最初より隣の方に穴も無く、山も高くして上にも穴を穿ちがたき時は、添煙と名付て、穴二ツ並べて掘り入る。ソへケフリとは添煙出しと云略言なるべし。〇穴の中に入る燈火、昔はサヾイ殼に火をともして入りしが、今はいかやうに振廻しても自由になりて、油のこぼれざる土器に、竹の柄を付て持入るなり。燈心草は凡三四十筋も入るなり。〇山氣の病人には、甚だ溫補の藥を忌む。もし人參などにても用る時は、早く死するとぞ。〇金を掘りし古穴、年久敷なれば、岩間より黄泥流れ出て、滴り落かたまりて、禹餘糧のごとく石中黄のごとくに成る。是を佐渡にてはスホウ石といふ。スホウとは蘇木といふ事なり。赤き石と云心にてかく云とぞ。然れども其石の色は黄褐色なり。薩摩國にてケイチンといふ類にや。薩摩のギチには、其品大に異なり。〇穴の中には、金を掘る者の外に、穴の崩るべき所に、木にてわくを作りて諸所に入るゝ大工あり。又底深く入りたる時には、水多く出て掘りがたき故、水をかへ出す役目の人足あり。其水をかへ出す道具、龍骨車の如きもの品々有り。以上の物語みな、島川生の物語なりき。

一一休和尙の母君、末期に一休和尙へ贈り遣さるゝ文の寫とて、學丹翁の持傳へ居られけるを借りて記す。其文云、

我等婆婆の緣盡き、無爲の都に赴候。御身よき出家に成り給ひ、佛性の見を磨き、其眼より我等地獄に落るか。落ざるか。不斷添か。不レ添かを見玉ふべし。釋迦、達磨をも奴となし給ふほどの人に成り玉ひ候はゞ、俗にても不レ苦候。佛四十餘年說法し玉ひ、終りに一字不說と宣し上は、我と見る我と悟が肝要に候。何事も莫二妄想一あなかしこ。

九月上旬　　　不生不死身

千菊丸どのへ

かへすがへす方便の說のみを守る人は、糞虫と同じ事に候。八萬の諸聖教をそらに讀ても、佛性の見を磨かずんば、此文ほどの事も解しがたかるべし。

是とてもかりそめならぬわかれとはかたみとも見よ水莖の跡

一文湖洲竹詩一字至十字爲句。

竹。竹。森寒。潔綠。湘江頭。渭水曲。帷幔翠錦戈矛蒼玉。心虛異衆草。節勁踰凡木。化龍技入仙坡。呼鳳律鳴神谷。月娥巾帔靜苒々。風女笙竽淸簌々。林間飮酒碎影搖樽。石上圍棊輕陰覆局屈太夫逐去徒悅椒蘭。陶先生歸來但尋松菊。若論檀欒操無敵於君。欲圖瀟灑之姿莫賢於僕。

一東武の官庫に、三條宗近、相州正宗等刀劍極意傳授の祕書有りしを、此まゝ官庫に祕し置れんは益なし。鍛冶の堪能を撰み、借し與へられて修行せしめ然るべしとの御沙汰有りて、刀劍鑑定の達人神田白龍子に命ぜられ、寬政丙辰年、白龍子の吹擧に依て、因幡壽格を遠く東武に召れ、彼祕書を借し與へられし。壽格、今度の撰に逢しこと、鍛冶の身にとりて規模の事なり。

一寬政年間、京都二條新地二王門通りに、黑田傳兵衛といへる刀鍛冶有り。此人もとは、庖丁菜刀の類

の鍛冶なりしが、さる人の目利にて、後々修行せば刀鍛冶の名人にも成るべしとて、其人より秘傳を得て、寛政の初より刀鍛冶となる。此傳、銅鐵きたひとて、鐵に銅を多く入れて鍛ふ事にて、他の鍛冶の法とは別流なりとぞ。其刀、よく鐵を切る。名作の兜の鉢、或は鎧の札等を切こと泥のごとし。六寸釘などを切るに段々となる。其人の說に、戰場に用ゆる刀劍、鐵を切らざれば益なし。燒刄中心などの上手下手、見事不見事を論ずるは無益の事なり。燒刄などは細工物なれば、いかやうにも出來るものなり。燒刄見事なりとて、切れ味の爲にはならずとて、中心のヤスリ目などいふことも無く、燒刄甚不見事なりとぞ。他の鍛冶とは、其法大に異なり、論も大に異なり。他の鍛冶より云は、鐵には銅の和せぬものなり。金などを入れ、銅を入るゝなどゝ、人を欺くの事なりといふ。左も有べく思はる。但し黑田が法は、別に祕傳有りといふべし。

北史藝術傳曰、綦母懷文傳曰。懷文造二宿鐵刀一。其法燒二生鐵精一以重二柔鋌一數宿。則成二剛鐵一。以二柔鐵一爲レ刀。脊浴以二五牲之溺一。淬以二五牲之脂一。斬レ甲過二三十札一。云々。是によりて見れば、黑田が法もなき事にはあらずかし。

一　近き年、古錢を弄び貯ふ事行れて、好事家競ひ誇る事なり。諸侯にも、數萬金の古錢を貯へ玉ふ御方も多しとぞ。其外、三都の富豪侯國の諸士などにも、其名高き人多し。余が見及びたる中にも、乾元重寶の大錢一文を、金七十五兩にて求し人有り。又聞及びしには、得一元寶一文を銀四貫目にて買しといふ。又皇祐元寶を金百兩にて得たりと云。一文の錢金百金に到れるも甚だしといふべし。錯刀などは有らば數百金の物なれども、海内に眞物なしといふ。いかゞなりや。

一　寛政七八年の頃、俗に唐だちばなと云草、大に世に行れもてはやす事になりぬ。其實、色白く葉の

緣白く、或は葉長く大なるものゝ一本を、五十兩百兩とて競ひ求めけるを、耳も驚く事と思ひしに、江州、參州邊に一本の價、千金に及べる物有りといへり。況や二三百金のものは、植木屋の少し手廻る家には、皆貯へたり。奇中の怪事といふべし。是は商賈の輩、利を射るが爲に、彼家のたちばなを此家に買、此方のたちばなを彼方に賣などするたび每に、段々其價相增して、終に如ㇾ此に到れるなり。是までにも蘭の奇品、牡丹の名花など、價百金に到るもの有りと、人の物語にのみ聞居しが、百金の外に出し草は、いまだ聞も及ばざりしに、世上、利を貪る心甚しきより、かゝる怪事も出來るものにぞ。

一江州山田の浦の木之內古繁、伊勢の山中甚作、浪花の加島屋源太兵衞など、奇石を集め貯る名高し。其外にも、三都の中の好事家、侯國の逸人、藏石の名に高き人、近年夥し。余も諸家の奇石を見しに、皆一家の藏る所三千五千種に到る。五日十日の力を盡して、よふ〳〵眼をふることを得るなり。其多き中にも、格別に目を驚す程の珍奇の物は無きものなり。源太兵衞物語に、過し年、北國より人ありて、拳の大さの夜光の玉あり。よく一室を照らす。よき價あらば賣んといひしかば、即座に其人に托して、其玉求めたし。暗夜に其玉の入たる箱の內許り白きやうに見えば、金五十兩に求べし。又其玉にて暗夜に、大なる文字一字にても讀得られなば、金百兩に求むべし。又其玉にて書狀を讀程ならば三百金、いよ〳〵一室を照らさば、我身代不ㇾ殘の力を盡して求べし。急ぎ媒して玉はるべしと云やりしが、其後、何の便もなくてやみぬ。空言にて有しと思はる。又紀州より水晶の中に水有りて、其水中に小魚の遊行せる玉ありと云人有りければ、是も數百金の價を出さんといひやりつるに、取落して其玉破れたりといひこせし。是も僞りと思はれぬ。又大和國に掛目の重さに輕重有る石ありといひし

かば、求んと思ひて取寄せ、衡りて見しに、少しも輕重する事なし。唯手にて提見るに、輕く覺ゆる日と、重く覺ゆる日ありと、賣る人のいひければ、興さめて戻しやりぬ。是にて見れば、世の中に格別の奇石珍玉は無きものといひし。此物語、甚だ實意に覺へし。

一加島屋源太兵衛所藏に、鷄冠雄黄石の見事なるあり。其大サ拳二ツ合せたるばかり有りて、色珊瑚のごとく光潤にて無瑕なり。珍奇の品なり。

一筑前の貝原先生、京都遊學の時、いまだ年若く居玉ひしかば、折々は島原の青樓に遊びて、小紫といふ太夫に契りしが、遊學の年限みちて歸國の時、小紫、別れを惜み己が姿を繪に寫し、

姿こそ繪にはうつせど中々に通ふ心は筆に及ばし

と、一首の歌を詠じ書付て、貝原に贈らんとするを、小紫が姉女郎吉野見て、先生は尋常の人にあらず。みづからも一言を贈らんとて、繪の上に、

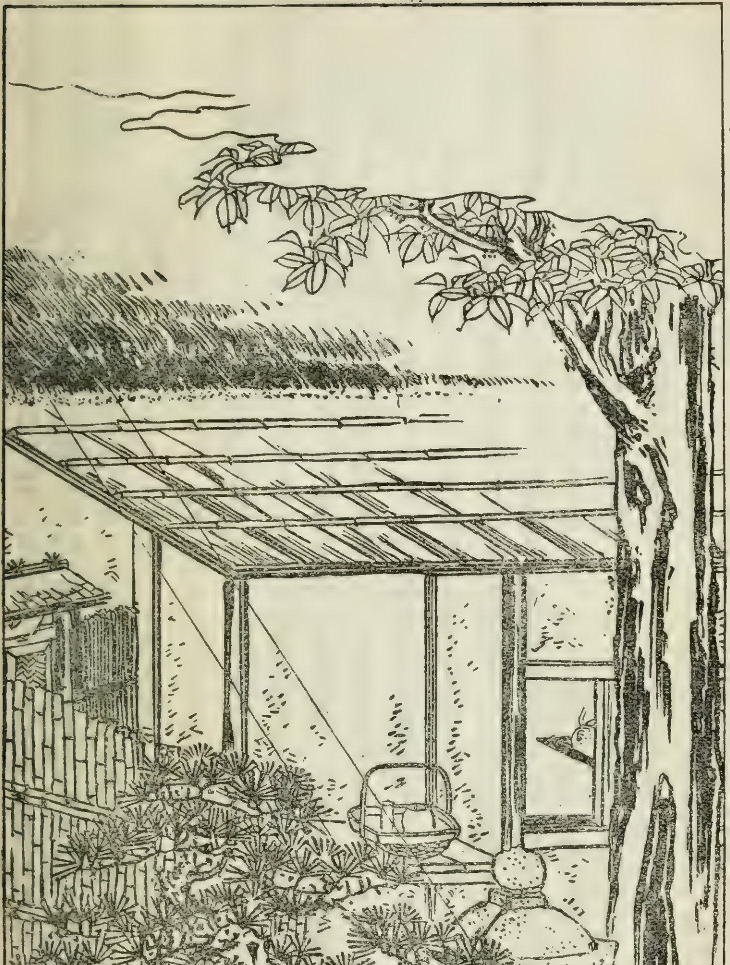
玉琴のひく手あまたの浮れ女に、誠有りと心を盡す人こそ、あはれにもまたおかし。すべて男ほど、淺々しきものはあらじと、我のみ思ふかもしらず。古の佛刀自、靜なんど、實なしと云んもやぼらし。寔あだし野の露消なむ命、我もしらず。人もしらず。遊ばゝ遊べ。西へ東へ。

いゝたりの日に泪こぼす糸櫻　　都の遊女　よし野

筑前學士貝原氏によする

右の文章、只一時出るまゝのいたづら書なれども、其才氣も見るべし。今に到り吉野が夜具の廣東の切れを、吉野廣東と稱し、名物となり、茶入の帋にもなしてもてはやし。全盛の太夫の口實とするも、ゆゑんなきにはあらず。

一佐野榮庵が家は、其頃京都にて人に名を知られたる富家なりしが、其嫡子、酒宴遊興を好み、日夜島原、祇園町の遊びに長じて、家業の事をも忘れければ、每度親屬異見の上、最早此上は勘當をもといひし頃、父榮庵、北野へ參詣せし事の有しに、途中俄の夕立に逢、とある軒端に雨宿りして居たりしに、しばしすれども雨晴かねければ、內より十二三歲ばかりなる奇麗の小女出て、軒淺くて雨もかゝり候はんまゝ、しばしこなたに入らせ給ひて、晴をも待せ玉ふべしとて、切戶を開き內に入れ、腰かけに圓座、煙草盆など取そへて出しければ、榮庵悅び、圓座打しき煙草などのみて、露路のやうすを見るに、燈籠飛石の構へ、樹木の植やう、わざとめかず物靜にて見所多し。誰人の住家にやと、主ゆかしく覺へ居けるに、又暫して前の小女出て、あるじは女のみに候へば、先程よりも遠慮致し居候へども、餘に雨も晴かね候ひぬ。圍に幸ひ釜も煮え居候へば、不ㇾ苦思召候はゞしばらくかなたへ入らせ給ひて、薄茶にても召上られ候ひなんやといひしに、榮庵もとより好む茶道の事なれば、圍の模樣も見まほしく、然らば御免を蒙るべしとて內に入、懸物より風呂釜の取合せまで、心有りげに見なして座に付居たるに、あるじの女出て挨拶す。容色の美麗なるはいふもさらなり。言葉の放れ氣高して、しかもいさゝか驕慢の色なし。世にはかゝる女も有る物にやと思ひ居たるに、やがてみづから茶を點じて出す。手前さへ拙からず。一しほに風味よく覺えて、程よく飲み、雨も晴たれば一禮して歸りぬ。榮庵歸りて後も猶いぶかしく、けふは誠に仙家に遊びし心地したり。さるにてもかゝる茶人あらば、聞及ばざる事や有べき。是は狐にたぶらかされしなるべしと、心中安からず。頻りに手代、下部などに尋向ひて、彼家見て來よ。名字をも聞て來よと責ければ、手代せんかたなく白狀して、實は若旦那の御妾宅なり。彼婦人は島原の吉野太夫なるを、近き頃受け出し給ひて、彼所にかこひ置玉へるなりとい





ひければ、榮庵大に驚き、我子の心亂れけるも道理なり。我さへも心動けり。かゝる女、妻に具したりとて、恥辱にあらずとて、やがて親取して表向に迎へ入れ、嫡子の妻となしたりとぞ。佐野の家、衰へたれども今も猶、其子孫續きたりと聞り。

北窻瑣談後編 巻之三

一山中の人は長壽なり。海邊の人は短命なり。すべて肉食のみに片よる者は、たとへば燈火をかゝげて、明らかなりといへども、油のはやく盡るが如し。天年をはやくかゝげ盡すが故に、壽ならずとぞ思はる。廣く天下の人を見るに、蠻人など皆短命にて、五十ばかりにて死するを、日本の七八十歳にて死する者のごとく、長壽を得たるといふとぞ。

一筑前福岡邊には、小兒の瀉下の病多して、救ひがたき難症とす。龜井道哉、これを名づけて暴瀉病といふ。他國にはなき一種の病なり。慢驚風などには似ず。然れども此病、はなはだ治しがたしと、龜井子かたられし。

一薩摩には、初生の兒二三歳、あるひは四五歳の時に、故無して俄に啼事あり。腹痛のやうに見ゆるなり。何の故とも慥には知れがたし。此病發すれば、一晝夜或は二三日も啼盡して、皆死するなり。初生の間に啼出て止ざれば、皆々必死と定むるなり。此症、彼地はなはだ多し。小兒第一の難症とするなり。他國にはなし。余すこしく考へし事あれば、方を與へて歸りぬ。其後はいかゞ有しや。

一肥後邊は、下賤の人に片足ふとく腫て、柱のごとくなる病多し。京都などにはなき病なり。西國の生れの乞食に、稀に此足あるを見ることあり。此病は、詩經にいふ尰といふ疾にや。

一肥後の球磨といふ所には、腹痛はなはだ多し。生涯腹痛を患ふる人、余が見し時にも數十人あり。地氣のしからしむる事にして、他國にはなき事なり。東にては越中富山に、亦腹痛甚だ多し。しかれども其病因は、すこし異なるやうに思はる。

一伏見小倉の湖は、古名を巨掠の入江といひて、淀川に水通ひ大なる湖水なり。此中に一丈に餘れる大鯉魚二頭住り。此邊の漁者、此鯉を鳥羽殿と呼て、此湖中の神靈とす。此鯉、出て遊行する時は、鳥羽殿出られたりとて、其あたりには網を下し釣をたれず。余も初は虚談なるべしと思ひ居しが、後に親しく交りし、其あたりの事を司る人に聞しに、其人も見たりと語りき。此頃はたえて不レ出と聞ゆ。

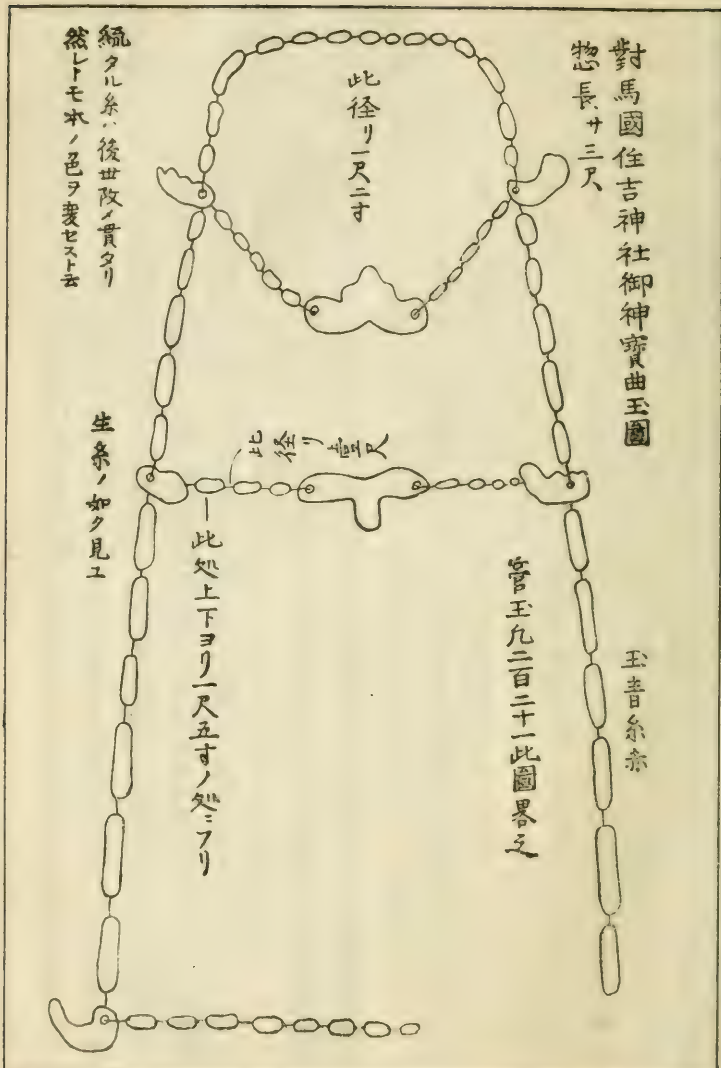
一芥子花を畫きたる屏風は、古昔不淨所に立たる物なれば、古き屛風に芥子花畫きたるは、座敷には引まじきものとぞ。何の書に出たる事にや。

一土中より掘出す神代の舊物に、曲玉といふものあり。靑玉にて作り、形豆莢の如く、もとの方に穴有。大小一樣ならず。神代の衣裳の飾也といへり。其玉に造れる玉石、今も出雲國に有。其山に玉造明神の社有。神代に其地に玉を造りて、商ひし人住りと思はる。

一竹は暖國によく、寒國には生ぜず。京師庭園に植る竹も、其根、皆西南に向ふ。故に薩摩、大隅の邊、種々の竹あり。三叉、五叉の竹、或は四角なる竹など最奇品なり。又京師武井元立家に藏る竹の花生、甚だ奇品なり。其節、斜に纒ふて連屬す。螺のごとし。故に竹理も斜なり。近衞家熈公の御作の御花生なりしを、武井元立拜領せるものと云。

一角倉氏の家來兒玉吉右衞門家に、大坂陣中に用ひし竹の鐵砲を寶とし傳へたり。吉右衞門先祖、是を放て力戰せし物と云傳ふ。其製、廻り一尺二三寸許の大竹を、三四尺程に切り、本の處には松木にて臺を付、竹には鐵の輪六ツを入れ、猶麻糸にて卷立、紙にて張り柿澁を引けり。傍に口火の穴有。地に据置て、石などを玉として放つものと見ゆ。昔覺へられて珍敷ものなり。

一宇治橋の南詰より、黃檗山の南に連れる山々を見れば、宛然たる荷葉皴の畫法なり。國々所々により


對馬國住吉神社御神寶曲玉圖
惣長サ三尺
此径リ一尺二寸
緒タル糸ハ後世改メ貫タリ
然レトモ木ノ色ヲ変セスト云
此径リ壹尺
生糸ノ如ク見ユ
此処上下ヨリ一尺五寸ノ処ニアリ
管玉九二百二十一此圖畧之
玉青糸赤

て山々の皺も異なるものなり。

一余が家に藏る書畫も、最初に得たる時打見たるに、餘りに能出來たりと思はざりし物、月を越え年を經て後、漸々によき所見えて、今にては甚だ珍重の物とする物多し。梅窓が山水圖など、最初には甚だ不滿なりしが、甚だ妙絶の物にて祕藏す。書畫は一二幅を數日壁頭にかけ置て、よく／＼其意を見得て後に、評すべき事なり。數百幅の展觀、或は寺院の虫拂、又は開帳の時など見たるは、其書畫の妙所は見えがたしと知るべし。都て是は書畫のみに限らず。詩歌にてもかくのごとし。打見たる時面白く覺へ、耳目新敷は眞のよき物にては無し。

一小兒の間に、書畫をよくし詩歌に巧なる、皆人の稱美する事なれども、多くは年長じて後、何の勝れたる事も無くなるものなり。其父母或は他人よりも、小兒の事なれば、行末賴母しく奇に思ひて甚だ譽る故、自然に小兒の心に油斷を生じ、早是にても世間に勝れたりと思ふより、後に至り平常の人にだも不レ及やうに成なり。其父母、少しも譽ることなく、隨分才藝德行拔群に勝れたる師に從しめ、其小兒の心にも、仰ぎても其師に何事も不レ及やうに思はしめ、嚴敷修行せしめば、長年の後なども、人に勝れざらめや。余も昔は、小兒の奇才を驚き譽しが、其後は才有りといふ小兒には、猶々教訓を加へ、其小兒をして大成せしめんと希へり。其外にも座頭の學問、婦人の書畫詩文、いか程に名高くても、恐るゝに不レ足ものなり。身體具足の男子の才藝に比すれば、片輪ほどの不足は見ゆるものなり。

一諺に奢りの長ぜしを、餅の皮をむくといふ事有り。唐土にも似たる事有りて、新蒙求に、客に餅を出せしに、餅緣を去て食ひしかば、主人怒りて、足下いまだ不レ飢とて、餅を引取しといふ事有り。餅緣とは、餅の少し日を經て、緣の堅くなりたる所なりや。

一吉益東洞翁、豪邁の氣象は世のゆるす所なり。但文雅風流の事は聞も及ばざりしかば、近き頃、人の物語に、東洞翁、詩經の詩を題にて、

やつが原やつれし鹿の聲すなり妻や戀らん子や思ふらん

一時、戯の詠なりとぞ。其體雄渾、近時の人の及ぶべからざるのみならず。右の作家といへども、多くは得やすからざる歌なり。豪傑の士、天下の細事何事かならざらん。

一室新助先生の和歌に、忠臣無二の心を、

ならはじなこのてがしはのふたおもて身は葛の葉のうらみ有とも

其體は後世の風なれども、詞調ひ義理穏にて面白く、よく讀おほせたる歌なり。漢學の力、何事にもよく通ず。

一薩摩、大隅の田間に疱瘡を病む家、粥を多く煮て、其粥の汁を病兒に多く強飲せしめ、殘の粥は家内の者食ひて、なを餘りあれば、ほし飯となす。只ひたすらに多く食せしむるを上策とす。痘中に數斗の米を煮事なり。只米を多く煮たるを、養生の行とゞきたりとして、富家には數斗に及ぶことなり。故に病人は、反つて飲食停滯の患ありて、害を起すこともまゝ有なり。又屋久の島、徳の島、大島邊には、出産の家かならず、多くみだりに火を燒事なり。晝夜とも莫大の薪を集めて、只ひたすら火を多く燒を、養生の第一といふゆへに、富家には一七日の間に、數百束の薪をたき盡す事なり。如レ此して上逆の患多からざるも不思議なり。産倚鎭帶の事は、むかしよりなしといふ。

一自ら正敷て後に人も亦、其命令にも從ひ、みづから守りて後に、人も守り、みづから信じて後に、人も信ずるものなり。然れどもたゞ、いたづらに大言を吐ことは、誰人もよくすれども、中心靜に省て

自ら信ずる事は、修行の功、よく積りたる慥なる事にあらずしては、信じがたきものなり。釋氏諸宗の祖師たちの、其修行よく足り、扨自ら信ずることの厚きを見るべし。されば（こそこ・カ）ことぞ一宗をも建立し、衆生をも濟度せしぞかし。

一、春暉、醫を學ぶ事廿餘年、醫學に於ては和漢古今に讓らずと、竊に獨り思ふ。其他の技藝、年若きより多端にわたりて學び弄ぶ。しかれども何一事人並にも至れる事なし。是は修行の功足らざる故なるべし。未熟の藝にて、時にふれよく出來たる時、人の稱美を得れば、虛なることは知りながらも、何とやら嬉しき心地す。人の毀を聞ては悅しからざる心地す。但醫學の事を、他人の評するには、よしと稱せられても嬉しくもあらず。惡しとそしられても、怒り腹立つ心聊もなし。是はみづから安身立命し居る故なり。道義を合點する事も、かくのごときの地位に至らば、寵辱も毀譽も名利も、心を亂る事は有まじと思はる。古の聖賢は如レ此なるべし。

一、明の萬曆の天子より前川玄以法印を、都督僉事の官に擧たりし勅書を、縉紳家に珍藏し玉ひしを拜見せしに、唐紙の大なるやうなる紙にて、四邊に畫欄あり。手迹も甚だ見事成ものなり。外に寫しおきぬ。

一、人の利鈍賢愚を知るの考へにもと、鳥獸の死せるを解て、あまねく見し事の有しに、牛の胃中には、居兒の方言に千枚といふものと、蜂巣といふものあり。蜂巣といふものは、蜂の巣のごとく穴のあきたる皮膜のやうなるものなり。千枚といふは、皮膜を數十枚重ねて、その皮膜鮫魚皮のごとくわさび卸しのごとくなる物なり。此二物は、牛の草を食して胃中にいり、件の蜂巣を一遍透して、此草を化し、再び千枚を透して細密に化する胃中の道具なり。かくの如く色々の所を數遍透る故に、生の草を

食ふといへども、能化して肛門より出る時は、其細密になりて能化したる糞なり。馬には蜂巣、千枚といふ物なし。只廣腸といふもの有。又芭蕉腸とも名く。甚廣く大なる腸なり。此所に食せるものを數日留めて、陽氣にて薫蒸し、化して糞にする故に、馬糞は硬くして跡なり。されば牛などは生草を食すべきやうに、天より生ぜしめしものなり。若是に、飯餅魚肉の類を食せしめば、粘着して件の蜂巣千枚通りがたく、胃中鬱滯して死すべし。人の腸胃のごときは、只竹の筒のごとくなれば、粘脂膏粱にあらざれば養ひがたし。生草などを食せば、忽ち瀉下して死すべし。皆おの／＼少しづゝの機關の仕かけは、格別なるものなり。

一鯨の牙齒、はなはだ一角に似たり。西國、北國の海にある鯨魚には、齒といふものなし。只紀州熊野浦より出る鯨には齒有。鯨の中にても品類の異なるべし。

一肥後の海中に、旱魚といふものゝ吻啄、外は鮫の皮のごとし。質は甚だ鹿角に似たり。魚に有べき物とは見えず。是を以て見れば、一角の魚吻なる事も知べからず。

一醫者たるものゝ持べき書籍は、内經、本草、傷寒論の三部なり。此三部は生涯讀べき書なり。古今の醫、是を外にしては醫學といふ事なし。扨餘財もあらば千金方貯へ持べし。方を知に便なり。手近くは方彙、古方選の二部を藏るもよし。溫疫論の一書は、傷寒論の外傳ともいふべし。仲景の意を會したる所多し。其外、古今の醫書、汗牛充棟かぞへ盡すべからず。大かたは古今の拔書の如きものなり。たま／＼一見解ある書も、わづかに古人の一斑をうかゞひ得たりといふべし。一遍は眼を觸るゝもよし。讀ざるも亦妨なし。

一利休の臨終のありさまを、駿臺雜話に稱美せられしが、臨終のみならず、利休は卓然たる人物、中々

茶人を以て評すべき人にあらず。利休の娘の萬代屋が方に嫁したるを、太閤、其容色を聞及び玉ひ、召入れらるべかりしを、利休不承知にて、一旦嫁し遣せし女、いかに君命なればとて出しがたし。且は太閤の御勢ひによりて、町人を思ひ替たりと云れんも口惜と、目前の富貴權勢を義の爲に顧みざる所、大丈夫の氣象といふべし。

一細川幽齋、其頃風流の聞え高し。二代とも引續き茶道までも、一流を成す程なりし。或時、蒲生氏郷、細川の茶道具に富玉ひしを聞及ばれ、御道具拜見致したし。何れの日に參り候べしと約して、其日に行れしに、細川家に名物名作の武具鎧、太刀、鎗などに到るまで、飾り付て見せられしかば、蒲生驚き、所望致せしは御茶具の事なりといはれしかば、細川答へに、道具と承り候へば、武具とこそ心得候へ。茶具もいと安き御事なりとて、夫より茶器數種見せ玉ひしとぞ。是等皆人のよく語り傳へたる事ながら、本業を忘却せざる、樂めども淫せずといふにも近かるべきにや。すべて其頃の名高き茶人は、大かた勝れたる人にて、今時の俗情甚だしき茶人とは大に異なり。但禪僧の其頃、茶味禪味同じ事とて、深く耽りしは如何とぞ思はる。

一謙遜なるは阿愉に近し。豪邁なるは放蕩に似たり。むしろ阿愉のそしりを得るとも、人は謙遜なるかたよし。

一唐土秦の始皇帝の築しめ玉ひし萬里長城は、いかなる制度のものにや。書籍にも委しくは見えず。人に問とも知れるひと無し。要害に成る程のものなれば、大なる物と思はる。數千年の今に、其まゝ存在すれば、甚だ丈夫なるものと思はる。長城の東の限り遼東の海中に出たる所を、書しるしたる書を見し事の有りしに、東海に夥敷鐵を入れて、長城の根脚として築上たりといふ事見えし。されば清盛

の兵庫の築島に百倍したる念の入りたる事なり。始皇帝は暴惡の天子なりしかど、長城は萬世の利を興し、後世是によりて北狄の患なしと、唐土にても稱せし文、まゝ見えたり。今の清朝に到りて、又此長城にならひて、遼東より東北の地數百里に長城を築かれたり。是を新長城といふ。

一唐土赫連勃々が城を築し時、築地など甚だ丈夫にて、錐をさして入る事一寸なれば、其作りし人を斬しとぞ。夫故、後迄も殘りし也。唐朝の詩などにも、赫連臺などいふ事見えたり。清盛兵庫の築島の時、潮來りて作り上たる島を崩せば、其作りし人を海中へ沈め殺せしとぞ。是を人柱を入れたりといひ傳へり。實に格別むつかしく大なる普請をするには、それ程の殘忍の事をも行ひ、嚴敷せざれば成就しがたかるべし。

一御所の御築地、前方の回祿の後、御築地も半は崩れたりしかば、新に造り改められしに、其古き崩れ殘りの築地を取拂に、中々容易ならず。甚だ堅くして人夫夥敷入り、受合の日雇方損失せし事ありしといひ傳ふ。洛西涼安寺の築地も、甚だ丈夫にして、其作りし初、土を大釜にてよく煮、其土を鹽のニガリを以て解きる築地に作りしと云。土を煮る事は、土の生氣を斷絶せしめ草木の生ざる爲なり。鹽のニガリにて解は、年々に土堅まり、且は螻蟻蚯蚓などの住居なりがたき爲なり。それゆへに今に到り、石のごとく見ゆ。

一近來、蕪村が俳諧才氣秀拔、其作皆、人意の外に出づ。學びて到らるべきの事にあらず。其人天然の才なり。畫亦妙品、其中能出來たる山水などは、近世前後に並ぶ人なし。存生の間、さのみ畫名の高からざりしは、俳諧に掩はれたると、眞の眼目有る人の、世になきとによるなるべし。

一嘯山が俳諧古選は、俳諧諸集の中の最第一の撰なり。其人、識鑒に長じて自運には甚だ拙し。耳に留

れる發句一句も聞し事なし。

一蝶夢法師、余親しく交りしが、其人、尋常の俳諧者流にはあらず。氣象高逸、且和文の學もあまりに不案内ならず。俳文なども別に一體を成して、淡泊平穏に出たるに、自然に力量ありて、發句よりも文章の方、甚長ずる所と見ゆ。

一京師の儒は德行に乏しく、稍もすれば金錢を貪る心見えて、卑劣の情多し。田舍の儒は德行の聞え多く、廉潔の風有。是目にも見、又世人のいふ所の論なり。余もかくのごとくなりと思ひ居しが、年歷てつく〴〵傍より見居るに、田舍の先生、德行の聞えも有るが、後に京に移り住して、二三年をも歷ると、いつとなく金錢を貪ること、元來の京儒よりも甚だし。是京師は衣食の事、甚だ艱嶮にて油斷なくすれば、飢渇も身に迫り來り、妻子をも離散するやうに成る事速なる故、雅俗貴賤ともに、京師の人は節儉を守り、微細の利をも積て、糊口の手だてとする事なり。田舍は是に代りて、住所と食とは大かた祖先より有り來り、衣服は制禁あれば、美なるを用るに不レ及、微細の利を追ふに及ばざれば、おのづから心のどやかにて、廉潔なるやうに見ゆるなり。地を替ば、京師の儒は其鍛錬をへたれば田舍には勝るべし。

一今の麻上下は、大紋の袖を切りたるなり。半上下は、又其裾を切り去りたるなり。

一古の人、鎧に直垂を着せしは、いかなる製の直垂にや。

一近年、世上に珍書を好む人多く、無用の書にても、希なる書は甚だ高價に求ることとなり。それ故、僞書なども世に多く出る事になりぬ。寛政巳年には、唐土よりも寫本の珍書を渡し、猶いまだ渡らざる珍書は、目錄ばかりを渡し、高價ならば持渡るべしと云こせしとて、余も其目錄を見たり。多くは僞

書と思はる。諸侯にも天下第一の藏書家といふあり。其庫中になき書は、價を不ㇾ論して求め給ふ。是もはら寛政巳年の事なりしが、文徴明の甫田集只一帙のものにて、本數も少き物を、書林最初は銀十八匁にて買たるが、二百疋に成り一兩になり、三兩五兩と賣買して、終に三十五兩にて求玉ひし諸侯あり。庶人にては備前の鴻本氏など、甚だ書に富りと云。是も家になき書は、何にても募り求む。諸國かゝる人多き故、格別珍奇ならぬ書も高價なり。舊き唐書なども、近き年までは三四兩の價なりしが、五十金七十金など云。萬曆板の十七史なども、二百金などいふ事になりぬ。其外毛奇齡の西河合集なども百金二百金と云。近き頃靈臺儀象志に、儀象考、成曆象考成を添て、寫本にて百金に求め給ひし國もあり。余十年許以前に、靈臺儀象志の板本を、七兩二歩にて人の買しを見及たり。纔の年數に、段々珍奇の書は、人の爭ひ求る事になりて高價にもなりけらし。

一伴蒿蹊、近年畸人傳を撰著して大に世に行る。三熊海棠又、畸人傳後編を草して、いまだ不ㇾ畢して死しぬ。其遺言に、蒿蹊に成就せん事を賴みしによりて、蒿蹊また是を修飾して世に弘む。此書出しによりて、近世の人物不朽に傳はる事にはなりぬ。蒿蹊、隱德の盛擧といふべし。

一當今、京師地下の和歌四天王と世に稱するは、澄月、芦菴、大愚、蒿蹊なり。皆各其和歌の風體、大に異にして一樣ならず。澄月は老輩にて先達なり。芦菴は才氣秀發、古體今體自由にて詠歌の上手、此人の上に出る者なし。大愚は新數面白くよみて、歌學に漢學を兼備へて、實に此道の宗匠なり。蒿溪は澹泊を專一にして、言外の餘情を志す高上の風體なり。又和文をよくして、當今第一と稱す。

一澄月は備中の産なり。幼少より出家剃髮して、同國玉島の天台宗の大地に弟子となり居られしが、或時、其寺の若僧、懈怠の行ひ有りける時、住持大に怒りて、汝は年も長じたる事なるに、法行懈怠し

に何の役にも立べくは見えず。あの澄月沙彌を見よ。いまだ十三の幼年なれども、朝も疾く起、夜るも遅く寐て、誦經、學問、手習等まで殘る所なく出精し、其上に寺中の掃除、臺所の小遣ひまでまめやかによく勤む。あの澄月がごとくしてこそ、後々は此寺の住職とも成べけれ。汝がごとくにては、小菴の一ツも得ることは覺束なしと叱られけるを、澄月傍に聞居て、住持の和尙に向ひ、只今の御異見こそいと心得がたく覺へ候。某が朝も早く起き、夜るも寐もやらで學問致すことは、天下の高德とも仰がれ、衆生を濟度する程に成べしと志し侍る故なり。かくのごとく出精して、纔に此寺程の住職すべき事は、いと本意なき事に候といひしに、和尙驚きて、汝はおこの者なりとうち笑ひてさし置れぬ。それより澄月思ふやう、迚もかゝる俗僧に從ひ居ては、志は達する事叶ふまじ。京都比叡山は、天台の本山にて碩學高德の僧も多かるべし。いざや登らんとて、玉島の寺を出奔して、十三の年、初て叡山に登りしに、路金に盡て困窮甚しきに、其上知る人もなく、受合の世話人もなければ、叡山の寺々一宿をも許さず。國元の師匠、或は俗緣親類の賴みの上に差置べしとて追出され、行べき方なく、其間に早夕暮に成ければ、難儀甚だしかりしを、下部の男見かねて、ひそかに一宿せしめ、かの男の親しき寺をやう／＼賴みて、山上に留る事にはなりぬ。其後普く、高德碩學の僧を求るに、思ひしよりは其人なかりしかば、本山の衰へ宗門の末になりしを歎息して、終に風流の道に流れ、歌人とはなりけるとぞ。

一諸侯の國、武を勵み野卑なるは、上によき人出給ひて導き教は、いかやうにも成べし。一旦文弱の風行れて、菲薄の風俗に流れたる國は、富國强兵の術施しがたし。

一諺に、下子は槌で遣へといふ事有り。誠に下賤のものを使ふには、諸事法により正路に使ふべし。聊

にても法外に、慈惠を施せば必付上りて、後には罰せざればやまざるやうに成る者なり。其の恩惠、反てあだと成こと多し。上たる人心得て、下賤者の罪に陷らぬやうにすべき事なり。國家の夷狄を御するも亦、かくの如くなるべし。

一、宋の沈存中が夢溪筆談に、宦者陰莖なし。故に鬚生ぜず。女子も陰莖なき故に鬚なし。是男子は腎氣外にめぐりて、鬚と陰毛生ず。鬚と陰毛とは、腎氣の主る所なりといへり。沈存中も東坡などゝ同じく、儒にして醫のことを言ことを好み、彼畠水練の徒なり。其論はとるにたらず。然れども陰莖をきればひげ絶るものにや。今日本に宦者なき故に其事をしらず。これ等も醫理の一の考にも備ふべき事なりき。

一、百拙和尚は道德の僧なり。又詩歌に巧なり。其身享保前後に生れ、海內七子體の詩を珍重する時に、少しも時好を不レ追。吾思ふ所を作り居られし。今にては詩も新敷見え、人の重寶する事なり。和歌もよき歌多く、手迹も見事なり。蒿溪の評に、百拙和尚は僧の詩の上手なるなり。大潮、萬菴等は、詩人の衣着たるなりと、尤の評なり。

一、深草の玄政上人は、袁中郎の詩集を求め、二十遍くりかへし讀て燒すて、其後は一生詩集を見ず。隨意に詩を作られしとぞ。

一、南郭を近世の詩の上手なりと、誰人も稱して今に論定れり。余先年、其集を一讀せしに、超凡の氣なく風流の趣に乏し。只無難に作り得しといふばかりなり。小兒等の作りならひに、手本とするにはよし。詩の上手とはいひがたかるべし。

一、王漁洋の七言絕句、甚だ淡泊にして遠韻有り。余甚だ是を愛す。

一、醫書の文、傷寒論は平穏にして力有り。奇妙の作、儒書の中にも其比稀なり。素問の文は玉石混雜せり。然れども其全體、他の醫書の及ぶ所にあらず。拔群に勝れたり。是を讀ば他の儒書を不レ讀とも、いかなる文章にても書事自由なるべし。其外、後世の醫書は、和漢ともに甚だ不文なるものにて、文章の手本などには成ものなし。本邦の醫書は、わけて文盲不文なり。但賀川子玄の產論、畑柳安の醫學院學範の二書、文章甚だ佳也。本邦醫書中の第一の文章とすべし。其外の醫書は、唐土などへは渡しがたし。

一、本邦の畫、源氏物語などにも名手乏しからず見ゆ。されど古昔も、畫無きにはあらざりしに、いかなる事にや。今の世に絕て見ることなきは、殘念の事にていといぶかし。但金岡、宅間の二畫、希に佛畫に殘れり。然れども多からざれば巧拙を論ずる事能はず。其後遂におくれて、啓書記、相藝の二阿彌僧明兆など畫名あり。其後、足利氏の末に、狩野元信出て、馬遠が畫風を法とし、引續き狩野氏、代々其風を守り遂に家を成す。是纔に二百年許此かたの事なり。土佐の家古しといへども、中興は狩野氏の前後にて、是亦一家を成せり。雪舟は宋人の畫風を學びて、雲谷數代一家を成す。然れども格別古き事にあらず。されば本邦に畫の事盛になりて、今慥に見て論ずべきは、二百年ばかりの事なり。唐土の畫は反て唐宋の畫も、多く本邦に傳りて、今に見る事をも得るなり。燈臺もと暗しの諺にも似たるにや。

一、本邦の畫變狩野一家を成す。探幽又別に一家をなして、狩野古代の風大に變じ、今に到り探幽の風なり。土佐一家、雪舟一家、其外は相阿彌、蛇足、宗達、各少しづゝ畫風異なり。近世百川出て、明人の畫風を法とし、是より唐畫といふ名目出來て、和畫、唐畫の二道と成る。雪溪、蘆山、玉燗の徒は、

唐和の間を畫くものなり。其後宋紫石、諸葛監、范古、熊斐、大雅堂、蕪村、霍亭、梅窓、蕭白、俊明、伊孚、祇南海、林閬苑、宮筠圃、淺岡南の輩、皆所謂唐畫にて各一家の風有り。今は皆古人と成れり。然れども其畫甚多く、世人のよく知る所なり。是より狩野、土佐などの和畫家大に衰へ、弄ぶ人希なり。其後、應擧出て畫風又一變し、近來唐畫家も、和畫家も皆、其風味を自然にまじゆる樣に成りたり。當今の畫家は、谷文晁、董九如、僧月仙、僧玉鱗、月溪、岸駒、在中父子、芦雪、呑響、稻嶺、源琦、納言、東州、竹堂、南岳、僧維明、蘭洲、孝敬、芝山、關山、豐彦、義董、應瑞、應受、赤鳴、素絢、白猷、義篤、夙夜、探索父子、素道、春甫、五岳、春岳、熊岳、杏堂、武禪、關月、愛石、周山、方中、春時、祖仙、米山人、桑嗣粲の輩、三都及び侯國の畫家數百千家、指を屈するにいとまあらず。近時にいたり。畫家最盛なりといふべし。

北窻瑣談後編 巻之四

一算術本邦近世段々精密に至れり。享保に中根氏有り。其後、關氏出て大に精妙を加ふ。又久留米侯、諸侯の御身として算學に長じ給ひ、著書多しと云。近年京師に小西傳右衞門、村井中漸文學の力有りて、兼て算法に精し。正木瀬平、三木善右衞門又算術の名高し。三木翁などは、余毎度律算を論ぜしに、席上にて新に法を作り出して算を布く。其達者なること目を驚せり。唐土は祖沖之が密率より算法精密に入るといへども、圓法に至りては、遂に算し極むる事能はず。今に到り三一一六、或は三一四と色々に論ずれども、猶極めがたき所あり。是圓は陽にして動く物故、算數にかゝらざるものなるべし。

一目前に見聞事は、珍敷事もさのみ奇とせず。忠臣、孝子、異能、奇才有りても、只一座の談話にのみ聞流して、當時皆人の知れる事なれば、別に記録するに不レ及として、年月過る程に、人も我も皆忘れはて、ついに世に殘り傳らぬやうになるものなり。余、是を惜むが故に、後に傳はれかしと思ふ事は記す。但古人の褒貶成敗の議論等は、古書有れば見る人の心に、其取捨は有べきなれば、筆を勞するに不レ及。東坡抔さばかりの才子なりしかど、兎角に古人を評議する事を好めり。後世より評すれば、いかやうにも議せらるゝものなり。あまり世に益有るやうにも覺へられぬものなり。

一唐土の硯石は、眼と云事有りて、石に星の有るを珍重す。眼にも死眼、活眼、涙眼などいふ事有りて、星に光澤有り。周回きつぱりとしたるを寶とす。日本の硯石には眼を珍重する事を聞かず。それ故日本の石の硯に眼あるを見たる事なし。但石王寺石など、黒き石に白き筋有りて、石王寺の妙と

す。然れどもその白筋の所は、別段に堅くして、墨を磨の妨に成なり。近來は右王寺の石の白筋無きを、最珍重する事になりたり。唐石の眼も、實は石の瑕といふべし。

一硯材は薩州屋久島石を第一とすべし。石密にしてしかも墨能おり、又墨澄む事なし。其次は山城の石王寺、若狹の鳳足、甲斐の飴畑、土佐の青石、美作の高田など、硯石の上品なり。赤馬關は上品なれども、堅きに過て墨澄むの難あり。加茂川石又、甚堅くして赤馬より甚しく、大硯には用ひがたし。近江の高島は、其石下品なれどよく墨を磨、大硯には甚便利なり。殊に其石多く產して、價も下直にて得やすく、世に甚益ある石なり。嵯峨石は多けれども、甚下品にして用るに堪えず。

一唐土にて諸の貨物を三段にわけ、最上の物を西洋貨と稱して、唐土より西の國々に渡す。天竺、意機利私、イスハンヤ、阿蘭陀など、何にても價の高く上品なるを悅ぶ故なり。中品は唐土にて商ひ、最下品を東洋貨と稱して、日本へ渡すと云。日本は只價の下直なる物を悅ぶ故なりとぞ。

一小堀某公の家中に、何の久兵衛といへる人あり。炎暑の頃、役所に出て政ありしが、終日の勤勞に夏日の事なれば、倦つかれて心地もあしく、夕がた漸々家に歸れり。さらば終日のつかれを休んと座につきたるに、我妻の顏牛のごとし。久兵衛大に驚き、拔打にせんと思ひしに、傍の下女の顏又赤馬のごとし。我子の顏は鬼のごとし。家內の者壹人として、異形ならざるはなし。扨は大かたならざる怪異なり。かゝる時に仕損じて、武士の名も耻かしと思ひかへして、直に其座を立て、奥の居間にいり襖をさし切て、枕により眼を閉て物をもいはず休みたり。女房あやしみ、夫の顏色常ならざるに、詞もなくふしたれば、傍によりて心地いかゞと色々問しかど、久兵衛眼をも開かず叱り退て、一時ばかり、心を靜め眼をひらき見しに、家內の人の顏、常體のかほにて少しも奇怪の事なし。初に異形に

見えしは、終日の勤勞に殊に炎熱の時なりしかば、心熱上達して斯見えしにや。其時に女房を手打にせば、狂人の名をとるべかりしを、よく思ひかへせり。他人も亦、かゝる事の有べければ愼むべしと、久兵衛のちに人に語られき。

一加茂川の西岸三條邊に、冬の頃暫し住し事の有りしに、夜は川千鳥甚多く啼く。久敷京に住ながら、かく千鳥の多き事を始て知りたり。

一むかしは高貴の御方々も、島原の妓館へ成らせ給ひ。諸侯にても吉原などへ通ひ玉ひしとぞ。高貴の御方にも、かゝる花やかなる事有りしに、後世奢移超過したりといへど、遊里などの遊びは衰へたるにや。妓女にも其頃のごとき、才色兼たる妓女は、三都ともに一人も聞及ばず。余などが見及たる纔に二三十年に不レ過に、妓女才藝のおとろへ、卑賤の風に落たる事甚し。昔は西行、一休、頼朝、爲兼などいへる人々も、遊女の戯れ有し事、野史に頻に見えたるに、今にては遊女は、上品なるも、下品なるも、一統に皆黴毒なきは無く、一度交れば、其人鼻落目盲耳聾る事なれば、中人以上の假初にも戯れがたき者に成下れり。

一近き年、心學といふ事行れて、其講釋には聽衆甚だ多く、三百人五百人に及べり。最初を石田勘平といふ。此人の時はいまだ甚しからず。其弟子を堵菴といふ。俗稱を手島嘉右衛門といふ。此堵菴の時より大に行はれ、門人も甚だ多く、諸所に出て講說す。余も二席其講釋を聽り。甚だ殊勝の事にて世に益有る講說なり。堵菴の弟子を道二といふて、此人また、其師に勝りて大に行はる。三都ともに其學館を開きて、常に心法を學ぶ。其學館を某舍々々と名付く。京にも四五ケ所も其學舍有り。婦人小兒などの耳にも入り安く說聞せて、孝悌、忠信の事より、家業、商賣、家産、儉約、農業、耕作の事に

至るまで、手近く教ゆる故に、是にて中惡き家内も、此講を聞しより、家屬むつまじくなり、わんぱくなりし小兒も、父母を尊敬する事を知りて、手習ひを精出すやうになり、酒興に耽りし手代も、俄に篤實謹厚の行ひになりし事、余常に甚だ多く見及べり。但其高弟に教ゆるには、禪學の頓悟に似たる事有りて、少し奇僻の筋にも入るにや。只一通りの講譯は、平穩正當にて大に世教を助け、人間に益有る學なり。

一近世、出家の不如法甚だ多し。官よりも嚴敷罰し給へども猶不レ止。是は一子出家すれば、九族天に生るゝの語を信じて、父母たる者の天道に生きん事を欲して、其子のいまだ道心も起らず、佛法をも信心せざる者を、無理に剃髮出家せしめ、僧と成すより、成長の後には、やむことを不レ得法衣を着し、寺院に住職すれども、最初より合點にて出家したるにあらざれば、女犯肉食の人情やみがたく、ひそかに妾を貯え、魚肉を食ふ事なり。是初に父母、おのれが欲にて無理を行ひし故に、終に其子に官の罪を蒙らしめ、佛法にては破戒の罪に陷らしむ。歎くべし。憐むべく不便のことなり。

一人生識レ字憂患始とは、東坡の言葉なるが、誠に名言といふべし。少しにても智有れば、それ程憂も多し。深山絕海の漁父、樵者の、無念無想にして一生を終るは、人間の仙境ともいふべし。

一萬葉集に、

　樂しみは夕顏棚の下凉み爺はてゝらに妻はふたのして

此歌、誠にたのしみの眞境を得たり。又余が友備後の菅禮卿が癸丑孟冬、遊二水山山中一作に、

　兩日山遊遣二俗紛一。轉知佔畢讓二耕耘一。射レ栗籬畔廚皆富。煨レ栗爐前齒亦芬。
　牛跡縱橫連二石棧一。機鳴斷續咽二峯雲一。荆公既敗温公罷。此事村氓總未レ聞。

此詩、感慨餘りあり。兎角世外に、仙を學ぶにはしかずとぞ思はる。

一釋氏の學、近き頃は本願寺宗の僧最よく勉む。他宗に勝れること甚し。是は所謂衣食足而後知二禮節一といふに類して、本願寺宗は、女犯、肉食隨意にして、世の中の事に心滿足し、其上本寺の學寮甚だ盛なる事にて、御門主の御世話甚だ行屆き、且は他宗より火宅僧とてあなどる事を、常に中心に思ひ居る故に、其宗の教は、一向一心念佛三昧なれども、反て學問を勉る事他に勝れるなり。

一人は本業をよく勤めて、後に他の事に及ぶをよしとす。少し器量ある人は、我分外の事を志して本業を守らず。才氣ある人は、他の枝葉の事に流れて本業を忘る。如レ此人は、たとひ豪傑なるも、才子なるも、德を失ふの人にして、事を成就すること能はず。世に益有ること無し。人は其分々有ることなれば、何にても我本業を先よく勉め達して他に及ぶべし。もし本業、其心に不レ好事ならば、速に業を轉ずべし。不レ好事に居ておろそかにすべからず。然れども又一生の間に、毎度業を轉ずるは迷ひの甚しきなり。

一詩歌風流の道は無用の物とて、道學者よりは忌嫌へども、一向に風流の心無き人は、諸事切迫にして溫雅の氣無くて惡しゝ。高貴の人のあやまち有りて直に諫がたきにも、詩に作れば云がたき事も穩に述られ、父子の嚴重なる間に、男女戀々のわりなき人情も、和歌に詠ずれば障りなく通ず。又旅中のつれ〳〵なる折にも、一首の詩を賦して旅情を慰し、又憂憤愁傷の長き夜にも、和歌を案ずれば、袖を乾かすたよりとも成る。和漢古の英雄、豪傑、武夫、勇士、詩歌の迹多し。されば道學を本として、詩歌風流をもかねたるをよしとすべし。

一關東の一禪僧、長老になるとて、檀越に金子若干を勸進して、京へ登りける途中にて盜賊に逢ひ、其金子を奪はれ、國許へのいひわけもなく、歸國もならず。無用ながら京へ登り着て、いたづらに逗留し



居けるに、京にて人の、いかなる用事にて久く京に逗留する事ぞと尋けるに、彼僧答へて、しか〳〵の事なり。其時に和歌一首をよめり。是にて心をなぐさむるばかりにて、歸國の面目も無く、在京の費用も足らずといふ。京の人問て、其歌は何とありしといへば、

苦みの海をわたれば墨染の袖にもかゝる沖つしら浪

といひけるにぞ、京の人大に感じて、いとあはれなる事なりとぞ。心安き人に此事を語り傳へ、皆々感心して又京の人寄り合、長老なりの金子、京都にて勸進して、終に長老と成り歸國せり。餘り遠からぬ事とて人の物語りし。其僧の名も忘れたり。

一余が家にて詩歌の會せし時に、戯に難題を出してよみ合けるに、韓信、跨をくゞるといふことを、學丹居士、

末終に海となるべき山水はかねて木葉の下くゞりけん

世の教にも成りてよき歌と座中稱しき。此居士、和歌の達者にて、一日に千首の歌心安くよみ、一題百首などよく類せぬやうによむ人なり。和歌の體、少し今の風とは異にして巧なる多し。其中に、

花咲と見しは夢野の鹿鳴草うつゝに霜の置枯すらん

など詠しは、聞え安くよき歌なり。

一泉州岸和田より二三里許奥の山に、鹽の湧出る谷川有り。奥州會津の山中など、海より三十里も隔りたる地に鹽井ありて、鹽を得ると云。吾土にも北地の海遠き國に、鹽井有る事を聞けり。泉州のものは、海に甚遠からずして鹽出るといふ。

一余若年の時より、甚だ老子を好みて數十遍讀み、嘗て註解をも著し置けり。莊子は古今老莊と並べ稱

すれども、其意の歸する所異にして、余是を好ます。只文章の稽古には、莊子を讀て益有やうに覺ゆれども、全體の見解は、死物にして物の用に立事なし。老子は變化自在にして、我聖人の道又釋氏の教も、其本意は一也と思はる。其中老子は、手近く行ひ易く解し易く體し易し。余が一生世に處するの心得は、老子の中にも、成而不レ恃。生而不レ有。といふ句を守る。此句を守れば、我か功にも誇らず。功に誇らざれば、人の恨を買ふ事もなし。自然に志も大に成り、勉も怠らぬやうに成ものなり。此句の功德甚だ大なり。後世に同志の人有らば、味ひ考ふべし。

一天地の氣は、一年にして一呼吸す。夏至より冬至まで百八十日の間、北極氣北より推して南に行。故に常に西北の風吹き、日輪も其氣に推れて、段々南に移る。總て物皆隨ふて推移さる。是天地の一呼なり。此突く息百八十日にして盡れば引息と成。冬至より夏至まで百八十日の間、南極氣南より推して北に行。故に常に東南の風吹き、日輪も其氣に推れて、段々北に移る。すべて物皆隨ふて推移さる。是天地の一吸なり。此引息、又百八十日にして盡く。都合三百六十日にして一年となり、天地の一呼吸そなはる。如レ此に南北より強く推す事故に、丸き天地、左右より推れて遂に轉ず。故に天の運行、常に東より西に轉じ左旋して不レ息。如レ此なる天地の中に生ずる物、皆左旋せざる事を不レ得。金銀の蔓も東西に延び、都ての蔓草牽牛草、葡萄、忍冬の類皆左旋し、人の陰莖までも左旋の姿あり。

一內經の說によれば、人の一晝夜の呼吸一萬三千五百息。〔割註〕一呼一吸ヲ合セテ息ト云。〕是を三百六十合せて、人の一年の呼吸四百八十六萬息なり。人一生を百年にして、一生の呼吸四億八千六百萬息也。されば天地は一年に纔に一息、一萬三千五百年を天地の一晝夜とすべし。一萬三千五百年を三百六十合せて、天地の一年とし、是を又百合せて、天地の一生とすべし。されば天地の壽命は、四億八

千六百萬年となるべし。奇論一笑を發すべし。

一蠻製の至精の顯微鏡にて見る時は、油は丸き物の寄合たるなり。水は三角なる物の寄合たるなり。又一滴の清水を針の先につけて、顯微鏡にて見るに、其水中に種々無量の生類ありて、牛の如きものもあり。鯛のごときものも有り。蛇の如き者もあり。龍のごときものも有りて、皆各水中に遊行すと云。是等の事を思へば、至微の事、人智の考へ測るべからざる所有り。猶此顯微鏡の力の不レ及所に、其奥も有べし。されば至大なる所にも亦、如レ此に人智の考へ測がたき所も有るべし。今此天地は丸き物なり。此丸き物夥敷集り寄合て、水のごとく流るゝを、巨大の人有りて、只水なりとおもひ居るに、傍より顯微鏡にて、此水は丸きものゝ集り寄合て流るゝなりと、沙汰し居る所無しともいふべからず。此天地間に日月、星辰、名山、大川、鯨鯢、龍象の類あるを、一滴の清水の中に有る、牛のごとく鯛のごとく蛇のごとく龍の如くなるものと、見る人なしともいふべからず。是を論ずれば、佛の天を以て清水を見れば、水中の生類滿せども不レ盡との玉ふも、實に近し。鄒行が赤縣神州の如きもの九つなどいへるは、器量の小なるを思ふべし。余折々、此說を談じて小智の輩の膽を破る。

一江州堅田の祐蓭は名高き茶人なり。味をよく辨じて、淀侯の座にて、車下の鯉なりとて饗し玉ひしを、食し試て車下にあらざる事を辨ぜしなど、人口にある事なり。又常に水を撰みて、下僕に湖中それ〴〵の所の水よしとて、毎日汲せけるに、下僕遠く汲事をむつかしく思ひて、近きあたりにて汲み、湖中それの所の水なりと欺くに、祐蓭、其水を飲て、是は湖中の水にあらずと下僕を叱す。下僕恐れて欺く事あたはず。これ常の事なりしとぞ。實に淄澠の水を辨ずるの舌といふべし。又京師もつかふやが、官廳にて三味の丸藥と、五味の散藥を嘗て、それ〴〵の藥種なりと辨ぜしに、少しも違さ



りしも奇なり。又余が知れる人にも、鰻鱺をよく食しわけて、一國の中のうなぎたにても、纔に川筋異なれば、よく辨別して違ふ事無し。恵南が蘭奢待の香を聞知り、播州の瞽者が蕎麥店の殺伐の聲を聞知り、東谷が仲獻が顏色を望み辨じ、祐菴が車下の鯉を食しわくるがごとき、眼、耳、鼻、口、皆各性の長ずる所有りと云べし。

一道策本因坊は、近世圍碁の名人と云。察元亦、其頃の妙手にして、道策と碁を圍むに勝負たがひにして、其優劣を見る事なし。但碁盤を四面寄並べて、一面とし圍む時は、察元遙に劣りて一番も勝事能はず。是盤面廣くなれば、察元が眼力行屆きて見る事能はざる故なり。是人才の庶人たる時は、格別常人に異なることあらざるに、擧て用る時は大に其功をあらはすがごとし。

一鐵炮の術、近世段々精妙に到れり。余が親しく交りし紀州の士野呂氏、三拾目の鐵炮强藥にして、角的に最初より中りの分付を約し置、一日に千發せり。七八百發の頃より耳の底痛みて堪がたく覺しが、千發後は一方の耳聾たり。皷膜弛みしなるべし。大筒の一日千發は珍敷事なり。又同國小田氏の嫡子は、三百目にて拾八丁の遠町一日に百發して、十八町の町數一ッも付ざるものなし。是余が彼藩に遊びし時の事なり。

一余十九歳にして、郷國を出、糊口の事に苦しみ、且老母に仕へて、母の心勞し給はん事を恐れ、又家貧しければ、書を求る事能はず。師に從ふ事あたはず。其後は天下に漫遊すること前後四度にして、都合五年餘、それより京にありても、日夜治療に奔走し教授に罷勞し、學問のいとまなく著述の功を缺けり。時に幼少より甚だ多病にして、痩たる事は主家なき犬のごとく、死に近き痢病患ふること四度、時疫傷寒各一度、其外、一月二月枕に臥す輕病は、毎年病ざる事も無く、三十八九歳よりは重き

喘息の病にかゝりて、筆硯讀書の事を廢絶す。此喘息の苦脳の爲に、學問の志も青雲の志も皆消し盡て、ひたすらに世事を遁れ、生を養ふことのみには成り下れり。人生纔に百年に足らざる中に、何事も心のまゝには成がたきものなり。

一江戸に一種の發句あり。其集を柳樽と名付く。甚だ卑俗にして、文雅の人の弄ぶべきものにあらずといへども、よく人情の委曲に通じ、世態の變化を述る事妙に入りて、しかもおかしみを帯、その句をよめば、いかなる憂鬱の時も顔を不レ觧といふことなし。一兩句擧るに、

居候こげがすきぢやとたんと喰ひ

ともすれば二條の后ずれさがり

其ねだはよしやれ〳〵と最明寺

是等の類、彼集に多し。

一狂歌は昔より有る事にて、

曉月に毛のむく〳〵とはへよかしさる歌よみと人に呼れん

又、貧しくて年の暮に成ければ、米一石を京極黄門の許へ借りにやるとて、

曉月が師走のはての空印地とし打こさんいし一つたべ

黄門、米五斗を使に與へて返しに、

定家が力のほどを見せんとて石をふたつに割てこそやれ

など、草紙に見えたり。近世浪花の貞柳、墨の狂歌より由縁齋の名を得て、狂歌の名、大に世に鳴る。其後、浪花に芙蓉花あり。近來、江戸盛になりて四方赤良などをはじめ、狂歌の名家甚だ多し。江

戸の人の作なりとて、人の語りし中に、

　ふなどしの延候といふこゑはわれに夜遣のふたりくるかも

一笑を發すべし。京にも余が友に星池といふ人有りて、妙に狂歌をよくす。此人の物語に、狂歌は無心體を尊ぶ。理窟體は狂歌の悪道なり。古人、壽老人の賛に、

　つく〴〵と見れば短きあたまかな己が齢のたけにくらべて

などいひしは、彼理窟體なり。

　長かれと何思ひけん此あたまいきて見するは命なりけり

など作らば、よかるべしと云れし。げにとぞ思ひし。此星池の狂歌多く聞しが、今は忘れたり。其一二首に、詠史といふ題にて、數十首有りし中に、

　御所望の心を季札拜見し戻りに墓の貴意にかけらる

　雪隠の壺皿を出るさはなれば范雎て負けちやう祿で勝

其家の下僕、脇差を只一腰盗取て出奔しける朝、

　今よりは何をか思ひたつ田山人の心の奥のしらなみ

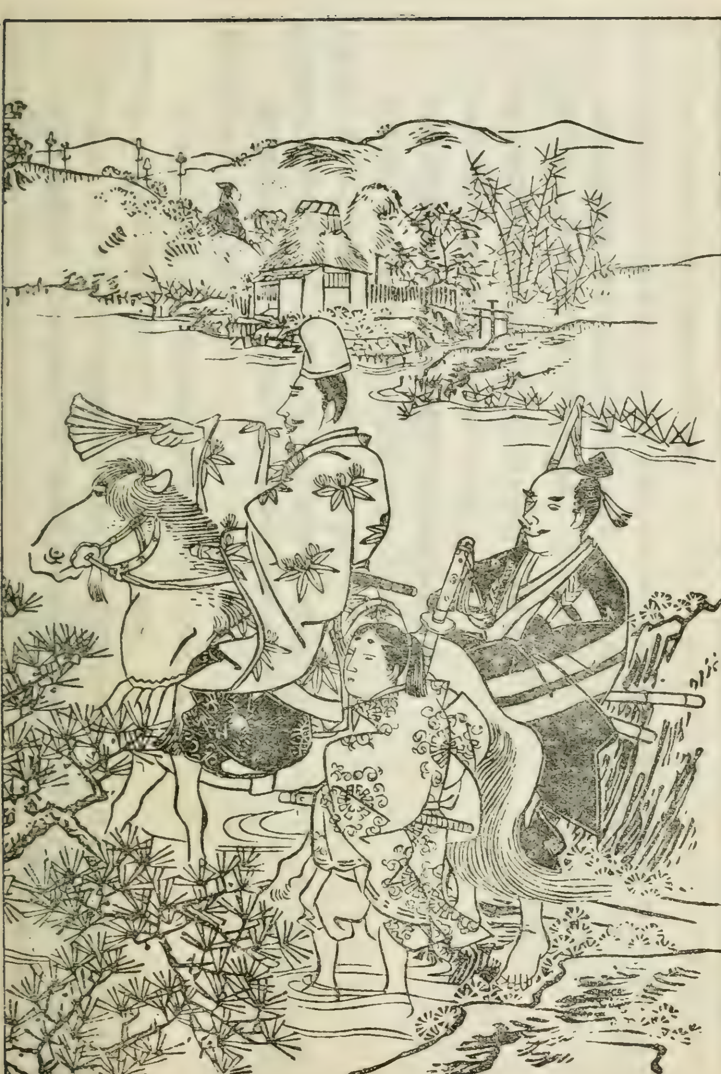
人の火災に逢て、暫しかり住居しける見廻に、

　やがて家を御立烏帽子かり住居しばしはこゝにすまのうら店

一古昔は連歌にて狂せし事多し。畫本大和比事に出たる、和州の僧の飛鳥香味噌を大臣殿に奉るとて、

　きのふ出てけふもて参るあすか味噌

と申せしに、大臣殿とりあへず。





　　みかの原をや過て來つらん

西行、津の國に行脚の時、尼の手づから板屋根をさし居けるを見て、

　　賤が板屋をふきぞ煩ふ

といひけるに、其尼、

　　月は洩れ雨はとまれと思ふにぞ

と付たる。宗祇の伊勢行脚の時、小兒の木に登るを見て、

　　つる〳〵と猿より輕く木に登り

といひしに、小兒見かへりて、

　　犬のやうなる法師來れば

と付たる。其外、義家、貞任の衣川の連歌、又梶原、頼朝の鞠子川の連歌など、即時の妙皆其才の秀しを見るべし。近世萬治の禁裏炎上の時、公卿皆遊迷ひ給ひし中に、淸水谷殿、風早殿を呼かけて、

　　風早と聞も恐ろしけふの火に

と宣ひしに、

　　淸水谷とて燒も殘らず

とつけ給ひし。郡山侯、今より二三代以前の侯にや。近衞殿の御歌の御門人なりければ、ある時、上京のついでに參られけるに、折ふし雨降りければ、

　　五月雨にやうこそきたれみのゝ守

と遊ばしけふに取あへず。

あの江この江を探る鴉づかひ

と付られける。是等の類、みな連歌の狂體なり。

一徂徠先生病ひ甚しき時にいたり、諸醫手をつかねしかば、望月三英を招かれしに、三英、診し畢りて先生の病既に篤し。我儕拙工のよくする所にあらずと辭せしかば、徂徠も打うなづき、今都下の醫師數千萬を以てかぞふるといへども、危き時に臨みて死生を託すべき人は稀なり。むかしには劣りて醫學する人もなくなりぬれば、術も拙きなり。只子のみ、文學をも好めり。死生は生なり。ひたすらに賴むなりといはれしかば、三英きゝて、先生昔をゆかしがり給ふ。殊に明の代は醫も多し。明人の中にていはゞ、誰ごときものを得て、先生の死生を託し給ふべき。試にいひ給へ。徂徠しばらく思案して、薛立齋が如き者を得ば可なりと、其時三英、思はず手を打て大にわらひ、先生は誠に天下の豪傑にて、學問文才誰あつてよく當らん。されど深く學び給はざる事にはおろかなりといふべし。三英、不才なりといへども、立齋がごときには讓るべからず。薛氏がごときにて足りとし給はゞ當今の世といへども、其人に乏しからず。何ぞ醫なきを憂へん。先生の見給ふ所、ひくしとて笑ひぬとぞ。この事は、望月の著述の書の中にても見たりし事ありき。嗚呼徂徠先生、豪邁の才を以て博く學問し。殊に醫の子として、其學にも頗る涉り、醫方小言などいふ著述もあり。素問の評などは、見識中ゝ醫師の及ぶ所にあらず。然れども世俗にいはゆる火燵兵法、畑水練といふものは、用に立がたきものなり。

一世間おほく少し儒學の力ある者の心には、醫學を甚心易き事に思ひ、纔に一兩月打かゝりて、醫書だにすこし讀ば、療治は忽ちに出來るやうに思ふ者なり。名高き大儒先生物徂徠、齋必備のごとき人も

斯ありしと思はる。余も弱冠の頃は左思ひしなり。是は客氣ある故なり。醫術ほど精細微妙なるものはあらず。其極を言はゞ、其人忠恕の二字を解し氣膽人に勝れ、又其心愼謹丁寧にて、扨世榮を屑とせず。且日夜心を醫事に用ひ、數年の工夫を歴るにあらざれば、此道の奥妙に至ること叶ふべからず。余も此むづかしき事を知て後は、儒書を讀ことをやめ、其外、詩歌風詠の事といへども、ふかく心を移さず、造次顚沛にも必ず、心を醫事に置て、是を我分上の仁なりと思ふ。又是我心術の本領にして、おのづから實著の地三十以後、我見識の術高くなりしなり。客氣ある間は分外の事のみを言ひて、我見識の高下を誤り居るものなり。

一天明の平安の大火に、是まで狂を病る人の、此騷動によりて狂の平愈したる有し。此をどろきにて新に狂人になりしは多かりしが、平愈したるは珍しきことなり。都ての事に大なる害をなすものには、又大なる利も有ものなり。

北窻瑣談 終

跋

嗚呼先生之於醫、發業解惑、以引後世者。其高論至言著述備焉。先生嘗自以爲、宏博未足、東西漫遊以弘明見、其跡所歷勝區陳蹟、異物奇事莫不筆記。而斯編其最晚成者矣。先生之於學、該通精研。不苟守腐說。故其所發、確乎有據。炳然可觀、所以游覽之於際。從容之談、有益於人也、諺曰、叩一知萬、觀斯編者其必有以知於先生之薀矣。

門人　阿州橘　保蕃謹識

著述　橋南溪翁
畫工　一柳嘉吉
文政十二年己丑正月發兌
京都寺町御池通下ル
三木太郎右衞門
大阪御堂筋瓦町
小刀屋六兵衞
同心齋橋通博勞町
河內屋長兵衞
同心齋橋通久太郎町
河內屋平七

酣中清話

酣中清話目錄

卷之一

卷之二

酬中清話卷之一

五一居士　小島知足 著

○千字文

朱粲ノ千字文註千字文ニ、推位讓國ヲ遜國ニ作リ、鳴鳳在樹ヲ在竹ニ作ル。コレ傳本宋刻ヲ經タルニヨツテ、宋ノ諱ヲサケシナリ。米芾ガ書ノ千字文モ、遜ノ字、竹ノ字ニ作レリ。樹ハ英宗ノ嫌名(諱曙)、讓ハ英宗ノ父濮王ノ偏名(名允讓)ナレバナリ。宋ニハ、ミナ此二字ヲ缺筆セリ。

○綸言如レ汗

俗諺ニ、綸言如レ汗ト云フ。綸言ハ、禮記ノ緇衣篇ニ、王言如レ絲、其出如レ綸ト云フヨリ出タルナリ。ソノ如レ汗ト云フコトハ、何ニ出シゾト思フニ、漢書ノ楚元王ガ傳ノ文ニ、易曰。渙二汗其大號一、言號令如レ汗。汗出而不レ反者也。ト云フコトアリ。コレヲ取リソヘテ、綸言汗ノ如シトハ云フナルベシ。

○手

今ヨク文字カク人ヲ手カキト云ヒ、又手ガヨキナド云フ。古モ云ヒシコトニテ、源氏物語繪合ノ卷ニ、ゑはこせのあふみ、てはきのつらゆきかけり。〔割註〕除目大成抄ニ、讃岐目從八位下巨勢朝臣相見繪師。」トアリ。てハ手ニテ、紀貫之執筆ヲセシヲ云ナリ。

○伯夷叔齊

江談抄ニ、先年木工頭敦宗ガ來タリシニ、首陽ノ二字何カ廉ナル勝リタルト問ヒシニ、答フル樣、未レ見二其廉一賦。如何。伯夷辭レ粟。天爲レ試二其廉一、白鹿二令レ與レ之。叔齊不レ堪レ飢。心中欲レ食二此鹿一之處、鹿知二其心一、便去了也トアリ。此事何ニヨリシヤト思ヒシニ、後琱玉集〔割註〕現在書目ニ琱玉十五卷ト

アリ。今十二、十四兩卷存ス。天平十九年ノ寫也。」ヲ見ルニ、列士傳ヲ引テ、伯夷殷時遼東孤竹君之子也。與二弟叔齊一俱讓二其位一。而歸二於國一。見二武王伐一レ紂。以爲二不義一。遂隱二於首陽之山一。不レ食二周粟一。以二薇菜一爲レ粮。時有二王糜子一。往難レ之曰。雖レ不レ食二我周粟一。而食二我周木一。〔割註〕菜ノ字ノ壞タルナルベシ。」何也。伯夷兄弟遂絕レ食七日。天遣二白鹿乳一レ之。逕山二數日一。叔齊腹中私曰得二此鹿宍一啖レ之。豈不レ快哉。於レ是鹿知二其心一不二復來下一。伯夷兄弟俱餓死也トアリ。敦隆此集ヲミテ覺タリシヨリ答フルナルベシ。列士傳ハ、劉向ガ撰ナルコト隋時經籍志ニミエタリ。

○城

近世城ノ字ヲシロトヨムハ誤ナリ。城ヲ古ハキト云フ。葛城、磐城ノ類コレナリ。中世ハ音ニテジヤウト云フ。秋田城介、ナドノゴトシ。足利家時代ノ書、マタ謠本ニハミナ、ジヤウト云ヒテ、シロト云ハズ。シロト云フコトハ山城ニカギリタルコトナリ。山城ノ國ハ、モト山背ノ國トカキシガ、桓武天皇ノ詔ニ、山河襟帶如レ城ト宣テ、山城ト云フ字ニ改メラレテ、ソノ唱ハモトノ通リ山シロト云フベキヨシナリ。故ニ城ノ字ニシロト云フ義アルニ非ズ。古ハカクノ如ク文字ト唱ト別ナルコトアリ。官名ナド唱ハ、本ヨクアリテ後ニ文字ヲ作リアテタルハ、ミナ然リ。掃部ヲカムモリ（今カモン）ト唱ルガ如クナリ。

○垂埀異字

埀ハ本埀缶ノ字ニテ、玉篇、廣韵ナド埀缶ニ作リ、又甀トモカケリ。漢ノ時ハ專ラ埀ノ字タレルト云フ義ニ用フ。後ノ世ニモ埀トカキタレバ同字ナリ。垂ハ本邊甀ノ字ニテ、玉篇、廣韵、五經文字タレルト云フニ此字ヲ用フ。埀ノ字ト同ジカラズ。此二字義ハ同クタレルコトニ用フレドモ、字ノ本ハ同ジカラズ。今人ハ同字ノ樣ニ思フモノ多シ混フベカラズ。邊垂ノ垂ハ後ニ陲ニ作リテ、埀ノ字ハ專ラ下垂ノ義ニバカリ用ヒシナリ。

○元從

唐ノ李輔光ノ墓志銘ヲ見ルニ、唐故興元元從正議太夫云々。又銘以元從之號ト云フコトアリ。元從ハ何ノ事ナルヤ知リガタク思ヒシニ、後唐律ヲ讀シニ、卷ノ四名例律ノ疏議ニ、太原元從給復ト云フコトアリ。是ハ高祖太原ヨリ起リシニ、其時ヨリ陪從セシモノニ、租調課役ヲ免シタマヒシコトナリ。釋文ニ委ク云ヘリ。コレニテ元從ノ義ヲ發明セシナリ。今將軍家ニテ三河御譜代ナド云フニ同キコトナリ。

○貘食レ夢

貘ノ夢ヲクフト云フコト、早クモ云ヒシコト、見エテ、後陽成院ノ寶貽ノ輿ニ貘字アリ。類聚雜用抄ノ枕ニ、貘ノ繪アリ。シカレドモ、白居易ガ貘屛ノ贊ノ序ニモ、寢ニ其皮ヲ辟レ溫、圖ニ其形ヲ辟レ邪トアリテ、夢ヲクフト云フゴトシ。唐六典ノ刑部郎中職ノ註ニ、十二神ノ中莫奇食レ夢ト云コトアリ。莫奇ハ獸神ノ名ナリ。莫奇ノハヤマツテ貘トナリタルニハ非ズヤトオモヘリ。莫奇食レ夢コトハ、後漢書禮儀志中ニアルコトナリ。

○大行

萬葉集卷一ニ、大行先王伊福吉部德足比賣墓志ニ、大行天王トアリ。大行ハ死ト云フコトナリ。小爾雅廣名ニ、諱レ死謂ニ之大行一トアルゾ證トスベシ。集及志ニ云フ所ハ、ミナヒロク先帝ヲサシテ云フコトナリ。漢書ノ帝崩ジテ諡ナキ間大行ト云フコトアリ。コレモモト、死ヲイミテノ名ナルベシ。

○鄉音亮

寶濟寺ノ鐘ノ銘ニ、鄉音亮自傳トアリテ、亮ノ字亮ニ作リタレバ、誤テ高トヨムモノアリ。按舊圖ハ、亮ノ字楊黃氏墓志ノ中官亮ト同ジキニ依テ、亮ノ字トハセラレタリ。タヾ鄉音亮トカケル證ヲ得ザリシガ、余文選異體ヲヨミシニ、鳴條律暢飛音鄉音亮ト云フ聯句アリ。南唐ノ潘公安公構造東碑記ニモ、猿ノ

聲鄉音亮トアリテ、ソノ證二ツヲ得テ、イヨ〳〵師說ヲ信ゼリ。

○州

今ノ世、專ラ諸國ヲ何州ト云フ。コレハ西土ノ州郡ノ州ニナラヒシコトニテ、正名ニアラザレドモ、古ヨリアルコトナリ。姓氏錄御立史(ミタチノフビト)ノ條ニ、參河ニ參州トカキタルゾ始ナランカ。

○什物

今寺ノ寶物ヲサシテ什物ト云フ。コノ什物ト云フニ二說アリ。華嚴經ノ音義上ニ、三蒼ヲ引テ什聚也。雜也。吳楚間謂資生雜具爲什物也トアリ。又史記五帝紀作什器於壽丘ト云。索隱ニ什器。什數也。蓋人家常用之器非一。故以十爲數。猶今云什物也トアリ。司馬ガ說マサレル樣ニ思ハル。

○十二門

今ノ京ニ內裏ヲ營造ノ時、諸國ニ十二門ヲ造ラシメ玉フ。門ゴトニ造ル人ノ姓アリ。拾芥抄ニノセタリ。朱雀門ノ外ハ、造ル人ノ姓ヲ好字(ヨキ)ニカヘテ二字ヲ定メラレタリ。其中安嘉門ハ海犬養氏トアリ。續日本紀、大寶二年六月甲子震海犬養門(アマイヌカヒノ)トアレバ、古京ノ時ハ、造ル人ノ姓ノマヽ門ニ名ヅケラレシト見ヱタリ。

○異

今俗書翰ニ異(イ)ノ字ヲミナ吴トカケリ。コレハ何カ傳來シタル字ナルベシ。異ノ字ノ草體ニハナクテ、本ハ异ノ字ニテ、异ヲ變ジテ吴トカキタルナリ。〔割註〕𢍺ヲ𢍺トカクト同ジ。古异異ノ字音同キユヱ、カヘ用フルコト多シ。尙書ノ釋文ニ异鄭音異(イ)。又列子楊朱篇ニ、何以异(ヲテカコトナランヤ)哉ト。註ニ异ハ古異字。又文選魏都賦ニ、异(コトナリ)乎交益之士ト、劉註ニ异異(イハイ)也。又唐ノ宋璟ガ碑ニ、何以异(テコトナランニ)是乎トアリ。イヅレモ、異ノ字ニ用ヒタルナリ。今ノ人ハ異ノ草書ト心得タレドモ、異ハ美トコソカキテ吴トハカヽザリシナリ。吴ヲ異トオモヒタリシヨリ、戴ノ字ヲモ戴ニ作リ、畢ノ字ヲモ早ニ作ルハ大ナルアヤマリナリ。

○馬 蹄

萬葉集ニ、馬蹄トカキテマセトヨムハ蹄ハ借字ナリ。顯昭ニ、蹄ハ門外行馬トアリ。マセハ駒ヨセナリ。今ノ世、精舍等ノ前マセ垣ト云フモ、マセハ古名ナルヨリナリ。マセノ義ハ柾ト馬ト云フコトナリ。

○多 門

今渡リ櫓ノアル城門ヲ多門ト云フコトハ、松永彈正少弼久秀ガ制出セシ大和國多門ト云フ所ニオイテ、初テ今ノ制ノ城ノキヅキタリ。因テ多門ノ名ノコリシトキケリ。

○庚作レ康

古金石ニ、庚ノ字ヲ康トカキシアリ。中世マデモカキシモ多シ。簡ハ昔ヲカリ用ヒシナランド云ハレタレドモ、六朝以來庚ノ字ヲ多ク唐トカケリ。因テ此冊ニテ風ト康ニアヤマリシナランカ。庚唐セトヨリ昔モ近ケレバニヤ。西土ニモ後漢書安帝紀ニ、鴻寄郡康陵トアリテ、章懷太子ノ註ニ、作庚陵字中庚康ト、庚與康相似。但少許不同トアレバ、康陵ノアヤマリナランカトセシナリ。劉頒刊誤ニモ、前書中帝已名康陵不當重複ト云ヘリ。彼此アヤマリノ同ジキコトモアルモノナリ。

「八咫鏡

本居大人ノ說ニテハ、八咫鏡ノ事トシテ八ツアタマノ鏡ナリト云ヘリ。シカレドモ、アタマハ人頭ノコトニテ、八ツヒロメキト云フハ通ゼザルコトナリ。西土ニテモ六朝マデハ、製作ノ異ナル鏡ナシ。唐ノ時ヨリアマタ作鏡アリ。古代何ゾ鏡ヲ鑄ルニ八咫アランヤ。思フニ八アタカマミノ、タハ手ニテ、食指（ヒトサシユビ）大指ヲノバシテサシハカリシナラン。ハ間ク詞ニテ、アケ口、アサ朝、アカリ時、オドノトニ同ジ。文選ノ中ニ、勝ノ字ヲアツツトコヘルトヨメリ。サトコヘルト云フ義ナリ。勝ハ勝ヲヒロゲテマクゲコトナリ。サトハ間クコトニ云フナリ。八アタマハ手ヲ開テ鏡ヲ計リシ云フ。一タビ手ヲノベテ計リシハ足ラヌ故、二タビ手ヲノベシナリ。八ハ彌ノ義ニテ、物ノ二ツヨリ重ナタルヲ云フ。咫ノ字ノ說文ニ八寸トセリ。太

神宮儀式帳ニモ、八咫鏡八寸トアリ。周尺ヲ以テ計ルニ、今ノ曲尺六寸餘ナリ。サスレバ、ヤアタハ大キナル物ノ通語トナリテ、八咫烏モ大キナル烏ト云フコトナルベシ。古事記ノ序ニ、神武天皇ノ事ヲ引テ大烏トカキシハ證トスベキナリ。〔割註〕此事、師ノ本朝度考ノ中ニツマビラカナリ。」

○日高日子

日本紀ニハ、天津彥穗瓊々杵尊トカキテ、古事記ニハ彥々ヲ日高日子トカケリ。本居大人ハヒコタカトヨメリ。コレハ誤讀ナリ。高ハコノ假名ニテ、下ノ(子コ)ノ字トカキカヘタルナリ。日本紀ノ如クヒコト重ネテ讀ベシ。

○天詔琴

古事記ノ天詔琴ヲ、本居大人ハ天ノノリコト、ヨミタレドモ、詔ハ沼ノ草體ヨリアヤマリタルニテ、卽天ノヌゴトナリ。沼矛ニモ沼字ヲ用ヒタレバ證トスベシ。〔割註〕以上三條ハ、師說ヲキヽシマヽニシルセルナリ。」

○炙　𥶠

說苑雜言ニ、厨人失ニ炙𥶠ニト云フコトアリ。𥶠ノ字竹緣ノ義ヲ以テヨミ、或ハ弗〔割註〕廣韵ニ炙肉弗トアリ。」借字トスルミナ非ナリ。禮記ノ喪大記ニ、食ニ粥於盛ニ不レ盥。食ニ於篹ニ者盥トアリテ、註篹竹筥也。篹或作レ簨ト云ヘリ。簨ハ𥶠ト同ジキナリ。釋文ニ、篹本又作レ匴。又作筭トアリ。匴ハ儀禮士冠ノ註ニ、竹器名ト云ヒ、筭ハ史記鄭當時ガ傳ノ集解ニ、徐廣ヲ引テ竹器ト云フ。索隱ニモ、筭謂ニ竹器ニ。以レ言レ無ニ銅漆ニ也ト云ヘリ。筭巽古音同ジ。故ニ篹或體簨ニ作ルナリ。〔割註〕諸書篹或ハ僎ニ作リ、筭或ハ選ニ作リ、篹或ハ撰ニ作ル、ミナ證トスベシ。」簨ノ字徐邈ガ音撰從ベシ。陸德明ハ息丑反トス。コレハ簨簴ノ簨ニアヤマリヨムナリ。從フベカラズ。〔割註〕簨又𥶠ニ作ル、簴又遽ニ作ルト同ジ。」

○狼　狽

狽ノ義ハ、人多ク錯異傳ノ狽無前足、附狼而行トアルニ依レリ。此書ハ荒唐無稽ノ事ドモアリテヨルニタラズ。孔叢子ニ、吾於狼狽見聖人之志トアリ。清ノ黄叔璥ガ云フ、狼狽両皆狼類也。狽卽跋字。狽卽跋之譌[割註]コノ言、詩經小學ニ見エタリ。サレドモ早ク文字集略ニ狼狽猶狼跋也ト云フコトアリ。」シカラバ狼狽ハ、詩ノ狼跋ノ異稱トアルコトヨリ出テタル字面ニテ、ウロタヘル語トハナリヌベシ。跋ノ字ハ跟トモカキシガ、[割註]晏□頭ニハ、狼狽ニ作ル。又閒走ノ跋躐也ノ郭註ニ、狼跋ヲ引テ證トシ、跋ノ音ヲ貝ト出セリ。サレバ跟ノ跋トハ其字カハレドモ、音モ義モオナジキナルベシ。」上ノ狼ノ字ニ牽テ犭邊ニ改メタルヲ、邛々虚々ノ說ニヨツテ妄說ヲツクリ、狼ヲモ獸トセシナルベシ。

○蒲艾

今云フカンノツヨク行作ノアシキ馬ヲ、昔ハ蒲艾ト云フ、盛衰記[四十二]ニハ、蒲葉ニツクル。他書ニハ多ク蒲艾ニ作ル、蒲艾ノ字ハ、漢書ノ司馬相如ノ傳[下]ニ見エテ、張揖ガ云フ、蒲艾破蹶也トアリ。蒲艾ハ破蹶ト一音ノ轉ジタルナリ。說文ニハ、破蹶ニ作リテ馬搖頭也。[割註]玉篇ハ也ノ字ナシ。廣韻ハ也ノ字ヲ貌ノ字ニツクル。」ト註シ、廣韻ニハ、破蹶ハ馬惡行也ト注セリ。コレニテ蒲艾ノ義ヲ思フベシ。徒然草ニ、御隨身秦重躬、北面の下野入道信願を落馬の相ある人なりといへる條、きはめて桃尻にして、蒲艾の馬を好みしかば、此相をおほせ侍りきトアリ。註家文選籍田賦ノ蒲艾ヲ引ケリ。[割註]東京賦ニモ蒲艾ノ字アリ。」

○竈

竈ヲヘッツイト云モ、古キコトナリ。催馬樂ニ、へついどの[竈殿]トアリ。ヘツイノヘハカマヘ、ナベノヘニテ、ツイハツイデ、ツイタテナドノツイナリ。今ノ衣立ヘツヽイゾ本ナルベシ。ヘツヽイヲ、クドト云フ所アリ。クドハヘツヽイノ煙ヲ出ス穴ノ名ナルニ、ヤガテヘツヽイノコトニナリシナリ。

○藥師

神名帳ニ、大洗石薬師菩薩神社ト云フアリ。コレハ本薬師神社トアリシヲ、妄人菩薩ノ二字ヲ竄入シタルナリ。殊ニ薬師ハ如來ナルヲ、菩薩トセシハ言フニ足ラズ誤リナリ。サテコノ薬師神ト云フハ、大穴牟遲命ノ蒲花ヲ以テ、人ノ病ヲ救給フコト、古事記ニ見エタリ。コレニ依テクスシノカミト稱セシナルベシ、ト師ノイハレキ。

○佐官

凡官ニ長官、次官、判官、主典ト四等アリ。主典ニアタル官ヲ、文字ハカハリアレドモ、ミナサカントト云フ。〔割註〕古ハサウガント音便ニ引テヨブ。」ソノ字ハ佐官ナルベシ。六典戸部尚書職ノ註ニ、七品佐官ト云フコトモアリ。

○白文

今正文バカリノ本ヲ白文ト云フ。明ノ袁褧ガ文選ノ跋ニ見エタリ。又白文ト云フ。朱子文集ニ見エタリ。釋日本紀ニハ麁本ト云フ。續日本後紀現在書目ニハ麁文ト云フ。麁本〔割註〕今素本ト云フ。」註ノ字細カナルニ向ヘテノ名ナルベシ。書物ヲ本ト云フコトハ、隋書ノ經籍志ニ見エタリ。

○魚飧

公羊傳宣公六年ニ、趙盾ノ事ヲ云フ中ニ、方レ食二魚飧一トアリテ、ソノ儉ヲ云フナレドモ註疏トモニ委カラズ。儀禮ノ聘禮ニ、宰夫朝設レ飧トアル註ニ、食不レ備レ禮曰レ飧トアリテ、下ニ傳文ヲ引テ証トス。又楚語ニ、士食二魚炙一ト云フコトモアリ。傳ヲヨムノ一證ニ備フ。

○可ニ以樂レ飢

毛詩衡門ニ可ニ以樂レ飢トアルヲ、鄭箋ハ樂ノ字ヲ𤻲〔割註〕療ト同字說文ニ見ユ。」ノ字ニ易テヨムナリ。唐ノ石經ハ、直ニ𤻲ニ作ルハ誤ナリ。〔割註〕石經ニハ終風ノ願言則嚏ヲモ、誤テ鄭箋易トコロノ嚏ノ字ニ改ム。」文選思玄賦ニ、羞ニ王芝一以療レ飢トアルハ、鄭ガ意ト同キニヤ。又ハ韓詩ナド療ニ作リテ、共ニ

ソレニヨリシモ知リガタシ。

○律十卷

今ノ律ハ養老ノ時改定セラレシニテ、其篇數十卷ナルコトハ明ニ知レタレドモ、其篇目十二アレバ、各卷アルノトコロ知レガタクナアリシガ、偶源ノ為憲ガ口遊ヲ見ルニ、分卷ノ次第詳ナルニテ、卷ニ式篇ヲ打チヨロコビス。因テ左方ニツラネオケリ。

第一、名例上。第二、名例下〔逸〕。第三、衛禁職制。第四、戸婚〔逸〕。第五、廐庫擅興〔逸〕。第六、賊盗。第七、闘訟〔逸〕。第八、詐偽〔逸〕。第九、雑律〔逸〕。第十、捕亡断獄〔逸〕。

○伊呂波

傳說ニ、古ノ長歌ハ五七五七ナレドモ、伊呂波ハ七五七五七五ナレバ古體ニアラズ。恐クハ謠物ニテ、今樣ナドノ類ニモアラン。但シ涅槃經四句ノ偈ニ依リタルハ、サモアルベシトイハレタリ。コノ事、半ノ作海ガ字說拜讃ト云フモノニモ云ヒシコトニテ、花山、一條頃ノモノナラントモ云ヘリ。余口遊ヲミルニ、借名文字ト云フアリ。惜ムラクハ文讀ガタシ。サレド四十七字ニカハリナキ、文字ヲツラネ疑ヒナシ。ソノ中一字脱シ、一字損セリ。オモンニヨノ字オノ字ナルベシ。タヾ文讀ガタケレバ補フコト能ハズ。今ソノ文字ヲ左ニ出シ、後哲ヲマツノミ。當時外ニモ借名ノ誦アルトミニテ、爲憲ガ今案ニ、世俗誦曰何女都千保之曾、〔割注〕ソン誦ノ文アルベシ。」里女之訛說也。此誦爲レ勝ト云ヘリ。コノ借名文字アルヲミテハ、當時今ノ伊呂波歌ハナキコト明シ。〔割注〕コノ書ハ爲憲ガ天祿元年ニ作リシ也」

大爲爾伊天奈徒武和禮遠曾支美女須土安佐利比由久也末之呂乃宇知惠倍留古良毛波保世□〔割注〕衍ラクハ與ノ字。衣下闕加計奴〔割注〕則チ之借名文字也。」

〔○干祿字書〕

干祿字書ハ、唐ノ顏元孫ガ撰ニテ、其序ニ云ラク、每ニ轉劇處ニ來ニ其上ニトアリテ、俗通正ノ三體ノ字

ヲ韻ニ依テ次□□シ、韻ノカハル所ニハ朱點ヲ加ヘシ也。コレハ當時書寫ノ本ノ事ニテ、今轉刻セル石本ニテハ分チガタク、殊ニ廣韻ノ次第トモシカラザレバ、西土ニテモ考得ザリシナリ。但シ覃談ノ韻、陽唐ノ上ニアルバカリハ、夏竦ガ古文韻ニアヘルヨシ、師ノイハレキ。シカルニ顏氏ノ韻ノ次第ノ韻書、古ヘハアリシコト、見エテ、口遊ヲ韻ノ名ノ字ヲ出セシガ、全ク顏氏ノ韻ト契合セリ。愉快ナルコトナラズヤ。今學者ノタメニ左方ニ記セリ。シカシ部中ノ字ノ廣韻トノコトナレバ、支脂之韻ナドハ上去トモニ分チガタキナリ。

東冬鍾江支脂之微魚虞模齊佳皆灰咍眞臻文殷元魂痕寒刪山〔割註〕謂ニ之平聲上卷戸主文字。」

殷ノ韻ヲ廣韻ニ欣ト改メタルハ、宋ノ宣祖ノ偏諱ヲサケシナリ。韻ノ名ヲ戸主ト云ヒシハ、戸令ノ戸主皆以ニ家長ニ。（謂嫡子也）爲レ之トアルヨリ出タル名ナルベシ。

先仙蕭宵肴豪歌麻覃談陽唐庚耕清青尤侯幽侵鹽添蒸登咸銜嚴凡〔割註〕謂ニ之下卷戸主文字。」

董腫講紙倂旨止尾語麌姥薺蟹駭賄海

軫吻隱阮很旱潸產銑獮筱小九巧晧哿馬感敢養蕩梗耿靜迴有厚黝寑琰忝狉等豏范广〔割註〕謂ニ之上聲戸主文字。」

倂ハ恐クハ衍字、又九モ衍字ナルベシ。此ハ巧ノ韻、功韻ノ書ニテノ次第廿九巧トアリシヨリ誤ナラン歟。又平去ノ例ニヨレバ、阮ノ次ニ混ノ韻脱、豏ノ次ニ檻ノ韻脱シナルベシ。〔割註〕去聲ノ末ノ鬪ノ字ハ、豏次ニアルベキカ。誤脱テ下ニ入シニハアラズヤ。」又平ノ次第ニヨレバ、范广ハ倒誤ナルベシ。

送宋用絳眞至志未御遇暮泰霽。祭卦㤔夬隊代癈間震問焮願恩恨。翰諫襉霰線嘯笑效號箇禡坳敢□宕敬諍勁徑宥侯幼沁艷㮇證陷鑑梵嚴梵鬪〔割註〕謂ニ之去聲戸主文字。」

敬ヲ廣韻、映ニ作ルハ、マタ宋ノ翼祖ノ諱ヲ避シナリ。又平上ノ例ニテハ、證ノ次ニ嶝アルベシ。

又職ハ隴ノ迯ヲ落シタルナルベシ。且裝ノ上ニアルベシ。

屠浜昌覺買乙酉衛臺月後上[illegible]德宗之〔割註〕調[illegible]一人ノ掌戸主文字ニ

○唐石經避ノ諱

唐ノ石經諱ヲ避ケテ省闕ノ字、虎〔割註〕太祖ノ諱ナリ」ハ字虎ニ作リ、凡虎ニ從フ字ミナ同ジ。淵字〔高祖諱〕淵ニ作リ、淵マタ渕ニ作ル。世〔割註〕太宗ノ諱」ハ丗ニ作ル。〔割註〕九經字樣ニ、丗ノ下廿ヲ出シテ省クト云フ。シカレドモ世ヲ省テセトナリシニハアラザルベシ。葉ノ字ノ中世ノ字ニ似タリトテ、古文ニ從テ卉ノ字ヲ用フルニヨレバ、世ノ字フツネニ世トカキタルヨリノ省キタルベシト思ハル」諱二字連續ニ作リ。〔割註〕此二字今ニ至リテ改メズ」葉ヲ卉ニ作リ、喋〔割註〕世ヲ云ニ作ルハ葉ヲ枼ニ作ルヨリノコトナリ」ニ作リ。凡枼ニ从テ字ミナ牟〔割註〕但刻石經ニハ枼トカキシモアリ」後ニ枼ニ改メタリ。枼ハ葉ノ隷省牟ニ作ルニ依リタルモノナルベシ」ニ作ル。民〔割註〕太宗ノ偏諱」字𣎵ニ作リ、凡民ニ從ヒ、昏ニ從フ字、ミナ氏昏ニ作ル。〔割註〕昏ノ字ハ、說文ニ民ノ聲ト、氏ノ省キニ从フ二說アリ。漢隸モ昏皆昬字ニ作リタレバ、昏ヲ省シヨシニテ、實ハ別體ヲ用ヒシナリ。民ヲ氏ニ作ルモ皆ノ字ヨリトルナリ」タヾ眠字ハ眂字ヲカヘ用フ。豫〔代宗ノ諱〕ハ豫ニ作リ、适ハ〔德宗ノ諱〕适ニ作リ、誦ハ〔順宗ノ諱〕誦ニ作リ、純ハ〔憲宗ノ諱〕絁ニ作リ、恒〔穆宗ノ諱〕ハ恒ニ作リ、湛ハ〔敬宗ノ諱〕湛ニ作リ、甚ニ从フ字ミナ同ジ。右ノ如ク、凡九廟ノ諱ヲ避クルニ似タリ。五經文字糸部ニ、純本文從屯甘。緣廟諱偏傍、今經典並準式例變。トアリ。是廟諱ノコト、唐六典ニソノ制アリノセタルナルベシ。今唐式存セズ。ソノ詳ナルコトヲ知ラズ。金石文字〔割註〕清ノ顧炎武ガ撰ナリ」ニ、禮天子事七廟。自高至穆七廟。而高祖太宗創業之君不遷者也。玄宗以下則親盡而迭遷、故不諱。文宗則今上也。古者卒哭乃諱。故生不諱ト云ヘリ。此ハ妄說ナリ。肅宗諱ハ亨ト云フ。石經亨ノ字省ク所ナシ。右經字體ノ制ヲ肅宗

ノ書シニ、皇太子臣亨題額トアレバ、ソノ名モトヨリ元亨ノ亨ナルコト掲焉タリ。又舊唐書禮儀志ニ、長慶四年正月禮儀使奏。謹按。周禮天子七廟三昭三穆。太祖之廟而七。荀卿子曰。有天子者祭七代。有一國者祭五代。則知。天子上祭七廟典籍通規。祖功宗德不在其數。國朝九廟之制法周之文。太祖景皇帝始爲唐公肇基天命。義同周之后稷。高祖神堯皇帝創業經始。化隋爲唐。義同周之文王。太宗文皇帝神武應期造有區夏。義同周之武王。其下三昭三穆之外。是親盡之祖。雖有功德。禮合祧遷。禘祫之歲則從合食制從之トアリ。石經ハ文宗開成二年ニ成リテ、長慶ノ後其制カハリナケレバ、スナハチ九廟ノ制ニテ、諱ヲモ避シコト明ケシ。太祖、高祖、太宗、凡三廟ハ祧〔割註〕遷廟ヲ祧ト云フ。」セザルモノナリ。代德順憲穆敬六廟ハ、イハユル三昭三穆ナリ。肅宗以上ハ親盡ノ祖ナル故諱マズ。肅宗ハ諱中ニアラザレバ、亨字ノモトヨリ缺畫セザルコトモ著シ。

○八子

唐鞍ノ具ニ八子ト云フアリ。ソノ製作ハ革ヲ細ク平ラメテ、先ニ鈴ヲツケリ。鞍ノ後ノ所ヨリ左右ニ四ツ宛サゲルモノナリ。ソノ名ハ八ツアルユヘ八子ト云フコトトハ思ヘドモ、不雅ナル名トゾ思ヒシガ、隋書ノ禮儀志ヲ見テ、始テ本名ヲ知レリ。ソノ文ニ馬珂三品以上九子、四品七子、五品五子トアリ。シカレバ珂ト云フモノニテ、ソノ數ヲ幾子ト云フナリ。唐詩ニ雙々鳴玉珂ト云フモコノモノナリ。

○馬寮御監

今將軍家此官ニ任ゼラレ玉フ。コレハ足利公方家ノ舊例トゾキコユ。マレニ任ゼラル丶ハ、定テ兵馬ヲ專ラニシ玉フ故ナランカ。サテ此官ハ、職員令ニ載ラレズ。又國史ニモ任ゼラレシ人ミエズ。余ガ見ル所ハ、弘仁馬寮式〔割註〕本朝月令引。」ゾ始メナル。延喜式、江次第等ニハミナ見エタリ。內裏式、儀式ニハ見エズ。御監ハ青馬、駒牽、騎射ナドノ公事ノ時、殿上ニテ馬ノ奏ヲセラル丶事ヲセラルルナリ。御監ナキトキハ、納言ノ人セラル丶樣ニ見エタリ。思フニ御監ハ、馬ノ奏アル儀式ノ時バカリ、臨時ニ

任ゼラレテ、常ニテハヽコトニハ非ザルナルベシ。世ニ圖卑ニモ見エザルナラン。但シ法隆寺御物帳ニ、錦貝錦幡四旒是ト云ソ人ノ、晋書ニ有在異國〔註〕續記ニノセズ」トアルハ、新撰ト同ジキニヤ試ニシルシオケリ。

〇大常

旗ヲ常ト云フハ通俗ナリ。周禮ノ大行人ニ、公侯伯子男ノ旗ヲモ常ト云フ。故ニ天子ノ旗ヲ大常ト大ノ字ヲ冠ヘタルナリ。鄭ガ大行人ノ注ニ、常旌旗也ト云ヘリ。賈疏ニ、鄭欲レ見下常與二旌旗一皆通名上。日月ヲ畫ケルヲ常ト云フ。コレ常ノ天子ノミノ名ニ非ルヲ知ルベシ。タヾ常ト名ヅクル由ハ、鄭注賈疏等ニミエズ。釋名ニ、日月爲レ常、畫二日月於其端一、天子所レ建、言常明也トアルハ信ジガタキ説ナリ。余竊カニ思フニ、常ハ旗幟ノ制ニ旌〔註〕廣延ニ旌幅爲レ縿トアリ。今ノ周禮ニハコノ文ナシ。周禮ノ巾車大行人ノ疏ニ、仍禮ノ觀禮ノ疏ニハ引キ用ヒタリ」ト見トヲ合セテノ長サヨリイヅル名ナルベシ。爾雅ニ、緇〔爾雅〕釋注ニ旗縿也ト云フ、廣充レ幅、長尋曰レ旐。〔爾雅注〕郭注ニ帛全幅長八尺トアリ。」繼レ旐曰レ旆トアリ、孫注〔禮記〕公羊疏ニ引ケリ」ニ、帛續二旐末一亦長尋トアルゾ、旌旗ノ長サノ正ナルベシ。スベテ此レデナルベキナレバ、常ノ名ヲ常トゾ云フナラン。常ハ〔一丈六尺〕ニ倍スル長サノ名ナリ。シカレバ一丈六尺ヲ常ト云フ長サト知ルベシ。周禮疏ハ禮緯含文嘉ニ、天子ノ旗九斿曳レ地。諸侯七斿齊レ軫。大夫五斿齊レ較。士三斿齊レ首トアルニヨリテ、周禮ヲ注セシナレド、如何アラン。〔爾雅注〕此文字、羊寅ガ十六年ノ疏ニハ、孫炎ヲ引テ云ヘリ。或ハ仍ト古今同字ナルベシ。爾雅ニハミナ仍ニツクル。

〇旗

旗ハ周禮ニ熊虎爲レ旗トアリテ、旗ハ熊ヲ畫シテヒキ行モノナリ。ミカドニ供御ノ旗御旗ハ、即チ旗ト同ベキナ、熊虎ヲ畫カセタル旗ハ、必旗ト云フ。旗ニ旗ノ類ナリト思ヒアヤマレリ。但小野宮年中行事ニハ、旗類旗花與ト書キヘリト云ハレタリ。此説尤ナル事ナレドモ、隋書ノ禮儀志ニ、齊ノ武帝造ニ

大小輦ニ竝ニ如ニ軺車ニ無ニ輪轂、下橫ニ轅軛ニトアリ。又輦※釋名人所レ輦也云々。今輦制象ニ軺軍ー而不レ施輪。用レ人荷レ之トモアリ。又輿制如レ輦而但小耳ナルトアレバ、强チ輪ノアルヲノミ輦ト云ベキニモ非ズ。全ク輦輿ハ大小ニテノ名カハルコトトミユ。サレバ鳳輦葱花輦モ輿トカキシハ、カヘツテ古名ニハアラザルナラン。新儀式ニモ鳳輿トカヽレタリ。

○新發意（シンポチイ）

今ノ世、新ニ剃髮スルモノヲシンホチト云フ。シンホチハ新發意ナリ。コレハ古キ名ニテ、御堂關白道長公ヲ入道ト云ヒケレバ、此時天下入道號ヲイミテ新發意ト云フヨシ、羅山先生ノカヽレシモノニテ見及ベリ。

○所司代

京都所司代ハ足利家ノ時ヨリ起リテ、貞和元年ニ都築氏、ソノ職タリシコト谷川氏ノ說ニテシリヌ。

○相　聞

今、往復ノ書簡ノ案ヲカキタルモノヲ往來ト云フ。古クヨリ明衡往來。〔割註〕又雲州消息トモ云フ。消息トハ人ノ消息ヲ問フヨリノ名也。」喫茶往來。庭訓往來。尺素往來等アリ。西土ニテハ相ト云フ。鬱岡齊帖ニ、唐ノ無名氏ノ十二月往來ヲカキタルヲノセテ、十二月相聞書ト題セリ。顯昭ガ古今ノ注ニ、相聞猶ニ往來ー也トカキシハ、ヨク解キタルナリ。王僧虔ガ能書人名ニ、鍾繇ガ書三體ヲアゲタル中ニ、三曰行押〔割註〕師ハ狎ノ字ノ誤ナリト云レタリ。」書相聞者也ト云ヒ、又草藁是相聞書也ト云ヘリ。淸ノ顧藹吉ガ云フ、行押即行書、〔割註〕師說モ亦云ヘリ。」コレ往復ノ手札ハ、行草書ニテカキタリシヲ云フナリ。索靖ガ月儀章モ、十二月ノ書簡ナリ。唐ノ時小兒ノマナブ書簡ヲ木瓠章ト云フコトアリ。顏師古ガ急就章ノ注ニ見エタリ。

○發　語

以テ言語ノ枕辭ヲヨセテトキタル書ヲ、冠辭考ト名ヅケラレタリ。枕コトバヲ冠辭ト云フハ、コクモツケラレタレド、擬說ニテ古ヘ其名アルニハアラズ。釋日本紀ニ、枕コトバヲ發語ト云フコトアリ。此ニ依リタラバ發語アリヨケント、師ノ物語リセラレシナリ。右ニ云ヘル冠辭考ニ、一ツ取リ落シタル枕辭アリ。古事記上ニ曰、子遲神ノ歌ニ、蘇邇杼理能阿遠岐美祁斯遠トヨミタリ。本居大人ノ傳ニ、ソニトリハ、アヲト云ンタメノ枕辭ナリシト云レタリ。

○登(スナハチ)

日本紀神武天皇ノ紀ニ、登謂高倉曰云々。スナハチノ借名ツキタリ。登ノ字共ニス。捕亡令ニ、登共追捕。萬葉集ニハ、登時トアリテ、スナハチトヨム。賊盜律モマタ、登時〔割註〕唐律ニハ文ニ登時トアリテ、子注ニハ登トアリ。」ノ二字ヲ用フ。案ズルニ、登時ト云フモ同ジ義ナリ。唐ノ時專ラ用ヒシ文字ナレバ、古書多ク用ヒラレシナリ。登ト云フ。即ト云フト同ジコトナリ、周頌小毖鄭箋ニ、不登誅之トアリテ、正義登ヲ釋シテ登時トカキ、又釋シテ即トナス。唐書曹傳ニ、階下登殺之トアルヲ、貞觀政要ニハ、階下當即殺之トカケリ。此登ト即ト同キ據ナリ。又通鑑南宋順帝紀注ニ、登時猶即時也トモアリ。

○薩摩

薩摩ノ薩ハ、即チ菩薩ノ薩ナリ。一切經音義ニ、菩薩本作扶薛(ドサツ)トアリ。薛ノ字隷變ニテ薩ニ作ル。唐人ハ菩薩ノ字ハ薩ニ作リ。又蕯〔割註〕一畫ヲマス。」ニ作ル。玉篇ニモ蕯ニ作ル。廣韻ニハ薩ニ作リ、〔割註〕又一畫ヲマス。」宋ノ時ハ改メテ薩〔割註〕又一筆ヲマス。」ニ作リシ。甚シキ謬リナリ。〔割註〕此字ノコト、宋ノ張有ハヤク言ヒオケリ。清ノ畢沅モ云ヘリ。」此間ニテハ、唐人ヨリ傳承ノ事ナレバ、反テ昔ヨリ誤ラズ。薩ノ正シキコトヲ知レリ。薩摩國天平八年ノ正稅帳ニ、國ノ印ヲ踏オシタリシガ、薛摩ヲニ〔割註〕薛摩作レリ。日本紀ニモ入聲ノ薛ヲ薩ニ作ル。近衞圓法親王ノ書ニモ薩ニ作レリ。今ノ人ハ明ヨリ後

ノ字書ニヨリテ、遂ニアヤマツテ薩ニ作ルヲ正シト思ヘルハオロカナルコトナリ。

○法隆寺寶物

法隆寺ノ寶物ハ、多ク聖德太子ノモノト云ヒ傳フ。ソノ中ニ紅牙尺(コウゲシヤク)、〔割註〕コレハ象牙ニテ、アカキ模樣ノアル物指ナリ。五寸ノアヒダハハカリ目ヲモリタルモノニテ、儀式ニ用フルノミ。常ニ用フルニハアラズ。」簪針筒(カンザシハリヅヽ)ナドアリ。此ハ稱德天皇〔割註〕孝謙天皇ノ御事ナリ。」ノ御物ニテ、此寺ヘオサメラレタルニテ、聖德、稱德同ジトナヘニテノアヤマリナラント、師ノ云ハレキ。

○尺

今鮮鮭ノ數ヲ何尺ト云フ。尺ハ隻(シヤク・セキ)ノ借字ニテ、廣ク魚ノ數ヲ云フニ用フベキナリ。靈異記ニハ鯔三隻トアリ。

○反

今絹布ノ數ニ反字ヲ用フ。此ハ端ノ字ヲ用フベキニ、田ノ數ノ段ヲカリ用フルニテ、段ヲ草體ニテあトカキクルシ、誤ツテ反ニ作リシナリ。仮ノ字ノ假ノ草體ヨリ彳ニアヤマルト同キナリ。〔割註〕段ノ字ヲカヘ用フルコトモ、古キ世ヨリアルコト、見エテ、ロ遊ニモ段ノ字ヲ用フ。」

○酉(ヒヨミノトリ)

今ノ世、酉ノ字ヲヒヨミノ鳥ト云フ。コレハ酉ニ從フ文字多キ故、ソノ名ノコリシナリ。昔ハ十二支ノ文字ニハ、コノゴトクヒヨミヲツケテ呼ブコトナリ。ヒヨミハ日讀ノ義ニテ、コヨミ暦ト云フモ同ジコトナリ。〔割註〕日ヨミハ日ヲカゾヘルモノユヘノ名ナリ。カゾヘルコトヲ今モヨムトイヘリ。ヒモヲモ同ジナリ。」日ヨミノ午ト云フハ、仙覺ガ萬葉抄、十訓抄、今昔物語等ニ見エタリ。

○錦文綾文

演繁露ノ柹蒂(シテイ)〔蔕ト同ジ〕錦ハ花菱ナリ。樗蒲〔割註〕烏賊魚ノコフニ似タルモノナリ。」錦ハ立涌(タテワク)ナリト、

條ノ云レタ、白帖ニ錦ノ文ヲ出シテ、翻鴻走龍鸚鵡奇鳳ナドナリ。孔帖ニモ、杜甫ガ詩ノ鴛鴦遠章麒麟ナド出セリ。又白帖ニ、綾ノ文ヲ出シテ、緑文竹根棕櫚蒸盤鰕蛇皮ナドナリ。孔帖ニモ、烏頭魚口蟬翼蟬鳴十様花綾ナド出セリ。其名ニ依テ考ルニ、今存セル文モアルナリ。又東ノ綾ノ圖ナドニテ見ヒヤヌベシ。唐ノ法藏禪師塔銘ノ石本ヲミルニ、銘文ノ外郭ニ大ナル蓮文アリ。今ノ蕃唐草ト云フ文ニヨク似タリ。

○銙クワ　鉈尾ダビ

束帶ノ時用フル革帶ニ、玉石犀角等ヲ飾ニツケ、ソノ方ナルヲ巡方ト出ヒ、圓ナルヲ丸鞆ト云フ。コレハソノ形ノ名ニテ、通名ハ銙又胯ニ作ル。〔朝註〕ト云フベキモノ、延喜内匠式、日本後紀弘仁元年トモニ銙具トナリ。廣韻ニ、銙苦瓦切、帶飾トノルハコレナリ。唐書ニモ、一品二品銙以レ金。六品以上以レ犀。九品以上以レ銀。庶人以レ鐵トアリ。又朱子語類ニハ胯子ト云フ。先銙ハ通名ナレドモ、丸鞆ノ方ヨリ出タル名ニ似タリ。孔帖ニ、李靖破二蕭銑一時所レ賜于闐玉帶十三胯。七方六圓。各附レ環以レ金固レ之。トイヘル事ヲ出セリ。又格古要論ニ、元豐五年詔三師三公云々。以上毬文方圓帶トアルハ、毬ニ今ノ巡方、丸鞆ヲ用帶ノ如キモノナリ。孔帖ニ李賀ガ酬答ヲ引テ、寶裝腰鞓割ニ方玉一トアルハ、巡方ヲ云フナリ。又今云フ上手ノ端ヲハ鉈尾ト云フベキナリ。唐書ニ、腰帶搯二垂頭於下一。名曰二鉈尾一トアリ。〔朝註〕鉈ノ誤リナランカ。宋志ニハ魚尾ト云ヒ、中華古今注ニハ獺尾ト云ヘリ。ミナ同ジモノナリ。」

○諱

今俗書牘ニ諱ヲ將トカケリ。ソノ體如何ゾト思フニ、曾圖靚王ノ受戒跪ヲカヽレクル末ニ將トアリ。サスレバ諱トカクベキヲ省キタルコト明ナリ。今ハ一丁字ヲ知ラザル俗書僧へ傳來スルユヘ、文字ノ由來分チガタキコト多シ。

○宵

今宵ト云フ字ヲ霄トカクハ、由來アルコトナラン。干祿字書ニ、霄ノ俗字ヲ宵ニツクルトアリ。即霄ノ字ナリ。ヨヒト云フ義ニハ宵〔割註〕爾雅ニ夜也トアリ。」ヲ用フベキニ、唐ノ時ノ人モ、マヽ霄ノ字ヲ用フルコトアリ。

○肉

俗ニ肉ノ字ヲ完トカケリ。本宍〔割註〕干祿字書ニ出ス。」又宍〔割註〕唐ノ李靖ガ碑ニ見エタリ。」トカキシガ誤リタルナリ。瑀玉集ニハ宍トカケリ。完ニアヤマルユヘナリ。

○家様

古ク家様ト稱セルコトアリ。尺素往來ニ、權跡〔割註〕行成卿權中納言タリシカバ、其手跡ヲ權跡ト云フ。小野道風朝臣ヲ野跡、藤原ノ佐理卿ヲ佐跡、合テ三跡ト稱ス。」之子孫行能、定成、經朝以來。彼一流尤繁昌。擧レ世號ニ家様ト、トアリ。蹇驢嘶餘ニモ、世尊寺淸水谷ハ能書ノ家也。是ヲ家様ト云也トアリ。彼ミナ世尊寺行成卿ノ御家ヲサシテゾ云ナル。今ハ靑蓮院尊圓法親王ノ後、能書ノ親王ツヾキタレバ、彼御流ヲサシテ御家流ト云フ。家様ニナラビテノ稱ナルベシ。

○中謝

上表ノ文ニ、始ニ厶誠惶誠恐頓首頓首死罪死罪ナドアリテ、又中ニモ末ニモ同クアルコト也。始末ハアル所知リ易ク、中ニアル所知レガタキユヘ、ソノアルベキ所ノシルシニ中謝ト二字ヲ注ス。文選李善注ニ詳ナリ。同書ニ、中謝ノ字アレドモ、五臣注ノ下ニ入テ注ト同ジヤウナレバ知レガタキ故、東匡モ或書引テ、中謝ノ事ヲ云ヒタレバ、文選注ニアリシコトハ知ラザリシニヤト師ノ云レタリキ。

○毫釐錢抄

今度ノ數ノ、毫釐〔割註〕釐ノ借字也。」ノ字ヲ省キテ、毛〔割註〕誤テモウノ音ニヨム。」厘ニ作ル。西土ニ

モ、唐ノ龍興寺塔銘ニ、一毛一滴トアリ。清ノ王聞遠ガ說ニ、此ハ地藏經ニ見エタル文ニテ、毛ハ毫ニ同ジト云ヒ、唐ノ楊玄操ガ本草音義ニ、厘音釐トアリ。毛厘ニ作モ古キコトナリ。又衛ノ敳ニ氧トカケル本韻ノ字ナリ。匁ヲモンメトヨムハ文目ト云フコトナリ。〔割註〕唐ノ開元錢一文目方ナリ。〕目方ヲ錢ト云フコトハ、宋ノ淳化ノ時ヨリ始リタルナリ。〔割註〕此時錢ノ重サ開元錢ト同ジ。〕ニモカヽニ、錢ノ字多畫ニテ不便ナルユヘ、匁ノ字ヲ用フ。匁ハ泉字ノ草體ナリ。〔割註〕周ノ時ハ泉ヲゼニノ字ニ用ヒタリシガ、秦ノ時ニ始テ錢ノ字ヲカヘ用ユ。〕宋見偏及ビ金ノ周鏡寺鐘款ニ見エタリ。又量ノ數ニ戈トカキナサイトヨム。幾合幾勺〔割註〕本勺ノ字ナリ。〕幾戈ト云フ。勺ノ次ノ數ハ抄ニテアレバ、字音ニ叶ハズ。思フニ抄ヲ省テオトカキシヲ、アヤマツテ才ノ字トセシナラン。〔割註〕勺ノ次ノ數ヲ撮トスルモアレド、サツノ音ノアヤマツテサイトスルモ知レズ。サレドモ戈ハモトヨリ才ノ誤リナルベシ。

○万

千萬ノ萬ノ字ヲ、漢ノ時ヨリ万トカキタリ。師ハ萬ノ草體ヨリ變ジタルナラント云レタレドモ、漢隸ノ草字ヨリ出ヅル理ナシ。余思フニ、萬〔割註〕萬ヲ漢隸ニカクカケリ。〕萬ノ字ノ下ハ又ニ從フナレドモ、隸文文ニ從フ字多ク、寸ニ從フ寸、又變ジテ方ニ作ル。專ラ旁ニ作ルノ類ナリ。〕ノ省文ナランカ。曼萬音同ジケレバ借リ用ヒシナリ。〔割註〕漢碑ニ鷄ヲ隺ト省キ、爵ヲ材ト省クモアリ。〕萬ノ字モ本蟲ノ名ニテ借字ナリ。

○相風

相風ハ今云フ風見ナリ。晉令ニ車駕出入相風前引トアリ。風見ノ竿ノサキニ、鳥ナドノ形ヲ造リタルアリ。西土ニテモ古クアルコトナリ。傅玄ガ相風賦ニ、棲靈鳥於竿頭、候祥風之來征トアリ。又述征記ニ、長安靈臺有風銅烏トモアリ。〔割註〕引用ノ書ハミナ太平御覽ニ出ヅ。〕

○鷺眼

足利家ノ時代ニ、錢ノコトヲ鵞眼ト云ヒ、鵞眼幾疋ナドカキクルヲ見シコトアリ。今鳥目ト云フモ同ジコトナリ。鵞眼ト云フコトハ、白氏六帖ニ宋略ヲ引テ、太始中通私鑄錢。謂之鵞眼トアリ。コレソノ本ヅク所ナラン。

○棟梁

今大工ノ長ヲ棟梁ト云フ。法隆寺ノ什物ニ、金ノ大定十八年造レル香爐アリ。其銘ニ、棟梁祇哂寺住持三重大師惠據トアルヲミレバ、物ヲ造ル長ナル人ニ云フコトトミユ。

○廁神

今世ニ後架神ト云フハ、白紙六帖ニ續幽怪錄ヲ引テ、廁神毎月六巡トアリ。又柳宗元ガ文ヲ引テ廁鬼ト出セリ。皆ソノ事ナリ。サレド委ク知レガタキニ、玉燭寶典ニ劉升ガ異苑ヲ引テ、紫女本人家妾爲大婦。所妬正月十五日感激而死。故世人作其形於廁迎之。咒云。子胥（云是其夫）不在。曹夫以行（云是其姑）小姑可出（割註）南方多ク婦人爲姑。」トアリ。又俗云。廁溷之間必須清淨。然後能降紫女トモアリ。又白澤圖ヲ引テ廁神名倚衣トアリ。雜五行書ヲ引テ後帝トアリテ、ソノ下ニ異苑ヲ引テ、陶偘如廁。見人自稱後帝。著單衣平上幘。謂偘曰。君莫說貴不可言。將後帝之靈馮紫姑見女言也ナド云フコトモ見エタリ。西土ニテモ、古昔ハ專云ヒシコトニゾ有ケル。

○此間

日本紀ハ、漢文ニテカキタレバ、華言ノ意ニ背ンコトヲ思ハレシヤ。本注ニ、此間云云々トアリ。此間トハ皇國ヲ云ヘルナルベシ。西土ヲ彼トスル心ナラン。此間ト云フ語ハ、アマリ見ヌコトナリ。玉燭寶典ニ、廁神ノ名ヲ紫姑トカキテ、ソノ注ニ、此間云紫女トアリ。此ハ今世ヲサシテ云フ語ニテ、昔ニ對ヘタルヤウニキコユ。

○三教

三戟ト云フハ、皇國ニテハ槍叉ノ類ヲサスコトナレドモ、西土ニモ三戟ト云フ名目アリ。コレハ先儒、戈ニ類、戟ニ宜樂ナリ。唐ノ文明六年三戟鐘銘文ニ見エタルコト、金石萃編ニアゲオケリ。

○圓覺寺鐘銘

鎌倉圓覺寺ノ鐘ノ銘ニ、風調雨順國泰民安トシルセリ。金ノ承安四年圓覺寺鐘款ニモ此八字アリ。又其圓覺ト頌ニテ、同ジ寺ノ名ニテ、同銘ノ鐘ノアルモ珍シキコトナリ。西土ニテハ、近代寺觀鐘銘冊、大カタ此銘アルヨシ王昶云ヘリ。

○擊鼓求亡子

梭蘭隨筆ニアリシ件、金石萃編ヲ閲覽セシニ、唐ノ石刻ノ中ニ、狄日安石渠序ト云フアリ。ソノ文ニ、名已□祗似、神以南國助、喜詞、繫兵衍使、若□擊鼓而求亡子、〔割註〕上ノ方格一ハ悉クハ安字、下ノ方格ハ擊ノ一字カ。打ノ字ナラント思フ。〕ト云フコトアリ。擊レ鼓而求ニ亡子ニトハ、今世俗ノ太鼓ヲウツテ迷子ヲ尋ルコトナリ。西土ニテモシタリシコト、見ユ。

○威

甲冑ヲ春華ニテヲドスヲ、專ラ威ノ字ヲ用ヒタルハ借字ニテ、伊勢貞丈ノ說ニ、ヲドシハ緒通ノ義ト云レタリ。サテ此義ニテアタル文字ハ、庭訓往來ニ黑革縅トカキタルコソヨクカナヘリ。魯頌ニ貝冑朱綅トアリ、正義ニ、以朱綅綴之ト云々。少儀ノ正義ニモ引テ釋シテ、以朱綅綴甲トモアリ。又穿トモ云フ、晉書ニ、穀乃甲冑ニトアル、正義ニ、甲冑有斷壞、當綴穿治之トアリ。西土ニモ何糸威ト云フヤウニカキタルガアルベシト思ヒシニ、隋書ノ禮儀志ヲ見シニ、第一圍剖十隊鐵圍ヲ云フ上ニアリ、青絲連明光甲。〔割註〕明光トハ犀甲ニ對スルニヨレバ、鐵甲ノ瑩キタルニヤ。〕第二圍朱絲連明光甲、第三圍白絲連明光甲、第四圍烏漆連玄犀甲トアリ。此ハ青絲威、赤絲威、白糸威、黑糸威ト云フコトニテ、ヲドシト云フニ連ノ字ヲ用ヒタリ。東里先生ハ清ノ會典ニ云ヘル緞裡緞穿ヲ引テ、モ

ヨキヲドシトカキ附ケラレタリ。

〇倚子　蘇

本朝ニハ、李唐ノ禮樂、制度、衣服、器械、典籍、文字、西土ヨリハ傳ハレルコト多キナリ。今試ニ云ンニ、倚子ハ古ヨリ今ニ至ルマデ用フル座具ニテ、文字モカハルコトナシ。西土ニテハ今用ヒザルモノニテ、ソノ文字イツカ椅子トカクコトニナリシトミエテ、清ノ武億ガ後唐ノ碑〔割註〕文ニハ倚子トアリ。」ノ跋ニ云ヘルハ、陔餘叢攷ト、王銍ガ默記〔割註〕二書ミナ椅子ニ作ル。示兒編モ同ジ。」ニ、椅子ハ宋初ヨリ初マルト云ヘルヲ、後唐ノ時、コノモノアルコトヲ知ラザルトアリ。自負ノ辭ニキコユ。サレドモ凡本朝式〔割註〕唐ノ永徽式ニヨリ玉フ。」ニ倚子アレバ、唐ノ時スデニアルモノナルコトアキラカ也。酥〔割註〕篇韵コノ字アルハ、宋人ノ補入ナランカ。」酪ノ酥ハ、本蘇ノ字ヲ用ヒテ、西邊ニハカヽザリシ故、本朝式ニモ蘇ノ字ヲ用ヒラレタリ。今モ古學ノ人ナドハ疑フコトモナキニ、唐ノ明徴君ノ碑〔割註〕臨高寺ノ碑ニモ粟、變成蘇トアリ。」ニ蘇參拾斛トアルハ酥ノコトナルニ、清ノ王昶ガ跋ニ、爾疋ノ蘇ハ桂荏〔割註〕今ノ紫蘇ナリ。」トアルヲ引キテ、油ヲトル料ナランナド云ヘリ。此等ノ類、皇國ヨリミル時ハ一笑スベキコトナリ。

〇五十韵

五十韵ノ中、アイウエオノ五音ノミ長ク呼ビテモ、同ジヒヾキナリ。カサタナハマヤラワノ音ハ長ク呼ブ時ハ自然アトナリ。キシチニヒミイリヰハイトナリ。クスツヌフムユルウハウトナリ。ケセテネヘメエレヱハエトナリ。コソトノホモヨロヲハオトナルナリ。初學ノ人ハ一字借名ノ字音ヲカヘズニ苦シムモノナリ。右ニ云ヒシ理ヲ考フレバ、一字カナトイヘドモ、ヒヾキヲ思ヘバ、二字カナノ如クニハキト定ルナリ。タトヘバ知ハ陟離切、コレヲ唐人反シスル時ハ、チチン、テンチトナル。離ニイノヒヾキアレバ、反ス字モ同ジヒヾキナリ。五音ノ顚ニタチツテトト云フヤウニ呼ブ理ナレドモ、チチンテントト

ハ反ヘラズ。トハオノヒヾキニテ叶ハズ。一字借ノ字、コレニ准ジテ知ルベシ。二字カナハ下ノカナノ聲、三字カナ、下ノ二字カナノ聲ヲトルベシ。スベテ反ノ下ノ字ノ音ニ准ズベキナリ。イエオノカナハ開音ニ用ヒ、ヰヱヲハ合音ニ用フ。但シ支脂之ノ韵ノ門音ハ、イキシチニヒミイリナレドモ、合音ハ撮音ヲ用ヒテ、ウヰ、クヰ、スヰ、ツヰ、ヌヰ、フヰ、ムヰ、ユヰ、ルヰナレドモ、スヰ、ツヰ、ユヰ、ルヰノ外ハ今行ハズ。哥才ノ韵ノカ開、クワ合、寒桓ノカン開、クワン合、佳皆灰咍ノカイ開、クワヰ合、陽唐ノヤウ開、クワウ合、藥鐸ノヤク開、クワク合、ノ類、ミナ開合ニテカナヅカヒモカハル也。釋文雄ガ佳村高揩要錄ナド、ヨク初學ヲサトシタレドモ、唐人反シノ助紐、昔サダカニ云ハズ。余コノ事ヲ僧ニ問ヒシニ、二ト門トヲ用フベシト云レキ。コレハイキシチニヒミイリヰト、エケセテネヘメエレヱヲンノヒヾキヲ付テ呼ブナリ。假令東ノ字ハ徳紅切トチンテントウ、先ノ字ハ蘇前切ソシンセントナル、チンテンシンセンハ即助紐音ナリ。他ハ此ニ准ジテ知ベシ。

○鳩　杖

老人ハ食物ニムセルモノナル故、杖ニ鳩ヲ造リテ付シハ、ムセヌ爲ニスルコトナリ。昔シハ内裏ニテ御賀アリシ時、鳩杖ヲ造ラシメテ奉ラシムルコトアリ。ソノ制、竹ニテ鹿杖〔割註〕今ノ撞木杖ナリ。〕ヲ造リ、杖ニ葉ノツキタル枝一ツアリテ、上ノ撞木ノハシニ鳩ヲ造リテツケシナリ。古書ニ鳩杖ヲ用ヒタル多アリ。コレハ西土ニテ早ク始リタルコトナリ。續漢書ニ、禮儀志云、老五更八十九十賜二玉杖長尺九一。〔割註〕脱字アルベシ。端以レ鳩爲レ飾。鳩者不レ噎之鳥。欲レ令二老人不レ噎〔割註〕賓與引ニヨルトアリ。

○人　日

正月七日ヲ人日ト云フハ、賓興ニ董勛ガ問禮俗ヲ引テ、正月一日爲レ雞。二日爲レ狗。三日爲レ猪。四日爲レ羊。五日爲レ馬。六日爲レ猿。七日爲レ人。未二之聞一也。似二擅說一經傳無二依據一トアリ。慥ナルコトニ

ハナシトハ見ユレドモ、古クヨリノ事ナリ。

○本朝避諱

本朝ニテハ、昔ヨリ御諱ヲサクルコトアレドモ、西土トハ同ジカラズアリシガ、寶永ノ頃ヨリカ、西土ノ如クニ御諱ノ字ヲ缺畫スルコトニナリテ、今ハ公ノ文書ニモ缺畫アルコトナリ。制度ノ變ジタルヤ。又ハ私ニセシガ公ニモセラル、コトニナリシカ。詳ニハ知ラズ。或人ノ狩谷子ニ問ケル時、答ヘラレタル手簡ニ、皇國にて、天皇また皇祖の御諱、籍盡の事御尋に付、愚案たゞ申上候。一體皇國は言を宗として、字は言を通ずる奴隷のごとくに用候事にて、西土とは少々事異り申候。夫故諱を避候とも、言の同じきを避候迄にて、文字を忌候事は無レ之候。避諱の事、職員令に治部省卿一人。掌ニ本姓繼嗣婚姻祥瑞喪葬贈賻國忌諱及諸蕃朝聘事一と見え申候。此義解に、謂諱避也。言皇祖以下名號諱而避レ之也とあり。皇祖とは天皇の御祖先を申奉るにはあらで、御祖父以下を言なるべし。この集解に古記を引て、假令名有ニ春日王一者春日山者稱ニ東山一耳とあり。是にても缺畫の事いはず。又類聚國史に、天皇避諱の部ありて、代々御諱を避べき條を載たる中にも、延暦四年の條に、比者先帝御名及朕之諱。公私觸犯。猶不レ忍レ聞。自レ今以後宜ニ道改避一。於レ是改ニ姓白髮部一爲ニ眞髮部一。山部爲レ山とみえ、又弘仁十四年の紀にも、改ニ大伴宿禰一爲ニ伴宿禰一。觸レ諱也とあり。もし諱字に缺畫する程ならば、山部を忌て山とも、大伴を避て伴ともせらるまじきや。これによれば、只となへの同じきを避し字にはかゝわらざる事與然たり。然れば御名を缺畫する事は古はなき事なり。ト云レタリ。

○念

廿〔割註〕說文ニハ卄ニ作リテ二十幷ナリト注ス。コレハ古文ニテ、二十ノ二字ヲ一字ニ作リシニテ、二十ノ反シニテシフナルヲ、唐ノ時ニハ二十二字ノカハリニ用フルナリ。」ノ字ヲ念トカクコトアリ。緗明書ニ、吳主之女名ハ二十、而江南人呼ニ二十一爲レ念。而北人不ニ爲レ之避一也云ヘリ。此ハ三

國ノ時ノコトニテ、後世マデセンコトニハアラズ。然ルヲ唐ノ時多ク念ノ字ヲ用ヒタリ。文章軌範ニ韓愈ガ文ヲノセテ、後念九日復上宰相書トアリ。今ノ人コレヲ見テ、唐ノ時ヨリ廿ノ字、念ニ作ルト思ヘルハ鳥字ナルコトナリ。宋本ニハ後二十九日トアリテ、念ノ字ニハ作ラザルナリ。音義ニモ念俗本作廿音入。俗書念トアリ。サレバ念ノ字ヲ廿ノ代リニ用ヰレドモ、ソノ音ハジフナルベキヲ、今ノ音ニ讀註」古ノ音ハ廿ト念ト同キナリ。」ニテネントヨブ、喚フベキナリ。西土ニテモ俗人ハ、ソノ誤アリシト見エタリ。

〇長柄銚子

今長柄銚子ノ柄ノ上ニ、□カクノ如キ形ヲ高クツケタリ。コレハ昔ノ鳥ノ形ヲ造リツケタルガ、ソノカタノコリシナリ。宣和博古圖ノ古器考ニモ、柄ノ上ニ鳥ノ形ヲ付ル事、後來マデモ有歟。京ニテサル形アリ銚子ヲ見ツト云人アリトカヽレタリ。

〇書レ額忌二丙丁日一

入木奧義抄ト云フモノニ、額ニハ火ノ字堅忌人。仍丙丁ノ日ハ不レ書也トアリシコト、梅宮ノ神主筆記ニカキノセタリ。此事西土ニモ似テ非ナルコトアリ。論衡譏日篇ニ、學レ書諱二丙日一云。倉頡以二丙日一死也トアリ。コレハ文字ヲ作リタル人ノタメニ、其死シタル日ヲイミタルナリ。

〇墨經朱注

經文ヲ墨ニテ書キ、註文ヲ朱ニテ書シコトアリ。經典釋文ノ條例ニ、今以二墨書一經本、朱字辨レ注、用相分別、使二較然可一レ求ト云ヒ、又五經文字ノ序ニ、其字非二常體一偏有レ所レ合者。詳二其古體一、各以二朱書一記レ之トアレドモ、此ハオシナベテノコトニハ非ズ。余唐ノ時ノ周禮考工記ノ零本ヲ見シニ、今ノ經注本ノ如ク、注文ハ墨ニテ双行細書セリ。釋文、五經文字ナドハ、全クハキト人ニ見セシメンタメニモシコトナリ。タヾ續漢志ノ本注ノ如キハ、書寫ノ本ノ頭ニハ、文注ヲ墨朱ニテ分ケシナラン。今本ニ本注

ト題シテ、ソノ下ニ注ヲ文ト同ジク大書スルハ、刻本ニナリシ時ノ仕業ナルベシ。律令ノ類、本朝ノ例ヲ以テ考フルハ、定テ文注墨朱ノ差別アリシナルベシ。今ノ唐律ナドハ、後ニ書ノ體ヲ改メシモノナルベシ。僞孔氏ノ古文孝經ノ序ニ、朱以發レ經。墨以起レ傳トアルハ、朱墨ノ差別相違セシモノナリ。

○偏傍

今文字ノ左ヲ偏ト云ヒ、右ヲツクリトイフ。偏傍ハ左右ノ定名ニハアラザレド、然レドモ九經字樣ノ序ニ、其偏旁上下本部所レ無者。乃纂爲ニ雜辨部ートアルハ、偏傍ノ字ヲ、文字ノ左右ニ分ケテ云ヒシナリ。又偏ヲ邊トモ云ヘリ。偏ヲ傍トハ云ヘドモ、傍ヲ偏トハ云ハザルナリ。顏氏家訓書證篇ニ手邊トアリ。釋文ノ條例ニ析旁。〔割註〕此旁ノ字モツクリヲ云フナリ。下ニ引ク經旁ノ旁モツクリノコト也。」著レ片離邊作レ爲トモアリ。又傍ヲ片ト云ヒシコトアリ。顏氏家訓ニ、巫混ニ經旁ー。皐分ニ澤片ート見エタリ。

○之遶

今辶〔割註〕辵ノ隷省ナリ。」ヲシンニウト云フ。シハ辶ノ之字カト思ヘドモ、ニウノ義アキラメザリシニ、明人ノ作リシ草訣辨疑ノ中ニ之遶トアリ。初テシンニウノ、シネウタルコトヲ知レリ。之遶ノ之ハ辶ニ似タルヨリ云ヒ、遶ハメグル義ニテ、旁ノ字ヲメグルヲ云フナリ。宇冠〔割註〕宀ヲ云フ。」行人邊〔割註〕イヲ云フ。」ナドハ、西土ノ頭法ニ、曾頭〔割註〕ソヲ云フ。」其脚〔割註〕ハヲ云フ。」ト云フガゴトシ。立草冠心〔割註〕忄ヲ云フ。」ナドハ、西土ニモ云フコトナリ。

○洗レ硯

伊勢下野守貞頼〔割註〕大永頃ノ人。」ト云ヒシ人ノ書ニ、硯をば蓮の實のぬけがらを切て、其虎口にて洗たるがよしトカヽレタリ。後硯箋ヲミルニ、洗レ硯用ニ蓮蓬〔割註〕モトハ房ノ字ニテ、音ヨリ誤リシニハアラズヤ。」或皂莢ートアリ。此間ニテモ古人ハヨク物毎ニ心ヲ用ヒシヲ知ルベシ。

○桔槹

韓詩外傳ニ伯牙ノ事ヲ云ヒシ所ニ、「桔槹(ケツカウ)ヲ爲レ井ト」云フ文アリ。桔槹ハ俗字ノ假借字ニテ、莊子ノ借文ニ、「達若湯重前輕之」［割註］掲注ニ曰歐ハ即個也ト云ヘリ。」說兵ニ鑿ニ作ル。同字ナリ。」ト云ヒ、文選長笛ニモ亦云ヘリ［割註］此掲注ニハ、楊慶ハ顯作衡レ言ノ制詞也ト云ヘリ。」桔槹ハ楊慶ト同ジコトナリ。說文走ノ部ニ、桔槹［割註］上ハ去吉切、下ハ居謁切。」歷走也トアルハ、桔槹ノ字、後ニ本字ヲ作リ出セシナリ。篆文［割註］一切經ニシテ儀十五ニ引。」ニハ趨趣ニ作リ、立跳遲也ト注セリ。［割註］韻記ノ上眞穗ノ注ニ、橋ハ井ノ上ノ桔槹平塊トアリ。桔ハ桔ニモ作ルコト只文ニ見エタリ。サテ桔槹ヲ急ニ呼トキハ、橋ナルユヱ謂ジタルナラン。コレ橋ト吉ト双聲ナレバナリ。」古ヘハ文字少キ故假借［割註］字ニカナヘル文字ヲカリルコト也」多シ。假借ハソノ義聲音ニ存ス。聲音ハ知レガタケレド、後來ニ本字ノ出來タルモアレバ、善ク考フルモノハ知ルベキナリ。古書ヲ讀ムモノハ、此一義ヲ辨ヘネバナラヌコトナリ。

○薦僧

職人盡歌合ノ畫ニ、薦ヲ着タル僧ノ笛ヲ吹クヲヱガケリ。ソノコモヲキタルヨリ薦僧ト云フナリ。シカルニ、今ノ世ノコモ僧ハ、古ト事カハリ、身分上リタル者ナレバ、其名ヲ忘テ虛無僧ト云フ文字ヲ作リ出シタルトナリ。ソノ吹尺八ト云フ笛モ、古ノ樂器ノ尺八ニハ非ザルナリ。初ハ一尺八分ニ作リタリシヲ、［割註］今ハコレヲ一節切ト云フ。」古ノ尺八ノ長サニカナハヌ故、後ニ一尺八寸ニ作リテ用ヒシナリ。サレドモ樂器、［割註］此器ハ法隆寺ニアリテ洞簫ト云ヒツタヘタレド、唐ノ小尺一尺八寸ニアタルナレバ、即樂ニ用フル器ノ尺八ナリ。ト師ノイハレキ。」尺八トハ大ニ異ナリ。竹モツトク、尺モ今ノ曲尺ニヨリタレバナリ。

○無レ恙

ツヽガナクトハ、ツヽミ〔割註〕ツヽミハ、モノヽクヽモレタルニ云フ詞ニテ、人ニ何モ内ニ事ナキカト云フ心ナリ「」ナクノ義ニテ、人ヲ訪フ時ノ詞ナリ。恙ハ憂ト訓スル字ニテ、西土ニテモ人ノウレイナキヤト訪フ時ニ云フコトナレド、俗說ニツヽボハ蟲ノ名ナリ。上古穴ニ住シ頃、此蟲、人ヲ食フニ依テ、此ツヽガハナキヤトタガヒニ問ヒシコトヲ、後世ニソノ事ヲ借リテ人ヲ訪ヒシナリト云ヘリ。此說、西土ニモ同ジキ傳ヘアルコト、見ニテ、匡謬正俗ニ風俗通ヲ引テ、恙噬レ人蟲。善食ニ人心ニトアリ。又手簡ナドニ、無レ他ヤト云フモ無レ異カト問フニ同ジキヲ、說文ニ、古艸居患レ它〔割註〕咜ト同ジ。」故相ニ問無レ它乎ニト云フコトアリ。コレモ同ジク古ノ俗說ノアリシコトナラン。

○撝　謙

周易謙ノ爻ノ辭ニ撝謙トアリ。釋文ニ、撝鄭讀爲レ宣ト云ヘリ。此宣ノ字ハ寡ノ字ノ訛ナリ。隸書ニ、寡ヲ寘ニ作リ。草書ニハ宣ニ作リ。イヅレモ其形宣ニ似タレバ訛ルベキ也。〔割註〕說卦ノ釋文ニ、寡髮本又作レ宣トアルモ、同ジ訛ナリ。」爲ニ从フ字クワノ二ツアルコトハ、尙書ノ南訛史記ニ譌ニ作リ。毛詩ノ民之訛言說文ニ、譌ニ作ルノ類〔割註〕詳ニ尙書撰異ニノセタレバ煩ハシク云ハズ。」是ナリ。サレバ寡ノ字ニアラザレバ、撝ニカヘントノ意通ゼザル也。盧沼了ガ考證ニ、ソノ誤リヲ正サレシハ、後學ニ示サンタメ記シタルナリ。

○深曾殺

京都ニテ儲君五歳ニナリ玉フ時、深曾殺ノ儀ト云フ儀式アリ。此ハ何レノ頃ヨリ始メ玉ヒシヤ。未考へ得ザルナレド、御髮ヲソギハヤスノ儀ナリ。御次第ニ、撫ニ左之御鬢ニ生レ之トアリ。御鬢親トテ、今度〔割註〕天保九年十二月二十七日。」ハ二條左府公ニテアリシナリ。儲君御裝束ハ御半尻、〔割註〕狩衣ノ如クニテ尻短キモノナリ。」蘇芳二重織物、地文龜甲葉菊丸、御袖括白紅毛拔形、纐纈入、御前張(大口也)前大精好、後小精好、兩面御童直衣白浮織物、文小葵、御指貫紫二重織物、地文龜甲臥蝶丸ナリト、

コトハ白氏文集ニモ出侍リキ。唐人ハサマデ目関セヌコトナレバオボツカナカラヌナリ。

○清涼殿

内裏ノ清涼殿ト云ヘル御殿アリ。此名、大内裏ノ御時ヨリアルナレバ、唐名ヲ取リ玉ヒシナラン。清涼ノ義ハ如何ニゾト思ヒシニ、三輔黄圖〔割註〕漢ノ宮殿ヲ解スル書ニヨル」ニ、未央宮有清涼殿。夏居之明清涼也トアリ。シカレバ漢ノ時ヨリノ殿ナリ。

○合爪

古ヨリ合掌ヲ合爪トカキシコトアリ。爪ハモト説文ニ叉トカキテ、爪ノ字ノ反シタルナリ。コノ字兀叉ニ作ルコト字書ニ見エタリ。爪ニ作ルハ宋ノ韓世忠碑ニ合爪面道ストアリ。爪牙ノ字ト同ジ。巾ハモトハ叉掌ノ掌ナルヲ手握ノ掌ニ用ヒシナリ。

○高麗犬

御即位ノ時、兕ノ像ヲ造リテ庭上ニ設ケラレシ〔割註〕文安御即位調度ノ圖ニ見エタリ。」コト、見エテ、其圖ヲ見タリシガ、一角ノ獸ニテ牝ハ角ナシ。牝牡相對スルニ似タリ。紫宸殿ノ前ニアルコマ犬、コマ犬ハ、兕像ニカタドリタルナラン。コレヲコマ犬ト云フハ、多度寺ノ資財帳ニ見エタリ。牝牡相對スルヨリ、一ツヲアマ犬トイヒシナラン。西土ノ陵墓ノ廟前ナドニモ、獸像ヲ二ツ對ヘテ設ケタル圖ヲ見タリ。コレモ兕ナルヤイナヤハ知ラズ。今ノ世設ケタルハ、全ク獅子形ナリ。サレド高麗犬ノ名ハ今ニ云フコトナリ。

○夜未央

毛詩庭燎ニ夜未央トアル傳ニ、央旦也。箋ニ、夜未央猶言夜未渠央也ト云ヘリ。正義ニ、未央者前限未到之辭トアリテ、鄭箋ノ説ヲ唐ニ云ハズ。毛傳ノ旦ノ字ヲ未旦ニ依テ釋シ、又旦ハ且ニ作ルモヨキトゾ。〔割註〕玉篇ハ且ニ作リテ未且夜半ト云ヘリ。釋ヘルモノアリ。〔割註〕コレハ段玉裁集備考

ノ說也。」トモニ定說トナシガタシ。且ハ狙ト古字通ジタレバ、詩ノ釋文(鄭風)ニ、且六狙往也トアリ。說文ニ、𧪄且(割註)コノ且ハ將ト同ジ義ナリ。」往也。(割註)玉篇ニハ𧪄ニ作リ、且往ト訓也。廣韻𧪄ニ作リ往ト訓ス。」人且𢢔聲(昨誤切)トアル𧪄モ往ノ義ナリ。未レ且トハ未往ト云フコトナリ。說文央ノ字一ニ久也ト訓セリ。顏籀コレニ依レリ。(割註)匡謬正俗ニ出ス。」往ハ久トソノ義チカシ。箋ノ渠央ハ當時ノ語ナルベシ。故ニ猶レ言ト云フナラン。渠央ハ遽央ニモ作レリ。(割註)顏氏家訓ニ古樂府ヲ引テ遽央ニ作リ、陶淵明集ニハ、遽央渠央兩ヤウニ作、渠ハ遽ト通用ノ字ナリ。」渠央ハ雙聲ノ字ニテ、共ニ廣大ノ義ナリ。(割註)書兌征傳周禮鍾師注ニ渠ヲ大ト訓シ、長門賦ニ央々廣貌トアリ。及左傳襄九ノ注ニ、泱々ハ弘文ノ聲トモアリ。」遽ノ字ヲ別ニ急遽ノ義(割註)示兒偏ノ說也。」トスルハ非ナリ。未ニ渠央一トハ、モノヽ廣カラヌナキホドニト云フ心ナリ。李翰ガ注ニ、其夜未遽謂未急明也トハ非ナリ。遽央ヲ單ニ遽トモ云フナリ。魏都賦ニ、其夜未遽(割註)毛詩ハ其ノ字上句ノ助字ナリ。」庭燎晰々トアリ。遽ハ即チ遽央ノ遽ニテ、急遽ノ義ニハアラジ。古詩ノ大人且安坐調レ絃未ニ遽央一。陶詩ノ嚴霜結ニ野草一。枯瘁未ニ遽央一。又方與ニ三辰一游壽考豈渠央トアルニテモ、渠央ノ義ヲサトルベシ。

○金塗塔

扶桑略記村上天皇應和元年記ニ云ク、寶篋印經記云。應和元年春。遊ニ在扶風一。于レ時肥前國刺史稱ニ唐物ニ出ニ一基銅(割註)一本鋼ニ作ル、廣韻ニ鋼鐵トアリ。」塔一。示レ我高九寸餘。四面自ニ塔中一囊落。開見有ニ一經一。其端紙注曰。天下都元帥吳越國王錢弘俶揩(割註)一本摺ニ作レリ。」本寶篋印經八萬四千卷之內安ニ寶塔之中一。供養廻向已畢。顯德三年丙辰歲記也云々。(割註)コノ塔ハ王昶ガ見タル塔ノ翌年ニ作リシナリ。」刺史曰。當洲沙門日延。天慶年中入唐。天曆之抄(割註)抄字ナルベシ。」歸來即稱ニ唐物一。付ニ屬是塔一云々トアリ。金石粹編ヲヨミシ時、王昶ミヅカラ金塗塔ニ跋シテ云フ。塔高七寸四面廣三寸トアリテ、其文吳國王錢弘俶敬造ニ八萬四千寶塔一乙卯歲記トアリ。又張燕昌金石契ヲ引テ、右金塗塔紹

定川禅悦普明寺記、呉越忠懿王用五金鑄十萬寶塔以五百遣使頒日本トアリ。寶篋印經記ニ云フ所ノモノナリ。但シ普明寺記ニ云フトコロハ異ハシ。其數八萬四千ナルヲ十萬ト記シ、又鑄工値ガ乙卯歳ハ、後周(五代)ノ顯德二年ニテ、本朝ノ天暦九年ニアタレリ。應和元年迄ハ七年ナレバ、シモ、五百モ分シナラバ、纔ニ六七年ノ間、少クモナニカニ傳ヘタルガアルベキニ、應和ノ時西ヲ見テオドロキシハ如何ゾヤ。思フニ、日延ガワヅカニ將來セシヲ、寺記ニハコトぐ\シク飾リテカキシモノナラン。ソノ塔ノ數ノ虚妄ナルニテモオモヒヤルベキナリ。

○椅

古昔此字ヲ讀ンデ橋トナス。椅ハ本倚字ナルヲ、通ヲカヘタルナリ。(割註)西土ノ倚子ヲ椅子ニ作ルト同ジ心ナリ。」倚ハ(割註)釋文ニ見エタリ。」即チ倚ト同キニナリ。釋宮ニ、石杠謂之倚トアリ、廣疋ニモ倚步橋也トアリ。石杠ハ石バシナレバ、倚椅ニ作リシナリ。步橋トイヘル、則チ石バシニモ限ラヌナルベシ。椅ニ作リ橋ト同ク用フルモ可ナランカ。

○憤 悱

或々儒者ノ論語ノ憤悱ノ集注ニ、心憤々口悱々トアルヲ、心ニ从フ字ヲ口ニテノ事ニ說シハ、アヤマリノ樣ニ云ヒシモノヲ見タルコトアリ。此ハ古今文字ノ變ヲ知ラヌ人ナルベシ。今ノ論語ガ鄭康成ノ時ノ本ニハアラズ。漢以來轉寫スルコト數ヲ知ラズ。今字ヲ以テ古字ニカフルモノモアリテ、タヾニ論語ノミニ非ザルナリ。且說文悱ノ字ヲノセズ。今アルモノハ徐鉉ガ新附ナリ。考フルニ悱ハモト誹ノ字カ、又ハ非ノ字ナルベシ。發憤ノ憤楚辭(割註)惜誦ニ發憤以抒情トアリ。」ノ注ニ、憤懣也トアルニ依レバ、凡事問ノ事己ガ通ゼザルコトヲイリテ、妄ニ師ニ問フベキニ非ザレバ、マヅ己ソノ事ヲカンガヘテ、心情通スルニ至ルナリ。口モマタソノ事ヲ言ハント欲スルニ言ヒ得ルコトアタハズ。人ヲ恨ミテ言葉ニ出シカネタレガ如キヲ云フナルベシ。サレバ晉語ノ注ニ、非懼也トアリ。又荀子(解蔽)ニモ、怨非トアル

注ニ、非或爲レ誹トモアリ。漢書〔割註〕晁錯王尊ガ傳ナリ。誹謗ノ字多ク非ニ作ル。憤懣非恨。ソノ義甚近ク、心ニカケ口ニカケタルガタガヒアルナリ。モト誹ノ字ナレバ、言ニ从フ字、心ニ从フモノ多シ。或ハ上ノ憤ノ字ヨリカブリテ易ヘタルモ知リガクシ。本非ノ字ナレバ、モトヨリ上ノ字ヨク邊ヲソヘタルナリ。イヅレニモ悱ニ作リシハ六朝間ノ事ナルベシ。文選嘯賦ノ注ニ、字書ヲ引キテ悱心誦也トアルハ、忄ニ从フヨリ作リ出シタル訓注ナリ。

（ ）借名

平借名モ片借名モ、楷ト草トノ字ノ全文モアリ。省文モアリ。音ヲ用フルニ全キモアリ。省クモアリテ、古人常ニ用フル文字ノ知レ易キヲトリテ、書寫ノ勞ヲ省キシナリ。誰カ作リ出セシト云フニモ非ズ。各意ニ任セテ用ヒタルコトナレバ、一定セルコトナク、同ジ字ノ省キシコトアルモアリ。同ジ聲ニテ字ノカハルモアリ。草體ヨリ省キシハ、キ〔幾ノ字〕ア〔見ノ字〕七〔七ノ字〕ノ類ナリ。ケハ古人ハ多クケニ作レリ。コレハ介ノ字ノ省キテ个ニ作ル。〔割註〕尙書ノ釋文ニイヅ、唐碑ニモ尒ヲ尓ニ作レリ。漢碑ニ大介ヲ大个ニ作ルアリ。」ヲ用フルナリ。介ヲケノ聲ニスルハ、呉音古拜切、ケナレバ也。〔割註〕介ノケトアルハ哀愛ノエトナルト同ジキナリ。」爪ヲスニ用フルハ、漢六ノサウヲ約テストヨビシナリ。〔割註〕サウノスハスレ。」せノ字ハ、唐ノ缺畫ノ字ヲトリテ兩借名ニ用ヒシナリ。ひハ草體ノ比ノ字ニテ、ひニ作ルヲ用ヒタルナリ。んハ廣人草書佛經〔割註〕戲鴻堂帖ニ出ス。」ニ、ん〔割註〕无ノ字ナリ。天ハ古文奇字ノ無ノ字說文ニ見ユ。」ニ作ル。此體ヨリ變ジタルナリ。ンハ无ノ省キナリ。古人ハしニ作ルアリ。しトマガウヨリント改メシナラン。〔割註〕ヲノチニマガフ。ヨリテニ改ムト同ジ。」共ニ呉六ヲトルナリ。无ヲ古人元乢ナドトカキテ、モノカナニ用フルコトアリ。コレハ南无ノ无ヲトルナリ。廣韵莫胡切〔割註〕漢ンソハホ、呉ンソハモ。」ノ音ノ中ニ无ノ字ヲ出シ、注ニ南无出ニ釋典ニトアリ。古人ハナモト呼ナレタレバ借名ニモ用ヒシナリ。〔割註〕空也聖人ノ歌ニ、なもあみたふトアリ。」今人ハ誤テナムトトナ

ヘクレバ、云フオコセル人モアルナリ。又ハ萬ノ草假ノ體ナリ。衍義補遺ノ擧ニモナトカ、シルセリ、下、[illegible]ニヲノ省キ、寅ハ寫ノ省字（寫事ノ字）ナド省キシカトモ云ヒタリ。メトメト今人ハ誤チオキモノ多シ。メハ女ノ省キメハ爲ノ省キナリ。

○草　書

草書ハ漢ノ書ヨリ始レリ。〔割註〕懷素自叙ニ、漢ノ杜度崔瑗ヨリ起ルト云フ。王僧虔ガ能書人名ニモ、京兆杜度始テ草名アリト云ヘリ。」ソノ草書ト云フハ、後ノ章草ノコトナリ。隸ヨリ變ジテ草略ニカキタル也。晋書（衛恒傳）唐ノ張懷瓘アラハス。」二解散隸體、麁書之、（漢興而有草書）トアル是ナリ。又章草ハ、即隸書之捷草亦章草之捷也トモ云ヘリ。章草ノ名ハ、後ノ草書ニナリシヨリノコトニテ、後漢ノ章帝ノ時始ルヨリノ名ト云ヒ、或ハ章奏ニ用フルヨリノ名トモ云ヘリ。ソノ體ハ吳皇象ガ急就章晋ノ索靖ガ出師頌ト云フモノナド、今法帖中ニ存ス。コレニテ思ヒミルベシ。今ノ人ハ章草ト草書ト共ニ、漢ヨリアルヤウニ心得タルモアリ。大ナルアヤマリ也。

酣中清話 卷之二

○樂名ム鹽

樂目錄ヲ見ルニ、安樂鹽、壹德鹽、合歡鹽ト名ヅクルアリ。鹽ハナニノ義タルコトヲ知ラザリシガ、一日秋槎雜〔割註〕淸ノ劉履恂。」ヲ檢スルニ、古樂府有昔々鹽昔猶夕々、鹽即引聲之轉而譌、トアルニテ、初テ鹽ノ義ヲサトレリ。

○洗硯(重出文少異)

伊勢下野守貞頼ト云ヘル人ノ書ニ、硯をば蓮の實のぬけがらを切て、其虎口にて洗ひたるがよしト見ユ。古人ハ物ニ厚キヲ知ルベシ。此事、宋ノ高似孫ガ硯箋ニアリシコトニテ、此間ニテモ早ク行ハレシコト見エタリ。硯箋ニハ、洗レ硯用ニ蓮蓬。或皂莢ー。淸水半夏切平去ニ滯墨ートアリ。蓮ハ即チ蓮房ナリ。

○曲逆

陣平曲逆侯、史漢トモニ曲逆ノ二字音セズ。文選陸士衡ガ頌ノ注ニ、曲區句反、逆音遇トアルニテ、後人多ク誤テククウト讀ムモノアリ。然レドモ、西土ニテモカク誤ルモノアリ。資治通鑑卷十一ニ、帝過ニ曲逆ートアル注ニ、班志曲逆縣屬ニ中山國ー。張晏曰、濡水出ニ城北ー曲而西流、故曰ニ曲逆ー云々。曲逆讀皆如レ字。文選高祖功臣贊注曰。曲、區句翻。逆音遇。非也。顏之推曰。俗儒讀ニ曲逆侯ー爲ニ去遇ー。栗姚校尉曰ニ飄搖ー。栗姚。諸儒有ニ兩音ー。最無レ謂者。曲逆爲ニ去遇ー也トアリ。彼土ニテモ早ク誤リシコト、見ユ。顏氏スデニ辨ジオケリ。曲遇ハ別ノ地名。史記曹相國世家ニ、西擊ニ秦將楊熊軍於曲遇ートアリテ、索隱ニ、曲丘禹反、遇、牛恭反トアレバ、漢音クキョウ、呉音クグウナルベシ。

○禮饋

毛詩漢廣ノ箋ニ云、於ニ是子之嫡レ我願秣ニ其馬ー致ニ禮饋ー。示有レ意焉、鄭ガイハユル禮饋ハ、即チ秣ヲ云フ

ナリ。韋昭ガ魯語ノ馬餼不過稂莠トアルヲ注シテ、稂莠也ト云ヘルニ同ジ。且小爾雅ノ[illegible]一束ノ箋ニモ、主人之饋饌ヲ稂トアリテ、正義ニモマタ、主人設饌待之。出有其稂第一束ト見エタレバ、イヨ〱饋饌ハ稂ナルコト明ケシ。然ルニ漢唐ノ正義釋文トモニ、饋ヲ釋シテ牲トスルハ大ナル誤リ。

○杉　扇

昔杉ノ横目扇ト云モノアリ。製作ハ檜扇トサシテカハラザル様ナリ。此扇、高麗ヘモ渡リテ、西土人モ見シモノト見エテ、宋ノ徐兢ガ宣和奉使高麗圖經ニ、杉扇不甚工。惟以日本白杉木劈削如紙、貫以綵組ニ相比如羽。亦可招風ニトアリ。宣和ハ宋ノ徽宗ノ年號ニテ、本朝鳥羽、崇德兩帝ノ御宇ニアタレリ。

○算　袋

隋ノ時ノ人、算袋ヲ佩ブルコト、輿服志等ニ見エタリ。如何ナルモノニヤト思フニ、陳藏器ガ本草拾遺烏賊ノ條ニ、海人云、昔秦王東遊、棄算袋於海。化爲此魚。其形一如算袋。兩帶極長墨猶在腹也トアリ。是算袋ノ形ヲ想像スルニ足レリ。

○爭坐藁

顏魯公ガ爭坐藁中ニ爲賊所偪トアル、賊ノ字ハ賤ノ字ノ誤リナリ。又別置一榻ノ下使ノ字ヲ重ヌ。コレミナ西土人ノ知ル所ナリ。タヾ隋及國家始升別作二品トアリテ、升別二字ノ間ニ乀アリ。コレ升別ノ二字ヲ乙正シテ別升トナス意ナリ。西土人コレヲ云ヒ及バザルハイカニゾヤ。

○聖母帖釋文

聖母帖釋文明ノ董其昌ガ書シタルヲ、劉合裔法帖ニ載セタルトテ、河米庵先生叢書中ニ載セラレタレド、誤釋アリテ、其上全文ヲ釋セザレバ、今訂正シテ全文ヲツクリ、且聖母ノ傳ヲ附出ス。

聖母心[illegible]。遂奉上清之敎。爰登列聖之位。仙階崇者[illegible]。豐功邁者[illegible]。乃

有二眞人劉君一。擁レ節乘レ麟。降二于庭內一。劉君名綱。貴眞也。以下聖母道應二寶籙一才合中上仙上。授二之祕符一。餌以二珍藥一。遂神儀爽變。膚骼纖妍。脫二異俗流一。鄙二遠塵愛一。杜氏初忿。（割註）董誤怨。神仙傳云。杜恚レ之。或作レ烈。誤。」責二我婦禮一。聖母偸然。不レ經二聽慮一。久レ之生レ訟。至二於幽圄一。拘同二（或誤レ囚）繋果一。倏□霓裳仙駕降レ空。卿雲臨（董誤レ照）戶。顧召二二女一躡レ虛同升旭日初照。聳レ身直上。旌幢彩煥。輝耀莫レ倫。異樂殊香。沒レ空方息。康帝（割註）康帝東晋成帝弟。諱岳字世同。」以爲二中興之瑞一。詔於二其所一。置二仙宮觀一。慶二殊祥一也。因號曰二東陵聖母一。家二於（董誤レ本）廣陵一。仙二于東土一。曰二東陵一焉。二女俱升曰二聖母一焉。邃宇既崇。眞儀麗設。遠近歸（董誤レ俱）赴傾弔。（董誤レ市）江淮水旱札瘥。無レ不二禱請一。神呪昭答。人用大康。姦盜之徒。或未レ引レ咎。則有二青（割註）董誤レ奇。神仙傳云。青鳥。」禽一。翔二其廬上一。靈徵既降。罪必斯獲閭井之間。無二隱慝一焉。自レ晋暨レ隋。年將二三百一。都鄙精奉。車徒奔屬。及二煬帝東遷運終一。多忌苛二禁道侶一。玄元□□。九聖丕承。（割註）九聖蓋斥下唐帝自二高祖一至二德宗一凡九君上。下云。貞元九年。即德宗年號。」慕二揚至道一。眞宮祕府。罔レ不二旌建一。況靈蹤可レ訊。道化在レ人。雖二蕪翳荒郊一。而僉禱雲集。棟宇未レ復。耆艾銜レ悲。誰共興レ之。粤因二碩德一。從叔父淮南節度觀察使禮部尙書監軍使太原郭公道冠方隅勳崇南服淮沂既□蒸氓作而不朽存二乎頌聲一。

貞元九年歲在癸酉五月

神仙傳。東陵聖母。廣陵海陵人也。適二杜氏一。師二劉綱一學レ道。能易レ形變化。隱見無レ方。杜不レ信レ道。常怒レ之。聖母理レ疾救レ人。或有レ所レ詣。杜恚レ之愈甚。訟二之官一。云。聖母姦妖不レ理二家務一。官收二聖母一付レ獄。頃レ之已從二獄窓中一飛去。衆望二見之一。轉高入二雲中一。留二所レ著履一雙一在二窓下一。於レ是遠近立レ廟祠レ之。民所二奉事一。禱レ之立效。常有二一青鳥一在二祭所一。人有二失レ物者一。乞二問所在一。青鳥即飛集。盜物人之上路不レ拾レ遺。歲月稍久。亦不二復爾一。至レ今海陵縣中不レ得レ爲二姦盜之事一。大者即風波沒溺虎狼殺レ之。小者即後病也。

（禮服冠

衣服令ニ、諸臣禮服冠トアリテ、前條ノ集解ニ、玉冠是也トアレドモ、玉冠ハ今天皇即位ノ時、諸臣ノ冠ルモノニテ、恐ラクハ令ノ禮冠ニハアラザルベシ。令ノ禮冠ハ、孝德天皇〔大化三年〕制セラレシ冠ニテ、七色十三階、イハユル織冠、繡冠、紫冠、錦冠、青冠、黒冠、〔割註〕以上大小ヲ以テ品ヲ分ツ、建武是ナリ。其後階級ハ廣クセラレタレド、冠制ハカハラザリシナリ。舊唐書日本傳ニ、長安三年、其大臣朝臣眞人來ニ貢方物ニ冠ニ進德冠ニ。其頂爲レ花分而四散。身服ニ紫袍ニ以レ帛爲ニ腰帶ニ。〔割註〕長安ハ武后ノ年號、本朝ノ大寶三年ニアタル。朝臣眞人ハ粟田朝臣眞人ナリ。續紀ニ、大寶元年正月丁酉。以ニ守民部尙書直大貳粟田朝臣眞人ニ爲ニ遣唐執節使ニ。五月己卯。入唐使粟田朝臣眞人授ニ節刀ニ。慶雲元年。秋七月甲申朔。正四位下粟田眞人、自ニ唐國ニ至。」トアレバ、大化ノ冠、唐ノ進德冠トコノ制全ク同ジキナリ。且書紀ニ、此冠者大會饗客所レ著焉ト記シタレバ、眞人ノ入唐ハ、則ソノ冠ヲ冠リシコト明ラケシ。唐書ニ、貞觀中大宗初服ニ翼善冠ニ。賜ニ貴臣進德冠ニ。因謂ニ侍臣ニ曰云々。此冠頗採ニ古樣ニ兼類ニ幞頭ニ。乃宜ニ常服ニ可ア與ニ袴褶ニ通用ニトアリ。コレ其冠袴褶ト通用スルコト、此令トヨク合ヘリ。今存スル所ノ古畫西海大使吉士長丹像、ソノ冠ブルモノ幞頭ト頗相似タリ。〔割註〕書紀白雉四年五月朔。發ニ使大唐大使小山上吉士長丹ニ。五年七月朔。西海使吉士長丹等云々。授ニ小山上大使吉士長丹以花下ニ」冠背左右ニ蟬實ノ如キモノアリ。又冠ノ上ニ花ノ形アリテ四ツニ分レタリ。コレ書紀ニ、其冠之背張ニ漆羅ニ。形如レ蟬。小錦冠以上之錦冠ニ金銀ニ爲レ之トアルハ是ナリ。續紀ニ、大寶元年三月甲午始停ニ賜冠ニ易以ニ位記ニトアレド、コレハタヾ冠ヲ賜フコトヲ停テ、冠ヲ廢スルニハアラザルナリ。其故ハ同二年三月丁亥、七年壬午ナラビニ授ニ錦冠ニ以ニ從五位下ニ賜以ニ錦冠ニ。トアルニテモ知ルベシ。

○魚袋問答

魚袋何代より相始。（小島春庵問）

舊唐書輿服志云。高祖武德元年九月。改ニ銀菟符一爲ニ銀魚符一。又云。自ニ武德一以來皆正員帶。關官始佩ニ魚袋一。

大學衍義補云。魚袋之制。始ニ於唐一。蓋用以爲ニ符契一也。

按ズルニ、魚袋ハ唐ノ高祖始メテ作シナリ。隋ノ銀兎符ヲ改メテ魚符ヲ作リ、袋ニモリテ官人ニ帶セシメタルナリ。其符ヲ魚形ニ作リシハ、李淳風（唐人）ガ讖書ニ、江中鯉魚十八子ノ說アリテ、唐受命ノ符タリシコト見エタリ。〔割註〕此事格言古要論ニ詳ナリ。」コレソノ起本ナリ。鯉ノ字ハ唐ノ姓ノ李ノ字ト音同ジク、十八子ハ則李ノ字ナレバ、唐ノ天子ヲ保チシ兆ナルベシ。中世裝束抄ナドニハ、二儀實錄〔割註〕事物紀原ニ引。」ヲ引テ、三代以レ革爲レ之。謂ニ之算袋一。魏文帝易レ之爲ニ龜袋一。唐高祖給ニ魚袋一トアリテ、袋ハ古ヨリアル樣ニカキタレド、三代又魏ノコトハ、皆妄說ニテ取ルニ足ラズ。

右沿單及製作之事、何之書ニ相見申候哉。

六典符寶郞職云。隨身魚符之制。左二右一。左者進內。右者隨身。本注。隨身仍著ニ姓名一。竝以レ袋盛。又云。親王及二品以上文武職事。五品以上。竝給ニ隨身魚符一。

舊唐書職官志云。隨身魚符之制。左二右一。太子以レ玉。親王以レ金。庶官以レ銅。佩以爲レ飾。又輿服志云。高宗永徽二年五月。開府儀同三司。及京官文武職事四品五品竝給ニ隨身魚符一。又云。咸亨三年五月。五品以上賜ニ新魚袋一。竝飾以レ銀。〔割註〕天授元年九月。改ニ內外所レ佩魚一。並作レ龜。久視元年。職事三品以上龜袋。宜下用ニ金飾一。四品用ニ銀飾一。五品用上ニ銅飾一。神龍元年一月依レ舊佩ニ魚袋一。」又云。神龍元年六月。郡王嗣王特許レ佩ニ金魚袋一。又云。自後恩制賜ニ賞緋紫魚兼袋之章服一。

新唐書車服志云。隨身魚符者。皇太子以玉契召勘合乃赴。親王以レ金。庶官以レ銅。皆題ニ其位姓名一。官有レ貳者。加ニ左右一。皆盛以ニ魚袋一。三品以上飾以レ金。五品以上飾以レ銀。又云。景雲中詔衣レ紫者魚

袋ヲ以テ金ヲ飾レ之ヲ。五品以上以テ銀ヲ飾レ之ヲ。○馬永卿懶眞子云、魚袋乃古魚符。唐人用ヒ袋ヲ盛レ魚ヲ。今人以レ魚飾レ袋ヲ。爲レ非ト古制ニ。雖モ未レ詳ニ考其所レ由云。

宋史輿服志云、其始曰ニ魚符一。左一右一。左者進内。右者隨身。刻ニ官姓名一。出入合レ之。因以レ袋故以ニ魚袋一名焉。宋因レ之。其制以ニ金銀一飾ニ爲魚形一。公服則繫ニ於帶一而垂ニ於後一。

接スルニ、唐制ハジメ銀ヲ以テ魚形ヲ作リ、魚ノ背ノ正中ニ官制ノ刻シ、ソレヲ中分シテ両片トナシ、左符ハ内裏ニスヘメ置テ、臣下ヲ召シ呼ブニ左符一ツヲモタセ遣シ、事急ナル時又一ツモタセ遣スナレバ、二ツ作リシナリ。右符ハ隨身ノ人袋ニ入レテ帶ビタリ。但南官アル人ハ左右ニ帶ビシナリ。其袋ニ金銀ノ飾ハナカリシガ、後ニ魚符ハ銅ニテ作リ、袋ハ銀ニテ飾リシコトニナリ。又三品以上ノ袋ハ金ニテ飾リ、五品以上ハ銀ニテ飾ル事ニモナレリ。又紫ヲ衣ルモノニハ金魚袋。〔割註〕唐人ノ官衙ニ賜ニ紫金魚袋ニトアルハ是ナリ。〕緋ヲ衣ルモノニハ銀魚袋。〔割註〕同ジキ官衙ニ賜ニ緋魚袋ニトアル是ナリ。銀ノ字ヲバ云ハザルコトナリ。〕ヲ賜フ事モアルナリ。唐ノ時ニハ未ダ袋ヘ魚形ヲ附ケシコトハナカリシガ、宋ノ時ニ至リテ袋ヘ金銀ノ魚形ヲ作リテ附ケシコトニナレリ。明ノ時ハ、ハヤ魚袋ヲ用ヒズシテ牙牌ヲ作リ用ヒシコトニナリタリ。

皇朝にて今日も所用と相伺候、石帶などに附候ものに御座候歟。

公式令云、凡親王及大納言以上。幷中務少輔左衛佐以上。並給ニ隨身符左二右一ヲ。右符隨身。左符進レ内。本注其隨身者仍以レ袋盛。

延喜彈正式云、凡魚袋、參議以上及著レ紫、諸王及五位以上金裝。自餘四五位銀裝。袖中抄云。魚袋、公卿金魚袋、四位以下銀魚袋。付レ帶。第二石（右方）。或第一石隨ニ人之肥瘦ニ云々。付ニ諸紺絲、又紫糸、四組單達ニ。或先年ニ節會大嘗會ニ被事付ケ之云々。雲色香具魚袋條云々は、唐の遺制なり。此朝に用ひらるゝ事は、嵯峨の御宇よりなりと云々。古き畫の豐明の公卿の帶びたる魚袋は、赤く緋色で金の筋

をゑがけり。今あなるもの鮫皮にて包みたり。箱の上に金銀の魚をつくめり。凡魚袋は、節會已上の儀に五位已上附るなり。又春日祭の使臨時の祭の使加茂祭の使なと附くめり。

按ズルニ、本朝ニテ魚袋ハ今モ用ヒラル丶ナリ。サテ令ニハ、随身符トアリテ魚符ト云ハズ。且義解ニ、形制須レ有ニ別式一ト言ハレタレバ、早ク辨ジガタキモノト見エタリ。サレド式ノ文ニヨレバ、唐ノ制ト同ジ様ニナリタリ。飾抄ニ、黒漆朱漆トアレバ、モト革ノ袋ナルベシ。其後鮫ノ皮ニテツクリ、四方ヘ開ク様ニセラレタリシガ、イツニカハコノ様ニナリタリ。又蓋ヲシテ中ヘ物ノ入ル様ニセラレシハ、今ノ仙院〔割註〕後謚光格天皇。」ノ叡慮ヨリ出タリトゾ聞ユ。又按ズルニ、衣服令ニ袋従ニ服色一トアル袋ハ位袋トイフモノニテ、品位ノ階級ヲ分ツタメナリシガ、養老六年二月二十三日ノ格ヨリシテ停廢セラレシナリ。位袋ハ随身ノ鞶嚢ノ類ナルベシ。鞶嚢モ縷ニテ品位ヲ分チシナリ。唐志ニ、二品以上金縷。三品以上銀縷。五品以上綵縷トアル是ナリ。或人位袋ハ随身符ヲ盛ル袋ナリト云ヘリ。信ジガタシ。

束帯の節計相用ひ、衣冠の節は所用無レ之哉。武家にても相用候哉。

按ズルニ、魚袋ハ腰帯ニ著ルモノナレバ、束帯ナラデハ用ヒザルナリ。武家ニテハ用ヒラレタルコトナシ。モトヨリ。
天皇別勅追喚ノタメナレバ武家ノ用ハ有ルマジキナリ。

○經籍著錄

六朝以前經籍著錄ノ書、歴史中經籍志ニウツリテヨリ、ソノ書ドモ亡失スルモノ多シ。今ソノ書名ノミ知ル人アレド、ソノ部類ノ目錄ヲバ知ラヌ人モアレバ、左ニ記シ置キヌ。

別錄〔割註〕又云七略別錄二十卷。」（漢劉向撰）

經傳　諸子　詩賦　向校

兵　書　任宏校　數　術　尹咸校
方　技　李柱國校
七略七卷　漢劉歆撰
輯　略　六藝略　諸子略　詩賦略
兵書略　術數略　方技略
中經簿十四卷　又云中經　晉荀勗撰
甲　部　六藝小學等書
乙　部　古諸子家　近世子家　兵書　兵家　術數
丙　部　史記　舊事　皇覽簿　雜事
丁　部　詩賦　圖讚　汲冢書
七志七十卷七篇　又云今書七志　宋王儉撰
經典志　六藝小學　史記雜傳
諸子志　今古諸子
文翰志　詩賦
軍書志　兵書
陰陽志　陰陽圖緯
術藝志　方技
圖譜志　地域圖書　道佛附
七錄十二卷　梁阮孝緒撰
經典錄　六藝

記傳錄　史傳
子兵錄　子書　兵書
文集錄　詩賦
技術錄　教術
佛　錄
道　錄

○多胡碑

上州多胡ノ碑ニ正二位石上尊正二位藤原尊トアリ。榛齋師ノ古京遺文ニ、尊者古時尊ニ重其人一之稱トカヽレタレド、其證アルコトヲ聞カザリシガ、今左ニ出ダストコロノ、正倉院ノ文書ノ中ニアリシ長瀨若麿ガ手札ヲ見シニ、謹上道守尊座下トアルニテ、始メテ師說ノ據アルコトヲ知リヌ。道守ハ蓋姓ナルベシ。續日本紀(卷四十)ニ、道守臣東人。日本逸史(卷十)ニ、道守朝臣宮繼トアリ。

謹啓
請官錢暫壹佰文
古錢今夜之間所請如前
謹告(必將進明日)
十一月一日　　長瀨若麻呂謹上
謹上　道守尊座下

○十古文甲字

說文ニ云、東方之孟。陽氣萌動。从レ木戴二孚甲一之象。今古文甲始二於一一。見二於十一。歲成二於木一之象。(割註)大徐本无二歲字一是。トアリ。今ハ十ニ作ルベシ。十ハ即チ古文ノ甲ノ字十百ノ字ニ非ズ。モシ十ニ

作ラザレバ、鄭樵此ニ於テモノ解スベカラズ。又ニコレヲ解カシニ、始終一トハ、イハユル立ニ於一ニ〔割註〕説文一ノ篇ノ文ナリ。〕ニテ物ノ始ヲ云フ。見ニ於十ニトハ、字甲ヲ發シテ上見エスヲ云フ。十ハ即チソノ象形ナリ。故ニ於木ニトハ、後儒漢氏制テ謂ルヲ云フ。木ハ即チソノ象形ナリ。故ニ篆文甲字木ニ从ヒ、字甲ヲ戴ク形ニ作レリ。古文トハ形ヲトルコト少シク異リ。古文ハ木ノ萌生ヲ象ッテ十ニ作レハ、篆文木ノ始メテ甲拆スルヲ象ッテ中〔音徹〕ニ作リ、木ノ初メテ核體ヲ生ゼントスルヲ象ッテ、升〔才字〕ニ作ルガ如シ。其篆文十合ノ字ト同ジキモノハ、古文ノ卑廾ニ作リ。篆文ノ廾字〔割註〕二十合併ノ字。〕ト形同ジキガ如シ。或字早字古文ノ甲ニ从フ。故ニ許氏甫字ノ下ニ於テミナ云フ、宋ノ王厚之ガ鐘鼎款識ニ、並武讀ヲ證セテ戴ノ字ヲ齊ニ作リ、秦ノ嶧山碑マタ戴ニ作リ、漢隷ミナ戴早ニ作リ、一モ戴甲ニ作ルモノナシ。然レニ唐ノ時ノ説文ヨリシテ、戴早並ニ誤テ篆文ノ甲ニ从ヒ、今ニ至テ改正スルモノナキヤハ何ゾヤ、其意ハ古文甲ノ字ヲヨク辨知セザレバナリ。許氏マタ退ルトモ、必余ガ言ヲカヘザルベシ。〔割註〕小徐本ニハ歳成ニ於木ニトノルハ、一歳日至ニ始マリ。十一月十二月萬物下ニ動キ、正月ニ至テ萌生スルハ心ニテモアリナシ。然シ上ノ上ヲ承ケテハ無キ方ナルベシ。〕

○舞々

武家儀目ノ末ニハ、必猿樂田樂舞々ト連ネ言ヘリ。舞々ハ何モノヲ指シテ云フコトニヤト思ヒシニ、謡者室ノ月草ヲ見シニ、幸若ノモノ、看書ニハ舞ミト記セリ。コレ舞々ハ、幸若音曲ノモノ共ニカギリタル名目ナルコトヲ知レリ。

○闕　欠

關東ノ樂人共ザ、御法事其外御用ヲ仰セ付ケラル、時、モシ病氣等ニテ音樂欠々ニ相成リテハ、恐レ入ニ付キ、部屋住ノ者兼召シ加ヘラレ度趣願ヒ出ルナリ。何音樂欠々ト云フコトヲ書キ出スナリ。欠々ハ見ナレヌ讀ナレド、定メテ闕如スルコトヲ云フニヤト心得シガ、ソノ後正倉院ノ文書ヲ見シニ、天平寶

字四年正月十九日ニ、池用禾守(アハモリ)ト云フ人、上毛野名形(ナガタ)麻呂ヲ校正ニスヽメンコトヲ請ヒシ狀ニ、若有ニ闕欠ニ望ミ萬一川ニトアルニテ、欠々ハ闕欠ノ誤リタルコトヲ知レリ。樂人共ハ傳來ノ家記ナドモアリシニヤ。且ハ上方樂人共ニモ交ルモノナレバ、古キ語ヲ聞キ傳ヘタルニモヤ。然シ彼方ニテハ、兼ネテ闕欠ト讀ミナレタルヤハ知ラズ。

酣中清話 終

理齋志賀翁著
徳齋原義補訂

三省録

五巻

天保十四癸卯
正月官許新鐫

潤身堂藏板

序

甚矣世之日趨侈靡也。鞬囊以來昇平二百年。人民逸豫。衣非綾羅不服。食非珍羞不飽。居競華麗。器翫奇巧。噫土階三尺。遂變爲瑤臺百丈。可不慨歎哉。我神祖之龍興也。身在干戈之際。備嘗艱苦。及其海內蕩平也。儉以率民。矯豐臣氏之奢極。而救國家之靡敝。與民休息。所以有今日鼓腹之樂也。夫國奢則示之以儉。方此之時。上不尙儉節用。則國靡敝。而民疲極矣。志賀子堪有慨于斯。乃輯錄吾邦明君賢相言行涉于儉者數百條。題曰三省錄。省減衣食住三者。不使趨奢也。寬政之初。執政白河源公布維新之政。一遵奉神祖之遺戒。民將歸樸。惜哉公罷政。稍稍復入侈靡之弊。苟不壅則流而不返。庶幾。秉國之鈞者。存心于此。上以及下。惟儉是務。念神祖之所以興。鑒豐臣之所以亡。則天下幸甚。傳曰。土地廣大。守之以儉者安。子堪之功。其有裨于世教。豈淺鮮哉。

天保三年壬辰春三月　江戶　千賀輯伯寧甫識

序

古之聖人。製衣服。積穀食。構宮室者。非唯人身爲安息之計也。盖將以使其尊貴卑等給之度也。然則衣食住三者。生於禮義。不可一日而闕者矣。書云。欲敗度。縱敗禮。苟志於道者。各守其分。節儉以修其身。則可以免踰等僭上之辱也。且夫常人之情。少得安息。輙啓驕奢。既起驕奢。或至僭上以滅身。可不懼哉。余視生考。理而斷。著爲三省錄。將以爲世俗之針砭。而有言涉嫌諱者。故此書不行而沒。是誠遺憾。今茲壬寅。官頒節儉之政。以矯驕奢之弊。更嚴其之令。以開言議之路。是乃不爲天下之一大快事哉。於是。此書亦遂得公許。將語梓以行之。使世人由焉以知聖賢守分之要。則庶幾乎助風教之萬一。嗚呼。使先考過斯之世。則又必有所建議者。今則亡矣。剞劂之日。一喜一悲。不能自禁。因叙蕪言。以寘其首云。

天保十三年壬寅臘月上澣

江都　德齋原義正道甫　謹識

關　九鶴　書

三省録目次

三省錄 巻之二

志賀忍 著

衣服之部

○衣服といふものは、元來寒暑をふせぎ、膚をあらはさぬをもて禮とするものなり。あしくとも寒暑をだに凌ぎたらばすむ事なり。常服は何程も分限よりもさげても苦しからず。表向の衣服は分限相應なるべし。孔子も禹王を賞し給ひて、惡二衣服一而致二美於黻冕一とのたまへり。これは禹王の常服をあしくして、おもて向の禮服を乾ときらびやかにしたまひしとの事なり。禹王は天下の主にましませば、常服たりとも美麗にし給へばとて、分限に過たるとは云べからず。然るに常服をば殊の外ひき下げ、あしきものを着し給ひしとなり。況や諸侯より以下をや。およそ大丈夫たるものは、貴賤によらず、衣服の美惡などにこゝろを用るは、そのこゝろのむかふ處賤きなり。左樣の心にては、大事を任ずる事は成がたきなり。たゞ道を求るに專なるべし。なに事にても、これに專なれば、かれにうとく、彼に詳なれば、是を略さずしては叶はざる事なり。孔子も士志二於道一而恥二惡衣惡食一者、未レ足二與議一也。といましめ給へり。しかるに諸侯の世子などは、はじめ奥向にて女中の手に育給ふ故に、衣服のよしあしに目を付、その好みなども女中めき、あるひはざればみたる模樣、または時のはやりもやうなどの好あるは、大につたなき事なり。これ畢竟は、其はじめ婦人の手にそだち給ふ弊なり。殊に高貴のかたの小兒は、年のほどよりくすみたる衣服はおとなしやかにて、其家風も厚く、奥床しく見ゆるものなり。時のはやり模樣ざればみたるは賤く、その家風もなにとなく見おとさるゝものなり。婦人は小兒のあでやかなるを愛し、はれやかなるを好みて、男子をも女子か、または芝居役者などいふ

賤きもの丶やうにこしらへなすもあり。見る目も恥しきことなり。〔燈前漫錄〕

○ある老女おのれが若きときの事をかたる條に、われらもふだんは、花色染の木綿着ものに、紬の帶一筋にて、すがたを作り、娵取振舞のときも、淺黃に散し菊の絹の着もの、しゆちんのをびに、むらさきの革足袋に花をやりしに、〔西鶴織留貞享の頃の作。〕

○元龜のころには、高祿の武士の妻女も、乘ものに乘ることなく、嫁入のときも麻のかつぎを着て、屓木といふものに尻かけて、うしろざまに負はれて行けるよし。〔古老說〕

○井伊直孝一生柹染の布頭巾にはな色染の布の下帶なされしとなり。四月日光江直孝樣、日親樣、その外大勢御越しあり。朝御寄合のとき、當年は例よりはやく暑ある故にか。昨夜は多く蚊にくはれ候とおほせあり、日親仰られ候は、我等は蚊帳ありしとみえて、釣手をつくる釘を尋ね候故、ケ樣の旅にては自由がましき事はせぬがよきものぞ。挾箱を枕の上にをき、帷子をかぶせ候へと申候得ば、その透間より蚊入て、かくの如くに喰れしと仰られける。〔寧固齋談叢〕

○天明辛丑の冬、龜井魯が肥後ものがたりといへる細川侯の政事をしるせし文に、臣諸國を遊歷し、土風民情を心付て見るに、幾度も肥後の風俗は感じ入りたり。家中の面々共勤職に出精し、遊惰なる風俗少しも見えず。勤なき人も學校稽古つとめ、聊か懦弱なる事決してなし。侍小路町方をあるき廻るに、琴三味線などの音聞えず。川狩等などに參る士を一度も見ず。右二事一向無きにはあるまじきが、臣一度も見聞せざりしは、至てまれなる事と存ぜらる丶なり。彼國にて交りしは、多くは儒者なりしが、共面々出勤を見侍るに、袴も羽織もみな木綿なり。大城太十郎といふは、元來町人にて富饒なる酒屋なりしを、學文すぐれ詩文も達者なりしゆゑ、儒者に召出されたるなり。臣以前より懇意なる故、遊學のときは、いつとても同人かたに止宿す。同人一日古き日野のひとへ羽織を着し出仕する故、臣今日飭られしはいかにと問けるに、太十郎答て、今日は學校にて試業これあればなりといへ

り。試業とは稽古の人、文武両藝にかぎらず、一統にその業の巧拙をこゝろみらるゝ事なり。その日は侯も出席相成る事もあり、左もなければ奥頭より名代あり。次に家の家老、次に學頭、次に目役の面々相詰る。その前に稽古人壹人づゝ罷出る。それ〴〵の業をつとむる事にて、至て晴れなる事故に、太平帯も絹羽織を着したるなり。〔肥後物語〕

○また同書に、坂田孫左衛門江戸にて肥後の士と出會、懇意に何角物がたりしけるに、先様より貴國には服制如何にと問しに、孫左衛門答て、當時は國用不如意にて、諸士一統倹約を用ひ、正月の禮服も平日麻衫を着し、平日は一統綿服なりと申ければ、先様重て、いかさま貴國は御富饒なりと承れば左もありなん。肥後なども正月の禮もやはり綿服なりと申たるよし、孫左衛門感じ、ものがたりしけり。細地喜左衛門といふは、筏地にても名を得たる役人なり。同人二十四年の間奉行役をつとめ、役間は役人みな上下にて、夏肩衣を用、喜左衛門は漁人の用る網にて肩衣を作り、二十四年の間右之肩衣ひとつにて事たりしよし承れり。

○東鑑に曰、社參のとき、吾妻四郎助光供奉の唯たる故、新衣と調て供奉を闕く。段々穿鑿あるにより、助光有様を申上す。時に上意ありて曰、右大將以來社參等には、具足等古代の通り有來るを用ひ、新造に及ばさる旨、かねて定あり。しかれば倹約の法に背くとて、出仕をとゞめらる。時に将軍の間鳥飛れ、庭樹に鳴る、諸士をめして此鳥生ながら射落せとの仰なり。諸士みな御請申ものなし。依て助光を召て射さしむる。助光鳥の眼を引て射落す。鳥恙なく飲啄つねの如し。御賞褒美ありて出仕を免せられしと。〔東鑑〕

○ある文に、

みちのくの忍ぶもじずり誰故にみだれそめにし我ならなくに

とあるは、往古陸奥信夫郡よりの貢物なり。信州直弓、甲州駒、陸奥紙、武蔵鐙などみな、いにしへ

の貢物にて、忍ぶ摺もその一なるべし。むかしは染ものなく、しのぶ草の葉を摺付たるなり。されば花ずり衣、紅葉などいふあり、しのぶの葉をすり付ければ、みだれたるもやうなり。今遍昭寺の簾子の緣などに、しのぶ摺殘りてあるよし、古きもの語にみえたりといふ。榮雅說には、信夫郡に大なる石二ツあり。そのおもて平かにして綟子(もじ)のやうなる紋あり。それを藍にて布をすればなり。往古年貢にたてまつる事、天智天皇のときに奉るとかや。又說には、しのぶトもじずりとは〔割註〕藻地ズリト云。」二物なり。忍ぶは細かなる葉なり。もじ摺は一葉なり。たゞしのぶ草をもて摺ればみだれたるかたちなりと、右の說々、みな、いにしへ質朴のありさまをおもひはかるべし。

○鎌倉の北條時賴のもとより、平の宣時朝臣のもとへ使して呼ばれしに、直衣などの候はぬに哉。夜なればことやうなりともとくといはれ、一銚子の酒に肴こそなけれ。人靜りぬらんとくま〴〵をもとめ、棚の小土器に味噌の少し付たるを取出て、こと足りぬとて酒くみかはしたること、つれ〴〵草に見えたり。時賴日本六十餘州の兵馬の權を取たる人にぞありける。今封建の代に生れたる士君子、かゝることをおどろきあやしむべし。さればその代をしらざれば、其人は論じがたきことはりなり。

理齋曰、閑田耕筆に、或卿の晴れの事ありて、白小袖を同僚の卿江借りにやり給ふに、即一重使に參らすよし答て、文箱一ツ來り、內に掛衿二ツ入て有しとなん。專齋の老人雜話にも、何某殿歌の會に黑み古びたる臺に、小豆餅のころ〳〵したるを盛りて出されたる計なり。され共歌は上手なりと記せり。貧富を云ず質素なる時風見るべしと云々。何事も奢增長する事、太平の代のならひなり。近き頃白川侯御執政の折から詠給へる歌とかや。

　小手のうへに降しよしらで厚衾かさねて夜半の霰をぞきく

これ鎌倉右大臣實朝の、ものゝふの矢なみつくろふ小手の上にあられたばしる奈須のしの原。といへるを、本歌に詠給ひしなるべし。げに難レ有御代あふぐもあまりあるべし。

○御家人の內證奢を好み華色に耽り、それ故身を持崩し候ものもおほく有レ之候得ども、左樣に無レ之候ものも、近年大かたは不勝手に罷成候に、其儀を相考候處、第一には風俗年々美麗に罷成候樣に御座候、まで華麗の風のもの、大かた二三千石以下大身ものより起り候、それを小身のもの見習きゝ及び候て、段々と積り申候故、何事も分限より結構に罷成、たとへば一事にて申上候處は、嚴有院樣御代、私共若年之節、その時分火消役のものを見候に、大かたは單羽織にて、しかもたび〳〵火に出合候哉、あたら敷はすこしも相見不レ申候。しかるに只今火消役の面々、羅紗にて色を替、もの好みを加へ候て、十五二十程づゝ至極結構にこしらへ置、火事の度ごとに着替候て罷出候。これにても其外の儀相知申候。およそ食衣住幷器物等のものすきを專に仕、また伽羅珊瑚樹等をもてあそび候事、常憲院樣御時分にて盛になり候て、今に止不レ申候。御當代美麗を御嫌被レ遊候事、いづれも存ながら、私の身上にはすこしも心附不レ申候。向後質素に罷成候樣に、大身頭立たるもの共へ仰わたされ候樣、左樣なくば老中心得を以面なりとも、追々申わたし、華麗を止候樣仕度儀に御座候。第二には近年諸物次第に高直に成候故、不勝手に罷成候。其うへ近來米價高く罷成候故にて御座候。向後在江戶に諸大名減候はゞ、豐年相續、米價下直に罷成候はゞ、ものゝ價も賤く可二罷成一と奉レ存候。されども唯今まで相考候處、米價は年により高下有レ之候共、ものゝあたへは段々上り申ばかりにて、下り申儀は難く御座候。およそ諸物之內、絹布、材木、炭薪、酒油等、別して急用のものにて、大分利潤有レ之候。其外に付、京大坂の富商、其金元を仕候故、その下に付て、問屋ども天下の諸物を自由にまはし、たがひに申合候て、時々相場をさだめ申候。向後縱ひ米價下直に罷成候とも、ものゝ價は自由に下ゲ申間敷と奉レ存候。米價、物價下り不レ申候はゞ、いよ〳〵諸士の難儀に可二罷成一と、此段は兼て了簡仕見申候得ども、愚意に及がたく奉レ存候。但絹布等をはじめ、其出候本(もと)を御吟味有レ之、其うへに運送の入用をかけ、公儀より時々相場を相立られ、下にて自由にその價を上げ下げ不レ仕候樣罷成まじき義に候哉。

兎角御詮議可ㇾ有ㇾ之義と奉ㇾ存候。〔獻可錄〕

○近年米澤侯にて、節儉の政を御始候とき、御自分綿衣を召され、御朝夕之膳部も一汁一菜に御さだめなされ候に付、御家中一同に綿衣を着し相勤め候樣仰わたされ候。依ㇾ之御近習一同に綿衣を着し候得ども、外樣にては奢侈の風俗とかく綿衣を着し不ㇾ申候に付、一日私へ御閑談之節、此段殊外御氣之毒に思召候段被㆓仰聞㆒候。私申上候は、外樣のもの共、綿衣着用不ㇾ仕候道理至極なる儀にて御座候。年來美服を着用仕來候。其國君の思召之樣に、一國の上を苦世話（くせわ）に存申人は無ㇾ之ものに御座候。一身の上一切の安樂をのみ願ひ申もの、凡下の人情に御座候。左候へば先銘々衣服を快く仕度筈に御座候。但し其風俗を移し替被ㇾ遊候は、人君の御德に御座候得ば、下々の事は先御貪着不ㇾ被ㇾ遊、御壹人御手前を御守り可ㇾ被ㇾ遊なり。もの事急には不ㇾ參事に御座候。緩々と御移し替可ㇾ被ㇾ遊と申上候而退き申候。其後罷出候節、また〳〵仰聞られ候は、とくと相考見候處、外樣のものども綿衣を着用不ㇾ致事は、もつともに候。我等綿衣を着し候とて、何程の儉約にも相成申間敷候へども、それを着し申事は、左のみ是を以儉約致し候と申までには無ㇾ之候。多年不如意にて、家中のものどもへ食祿をも借り上置候て、難澁いたさせ候處、何分いたはしき事に付、せめて綿衣にても着用致し、朝夕の食味とても減じ申候て、下々とゝもに難澁を致し候てなりとも、人君たる身の天道への申譯と存候心より起りたる事に候。然る處我等綿衣を着用とは申せども、下にはやはらかに絹紬をかさね着用致し候へば、畢竟表向ばかり綿衣と見せかけにて候。しかるときは其外樣の者も心服致さゞる事に存候。依ㇾ之我等下より綿衣を着し候て、實に綿衣を着し候實情を相立可ㇾ申と存候に付、納戸役共へ申付、下より綿衣を着用致し候とて、木綿襦袢のうへに御紋付の綿衣を重ね御着用被ㇾ成候。私申上候者至極御尤なる御儀に奉ㇾ存候。但し一汁一菜も御一生被㆓召上㆒、御綿服も御一生御ぬぎ不ㇾ被ㇾ遊樣仕度奉ㇾ存と申上退き申候。右之御實心程なく上下心服仕候て、執政の大臣より一同に綿衣の外は着用不ㇾ仕候。

しからば儉約の行はれ申候も、行はれざるも、君上御壹人の實不實にこれあり候事うたがひなく候。これまつたく根本立候處より枝葉に及申候。〔永日抄〕

○また曰、先澤節儉にて御領下遠き在々に候へば、とかく號令も行とゞき不レ申候間、御近習相勤候ものゝ親類居にて御座候砌、遠在へ雛山に參り候て、日頃心やすき有徳なる名主共の宅に止宿仕、その夜据風呂に入申候に付、衣類を脱居申候て、百姓の木綿の袷袢計を屏風に打懸け置て湯をつかひ申候を、亭主見申候て、なに故麁末なる木綿袷袢を、格別に大切になされ候とたはぶれ申に付、此御襦袢は尊き仔細有レ之候。われら抔は存之通屋形に御手洗番相勤居候へば、毎々御目見し下ケを拜領致す事にて、此御襦袢は御召下ケにて、年寄には紅絹は裏に候間、我等へ着用致し候樣にとくれ申候。依レ之ケ樣に着用は致候へ共、なぞと下には置不レ申候とはなし候へば、亭主家内のものを呼よせ、襦袢をいたゞかせ候て、涙を流し、さても／＼難レ有事に候。先達而御觸之趣、御屋かた樣にも木綿衣を召させられ候間、下々は猶更絹布は停止仕るべき旨仰わたされ候へども、われ／＼存候は、拾五萬石の殿樣のなにとて木綿衣を召させらるべく哉と、實以而信用は不レ仕候處、たゞ今現在に拜見仕候て驚き入申候事に御座候。御身に付させられ候御しためしさへ、われ／＼着用仕候木綿と同樣、ケ樣に麁まつなる品を召させられ候へば、御朝夕の一汁一菜も、さぞ／＼と勿體なき事に御座候と申て、壹人の娘を嫁入いたさせ申べく／＼と支度仕置候衣類之内、絹紬の類もよほどこれあり候を、他所へ遣し賣拂ひ候て、ことごとく木綿衣に取替候て嫁入を仕らせ候。此事近邊にきこえて、自然と百姓も感じ、一同御儉約の御觸を相守り候事に相なり候。根ある木に花實の付候事、自然之事と存たてまつり候。〔永日抄〕

○酒井修理大夫忠實若年ながら學問を好み、下屋敷にて學校を置、家中老少となく學文を專とし、武學もまた精を出しなど世話なしけるとかや。右忠實内室嫁娶の前に、木綿衣類十を待請として出來け

る。老臣老女などもいかなる御事と申ければ、我等倹約を専にするは、江戸ならびに在所の家中を撫育し、かつ又公儀より仰出され御用もあらば、滞なく勤度存ずる心より、常に自分も綿服を用る了簡なり。我妻たらんもの、此心得をよく守り、もしいなみ候ことあらば、上方へ返し候までの事とて、緣女婚姻のまへに是を贈りしとかや。當時人の評判せしほどには、家中ともいづれも相應にくらしけると。〔耳袋〕

○烏帽子のことは愚かつて古老に聞しに、立烏帽子、風折烏帽子、士烏帽子など、造り付に仕立るは後世の事なり。古は唯一樣の烏帽子にて、小鷹の紙に漆にて製したる者なり。其折樣用樣にて色々に變ずるなり。又云、素袍などあれば、下には何を着してもくるしからず。その袴の臑より下の服の差見ゆる故、下の服、損ずれば、その處ばかり新しき絹にて飾り、あるひは服色とは違ひし絹もかまひなく用ひ、又は無地の服に縞織を用ひて補ひなどして妨なかりしなり。是今の熨斗目の腰がはりの濫觴なり。〔草茅危言〕

○今時諸大名之家に於て、晝夜ともに上下を着するともがらは、常に肩衣衆などゝ申て、すへよろしきやうに有レ之は、已前よりのことに候哉。答て曰、我等など若年之節より、御老中がた若年寄衆寺社奉行がたの家老用人などの儀は、晝夜共に常肩衣にて相つとめ申候ごとく有レ之候を覺へ申候。その外は國郡の守護たる大名がたの家老用人重き役儀のものたりとも、つねに上下着し候とある儀はなく、かた衣持參致し、面々之詰所にさし置申ごとく仕り事濟申候。大火事すこし前之事にても有レ之候哉。右因幡守殿家老どもを呼申され、近き頃は我等身上振合の衆中之玄關にも、取次役の者どもには肩衣を着せ申され候間、此方にても左樣に申付候樣にとの儀に付、池田二郎左衛門、松村孫太夫と申侍を以、初て常上下を着せ取次役に被二申付一候。それより已前之儀は、桑原甚太夫、山岡庄太夫と申小身之士兩人にて、玄關之定番を相勤申候處に、山岡儀は就中小身之不勝手ものに有レ之候間、手もみに仕た

る紙子着物に黒き半襟をかけ、これを着し、吉きひとへ袴にて歴々のかた御出のおくり迎ひをも致し候を、我等よく覺へ居申候事に候。今としより七十五六年ばかり已前之事に候なり。〔落穂集〕

○御當地に於て、貴賤男女衣服等之儀は、已前とたゞ今と相かはることは無レ之候。答て曰、左のみかはる事なし。但我等承りたる儀有之候。權現樣御代之儀は申におよばず。台德院樣、大猷院樣御代までは、御旗本に於て、その身御役をも致され、御城内之部屋々々に、挾箱にてもつゝみにてもさし置かれ候。案中之儀は格別、その外平御番衆之儀は、寒き時分小袖貳ツ着用之節、下着に淺黄無垢じま類の小袖などを用ひられ候所は、曾て不レ被レ成如く有レ之。その仔細は時宜によりて、上を下へ着かへ申されずして叶はざる儀もあまじきにあらず。左やうのとき、無紋の小袖はうへしたに罷なり不レ申となり。扨また熨斗目の小袖などは、御直參之内にても、御目見などの衆中まで着用あられ候如く有レ之候を以て、諸大名の家中に於ても、その身の役がら次第に着用致し候に付、のしめの小袖着用のものは、左のみ多くは無レ之樣に有レ之たる事に候。惣じて貴賤上下之衣服、われらなど若きときと引合考へ候へば、只今は華美に成たる樣に存ぜられ候。法事においても、曹洞一宗之儀は、關東三ケ寺をはじめ、紙子半襟をかけずしては、着用不二相成一ごとく有レ之候が、いつとなくそれも相止み、就中ことの外に樣子變り候は、上下ともに女中の帶にてこれあり候。我等わかき頃まで、女中帶と申は、よろづの卷ものをば三ツ割に、紬羽二重の類は二ツ割と相定りたる如くこれあり。就中高田縫腰りと申候は、右之三ツ割をまた三分袂にくけ、そのはしを結びおし込て置申候如く有レ之候處に、四十年ばかり以前より、卷物類を二ツ割、きぬ類を一幅、そのまゝにて用ひ、後ロのむすびめなどをも、およびたゞしく大く、不レ致しては叶はざる如くに罷成たりと存候。是また已前之儀は、下女の二三人もめしつれ、若黨草履取などつれ候歷々のものゝ妻女と見へ候女中まで、麻のかづきと申ものをかぶり、紫のそめ革足袋をはきてあるき申如く有レ之候ところに、七十年ばかり已後は、右のかづきと申ものをかぶりたる

女中とては見かけ不ㇾ申候。輕き者の女房娘などまでも、乘ものに乘不ㇾ申しては不ㇾ叶ごとくに罷成候。右女乘物の儀につき、我等老父は杉浦内藏允殿と心易く有ㇾ之候が、ある日の朝用事有ㇾ之、早天に見舞申候處に、玄關の上の間に於て、何事やらん杉浦殿高聲被ㇾ致候に付不審におもひ、其間に參り、これは早朝よりなに事を仰られ候哉と申候へば、杉浦殿申され候者、其許にもかねて存ぜられ候通、我等儀は朝起を致し候に付、毎朝玄關より座敷までを見廻り候處、使者の間の窓よりのぞき見候へば、門下にあたらしき乘もの有ㇾ之候に付、門番をよび尋候へば、夜前我等家來婚禮をとゝのへ候て、その女の乘來り候乘物のよし申候に付、そのものをはじめ家來共を呼出し、祝儀をのべ聞かせ申事に候は、權現樣三河に御座被ㇾ遊候時、われら祖父は知行五百石被ㇾ下置ㇾ御奉公申上候節、妻を呼むかへ候刻、譜代の家來に負木と申ものをもたせて遣し、女房にはかづきをかぶらせ、件の負木に腰をかけさせ、後ロに負はせて呼迎るとの事に候。しかるに我等などの家來の身として、めつきの星がなもの入たる乘物に乘せ呼迎候とて、うつけたる事のあるものに候哉。さるに依て、件の乘物をば、女のおやもとにかへし候共、または近所の町家江遣し拂ひものに仕候とも致べく候。我等屋鋪の内江置かせ候事不ㇾ罷成。若また乘ものに乘らずして叶ひ不ㇾ申旨女房共申に於ては、親許へ送り返し候共、また夫婦づれにて、我等方を出候とも、其段は勝手次第に致し候へと申事にて候。但しわれらの申處を、其許無理と被ㇾ存候哉と申され候に付、色々と挨拶致し、機嫌を直し、それより居間江同道致し候へば、料理など出、用事を談じ歸りける由、我等江のものがたりなり。〔落穗集〕

○以前御旗本に於て、三百俵など取被ㇾ申候小身の衆の樣子を承り候に、衣服等之義も番着ものと名付て、絹紬などを以とゝのへ、二ツか三ツか所持致され、つねぐの儀は布子綿服を着られ候。〔同上〕

○問、今時出火之節は、歷々は申すに不ㇾ及、小身者とても、羽織頭巾むねかけまで綺羅を盡し候。已前より有ㇾ之候哉。答て曰、すべて火事裝束とこれある儀相始り候は、酉のとし大火事已後の儀にて、

その已前には沙汰も無之事に候。予國は外之儀は不存、淺野因幡守殿五萬石領地之大名にて候。今時諸家にて足輕の着候樣なる、茶色にふすべたる革羽織に紋の付たるを着用なり。家中の五百石、三百石取り候騎馬の者、不斷柿染のもめん羽織に大紋を付て着し候なり。いかゞして所持せし哉。知行取侍之内に、三人革羽織着致し候を覺へ申候。右火事のとき、井伊掃部頭殿を間近く見かけ候に、是も因幡守殿同斷の羽織にて、馬乘りはみな木綿羽おりを着致し、其後は足輕中間體のものまで、茶いろの革羽織を着し候。右上下見分無之候に付、侍分以上のものには、黑革羽織を用候。それより段々結構になり、羅紗羅背板の羽織に色々もやうを致し、頭巾などは冑をみる如く眉庇吹返し、五枚三段のしころを付け、胸當なども樣々に罷成候に付、當時火事裝束壹通りを新規に仕立候へば、着料之具足一領繕し立申ほどのもの入これある由なり。そのうへ武家がた足輕若黨ばかりにても無之、御府内町人出家に至るまで、火事裝束をたしなみ置候と申事は、前々には無之事なり。〔同上〕

理齋曰、近年は夏火事羽織まで、人々のこのみにていろ／＼拵て所持する事なり。此事は誠に百年已來の始り事にて、落穗集作りし頃は、その沙汰なきを以てはかり知るなり。此すゑまた／＼いかゞ成行べき哉と思ふのみ。

○御當地町方にて、諸買物已前も、たゞ今之樣にこれあり候哉。答て曰、我等わかき時分、今迄もさして相替る事なく候。去ながら七十年已前までは、御當地町中にて、足袋香具屋、油元結店などゝ申儀は、一軒も見あたり不申候。大火事以前の事は、大名がたを始め、すゑ／＼革足袋より外はもちひ不申候。酉年火事已後、諸人革羽おり、革頭巾を拵候故、鹿の革入用多く、革足袋直段高直になり候故、下々は男女とも、木綿足袋を用ひ候樣に罷成候。革足袋之節は切革屋にて調候に付、別に右商出し申に不及候。木綿足袋專用候以來、足袋店と申儀はじまり申候。伽羅油之儀、七八十年以來までは、前髮立の兒小姓などは格別、其外は上下共、年わかき男の髮に油などを塗付候とあるはなまぬ

る き儀に致し候。そのときは今の如くにはこれなく、もみあげ頬髭などはやり申候。侍の中にも有レ之候へども、先づは歩行若黨、小もの中間などの類にあまた有レ之候。その蠟燭の流れをあぶらにてときゆるめ、松脂などを加へて伽羅油と名付てもちひ申候。その節伽羅の油入用に候へば、藥種店へ申遣しとゝのへ申候。當時之樣なる伽羅油店などいふは、終に見かけ不レ申候。當時もてはやし申候文七元結と申儀も、已前は無レ之儀にて、上下共手前にてよりこきをも致して用ひ候儀なり。〔同上〕

○露木氏なるもの申けるは、江戸之内何地にても、皇神の祭りにもねりものを出す程なれば、其處の市人のうち、家主と稱するもの上下を着し、これが跡に付したがひて警固す。安永四年八月十五日市ケ谷八幡の祭あり。僕幼かりしが、この祭を見に行ぬ。此ときさま〳〵のねり物有て。その警固するもの、紋付のかたびらに麻上下を着たり。一ツ棧敷に居たりし翁、これを見て申けるは、前年此神の祭の時は、警固之者は女のかたびらに上下を着たるが、今は斯美々敷衣服に成りぬと嘆じたりき。此時より漸く祭に出るもの華美に成て、天鵞絨、錦などの衣服となる。天明の度、淺くさ三社權現の祭に、天鵞絨の足袋をはきし者あり。見物のもの目ざましき事におもへり。今の時に至りては、女兒共平日はける木履、草履のはな緒に、天鵞絨を用ゆれども、あやしと見るものなきに至る。また安永の度、好色の少年萌黄縞の郡内絎の小袖を着し、木綿に更紗を畫し帶を〆しを見て、いみじき奢の樣に申たりしが、今はかゝるものを見し人だにもなし。〔露木直信話〕

○淺井一圓齋曰、尼店邊の古き土人申傳に云、日本橋始て懸たる時、尾張殿、紀伊殿御見廻りながら、御兩人共彼の普請場へ御出被レ遊、おの〳〵革の御立附を着されしとぞ。〔落穗集考〕

○砂丸高場にて御馬共をめしける砌、むら雨降來、南の出矢倉へ御入、雨のはれ間を御待のうち、往來を御見物なされ候處、青柳傳四郎と申御小姓、立純子の袴くゝり股立にて、羅紗之雨羽織、數寄屋足袋、高木履に、下人に長柄のからかさゝせ通りける。その跡より藪三左衞門通りけるに、はだしに

て返しもゝ立、木綿羽織に手がさをさし、步行之者拾二三人、眞黒につれ通りけるを御覽被レ成、御近習に仰られ候は、三左衞門は細川越中守忠興に幼少よりつかはれ、萬事見習し故、あの甲斐〴〵しきを見よ。貳千石取て居る身は、跣にて木綿羽織手がささし、徒士のもの共は鬼の子の様なるを、大勢つれて通りたる列發さよ。あれこそ武士なれ。小切米之靑柳傳四郎がくゝりもゝ立、すき屋足袋、高木履、長柄のからかささしかけさせ、扨も鈍なる仕かたかな。下人之善惡にて、仕立候主の賢愚が知れるときけば、靑柳めが仕形は我恥なりと仰らる。〔紀公言行錄〕

○さて衣類なく、おれが十三のとき、手作りの花染のかたびら一ツ有ルより外は無かりし。その一ツかたびらを、十七の年迄着たるにより、すねが出て難儀にあつた。せめてすねのかくれる程のかたびら一ツほしやとおもふた。此やうにむかしは不自由な事でおじやつた。また晝飯など喰ふといふ事は、夢にもない事は、夜食といふ事もなかつた。今時の若ィ衆は、衣類のもの好にこゝろを盡し、金を費し、食物は色々の好み事をめさるゝ。沙汰のかぎりとて、またしても彥根の事をいふてしかり給ふ故、後には子供どもに彥根婆々と云れしなり。〔おあんものがたり〕

○今の鹵簿に挾箱といふ器あり。近世の製作なりと云。その始め板二片を合せて、衣服を挾て持せたるを不便利なりとて、後に箱となして、木にて貫て荷ふ。今のはさみ箱なり。本俗間にて私に製したる者なるを、今は國家の鹵簿の列に入て、金銀を以て飾り、あるひは文彩を加へて、其數を一ツより三ツ四ッに至る。あるひは從者の先に在り。あるひは從者の後にあり。此一物にさま〴〵の法式あり。武家の器なるを、今公卿の人もこれを持しむる流俗に化せられたるなり。〔經濟錄〕

○ある人菅神の御作なりとて見せぬ。眞僞はしらずと、梶野氏語。家は金銀にあらずとも漏ねばよし。衣服はにしきにあらずとも暖なればよし。食は珍膳にあらずともひもじからねばよし。妻は顔に色なくとも賢なればよし。

○むかしは四月頃より、伊勢緞子とて板にはさみて賣ありく。價は壹匁ほどなり。かたびらも縮高宮とて賣ありく。この高宮の縞がらを見て、かたびらにこしらへ、また袴にも拵て着す。價は壹反に五六匁なり。近年は奈良半晒、または越後縮など、いづれも高直にて、袴も郡内ひら、精好ひらなど、是亦高直なる品を用たるより、緞子も絹緞子を用る様にはなれり。〔古老物語〕

○むかしは奥方息女方等、神社佛閣に參詣之節はさげ髮なり。供侍は上下を着し、女中の帶は今織金入にて、幅は三寸計り、針妙、腰元も、右之通の帶にて、長さは七尺五寸なりし。端女は木綿金入とて、木綿にて金糸を入織たる帶を用。寛文のすゑより、よふ〳〵帶の巾廣く成。延寶の頃專ら巾廣く成、純子三ツ割、長さも壹丈程に成たり。〔同上〕

○都風俗かゞみに、むかしゑびす屋吉郎兵衞、右近源左が女がたとてはやらせし折には、手拭にひとしき絹切レをかぶりて、女がたとこそ云しに、今は何ものか仕出しけむ。銅をもて胄をこしらへ、それに髮を植て、かつらと名付てかぶり舞かなでければ云々。〔延寶九年の印本なり〕

○むかしの女の帶は、幅三寸あるひは鯨ざし貳寸ほど、長さ六尺五寸、あるひは七尺五寸と云々。〔割註〕一代女。ひとりごと。むかし〳〵もの語。などいふふみにありとぞ。〕

○唐の治を聞くに、堯、舜、禹王、湯王、文王、武王、成王、康王などは、天道をおそれて衣食をかざらず。家居を麁相にして、天下の萬民を安穩に治めたるときは、四百年、六百年、或は八百年、天下亂れず子孫榮へたり。其後周の世の末より、君たる人奢を極め、さしも智恵ふかき國なれ共、天道の理を唱へうしなひ、仁義の道をしらず。衣食に金銀を盡し、家居に玉をみがき、萬民の苦しみをしらずして、壹人の樂みをなせしものは、一代二代にてほろびたり。〔本作（佐カ）錄〕

○諸侯の封地三十餘萬石に及びたるに、その愛女しろき小袖たゞ一ツのみありて、やゝ古びしかば、侍女閨門の事をあづかる士に告て、父君に訴へ、新なるを調ぜんとす。侯敢て許さず。侍女これは侍が

申さぬなるべしとうたがひ、閑を得て直に訴へければ、彼先きにも士某が此事を言しかど、一ツあれば事足るよしを答ぬるに、何も云出るはなに事ぞとて、氣色いとあしくおはせしかば、かさねて此事を申まじきよしの誓状を奉りて、よふ〳〵と怒をなだめけるとなり。またある時、其國の上大夫につらなる人を、他國への晴なれば、同列の士某が物を借りて着るべしとて、そのまゝ自筆に書をしたゝめて借るべきよし言やり給ふとなむ。〔閑田耕筆〕

○夜着の事、慶長、元和のころより專らにすと云。むかしは小舞卷とて、常の衣服のすこし大なるを下にまきて、そのうへにふとんをかけて、上ツ方もこれをめしたり。連歌四季寄冬の部に、ふとんはありて夜着はなし。徘徊御傘のころは、もはや有つれども、古法を守りて貞德老人も夜着を冬の季にせざるなり。〔近代世事談〕

○ふとんは蒲にて作りたる圓座なり。今云ふとんにあらず。今のふとんは衾といふものなりといへり。左にはあらず。やはりふとんなり。木綿のわたらざる以前は、庶人の冬の衣類には、布に蒲芦の穗わたを入て着たり。よつて布子の名あり。ふとんまた同じ蒲の穗を圍めて入る。依てふとんの名あり。古も貴人は眞綿をもつてつくれり。これその衾なるべし。古きふすまなど讀しはこれなり。〔同上〕

○綿ぬきの事、むかしは今のごとく、四季折々の衣服なくて、わたをぬき袷とし、またときはなして襌分衣といへり。今いふひきときなり。〔同上〕

夏くれば錢が薄ぎぬときわくる片田舍こそこゝろ安けれ

○太平記に云、青砥左衞門夜に入出仕しけるに、いつも燧袋に入て持たる錢を拾文取はづし、滑川へ落しけるとなり。また上古の火打ぶくろは、大名といへども布あるひはなめし革にて、緒〆にはなくろじを付たり。今の巾着は七寶をかざれり。〔同上〕

またある文に、三歲の童子が弄る巾着を見るに、近ごろの仕出しなりとて、般若の面を押繪して、

硝子をもて眼をはりたる、さながら玉眼をも欺くべし。その外種々のきれにて縫ものなど、數々手をつくしたるさま、その價七十鎰にはあらねども、是また妖物とも謂ふべし。世の中華美を好み、金銀をいたづらに費し侍るをおどろきて、

世中の奢の程もおもはれてはておそろしき般若面哉

○此頃までは、むかしの風儀のこり、衣類なども當時之様に華美なる事もこれなく、武士方は格別、その下々は木綿合羽を着する人はなし。町人は猶以、御旗本衆五六百、千石取らるゝは、供の中小姓は紙合羽を着し、木綿合羽を所持せしは、家老用人ばかりなり。當時は小もの中間、下女、半女まで、木綿合羽を着す世界になれり。元祿八年堺町市村竹之丞座江、京都より女がた開山水木辰之助下りて、傾城顏見世に鑽おどりをして、末世に名を殘す。そのとき水木辰之助傾城有馬の富士といふ狂言にて傾城に成て、裝束は絹の小袖、無紋のものを着したり。今は金織金襴のたぐひ、名もしらぬ唐おりを着し、右の如く美麗を第一とするなり。元祿時代まで、かの者は絹裝束に金銀の箔にて紋所を付しが高なれば、左のみ上下の奢はなし、次第々々におごりに長ずるなり。畢竟金銀が世に澤山に行わたりしなり。〔元正間記〕

○士は分限より身をひきさげて、諸事無造作にかたちをつくろはず、身をかざらず、常に着たる衣服は破れざれば足れり。出仕のときといふとも、美服無用たるべし。外見をかざり、人形の樣につくろひたるは見たるし。むかし醍醐天皇、儉約の掟を萬人にしめさんと思しめし、時平大臣にはからせ給ひける。ある時大臣殊外に美はしき裝束して、殿上に出仕せられしを、帝の小蔀の陰よりはるかに御覽じ、はなはだ御氣色變らせられて、時平を御勘氣出仕をゆるされざりしかば、是より人みな恐れつゝしみて、堅く儉約を守りしとなり。また右大將賴朝のとき、筑後守俊兼はなはだ美き小袖十領を着し出けるを、賴朝見給ひ、みづから渠が腰ざしを取りて、小袖の褄をきりすて、仰けるは、常胤〔千

蘘介〕、實平〔土肥二郎〕等武に長じたるまでにて、文にうとしといへども、儉約を用る故家富、多くの家來を扶持す。今汝が祿に襃かたぐひに異なべき也。文才あれ共是非をわきまへず。華美を好み、儉約をわする。これ財産を用る法をしらざるなりと、大にしかりいましめらる。向後の輩これを聞て、たましゐを消しけるといへり。但世俗義理をわきまへず。みだりに悋嗇なるを儉約を守るといふは非なり。これは後漢の馬伏波がいへる守錢奴の類なり。〔文武訓〕

〔紀州治貞公いまだ左京大夫にてましますところ、はなはだ慈愛ふかく、下々をめぐみ給ひしが、輕き下部どもまでも仁慈をありがたく思ひ、なにとぞ厚恩を報じたくおもへども、輕者なれば働べき勤もなくて、日々厩に入用の馬の沓をつくり、買上の分を奉公の際にこしらへ獻ずべきと、頭役まで願ひし故、頭役より御聞に達しければ、下々かろき身の心得奇特に感じ給ひ、さあらば右沓を指上ぐべし。しかし是まで何程調し哉と尋ありて、たとへば是まで十錢のものならば、八錢づゝは中間どもに取らせ候ても、二錢の益あるべし。殘りの二錢の中、これまで沓の口入致し候もの、急に助成にはなれて難儀の道理ゆゑ、少々づゝとらせ候樣にと仰られける。よりて一同猶も厚く御慈愛を歡喜しけるとなり。右の仁君平日木綿の夜具を用ひ給ひけるゆゑ、御先例もなし。甚きの至りなりと、老臣ふかく歎き諫め奉りけるに、これは儉約にはあらず。養生のためなれば、かならずこのまゝ差置べしとの仰有き。〔耳袋〕

〔成瀨小吉正成御兒小姓をつとめしとき、泊番に木綿夜具のおもては、嘉珍の小紋に鹿子紋を付け、うらはあかね染にてありしを持たせしとなり。餘の相番衆は美しかりしとぞ。また駿府御城御修復のとき、小吉梁の上にて人を下知しけるを、神君御覽遊し、小吉か下帶せざるはあれ取らせよと仰ありしかば、頓て御納戶より絹のあかね染の二ツ割を一筋給りしとなり。今に彼家に持傳ふよし。〔成瀨正成傳〕

○むかしは女の小そで模樣、十五六歲の女はその頃のもやう、廿四五ばかりの女はその年相應のもやう、四五十歲の女はその年ぐらゐのもやう、五十以上六十ばかりの女は後家むきとて、そのとし位の模樣を着し、あるくにも其とし位の樣子にあゆみ、帶の恰好も、ありき樣にて、老若中年は顏を見ずして分りしが、近年は十四五歲のもやうも、十七八ばかりのものも、三十四十の女も、老若も、皆郡内縞、あるひは八丈縞、丹後じま、または紋付もの、さては無地小袖等、帶はは〻廣をみなむな高に、しり長々と出し、あゆみやうは、どた〳〵と牛のやうに身品もなくあるく故、老若中年皆一樣に見ゆ。これは女ながらも器量なく、みな人まねをする故なり。小袖の紋付、無地しま類のはやりは、みな遊女の眞似なり。むかしは常の女、縫箔の光る小そでを着る故、遊女は無地もの、縞の類を着て、つねの女と風かはるべきためなり。帶も常の女の帶は、はゞせまき故、遊女ははゞ廣の帶をして、是もかはるべきためなるに、今は常の女遊女の眞似して、無地もの縞の類の小そで、幅廣の帶になりしは、みな是人眞似する器量のなき故なり。〔古老物語〕

○ある文に曰、上古の衣裳、楮の葉に歌をかく、乞巧奠に備へ祭ること、楮は上古の衣類なればなり。カウゾといふを略してカヂといふ。カウは上なり。上野の類なり。ゾとは源氏ものがたり其外古き言葉に、衣類の事を御衣といふ。また衣通姫などの類なり。今も衣類の手の出る處をソデといふ。末のところをスソといふ。故に楮は上代の衣と云こゝろなり。上古蠶織もいまだ委はしからざるとき、この楮の皮を剝ぎ打柔らげ、ほそく裂きておりなし衣とせりと、其時は楮の名をイフと呼ぶ。麻をもころもにおりて用ひたり。麻はうすきものなれば、朝のみ着て、麻楮と名付しなり。そのゝちもろこしより木綿わたり、楮よりまされる故、楮を木綿に換へしにより、木綿の二字をイフと云和訓を付たるなり。今に神前へ幣帛といふは、麻楮にてこしらへたる紙を捧ぐる古實とは成たり。

○また曰、神代には棺をぬさと名付て、神にたてまつり、その後喪を服してより、紙をきりぬさとす。古しへは旅行する人も、ぬさ袋とてふくろをこしらへ、中に五色のかみをきり、米豆の類を入れて持行、國の堺あるひは山川などに道祖神を祭り置るに、手向て旅行の平安を祈る事なり。今諸國に有氏と唱へて國のこれるは、むかしの道祖神なるべし。菅家の御詠に、此度はぬさもとりあへず。とあるはこれなり。此ぬさぶくろは、上古死するものあれば、旅立の體になして棺に入れしとなり。今死者のもちゆる袋は、頭陀袋と云。此あやまりなるべし。頭陀といへるは、天竺の僧に乞食するを云。しかるに日本にて君父親類に乞食さする法やあるべき。

○また曰、下紐の事、堂上の上臈の上袴、下袴二ツ着する事なり。其下袴の紐なり。寐る時と覺るときに、この紐をとく故に、戀の辭とせり。井戸の下紐などゝいふ事あり。

解かへし井手の下紐ゆきめぐりあふせうれしきたま川の水

また脚布をもて、男のふどし犢鼻褌と云。女のゆもじを女鼻褌と云。また脚布とも云といへり。これは非なり。犢鼻褌は異國人の肌をかくす袴の如き制にて、日本のふどしとは大に異り、陰嚢を牛の鼻に似たるとて名付たるなり。〔割註〕犢は牛の小きものなり。コウシト訓ズ。」女鼻褌いはれなし。また脚布といふは、僧の着するものなり。女の前をおほふには、布二幅にする故、二布といふ。ある古歌に、

たのしみはゆふがほ棚のした涼みおとこはてゝら女はふたのして

てゝらは褌襠とかくなり。つゞれの布なり。忍曰、女のまへを覆ふものを湯もじといふ。むかし女は湯に入るにも前をあらはさず。此ものをもてこしにまとひておほひ、湯あみせしとぞ。またてゝらは今俗にドテラといふなり。

○また曰、天正の頃、眞田安房守昌幸浪人のみぎり、大小の柄を木綿の打糸にてまきたりしを、ある人是を賤しめ笑ふ。安房守いへるは、たとへ上に錦を着たりとも、人頭悪たらば用には立まじ。付魂を

には大小の柄に木綿を用るもの絕てなし。今の代見るべしとて、兩腰とも相州正宗にて有しとなり。世人その木綿紐を呼びて、眞田打と云。

○御旗本の士、十二月のすゑには、一萬石領せらるゝ列侯のもとへ云やられしは、正月の役にのしめ小そで借用申度とありしかば、其答に、我等一つならでは持たず候。掃部頭殿にて借り遣すべしとて、そのよしを通ぜられければ、此方も替りは無し。但子持筋なるをもちて候間、是にてもよくばかし候べしとてかされければ、それを用て晴れの勤は濟けり。すべて寬文明曆のころまでは、國初の遺風有て、質素なる事ども云傳ふ。これにて見れば、誠に左ありけるにや。先君の祖君鷹野に用らるゝつねのきせる、赤塗の革袋に入て持たせらるゝに、此器の出來たるを知りたるもの無かりしとかや。晴れにもちひらるゝ小そで、黑き羽二重にてとゝのへられ、唯二ツありて、宿所にては絹紬の外もちひられず。されば上下など賜りしもの、一兩年に一度ほどづゝありしのみなり。さありとて、主君はおほよふにして、賤き事は露程もしらず。平士までも金銀利用のものがたりする人は、商家のことと覺えて、爪はじきせしとぞ。我が幼ころまでは、其遺風有て、田舍士の友とするは田畑のものがたりするを袖引て笑しが、されば商利三倍君子これを歎ける、世の昔も有つる哉。〔窓のすさみ〕

○厩橋少將忠淸朝臣執政のとき、殿中にて春の末にや、俄に同列の方々休息所に下りて、下着の小袖をぬぎて出席ありしに、汗ばみければ、その下着を欄干にかけてほしけるに、朝臣の白小そで、うら脊のあたり繼ぎ立たるをひろげ置見苦しかりければ、その事を司る老女に、殿中出仕の下着に繼たるうらは付候べからずとありしに、老女云、時移りて左のごとく仰ありとも、我等一生は成り不レ申候と答しとぞ。其ころは漸く華美に成れるといへども、今の世にあるべき事とは見えず。誠に尊き風俗にて、予がおさなかりし頃までは、みな人夏は生平の帷子にうるし紋など付、高宮の袴に津綟子にうるし紋を付けかた衣とし、冬は下着といふもの別に着るものは珍敷、夏は綿ぬき小そでを袷とし、冬はわ

た人なとゝして着しを、まのあたり見たりしが、元祿の年より、しきりに衣服美麗になりしを變しなり。それも今見れば、猶遺風の有けるぞかし。〔同上〕

○根岸肥前守は藤原、名は守信と云。寶曆、明和、安永、天明、寬政、文化に續て、精勤の人にて、文化の末齡八旬にとゞて身まかり給ひぬ。肥州定紋蛇の目の外にも猶有レ之よしなれども、壯年の時着用の上下小袖など、こくもちと稱して、たゞ丸く染おきたるを、そのまゝ用ゐに便利なりとて、蛇の目ばかりをつくることゝす。微々たりし時は、別に紋かゝすることもせず、後こくもちへみづから蛇の目となしても着用あるよし。〔吉見氏筆記〕

○青木民部少輔とらはれ、板倉伊賀守馳走し、絹布の夜具を出しけるに、民部夜具の襟を取いたゞき、我等儀斯樣の夜具にくるまりて夢をむすびし事無レ之、勿體なしとて着さず。依レ之木綿の夜具を出しける。此時代の大名は大かたかくの如き風俗なり。〔明君遺德錄〕

○神君の御小姓茶字の袴を着用して、御膳の御給仕せり。上覽ありて、それは何と申ものぞと御尋あり。茶字と申よし御答申上ければ、大に御いかり遊され、我等いまだ名さへしらぬ結構なる品を着用致す。よふ／＼天下は治らんとするに、おのれ左樣なる奢をなして、また天下を亂さんとするやとて、以の外御機嫌を損じけるとなり。〔駿河土產〕

○古き文に、むかしも奢はきびしく禁ぜられしなり。奥州にて貞任宗任謀叛をおこしけるとき、賴義の郎等に近江國の住人日置の九郎といふものあり。馬ものゝぐの出たち奇麗なり。賴義見て氣色を損じ、いまく＼しき有樣なり。汝かならず身を亡すべし。はやく賣はらふべし。それも味かたの陣には賣べからず。敵がたへ賣べし。九郎畏りて、後日の軍にまた先におとらぬ奇麗をつくしたるものゝぐを着たり。着替の料なりといふ。賴義なを身を失ふ相なり、賣はらふべし。かまへて着すべからずと、其の日には黑革縅のふるきを着たり。賴義これこそめでたし／＼と仰あり、奇麗にたからを費せ

ば家まづしくなりて、よき郎等を扶持すべきちからなし。されば敵にむかひて亡び安しと仰ありしなり。

〇大河内金兵衛寒中伊豆守へ見廻はれ對面の内、ことのほかさむく、老人の事なれば、頭巾をめし候様にと、伊豆守しいて申されしとき、左候はゞ御免候へとて、ふところより古き木綿頭巾を出しかぶり被レ申候。其とき伊豆守小姓に申付、奥より縮緬の頭巾色々さま〳〵十四五取よせ、此うち御目好(めずき)に召させられ候へと有ければ、さては自分の頭きん見ぐるしとて、かくの如くに哉、御心入は祝着なり。去ながら頭きんは公儀はせぬものなり。かぶり居候ても人に逢候へばぬぎ申候。然れば結構なるをかぶり候ても無益の事なりとて、さらに取申されざるよし。〔智嚢後鑑〕

〇仙臺城下の町三里四方ありて、殊の外繁昌なり。家中屋敷も大きく、大名分の居屋敷を大名小路と云ならはす。扨政事は質朴にして、伊達の一門、家老、中老の歴々の片倉といへ共、仙臺へ登城の時分は、木綿衣裝の上へうら付上下を着す。況や外のものは、殘らず木綿衣服なり。奥向も女中殘らず綿服のよし、大守の妾ばかり小袖を着すなり。〔太平秘覽〕

〇世俗貴賤の差別なく羽織と稱するものを着す。園太暦を按ずるに、承久の兵亂の後、公卿大に窮し給ひ、衣服調度不意に任られず。勿論車馬いよ〳〵不隨意にて、衣冠束帶の御方も歩行し給へば、はれの服に塵埃の蒙らんことをいとひ給ひて、衣冠などの上へ、明衣(ユカタ)などの服を上張歩行し給ふ故に、道服と云。その上張のつまの地に引くを折てはさみ給ふ故、服折と稱す。服は身に服する總名なり。呉服をくれはといふも、禽の羽翼をはと訓ずるも、みな身に被るものゝ稱なり。羽二重といふも、御召絹の念を入て、恒の絹を二重合せ織しごとき絹といふ稱にて、服二重なり。献上に八反掛の名あるが如し。端折、羽織の諸說多けれど、信用しがたし。誠に古しへ狩衣素袍ばかり召されて、奴袴はかまの類召されざりし事、褻(け)にあることなり。故に一向宗拜禮へかた衣ばかり懸るも、褻の故實殘りたり。

しかるに等持院尊氏公戦場に鎧を着することを初め給ひしが、其頃のときまで腹巻を着りしより、鎧に得ばかり着する様に變ぜりとぞ。一向門徒と辻打放下の囃子うたのみ、かた衣ばかりを着せり。また陣羽織と言ものは、道服の意とに異なり。これは具足のおどしを、敵にしられまじき爲に致しものとかや。また長柄に袖なし服折を否兵衛ばをりと云、陣兵はそれの轉ぜしとなり。〔東照子〕

○井伊掃部頭直孝大坂冬陣に、もの見二人を出されしに、雨に濡れて歸りける樣子を聞かれて、後刻着られたる小袖二ツをぬぎて、両人にやられける。さて安藤帶刀かたへ小袖をもらひにつかはし、我等ヶ様の事にて着るもの二ツながら家來に遣し、着替無之候とて、帶刀よりおくられし小そでを着て、白革袴にて、神君の御前に出られしとなり。東老人のかたりし。戦國のときの衣服の質素なること、論するに及はず。織田左近一益關東管領として、厩橋に至るに、諸將對面のために來しとき、只今一ツある衣服垢付たるを洗ひたれば、乾候程に、しばらく待て給はれと云しこと語り傳へたり。直孝の衣服を物見に遣して着替の無かりしと符合したり。其後泰平に及て、やゝ衣服美に成しが共、寛文の頃までは、猶戦國の遺風ありて、金銀利倍の物語は、士の恥と心得て語らざりき。〔明良洪範〕

○松平伊豆守信綱日々出仕のとき、裏付の上下着ることとなし。宅に居らるゝときも、是を着られず。常に申されしは、人のこゝろは衣服によりて變ずるものなり。出仕したる恭敬を存ぜざれば、忠を盡すことを得がたし。先衣服より心を付て、恭敬を忘るべからず。我等に於てはかくのごとく勤めざれば、忠勤をなしがたしといはれし。〔同上〕

三省錄 卷之二

飲食之部

○食は人の天なりといふて、食なければ一日もたちがたきものなり。故に古人は食するごとに、先づ食を少しばかりとり分けて、先代飲食をはじめたる神へ備へ祭りしと謂り。今も佾家には素飯のめしとて、先づ食を少し取わくる事あり。また片田舍の野人は、今も食せざるさきに飯をいたゞきて食するは、古代の素飯の遺意なり。殊勝におぼえはべる。上天子より下庶人に至るまで、食なくて立がたきはおなじ事なり。宋の聶夷仲といへる人の詩に、鋤レ禾日當レ午。汗滴禾下土。誰識盤中餐。粒々皆辛苦。と見えたり。もつともよく古代の苦を知り、飲食の恩を知るといふべし。殊に高貴の人は、米を一粒ゑらみにして、しらげにしらげたる飯に、精進日にさへ無ければ魚鳥の肉も絕さず食し給ふは、ありがたき天地君父の大恩ならずや。粒々みな土民の辛苦なる事をおもひやり、また世には一飯をも求めかね、飢餓に及ぶも幾何多きことを察せば、しらげあしく魚鳥なしとて、何の不足といふ事かあらん。〔燈前漫錄〕

○古きふみに、ある人朝鮮の役に軍用乏しくして、黑田如水軒に金子五拾兩を借り、歸陣の後返金せむと、黑田の宅へ越しけるに、折から到來とて、鯛一枚を家來持出披露しける。如水云、三枚におろし身は鹽にして貯ふべし。骨の處をばこの客人にも我等にも給させよと申ける。彼人心中に、扨々吝嗇なる事哉と賤くおもひける。さて彼五拾金を返さんと指出し、厚く禮を述ければ、如水この金をさらに請取らずして曰く、我はじめよりこの金をば進上せし積りなり、軍用に立し上は費にあらず。金銀の德我に於ても滿足至極なりとて、終にかたく辭して受ざりしとなり。これらを以て儉と吝との別をしるべき龜鑑とすべし。

○昔大坂夏御陣御臺所の事お任せ出され、白米五升、干鯛一枚、味噌おつほ少しにてこと足るべし。味噌おほく持つなと上意ありしと。〔雨夜の燈火、駿河土産〕

○肥後のくに滯留のとき、有馬源内といふ醫者臣に逢に参りたるが、酒を一陶進物とて持たせたり。臣太十島にむかひ、何ぞ魚肴にてもあらば、盃を出したしと相談しければ、源内聞て肴は是に持参せしとて、豆腐に小鯛を炙しを、小き器に入たるを出し、共さかな一種にて杯を取かはし、随分醉て歸りしなり。學問風流の深味は、酒肴の外にある理にて、ことにおもしろかりき。肥後酒至てあしけれど、當國以後他國の酒は一切入込こと禁なり。諸大夫とても自國の酒を一同に用ることとなれば、已下は猶更の事なり。これにて衣食の質素おしてしるべし。これは畢竟當侯儉徳ありて、朝夕至て淡泊をこのみ、美をはなはだきらひ給ふ故、格別に觸付はなけれども、自然と出來たる風俗なりと承る。〔肥後物語〕

○東鑑ニ曰、そのかみ右大將頼朝遠州菊川止宿の夜、佐々木盛綱が領所越後より、鮭の楚割を到來、〔割註〕今いふ塩引。〕盛綱一ト切レとゝろみて、そのあまりを和卓に据へ僕にもたせ、頼朝の旅館へおくりて曰、只今到來によりてこゝろみたる處、味よろしく覺え候間進上たてまつる旨申す。頼朝あさからず和卓のうらに自筆を染らる。

待得たる人のこゝろもすはやりのわりなく見ゆる心ざし哉

當時に模倣すればはかろきことなり。〔市井雜談〕

○むかし紫式部、あるとき夫宣孝他出のとき、鰯をあぶり喰たるを、宣孝かへりみて、いやしきうをゝ食ひたまふと笑ひければ、

日のもとにはやらせ給ふいはし水まいらぬ人はあらじとぞ思ふ

と詠み侍りしとぞ。〔同上〕

○北條共位萬民の上へ加るといへども、累代謙遜にして、くらゐは四品に逾えず、禮儀を正し、窮民を撫育し、政道正しく天下泰平なり。なかんづく武藏守泰時、時房共に式目五十條をさだめ、凶年にはみづから儉を守り、晝は一食にとゞまり、夜は燭をとぼさずして稟米をひらき民に施したり。眞に千載の一人なり。其孫時賴また賢にしてこそ九代は續たり。〔北條九代記〕

○北條相模入道高時驕奢を專らとし、その宴會ごとに酒九獻あれば、肴九種を用ゆとなり。楠正成その擧動をきゝて、人に語て曰、北條ひさしかるべからず。〔市井雜談〕

理齋曰、高時は天下を知る者なり。酒九獻さかな九種をみて楠公の歎あり。今の世に至りては、下々のものも九獻九種麁末とす。當時のありさま楠公に見せなば、驚死せんこと必せり。

○禪關山和尚は道德ある故にや。天龍寺より夢窓國師妙心寺に立寄給ふ。關山の住坊へひき入れ、對談時を移しけれども、貧乏のときなれば、させる饗應も意にまかせず、破れたる硯ばこよりわづかに四五錢を取出し、小僧をはせつかはして、燒餅をもとめて國師をもてなし給ふとなむ。ふるき抄物に見えたり。〔除睡抄〕

○飮食は飢渴をやしなふに止り、衣服は寒冷をしのぐにとゞまり、家屋は風雨を防ぐにとゞまる。華美風流をこのむべからず。但し家屋と衣服とのふたつは、あまり省略なるときは、忽ち破損し難儀に及ぶなり。そのうへ尊上賓客え對するとき、やぶれけがれたるもはゞかりあれば、相應にたしなみたきものなり。飮食のひとつは、至極菲薄にて飢をやしなふにとゞまるべきなり。〔牛の涎〕

○享保六丑どし六月、三奉行衆へ仰出されし御條目のうちに、食物は勿論、其外諸色潤澤たりとも、みだりにつかひすて不レ申樣に、酒くわし類、むざと多く作出不レ申樣可二相心得一事云々。〔同上〕

○むかしは屋敷廻り家居等の義もかまひなく。何ぞさかなの一種も求られ候へば、それを汁へ申付、近處あたりの心やすき相番衆には人を廻し、飯をば食次に入れ、膳椀をそへて、面々の宿許より持寄り

に致し給あひ申さるゝごとくこれあり。其會合を名付て汁講と申、今どきの振舞もふなどこことにて事すみしなり。左様にもの事質朴に致し、無用の費の物入のことにおいては、隨分とこれをいとひ、人馬にさへも事をかゝず、すはとありしごとくの意地合を專らと致しけることは、みな東照宮様御代、三河已來の御家風の相のこりたると申すものにて候。人々亂世の餘風とばかり相こゝろ得候とあるは、大いなる了簡違ひと存候。子細は亂世の最中にも、上杉官領憲政、今川氏眞などのごとくなる家がらも、これある事に候。畢竟亂世にかぎらず、その家々の武道衰微次第と相見え候。〔落穗集〕

○治世亂世の武士の事、治世の武士と申は、大身小身共に、身のかぎり外聞を元と致し、家居等をも奇麗に仕候につき、似合の家財などをも取調へ、その身をはじめ、妻の等に至るまで、身なりよろしく致すとある、榮耀なる分別より事起りて、もの入の費おほく、知行所より取納たるものばかりにては、中々足り申まじきに付て、借金買掛などをも仕るにて候。亂世の武士の儀は、治世の武士とは大に違ひ、第一家作等のことも、小屋懸同然に致し、家具なども當分用さへ滿不レ申ばと有レ之ごとく仕り、下敷はねこだへり取などを用ひ申仕合に候得ば、客をまねき振舞等仕る義もなきにより、諸道具のほしきとあるこゝろもこれなく、其身の衣類をはじめ、妻子のともがらに至るまで、あるひは布子綿服の外には着し不レ申ごとく有レ之、その身軍陣に立候ては、鍋のかきたて汁をすゝり、黒米をそのまゝ飯にたきたるばかりを給べならひ候を以て、世上無異安穏なるときの朝食とても、料理數寄食ごのみ仕る儀もこれなく、其足下にも成可レ申哉とある、乘馬一疋も、症根らしき若黨、鎗かつぎの一人もほしきとある所存なり。外にはなにの望みもこれなく、無益なるもの入とては一切不レ仕を以て、たとへ知行所よりの收納物減少しても、さのみ難儀に不レ及ごとく有レ之となり。我等わかきころは、武家の下々には杵のあたりたると申如くなり、下白のもつそう飯に、鹽味噌汁をそへて給させ申如く有レ之候頃、右申戰場に出て、黒米飯を喰じるにて給べ候仕ぐせ故の儀なり。今どきの武家天下の人ども

有レ之候ては、米をもしろくつき、糀の入たるみそしるにて給べさせ不レ申しては、不レ叶如く有レ之候に付やゝも致しては、米が黑きと汁が味なきなどねだり言申如く有レ之となり。〔同上〕
理齋曰、われらおぼえてまで、玄米を舂かするに、一斗にて十八文廿文廿四文、至極吟味して、しろくするには三十舂と申がかぎりにてありし處、だん〳〵舂賃たかく成り、今は三十二文舂にするは一番下直にて、おしなべ四十づき、五十づき、近ごろは六十四文、七十二文などにをの〳〵舂する也。

○小笠原故實聞書に、山海の珍味といふは、蕨、梅干、くらげなり。國土の菓子といふは、柿栗の類なりとあり。
因云、世俗年中の五節句、あるひはすゝ拂ひ、その外正月三ケ日等のおせち、と云煮ものには、平日奢れる家にても、この料理にかぎり、多くは芋、にんじん、ごぼうなどの野菜に、田作のなまぐさをもて祝儀とするあり。是等古風の遺れるものとも云つべし。これにても山海の珍味はそなはれり。

○露木直信が話に、安永の頃人に誘引せられ、四ツ谷のすゑ鳴子といふ處に往て、そのかへるさ腹もきたれば、飯ひさぐ家を尋ねしかど、鳴子より市ケ谷にいたるまで一軒も無かりき。今四ツ谷市ケ谷のほとりには、めしひさぐ家は軒をならべるほどなり。纔か四五十年ばかりにて斯の如くのありさまなり。〔文政年間までなり〕

○また山内氏なるが、理齋にかたりけるは、六七十年已前山下なる廣德寺あたりより淺くさ雷神門あたりまで、腰掛茶屋とてはわづかに二三軒ならでは無かりしとぞ。また是寛政年中の話にてありしなり。

○神君、竹千代君え諫言の臣を御ゑらみ、酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、青山因幡守忠俊なり。神君右三人え銘々御土器を下しおかれ、御手づから銘々へ御熨斗を賜り候。さて鎌倉時代已來武家の風儀

として、生霊祭してのち、重箱に小豆餅、大豆粉餅を入れて、客の前に出し置、此事この頃まで其風にてありしゆゑ、けふも御前に此重を出されたり云々。〔落穂集考〕

○南川帯て日、津のくに鴻の池の酒屋善兵衛〔はじめ三郎右衛門。〕といふ者、酒二斗ばかり入たる樽二ツを一荷として、そのうへに草鞋数足おきたるを擔ひて江戸にくだり、大名の家々に至り、一升を錢二百文づゝに賣りたり。其ころいまだ濁酒のみにて、かつて彼もの持来るごとき美酒なき故、ばいとりがちに賣りはやしたるにより、しきりに上り下りして、おびたゞしく利潤を得たり。およそのころ米は下直なり。大錢は十二文などたしたる故、鴻の池より江戸えの一ト上下錢三百五六拾文にて仕込たり。この大名に二升、あの大名に三升といふかぎりなきことにて、肩のうへばかりにては、はかゆかざる故、その一荷四斗の酒を二樽として、二樽を馬一駄とし、数十駄づゝもち下りて、勝手賣りたり。依て末代にいたり、酒の價を極るとき、十駄金何十両と立るものは、二十樽酒は右のつもりなり。しかるにその酒日を追て賣る故、馬の脊にてもはこびがたく、終に東海道を何十萬樽といふに至りて、船に積みて入津すること今日に盛なりといふ。〔同上〕

○大猷公の御代、江戸中茶屋に、只今のごとく華美の食物調へ出すなどゝいふことさらになし。明暦の大火後、浅草金龍山の門前に、はじめて茶屋に茶食、豆腐じる、煮染、煮豆等をとゝのへ、奈良茶と名付て出せしを、江戸はしん〴〵よりも、金龍山の奈良茶喰に行んとて、殊の外めづらしきことに興じたり。それより日を追て様々の美膳店出来しより、いつしか彼聖天山下の奈良茶は衰微におよびたり。

和州奈良の土人、朝食に茶粥を用る故、茶めしのことをなら茶といふ。

右のころまでは、末代のごとく御本丸におゐて、奥おもての隔てなく、女中年寄役の衆御表に出、若年寄にむかひて、もはやかう〳〵（香のものなり）無レ之間御申付可レ有レ之などゝ申たる趣きなりといふ。〔同上〕

○加藤清正家中え申渡七ヶ條のよし、ある人見せけるまゝ記す。

大身小身によらず侍ども可レ被ニ覺悟一條々

一奉公の道不レ可ニ油斷一。朝卯刻より兵法をつかひ、食を喰ひ、弓を射、鐵炮を打、馬に可レ騎候。武士の道嗜よろしきには、別して加增可遣候事。

一なぐさみに可レ出存候はゞ、鷹野、鹿狩、相撲、ケ樣の義候て可レ爲ニ遊山一事。

一衣類の事、木綿紬の類たるべし。衣類等金銀を費やし手前不レ成旨申もの可レ爲ニ曲事一。且不斷身上相應に武具を嗜み、人を扶持すべき軍用の時は金銀可レ遣事。

一常々傍輩つき合、客壹人亭主の外出申間敷候。食は黑米飯たるべし。武藝修行の時は人數多く可ニ出會一事。

一軍禮の法侍の可ニ存知一事、不ルレ入事に華麗をこのむもの可レ爲ニ曲事一事。

一亂舞一圓停ニ止之一。太刀を取れば人を切らんとおもふ。然る上萬事一心の置どころより出るものにて候間、武道の外亂舞稽古の輩可レ加ニ切腹一事。

一學問は可レ入レ精、兵書を讀、忠孝の心懸可レ爲ニ專要一。詩聯句歌をよむ事停止なり。心を華奢風流に手弱きことを存候得ば、いかにも女のやうになるものにて候。武士の家に生れては、太刀鎗を押取て生死すべき道を知べき儀本意にて候。つね〴〵武士の道吟味せざれば、いさぎよきことは不レ成ものにて候間、よく〳〵心を武にいさむること肝要なり。

右之條々雖レ勤と存輩有レ之候はゞ暇遣申べし。速に遂ニ吟味一男有不成ものゝ印を付可ニ追放一事。不レ可レ有レ疑。依如レ件。

加藤主計頭淸正

○御若年の時分、七山御鹿狩なされ候節、御家老大身小身殘らず御供なり。雉子鴈鴨などをば御料理になされ、みな〳〵へ被レ下候處、大崎玄蕃允長孝父子、村上彥右衞門義淸父子、眞鍋五郎右衞門貞成、九鬼四郎兵衞廣隆、大藪新右衞門、藪三左衞門、安藤忠兵衞をはじめ、御譜代新參老幼のともがらは、

みな腰付の飯をとり出し、御吸ものの御酒を頂戴仕、安藤帯刀、水野淡路守、久野三郎右衛門、三浦長門守には御書被レ下、渡邊一學、牧野金藏をはじめ、御小性立の大身は、面々に辨當食籠を持たせけるを、賴宣卿かねて御察し、一里ばかりの道筋に張番を御置、辨當食籠を押へ、壹ツも通し不レ申。これをば知らず、若き大身の面々、御吸ものまへに辨當食籠尋ね候へ共、曾て見え不レ申候故、みな飢つかれけるとなり。已來こらしめのため御尤なる御事と、諸人感じける。〔紀公言行錄〕

○子供等達信のはなし被レ成よといへば、おれが親人は知行三百石取られたが、其時分は軍が多くて、なにも不自由なことでおじやつた、もろちん用意は面々たくはへもあれど、おほくは朝夕雜炊をたべておじやつた、おれが兄様をり／＼山へ鐵炮打に參られた、そのとき朝菜飯を炊て燒めしにもたれた、其ときにわれらも燒めしをもらふてたべておじやつた故、兄さまをさい／＼すゝめて、鐵砲うちに行くと願しふてならなんだ。〔おあんものがたり〕

○古老の傳て曰、むかしは物ごと質素にて、ひなあそびの調度も、今のごとく美麗を用ひず。飯にもあれ汁にもあれ、蛤の貝にもりて備へけるとぞ。

○仙臺政宗、關白秀次の事にて御不審を蒙り、〔中略〕、伊達中務といふ家老を以て、權現樣え御取成を頼由被二申越一候、權現樣御聞あそばされ、中務これへとよと仰られ候間、すなはち御前へ罷出候、權現樣御炬燵に御手を御さし入、御あたりながら、中務へ御逢なされ、さてなにの御意もなく、今朝早天より罷出候て腹中透き可レ申候間、それにて料理をふるまひ候へと仰出され、すなはち權現樣へも御膳さし上、中務は次の御間御側近くにて御相伴申上候へば、御飯鉢出不レ申不審に存候得ば、炬燵のうへに御飯はちを置かれ、蒲團の下より取出し次ぎ申候。さておほせられ候は、其方めしは冷へ可レ申候間、この鉢の飯をとおほせられ候て、其鉢の飯を下され候。〔鳩巣小說〕

○神君參河におゐて、毎歲夏中は麥飯たり。近侍の人ひそかに白米の飯を椀の底に入れ、うへに麥めし

少しばかりをおほふて出しければ、源君御覽ありて、汝は予が心をさとらず。予を以て吝ると思へるか。今戰國のときにて、兵役うごかぬ年なし。士卒煩擾にして寢食をやすんぜず。予ひとり何ぞ飽足るにしのびん哉。且我一身の奉養を儉約にして、以て軍用に給せんとす。百姓を勞して、みづから豐なることをせじと仰られければ、聞ものみな悅服す。〔武將感狀記〕

○鳥羽僧正の舊跡鳥羽にあり。此僧正參內に乘られし車を、村の農夫が借りて米を京へ積みはこびし事あり。それよりこの鳥羽に牛ぐるま始りしと云。其むらの村岡氏のものがたりなり。僧正の舊迹の名をばわすれたり。〔四方硯〕

○松田左近〔割註〕後堀尾因幡守。」といふは、堀尾の家老、武功名譽は世にかくれなきものなり。出雲守殿伏見へ御參覲にて登城ありける。福島左衞門大夫正則殿殿中にて雲州へ挨拶ありて、松田左近は此度召つれられず候哉と御尋あり。召連候と御答ありければ、大夫殿御城を先へ御くだり下馬にて、出雲守殿の侍に左近が旅宿を御問はせ、直に左近が旅宿へ御見舞なり。左近請じたてまつり、さて〱忝仕合と申ける。大夫殿ひさ〲あはぬ故、なつかしく存る處へ、供に參られしと、出雲守殿に聞ける故に、直に參りたりと御申にて、緩々と御物がたり有けるに、左近なにがな御馳走申上度存ずれども、上べき物も無ニ御座ニ候。御酒ひとつ上げ申んとて、小性を呼寄、腰より錢をいだし、御前へ一杯、我等一杯、また御前へ一杯と、さかづきの往來をかぞへて酒買に申付るを、大夫殿扇をひらき御つかひ候が、あふぎにて左近が手を御おさへ、某も多くは給べぬ二ツ給べぬればよき程なり。おほく買ひ候は、ひらに無用なりと仰られしとなり。〔寧固齋談叢〕

○露木子が嘗て抄し置れしとて見せけるものに曰、皇朝の人調味するは禽獸魚鼈なり。たゞ虫のみ食ふよしをきかず。古へ芳野の民は、蛙をもて上味とし、これを毛瀰と言よし、古書に出たれば、人よく知れり。こは海濱に遠き地方故にしかありけるに哉。近曾榊原篁洲の閑錄を閱るに、周長之(シウチヤウノ)山間(サンカン)。掘(ホリ)ニ

取ニ大蝦蟇一爲レ膳、名ニ蛙食一。雨間蝦蟇也。日本紀載ニ毛瀰一則蛙也。古人固以爲ニ上味一。然則漢人以レ蛙祭ニ宗廟一何足レ怪哉。又唐時嶺南是韓愈云。百粤人以ニ蝦蟇一爲ニ上味一。先於ニ釜中一置ニ小芋一。候ニ湯沸一投ニ蝦蟇一。乃抱レ芋而熟、謂ニ之抱芋羹一。又云。剝皮者最佳。切不レ可レ賤ニ南漢了一。宋朱彧可談、閩浙人食レ蛙。湖湘人食ニ蛤蚧一。即大蛙也。とあるを見れば、和漢同日の談なり。僕先年奥州米澤の人に會せしに、田鷄と金花蟲〔郡註〕本草に載する金花虫とは形小く異にして小蠶の如し。一とを、醬をもて煮たるを食しぬ。其味美なり。米澤の人上味とす。今俗虫を調味するよし絶てなしと思しに、米澤にはかゝることあり。これに依ておもふに、上世芳野の土人、蛙を上味とせしよしを信ぬ。

○婚禮に蛤の贈物は、享保中、明君の定め置給ふよし、實に蛤は數百千を集めても、外の貝に合ざるものゆゑ、婚儀を祝するに、是程めで度物はなし。尖賢の御定なり。恐れながら味ある事なり。蛤は四季とも澤山なる物にて、價を撰する第一なり。その餘風、京師には傳はりたれども、大坂には曾て用ひず。あるまじきことなり。これはその澤山なるを賤みてのことなるべし。然るにすでに、上巳には專ら蛤を用て祝儀とす。既に風をなせば誰も賤とせざるを見るべし。かつは蛤は牽割もいらず、烹飪も隙も取らず、價値も易く、是にて祝儀をなして濟めば、至簡至當といふべし。實に先世の遺美なれば、猶ある號令ありたきものなり。〔草茅危言〕

○わが身朝夕飲食の奉養をかろくして、身をば勞動すべし。おごりて酒食の美をこのみ、おこたりて身を安逸にすべからず。おこたらずかくのごとくすれば、第一德をやしなひ、次に身をやしなひ、次に財をやしなふ、三つの益あり。飲食淡薄にして身を勞動すれば、食氣滯らず。氣血めぐり、脾胃やぶれず。まして生を養ふによろし。また身を勞すれば艱苦にたえて、忠孝の行ヒ學問藝術を習ふにつとめよし。〔家道訓〕

○あるふみ一休禪師の作とかや。
地獄遠にあらず、おのれが罪おのれを責む。極樂また眼前なり。神即我也。
よの人の直き心を其儘に神の神にて神の神なり
一代の守り本尊は飯と汁となり。奢をしりぞけ、儉約を違へず。家業をよくつとめ、一杯飲て寐たところ、すなはち極樂なり。說法外にあらず。獄門、磔、火罪、追放、閉門、遠島、これみな御慈悲の說法なり。
○また澤庵和尙の作なりとて
飯は何の爲に喰ふものぞや。脾垂さを止るために喰ふものか。ひだるくなくば喰ふていらざるものか。しかるに添物なくて飯の喰はれぬといふは、みな人の僻言なり。ひだるさを止るための計略なり。役にくふにあらず。そへものなくて喰はれぬといふは、いまだ飢の來たらざるなり。飢來らずば一生喰はでもすむべし。
○家光公御代、家綱公御八歲のとき、はじめて日光御社參の道中かとよ。井伊掃部頭は別に椀飯を持たせず、黑米飯を共驛々にて食し、供奉せられし。此家中すぐれて大身もなく、大體二百石ぐらゐの士多くめしつかひ、指物等に面々の氏姓を印させて、武勇第一にぞせられける。むかし、大神君御鷹狩品川にしては鈴、八王子にては芋や蕨をめされき。これ常の上意に、身をつとめて人のこゝろを知れとの儀を、掃部頭第一尊信しけるとか。〔武野燭談〕
○神君の仰に、百姓の苦み一粒百行とて、去年の秋より種を取、さま〴〵の苦みをなし、今としの秋は種となし、これを刈り、これをこき、穀をひきて米となし、主將にたてまつり諸人を救ふ。百姓のくるしみ血の泪をながすことぞ。聖德太子の御言葉に、民のくるしみする汗は血のなみだなりとぞ。苦みをふかくするときは、居る處の汗はみな血をしぼり出す心なりと聞しめし置れたり。この故にこ

そ、君子は一飯を食する内に、民百行の艱苦を知るとなむ言へり。しかるに地頭代官など、民をしいたげ害を責るところは、君子のにくむところ、天のにくみふかし。〔同上〕

○尾張光友卿倹約の法を建らるゝより、一汁二菜の外、かつて聞しめさず。千代姫君これを聞しめし、御年寄られては、脾胃を取立らるゝ事肝要なり。いかに倹約を守らるゝとて人にこそよれ。我御膳品を分てたてまつれとの御事にて、三汁七菜前々の如くなるをおくられけるに、女中の知らるゝ味にあらず。我一汁二菜家中の者の手本にして、我料理は二菜といへ共、男の氣を養ふものをすゝむる故、結句美食より養生になりて、しかも法令立つ事なり。心ざしに差越されたるを、無下に戻すには及ばず、次の者どもに給させ、追て御直談有べけれとなり。そのゝち事の道理を仰られ、大小名ともに女房は夫にやしなはるゝことなるに、女房の膳部をわけられ貰ふて給らるゝものかと、折ふし奥方にて料理聞しめさるゝとき、振舞なれば格別なり。向後は無用になさるべしと仰けるとかや。〔同上〕

○大久保主水が先祖は、大久保藤五郎と號す。三州にて御小性なり。ある御陣に足に鐵炮玉あたり、行歩不レ叶に付て、三百石の領地召上られ、在所に蟄居す。御不便有レ之につき、その妻女毎度御機嫌伺として、餅をたづさへ参上す。此もちはなはだ御意に入、毎度おほせ下さる。天正十八庚寅年江戸御打入につき、御城ちかき處より参るべきよしおほせくだされ、鎌倉まで引越し、毎度餅をさし上る。これを駿河餅と召され、彼妻あつかひ來るにつき、後に御菓子屋となりしかども女の制たり。すなはち饋田町に屋敷を下され御用を勤、常憲公の御ときより男の制となる。〔續兵家茶話〕

○大神君大濱の長田平左衛門宅え御着船の節、御料理の次第鈞命のよし、今に永井家に毎年元朝の式となる。麦飯に大根交鹽、いなだの汁、田作鱠、こんにやくの煮ものなり。右は永井家のものがたりなり。〔同上〕

○むかしは侍中、野がけ遊山に出ること、歴々のみにあらず。歩行の達者野山のかけはしり、稽古の爲

なり。もつ共辨當の食物を持出で、町にて賣る食物を買て食物とすることなし。其うち餅類、饅頭、小豆餅、燒餅のたぐひ、これらはなぐさみにとゝのへて食ふ事あり。寛文四辰年けんどんそば切といふもの出來て、下賤のものは買て食しが、小身にても御旗本の面々調へて食ふことなし。近年いつとなく調へて食ふ樣には成たり。〔古老物語〕

權現樣御代の儀は不レ及レ申、秀忠樣御代の頃まで、世上共萬事手輕き儀にてこれあり。公儀の御規式抔も、急度相定たる御樣子在レ之たると申は無二御座一候となり。

○權現樣伏見の御城に被レ遊二御座一候節、松平新太郎六歳にならせられ候とき、初て御目見仰付られ候節は、白き御小袖に御頭巾を召させられ、御脇指をも御さし不レ被レ遊、御わきにおかせられ、あれは武藏守が子か。丈夫なる生れ付にて、一段の事とばかりある上意にこれあり候となり。そのゝち秀忠樣御代になり、新太郎成人にて江戸へ下り、はじめて御目見被二申上一候節、織田常眞は大あぐらをかき、上座にて碁を見物致し居られ候。御座敷にて御目見被二仰付一候刻、新太郎そこへはいりやれ。伯耆は雪國と聞及びたるがそふでおじやるか。勝手へ行て飯を喰やれ。大炊同道せよとの上意にて御座候となり。御勝手へ立御料理給べ申さるゝとき、一座の衆十三人有、上座は織田常眞、その次大炊頭差圖にて松平新太郎着座致され候となり。そのせつの御料理蕪汁におろし大根の鱠、あらめの煮物、干魚の燒物にて有レ之候となり。右新太郎直ものがたりにてたしかなる事のよしなり。〔駿河土產〕

○天明八申年五月白川侯上京の時、伊勢路にてある民家に憩ひ給ひしに、その家の床に一軸あり。自在かぎに鍋をかけ、人々打より何か烹飪のやうの畫なりければ、侯みづから染筆して、

この尻日に三度燒けば天下平なり。燒ざる時は民くるしむ。燒ざればまじはり少し。みだりに燒ば家亡す。高屋の御製も、この尻より出たり。貴賤貧富みなこの尻にあり。

よきにによあしきにになよなべて世の人の心は自在鍵なり

と謂し給ふよし、飲食は人命のかゝる處といへども、聲色に耽り嗜音に過れば、身を害し家をやぶるを譏る、いと慮深しといふべし。〔世上風流集〕

○ある人のかける書に、無事にして家の貧は、ことありて家の富るにまされり。無事にして茅屋に住するは、ことありて玉堂に住するには勝れり。無事にして麁食を喰ふことは、病ありて良藥を服するには勝れりと見えたり。

○藤賁耆卿曰、一切のたからは國家を碎く斧なり。一切の珍味は一命を責るの大敵なり。此斧と敵とに組するものは、多く味方により來るものはすくなし。〔秋津眞言葉〕

○大内義隆云、世界の珍器は國家を碎く斧なり。珍味は命を責るの大敵なり。色欲は是非に及ばざる所なり。

○倫子女王曰、道德仁義は人の食なり。これを得るときは、山中海底にもよく身をやしなひ、これをうしなへば、帝都金殿の中にも飢て死ぬべし。〔同上〕

○楠正成にしたがひし武士のうちに、大塔宮吉野の奥の御難に、食にうゑ給ひて御難儀なりといひしをあざけりて、一命をすてゝ戰園にのぞむ武士、たとへ二三日食せざればとて、なに程の事ならむ。いと柔弱なる宮かなといひければ、正成うしろをかへり見て、かの武士にむかひにらみて申やう、おのれは飢餓のおそきを食たることもなき、えやうにおひそだちたる男なり。事にのぞむもの、腹中、空虚にては働きがたきことを知らぬ馬馬もの、供のうちには叶ふまじとて、勘當せられしとぞ。〔割註〕前にあり。大同小異。北窓瑣談。」

○土井大炊頭利勝朝臣大老たりしとき、或諸侯達に申されけるは、近きうちに茶を參らせたく候。御出可レ被レ下哉と被レ申しかば、おの／＼一同に、これは興ある事に候。その日みな／＼參るべしと約束ありける。退出のとき利勝朝臣、老臣たちに向ひて、打連てと申ことにて、其後行向はれければ、主人門

內へ迎て叅よしを述べ、書院へ控て、やがて數寄屋へ入られけるに、小々重箱にかい餅五ツ入、ふたのうへに楊枝をそへて出されける。扨あつく主人茶を立て献ぜられて事すみぬ。四方山の物がたりにときを移し、厚く禮して各々歸られける。つれ〴〵草に、最明寺入道の足利左馬入道の許へ立よられたるに、亭主の質素なるを書ける、いとも尊しと覺しが、此ころの風俗、いにしへに異らず、今の諸侯まさに知られんや。〔窓のすさみ〕

○水府家士雨宮又右衞門語りけるは、むかし仙臺侯の御茶の水掘割の時、義公より御尋として贈り給ふ品重二重なり。一重は芋の煮ころばし、一重は黄粉むすびの御見舞なりと、六十萬石餘の諸侯へ三十萬石餘の御方よりの音物贈答、かゝるおもむき、今を以見れば寶とはなしがたくおもふなり。

○芝の金地院崇傳長老は、もと五山の惣錄にて寺社奉行なり。南光坊天海僧正とゝもに、萬の事に與り奉り。殊に金地院は法中の御制法等の事など、神君の御旨にかなひしにや。格別の御もてなしありて、多くは金地院より建言申上たるよし、かの院にては紋どころに∴斯のごとく三星を以てするわけは、大坂御陣のとき御供にありて、始終御側をはなれず罷在たりしが、御合戰むづかしくなりて、敵軍御馬前近くすゝみ來りけるにより、おの〳〵身命ををしまず苦戰あり。此とき金地院にも敵と戰ひ首級三ツを得たり。故にそれを表して紋とはせしといふ。扨またこの寺にては、今に至りて正月元日の晩には、首取餅と名付たる餅を食し、また大坂御陣のとき軍中に用ひし膳部を、正月三ケ日の朝食することなり。是によりて諸大名御旗本幷に御家人、または諸家の藩中、むかしをしのぶこゝろあるものは、麻上下を着し、右の膳部を所望してこれを食す。尤その家格に應じ、金銀をもて其料に備ふ。これ戰場のありさまを見て、今の太平を仰ぐことにて、是また告朔の禮とも謂つべし。彼膳部のおもむき、まづ寺僧は、元日の朝はしら粥を食す。その日の晩には首取餅とて、大なる丸餅に皮のまゝあらひたるばかりの芋を食ふ事なり。その椀のふたのうへには薺をおく。それに付たる菜は、大根の輪切二ツ、〔割註〕今

はあさ漬大こんを用ゆ。且つきたてもしほろを煮て、馬の豆を湯出たるまゝなるを食ふなり。これを六日の精進とす。二日の朝、三日の朝、この両朝は小菜と名付て、左之通の献立なり。

一小やぼんぬきの飯　　　一汁〔干葉に黒大豆〕

一菜〔にぐきといふて、むかしは干葉を煮たるものなり。これまた今は菜づけをきざみて、酒醤油を以煮たるを食ふなり。〕

一香の物「むかしは大根の輪切二ツなり、今あさ漬を用るなり。」

一引もの〔ふとき大根一本を用ゆ。規模に水一杯を添ふなり。〕

これ金陵にて、大坂御陣中の御献立なりと申傳ふ。予がゆかりある曾川斎藏といへるもの、金地院の長役をつとめ居る者にしたしく聞るまゝに記す。前にもしるせる雨夜の燈に、大坂御膳米五升の條とあはせ見るべし。〔理齋日記〕

○關ヶ原一戰のゝち、成瀬吉右衛門は伏見にあり。その子隼人は駿府にありけるが、折ふし父のもとへ黄金を贈られけるを、吉右衛門居間の天井につり置て、客の来ればこれを指して、あれ見給へ。ものを調味せよとて、隼人正が方よりおくりたる金なり。これを見れば美味にもまされりとて誇りける。大坂冬陣和平ありし後、隼人正が子二人有之、祖父の處へ来りければ、今度は無事たれども、久しからずして事有べし。そのときによき馬に乗りて武功をすべし。江戸廣しといへ共、金二十枚の馬は多くは有べからず。是をとて二人の孫に各金二十枚をあたへしとなり。いにしへの武士は、みなかくありしとなり。〔明良洪範〕

三省録 卷之三

住居之部

○家居は雨露の霜雪を凌ぐ爲なり。結構をこのむべからず。大小は分限によるべし。それも表向の書院、客座しきは分限相應にして、內所の普請は、いかにも分限より引さげ、ともかくも用事の足るゝ程なるべし。むかしは皆斯有りしとなり。然るに今はおもて向の座敷は麁末にして狹く、內所の向は廣く結構にものずきをなすは、本末輕重をうしなひ、奢侈の其なす處を見るに、財あまりありてするにあらず。侯家にては家中あてがひを減じ、百姓町人より年貢諸役のほかに用金と號し、金銀をしぼり取てする普請なれば、その作る處の家室の入用金は、みな諸人の汗泪のかゝるところなり。廣堂大厦も、そのもとは皆百姓の鋤鍬の微よりいづるなり。むかし、もろこしに竞王といへるものあり。大なる築山をつかせ、宮殿を奇麗にして、臣に見せしめられしかば、姚垣といへるもの、つら〳〵見てこの血山のみといへり。また開寶塔といへる結構なる塔をつくらしめられて、普請成就せしかば、田錫といひし人、書をたてまつりて、衆以爲金碧螢煌。臣以爲塗膏釁血。といひしことあり。遊觀のためなどに、人の汗膏のかゝりたる金銀を用るは、百姓の恨み天のにくみこも〳〵至りて、家運を削るなるべし。漢の文帝は節儉の君と稱せり。宮室花園等に至るまで、前代のまゝにて增益し給ふことなし。あるとき露臺といふうてなを造らんと、匠をめして入用を積らせらる。千金の入用いるべしといふ。文帝これを聞て、百金取の中人千家の產なりとて止め給ふ。また堯土階三尺。茅茨不剪。采椽不削。といへり。後世天子の階は九段にして結構なるもの、そのひくき麁末なること思ひやるべし。屋根はかやぶきにて、しかも軒端をもかざらざりしとの事なり。かならず此通りならずとも、これを以其儉を察すべきことなり。そのかみ、

将軍家の關東へ御うち入のみぎりは、御式臺に古き縁板をならべ置かれしといふも、同日の談なるべし。中略、孔王道の儉を以本とせり。儉は萬善の基ひ、奢は衆悪の本なり。〔燈前漫談〕

○はますゝき尾花さかふき黒木もて作れる宿はよろづ代までに

萬葉第八に、元正天皇の御製なり。御釋に云、すゝきも尾花もおなじものなるを、かくつゞけさせ給ふは、庭の鳥わけの垂尾などの類なり。黒木とは削りたるを白木といふに對して、削らぬをいふなり。此御歌は左大臣長屋王の宅の儉約なるを賞めてあそばされたるなり。帝範崇儉篇曰。夫聖代也君、乎節儉、富貴廣大、守レ之以レ約、睿智聰明、守レ之以レ愚、不レ以レ身貴而驕レ人。不レ以レ德厚而矜レ物。茅茨不レ剪、采椽不レ斲。舟車不レ飾、衣服無レ文と。いま黒木用とある御言葉は。采椽不レ斲といふ一句のことなれど、一句の中にひゞく處の本文の意みなこもれり。爲章按ずるに、今の世の侯伯たちを見るに、第宅に美を盡し、馬鞍刀劍のかざり衣服よりはじめ、一切の調度をからのやまとのうるはしきものを求め、厚味淳酒にあきみち、得もいはぬ料理をこのみ、後房に色ありて艶ある女を多くたくはへ、さま〴〵の奢侈華につく〱しがたし。限ある金銀をもて、かぎりなき欲情をたくましうしたまふものから、おのづから領地の百姓町人より年貢運上をしぼり取て、下の困窮をかへり見給はず。實に悲むべくいたましむべき有さまなり。あはれかゝる折ふし、儉約を守る名將賢佐おはしまさば、其國郡の至幸にして、其家運また萬代までにぞ傳はるべし。〔年山紀聞〕

○天子は天の子とかく。これすなはち天道の名代、との世界に出て天下の萬民をあはれみ、天下の父母と成給ふなり。天照太神は日の本のあるじにてましませ共、宮造は茅ぶきなり。御供は玄米なり。家居をかざり給はず、食に珍味をとゝのへずして、天下の萬民をあはれみ給ひ、道を行ひ給ふにより、後白河法皇迄いく千年といふ數を知らず、代々子孫に天下を讓りて榮へ給ふ。故に天子はみづから鎌をもて田打刈給ひて、民の苦みを知り給ふなり。延喜の帝は、寒夜に御衣をぬぎ、國土の民共のいか

に寒からんと嘆き給ふ。神道には正直を專らとし、萬民を憐み給ふを極意とす。上一人正直なれば、下萬民正直なり。上一人欲深ければ、下萬民上の如くなるものなり。こゝろだに誠の道にかなひなば祈らずとても神や守らむ。誠の道とは、神佛に金銀を進上して、我身のうへを祈る事おろかなる事の第一なり。人さへ少し道の志ある者は、よこしまなる賄賂をば受ず。惡人に近かず。まして民を苦め、被官一類に渴餓に及ばせて、神佛に音信申たるとて受給はん哉。その身正直にして、慈悲を人々に施しぬれば、祈らずとても神は守り給ふなり。叶はぬ事を神佛に祈て、叶ふといふことはなきものなり。後白河法皇にて天照太神の掟を破り、賴朝天下を取ておもてには慈悲を施し、道を立る眞似をしてこゝろには、天下を我身の樂と思ひたる因果により、死に處さだかに知れず、賴朝の子賴家は弟實朝に殺され、實朝は甥に殺されて、四十二年にて子孫亡び、天下をうしなひたり。北條時賴母のかたへ參りけるに、破れたる障子を一ト間みづから張り給ふ。使令する人に曰、一ト間づゝくりたるは、まばらにして見ぐるし。みなはり直し候得といへば、母の言、いやさにあらず。わかき人々はつゞまやかなる事をしらせたるがよしと申されたり。此こゝろすこしの費をもいとひて、萬民の苦みをたすけん爲なり。古は女なれども、かくありがたき聖人の心にかなひたる人ありつるぞかし。かやうのこゝろの德により、民をあはれみ天道に叶ひ、百六十年治りたり。九代目相模守高時は最明寺の心と違ひ、一人榮華を極め、美女を愛し、酒をこのみ、民の費をいとはずして、奢を極たる天罰により、先祖の功をむなしくして、いち門とゝもに鎌倉にて首を刎られたり。堯ともふすは、唐四百餘州の主にて聖人なり。舜ともふすも、天子にて聖人なり。孔子もこの堯舜のみちを弘めたまひたり。堯舜のみちを儒道といふ。儒道を學問するを儒者といふなり。道を知らず天道をおそれず、民を苦め、壹人榮華にほこる天罰なり。北條時政は賴朝の舅にて、自然に天下を取りて、九代百六十年治めたり。時政の後、泰時と最明寺、此二人少し道を知りたる人にて、この二人のしまりを以百六十年治りたり。泰

時は天照太神の掟を守り、天下萬民をあはれみ、身の榮華をなさずして、家居を質朴にて、築垣などもくづれ落ち、往來の人見入るばかり淺間なり。そのとき大名小名寄合て、あまりまばらにて御用心の爲にて候ほどに、築地のくづれをばつくろひ可レ申よし申ければ、泰時云、われも左は存ずれども、此築地の修理といへども、なにほどか民の苦みたるべきぞ。またをの〳〵泰時に忠節を存ぜられ候うへは、これに越したる用心はなし。たとへ鐵の築地にありとも、おの〳〵がこゝろ替り、民の恨みを受るならば、我家かならずほろぶべし。たゞ無用と遠慮せられたり。堯門百餘州の天子なれども、家の地形高さ三尺にして、屋根をばかやぶきの小口をそろへず、たる木も削らず、御衣はやぶれざればめしかへず、食は珍物をとゝのへず、羹のあつものにてすゝめ給ひて、天子の萬民をわが子のごとくし給ふ。此德によりて、何萬何千年といふかぎりもなく、めで度御代のためしには、堯舜の御代とあふぎたてまつるなり。〔惺窩先生母えおくられし文〕

○いとけなき時、老母より傳りし古歌に、

よそにのみ見てややみなむ葛城の高間の山の峯のしら雲

此歌のこゝろを領得せるに哉。幼よりして歎美の心うすし。また亡友吉田學生の友人の歌とて、

かくてしも栖めばすみれのはなにさへうさをわするゝ蓬生の宿

此うたの意を玩味して、多年環堵の室に安んず。家累多くして家狹し。實に膝を容るゝの處もなしといへども、今日までそれにやすんずる事は、別に一說あり。藤田子定の言葉に、光圀中納言の桃源の御隱宅、予が草堂にすこし廣き樣なりと、十五年前にいひし故に、造作等せんとおもふ度に、子定の言も思ひ出て且止みぬ。〔梧窓漫筆〕

○甲斐源氏一條次郎賴忠謀反の企ありと聞、鎌倉殿これを誅せらるべきと、壽永三年六月十六日殿中において誅したまふ。中略、賴忠が侍新平太、同武藤與市井山村小太郎等、事の起ると見しより、面々

太刀押取侍所の上に亂れ入る。中にも山村小太郎なをも寢殿ちかくはしり入、天野藤内遠景かたはらなる大魚板を以これを打つと云々。〔武道兵語抄〕

評に云、當時を以考るに、大體五六萬石の諸侯の甲弟たりとも、廣間書院をかぞふる時は、その屋棟を隔てゝ、なんぞみだりに外面の侍の內に亂入することを得べきや。まして寢殿の奥間近くあるをや。こゝにいふ寢殿は、賴朝の常の居間と見えたり。また遠景があたりにありし魚板を取りて打ぬとあれば、庖厨邊とも見えたり。侍所の會合、賴朝の客座ちかく魚板のあるも心得がたし。察するに、此とき猶諸事驕奢華美の義にあらねば、將軍の居宅といへども、萬事質素のことゝ見えたり。

一ある人の話に、大工の法に、鎌倉屋形の法なりとていへるは、六間に七間を一ト棟とし、柱の太さは四寸貳分なりとぞ。これ六七四拾貳坪を以て、一棟の定りとするに哉。

○問て曰、御入國の節、御城內に有ㇾ之たる遠山時代の家根の儀は、早速御こはし遊され、御殿などもあらたに仰付られたる儀に候哉。またはしばらくも、以前の家作のまゝにて御座遊されたる哉。答て曰、此儀を土居大炊頭殿家老大野知名ものがたりを承りたる事に候。御入國の節、先城主遠山が家作どもの儀は不㆓申及㆒。二三丸外郭に有ㇾ之候家作まで、其儘にて殘り有ㇾ之候を以、當分御城內に於て、家屋に御事の缺申儀とては無㆓御座㆒候となり。然れども、御城內の家にこけらぶきと申候ては、一ケ所も無ㇾ之、ことごとく日光そぎ、甲州そぎなどを以てとりぶき致し、御臺所はかやぶきなり。手廣く有ㇾ之候得ども、殊の外なる古家にて、御玄關の上り段は船板の幅のひろきを二段にかさね、板敷と申儀も無ㇾ之、土間にて有ㇾ之候に付、本多佐渡守これはあまり見苦敷儀に候。他國よりの御使者などもなくては叶ひ不ㇾ申候。責ては御玄關廻りをば御普請仰付られ、しかるべしと申上候へば、其方はいはれざる立派だてを申とありて、御わらひあそばれ、御家作の儀には御構ひあそばされず。御本丸と二の丸との間に

有レ之候所を埋立、御普請を御いそぎ遊ばされ候と云々。〔落穗集〕

○問て曰、たゞ今の番町邊の儀は、以前に相變る事もなく候哉。答て云、我等若年の頃見及候番町邊は、おもて向に石垣を仕り、長屋づくりに致し、白土など付たる家はまれにもこれなし。屋敷廻りは大かた竹藪にて、その內にかやぶきの居宅屋などつくりて、小キ門を立たる屋敷ばかりありて、今程は竹藪などの外がこひしたる屋敷は、一軒も見え申さず候。〔同上〕

○問て曰、已前の義は御當地諸大名がた、家風ともに萬端手がるき事にありたると申候。その通りに有レ之候哉。答て曰、我ら若年頃まで質素なる樣子有レ之たるかと覺候。その節は定て世上とも左樣にて可レ有レ之候得ども、外々の義を委細に可レ存樣無レ之候。我等子細有レ之候事、たしかに能々存たる儀を申べく候。その時代に淺野因幡頭殿と申候人は、備後國江蘇三次と申兩郡を領地あられ、唯五萬石の身上には候得ども、元來松平安藝守殿家分れの儀を以て、外々の五萬石取に合せては、萬事の樣子も、實は手おもきかたに有レ之候が、表門の番人をば彌之助と申て、妻子を持て門の開閉をいたし、掃除等をも唯壹人にて相つとめ申ことく有レ之候。ある時番所に居合せ不レ申候みぎり、小出大和守殿御入來あられ候得ば、彌之助が女房共はしり出門をひらき候得ば、大和守殿には彌之助がお內儀太儀とて笑ひながら御申候を、我等子供の時かたはらにてよく承りたることに候。その後、妻子持の門番然るべからずとて彌之助止メになり、足輕壹人と小人壹人と罷出相勤る如く有レ之候處、酉年大火事の節、因幡守殿も類燒致し、其後普請出來、移徙の節門番足輕三人ヅヽと相定り、もしも振舞客などこれあり候得ば、徒士壹人ツヽ上番としてまかり出相詰る如く罷成候。〔同上〕

○關東御入國遊され候節、鄉村の百姓共の儀は目もあてられぬ有さまにて、其所の名主長百姓たりとも、家內に床を張りたゝみを鋪たる家とては一軒も無レ之、男女ともに身に布子と申ものを着し、繩の帶を致し、藁にて髮をたばねたるものばかりの樣子有レ之候よし、其時代の老人のものがたりを、我等承り

たる事にて候に、今どきの百姓どもの家居と申候は、大かたは床を張り疊を敷詰め、土間にねこだわらむしろなどを敷たるはまれなるごとく有レ之、衣類等の儀も、男女ともにはれ着、不斷着の差別を致し、髪には元結をまき立、あぶらをぬり申候ごとく有レ之、その村の名主長百姓と呼はるゝものゝうちには、終に鍬鎌を手に取たる事の覺なきと申ことくなるものもあまた有レ之候。これひとへに御治世相續きて、御代のもの靜かなるにつれての儀なり。〔同上〕

○むかし八幡殿東夷征伐の折から、常陸に國にならびなき大百姓の家を御旅館となされしに、この百姓の住居棟門高くつくりならべ、座敷の結構都人の肝を店がへさせ、膳部の樣子こちとらが、太々へ登つたりまだよかつたげな。その外夜具などは、祭の衣裝のやうなを取いだして、下部の馬取までに着せ、そればかりではない、武具馬具巳下御入用次第御用に立ましたいと、道具自慢華美をつくして御馳走もふし、首尾よく御立なされたと、御跡ふきの酒盛最中、八幡どのゝ御下知にて諸罪取てかへし、家内を殘らずうち亡し、末代まで分限不相應の奢ものゝ禁とし給ふと云云。〔當世下手談義〕

理齋、此ことを考ふるに、常陸國諸卷の下に曰、

長者宅在二茨城郡袴塚村一。蓋古那珂郡地、倭俗謂二富豪一爲二長者一。此所謂長者不レ知レ爲二何姓名人一。國人相傳。長者富豪聞二於天下一。其宅地方十餘里。堀河天皇永保年中陸奧國巨魁淸原武衡反。源義家拜二斧鉞一東征。率二十萬餘騎一路經二本國一。長者迎二勞義家一。饗二十萬兵於宅一三日三夜。人皆驚二歎其巨富一。義家暴二師奥州一三歲。武衡伏レ誅義家凱旋。再過二長者一。勞饗如レ初。義家以爲。人臣富豪未レ聞レ有レ如二長者一。他日爲二朝廷患一者必在二此輩一。不レ如下滅二長者一以絕中後患上。竊遣二衆掩二殺長者一云。

寬永年中。野人耕レ野。多得二猪鹿頭之枯骨一。不レ知二其有二幾千萬一。相傳。斯地

是長者屋敷、又多出破瓦、其瓦堅固、有布目紋、或有文字、美澤可愛、好事者用爲レ硯、絶無世比、嘗試以瓦投石、石破損缺、瓦如舊。

また水戸里人の話に、むかし八幡太郎義家に亡されし長者は、一盛長者といふて、今も常磐郡金流り村に長者屋敷の跡あり。さてかの長者ほろぼされしをいかりて、前なる川へ身を投て死したるが、そのとき一ツの壺と金の鶏とやらんを携て川に入りしとぞ。今その川のつゞき壹里ばかり川下に、中山備前守の屋敷下の深き淵に、この壺のしづみ埋れ有たりしを、黄門義公のみづから此淵に入給ひて取出されたるが、今御寶藏一品にて、御茶壺の珍器とはなし給ふとかや。此壺は元來呂宋の製にして、その輕きこと紙の如しとかや。年暦を考ふるに、武衡誅に伏したるは、堀川天皇寛治元年なり。それより義公のころまでは、(天和)凡六百年の星霜にてあるなるを、かく損ぜずして水中にありし事、奇妙とすべし。金鶏とやらんは、いかに成けむ。さてまた神祖の御祭禮に、御三家において尾州の餝つき、紀州の笛、水戸のさゝらと申傳へて、名高きものあるといへり。そのさゝらといへるは、光嚴寺に納めあるところの獅子がしら出るといふ。右のしゝがしらは、彼長者が作なりと申傳へて、至て古き物なりとなん。またある人の申けるは、今俗曲にてあたかといへる長唄あり。その文句にひたちの國のつゝをかにこがねの花が咲たよさ、につこりはつこりおわらひめしたい、しつかいざいしよの庄屋どのえんべい、いつかいいつかい〳〵佐に酒樽千ばい萬ばい萬々ばいとあるは、かの長者が事を作りしものにて、今つゝをかといふ處は無けれども、長者屋鋪の跡臺わたり村などを、つゝの岡といへる事もあるに哉と申き。

○古老の旗本中の話に、福釜の松平の本家筑後守、四番町の居宅柿ぶきに致し候とて見物いたし候となり云云。誠に延享よりおよそ十五ケ年前は、六番町三番町通り、その外類燒せざる處は、古來の儘の武士屋鋪はみなかやぶきにてありしと、若年のむかしよく〳〵覺えたる事なり。〔落穗集追考〕

○紀州浪人小平太〔割註〕後淨運といふ土佐流の師匠なり。」といふもの、京都において淨瑠璃といふ一トふしをかたり出し、澤住勾當といふ琵琶法師の三味線にあはせ、西宮の傀儡師源之丞といふものに人形を舞せしより、しきりに京都などにてもてはやされ、終に江戸にくだり、中橋廣小路はその頃いまだ藪原なるに芝居を建て、この曲を諸人に見せたり。これ寛永年中の事なり。しかるに島津宰相在府の日、氣ばらしながら馬をひかせて、此邊を徘徊する砌、この芝居に入て見物し、入興のあまり、後日居館に招て興行せしめたり。其とき、この小平太が人形、ことごとく土偶なり。依て島津氏大身の興として、通四丁目に京都よりくだりて、江戸中それまでたゞ壹人のみ渡世とする人形師鶴屋といひしものありしに申付て、不レ殘かの人形を木偶にしたり。もとより小平太紙の幕を用ひたりしが、彼館にては紫の幕及び布のまゝに、家の紋丸の內に十文字を付たるを出し懸させたり。其節の淨瑠璃は曾我物がたりにて紋盡の段に成、十文字は島津の紋とかたるべき處を、十文字は御家の御紋と小平太かたりしを、亭主殊の外興に入て褒美として、彼木偶もまくも小平太にあたへしより、世上には薩摩太夫と小平太を唱へしより、永くさつま節の俗唱あり。淨瑠璃に木の人形を用ること、こゝに始れり。末代の華美あまりなることに哉。〔同上〕

○慶長十五庚戌年八月八日、駿府に於て島津家久え御振舞あり。常陸介殿能有レ之。この節御廣間の御たゝみ古びたるよし、御老中がた被二申上一たる處、內府様御機嫌よろしからずと云云。〔治世錄〕

○むかしは土藏を持たる人千石以上にも稀なり。牛込小日向邊かけて、土藏十とは見えず。町家は有德なる町人質屋酒屋などは持けり。武家にては五百石、七百石位の人持たぬが多し。〔古老物語〕

○むかしは番町にも、其外にても、大名の外は瓦ぶきの家根無かりしが、近年はみな瓦ぶきになりて火の用心よろし。むかしは江戸中に蠣がらぶき四五軒ならでは見えざりしに、近年は大かた蠣がらぶきに成り。これも火の用心よろし。〔同上〕

理齋曰、今にてはかきからふき柿はなし、田舍には軒ひさしにはかきからあわび貝などを載たるものあり。西國にては石をのせたるもあり。是等は風の防なるべし。

○松下禪尼は秋田城之助景盛がむすめにて、北條時氏の妻なり。すなはち時頼が母にてぞはしましける。禪尼あるとき子の時頼を招きて物がたりなど有けるに、障子の破れたる處を禪尼手づから切張しけるに、禪尼の兄義景その坐に在て、我かたに左様の細工する者あまた扶持し置ぬ。これに命じなどゝ申されければ、禪尼は、その工人我に勝る事と言て、猶も紙裁てこれをいとなむ事止まず。義景曰、ことごとく張直して可なり。辛勞し參らせて益なしとのたまひければ、禪尼かさねてのたまふには、またの日みなあらたにし侍らむ。けふは斯のごとくにして止みなん。およそ、ものは小破の時修理を加へて用たるがよきなり。これ少年の時頼に見せしめて、誡むべき道なりとぞ。

○烏丸光廣卿は常に居給ふ一ト間十疊ばかりありて、書物多く引ひろげ、四枚のふすまを二枚ひらき、机一脚、すゞり箱壹ツ、三本入の扇箱に筆あり。その間へは年月をへても、人の入る事無かりし由、座せられし跡つきて、そのほかは埃塵みち／＼たり。公宴とて參内、院參などのときも、右の扇箱よどりを入れ手に提げ、乘輿に入れ、會席へ持參ありける。此卿江戸に召されて三年在府、その頃までは高倉屋鋪へ通ひありしに、軈て歸りたらるべきよし聞えけるに、かねて座敷の前に藏ありしを、留守せる雜掌言ふ様は、公の久しく廣き處に居なれ給ひしに、歸り給はゞ此藏目前うるさく覺しめされんとてこぼち取てけり、此藏は數十年諸家より贈られたる寶物を詰置たるなり。そのたから共を書院へならべ置帳にかきしるし、さて家中にわかち取るべしとて、ことごとく遣しけるが、おのれは一種も取らざりける。斯て光廣卿歸京ありて、四五日過ぎぬれど、不審ある事無かりしかば、雜掌言ふ様、御庭の模様かはりは致さずやと、いかさま廣う成たる様なり。また藏有つるが、いかゞ致したるぞとありければ、されば江戸にて廣々としたる處に御住居にて、うつたふしく思召べくと存じ、近頃取はらひ

捨たるにて候といふ。然らば中に有たるものはいかゞ致したる哉と、御家中上下に分散して遣し候といふ。夫れは誠によかりし。さて汝はなにを得たるぞと問はれて、イヤ某はなにも取不レ申といふに、不調法なる事ぞとて笑ひ給ひて、取りあへもせられざりとかや。〔窓のすさみ〕

○頼宣卿御隠居所、御作事細からげ手塗の壁なり。御意には人死を知るを達人とす。六十に餘り萬事の謀をするは、自分の身を知らざるものなり。身をしらずして人をしる事、何ぞあらん哉とおほせなりしとぞ。〔明君言行錄〕

○大河内金兵衛質素なる人にて、その頃小身衆だも玄關を作る事はやり、大かた千石程の衆もつくり候へども、金兵衛は三千石の身上にて、寄附といふつくりにてありしとなり。當世は御直參高二百石三百石の衆は申に不レ及、與力家中の士、町にて醫者浪人御用聞の町人に限らず。すこしも頭もたげ候ものは、みな玄關つくりも見えたり。此事、故實の衆申され候は、玄關づくりといふは、箱段の下板敷に一間の臺を置て、左右に使者と奏者罷在、禮式をなすことなれば、およそ玄關の横巾貳間よりうちにては作る事ならぬものなりと、金兵衛申されしなり。〔智嚢後鑑〕

○むかし妻戸といふは、宮殿廊等の端にあるをいふ。端ならざるを唐戸といふ。そのかたちは同じ。妻戸は戸壹枚、唐戸は二枚なり。車寄にもから戸あり。後世玄關の製あり。むかしは竹簀子といふは今の椽がはの事なり。世移ればものゝ名もかはりぬ。〔四方硯〕

○天智天皇世につゝしみ給ふ事ありて、筑前國上座郡朝倉と云處の山中に、黑木の屋を造りておはしけるを木丸殿といふ。圓木にてつくる故なり。今大嘗會のとき、黑木の屋とて北野の齊場所につくる。彼ときの例なり。民を煩はさず、宮造も儉約なるべきといふよしなり。唐堯の宮に土のはしを用ひ、萱の軒を剪らざりける例なり。〔十訓抄〕

○かたそぎはやしろの棟のかつほ木なり。上代は質朴にして、神の御殿も茅ぶき故、風をおさゆるため

にかつぐ木を用ゆ、風おさえ木といふことなり。その端をそぐ故かたそぎといふ。これも神代の神は内へそぎ、人王以後の神は外へそぐ口傳なり。〔[illegible]淡土産〕

忍日、神社の上に横にわたしたる木をいふ。打ちがへて立たるはかたそぎといふ。かたそぎのちぎとも歌によむなり。風木といふ事なり。風をちといふ●ひがし風をこちといひ、又はやちかぜなどいふ。

三省録　巻之四

軒のしのぶ

○黑田勘解由次官孝高入道如水軒、慶長九年三月廿四日卒す。六十九歳。豐前中津の城にたて籠り、子息甲斐守長政は、神君にしたがひ關が原に赴く故、城中人數不足なれば、いそぎめし抱んとて、近國に觸れ遣し、諸浪人をめし置べしとある處に、時日を移さずはせあつまる。貝原市兵衛、杉原一茶等、如水の下知にしたがひて、金銀を以て廣間に積みて、馳集る浪人にわかち授て、彼數百人の中に二重に金子を請取たるものあり。奉行人これを見とがめ、其旨を告ぐ。如水曰、今度當家の先をなし、鎗を突んとおもふものが、何ぞ左樣のさもしき振舞をせんや。察するに、彼浪人出陣の用意とゝのひかね、心ならず紛れ取しならむ。極て家貧にて斯く有しなるべし。われ年來費をはぶき、金銀を貯へ置しも、武用に備んためなれば、二重に金銀を得させたりとも、あながち費とはなるまじきぞ。手廣く取捌て一人なりとも、人を多くあつむる樣に覺悟すべしと有ければ、人々皆その德に感伏せしとなり。〔孝高傳記〕

○石川彈正樣直高へ御ものがたりの次第を承り候處、其許御大名にて道中被ㇾ成候に、臺取荷物と申事無ㇾ御座ㇾ候よし、いかゞ被ㇾ成樣を承り度候と、是は彈正殿めづらしき御尋事尤にて候。臺取荷物と申て外にもたせる事無ㇾ之候。料理人拾人ばかりも供にめしつれ候。一人の兩袖にては二十有ㇾ之候。常住さへ榮華がましき事は不ㇾ致候。道中などは不自由なるがおもしろく存ぜられねば。我等が樣に手がるき事は御なりあるまじく候。斯樣のことは、われら小身よりなりあがり下々の樂みをよく存候故なり。其許などは大名の子にて御生たち候ては、斯樣の取まはしは御なりあるまじきと御ものがたりなり。〔肥後物語〕

○明和九年大火のとき、江戸中うりありきたる文に、

大火事の節相場あらまし

一錢両に三貫八百文ほど
一戸板金一分二枚
一こも百文に四枚
一へつつい〔ニタロ古下〕七百五十文
一わらじ一足三十二文
一すりこ木五十文三十文
一小なべ〔新き〕二百文
一米百文に一升
一古疊三百五十文
一むしろ同二枚
一松板両に二十六枚
一すり鉢〔大二百三十二文、中百七十二文〕小八十二文
一ほうろく二十八文
一小あんどん三百文

○むかしは小商のものも、乗馬軍器等多く所持することゝあり。是は全く諸物のあたひ下直なるによりて、其價おのづから出來ることなり。當時諸色の値段にては、中々ならぬ事勿論なり。此頃水藩の檜山氏が、慶安五辰年四月十五日より同廿二日まで、〔補註〕慶安五年より天保元寅年まで百七十九年に成る。」水府の御宮別當なる東叡山中吉祥院が、江戸より水戸へ下りたりし時分の、賄料請取品値段書付并人用をしるしたるものを見せたるが、其値段の下直なる事、おどろく計なり。斯の如くありてこそ、武家軍用の心掛出來たる事ことはりにこそ。

一酒五升　一升に付代四十文
一こんにやく　六十挺同斷代二文づゝ
一鰹　百四十五代一文九分三厘
一蠟燭　三十本一本に付代九文二分三厘
一里いも　八升一升に付代七文づゝ
一豆腐　七十五挺一挺に付代五文づゝ
一ごぼう　三十把代八文七分三厘
一こんぶ　五把一把に付代二十四文づゝ
一蕨　百把十把に付代四文八分づゝ
一うど　三十把十把に付代四十八文づゝ

一若和布　　代四十五文分也
一あらめ　　一把代三十五文
一たゝみ海苔　　十把一把に付七文づゝ
一椎茸　　二升一升に付代八十文づゝ
一とさかのり　　二升同斷代四十八文づゝ
一かんぴやう　　十把一把に付代十七文三分づゝ
一岩たけ　　三升一升に付代二十文づゝ
一枸杞　　代十五文分也
一うこき　　代十八文分也
一松露　　代二十文分也
一生姜　　一升五合一升に付代三十文づゝ
一けし　　五合一升に付代九文
一からし　　一升代七十文
一菓子色々　　四升代二百文
一白はし　　五十膳代四十文
一たば粉　　代百四十八文分也
一きせるらう共　　三挺一挺に付代十六文づゝ
一しほ　　三升一升に付代九文六分づゝ
一らうそく　　十挺一挺に付代二十四文づゝ
一火ばし　　一膳代三十文
一酒のかす　　一升代二十文
一小豆　　二升一升に付代二十四文
一栗　　二十代二十五文
一玉じやくし　　三本一本に付代八文づゝ
一貝じやくし　　五本一本に付代四文づゝ
一うどんそば切　　三度に付代六百文
一荏あぶら　　二升五合一升に付代百三文二分づゝ
一庖丁人　　日雇錢一日に付代三十二文づゝ
　但し十五日より十七日まで日々三人づゝ　十八日より廿二日まで日々一人づゝ
一人足　　日雇錢一日に付代二十四文づゝ　但十五日一日に三人
　金二分　總〆　鐚五貫三百三文
　　此金一兩三分と鐚五百五十一文　但し鐚一分に付、九百四十八文の値段なり
右者御宮附四ケ坊請取手形之書面なり。

またある人の持てるふるき引札を見るに、左之通、

げんきん
御めしるし 余 酒酢醬油直段附

鍛冶橋御門前南角
小島屋嘉兵衛

新諸白一升に付

一大坂上酒	代	四十二文
一西宮上酒	同	五十二文
一西宮極上酒	同	六十四文
一伊丹上酒	同	七十文
一伊丹極上酒	同	八十文
一山路木綿屋	同	九十文
一極上味淋酒	同	百文

古酒一升に付

一大坂上酒	代	六十四文
一西宮上酒	同	七十二文
一伊丹西宮上酒	同	八十文
一池田極上酒	同	百文
一大極上酒	同	百十六文
一大極上々酒	同	百三十二文
一焼酎	有り	

酢醬油一升に付

一大坂河内屋	代	百八文
一鴻池類	同	七十八文
一近江屋類	同	七十文
一てうし	同	六十文

同

一左原	代	五十四文
一結城	同	四十五文
一尾張酢	同	二十八文
一北風酢	同	四十八文

例年之通下り新諸白直段附御目にかけ申上候段々寒酒澤山に入船仕候間別而相改酒酢醬油共に請合下直に差上申候不限多少御用被仰付可被下候上相場高下之節は其時々割合を以て差上申候入物御持参無之御方様へは只今迄之通樽代預り置御用立申上候店間違無之様に請取御取被遣可被下候以上

月　日

この引札年號なし。いつのころに哉とをもふに、前に記しぬる吉祥院の水戸へ下りし時の諸色の直段のうちに、酒一升四十文とあり、爰にもまた同四十二文とあれば、右同時代と知られたり。さらば慶安年中の引札なるべし。むかしはかゝる諸色の下直なれば、上下のともがらくらしやすかりし事、おしてはかるべきなり。

○忍曰、むかしは質朴の事どもなれば、おのづから武備のことをおもに心に懸たるなり。後代には華奢にのみ成行、衣食住に善美をつくすを以て譽れとするなれば、日々の費多く、武の備に心がくるものなし。昔は諸色も下直なる故に、食祿少き者とても、それ〴〵軍用の事には金錢を惜みなく、後世より見るときは、中々たくらぶべき事にあらず。天和三年亥九月二十八日、水府の藩和田平助といへる田宮流居合の名人、子細ありて退去しける。其時の關所帳の寫しなりとて見たるに、彼もの高三百石なり。そのたくはへたる品々、

一具足〔割註〕歩具足、皮具足、素胴等。」	七　領	一同羽織	三　つ
一鎖帷子	一	一兜	二　頭
一鐵　砲	三　挺	一幕	五　張
一鞍	五　口	一鐙	四

右之外弓矢小手あをり、手綱、押懸、馬具品々、肌着、はち巻、旗差物、軍配、扇子并軍中用具品々、おびたゞ敷あり。略レ之。第一乘馬一疋、小荷駄一疋あり。おのれまた馬に乘りて退去せしとのことなれば、馬は都合三疋ありしと見ゆ。其ほか籾三十一俵〔四斗三升入〕、金五十一兩〔小粒〕、錢九貫九百三十文、此外衣類道具數知れずありしとなり。今時三百石位の武士は、馬一疋も飼ふ事はならぬなり。此事を以昔の事どもをおもひやるべし。

○五六年も以前まで、諸浪人の身上をかせぎ候言葉に、乘かへの一疋も繫ぎ申程も無レ之てはと申は、知

行方白石以上たらではと申儀なり。せめて乗馬一疋もつたざ中間にとあるは、三百石ほどならではと言はぬ計の口上なり。扨また鑓一本持たせ候やうにとあるは、百石にても知行取とある者に望みをかけたる言葉なり。侍は食はずとても高楊枝、鷹は飢ても穂をつまぬなど〻申も、その時代の世話にて、侍たらんものは、及ばぬ迄も武士のかたぎをしたひ學ぶ如くありたき事に候。假令身に過りても、息さへなれはよきとある如くの意地合に罷成とあるは、是非に及ばぬ仕合なり。初心の武士爲に心得〻候如件。〔武道初心抄〕

○翁曰、ある人申けるは、我等先祖代大坂御陣の御供せしものなるが、其時道中諸入用を記せし帳面あり。其中に鎌一挺の代五文とあり。今より見れば誠にうそらしき直段なり。所ありてこそ、人々馬など飼ふ事やすしと思はれ候たりと語りける。扨また、此ほど遠州濱松の本陣杉浦助左衛門が所蔵、慶長十九年寅冬大坂御陣之節の御觸書のよし、そのうちに御陣宿賃之儀一人に賃錢三文、馬一疋に六文、但し薪東日分之儀は被候はゞ、宿賃は有間敷事といへる箇條あり。これまた後世かゝる下直の事あるべき哉、かくありてこそ小身のものも馬などかはるべきとおもはる。

○東鑑は治承四年よりの日記にて質朴なり。其中に、

一裝一騎代百錢　一劍一疋代百錢　一笠一束五十錢　一鎌一俵五十錢とあり。是また參考のひとつなるべし。

○會津左中將保科正之君、御近習の舊臣小檜與左衛門に、其方が身にも何ぞ樂みありや。與左衛門答て、第一貧に生れたる故樂をしらず、一樂なり。今ひとつは追々申上べしと云云。後度々今一つを尋ね給ふに、答て申けるは、大名に產れざるが樂しみなり。大名はあほうなりと云云。〔雨夜のともしび〕

○昔鎌倉右大臣實朝卿、陳和卿が怪談に迷ひ、前生は支那の醫王山に住したりと夢合ありて、

ともしらじ我も得しらじから國の岩くら山に籍とりしを

と、是よりしきりに渡唐の望みを起し、大船を作らしむ。しかるにそのふね重くして浮まず、終に朽損ず。實朝惠養の道をかへりみず、養ふべく敎ゆべき民をして、役に堪ざらしむ。誠に贛愚擧話に堪たり。これよりさき、賴朝上洛の望みあり、然れども其年作毛みのらず。依て止む。翌年上洛のとき、京師より攝州天王寺に詣らる。その路次の運送を民に課せんとす。賴朝これを聞て曰、佛神に詣ずるもの、なんぞ民を苦しめて詣ずべきやとて、俄に淀より河船にて參詣ありしと言。實朝の意と天地懸隔す。〔市井雜談〕

○近年米澤侯にて、節儉の政を御始候とき、先最初に奧向のかゞりを御定め被ㇾ成候て、五十人餘の女中をたゞ九人に被ㇾ成候。その內過半は御老母樣尾州より御入輿のとき、御輿添のものに御座候に付、江戶家老色部修理と申もの、此處を難澁に存て、女中を減じ申候ても、尾州より御供のものは減じがたく候間、過半留め不申候ては、相成申間敷段申上候とき、米澤侯、其儀は我等に任せ候へと御座候て、直に市ケ谷へ御書候て、私身上近年不如意にて取續きがたく候に付、此度家中のもの共へ嚴く省略を申渡し候。隨て奧向女共も多く暇を遣し候間、御家より被ㇾ下候女共御返し申上度段御願被ㇾ成候へば、尾州にても至極御尤に御聞濟被ㇾ成候よしにて、御輿添女中は殘らず御引取被ㇾ遊候。その節局を相勤候女中一人の部屋子を持、當時十六歲に相成り申候が、先達てより奧樣方御側へ被二召出一、御奉公仕罷在候處、右之女も御暇申渡候處、老女修理迄願出候て、此ものゝ事は私老後の力にも仕度奉ㇾ存候間、御暇は被二下置一候共、內分にて私部屋へ差置申度よし、尤別段御扶持かたはいたゞき申間敷候間、願之通被二仰付一被ㇾ下度と深く願候に付、修理も無ㇾ據事に存、その段可二申上一と請合候て、右之通申上候處、自分の養にて內々部屋へ差置候との事に候はゞ、其通に致遣すべく候。さりながら我等奧へ參り候節、かならず口通りへは不二罷出一候樣申聞置候へと御承知相濟候に付、其段修理より申渡し、老女も有がたきよし御請申上候處、翌朝に成修理を召され彼に仰聞二候は、昨日申聞候老女願、其分にと許容申渡候へど

も、唯今申付と考候處、是は翁の通には相成まじく候。子細は右の女年齢は十六歳に相成、容貌もすぐれて美麗なる女なり。我等いまだ年わかき事に候へば、上〻には御倹約にて、奥向女中をも格別に被レ減候へ共、其内美人一人は留置候に成候て、御勝手なる事など〻、外様の者共申とき、日頃りゝ不レ爲致と申ことと、一人〳〵に申詳もならぬものなり。付ては倹約の申わたしも立行申まじき儀なれば、外へ遣し候様可ニ申付ニとの事に付、作理は殊の外迷惑に存候て申上候は、御意には御座候へ共、此儀は申渡しがたし。子細は婦人と申は、女ながらも御奥の頭をも仕候ものが私へ申聞候。私もまた不肖ながら、御奥の頭役に御座候て永〻取次仕候て申上候處、御上にも御尤と御承知被レ遊候に付、右の通り申達候、局中も難レ有承知仕候。然る處今朝に至り候て、また御意の通申渡候得ば、女の慮も薄く相成、奥向の御重んじも薄く相成可レ申候。私までも重役の職分も立不レ申迷惑仕候。併これは私の儀にて御座候へ共、第一は君上の御意反古に相成候て、下の信を失ひ申道理に候へ共、何分此儀は此分に被ニ仰置ニ候様にと申上候處、成程一通りは尤至極に候。併其方とても存之通、過て改るに憚る事なかれと申事も有レ之候。我年若故思慮不ニ行届ニ、一旦あやまちたりと、夜中にとくと考候てあやまちと申處に心付候につき、今朝は急度改め申にて候。しからば老女に可ニ申聞ニは、昨日申渡候は弾正不念にて候間、一旦あやまり入候に付、是非に堪忍致しくれ候様申わたし、早々外へ遣し候様相頼可レ申候。尤我等誤り入たりと言は、千萬恥辱の様に其方可レ存、是もよく〳〵考見候へば、此度の倹約は、家中の上下五六千人到、在町の民下々迄を不便に存候につき、何卒諸々省略を致し、取続かせ申度存念より起りたる事に候得ば、此度行届申が肝要に候。我等老女に誤入候體のことは、いくつ有レ之候ても、我等恥とも不レ存候。國を持こたへ不レ申時は、先祖へ對し奉り、天下後世に對し申譯も無レ之。莫大の恥辱に候へば、是くらゐの恥にはかへがたし。不レ苦候間直に老女へ申聞、弾正一日誤入候段堪忍致し候やうにと可ニ申渡ニとて、早速右の女を外へ出させ被レ成候。〔永日抄〕

○玄惠法師が庭訓往來に、白紙拂底之間所レ用ニ反古一也。更非ニ輕賤之儀一と書たる文章、餘情に書たるにて、實事にはあるまじき書かとおもひしに、頃日永享嘉吉の頃の禁中日記に反古を用られたるを見たり。しからば庭訓の文言虚事にあらず。今の世には卑賤の人といへども、書狀に反古をば用ひぬなり。先進の禮樂における野人なる事かくの如し。

理齋考るに、古はすべて紙はなはだ少くして、すでに薄墨の綸旨とあるは、反古を紙屋川にて漉返したる紙なれば、うす墨色なる故に號く。〔割註〕今鼠半切のごとし。」また紫式部が源氏ものがたりは、經文の裏に書しと言、あるひは定家卿の小倉山莊の式紙、毛利家の家士藍田氏の持てるさびしさにの歌は、式紙反古にかきたり。また弘法大師の鼠心經といへるを見たるに、これまた反古のうらに染筆ありき。かゝれば其外にもあまたあるべし。古白紙拂底にて質朴の有さまを見るに足るべし。

○神君御教訓、住吉の神託宣に、我に神體なし。慈悲を以て神體とす。我に神力なし。正直を以て神力とす。我に神通なし、智惠を以神通とす。我に奇特なし。無事を以て奇特とす。我に方便なし。柔和を以方便とす。

慈悲の日に憎しと思ふ人ぞなき罪のある身は猶不便にて

神君つねぐ\稱し給ひ、また惡逆は私欲より出、天下の亂はおごりより起ると、御教訓遊ばされしとなり。

○寶曆五亥年六月中旬、西尾主水正殿領分豐後國中島郡地泉寺門前の砂の上に書置果候非人女詩歌幷發句、

漸去ニ非人界一。今日昇ニ上天一。捨ニ破簑破笠一。曉夢寺門前。（ヤウヤクサツテヒニンノサカイヲ　コンニチノボルシヤウテンニ　スツハサハリツヲ　ギヤウムジモンノマヘ）

しれしらぬうき嬉きの果はいま元の裸のもとの身にして

數にいとひ火にはくれるかばねかな

○貴賤の間の人のよし、貴人に有ず、あるひは賤き身より昇身したる人々いましめ置りけるとなり。

實のるほど穗はふすなり人はたゞおもくなるほどそりかへりける

右三ヶ條は、理齋が友谷益氏より記し贈りくれぬ。三省錄に、まづからざる文ながら、旨をかへり見る章なれば、こゝにかい付侍る。

○大手の御橋はじめてかゝり候年、十五夜晴明に付、御老中がた何れも御橋の上に毛氈をしき、蒔繪などをひろげ、夜更るまで大酒宴有之處、御本丸より御側衆上使にて、いづれも橋の上に於て月見を仕るよし、上聞に達し候、依之御重之内を被下候との上意有之候となり。今どきの耳より承りては信としからぬ事に候得ども慥かなる事なり。〔落穗集〕

○江戸城御普請のとき、武州由利宿、神君玉龍院に御逗留被レ遊候と云云。今猶かの住僧かくの如く申候なり。また玉藏坊と申候寺此ものゝかたにも神君金子五兩御借用被レ遊候、御墨附御判物所持致し候よし、今なをたしかに申傳候。總てこれらのことも、武士たる者のとり上げ申すことには無レ之候得ども、慶長の頃までは、日本の金銀乏しかりしをしらしめんため、眞偽を正す事を得ずといへ共、當時下聞置の事實、心得のため記し置なり。〔落穗集考〕

○古老曰、今の並木は、大猷公のすゑまで松のなみ木にて、そのなみ木の間々に、はにふの家これありて、其處より草履草鞋を出して、いとなみ居たるほどなりと云云。所謂水といひし鍼醫東庵と言。常憲公文昭公の御代、御針醫の弟子、元來土方丹後守家老役勤めたりし武士なりしが、享保の初の頃、七十有餘の翁の語に曰、大猷公の御代の後までは、淺草雷神門の立候處より、東叡山の岸まで藁一面にしげり候谷にて一眼に見え候が、見る内あの如く繁華に成候と云云。〔同上〕

理齋曰、加納侯の家老小泉十兵衛隱居して、本所石原の屋敷に居たりしが、文化のはじめの頃、予

に語りけるは、我等が大伯母若盛りのころまでは、七ツ時後には淺草の觀音へ參詣するもの稀にして、若き娘などは決して日暮れ近く成ては、淺草邊へは出さず、至つて淋しき事にてありし。すべて其頃は、はなはだ朴素の事にて、或諸侯の息女より銀の笄を一本賜りしを、めづらしき結構なる品をいたゞき給ひしとて、人々あらそひ見に參りけると、彼大伯母なるがはなし候なりとて話しける。今茲天保元年よりは百六七十年ばかりの有樣なるべし。本文と合せ見るべし。

○昔と大にかはりたるは、近年夥しく用る伽羅の油と、刻み煙草なり。昔は御旗本に伽羅の油を一生すこしも付ざる人多し。付る人も鬢のはへ下り、また月代を立て、いまだ毛のはへざる人少しづゝ付るなり。依レ之伽羅のあぶらを賣るところ、湯島天神に一ケ所、麴町に二ケ所、芝にせむしとて一ケ所、牛込に笹屋とて一ケ所、江戶中に六ケ所ならでは賣る處なく、便りにあつらへ拵して、とゝのへ、貝も今のやうに大なる貝にはあらず、目藥貝ほどの貝に入て賣り、鬢へ付る人、右目ぐすり程の貝へ詰たるを一ケ年に付切るもあり。または二年三年に付切るもあり。それをさへ伽羅の油を付ざる人は笑ひそしれり。前髮のある若衆は、右の目藥一ツの油を、二ケ月ほどに付たりとて、取沙汰するほどの事なり。伽羅の油付たるは恥の樣にて、髮もやう見事なれば、伽羅の油の故なるべしと見咎て笑ふを、いや付ずと誓文立てあらそふ事あり。當時とは大に變りし事なり。○煙草の事、（上略、）むかしは懷中多葉粉といふ事曾てなし。善も惡くも、亭主の多葉粉盆にある煙草を呑なり。そのころは多葉粉入とても、靑漆にて紙をいため、または吹畫墨流しなど、手前ごしらへの隨分麁末なるものを持しなり。近年はたばこの呑やう不作法にて、煙草入は金入の紙、あるひは純子繻珍など結構をつくし、自慢氣に持ありく事には成りぬ。〔古老物語〕

○靑張りの日傘は、おどり子右衞門にはじまる。船などに行に、菅笠は髮損ずる故也。町奉行水野備前守制禁あり。もろこし靑羅傘蓋といふて、大王靑絹にて張傘あり。凡人はせまじき事なり。近年は大

に渡行す。とは憂ましきもふ、醍醐寺主は何事ぞや。〔鳩翁拾遺物語〕

○あづまかたみに川、南部重丈寺の宿坊に、醍醐院主在十年を寄進せんとありけれども、その年半にて潤さりしとぞ。〔茶窓間話〕

○大ば願とて合議院様へ乳を上げ候ものあり。〔何廿二人に賤く〈と、その時分申。これはおうばどのゝあやまりに育ちと存じ、存井氏の儀申候。月に一両宛程つゝ貰りたるなどとみ有りし之候。大事切に觸をいくつも入れ候て、銀子尺申囲まで勝手へ出し候て、みづから觸を輪に見候て無礼申事を、なぐさみに造られ候。其處へ不圖来る佐脇守殿参り合され、はじめて見られ觸を申され、大岡殿に申され候は、右の如申し参るに存じ、觸そこに御付られ候へ。御自分に見られ候事は、あまりの事のよし役し申候へば、大ばどの約子を止めて、佐渡守どのへ申され候は、この間其方が勝り候ゝ人々申候へども、虚説とふもの候が、只今の一言にて、扨は人の申も實と存候。其方彌八郎の時をわすれ候哉、手前事は三百にて暮しもの故、不圖上様へ乳を上げ候故、斯様に結構に被成候。往古三州にこれあるときは、若人七人の者に一飯をふるまひ申事も、不相成處、只今は何人に振舞申事も自由にて候それ故昔を時分のことをおもひ出して、斯様に自分に見申候。只今富貴にしても、始めをわすれざる爲と鶏をせずして、その申されそう、まては其方彌八郎の時のことをわすれ候哉と存候。その心得にては、夫事の御政務等へあづかり申事無心元と被申候へば、佐渡守殿ことの外迷惑致され候よし。〔鳩巣小説〕

○源君様の番の御の皆破損に及びければ、加々爪隼人普請せんとす。源君聞もらば其處ばかりふきかへよ。雨漏れば其處ばかり上付けよ。此外は略せよと仰らる。隼人今上方の諸大名、夏は數奇をつり、冬は綿園を着せて、馬を愛せらるゝことと大かたならず候。君の御馬屋には、戸口に薦むしろをかけ、常に肉と餌はせらる、あまり負相に候と申。源君武士の馬を養ふは、用に立處を専らにして、外見を

かざらず。我がわらむしろをかけ餌を飼ふ馬と、人の蚊帳を釣り蒲團を着する馬と、事の變あるときに、いづれかよく嶮山を登り、激川を渡り、堀切りを飛越え、深田をおどり出、極寒酷暑を淩ん哉。かならず馬屋を造り、馬を養ふに上方風を傚はざれとかたく制し給へり。〔武將感狀記〕

○人に物をおくるはこゝろを用ゆべきことなり。すべてあしきものを送るは、おくらざるにおとりてはづかし。魚のあざれ、肉のやぶれ、餻餌、醬醢などのつくりもの、味變じ色あしく、臭あしき、又菓子などいまだ熟せざるもののときならずして人に害あるもの、みな人に送るべからず。かへりて物によりて、人の心の薄厚あらはる。下部にまかせてはうしろめたし。みづからゑらぶべし。〔家道訓〕

○靑砥左衞門藤綱が滑川にて十錢を落し、百錢を出し松明を求めて搜したるに、燧袋より錢を取出したること、太平記に見えたり。靑砥左衞門といへるもの、よほど俸祿をも取れる人物なるべし。みづから錢を燧袋より出せしは、質朴のおもむき見るべしとおもひし處、四方硯を見れば、燧袋は日本武尊佩給ひし事、國史に見ゆ。吉備公の佩給ふ製もあり。また近くは信長の佩給ふ製もあり。加藤淸正朝鮮の役に燧袋より印章を取出し、王子請取の證に押たることあり。古は火うちばかり入たるものにあらず。今の巾着は其遺製なり。俗にはやみちと言。これ織田氏のおびたまひし處の火うち袋なりと言ふ。何れ古代の有樣思ひやるべし。

○ある文に秀吉曰、病を治する三昧の妙藥、

天をおそれ　身を修め　儉を守る

禁物四味

私をなし　邪欲を思ひ　物に怠り　非義を行ふ

右四味を去り、三昧を用れば國病生ぜず。

○品川筋へ御鷹野に成らせらる。鷹師一人被二召連一。御鷹野 成レ候處に、鳥の番人見知り不レ申候故、棒

を持出と之、なにもかにて候へば、御法度の御書附にて御あはせ候事と申候。不審なるものゝ由を被し仰付、左候はゞ此寄り右様同見せ候へと申候。此は誰より寄合よし仰られ御書付を被下候へば、様の事御目付衆、其内依卑の者共丈夫に仕せ候。右人これを見候て棒を拵遣候を、御代の帳面申候。其後右番人をばいかゞ致し置候哉と御尋候遊候。猪俣氏よしを申上候へば、番人よく相つとめ候間御褒美とらせ可申旨上意なり。〔寛永小説〕

○寺西の仰に、唯将曾より其下の役人共も、倹省よりの闘乱のはしとなる程に、上にたつ主将、倹約諸事約を守らば、その下司もおのづから着もあるまじきなり。其内にして倹る輩あらば、すみやかに推たるぞ将帥の任たり。近世の事よ。上杉に菅野、上原に千葉、原に高坂、今川に三浦、服部に朝倉、畠山に遊佐、また京を野に小野木、三好に松永、大内に陶、赤松に浮田、浮田に長船、武田に跡部、長坂、其外この類多し。枚挙しがたし。これを以て天下國家の老臣は、常々こゝろを安に置べからず。人生れて尊卑のわかれあるは、皆その人の徳によれり。されば宣化天皇の詔に、黄金萬斤ありとも飢を療すべからず。白玉千箱ありとも寒を防ぐべからず。左袰こそ天下の大本なれとて、大臣に命ありて、國々に庫蔵を建、糧を貯へさせ給ふ。その庫蔵の跡を今御野といふ。たとへ凶年不慮の變ありても、根なくては萬民をいかで救はるゝことあらむ哉。都て我城米もまた斯りとこゝろ得あるべしとぞ。〔武野燭談〕

瑞龍院殿、天明年中町方御役のためとて、御原本所へ貯蔵といへるを建給ふ。御仁政にて有がたき御事共なり。

○おほよそ太平の世のいきほひは、年々によろづのことかならず華美におもむきて、奢り費多くなりもて行ものなれば、倹約をむねとして行なはずして、只そのまゝにて世のなりゆきにまかせぬれば、人々困窮して家をたもち難し。俗になかれ時につりゆふれば、倹約の道立ずして、後にはかならず家をやぶ

るに至るべし。〔家道訓〕

○儉約と勘略とは似たる様なるものゝ、また大なる違あることなり。およそものごとつゞまやかに、奢をとゞめて禮儀制度の行抔は、儉約にして無益なる費をせざる事なれば、和漢これを善道と申なり。勘略はまた行ふべき禮節をそむきて、苦しからぬ事を止るより、其格式に過て略す。是もまた奢侈放埒の猥なる家とならぶれば善道なり。大人君子のなす勘略は、則道に近し。貪戻賊子のなす勘略は、却て家を破る始めとなる。あしう勘略すれば、聚斂のかたに移り安し。さる程に、其國主領主の心にして、勘略の筋は立べし。井伊代々質素にして修る侍もなく、家中領分勘略にして、武備嚴重に古きを改ることなく、家聲を鳴らすは、其始の仕置に依て來る事久遠なり。抑掃部頭直高、彦根へ入部せし時、岡本半介といへる有功なる男、掃部頭を諫め申けるは、法令多き時は罪人多し。制禁少ければ犯すものなし。今度大變の後大平の始なり。殿の入部可レ被ニ思召一となり。はじめ知行所入部之節、在國の家士以下武備場數の老功のもの共、若輩はもとより今日を晴れと出立迎に出けるとき、掃部頭には木綿の同服同袷などを着て、用意し持たせたるを取出し、家士物頭それ〳〵にこれをあたへ申されけるは、むかしは具足をのみ着して、かゝる身廣きものは着ざりしが、今は天下靜謐なれば、をの〳〵是を着して緩々休息すべしとなり。されば綺羅をつくろひしもの共、おもはく存の外なりと、いづれもおのれをかへりみて、面々勘略しける。其後家中何某とかやが家居見苦しけれど、あざやかにたしなみたる馬の洗湯して居たる處へ、掃部頭乘入、身體を問ふに百五十石なりといへり。この家居は繕はねども、武具馬具奇麗にして、一騎の出立爽にこゝろ掛たる志を感じ、即座に一倍の加恩あたへぬ。當時山崎甲斐守が家中の樣に、屋敷ばかり結構にしても、自然のとき馬鞍にはなるまじとありし故、家作等華美を望みしともがらも、是より專ら丈夫第一にして、無奢侈武具のみをいとなみける。されば掃部頭江戸屋敷に乘馬に小荷駄を百疋ヅヽ飼立て、日光上洛すべて、事の急なるかゝりに

しらべ置ける。〔武野燭談〕

○むかしは用事の手紙取替し稀なる、使に口上にて申遣す。女中も大かたは下女使にて、用事は口上にて斉、文にて申遣すことはまれなり。近年は口上にてすむ事も、手紙にてもふし遣し、其返事をもまた手紙にて申つかはし、むかしは半切紙といふ物は更になく、六七十年以前より半切がみといふものはじまりたるなり。其前はみな竪紙なり。〔古老物語〕

理齋云、古き書物多くは竪紙か、また裏白などなり。

○中橋に青葉次郎兵衛とて名あるものあり。いかなる故に名乗ぞとなれば、神君東のあたり御通ありしとき、次郎兵衛踏次を掃除して居けるが、御駕籠の来るを見て、おどろきつゝ平伏するとて、石につまづき転て頭を損じけるを御覧あそばし、御駕の内より青葉をたまはらせける。夫よりして此名を所にて称し来りけるとぞ。其世の質實にして、君上したしかりしことをおもひ見るに、斯も移變れるものか。〔窓のすさみ〕

○本庄因幡守宗俊朝臣昇身して侍従に任じ、笠間の君に封ぜられ、當時の顯貴みな奔走して門前に市をなせり。朝臣もとより恭儉にして、いよ／＼惇厚人なりとぞ。毎日朝食のうち、婦人に命じて煎茶三碗ヅ、必婦人これを奉る。婦人へ今高貴なりとて昔日をわすれては天にそむくなりとて、日々に教誡ありける。居間に錢五十文緡さしにして長押に懸置、また三本入の扇子箱の事とかきて張り置れける。親しき人の問けるに、されば浪々たりしとき、關東より下るべしとの御内意ありければ、三本入の扇子箱を二條家の家士へ持参して、暇給るべき禮謝を述んとおもひ、御影堂に行て扇子を買んとするに、懐中に五十錢もち合ければ、是にて買なんやと言に、此ことを知りけるに哉。價ひのに沙汰に不レ及候。扇子はなに程も御用立候はんとて持出ける。此とき關東の威光かくもある事ぞと思ひしが、今かくの如く高貴に成て、錢の扇のといふものはあるものやらん。無ものやらんとおもふ。されば本を

わすれぬれば、君恩にそむき、自身の奢もいづるなれば、其折のことをわすれまじきとて、掛置なりと語られけるとぞ。〔同上〕

○御旗本の家來、むかしは長屋にても、または供先の腰懸にても、侍は侍同志より合、中間は中間どち寄合ものがたりする故、侍へ慮外せず、中間のうち草履取ばかりは、侍の近所に居たり。これは草履を取る用のためなり。近年は侍と中間うちまじり咄を致す體、はなはだ無禮なり。中間は極寒にても、紺の木綿あはせ一ツ着て、尻の出る程にはしより、はだしにて供をする事なりし。〔古老物語〕

○續日本紀第四元明天皇〔割註〕四十三代。」和銅四年の文を見るに、錢一文に米穀六升とあり。省佰へ五石七斗六升なれば、錢の貴きことかぎりなし。爰を以て百姓奢ることなく、食に乏しき事なし。〔割註〕省佰とは充百にあらざる九十六文なり。」〔南嶺子〕

○水府黄門義公の御言葉に、人馬武具用意役儀をかくまじとおもはゞ、美麗を好まず。無用の費をなさず。正直に儉約をすべし。けんやくの仕方は、只々わが身堪忍して不自由するにありと仰ありしとぞ。

　　　事足れば足るにまかせて事たらずたらで事たる身こそ安けれ

實に有がたき御教誡ならずや。

○北條高時宴會ごとに酒九献肴も九種なりと、楠正成これを聞て以爲、漸久しかるべからずといふ事、理齋おもふに、其時節これを以て奢れりとす。古代の質朴おもひやるべし。今の代は下々の酒宴にも、酒九献肴九種などは怪しとするにあらず。高時は天下の執權なり。その時代は、松下禪尼の障子の切張、最明寺時頼の一ト銚子の酒に燒味噌のさかな、青砥左衛門が十錢を尋求めし事などより見れば、九献九種は大なる奢たるべし。楠が嘆しはこれ全く、もろこし紂王が象牙の箸を造りしを見て、箕子が宮室の美これより始らんと言しと同譚なるべし。

〇擬綸の宮行候得之儀有之、遠島被ニ仰付一候節、伊豆大島御預り被レ置候井出志摩守方へ、嵯峨御室守書状を相添られたる旨にて事相済候となり。〔駿河土産〕

〇権現様駿府に御座被レ遊候節、御城内にて若き御書院衆より台所衆角力を取居る處へ、鳳凰(?)御成候に付、皆を散し、伏拜し候時に、上意にはかまはねて相撲取候節は、是を裏返して取たるがよきぞ。同輩が見候はゞ、是のへりが損じ候とて腹を立べく、とある上意にて、御前の上意とては是ニ御座ニ候へども、諸番頭中皆の次第を聞およばれ、其後は向後停止候ニ可遣しとなり。〔同上〕

〇家をおさむるに四の徳あり。一には家業をよくつとめて生業をおさむ。二には倹約にして財用を足す。三にはつゝしみてわが身をたもつ。四には慈にして人を愛す。これ王義が詩。〔家道訓〕

〇紙の事、前にも記したりが、此頃古き文に見えたるは、もろこしにてもいまだ紙の出来ざる前には、絹にもの書たる前に、糸綸を用るなり。其後東漢和帝のとき、蔡倫と云ものはじめて紙を漉そめしとかや。しかれども蔡倫より前に、前漢趙飛燕が傳にも、紙の事見えたれば、蔡倫に至りて精く漉いだせしと見ゆ。日本にても推古天皇十八年、高麗より曇徵と云もの來り、天子とゝもにはかりて漉初たりとぞ。またすき返しといへる物は、上古の文にいまだ見えず。中古清和帝の崩じ給ひし後、東宮の御退所、帝のつねにあそばしたる御書をあつめすき返し、經典書寫の料とせさせ給ふ。これよりして公家の料紙となる。この紙を宿紙共、水雲紙とも、薄雲紙共云。近き頃は西土にもこれあるにや。天工開物と云書に、還魂紙とてすき返す事をいへり。

三省錄 卷之五

軒のしのぶ

○水野監物下屋敷へ行て、家中のものゝ乘馬見物すべしとて馬場へ出られけるときに、中小性の挾箱持壹人馬場の邊を徘徊しけるが、監物出られし音におどろき、挾箱を馬場へ捨置て迯去りける。監物これを見て、此挾箱は誰のかは知らねども借申とて、手にていたゞき會釋して腰を掛られけるに、ふたを明けさせて見られしに、やき飯三ツ反古につゝみ、草鞋貳足ありければ、監物見られて殊の外機嫌よく、其挾箱の主を呼出し、其方事心懸の武士なり。腹のへりては武邊もならず。しかれば飯と草鞋は武用第一のものなり。其方不勝手と見えて、燒めし色黑し。しらげに致し候樣に加增可㆓申付㆒とて、その場にて米三拾石加增致されしとなり。〔明良洪範〕

○西山公常にのたまへらく、天下國家の主より士庶人に至るまで、儉約を第一の德とす。今や天下久しくおさまりて、人々覺へずしらずに、衣服馬鞍腰刀のかざり、もろ〳〵の器物、食物家作りに及ぶまで、男女とも奢侈におもむきたる故、其國用家費たらはず。これしかしながら、上たる人のこゝろを用ひられず、唯榮華にのみならひて暮し給ふより、その風俗おのづから下に及べり。あまつさへへつらひの進獻に美を盡し、なをその執事近習の輩に至るまでも、おの〳〵美物をあたへて御ひげの塵をはらふ。この風一度おこなはれて、後々は天下の窮困とはなれり。況や普請を好み給ふ代には、諸國の手傳をかり給ふ故に、國主萬金を費す。國主苦む故に、其士農工商をしえたげて、一國の困窮となれり。治平久しければ、いづれの世もこれなり。舜禹の德を慕までもあらざらめ。せめて漢の文帝の節儉にましませし故に、天下ゆたかに人々その處を得て案堵のおもひをなせしときを、人主は目あてにして身持を愼むべきことなり。士庶人の狹き內とても、程々に從ひて儉約を守れば、親類友だちを

たすけさすし、予曾に藝術を教ふることもまさしからず。但し師匠と若者とまぎるゝものなり。此間を能々辨ふべし、若者なれば上たる人には無人なつかず。下たるものも親類同友むつまじからず。人倫の義理をかく事のみなりなど、こらしやかに教え誇らせ給ひたれ。十が一をだにおぼえ侍らず。其大意成共いさゝか書付侍りぬ。〔年山紀聞〕

○唐土元は明のむかしにて、明はまた清のむかしなり。いづれの日か清もまた昔になる時あらむ。百世といへ共損益するところ知るべし、と孔子の語はあれど、今日より千歳のふるきおもむきを見れば、いくばくの變ぜしことを筆にもつくしがたく、武内宿禰の大興論語を讀まれし事もなく、大伴狭手彦の佛舎をもられた神法もなし。儒佛二教の大なるさへ、此ときまでは無かりしなり。それより小なる事かぞへ盡しがたし。一日もなくてならぬ茶は五六百年以來なり。烟草は百年餘に成るなり。茶は傳教大師歸朝の節茶の種持て來り給ふ。五十二代嵯峨天皇の御時なり。江州坂下の茶園の跡あり。こゝに植給ふと申傳ふ。また八十三代土御門御宇に更に植させ給ふとも云傳ふ。京都建仁寺の開祖千光國師榮西入宋ありて、歸朝のとき茶の種を持來りて栂尾に植。それより世に廣まるといふ。

○烟草は豐臣秀吉朝鮮を征せられしとき、長陣なる故軍勢朝鮮にて呑習ひ、其後慶長十年に種を傳て、長崎櫻の馬場に始て植て世に弘まる。

天正年中までは、家に雨戸なく、天文までは木綿なく、みな麻衣布なりしが貳百年なり。寛文のころは、國主鷹野に出給ひ、百姓の家に宿し給ひ、其夜は村の頭たるもの、御次の間に終夜睡らずして守り居る。また家中の武士夏の日納涼に出るとき、赤染の帯しめ、大小を帶し、鑓持をつれ、朋友に出會することなり。寛文、延寶の頃までは、伽羅の油元結なし。町人は五人組水入壹ツ、桶一枚有レ之、毎日廻て桶に水付候かきたげて、觀世紙捻にて髮を括り。それより隣家へ廻しける。百姓は皆藁稭にて括

り、士分以上は糸紐を用たるなり。紐にて括ることは、今は堂上方にのみ殘れり。わづかに百年あまりの間、油元結始り、さま〲のもの出來、稻こきの馬鍬、米篩の千石通し、水車のから臼、瀨戸物の燒繼、進物に酒の切手、女小袖の裾がけ、小娘の襟かけ、義太夫本の拔本、小芝居の繁昌、開帳場の木戶錢、またあほうらしい女の髮結ひ別して目に立。夏の日は男も女も菅笠かぶりたるは、いつしか日傘といふもの時行出て、裏屋住のやもめ婦、田舍のはての賤の女まで、靑天井の花々敷、また百姓の家は土間に糠厚く敷、其上に筵をしき、足には足半と云ものはき、雨の日はみの竹の皮の笠、からかさは庄屋に壹貳本あるのみ。これ予が幼少のころの事なり。いかにせん。世の有樣、小百姓も板緣張り、靑き疊敷ならべ、大坂雪踏に紬の足袋、雨降には紅葉かさに塗木履、しかのみならず、農業をいとひ、何の村里も商するもの多く成行こそ淺ましけれ。世の中にあるとあらゆるもの、價は年々に高く、天文年中には木綿壹反の代銀六七分なり。夫より七十年過て、寬永の頃は、銀貳匁程に成りしとなり。また七十年の後享保年中に至りては、銀四五匁に成。それよりまた七十年、今寬政に至りては、銀九匁拾匁といふ位になりぬ。かくの如く倍々の高直となりたるもの、はなはだ多し。むかし豐臣秀吉の治世のとき、金借る人なくて、金持たる者難澁せしに、金貸屋といふもの出來て、おほく貸金せしかば、奸邪の惡黨ならんとて刑罪ありし事、將軍家譜に見えたり。されば伊勢の外宮の御師北條の家に、天正年中借金の證文あり。若此金子相濟不レ申候はゞ、我等人にて有レ之間敷候とあり。此文言にて、その時代の人は借りたるにぞ、今どきの金借りたる人は、犬といはれても更に恥辱と思はれても、横にねる人おほし。人事人情ともに、變り行は、實に天地造化の所爲なり。天に在りては夏の炎暑堪がたく、大雷耳をおどろかし、程なく一天晴わたりたるを、

　庭の面はまだかはかぬに夕立の空さりげなくすめる月かな

と賴政の歌のごとく、また冬月嚴寒、大雪氷柱は玉の簾を懸、水は池のおもてを閉、その上をはしり

ありきて兒戯したる。

童が氷の上をはしらする石にあそびのころ〳〵のさと

よ、夫木集の頃のことゝきけば、年々に好まれたる事成しに、いつの頃よりか、罪かたき實體もなくて、雨雨のあとは晴れ行しが、一日二日しつらひ置ける袋の如くなれり。隣家の詠歌もそら言と成、池の水はよみなば直に消るべし。夫木集の吟も偶とおもはるゝ。夫のみならず、境の氣もまた衰へたるなり。古の如き良材も少く、黒闇きはめたる事得も、寒氣は昔しよろしからず。古渡を愛で、偶に古風行はれ、生學とあらそひ、偶に古物を用ひ、後世を嘲る。和歌もり業集を好む人あれば、是にも古風の論議あり。唐国の風さへ變り行く。予幼き頃までは、和學にはかならず三體詩、錦繡段を讀ませしが、今は外題詠しものさへ、看にあり出できた其中にいと不審たるは、婦人産しけるに、赤子はじ夜らもはいづれも眼を閉て生れ、七夜過ぎより眼をひらきしが、今は生れ出るより眼を開きて生れ、眼をふさぎて生るゝはなき様になりしは、大塊造化の所爲にて、斯る變りありとは思ひよらぬことなり。〔石川氏筆記〕

○三四十年このかた、中人已下民百姓町人結構なる鼻紙入、胴亂又は烟草入の類など、金武拾兩ぐらゐ、またに類の香箱骨董美を盡し、視たばかり人も銀の鎖五拾も銅、誠に結構となる。是また武拾兩位致し候をもちゆ。また今日をよふ〳〵暮す者とても、結構なる贈物を用ゆ。見請るに八寸を用ひ、三度の食事も田舎のやうなくてはならぬ様になる。それにつきては、町々端々に至るまで、一町内には煮賣喰物見世商賣拾軒も二十軒も有へ、髪結も場所は唯もの商賣のかた多くあるなり。其うへはきものも、下駄雪駄のはな緒の下駄草履など、また近ごろは女かみゆひとて、百文ヅヽにて髪を結はせ、其外植口前ゑひとゝ云ゐならざるを用ゆ。かくの如くなる者には心付ずして、たゞ金銀のもうからざる様におもふて不足計言侍れども、右の有様にては何程儲けても足らざる事なり。〔同上〕

○三四十年このかた、わら草履のはな緒殊の外細く成、持ぞうりにすべき品なく、また仲間小者とも、

いづかたにても自分用に出るときは雪踏をもちひ、または當時流行の眞田はな緒のぞうり下駄を用ひ抔、世の風俗一般となりぬ。また近年は、江戸町人葬禮のみぎり、大勢見送の供致し、または先へ菩提寺へ參り待請、燒香致すもの夥敷參り、寺に於てかろきは强飯煮染酒取ざかな、また湯豆腐のたぐひ出もあり。それより上の町人は、酒肴色々取そろへ餅菓子出し、何程大勢にても出すなり。これ奢の超過せしなり。また近世はよろづ轉動して、暑中に甘酒、土用入よりして、冬の納豆じるを賣あり き、また夏中通して茶漬を賣る。かくの如く、皆時節氣ならざる物を賣る世とは成り侍りぬ。〔同上〕

理齋云、今の世のありさま、よろづ古とかはりしことゞもおほき中に、取分てあやしとおもふは、五穀豐かに出來て價やすければ、農民を始として、士工商と幕しがたきを歎て、武家は米値段卑ければ、諸色の高き直段に引合ざればことはりなりとすれど、其外の者の歎くこと、時勢とは言ながら、凶年を願ふこと、さりとては悲しむべき處なるか。是時變の眼目たるべし。これいかんとなれば、太平の御代に浴する民、貴となく賤となく奢增長する故なるべし。

○古老曰、世間土用干は晴天に二日ほどよくほし、一日程風を入、さまして取納る。これ故に虫も喰み色もかはるなり。我年久くためし見るに、よき天氣を見合、四ツ時より八ツ時までほし、入れ物も日にあてゝ、其あつさのさめぬうちに取納れば、色もかはらず虫はまぬものなり。其理は五ツ時までは陰分なり。また七ツ時よりは陰分なり。これ故に陽の盛なる中にほして、陰分にならぬうちに取納るなり。その證據を見度とおもはゞ、鹽魚海藻の類、あるひは梅干などを、よき天氣にても日の出より出し置、四ツ時に至るまではかはかぬものなり。また七ツ時よりしめるものなり。なに事もみな、天地陰陽の氣を受けるものなりと申されし。〔知囊後鑑〕

私ニ曰、この一件は、衣食の品、その外にもこゝろ得なるべし。

○大河内金兵衞、あるとき門外の路を下々に差圖し造らせ居られる砌、托鉢の僧一人通りけるを、今日

就寄なれば、食をふるまひ申べしとて招き入れ書附にて、黒米のやうなる飯にさく／＼汁、香の物はかりにて獻料申さる。僧思ふは、これ程の身上にて似合ざること、愚僧をなぶるに也と、不機嫌にて食を給畢て見えしとき、金兵衛、心よく喰はれ、近頃よろこび入候。左候はゞ御布施を進じ申べしとて、書さし壹貫文取寄せ申されける故、僧見て、飯は麁相にても、これを賜らん事大慶なり。と喜色面にあらはれける。ときに錢をとき壹錢ぬき、扇に乘せて出されける。僧げてんして、早速にも取かねけるを、御坊おならず不足におもひ給ふな。仔細は一日お閑地をほりても錢壹文出べからず。然るを手もよごさず壹文取得ることなり。そのうへ壹〆文の內壹文足らでは壹〆文と云はれず、と道理を申されければ、僧も是非なく取いたゞきて歸りしなり。〔同上〕

私に曰、これらを以て、僧と吝との別をしるべきなり。

○むかしは小身二三百石ぐらゐの御旗本の奥方、母儀、息女様にても、他行の節は遠方はいふに不レ及、近所にても必乘物にて出らるゝなり。その乘物舁も、日夜人足に舁すること努々なし。手前の中間に臨さしをさゝせて、乘物をかゝするなり。もしまた手前の中間病氣にて人足らざる時は、親類中より中間をかしてかゝす。萬一それもとゝのはず、人不足のとき、日雇を壹人ばかりは交てかゝす。それにても臨さしをさゝせてかゝすなり。寺社佛閣へ參り、野がけ遊山に出て、先にて乘物より下りありく時は、覆面をかぶり、かほをつゝみ、目ばかり出してありく故、顏を人の見知る事なし。すべて息女七歲已後は、深窓にかくし、人々にまみえさせず。召仕の針妙、腰元、半下にても外へ出るときは、顏を覆面、又は綿にてかくし、顏を出してありく。女は壹人もなし。明曆の頃までは、しんめうこしもとはかづきをいたゞきありきしに、萬治の頃より、江戸中かづきは止みて、女かちにてありくときは、覆面の上に玉ぶちと菅あみ笠をかぶりありくなり。御旗本衆其外いづれも、此あみ笠をきる。其後寛文の頃は、松坂といふあみがさ、延寶のころは、熊谷笠と云あみ笠はやり、八分通り抔と

吟味してかぶれり。其後天和貞享の頃より、あみがさ次第々々に止みて菅がさに成。一同是を用ゆ。あみ笠の時分は、菅がさは陪臣のみかぶり、編がさは御旗本計りかぶりしが、元祿の頃より、をしなべて大身小身共、菅笠をかぶり、下々までも菅笠を用ゆ。むかしは何程强き暑氣にても、雨さへ降らねば、家來供するに菅がさかぶる者壹人もなかりしなり。〔古老物語〕

○人はをのれをつゞまやかにして驕りをしりぞけ、財をもたず。世をむさぼらざらむぞいみじかるべき。昔よりかしこき人の富るはまれなり。むかし唐に許由と云ける人は、さらに身にしたがへるたくはへもなくて、水をも手にしてさゝげて飮けるを見て、なりひさごといふものを人の得させたりければ、あるとき木のえだにかけたりければ、風に吹れて鳴りけるを、かしがましとて捨つ。また手にむすびてぞ水のみける。いかばかり心のうちまだしかりけむ。孫晨は冬月に衾なくて藁一束有けるを、夕にはこれにふし、朝にはおさめけり。もろこしの人はこれをいみじとおもへばこそしるしとゞめて、世にも傳へけめ。これらの人はかたりも傳ふべからず。〔徒然草〕

○人の身に止むことを得ずしていとなむ處、第一に食物、第二にきるもの、第三に居る處なり。人間の大事、此三ツに過ず。飢ず、寒からず、風雨にをかされずして、しづかに過すを樂みとす。たゞし人みな病あり。病にをかされぬれば、その愁しのびがたし。醫療わするべからず。藥をくはへて四つの事求め得ざるをまづしとす。この四つかけざるをとめりとす。此四つの外を求めいとなむを驕とす。四つの事倹約ならば、誰の人かたらずとせん。〔同上〕

文段抄に云、此四つにてもおごりをなさば限りなかるべければ、おごらずして倹約にとの儀なり。

○太宰獨語に曰、つら〳〵百年このかたの風俗をおもひくらぶるに、餘所の事は置て、江戸の人の風俗、我親きものゝうちに、慶長元和の頃生れたるもの、男にも女にもあれ。寛永のころを年の盛にて經たりといふに、男は冬革のうちかけ、革の袴を着し美服とす。女は紫の襪子をはくをよきけはいとせり

といふ。其頃予はぬれ掃きときまでもふりしを見たり。婦女の帯は、金襴を天鵞絨の縁とし、裏帯に梅桐菊を織付て、これを名の木帯と號けて流布しける。わづかに壹尺貳寸許りなり。綿など入ることなし。四月より八月まで、婦女の腰帯の帯幅鯨ざし八分ばかりなるを、うしろに結びてたまゝを附帯といふ。今の附帯は、むかしの帯の帯よりも廣し。今の人にむかしの事をかたれば、容易と思ひて實信とせず。これらは我まのあたり見たりし事にて、強ひていふべきにあらず。知りたる人あらば尋ね給ふべし。總て男女の衣服、帯はきはめて質素なりき。男子女子も十四五歳までは長き袖を着すること、むかしは鯨尺壹尺七八寸を極とせしが、貞享の頃より貳尺ばかりになり。それより漸々長く成て、近き頃は貳尺四五寸に成りぬと見ゆ。婦女の帯は、貞享元祿のころより漸廣く成りて、今は鯨八寸に及べり。綿を貫とし、褥のごとく、男の肩衣といふもの、昔は鯨のはゞ鯨ざし八寸ばかりにしたて、貞享、元祿のころよりして、はゞ數尺に及べり。寛永のころまでは、婦女の髪を束ぬるに直綿にて結ひ、そのうへを黒き元結にて卷しに、其後直綿を止めて紙にて結ふ。此紙は越前の國より杉原紙にて、元結といふものをつくり出して、海内の婦女みなこれを用ゆ。それより元結にてまく事もやみぬと、我父正しくこれを見て語り聞かせり云々。

露木直信云、此事に付て思ひ出せる事あり。寛永のはじめ、予七八歳なりしが、その頃迄ものゝ子どもの髪を結ふには、多くびなんかづらと云ものにて、髪のそゝけしを付け、元結にて束たり。其頃七十餘の老嫗、子供の髪を結ふを見て、髪が若かりしときは、貴賤となく子供の髪を結ふには、びなんかづらを用る事は今の如し。束るには手づから紙捻を製し用ひしが、今は元結を用ることとになりぬといひき。近頃は紙捻の事絶て知るものなく、びなんかづらさへなくなりぬ。享保より安永まで五十年ばかり、安永より文政まで五十年餘なり。世の沿革する事かくの如し。

理齋云、むかしは家ごとに、髪水入といふかづらを入し器あり。扨また諺に、黄でたばねても男は

をとこなりといふことあり。五六十年跡までは、女子の類五節句などには、四文元結壹把を以てまげにからげて、大に美をつくしたる如くせしが、其後紙にて髷掛ケと云もの出來て、四文もとゆひなどの事止み、今はまたそれも止みて、板〆しぼりばなしの結構なる切れにて、價は四五匁ぐらゐの品を髷掛とする樣にはなりぬ。この末の驕りはいかに成るべき哉。

○およそ男女の髪かたち、我等が見及てもいくかはりかしつらん。今はむかしの事も殘らず。昔の婦人は髪多くながきを、たけにあまると云て譽たりしに、近ごろは髪すくなく短きをよしとする風俗にて、おほき女は髪のうちを切、あるひは剃て少くする。この風俗、京の婦女よりうつり來れり。此事にかぎらず、都の男女の風俗、こと葉づかひ、物の名まで、近き頃は京に似たる事おほし。京は公家の外、工商なれば、かならず柔懦にて利にかしこく、江戸は武家の都なれば、つましきの心粗暴にて利にうとし。しかるに三十年このかた、江戸の人、京の風俗を學ぶ故に、武士も心むかしにかはり、只京の婦女の、昔より蒙衣するのみぞ、いまだ江戸に移らね。婦女外へ出るに頭面をつゝみ、目ばかりをあらはしけるが、其後綿にて頭面をつゝみしは、寶永の頃まで然なりき。今はきはたを頭上へいたゞきたるのみにて、おもてを打さらし、はなやかなるかほにて、道を行さまおもばゆげにも見えず。男はおもてをあらはすべきものなるに、此ごろは編がさを肩の上までかゝるを被るは、めづらしからず。骨の如くなる帽子をかぶりおもてをかくすもあり。常の頭巾は覆面の如くなるものつくり、包みて目ばかりを出して、道を行くもあり。むかしの女の如し。人目を忍ぶもの多く成たるにや。また此頃の男は、小袖のうらへ紅を用ひ、あるひは紅を肌衣とし、袖口長くして、腕をまとふばかりにひしめかす者おほく見ゆ。女は繻子のうち白き裏など着る。これらは男女處をかふと云ふべし。〔太宰獨語〕

○秀吉のころ、大小名雜儀の面々拾六人、連判を以拜借を願ひける處、これを聞給ひて、知行を宛行處

不自由といふは、平生不覺悟故なり。左様なるものに施行を遣す事は費なりとの御沙汰なり。徳川公には、およそ貧富ほど定まるものはなし、我すでに近年までは貧なり。富る方より貧ふは天の道なり。少々づゝ成共とありて、役所に御内意にて黄金五拾枚ヅヽ、用立遣されしとなり。しかれども常々は御儉約にて、名古屋御陣中にも、一汁一菜の御定にて奢がましき事は曾てなし。無益の金銀とは御費なく、ヶ様の事にはいさゝか御惜みなし。〔扶桑太平記〕

○凡家内の平日の用心は、かねてより早くすべし。第一に來年の秋までの糧米をそなへ、次に塩噌をたくはへ、燈燭を作り、薪炭油をかねてよりあつむべし。右の貯なければ家の計たゝず。奴婢をあはれみ、その衣食居所を察して飢寒せしめず。そのところを得せしむべし。男女内外の別を正しくし、武士は鎗鐵砲長刀等を常に便りよき所に置べし。常に用る器をとゝのへそなへ、器の損へるをば修補し、屋宅倉庫墻壁の破損せるをはやく修理し、材木竹土石をもとめ貯へ、馬をよく飼ひ、その外家にかふべき畜類をやしなひ、菜蔬草木時にしたがひてうゑやしなふべし。藏のあけたて出し入れを察し、盗賊と火事との用心おこたるべからず。〔家道訓〕

○光圀卿水戸にて聞あるきをし給ふ處に、あるとき出家に出あひたまひて、御自分はいづかたへ參らるゝ哉と尋ね給ふに、近國へ罷越候處、水戸見物可レ致被レ存參り候と申、黄門被レ仰候は宿にても定候哉と尋給ふ。宿もなし。町宅致し可レ申と存候と申候に付、左候はゞ自分の宿にて一宿を致させ候様にと仰られければ、出家は光圀卿とは夢にも知らず。それは近頃忝候參可レ申とて、一所に西山隠居所へ參通、夜七ツ時迄囲爐裏の火にあたり、四方山の御ものの語ありて、夜も更ぬれば自分も臥く成候間、御自分も休み被レ申候様にと仰られ、御寝所へ被レ爲レ入ける。出家は寐過し、朝五ッ時まで寐けるを、小坊主參り起しけるに、四方を見やりたれば、三方押入有レ之、内に書物一面に詰てあり。さて御亭主は何人ぞと小坊主に尋ければ、水戸黄門様にて御座候と申す。出家大におどろき、む

ねを冷し迯出んとせしを、光圀卿御出被レ成、先ツ四五日も逗留候樣にと仰られけれども、出家平伏して、御前樣とは曾て存ぜず、慮外共申上候段御免被レ下候樣にと申、少しも苦しからず、逗留あれと仰ければ、用事有レ之候とて、達て御暇申上ければ、しからば路銀に致し候へと金子五兩被レ下候となり。〔武林隱見錄〕

○水戸御屋形に百疊敷ほどの御座敷疊替有レ之候處、常々は光圀卿御入被レ成候得ども、疊替後には不レ被レ爲レ入、御近習衆いかで御入不レ被レ遊候哉と承候得ば、仰られ候は、中將殿いまだ入られざるところへ、我等入るべき樣無レ之となり。中將殿は御孫ながら、當時は御家督故右之通のよしなり。〔同上〕

○光圀卿御隱居ありて山林へ御引籠、幽かなる御住居にて、西山公と申奉る。田畑とゝのへ耕作被レ成、年々の年貢も百姓なみに出させ給ふ。郡奉行代官など心入にて、外の百姓より用捨することあれば、大に御立腹ありて御しかりに逢ける。依て用捨なく取立しとなり。惣て年々郡奉行代官檢見相濟候得ば、すなはち御呼ありて、其年の樣子取方の免等御聞被レ成、强きときは御立腹あり。また寛かなるときは御悅ありける故、隨分薄く取候となり。あるとき江戸より上使ありしに、先御城にて上意の趣御聞請も相濟、御饗應ありて後、光圀卿には我等隱居の茅屋見せ可レ申間參られ候樣にと有て、則御呼あり。上使の仁かしこに行れしに、其住居はなはだわびしき體にて、竹の折戸の門にて、其內に小き馬屋ありて馬壹疋あり。扨御隱居屋へ參られしに、たゞ貳間程にて、御居間の次の間は則火燒所なり。それに奴壹人居たるより、外に人なし。則上使通られければ、茶多葉粉盆御出し、其上にて仰られけるは、珍敷客人になにをがな馳走と存すれど、隱居の事なれば萬事不自由がちなり。されどもなになしとも、出來合の麁飯參らすべし。緩々話されよとて、戸棚を御あけ、其內より鳥目御差出し、件の奴を御呼び、汝町へ行て新き魚とゝのへ來るべしと仰付られければ、畏てかけ出し、しばらくして大なる鰹を壹本引提來るを、すなはち御自身に眞那板を座敷へ直させ、身處を刺身に被レ成、中打

は汁に致し候へと、後段に飯汁を掃させ、一汁一菜にて、則御相伴、後の献が給仕にて御盃三獻相濟み、御暇申上けるとき、光圀公仰に、上使に何ぞ參らせんと存ずれど、心あてなし。責てこれを參らすべしとて、鞍を置せられたる馬を引出させ、鞍皆具參らせ度候へ共、隱居の事にて候へば、鞍鐙ははだせにて參らすとて候へ下けり。則御暇申上、江戸へ罷歸らしとなり。〔同上〕

○元祿三年西山公役人に御付られるには、常に儉約をたくはへ申べし。凶年には民に施し、また豐年たりといふとも、鰥寡孤獨老弱の族に施しあたへ可レ申由御掟なり。〔桃源遺事〕

○西山公久慈郡太田の鄕西山に御隱居所を御營び御移被レ成候。依レ之御自分西山の隱士と御稱し被レ遊候。御家作り等の外かすかにして、御召仕の男女はなはだ少く、おほくは病身にて、江戸等の御奉公成かね候もの共を御仕ひ被レ遊候。御隱居めんも員數御定不レ被レ成候。其譯は隱居めん少くは步行を以て批判可レ申候。多候へば西山を批判可レ申。左候へば多少に付いかがに候間、員數を定めず、年々の入目過不足なるがしかるべき事と仰られ、員數御定不レ被レ成候。〔同上〕

○西山公常に御茶の湯も御好み被レ遊候が、數寄といふものは、器物の欲出來るものなりとて、御隱居後にはふつと御止め被レ遊候。また御能御仕舞も御止被レ成候。西山にては朝夕の御膳も、一汁二菜、もつとも淡薄なる御食をきこしめし、御小袖も絹紬ばかり御着し、御定紋も御用不レ被レ成。丸の内に菱といふ文字を御附被レ成候。御夜具はむかしよりうすき絹の御蒲團壹ツのみにて、外には何も御用不レ被レ成候。御隱居後水戸へ御出、または御旅宿の節は、御自身御床の上げおろし被レ遊、御近臣には御かまはせ不レ被レ成候。（中略。）西山にては歲暮年始の賀も無之候。あるひは御領内を御めぐり、民を御あはれみ、あるひは寺社へ御入り本緣を御たゞし、附會を御改め、民に農業を御勸被レ遊候。〔同上〕

○西山公御隱居の年、御病中に馬場佐左衛門高道、其外御前に相詰候もの共へ仰られ候は、むかし世に汁講と云ことあり。其樣子は客を請じ候とては、その客ども銘々に飯をめんつうといふものに入携

へ來り、亭主は只汁一色のみこしらへ、能時分汁を鍋のまゝ座鋪へ持出、打より賞味もてはやして、此外は何のもてなしと申事壹ツもなけれど、興に入咄し候よし、されば儉約の儀はもとより、諸士及び百姓町人までかたく相守るべき旨、度々油斷なく申渡すことに候へども、治世故に哉。まゝ奢り、客請候節は、分限に過てはなはだ美麗を致し候よし相聞え候。それに付大森典膳、〔割註〕信一西山にて御家老なり。〕汁講を再興仕り、その方共に順々興行仕候はゞ、自然と城下に及び、領内にも華麗なる振舞は相止み可レ申歟と思召候よし仰られ候。依レ之仰のごとく、御近臣汁講をはじめ申峇に云合せ候處、西山公御病氣御重り、間もなく御逝去被レ成候故、汁講壹度もせず殘念のよし、佐五右衞門度々申候。〔同上〕

○板倉内膳正重矩、先年本所にて屋敷を給り住居せられしところ、咬菜軒といふ三字をかゝげ、席上にこれをかけ置、前栽を設け、自ら手作りなしたる野菜を、大廈高堂へ贈りなどして、更に外に求ることろ無かりしとなり。

これを書たりしものは、野馬三竹法眼なり。此意は、小學の敬身篇に曰、汪信民嘗言。人常咬ニ得菜根一則百事可レ做。胡康侯聞レ之。擊レ節嘆賞。とあるを以て、重矩の座右とせられしなり。

この額、今彼家來松原作右衞門といふもの持傳ふと云。

扨また大坂京都の勤役にも、右の額をもたせ掛置れたり。後龍の口の御役屋敷にても、おなじく掛置れしかば、彼三竹法眼、あるとき今に至りて此三字を用らるゝ意味を尋たるに、内膳正答に、人たるもの身を立高名をあらはす程、もとの賤きを忌みわするゝものなり。我不肖の身を以、今すでに老中列座に加る。奢には移り易きものなれば、これを思ひ、むかし本所にてかすかなる住居せしことを、片時もわするまじきためなり今高恩大祿の身分には不相應なる故、殊更おそれて、かくこそあるなれと挨拶ありしとかや。此人生れ得て實義深く、諸侯大夫より進物を披露するときは、かしこまり

開終りて、右音物ことごとくおしいたゞきて後休息せられけるよし、其到來物負金に往還はず、拂ひもの類には決てせらるゝ事なし。一家親類におくり、餘計あれば家來に配りあたへらる。ある人諸侯の音物ことごとく貰かるゝは、いかなる故ぞと尋しかば、重矩笑て、御不審之通り、自分事は君父の賜もの、ほか影にていたゞくことは無かりしか共、今かゝる御役儀を勤めざれば、誰かは内謂を尋ね給ふべき哉。大小の音物品こそかはれ。みな上より賜る拜領品となる故に頂戴申ことなり。と被ㇾ申しとなり。重矩壹萬石のとき、あらたに儉約の法を定らるゝに、まづみづからを第一と守られしとぞ。そのときの歌に、

責めなき心も事もおのづからまかせて通る身こそ安けれ

後水尾院の

かりてほす門田の秋のむら稻もとめある身はさはがしきかな

とある御製とはうらがへしたる意味なり。重矩つねに申されけるは、伯父周防守宗重のかたられけるは、儉と吝と相似て、その元大にことなり。儉は事の費をいとひ、奢らずして用ゆべき事はおしまず、財を用るをいふ。吝といふは、是非の論なくひたすら物をおしむ事を云ふなりと、また同じくいましめられしは、くれぐれ我心にかなひたる者の申ことは、なに事もよく聞ゆるものなり。行跡のよからぬも心付かず。また直言する人は、道理至極なるも、其辭の無禮なるを罪として悄む。これみな事をあやまつものなりとぞ。〔板倉重矩傳記〕

○戰國に生れ合たる武士は、毎度軍に出、夏の炎天にも具足の上より干付られ、冬の寒氣には具足猶以て冷かへり、難儀千萬なりといへども、其あつさ寒さをのがれ凌ぐべき仕かたもなく、雨にうたれ、雪をいたゞきて、野にても山にも鎧の袖をしき寢にし、夫のみならず、食物とては黑米飯、鹽汁より外には給物もなく、武は戰陣城責、または籠城等の辛苦仕ることとあるは、難儀とも、苦勞とも、たゞ

尋常の事にては有べからず。爰を以て考るときは、治世の番役、供役などを申さば心易き儀なり。然るに、そのやすき勤さへつとめかねる心にては、軍旅のくるしみはたえしのぶ事いかゞあるべき哉。と心ある武士の下黒く思ふ處も耻かしきことならず哉。武門に生を受る身は、晝夜甲冑を放さず、山野海岸を住居とも仕らずしては叶ざる儀なるに、天下靜謐の時代に生れ合せたる故に、貴も賤きも、夏は蚊帳を下げ、冬は夜着蒲團にまかれ、朝夕食好みばかり致して、安樂に渡世仕るとあるは、冥も大なる仕合かなとさへ覺悟致し候はゞ、座敷內の番役、近所の供役、使役抔は、苦勞大儀に思はるべき道理には無レ之候。是に付甲州の武田信玄の家老の中にて、別て弓矢の功者と名を呼ばれし馬場美濃と申たる侍は、戰場常存と申四字を書き、壁に懸置て、平生の受用と仕るよし申傳ふるところなり。初心の武士心得のため仍如レ件。〔武道初心抄〕

○本朝中頃戰國と成て、國々の騷動一とせとして豐かなることなく、西治れば東亂れ、北靜るれば南騷がし。家居はやかれて野原となり、妻子はうばゝれて行方しらず。すがくしき足をそらにのみしてうかれありきけん事は、くるしき事にあらずや。山人等が老病は紙帳のうちを出でず。蒲團のうへを去りあへぬに、かゝる世に出あひなば、山野に寒暑を凌ぎ、路頭に飢渇を忍びけむに、死なでありなば猶悲しからん。今太平の御代に生れて、久かたのあめすなほに、あらかねの土ゆたかにして、君臣は禮を重んじ、父子は孝をつくれば、外戸不レ閉。途不レ拾レ拾。おそるゝこともなく、かなしむ事もなく、帶ひろげて樂むらんは、ありがたきためしに侍らず哉。人々たのしくはおもはず哉侍らむ。〔醍醐隨筆〕

○古しへ戰國のときは、將士ともに千辛萬苦して、晝夜片時も安きこゝろなし。父母、兄弟、妻子、諸親類、みなちりぐに離散するのみならず。其親戚故舊をはじめ、劍難橫道つねの事にて、貴人高位の人も、飲食、衣服、飢寒を凌ぐまでなり。やゝもすれば飢寒の難あり。まして諸士は云もさらな

り。其ありさまを思ひやりなば、外に楽しみを求るに及ばずして、今日の太平安穏を楽しむべし。今二百年来、海のはて山のはてまで、干戈を戢にし、鼓つゞみをうち、なにの間違ひもなく、不足もなき世に生れぬれば、軍といふことは、双紙のものがたりにて見、なぐさみものにし、父祖のものがたりも、みな昔伝のみなれば、其世のありさま、今おもひやりても、中々察しとゞかぬ事なり。されど苦みを経ねば楽みを知らずといへば、十が一二をおもひやり、片端たきつゞりて、けふの無事を楽みかへり見んとす。先づ軍勢催促ありて首途するときは、生て二度帰らぬ別なれば、老たる父母、妻子の歎き思ひやるもたへがたかるべし。むねの内いかばかりなるべきや。一歩もふみ出すより、今をかぎりの名残りともなれば、心づよく跡をかへり見もせず。さておし行く道は、険阻切所共いはず、今や敵よせ来るか、この森、かの山蔭に、敵の伏勢やあると、安きこゝろもなし。昔の飯は腰に付たる飯ばかりに、なま味噌の袋にてもあるはよき分なり。道のほとりに引散て喰終れど、湯茶はいふに及ばず、水をだに飲ぬ事も多かるべし。またやがておし行つゝ、陣営に着ても、早速小屋に入て休む事もならず。まづ竹木を取あつめ小屋をかけ、細引ひきわたし抔して、渋かみ幕等にて、天井四方をかこひ、敷ものとても無ければ、土のうへに草萱などをかりしき、荷鞍、しぶかみ、泥障、具足櫃の製皮などを敷て用るばかり。扨また、水くみ米かしぐ事も、それ〴〵の器物無ければ、黒米飯にみそと塩とを入れてふきたて汁となし、これを食して飢をたすくるのみなり。それも時によりては、一日二日を食せざる事多し なま米をそのまゝ食ふ事もあるべし。兵粮につまりては、人の肉、牛馬の肉、木の實、かやのみ、草木の落葉を食し、また水に渇し、毎日々々山川切取険難数里のみちを越て、草臥つかれても、湯を沸ふてくたびれを直すといふ事も無く、夜中とても、夜込み夜打の気づかひにて、甲冑を枕とし、すこしまどろむばかりなり。夜具とても、しか〴〵無ければ、寒き時も堪がたく、夏は蚊に責られ、幾夜もまぶたをあはさぬがちなり。冬はさむさに又堪がたく凍えあかし、いまだまどろ

むともなきに、本陣より一二三番の貝を吹立れば、諸手一同に起たちて飯かしぎ、着具をかため出立、またきのふの如く、險難切所をも嫌はず、數里をおし行、またあくる日もくるゝ夜も右の如くなり。さて敵地へ入ては、ことさらよろづ心づかひいふばかりもあるまじきなり。戰の場に望みては、互に矢砲飛びはすること雨のふる如く、白刃日にかゞやきひらめき、瞬息の間に生死存亡のわかるゝ境なれば、やゝもすれば、うしろ髮ひかるゝ心地すべきを、義を勵し矢砲白刃にむかひて進み、骸を汗馬の蹄にかけられ、骨を山野にさらす。義の重きをしり、恩の深きに感ぜずんば、一歩もすゝまるべきにはあらず。仕合にてけふの命をうしなはず、されどまた賴むべき身にもあらず。誠にあぢきなき有樣なるべし。甲冑着ながら山野にさまよひ、刀鎗矢砲の疵、暑に膿みて風に吹かれたるなどは、身に徹して嘸くるしき事なるべし。また時により陣屋をかへるいとまなく、一夜二夜などは繩柵にあるひは折釘鎗抔に細引ひつぱり、澁紙の覆ひたるばかりなるべし。または森林萱原などの中にかゞみ居て、あらき息をもつかれず、藪蚊、蛇、百足などの毒虫に責られ、晝夜雨露霜雪にあたり、寒暑にやぶられ、はやり病も多く、種々樣々の辛苦艱難いふばかりなし。これらはみな、疊の上にそだちて、安穩至極のこゝろを以て推量すれば、其千辛萬苦の十が一二にもあるまじきなり。古戰ものがたり抔を見て、粗おもひやるべし。今の世は父母、兄弟、妻子、諸親類に至るまで、飽まで食し、溫かに着て、雨露霜雪にあたるけしきもなく、千里に粮をたくはへずしても、飢ることなく、凍る事なし。分に應じてめし仕ふものもあれば、手あしをつかふ勞もかろく、なにひとつ不足なき此世に生れたるは、いかなる幸ぞや。亂世に生れたりせばいかゞはせむ。古への亂世にたくらべ、今の世に生れたるを、大なる幸とし樂しまば、外にたのしみを求めずして、おのずからこゝろの樂しみ不足あるまじきなり。今かく安樂なるまゝに、あそび樂しみの品に事をかきて、果はあそびのために身ほろぼすも多し。戰國の武士の千辛萬苦を思ひやりて、今日の無事を樂むべし。〔燈前謾錄〕

上件に記すことと、むかし戰國の代なりせば、いかばかりうきことつらき事ともならむに、斯く四海靜しづかに治れる御代に生れ出たるは、また何の幸ぞや。さらば古への事を思ひやり、今のよしことをかへり見るべきことなるべし。

天保元年寅十二月　　　　志　賀　理　齋　忍　識

忠信は守り難く。驕泰は移り易きは。世人の常情なり。それ太平日久しく四民鼓腹して樂むの時に逢て、或はあやまりて世の奢侈華麗を見て盛事とするものあり。理齋翁こゝに感あり。ひそかに三省錄を著す。翁已に歿して今を距ること數年。先見の明なしといふべからず。一日修德齋を訪ふ。主人予と交情ことに厚し。談論晷を移す。たま〳〵時勢のことに及び。即三省錄を把てこれを讀に。往昔質朴の風俗歷々として見るべし。かつよみ且論ず。思ふに後の今を視ること。また猶今の昔を視るが如くといへども。豈唯世の陵遲に任せむや。一張一弛のまつりごとは。民に父母たるものゝ命をつくるにあらずや。書生の窮措大やゝもすれば。史傳を議し治亂を論じ。劇談人耳をおどろかすといへども。もとより無用の辨不急の察にして。屠龍の技を學ぶに似たり。三省錄はその比にあらず。實に世人に稗益あること予が辨を待たず。そも〳〵王侯經世濟民の備へ。富國强兵の基をなさんも。今日吾輩が儉を守り業を勤むるも。所謂財用またおのづから大道あり。これを爲るものは疾く。これを用ふるものは舒なれといへり。いでやその詳なることを知らんとおもはゞ。この三省錄を讀むにあり。はた理齋翁の人となりを知らんと思ふも。亦この三省錄を讀に在り。

天保みづのえとらの歲秋日　　山崎美成しるす。

跋

余嘗讀理齋君之行狀。而知篤於廉潔之趣于業。今又見此書。而得窺其警戒驕奢之要。嗚呼昇平之久。上下日趨奢侈。勢之所至。不可止也。嚮者官革驕惰之弊。竭謀維持之勢。故民將濟其舊業。而歸於儉素矣。夫驕惰之原。皆起于居處衣食之不節。知不篤之禁制。使人任私情。則吾未知其所窮極也。乃若此編。庶於救時弊。其律吾輩匡救鮮也。余友德齋竊父之志。今梓之木。使人々皆讀之。免亡身之甚。生於此二者之幸也。

天保十四年癸卯孟春　翹齋　海老名　綱撰

題辭

夫治世之俗。日趨二華麗一。華麗之弊。終爲二驕慢一。驕慢者。天之所レ譴。而人之所レ惡也。故聖賢誡レ之至矣。易云。天道損レ盈而益レ謙。可二以見一矣。近世風俗。各競二奢侈一。是乃内損二生産一。而外得二譴惡一也。豈可レ不二歎息一哉。去歳十月。江都地大震。人民多死亡。當二此時一也。數月之間。都下人士。惟生是謀。何暇論二居衣食之臧否一乎。然則人恆以二斯心一。日三二省吾身一。則節レ用守レ儉之行。亦易々焉耳。予震後詩以記レ災。其辭雖レ野。其事皆實。今而思レ之。心膽頓寒。肌膚生レ粟。願異日子弟輩。一見レ之以爲二座右之誡一。則必守レ節之軌模。而防レ奢之針砭也。今春此書稿既脱。因以レ此代レ序云。

安政二年十月辰。冬令未レ到氣如レ春。南風吹レ雨々揚レ塵。北嶽吐レ雲々疊レ鱗。恠底驟煖汗遍レ身。居難レ就レ席臥難レ茵。寒暄違

序未得旬。終是伏陽震地異。大廈高堂頃刻顛。屋棟碎裂壓庶民。々々被壓窒塞呻。況復意慮轉火中。滿面表情昔作傷。幾能御制脫酸辛。々々暨了何逍遙。婦喪其夫子喪親。西走東奔何處歸。路傍號泣哭聲頻。昨夕服食備美珍。朝來移賜失衣巾。貴賤競看詩四隣。天譴示戒降甚災。堪惜薄命如於命。頼有縣官行至仁。一般賜飯似饗宴。焉間平生富與貧。街頭飢渴始清淨。思波所及渉江津。擁育丁寧已數旬。嗚呼斯災絕比倫。諸寺殯葬土皆滿。宿見積屍累々堆。供佛讀經布施銀。沈魂滯魄衣襟々。休言明曆觀回祿。都下死亡十萬人。今日老幼君徹臣。幾千幾萬豈爲均。我聞世道屈還伸。預知舊弊從此新。論汝勿文驕奢擧。又聞吉凶如車輪。轉禍成福易奢詢。守儉治家福自因。三省須思古語眞。

安政三年歲次丙辰正月中澣　江都　德宥處士原義正道甫識

梅廬大　森力綱書

序言

今を去ること三十四年、天保改元のとし、予が生父志賀理斎翁。近世漸々風俗奢侈に移るを深くいとひ、古昔の聖君賢相より並々の人に至るまで、質素の言行あるを集録して、三省録と名く。そのこゝろ二つあり。一つには衣食住の三つをはぶくの意、一つには吾々日に吾身を三省するの意。それこれもて弘く世に諭すことを欲し、梓に鏤んと公に願奉りしに、其時までは古き掟ありて、やんごとなき御名を梓に彫ことなりがたく、終に許を得ず、本意なく止みぬ。さるに翁もいく程なく世を去り、僅か十とせを過つる頃、公より新に仰ごとありて、古き政改め、はた世の奢侈は何くれとなく深く禁じ玉ふ。よりて拙れ翁の素願遂まいらせたく、ふたゝび此事願奉りしに、いかなる幸にや事故なく許し給りぬ。さればなほ数々の事、或は補ひ或は除きて終に梓に上せ、しかして書肆の主の扱にて弘く世に布き、同じ志の人々に見せ、風教の一助にもがなと、ものし侍りしは、嗚呼なる仕業と世の誹りも覚束なくおもひしに、其後書肆の主より、なほ数々の書を送りて、此うちにたぐひせる事のあるべければ、筆のすさみに集めてよと請ことあれど、予性固より疎懶の質、思はず一昔を過ぐ。然るに奢侈を誡む仰ごとまた年々に、公よりいとまなく諭し給ふありがたさ。書肆の求も打捨置べき事ならねば、思ひ立て見るまゝ書集め、前編の数に充て、三省の後集となし、漸稿を脱せるは、去りし嘉永七年の秋なれど、さゝはる事ありてまた九年を過ぎ、漸く去年の冬官許を請得て、遂に梓に上すことゝはなりぬ。よりて其ゆえよしを記すと云爾。

時に文久三亥の春正月　　原義再記

三省錄卷之六

衣服の部

○衣服は分限に應じ過不及なかるべし。まづ仕官の人は、家の主人出仕の着用は、力の及ぶだけは潔く調ふべし。妻子の衣服は、家の貧富にしたがふべし。是も分より下品に調るが理にかなふべし。出仕または禮席へは、垢つきやぶれたる衣服を着し、見物遊興の場へは美服を用ひ、家の主人は麁服して、妻子の首飾衣帶のかざりをつくすのたぐひ、甚だ儉約にそむけり。惡衣服而致美乎黻冕と孔夫子は禹王を稱美し給ひ、恥惡衣惡食者。未足與議也。とも曰しなれば、士たるもの麁衣麁食を耻るにゝろあるは、陋狹なりといふべし。やぶれたる縕袍をきて耻ざる勇氣、百事なしつべし。〔尚儉撮要〕

○見しはむかし、關東にてのていたらく、愚老若きころまでは、諸人の衣裳、木綿布子なり。麻は絹に似たればとて、麻布を色々に染、わたを入おひえといふて上着にせしなり。布は出所多し、木曾の麻布は信濃にて織、手作は武藏によめり。ぬく布文字づりは忍郡にておる。希有の細布は袖中抄に件の布はうの毛にておると云々。この說さまざまに記せり。さてまた、我若きころ、三浦に六十ばかりの翁ありて、語りしは、大永元年の春、武藏國熊ケ谷の市に立しに、西國のもの木綿種を持來りて賣買す。これは調法のものかなと買とりて植つれば生たり。皆人これを見て、次の年また西國の者持來るを、三浦のものども熊ケ谷の市に出て買とり植ぬれば、四五年の內、三浦に木綿多し。三浦木綿と號し、諸國に賞玩す。夫よりこのかた、關東にて諸人木綿を着るとかたる。然るときんば、木綿關東に出來はじまること、大永元年より慶長十九年、當年までは九十四年このかたとしられたり。愚老若きころ、諸人のはかまもめんなり。今の時代はあさなり。このごろ絹のうら付はかまはやり數。（中略、）

さてまた、或文に、むかし綿を多く入て、夜のものとて夜着にする、これをおひえとも、北の物とも名付たり。故如何となれば、裏に越後をするによりてなり。冬は北より來る。越後の國北なり。其縁を取ておひえとも、北のものとも名付たり。また異名を布子とも、綿入ともいふなり。この詞みな公家より出たり。〔一言誌〕

○井伊家彥根へ初て入部せられしとき、諸事儉約を第一とせられ、自身より木綿衣服を用ひ、家老をはじめ大身なるものへ、手づから木綿の布子、羽織などをあたへられしゆゑ、美服を着するものは、大きに耻かしかりしとなり。その後城の堀をひろげ、石垣をつき直し申さるゝとき、若侍どもへは、別して麁相なる衣類を着用いたし候へと申渡されけるとぞ。とかく法度を用ひずして、美服を着するもの多かりしかば、日附の者に申付られ、見つけ次第何ともいはず、不意に堀の泥をぬりつけ候よし。〔明良洪範後編〕

○むかし或諸侯の家老某と云し萬石以上の身にて有しが、その國にて登場のとき、茜の木綿羽織を着けるが、路次にて雨に逢て濡たる程に、玄關の扉に掛て干けるを、其主君折しも鷹野歸りにこれを見て、茜は日にほせば色かはるものぞ取入させよと云れけるとぞ。またおなじころ、親藩の家にて物頭たりしもの、黃金十兩にて着替の鎧を緘せしが、今當家中に、これ程の金を出して緘す人は有がたかるべし。武具は格別のものなれば、かくは結構にしつるなり、子孫吾此意をよくしりて忘るべからず、一筆書てその鎧に添て家に殘しけるとぞ。またおなじころ、諸侯の中に賢君と稱する人ありしに、其家老の子弟年若なるが、蒔繪の印籠に大なる珊瑚珠を緒〆にして腰に下げたるを、其主君咎られ、他日その人を前に呼て、汝は印籠をすくと見えたり。この印籠は樂をよく持なり。これを下げよとて、黑塗の印籠に木欒子を緒〆にしてたまはりける。それより國の貴族おそれて、華麗を禁ぜしとなり。これらは六七十年前のことぞかし。〔閑田耕筆〕

○延喜帝のとき、公卿奢侈にして、車服其令ありといへども用ひず。一日承相時平わざと美服して朝に出給ふ。帝大に戒しむ。時平退て閉門すること一月あまり。これを見て衆人其奢を改め、これを慎み守る。是潜に時平に相謀りて、この事あり、時平實に罪を犯すにあらず、衆人をこらすなり。〔老士語錄〕

養云、遠きいにしへは、奢侈を禁むるは君上の美政なり。さはいへ、上よりこれを行はざれば、下隨はず。禮記にも其令するところ、その好むところに反すれば、令すといへども從がはず。よろづみな然なり。

○酒井家の藩士草野文右衛門といふ人、若州へ來りて三四年の間は、夜具といふものもなくて、夜分寢るときには、あり合せし綿入布子を引かけて臥しけり。五ケ年ばかりも過て、やう／＼夜具をこしらへけるに、世間に用るものとは異樣にして、その製四幅にて、半分は袖なくして敷物とし、片身は袖をつけて夜着とす。是はむかし戰國所用の製にて、片袖夜具と名付つくるよしなり。東照宮にもこの片袖の夜具を御用ひありしといふ。さて家内は疊を敷かず、竹簀子の上に莚を敷たるばかりにて、疊はなし。たゞ三尺四方程の疊四五枚あり。自らもその上に座し、客來る時の備へとす。これ等にて、その餘の事はおもひやるべし。〔かたらひ草〕

○或人のいひし。世の中の輩を見るに、大かたは刀脇ざしの柄よごれ見ぐるしく、足袋などは所破を用る人多しと、物每にこの體有べし、心付べきこと耻かしき事なり。〔備前物語〕

養云、この條記すは、虚飾を重んずる樣なれども、おなじ虚飾をなすならば、武士は武具に心を可レ用ためなればなり。

○或時山名中務入道禪高、權現樣へ御目見ありしに、所々破れたる古き羽織を着用す。其時禪高其羽織はと御尋ありしに、これは萬松院義晴將軍より拜領仕りし羽織のよし申さる。適か山名殿ほど有、見事に候と御ほめなされけると。〔割註、續武家閑談、また岩淵夜話等に見ゆ。〕

○世に素袍の袖をきりて上下にしたりしは、松永彈正がはじめたるといふこと、よく人のしるところなり。麻上下のすそを切しことも、遠からぬ事なり。裏付の上下は、小堀遠州茶の給仕する小姓に、はじめてきせられしよりひろまりて、今常服となり、綟子かたぎぬは、うすものしかるべしといひしかば、松平伊豆守きかれ、尤のことなりとて作られけるとなり。これは本阿彌光通が子次郎左衛門咄しなり。其後綟子肩衣に裡を付て冬用ひし事は、小堀十郞左衛門政尹〔割註〕遠州三男なり。〔一〕作るなり。また袴仕立に彌左衛門だちといふあり。これは御仕立同心池永彌左衛門なり。憲廟御在世に召出されたり。其孫いま藤七といふ。竹村八郞兵衛殿御納戸吟味役の節咄されたり。またくつたびの跡をこはぜがけにすることは、予が父大坂に在しとき、ふとこしらへさせてより、其足袋屋の作るやうに云なし、おびたゞしく仕こみ、江戶へ廻せしより一統にはやりしなり。〔八水隨筆〕

○見しはむかし、愚老若きころまでは、はだの帶は麻布などにて、四尺程に切より二つにわり、割たるかたは腰へまはし、前にて結びたりしが、當世の下帶は、かはりたりといへば、若き人誠しからずと笑ふ。老人聞て、いにしへもさる事やありけん。古今集に、

したの帶の道はかた〲わかるともゆきめぐりても逢んとぞ思ふ

この帶は、腰兩方へ引まはし、前にて結べば再びあふがごとく、人にわかれてもまためぐりあはんと註せり。さてまた途中に契戀といふ題にて、定家卿、

道のべの井出の下帶ひき結びわかれはべらしはつ草の露

と詠ぜり。この歌のこゝろは、淸友といふ人、山城國井出の里をとほる道にて、めのと七八の姫をいだきて立けるを見て、其姫をとなにならば迎ん、そのしるしにわが下帶ときむすびてとらせけるを、女はわすれずはべり。されば男はわすれてとはざりしに、女恨みて井出の玉水に身を投しとかや。こ

れはたゞ細物商にあり。いとけなきより行末といふ前句に、下帯のむすびめはてずたまれらん、と宗祇付られたり。今は世上一豊にて、皆人ねりはぶたきなどのやはらかなる物を腰へ引まはし、片むすびになせり。また古もかくありと聞えたり。俊頼の歌に、

あしの屋のしづはた帯のかた結びこゝろやすくも打解るかな

とよめり。賤はた帯は、ひとへに結ぶといへり。賤機帯は下人の帯とも記せり。一所にかたむすびにあふと、うたにも詠ぜり。〔中略〕されば當世色好みの人達は、どんす、綸子、あや、しゆすなどの、はゞびろ物を二はゐろ幅りにきり、腰へふたへにまはし、後にて片結びにとめ、前へ長くさげ、街道あるくとては裾をかゝげ、股尻を人に見する、下賤小者のたぐひまでもすると見えたり。古人の言葉に、人貧きは心と貧といへり。おのれが果報のほどに、ふるまふならば事かくことあるべからず。過て用うる故に不足たり。其たにごりたる水にて足を洗へ、すみたる水にて纓をすゝげとこそ申されしといへば、或人これを聞て、いや〳〵彼等がひがことゝはいふべからず。上を學ぶ下ならひと申事とし、綾羅錦繍を身にまとへり。是によりて郎從等分限に外見をかざり、形相をつくろひ、領納する細行をば、皆衣裳にかへつくせり。今の時代天下太平にして、弓を袋に入れ、太刀を箱に納め、たゞ世の風俗のみ專らとし、よろづ美々しき事、前代未聞耳目を驚かすばかりなり。さるほどに其ははたかならず、この根源を尋ぬるに、武家の華麗衣服欲より起れり。愼しみあるべきことなりと、つぶやきけり。然るところに、諸侍衣服過分のよし公方にきこしめし、慶長十九當年御法度被仰出趣、衣裳の料混雜すべからざる事、君臣上下格別たるべし。白綾白小袖紫の袷紫の裏ねり、無紋の小袖御免なき衣服、猥に着用すべからず。近代郎從諸卒、綾羅錦繍等の飾服古法にあらず。甚これを制するものなり。〔老談一言誌〕

○ある書に、紙衣に六德あるを述る。其言に云、綾羅錦繍もて夜るのものを造り、薄ものすゞしに紋の

わづらはしきをさくるは、定紋にかた意地ばりて、紙子に淺瀨を涉ることをしらざるなるべし。土燒の火鉢一つは道具買も遺念なく、紙もて造れる蚊幉一はりは、紙屑買ふものゝまなじりをうながすはともあれ、盜をしてこゝろを動かさしむることなかるべし。薄紙一重に世の塵をさけ、濕をのぞきて寢冷せず、風を入るゝ時は水濱にあるよりも涼しく、書を見る時は螢雪の窓よりも明し。ゐぎたなき姿を人に見せぬばかり、夏侯が妓衣の巧にもまされり。晝はまろめて屛風の後へ投込み、折りめをたゞす世話もなし、秋去り冬來たれば、かぶりて霜雪のはげしきをもしのげば、一物にして六用あり。彼太宗が歌舞のからうたにはよらねど、われこれに名をあたへて、六德の幉とよび、みちこそなけれと驚きたる山の奥にもおもひ入らず、たゞこのうちに延臥して、やがて出じとはおもひそみけり。

○天明年間、白川侯の諭書に、着類の事は納戸役の者よく相心得申べし。これも先達て申聞せおき候へども、多くは御先格に任ずべく旨申に付、是ては夫形にいたし置候へども、以來は改め、在所は綿服勿論、江戸にては登城の時ばかり羽二重を用ひ、不斷着は絹紬を用申べく候。上下御先代にはりうもんと申ものにて出來たるよし、やはり麻がよく候。斯の通り申せば、吳服所へ省略をいたし申付候品數をへらし候樣にては全く無レ之候。申付候ところは、これは是までの通り、我等が着申ところばかり儉約を用るにて、納戸拂差出候品任褒として遺候ところをへらし候筋にては無レ之、我等が不斷取かへ引かへ着よごしたよりは、よき物を遣し候へば、貰ひたる者の爲に候へばにて候。着類、給物等にいたるまで、費をはぶき節儉を守り候時は、一家中在かた町かたにても、おのづから奢麗なること相止、質素にかへり申べく候と存候。〔聖武祕要記〕

○天明七未年八月四日、萬石以下御旗本の面々へ被ニ仰出一候御書付に、

一衣服諸道具等隨分有合を用ひ、古くとも見分無レ構可レ用レ之、新規之儀可レ爲ニ無用一候。朔望二十八日、其外御規式等之節は格別、平日は白小袖着用不レ及候事。但し上着ニ唯今迄島類着用無レ之候。向

後有着用申ニき事。

一寛永の衣服綸以見苦候とも、取用候段は可レ用レ之、并綿布取交候共、いづれにも様子よき品申付べく候。尤女之衣服可レ為二同前一事。（下略）

（寛永年中の事なりしが、小幡勘兵衛景憲が實子なきを以て、何某の次男を養子としける。そのころ若殊の面々は、丹前風とて髪の結やうより大小衣類にいたるまで、異やうなる風俗なりし、小幡が養子も若年のことゆゑ、その風をまなびて、鏡二面を用て髪つくろひけるを、父景憲見とがめて申は、若殊なれども武士の家に生るゝ身として、二面の鏡をもてかたちつくろふこと、遊女野郎の所為なりと立腹し義絶せられけり。この人武功におゐては人のゆるせし事なり。亂舞も功者にて、その外細工もよくせられたり。［明良洪範後編］）

（丹前風と云は、むかし松平丹後守屋敷前に町屋風呂あり、美麗を盡し、風呂女とて遊女有レ之、諸人入込み喧嘩度々故、御法度になる。其時風呂屋へ通ふ豪氣もの、異名に丹前へかゝる人といふ。丹後守前と云ところなり。今にてもはでなる風を丹前といふ。これよりのことなり。［八十翁昔話］

義云、關東血氣話に、承應、明暦のころ、江戸風呂屋湯女あり。伊達模様を着て湯入の塔にゆく、湯入のものゝ望にて酒肴歌舞もあり。其外に勝山と云は、大美にて多藝なり。次第に着物も美と成、湯入も美を盡す。御旗本三浦小二郎義成氣强者の美男なり。其上有福こゝろの儘に遊ぶ、伴ふ人一樣の出立にて、白むくの下着に、上は縮緬裡紅裏、へりはがん木出道、羽織は不レ着、長柄の大小かいらぎ、せつぱ金剛提げ、もの美き珊瑚、深編笠、裳紐、竹杖、往來立留りてこれを見る。神田堀丹後守門前の風呂屋を一とす。夫より丹前姿と呼と云々。然れば松平丹後守といふ何れか是ならん。予寛永年の江戸書圖を閲するに、松平丹後守は一ツ橋通りより小川町の邊りにあたりて見ゆ。されどもこの邊みな武家のみ、また堀丹後守は筋違橋のうちにありて、市街も隣れり。思ふにこのか

た足ならん。この書にかゝはらざれども、衣裳の伊達は伊達家に起り、丹前風はこの一事による。古昔の時世粧は、當今のごとく艶姿のみにあらず。少しは武あり、勇あり、見るべし。

因云、伊達者と云始は、寛永三年二條の御城へ行幸あり。この時伊達政宗の家來美敷衣服を着たり。諸國の人々に替るゆえ、諸人あれは伊達人と云。これよりはじまる。

○北條五代記に、小田原北條家の侍は云々。衣裳をきるにはのけゑもんと名付て、けだかく引つくろひ、ゑりをせなかの中骨四ツのゆまでのけ、背肯の灸の見ゆる程に着し、袴の前をむなだかにうしろごしをあげてきたまふ。去程に、後のゑもん付とはかまごしの間五寸六寸ほどありしなり。二十四五年以前までは、關東の諸侍の形體風俗、叮嚀にかくこそ有つれと、今の若き衆に物語なせば、若き衆聞て、禮儀の事はさもこそあらめ。むかし關東の諸侍の形儀聞さへおかしきに、今見るならばいかにといひて笑ふ。實に見なれし愚老も、今見るならばさもやあらん。何事も其時の風俗を學びてよかるべし。〔老談一言志〕

義云、この老談の一書は、國初よりの事を記す。其自序に、我永祿八丑の年生れしよりこのかた、慶長十九みどしまで、世上うつりかはれる事どもをかぞふるに、御門御即位三代、年號改元五度、武將あらたにそなはり給ふこと十代、其内愚老五十をへぬと云々。考に、此間の年號永祿、元龜、天正、文祿、慶長なり。慶長二十年改元元和となる。この書は慶長十九年の作なり。尤考證によき古書と謂べし。

○大名以下の諸侍、若殿原の美服を着し、駕籠乘物にて往來するは、公家の流のやうにて弱く相見う。年五十よりうちにては、絹、紬、麻、木綿等の地太なるを着し、素足にわらんじ、馬上あるひは歩行にて往來するは勇々しく見うと御意ありしよし。〔駿府翁物語〕

○男子の下帶、木綿布は、白より淺黄に染たる能きと御意ありしと。上様はいつ木綿下帶を御こゝろみ

あそばされて、かく御意ありてとて一ツ宛に仕候よし、上様御の御下着候迄にあそばされ度とて、國郡の御代官へ御自身御書あそばされ候と申傳へ候。〔同書〕

○古老のものがたりに曰、權現様御時代ころは、古代の風儀殘り、四民職分の差別たしかに見え、士農工商おの／＼其職分を守りて、誰が目にもこれは武家、彼は職人百姓と見え候ところに、今時太平の御代と移り替り、おほきあやつり開帳等の場にて群集する人を見れば、いづれ武士やらん、町人職人やらん、慥に見分けがたく、唯二本さし候ばかり武士とは見え、その外は中々見定めがたく候。また云、百年以前までは、公家、武家の外は紗綾、縮緬の類、民家の妻子帶にも持申さず候ところ、六七十年以來、そろ／＼と結美に罷成、下女等に絹の帶、綾留島帶など候ものも間々見及候へども、夫も稀なることとなりしが、近年は繻子、純子の帶など、かるき下女も所持仕候。小倉木綿、加賀絹、小紋羽織、高宮島等は、武家の外、田舎人の持候は稀なることとなりしに、只今は農人、職人までも、加賀絹、小紋羽織もたぬ者はなし。町人は店子まで、絹平、紫平、生絹等の外にも、しらぬおりもの等を羽織となし、群集の場にては、いづれ甲乙なく、四民の差別もしれがたく、誠に太平の代の風俗なり。〔同書〕

○奥州白川城主松平越中守定信御老中の節、御達被レ成候御書付に、衣服のことは、昔々むかしより其制度有レ之、官位の高下より定れる法有レ之候。地下にいたりても、上中下の差別有レ之事に候。しかるところ、享保のころ、上より御倹約被二仰出一候に付、諸國にて心得違、衣服上中下差別なく、木綿相用候へば倹約になると心得違、士も、町人も、百姓も、おなじなりかたちに相成候事、昔の風を取失ひたるにて候。同じ士といふ中に格式有レ之候て、衣服着することにて、誰上に立もの、下に居るものも、おなじ衣類體にては、何を以てか出立候容體達可レ有レ之哉。高知を取るもの、小知取る者、または重役を勤るもの、輕き奉公いたし候もの、面々相應の衣服着すべきことに候。倹約を衣服の事

と心得違、分限不相應の體多く成行候。身を正くいたすこと、衣服を以て致事にて候。質素とあるの二字、麁食いたす事とばかりこゝろ得ては違ひ候云々とあり。

○水戸黄門光圀卿群臣に示賜する條令に云、家中の士綺羅を不ㇾ可ㇾ好、馬具、武具、太刀、長刀も用に立候を專一と可ㇾ仕候。拵仕立も成程粗造に可ㇾ仕候。まして常體の衣裳、いか樣にも不ㇾ苦候。とかく粗造に越たる儀は無ㇾ之候。但貴賤によりて衣裳の違ひは、別紙に定おき候とあり。

○大猷院樣風流御覽被ㇾ遊候節、御譜代衆見物可ㇾ有ㇾ之候。何れもだて衣裳にて可㆑罷出ㆍ旨に付、井伊掃部頭老中等はじめ、みな紅裏染小袖にて登城、其節大目付井上筑後守熨斗目麻上下にて出仕、其體御覽被ㇾ遊、御立座被ㇾ遊、筑後守被ㇾ爲ㇾ召、其方衣裳兼て相觸候と相違、如何樣の心底に候やと御たづねなされ候へば、外樣へ御觸、私どもの役人は、御觸の樣に不ㇾ仕樣にと相心得罷在候と申上候。御機嫌よろしからず、亂氣仕候哉と御意有ㇾ之候節、謹で申上候は、少も亂氣不ㇾ仕候。唯老中ども亂氣仕候と申上候。いよ〳〵以て御氣色よろしからず御立遊ばされ候。其儀承り候役人ども、筑後守に向ひ、不調法の御挨拶以ての外と申候得ば、筑後守申候は、さて〳〵御慈悲成儀難ㇾ有仕合奉ㇾ存候。御手打に罷なるべくと頭を差出罷在候ところ、御構無ㇾ之御通りあそばされ候。此上は老中へ申達遠慮窺申候。しかしながら何の御沙汰も無ㇾ之、一二月も過候て五千石御加增下され候。

義云、この一條恐れながら君臣不和の和にて、深慮ある御事ならんと記し畢。

○塵塚談といへる某氏の隨筆記に云、享保元文年間、諸色の價の事、祖父笙船君隱宅小遣帳に、近來の物價と相違せしを抄出す。

享保十五戌年

十二月二　日	一百文	とぼし油五合
同　四　日	一百文	白豆四升六合

同　廿二日　一三百文　白木綿一反〔喜兵衛へ祝儀に遣〕
同　日　一四百文　岩槻高降木綿一反
同　日　一百四拾八文　新酒白弐升
同　廿三日　一四百四拾八文　上々せうゆ一樽
十二月十八日　一壹分　上白餅米三斗六升
同　廿四日　一弐百文　上々白糀壹斗
同　廿八日　一四百四拾文　上酒五升〔丹次へ歳暮〕
同晦日　一百七拾弐文　〔七文半ニ足三十文ヅヽ、九文半さし足袋六十三文、九文半四十八文、治右衛門へ歳暮〕

享保十六亥年
正月十九日　一壹分　白米三斗九升
七月廿一日　一弐朱ト四百文　秩父絹弐疋
八月廿　日　一百五拾文　絹弐疋ねり代
十一月三　日　一壹分ト七拾二文　ふとり絹五丈三尺弐寸

同十九寅年
九月廿二日　一七拾四文　〔飯田藻より赤ばね橋まで〕かご賃
十月三　日　一壹分ニ鏡壹ツ弐百六拾文　調
十二月十九日　一弐百廿四文　大まぐろ片身

同二十卯年
四月十一日　一四百五拾六文　極上池田酒五升
同晦日　一弐拾四文　榧の油五合

五月八日　一五拾貳文　白砂糖半斤
七月廿三日　一百文（龍慶ばしより、赤ばねばしまで）かご賃
三月朔日　一文金壹分に七百五十貳文　調
延享元子年
十月九日　一百拾文（尾張町より、白山まで）かご賃
十月十日　一金貳分に錢貳〆六拾文　調
正月九日　一四百四十四文　一竹印せうゆ一樽

と記せり。誠に往昔の物價に、當今の物價の高貴なる、恐歎するに餘りあり。前編上野吉祥院旅記、また後編附錄の小石川澤藏司稻荷開帳場修理の日記等と倂見すべし。予が兄蓬生庵花菡云、享保十九年藏前相場三拾兩にて半々とぞ。

○室町殿日記曰、一つ仲間衆の木綿三十五疋買取、御役船彥三に上せ申候、可ㇾ有㆓御請取㆒候。こづまもめんは今程一疋に付壹匁六分七厘の賣買にて候。これもこづまにおとらぬ木綿にて候。壹匁三分宛にて候間、其御心得可ㇾ有ㇾ之候。一ツ御房衆はした衆切米十二石よりはらひ可ㇾ申ㆍ由被㆓仰越㆒候。此ごろ兵庫の賣買一石に付六匁三分五リンの由、すいたや新左衛門申候。其御心得可ㇾ有ㇾ之候。

十二月二日　林　甚五郎
岡村忠右衛門殿
佐野權助殿
飯尾五右衛門殿

右は天文九年のことなり。これより凡百年ほどは、さのみ其價高下聞えざりしに、寬永のころの末には、木綿一疋六百文位なり。米もそれに隨ふて高くなり。元祿のころ、米一石の代銀百目、木綿一疋代

壹貫二三百文と成し、今また七八十匁の米價も、それより少し宛の高下にて、かくのごとし。わづかの時代おしうつりてかはり來れることなり。〔民間雜談〕

資云、上沼平次長崎行記に云、豐前小倉云々、播州明鹽屋丈兵衛が家に宿る。夜に入商人ども土產の木綿帶、絲墳等持來る。みな下品なり。明石縞とて、亭主丈兵衛諸方より托の縞切どもを見せけり。皆上品なり。地質薄にて唐さんとめのごとし。其價紗綾繻子にも過たり。縞地にて三拾匁ぐらゐは至極の下品なりと云々。これ明和四丁亥の年記なり。ことし寅年まで八十七年になれば、この縞衣服の品々、年々歳々皆奇流行を追て、諸國より織出す。古昔の人これを見ば何といはん。

〇常憲院樣御母堂桂昌院殿は、小袖に半襟袖ふくりんとらせてめしける。無益の費ことなるよし申人のありしに、いや尼が癖ははさみたてゝ衣服にすれのつく故、人にとらせたるとき、あまりのすれたるはうるさくおもふべし。袖口もよごれたらんはうれしからぬものゆゑ、たゞあたらしくてとらせん爲ぞと仰られしとかや。〔武野燭談〕

〇老人雜話に云、信長のころ、常盤井殿といふ公家に目見を望む人あり。媒介の人言はれければ、夏の衣裳にて恥かしと言ふ。何かくるしからずと申ければ、彼人も夏の裝束ならんとおもひしに、蚊帳を身に卷て逢れしとぞ。

資云、老人は江村專庵とて醫を業とし、永祿八年に生れ、寛文四年六月殁す。齡百歲、初加藤肥州に仕へ、後森作州に仕ふ。おもふに室町氏の末、世のさまには四海の艱苦をぞやと恐察奉るのみ。

此外集中も種々たるなどしるしあり。寔恐ろしき世界なりし。

〇御子息へ申入候。黄帛大島并中形小紋、とかく他の目を立る中衣類、決して御着用御無用に存候。縞の類に候。紅のかくし裏など、必々御用ひ有まじく候。かつまた町人の大脇指、御公儀御法度の御條目に有之之儀に候へば、努々御指有まじく候。このごろ拙者道中にて肝を冷し申候こと御座候て罷歸り、家

内の者へも、近所念頃なる衆中へも申聞候。其仔細は、先頃兩國橋邊にて、町人の子息らしき廿餘りの男、小僧壹人召つれ通り候。折節御歴々様がた、いかさま御役人様方にても有ㇾ之候や。其町人を御駕籠のうちより御目を付させられ、御乘物の外へ御顏を出され御覽なされ候體不思議に存。其者の様子見候えば、黑縮緬の單羽織、精好平の袴、金作りの長脇指、肩をゆすりかけて臂をはり、意氣揚々として八文字踏で通り候。これを御覽じ咎られつらんと、そばにて氣の毒に存じ、あはや召捕るべきと氣をへらし罷通候。かの御歴々様さぞ〳〵御心底に御にくみあそばしつらんと、宿にて申暮し候。御勤の節は、冬は棧留の袴にて恰好いたし候。夏は奈良平、正徳平とも申もの有ㇾ之、勝手向に罷なり候。郡内平、福島平などよろしかるべく候。其外衣類のこのみにて、心底も相しれ申ものにて候。かならず〳〵、端手なる模様浴衣染、大島類一切御着用あるまじく候。殊の外人品悪く相見え申ものにて御座候。殊に衣類も御定度々御觸も有ㇾ之候。急度御愼なされべく候。〔續下手談〕

○女房どもの風俗を御覽候へ、むかしも今も武士の妻女は、風俗しやんとして、小袖の裾はほら〳〵せぬやうに針にてとぢて歩行さへあるに、町の女房どもは、わざと裾のひるがへるやうにして、脛の白いを見せかけ、仙人を落して見せ物にせん方便と見えたり。此心底尤にくらしく存候。また首筋の白きを見せたきか、襟の汚れぬ仕末か、退衣紋にして、中將姫が雲雀山で敷皮に乘り覺悟仕やつた樣に、前へ首を投たれ見うる、紅の襦袢が見せたさに、かゆふもないあたまをめつたに簪でかくのも參る。其外腰帶の結目は脇にこそあらめ、脊筋の長强のあたりにむすぶもあり。さりとてはおとなしからぬ風俗、あの形ではこゝろの正しからぬは理、形は心の表事にて、おのれがこゝろを表へあらはし、武家の女に嘲らるゝもしらず。また近ごろ各樣の前で餘りはゞかりなき事なれど、總體あの女子の褌は、とても他人に見すべきものならねば、小短ふ漸三里のすこし上までも極て、夫ゆゑ脚布の二幅のと申よし、巫女どもが申を承りおき候。それに此ごろ町の女房は、紅緋縮緬は勿論、はなはだしきは

緒唐子など入て、前にも中通り、小袖の前をふら／＼とするは、畢竟このふんどし見てくれにて候はんか、とりとてはさもしき心底、武家かたはおゝ端女まで、さやうのむさきものをば、人の目にかゝらぬやうにいたす。これ次第の女子のたしなみ、それに踵より膝下へ引ずるほどにすること、一向汚穢ものとおもはぬそふなり。女子の二布は、長いほど下品の人ちやといひきかせる親もないかと見れば、しかも母親も一段端足そふで、自慢らしく娘と同道で、我々が社頭へもはゞからず、ふんどしを見せかけ候。いやはや慮外千萬なやつら、それほど下おびが貴くは、向後小袖の上に仕ふれと申付たし。〔同書〕

按云、今は武士の妻女も、やゝもすれば、この様の風あり。はづかしきことをしらざるなり。

○栄壽寶山公教諭の文に云、かくまで節倹を用られ、身廻りの粗服不自由をもいとひなく、唯々四民撫育のことにのみこゝろを盡し申さるゝことと、これまた朝夕見聞かるゝごとくなり。然に大邦の美麗繁富の有さまには、似ても似ぬことどもなり。年若きといひ、女子の心からは、時折からの衣服など、さぞかし氣の毒にもおもはれなん。これもまた止ことなき人情ながら、これにすこしもこゝろ動きて、これまでの質素の風儀をうしなはれんこと、後りあることとすくなくの攻をおそれおもはるべきなり。〔老の心〕

○彦根にて木俣氏、令を請て倹約を家に示し、衣服にはつむぎときはめ、絹類のものを着たらんには、晴の場にても制とるべきよしをさだめける。やゝありて重陽にやありけん。禮儀ある日、木俣氏繻子の服を着て登城しける。そのことを司どる士どもさゝやきて、これは忘れて着せられ候はん、木俣殿の服をはがれはせじ、然るとて、其まゝにしなば着用ありし詮に御ぬぎ候得と候ずやと言ければ、大に驚きたるよしにて、さても其事をふつと忘れ、かくのごとし、されば法を破るは大切のことなり。こゝにて制るべしとて、則脱て渡しける。これより後は、一國いさゝかも法をやぶらざりしとぞ。〔衛

數ながら、ときによりてかくもあるべきや。〔窓の須佐美〕

義云、この木俣氏の所爲は、前にしるす時平大臣と時の帝の意に書しおもむきやあらん。

○堺に夫婦住のまづしき商人ありけるが、夫婦とも古今まれなる職分にかせぎける故に、廿年ばかりの間に、大商人となり富榮へ、手代も多く仕ひける。しかるにこの妻何方へゆくとても、元まづしきときの衣類にて風儀をかへず、質素なりけるゆゑに、あるとき夫の申けるは、汝むかしも今も質素にして、同じ風儀つね〴〵感心なり。しかりといへども、今はむかしとは身體も違ふことなり、殊に女は衣服をたのしみとするものなれば、何にても望の品はこしらへ申さるべしといふ。妻答て曰、おそれながら天子將軍より各々の身分の位を見れば、つゞれを着ても身に過候へども、女のくせにて人のよき衣服を見ればほしきが病にて候まゝ、私も見るほどのごときものは、早速こしらへ置候へども、着ますることは冥加をぞんじて着ませぬなりと申さるゝに。夫あきれて、さやうにいつの間にこしらへられしと申されければ。妻の曰、今朝も門を通る女中の衣服を見てうらやましく候まゝ、早速に先刻も二ツ三ツこしらへ候へども、いづれの衣類も着ることは、我分をおもひおそれて一ツも着はいたさじ、こしらへし衣類を御覽下さるべしとて、簞笥の引出しあけられければ、緋どんす、緋ざや、天鵞絨、毛織、其外さま〴〵の呉服衣裳が、みな〳〵書付にてこしらへありし故、夫も甘心感儀して、妻が德を賞せしとかや。これ等は誠に足ることをしり、儉約を守り、身のほど知りし人にて、まことに長者大豪家とも女ながらもなる人は格別なり。〔脇坂氏隨筆〕

○古代にかはりて、人の風俗次第奢になつて、諸事その分際よりは華麗をこのみ、殊に妻子の衣服、また上もなきことゞも、身のほどしらず冥加おそろしき。高家貴人の御衣さへ、京織羽二重の外はなかりき。殊さら黑きものに定まつての五所紋、大名よりするゝ〴〵の萬人に、この似合ざるといふことなし。近年小ざかしき都人の仕出し男女の衣類品々の美をつくし、誹がたに色をうつし、浮世小紋の模

樣、御所の百色染、細狩の淺黄下、駒好格縞、雲霞にいたりせんさく女の身持、昔の質相より內證うすくなりて、家業のさはりとなる人數しらず。始末の中生きようを見するは、渡世のためなり。萬民の衣服は、春の花見、秋の紅葉見、婚禮葬禮の外は、目だつ衣裳を着かざれずともすむことなり。〔日本永代藏、貞享五年刊〕

○酒井讃岐守忠勝在、あるとき小姓頭のものを召れ、小姓どものうちに、定紋の衣類を着用するものあり。かれが祿三百石の身上にて、何用に指引して考るに、定紋の衣類着する事はなりがたき身上なるに、驕りもの沙汰の限りと仰ける。退て吟味しけるに、駒井藤左衛門事なり。其後御家中の大小とも、定紋を着することを遠慮せしとなり。〔玉露叢〕

○朝倉修理大夫義景入道英林子孫へ遺狀のうちに、正月はいふに及ばず、五節句出仕のとき、侍は大小ともに衣類を結構にすべからず。布子布帷子たるべし。或は晴の織もの糸の薄もの、曾て着すべからず。衣服を結構にするものは、心中に驕あつて色をこのむものなり。朝倉が家中にては、かたく可レ禁事、そのうへ國境の小侍ども出て、この備を見聞候て、衣服のうすきことを恥て、或は虚病をかまえ、一年出ず、二年出ず、後には伺公の體すくなかるべき事。〔朝倉草紙〕

○芳烈公あるとき岡山學校へ御入あそばされ、御稽古のうち、一人帷子の破れたるを着す。御覽あつて御感悅あそばされ、若きもの外備にこゝろなきは奇特なりとて、御手づから御帷子を遣され候。〔有斐錄〕

○大河內金兵衛は松平伊豆守實父なり。松平右衛門大夫へ養子以後御取立にて、老中列に仰付られ候。金兵衛常々自分の家來にも、伊豆守または豆州などゝ申され候こと無レ之、伊豆守殿と申され、對面のときも、猶伊豆守殿と申され候。伊豆守殊の外迷惑にて、其段申され候へば、たとひ我子なりとても、天下の大老にて御座候へば、いかで麁略に申べく候や、是上をうやまひ奉るなりと申され候。金兵衛

或寒中に伊豆守かたへ見舞申され、對面のうち、殊の外寒し、老人のことゆゑ頭巾めし候へと伊豆守申され候とき、左候はゞ御免候へとて、懐より古き木綿頭巾を出しかぶり申され候。そのとき伊豆守小姓に申付、奥より頭巾のいろ〳〵さま〴〵なるを十四五とりよせ、このうちより御目好にめされ候へと申され候へば、さては自分の頭巾を見ぐるしとて、かくのごとく候や、御こゝろ入は祝着なり。去ながら公儀をせぬものなり、かぶり居候ても、人に逢候へばぬき申候。しかれば結構なるをかぶりても無益のことにて候とて、取申さず候よしなり。〔續波集〕

○酒井忠勝様御下帶は茶染に仰つけられ、よごれ候へばいつとても洗濯をせよとて御下げくだされ候。もとより新しきを取替さしあげ候へば、これ見よ、洗濯をすればかくのごとく奇麗になるなり。儉約こゝろづけ可ㇾ有ㇾ之ことゝ仰られ候よし、あたらしきを取かえ上候とはおぼししらるべく候へども、態と右の通り仰られ候ことかと奉ㇾ存候。〔酒井空印言行錄〕

○世に本多風といふ髮の結かたあり。これはむかし、本多中務大輔忠勝の家中の風儀をさだめらるゝ。諸士下々足輕仲間までの髮を、前七分後三分と厚さをさだめて、紙をこよりにし、七つ巻て髮をゆふなり。今異體の髮をして、本多風といへるはたがへり。今に忠勝殿の子孫は慕ひ學ぶ。中にも本多彈正少弼の家には、綿密にこれを守り、棒刀巻下げ緒とて三尺ばかりなる長刀、すこしも反なきを、繰形の上下へ下緒をきり〳〵とまきとめて、これを帶し給ふ。着類は本多柿白裏なり。〔割註〕本多柿、あらひ柿とも、郡山染ともいふ。中ごろ本多内記郡山に住居申されしとき、多く世上へそめ出すゆゑに郡山そめといふ。」勿論表裡とも木綿にして、その仕立やう丈をみじかくして、足の臑出るやうに仕立、裄みじかくして作舞よきやうにとの仕立なり。腰のものゝこしらえ、塗鮫黑糸無地の鐵鍔、赤銅の目貫、緣頭は角一文字巻かけ、鞘は柚はだたゝき、甲斐の口黑下緒なり。平日質素を第一として、武役軍用を重じ美食をこのまず、學問をつとむといへども、詩文章を禁ず。朝はとくより起、弓馬槍

御の稽古に身をこらし鎗を錬ひ、家臣に風をさらし、すもふを勉め給ふ。仮にも柔弱なることを嫌ひて袴口を兵とす。御子息がたの元服までは革柄の大小、柄は鋼の胴金を入て、そこねぬやうにして差せ給ふ。あるとき近習の者、鼠色の足袋をはきて御前に出たり。弾正殿御覧ありて、その足袋御所望ありしに、かのもの惶多しとて辭退す。くるしからぬとて無理に乞ひたまひ、さて其後召せ給ふところの足袋、みな鼠いろになされしとぞ。これ何のためなれば、御倹約のおぼしめしより出たり。これまでめさせ給ふ所の白き足袋は、よごれも見えて、二日とも召せ給ふことあたはず。このところを勘弁し給ひて、近習のものゝ足袋を所望ありて、鼠足袋になされしかば、これよりして近習はいふに及ばず、家中一統に鼠足袋になりし、總國にて大なる倹約となれりとぞ。倹約の申つけなくして、自然と一統倹約をすること世の常ならずとぞ。〔夜譚隨筆〕

○紀伊大納言様あるとき、御心安きかた御まねき、御囃の節に召候白小袖の御そでをあげられ、見給へ五十萬石の身上、年もより候へば、常にあたらしきものを着候ても成事なれども、態と左やうには致さずと御はなしなされ候よし、御大名にても身のまはり等までは倹約を御もちひ平生の儀、質素にあそばされずは、人を御持候ことならず。またそれ〳〵に御取立なされ候儀もなされがたしと、それを御ふくみ候て御定なされ候となり。〔續功物語〕

○井伊掃部頭殿家老岡本半助、あるとき掃部頭殿へ申あぐるは、人かねての覺悟第一にて御座候。稲葉淡路守殿京の時分、松下伊豆守殿などの世上のとなへ御座候ては、是非なき御事にて御座候。尤御家中の儀は、殿様の御身もち、今日本のうちに別に御座なく候故、御家中の諸人も不覺悟御座なく候へども、いよ〳〵つゝしみ申やう仰付候て然るべくと申あげければ、掃部頭殿仰られ候は、汝いふごとく、我はむかしの世のことをおもひてすこしもわすれず、旅へ出るときも、その先々在所のものを料理させず。品川にては鮨、八王子にては芋蕨なり。これ權現様つね〲の上意に、身を摘みて人の心に

とゞまれとの儀を尊みて、かくのごとくぞ。我つとむることならざることは、家中のものに無理につとめよといはぬものぞ。あまり法度多きはあしければ、千より百を出し、百より十をいだし、十より一をいだして、肝要なる法度せよ。主よりしきりに法度を出しぬれば、家中せはしくなるものぞ。家中一和していひごとなきが、今時の上様への御奉公ぞ。わが家ばかりのことになく、さて大名衆もこの分ぞ。今度澤山へ登り、いよ〳〵法度をいたさずして、家中を一和させべきとおほせられたり。程なく澤山へ御登りなされ候とき、澤山へ御入なされ、江戸より供仕り參りたる諸侍を、こと〴〵く御呼なされ、木綿の布子羽織をあまた御持せなされ、いづれも家老出頭人をはじめ、布子羽織を下され、そのうへにて仰渡され候は、むかしわれらが親、汝等の親どもは、日々夜々に甲冑を着したり。これひとへに世を治んためなり。汝等この木綿の布子を着るもおなじことなり。いづれも着し候へとおほせられ、御自分にも木綿布子を御めしなされ候ゆゑ、いづれも木綿衣裝なり。然るところ、澤山より道まで御むかへに出たる侍ども、こゝをせんどゝきらをみがきいでたりしが、掃部頭殿をはじめ江戸衆の衣裝を見ておどろき、何れも着し出たる小袖どもをひきちぎり、すてたきほどにおもひしが、其日より衣裝の奢り法度なくしてやみけり。〔道齋聞書〕

○岡山烈公つねに小倉織の袴をめさせ給ひ、これをぬがせ給ふときも疊むことなく、柱の竹釘にこよりを引はりたるに、侍臣に命じてかけさせ給ふ。この糸の數年になりけるを、山川十郎左衞門かえんと申せしに、予しはきにあらず、まづ替えずともあしからずとおほせられ、また年をへて垢つきければ、山川かさねて何とも申さずかえけり。衣服食物大かたこの類なりとかや。〔烈公遺事〕

○青山大膳亮幸利様あるとし御在府の時分、諸大名様がた殊の外御衣服美麗に候旨御内意御座候て、御老中様がたより幸利様へ御噂御座候。何とぞやみ候やうになされたきよし、急度おほせわたされ候ほどのことにてもなし。何分御了簡なされ候やうにとの御ことに候。御承知なされ候旨御請なされ、さ

て木綿、さんとめの御上下をめして、御登城なされ候へば、諸大名様これは何といたしたる御衣服にて候と仰られ候へば、宰相様この衣服がよく御座候と仰られければ、その日限に御衣服あらためられ候御方も御座候。それより二三ヶ月のうちに、華麗の御衣服やみ申候よし、公儀向かやうの御勢ひゆゑ、外々様へ、此方より萬端御間合申候、曾て御崩なく候よし。〔明大鑑〕

○予が主土佐守先祖一豐といふは、關原の軍功によりて、土佐國拜領して代々相續、今土佐守まで六代なり。初代より今にいたるまで、家中の士は、江戸奉公、他國使役等は格別、在國の面々木綿紙子の外紬も着せず。清正の家中ほど高知のものはなけれども、一萬石、二萬石ほどのものあり。あるひは八千石五千石あり。この分限のものも、冬は木綿紙子、夏は布帷子にて絹はならず。小姓どもまでかくのごとく、今にこの作法斷絶せず。〔非獻物語〕

○松平越中守定信朝臣いまだ賢丸殿とて十三四歳にならせ給ふころ、姉君徳川夫人の御かたに、兄讃岐守殿と共にしばしばいらせ給ひしに、賢丸殿には白き間着をめさず、綿やうのものを用ひられけるを、夫人見給ひ、御内方にてはいかやうにもあるべし、外へ御出あるときは、世間並にもあることなれば、白無垢をめされよとおほせけるに、賢丸殿こたへて、姉君には大國の夫人とならせ給へばしらせ給ふまじ、賢丸は十一萬石の悴なれば、一段倹素をもちひざれば、家士の扶助なりがたく、それゆゑに綿着などの御内輪の所へは白無垢を着し候はずとおほせたまひけり。これは牛島弘福寺の老僧のものがたりなり。〔思出草〕

○家康公駿府に御座なされ候時分、御小姓分限不相應に目立候小袖着用候人これあり。ことのほか御しかりあそばされ、御近習のうちに、かやうの儀あらば、外様までうつり候て奢候やうになるものとの上意にて、かの人閉門おほせつけられ候よし。〔續功物語〕

○奥州仙臺伊達家の政事は質朴にして、伊達の一門、家老、中老の歴々、片倉などゝいへども、仙臺へ

登城の時分は、木綿衣裳の上にうら付上下を着す。況やほか〱のものは、殘らず木綿衣服なり。奥むき女中殘らず綿服のよし。〔太平祕覽〕

三省錄　卷之七

飮食之論

○食は生命の本根、一日もかくべからざるものなればなり。此故に稲の字をいのちのねと訓じ、中略していねとよぶならし、學ばざる人はこの理をしらず。米銀のことを論ずるは、いやしき事とおもふ偏見より、是、食のはかりごとにうとくなり、貧困よりして體儀すたれ、家業もなしがたく、はては諂諛の僕となる事をしらず。みづからくるしむのみならず、他人に損失をあてがひ、水旱風虫の蓄もなく、百行かけて行れず。かなしむべきの至なり。民は以ㇾ食爲ㇾ天と、酈食其が漢王に說しもことはりなり。抑も人と生れても、乞食をして飢をたすかる人もあり。また傭役して、其日々々の命をつなぐもあり。日々農業に辛苦しながら、其穀物を十分に食ふことならず。いやしき食物にて世をわたるもあり。しかれば富貴の人もやすきに居て危をわすれず。右のごとく艱難してだにわたりがたき世のありさまを觀念し、一膳の餐も、粒々皆辛苦なることを識得すべきなり。これに反して、こゝろにまかせて家人を勞せしめ、恣に隨ひて飽食酩酊し、はなはだしきは食するに朝夕の煙さへたてかね、勞役辛苦して、やう〳〵と半ば菜芹をまじえ炊ぐ人あるは、まのあたり見聞ところなれば、洗際飽食の人天道恐るべし。〔尙儉撮要〕

○先年慶長四年の吉田兵部の請取を見しに、米の價ありて、後の考へにもなるべければこゝに記す。國初はこれほど米賤しけれども、諸侯の患にもならざるは、諸物もいやしきゆゑなり。

請取銀子之事

合百文目者〔但十文目に付一石かへ也〕

右之米拾石はらひ米を以請取處實正也仍如ㇾ件

慶長四年卯月十五日　　兵　部　印

使ヒ　馬場千左衛門

右の本書は、草書にて字もはなはだ大なり。本書の字は別に藏む。〔續草廬雜談〕

○本郷森川宿御先手組屋敷に內山氏といへる同心あり。其先祖は北條家旗下の士にて、氏政よりの下知狀數通を藏せり。其中に內山氏出陣の節、ある桑門より見舞の書狀あり。一見せるに、

態令ニ啓達一候。何今般之御出陣御越河一入御辛勞已識察候。然ば雖ニ分少候一納豆壹合已進レ之候。誠以音問迄候。諸餘御歸陣之時分委曲可ニ申述一候。恐々謹言。

三月上旬　　淨安寺欽譽　華押

內山彌右衛門尉殿　御陣所

義熟考に、桑門のことなれば、納豆の進物もとよりさもあるべし。然れども、態々陣所へ贈るに、僅壹合の食用、今世よりこれを見ば、誠に一笑に堪へたるやうなれども、まことに古昔の質直、みなこれに類す。其品少しといへども、其情厚きこと、儉にして如レ此。今世は人情奢侈にのみならひて、微少の品は贈るに恥、また受るものも、動もすれば其輕重を論ず。これみな實意を以て交るにあらず。只虛飾を以て按するなり。殆感歎のあまりこゝにしるす。

○人間一日の食料五合と定りしも、古き時よりの分料と見え、其以前は定りなきことゝ見えたり。二合五夕飯新武者物語に云、人の食物は朝暮ニ二合五勺づゝ然るべしと、瀧川左近將監積り定められしなり。按に、これ一度の分量を云、朝夕にては五合なり。

○續武家閑談十二云、或人曰、事の急なるときまづ食事を調へ、則ち馳出ればかならず息切れ、また吐逆すべし。依レ之食すべき粮を腰につけ馳出て、事のすみたるとき食ふべきなり。天正十二年長久手にて、安藤彥兵衞、成瀨小吉、働き終りて腰を探れば食物有レ之ゆゑ、ゆる〳〵と快く食ふて飢ることとな

かりしとぞ。總じて出る時刻まで食して出れば、頓て早く饑るものなり。少し食ふ事食はずして陣に付るにしかじと云。貞丈云、常に餌指等諸鷹の仕合にも、食ひて直にはたらけば息切して吐逆するなり。武士は常に美食を好むことなかれ、粗食を食ひ習ふべし。陣中には美食なし、また大食を好むべからず。癖になるなり。俗諺に早食ひ早屎早走りといふ。常に心掛べし、習ふべし。

○凡生活するもの、其生命をたもつものは食物なり。故に鳥獸魚虫に至るまで、食物を求るを以て勤とす。況や人倫をや、赤子出産すれば直に乳味を求め、生長して四民各其家業を勤るは、食物を求るが爲なり。食せざれば生れ得たる生命をたもつことならず。されば人倫の至寶は五穀なり。金銀珠玉を以て五穀を買はんと欲するといへども、凶年飢歲、あるひは兵亂等にて五穀を賣るもののなき時にいたりては、金銀珠玉は食らはれぬ物なれば、たちまちに飢死すべし。然れば五穀は至寶なり。五穀は生にて食はれぬものなり。何れ鐵の鍋釜の類、これらの器、五穀に次たるたからものなり。五穀を食へども衣服を着ざれば凍へ死す。されば衣服は五穀に等しき寶ものなり。食物と衣服の外は有用のたからものにはあらず。みな無用の寶なり。永祿年中の兵亂に、天子も飢渇におよばせければ、富有の商家より米を獻じて、飢を凌がせたまひしよしいひ傳へたり。上もなき至尊の御寶、禁中にありといへども、天子の御飢を助け給ふことはなかりしなり。彼時に當りては、米穀は御寶よりも貴かりしを考ふべし。世に寶物と稱するものは、たからなることはたからなれども、五穀衣服と食衣を調へる器ものよりも劣りたる寶ものなり。後代には食ふて生命をたもつべき米を賣はらひて、食はれもせぬ金銀を求め、またた生命をたもつべき米を盗取て、刑せられて生命を失ふものもあるなり。また云、君に仕ふる臣は、君より生命をたもつ至寶の米を給り、日々生命をまつたくたもつ君の大恩を受るなり。然るに大恩とも云もはず、食はれもせぬものを給はるを、恩とおもひあやまるものもあり。〔以上貞丈雑記〕

○續紀の上卷に、宣化天皇の詔に、黄金萬斤ありても飢をば救ふべからず、白玉千箱つみても寒をばふ

せぐべからず。五穀こそ天下の大本なれとて、大臣に命ありて、國々に庫藏を立、糧を積み貯へさせ給ふ。其倉庫の跡、今に御厨といふ。たとへ凶年不慮の變ありても、粮なくしては萬事をいかですくわるべきや。都てわが城米、かくの心得あるべしと被ﾆ仰付ｰけるとなり。〔武野燭談〕

○神祖の仰に曰、農工商は國の寶なり。第一農人のくるしみは、一粒百功とて、去年の秋より種をとり、春は田をかへし、夏は草ぎり、風寒暑濕を凌ぎ、さま〴〵苦勞して、秋は稻となし、米となして君に奉り、諸人をすくひ養ふ。誠に莫大の苦勞、また莫大の勳功なり。このゆゑに、君子は一度飯を食するに民の苦勞をわすれず。また民を稀につかふとても、もし止事を不ﾚ得して民をつかふときは、民の隙を用ふべし。民はこれ國の本なり。そこなふべからず。本かたければ國やすしといへり。〔御遺訓附錄〕

○權現樣あるとき田舍へ御鷹野として渡御、御供の面々に、當年の麥作當り豐年と見えたり、其體を見定候哉とて御教ありけるは、惣て麥左へよれける年は不作なるものなり。あの麥右へよれるゆゑ豐年なり。其上百姓幼き子供氣ざし達者なり。これ母の雜穀ばかり食せず、乳味が澤山なればなり。また去年の芋藏、今に崩れざるを以て、いまだ粮のつきざるを知べしと御諚ありし。芋藏とは、去年芋を積置き土をかけてたくはふることとなり。〔續武家閑談〕

義云、誠に恐多事ながら、鄙事に多能の御聖慮故、かく卑賤の情態まで廣く渡らせ給ふこと、難ﾚ有き神德なり。當今豐饒の諸侯は、芋の貯へかたなどしるもの稀なり。これ太平の御恩澤とは申ながら、また民家のいとなみしらせたきことなり。

○大猷院樣の御時、永井氏の人名は失念せり。御近習にて久々煩被ﾚ申、あまり久しき儀に候故、おして出被ﾚ申候ところに、御覽なされ候ところ、顏色のあしきを見て、其方いまだあしく候。なか〳〵勤る事なるまじく候間、まづ引込候て遠慮なし養生いたし候へと、御直に上意に候。堀田伊賀守御側に居

被レ申、尤レ有上意にて候。早速罷歸養生候へと被レ申。歸宅いたし、さて十五日も過候て、この節はすきと本復候て出申され候へば、御側へ御呼なされ、何とたゞ今米の直段は何程に高候やと御尋なされ候へば、しかと不レ存旨申候。いわしは何程仕候やと御たづねなされ候由、また不レ存候と被レ申候。其時御氣色あしく罷立、不心がけなることにて候。かやうの事は老中などにはたづねられぬ事に候。其方ども近習心やすきものに尋候て、此方心得にすることにて候。然らばかやうの事、かねては其方ども能承りおきて相詰申時分、つぶさに可二申上一候樣かねてこゝろえ申べく候に候ところ、油斷千萬なることにて候。夫も勤仕に無レ暇候へばもにて候。この間百日ばかり引込罷在候うち、幸いか樣の下のこと、こゝろがけ候て承りおく筈にて候。夫にては近習に相勤させ候に益なきことゝ御意に御座候。それより毎日物價の事を町へ聞せ候て罷出候へども、よく〳〵御見限候や、其後は御尋もなされず候。御他界以後、この人大番頭になり申され、其後隱居にて候。毎日米の直段、綿の直段、豆腐のかずの相場をたづねさせ申され候。子息初皆不思議いたされ候へども、すこしわけ合有レ之候にて、右の事申されず。その後病死の前にて、子息其外一類中へ申され候は、我等このことおの〳〵不審に被レ存べく候間申置候とて、右物がたりいたされ、只今何の益も無レ之候儀に候へども、其時分心肝に徹し候て迷惑に存候ゆゑ、一生わすれまじきと存候て、かくのごとくに候よし申され候。下の事常々御心掛有レ之こと、この一事にて相知れ各別の儀に御座候。〔遺話〕

○有德院殿御代始に、御儉約の被二仰出一にも、凡て嫁娶の規式も、蛤吸物酒三獻を不レ可レ過との御書付出たり。是はと笑ふものもありけれども、吸物蛤を婚禮の法に立給ふ事は、御學問すぐれ給ふゆゑなりと、或學者これを稱し奉るとかや。外の貝にあはざれば、外の夫にこゝろをかよはさぬ貞女の兩夫にまみえざるの戒めといふことわきまへさせ給ひて、蛤吸物と被二仰出一けるぞ、ありがたきとて諸人これを賞しけり。〔明君享保錄〕

○また君の上意には、この二三日は殊の外に食事すゝみ過てはいかゞなりと御意被レ遊ければ、御老中がた口を揃へ給ひ、何にも仕れ、御食事の進ませ給ふはよろしき事にて候半と申時、御醫師衆申けるは、まづ世上にても命は食にありと申候得ば、一段結構なる御儀と祝しけり。君御笑ひあそばされ、いや〳〵左樣にてはあるまじ、食事といふものは、不斷甲乙なく、其時を違はず、足り不足なく定食にいたし候をこそ、人間の養生のよきと申べけれ。過るときはひゐを破り、不足なるときは衰へる必定たり。過不及なきを第一として、それをこそ命は食にありといはふずれ。其食といふはたりぶそくなきを云なり。過るは甚あしく、めつたに多く喰ふはよきことにあらず。それをいふ事にはあらじと上意あそばされしに、御醫師衆も赤面して、始て命は食にありと申賞事、わきまへ申候と御返答申上けるとなり。〔同書〕

○同御代、薩摩芋の種を御取寄、諸國御代官へ命ぜられ、右種を御貸被レ下、所々に作らせ給ふ。其形魚形にして萬民見馴ざるものゆゑ、是を喰ず。爰におゐて林朝散大夫大學頭信亮に命ぜられて、薩摩芋の功能書開板有て、人是を喰てその德あることを記させ給ひしによりて、人々うたがひを散じて、今專ら世上一統に是を賞翫し、甚夫食の助となり、世上の重寶うへなき御事、これ明君の御仁德のするところにあらずや、有がたきと申も愚かなる事なり。〔同書〕

○鰹節を上皮けづりて、中を帶にはさめば、物前にても、またひだるき時もかみ候へば、殊の外力になるよし、水飲は竹にて腰持にもつべし。

○うちがひに干飯よく候。木綿うちがひの中にあるをこしらへ置て入腰に付候へば、さい〳〵噛候によく候。またはうちがひながら水に入て少しおけば、程經て飯のやうになるものなりと、吉右語り申されれ候。また梅干の肉をすり、絹につゝみて糸をつけて持べし、砂糖もよく候よし、同人かたり候。

○鍋なくて食するやう、米を手拭につゝみ、水にてよくぬらして、地を掘り埋み、その上に火をたけば

飯になるなり。

○大豆を干飯のやうにしてうちかひへ入持べし。人にも馬にも喰せてよく候よし、吉右申され候なり。

〔且上道老物語〕

按ずるに、この品々戰場の心得なれども、當時僻地へ旅行などにはよかるべし。また大名とても、戰場の時は、かゝる品にて飢渴を凌がねばならぬ艱苦おもひはかるべし。

○酒井家の藩士草野文右衛門といふ人、城中に宿直する時も、辨當をば持ず、干飯の焼米の類を袋に入れ持參り、用なきときは取出し、すこしづゝ食ひて多く食せず。一日二度あるひは三度と定て、追々はたすることとなし。用なきときは取出し、用なき時は出して食ひけり。其職を聞に、多く食せざれば中ることもなく、また隙をも費さず、陣中にて甚便利なりといへり。朋輩の辨當の品々取調へたるを見て、泰平の御代とは云ながら、あまり奢りたる事かなとて大に歎息せしが、また謂やう、泰平ほどありがたきものはなし。かゝるありさまを、むかしは見もし聞もしすることもなかりしと述べることありしなり。〔ふたらひ草〕

○戸川伊豆守信幸、或とき船中より岸の杉菜を眺めて、侍中へ杉菜めし給候やと尋るに、給たるものなしといふ。さぞあらん、天下平均の德なり。其は勝頼沒落のみぎり、道にて幾度これを食す。甚だ給にくきものなり。また粥をも切々給けるが、さてさていやなものなり。この憂目を見るも、今家中を恃む一德となるよし申聞られしなり。〔續武家閑談〕

按ずるに、亂國のさま實におそろしきことならずや。今治平の世に生れぬればこそ、杉菜を喰ふこともなかるべけれ。日々飽食暖衣して美膳を好み、味醂なくては味ひなし、鰹節いれねば旨からず、切目調はざれば興なしなど、さまざまの誇言を吐もの天譴恐るべし。空腹ならばいつも旨く味あり、喫食して珍膳に富ると、宜なるかな、予往年東遊の節、那須野殺生石一見せんとて、七里の曠原に

かゝり、晝食の設なく、黑川といふところにて、ある農家に乞得て、稗飯を喰ひしことあり。思ふに今世にも遠鄕僻地には、かゝる品を常食とせるあれば、都下にて日々米飯をもて生を送ること、この上なき榮耀ならずや。然れども都下にては、稗飯杉菜の味しらずして濟ことゝもいひがたし。其ゆえは治平も忽ち亂世の趣あるは、凶年飢歲のときなり。既に天保年の飢饉に、予下谷中に住しが、近隣一市人の婦人、小兒を負て日々予が園中に來り、溝邊の芹杉菜を摘みて飢を凌ぐ者ありしなり。今はある市街に移居して豐かに暮せり。予も其ころは、すでに杉菜を喰ふに近かりし。豐饒の年に凶飢のときを忘却せまじと自ら記し置。

○仙臺侯台命を蒙られて仙臺堀を掘ぬかれける頃、水府義公より御見舞として、黃粉むすびに芋の煮ころばしを多く拵らへて贈られけるとかや。實にこの時分質素なること知べし。〔或人叢書〕

○權現樣御近習へ身持は赤鰯を食ふよふにせよと、每度御おしへなされ候よし。〔天野遺語〕

○大猷公、或時松平伊豆守信綱を召て、御膳のあつ物の中より一種御箸を以てはさみ被ㇾ下、給て見候へと仰あり。信綱頂戴、給畢りてあきれたるものを御料理に仕候哉と申。上則ち御料理方のもの大越度のよし御意ありて退去。其翌日登城し、晩に及で御前へ信綱を召て、昨日の越度如何申付候哉と御尋ありしに、信綱申けるは、昨日拙者に被二下置一候以後、只今まで湯水も給申さず。彼味に毒氣あるやと試み申候へども、腹中相替儀も無二御座一候。然ば御臺所人野心の企にてもなく、無念至極の所爲に相極候よし言上す。元より大猷公は慈悲正直の名將ゆえ、たちまち御心とけて、御料理かたのもの、不調法一通りの御しかりまでにて事すみける。〔續武家閑談〕

○或時豆州平川口より退出の刻、御臺所小間遣色々の物盜取持出けるが、豆州を見て驚き倒れ、其品々露顯す。豆州の曰、汝あやまれり、盜候ものを段々に持出し候へば如ㇾ此にいたらず、一度に持出るゆえにこそ、ケ樣にあらはるゝとしかりて其通り咎めらるゝ事なれ。退きて曰、かろき者は御かげな

らでは妻子養育なりがたし。天下の御仕置は、重箱の内にて味噌するがごとくなすべし。すみ〳〵を明置事肝要なりと云々。〔同上〕

○御役人中御臺所御料理たべられ、御目付に見附られ、過料のこと申され、二の丸へ立より、酒井雅樂頭へ常にしたしきゆえに、此事歎きしに、雅樂頭殿夫は御法度にてならぬなり。明日定めて御目付衆より申参るなり。其時出られ可レ然よし申されて、其明る朝登城候とき、御目付衆迎に出しに、とくより申出されしを失念候。日長の時にて候間、いづれも御料理振舞可レ然よし申さる。これに寄て昨日の過料の事いひ出すに不レ及事濟む。是御役人中御振舞被レ下初めなり。〔老談一言記〕

○元和三年正月二日御謡初、御譜代大小名登城、猿樂舞々等群參して無踏せしむ。御酒宴終りて後、御流猿樂に被レ下べしと有しかば、この事當年初る儀ゆゑ、定て其定ありて、次第を逐て頂戴すべきと、群參の面々存罷在候ところ、御目付申渡といなや、幸若小八郎阿と答へ、其儘すゝみ出て御流頂戴せしむる故、諸人これを率爾の至りと眉をひそむるに、また同じく與三太夫罷出、前後を排せず相續て拜戴す。夫より觀世太夫を初、四座の者ども、是を頂戴す。大名等肩衣をぬぎさづくること山の如し。然して臺徳公御意に曰、小八郎只今の振舞、誠に宜なるかな。彼は清和源氏の末桃井が後胤なり。父は太閤秀吉に仕ふ。或時鷹野の供奉つかまつる處に、大坂天滿にて火の男横合より驅出、秀吉に近付べしとす。事急にして近習の者共周章のみにて、これを捕ゆることあたはず。其時幸若走寄、其足を蹴倒し則ち搦捕しところに、懐中に刄を隱せしゆえ、色々僉儀の上刺客に極る。〔欄註〕刺客はねらふものなり。則ち其時恩賞を賜る。當時其身武門にあらずといへども、氏姓あるものは覺えずして武勇を顯すなり。今日小次郎群に抽で一人すゝみ出て盃をのむ事、其器先祖に劣るべからざるものなり。向後今夜の格を以て定規とすべきものなり。幸若太夫も清和源氏若松が末なり。彼號參州にて一向亂に宗門を改め、大御所に屬し、度々忠をなすよし被レ及二聞召一。曾てケ様の儀おぼしめし忘給はさるよ

し被二仰出一ければ、諸人感激して覺えず涕泣すと。〔續武家閑談〕

義云、恐れ多きことながら、かくてこそ、上下和諧して安樂の御一興とも申奉るべけれ。これ孟子の所レ謂雅樂俗樂のけじめはあれども、樂は與レ衆樂してたのしむの意と同一致にして、實に寬大の御德、禮讓の御沙汰もあらせられず。却て其祖先の勳功まで思召出され、御賞譽あるなど、其人々の心中いかばかり難レ有き思ひやられて、今もなほ感涙を催す事なり。

○煙草は古代なき物なり。慶長のころ、蠻國より渡ると歟いひ傳へたり。これを好まざる人は毒物なりと云て、其害を論ずる人もあり。酒多く呑む人は、酒毒にて終に內損の病となり、或は吐血、或は浮腫、或は黃疸等にて死する人あり。煙草を好むで煙毒に中りて內損し、病を發して死たる事を見ず。聞ず。然れば毒物にはあらず。良藥にもあらず。煙を吸て試るに、讀書寫字にて心倦み氣欝したる時には、氣を運らし欝を開くを覺ゆ。食後に煙草を吸へば、口中爽かなるを覺ゆ。此外には何の事もなし、尤無益の物なり。〔紬艫訓〕

元和二年十月三日仰出さるゝの趣、東武實錄に左之通り。

條々

一たばこ作るもの、町人は五十日、百姓は三十日、自分兵粮にて籠舍たるべき事、

同賣候もの同前の事、

一同作候在所は、爲二過料一百姓壹人に付鳥目百文づゝ可レ出事、

一同作候所の代官、爲二過料一五貫文出すべき事、

一道橋の儀如二前々一可二申付一候。若令二油斷一惡所於レ有レ之は、其所の代官過料五貫文可レ出事。

右之條々堅く被二仰出一所也。仍て下知如レ件。

元和二年十月三日　　安藤對馬守

土井大炊頭
酒井備後守
本多上野介
板倉伊賀守

○多葉粉のひろまりしは、色々の書にさまぐ記して見えたり。予が父弱年のころ、大坂高麗橋にて唐人の装束したる商人、竹のきせるにて一ぷく二銭づゝにて人にのませたるよし、常にかたりぬ。萩原皇岡實咄されし。園殿下向の節、殿中へ金入のたばこ入もたれしが、甚いやしく見えしよし、今もあるべきか。近きころは、大名もさらさなど袋にしてもてり。のまで叶はぬものならば、奉書たとうにつゝみたるが、貴人は穩なるべきなり。〔八水隨筆〕

花衣、八水隨筆は、柳亭子云、享保、元文のころ、大御番を勤めし人の作のよし。然れば元和二年御制禁の後も、私かに用ふる人ありて、今世のごとく御制禁中ながらも、またさまで嚴しき御咎もなきことゝ見えたり。夫も格別人事に害あるにあらず。少しは散欝の能あり。たゞ田畑耕地の妨たれば、一旦御制禁ありしにや。然れども、近世のごとく、右のしなよりさまぐの奇巧美麗を好み、金銀の煙管、また羅紗ごろうの煙草いれ、煙管筒、あるは金物にもさまぐの細工ごのみに、世の費をなすに至るは、長歎息すべし。因に云、前編に載する煙草は、秀吉朝鮮を征せられしとき陣なる故、軍勢朝鮮にて吞み習ひ、其後慶長十年に種を傳へて、長崎櫻の馬場に始て植て世に弘まる。

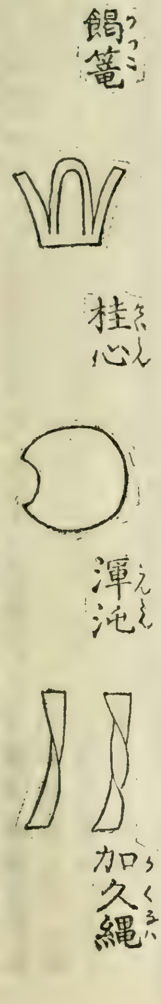
○茶は前編すでに載る、傳教大師歸朝の節、茶の種を持て來り給ふ。五十二代嵯峨天皇の御時なり。江州坂本の茶園の跡あり。こゝに植給ふと申傳ふ。また八十三代土御門御宇に、宴に植させ給ふともいひ傳ふ。京都建仁寺の開祖千光國師榮西入宋ありて歸朝のとき、茶の種を持來りて栂尾に植、それより世に廣まると云々。兩說あれども、傳教大師のかた然らん歟。小窓閑話に云、吾邦に茶を用ることと、

先輩多く說あり。本朝食鑑、大和本草に見るべし。曰、いにしへは挽茶のみにて、煎茶は近世のことゝいふは本據なき說なり。余一日類聚國史をよむに、第三十一卷帝王部曰。弘仁六年四月癸亥。幸近江國滋賀韓崎。便過崇福寺。大僧都永忠手自煎茶奉御。と見えたり。然ればせんじ茶も、上古よりあり云々。弘仁は嵯峨帝御宇の年號なり。卯花園漫錄の一說に、此時代は唐茶にて日本茶なしとぞ。何れか是ならん。さてまた茶の湯と會合法式をもて茶を喫するは、東山殿の代はじめて忠功眞節の大名を集て、御心を合せんとおぼしめし立たまひて、茶の湯を御もてあそび、山名、赤松、畠山、京極、武田、細川等を召て會合むつまじく、惣じて天下文武の道は中に及ばず。元より理世安民の媒にもとづく。決して虛妄の遊興のみにあらず。然るに後來これを玩ぶものはへつらひを本とし、或は異風を好み、或は茶道の業に移り、其景氣に形を盡し、器物もいたづらに價の高下に心をとられ、安からぬやうになりゆくこと、本意にあらず。されば澤庵禪師の歌に、

茶はこのめ道具はすくなかけ茶碗一つありても事は足るなり

水戶哀公先年御一門がたを御招きの節、御工夫の御會調度のしな〴〵に、茶杓は竹さじ、水さしは片口、蓋置は螺貝等にて、御菓子は燒芋御用ひの事ありしとぞ。理齋翁の物がたりありし。

○菓子の製造も、東海平子交、名は維章、稱は篠崎金吾が朝野雜記に云、上世の干菓子四品あり。其形左のごとし、



右四品、上世の干菓子なり。この外にさらに無之。濱島内膳傳へてその圖を藏す。津村惣右衛門予に

傳ふ云々。箋注和名鈔に、餛飩。〔割注〕四聲字苑、餛飩餅、剉肉麪裹煮レ之一餲餬。〔割注〕四聲字苑、名蝎蟲形一、俗云餲餬」歡喜團の下に、一名團喜、俗以梅枝、桃枝、餲餬、桂心、黏臍、饆饠、䭔子、團喜一、謂之八種唐菓子一と見えたれば、餲餬、桂心、黏臍の三つ、唐より傳へ、よく纏は此方の製なるべし。今の果子に加久纒の形したるを、俗にねぢがねといふにも、古今の時の雅俗をしるべし。近世都下乾菓子の製造、年々に奇巧を競ふ事甚だしきにつけても、上世の質朴をおもふべし。況や上世にわたらざる砂糖といふもの、世に行はれてより、このかた天下の菓子の味一變せるをや。〔南畝莠言〕

○大佛餅は、根元京都誓願寺前にてこれを製す。今以堂上方へも召さる。至てその風味格別なり。また方廣寺大佛殿の前にあり。また好味なり。江戸淺草にて製するは、これに倣ひ大佛餅の名目を以て、近世數品の餅あり。いが餅、さつき餅、あんもち、くりもち類ひ多く、提重、杉折に盛りて美を盡せり。またぼた餅は、むかしははなはだ賞翫せしものなれども、今はいやしき餅にして、杉折、提重には詰がたく、晴なる客へは出しがたし。牡丹のかたちに似たるにより、牡丹餅と名付、また萩の花、かい餅とも云。堂上方には、今とても御賞翫あるよしなり。最明寺殿、足利義氏の許へ鶴岡社參の序に立寄せ給ひしに、一獻に打あはび、二獻に海老、三獻にかい餅にてやみぬと、つれづれ草に見へたり。今も片田舍にて、歷々の振舞をぼた餅にて饗應は、むかしの遺風なり。かならず古實は田舍に殘れり。繁華の地には失せることのみ多し。〔近代世事談〕

○世俗先祖を祭るに美味珍膳を用う。今按ずるに非なり。故實に、稲の穗一夜酒を以てまつる。土器を用うるは御宮を用う。柳の枝を孤捻にてあみたるものなり。春日の御社にては、柿の黑木を並べ、藤かつらにてあみて机とし、供物を柏葉にもるなり。古へ膳をかしわでと云、器をひらでといふはこれによりてなるべし。かけまくもかしこき伊勢の宮、朝夕の御膳、供物、蒸飯、水四盛、御鹽螺熨斗、

飯は三作半のしらげ、酒は一夜酒、飯を水にひたしたるものなり。諸物みな蒸して用ふ。煮ることなし。有爾村の工師の物忌作り進る土器を用ふ。御箸檜を以てつくる。毎日兩度御膳殿に於て、高几の上にそなへ奉る。釜は土釜なり。鐵釜を用る事なし。瓷器を用ひず。華美の器なり。凡宮殿瓦を忌み、茅ぶきを用ひ給ふ。背驕を抑へ奢をいましめ、萬世に質朴を示し給ふおしへなり。〔拙堂讀禮筆記〕

○式正の饗膳に、土器、白木膳を用るは、上古の風俗にて、清淨を貴びて、且質素にして、金銀の箔にて、グミ丹青を以て彩色をするは、古代の本意に違ひ奢りなり。また彩色の具は、みな膠水を用るゆえ清淨ならず。彩色は見る目も潔からず。土器は淺き物にて食物多く入らぬ故、高盛にするなり。飯もさいも高盛なり。巾立とも、饗立とも云て、白紙を三角に切て土器のはたに付るは、盛りたるものゝこぼれ落べきを防ぐ意なり。後代には金銀の紙を表にして、さま〴〵くりかたいのめなどすかし、ひだを取りなどして付る。これまた奢りて清淨ならず。古儀に背けり。白紙は淸し、是のみに限らず、後代奢侈に依て、古人の本意に違ひ、古實を失ふこと多し。〔舳艫訓〕

○天明年間、白川侯の諭書に、我等朝夕給もの、これは膳番の者能呑込て罷在候。此儀は先達ても内々申出たる事にて、年始、八朔、五節句、式日等、すべて祝儀の膳部、御先代の例を以て調進いたす事と相見え候。年始高盛すべて三方にてすえ候。格の事は御先代に可ㇾ任候。給料の膳部に至ては、差略すべきことに候。年始等は三汁七菜、五節句は二汁七菜、式日は二汁五菜との定、あまり奢麗にて候間、年始二汁七菜、五節句二汁五菜、式日は一汁五菜と以來可二相定一候。此上にもへらし度候へども、祝の膳は側向の者、其日の順番に頂戴いたすとやら、例になりて居よし承り候へば、こゝに於て省略も不二相成一候。不斷は朝は汁と香の物ばかり、夕膳には煮物にても、平皿ものにても、一つ鱠なくとも、何にても一つ可二差出一候。夜食は汁にても、煮ものにても、ひたしもの、あえものにても、ひとつにてよく候。祝儀の時、吸物はいつでもはまぐり、酒の肴はうち蚫鰹ぶしにて濟申候。〔聖武祕

要記）

○水戸黄門光圀卿群臣に賜ふ條令の内に、家中の士常々寄合の料理向は定置候通り、一汁一菜、それも分限相應に越たる儀は無之筈、彌倹約取合の旨趣に、左のみ振舞にも及ぶまじき事に候、士の寄合迄候は、たがひに親みを求めておもはくを述べ、異見を聞て語り、遇のはかりごと、馳走とは亭主の懇情を第一に候て、ねんごろにもてなすをこそ可申候。當代は馳走とて料理の取合、座上の物數寄などに心を盡し、隙を費し候て、何の爲に候哉。

○酒井讃岐守忠勝君御側に被召仕し關島貞南といふ小坊主は、御賄仲間小頭の子なりしが、毎度今朝の汁の實は何なるぞと尋給ふ。折節は彼が手の内に輕節鰹節、または何程と御自筆にかゝせられ、是を證據として臺所役人に貰候へと仰られしこともありしとなり。或時今朝は何ぞ菜ありたるかと尋給へば、豆腐を味噌にて煮て給候と申せば、汝が親の身上にて大豆の味噌は持まじ、糠味噌にてあるべしと宣へば、いや御馬の大豆の内を取、いつとても大豆の味噌をこしらへ候と申上ければ、大に笑はせ給ひ、馬の大豆にて味噌を拵ゆるとも少しづゝとるべし、多く取て馬を痩さすなと、親に申べしと仰けるとなり。

○同君一年若州飢饉なりしに、ある村郷一統餓死に及んとするもの多し。是を救んに、夥しき員數ゆゑ、御目附一往伺はずして叶まじと相談一決して、早飛脚を以て言上有ければ、忠勝君以の外怒らせ給ひ、御自筆に國許を認められて、金銀米穀は何の爲に貯置ものと心得候ぞ、國許を預け置甲斐もなし、何事も事によるなり。彼飢人を一人にても餓死せしめば、諸役人の越度たるべしと、甚だ御怒の御自筆を遣されしとなり。

○同君の時、臺所奉行何某、塩噌を私用に取遣ふよし訴ありければ、忠勝君其者を召御尋有ければ、味噌の上はなみ桶はだは風味あしきゆゑ、仲間どもに給させ、中のよろしきところを諸士等の料理に用ひ

かりし。

候。ケ樣の事を私曲と申にやと申上ければ、さも有べし、いよ〳〵念を入るべしと宣ひ、御吟味はなかりし。

○同君の時、奧小姓表小姓と別り勤めける。奧小姓晝夜相詰勞れて詰所に眠り居ても、詰所を明けざる者は御咎もなし。詰所を明居ざるものは御吟味ありしなり。其外御廣間向まで、不時に大目付を廻され、詰所を明けざる者を帳面に記さる。是を鐵炮帳と名付しなり。さて每晩暮六ツ時より講書を聞せられ、五ツの時計うち候へば講書止られ、御夜食出、御酒は織部杯にて四ツ宛召上られしなり。三ツはたらず、五ツは過る、四ツにてよろしと宣ふ。四ツ時計にて御寢間へ入らせられ、御眠り來るまでは、大方舞をまはせ給ふとなり。

○明曆三丁酉年正月同君牛込の御座敷內の馬場へ出させ給ひしに、風烈しく土芥を吹上げ、怪しき風なり。火事覺束なしと宣ひしに、本鄕出火と聞えければ、普請奉行を一人召て、近在へ參り値段にかまはず早々米を調置べしと仰付られ、大火に及ばゝ御登城あるべしと宣ひける。御賢察の通り、江戶中古今の大火にて、淺草御藏まで殘らず燒失して關東の米多く公儀へ御買上故、諸大名米に手支なるに、龍の口御屋敷類燒ゆゑ、上下牛込御屋敷に集けれども、飯米の手支なしと、江戶中評判ありしとなり。此時御城內外不ㇾ殘位に燒失ゆゑ、家綱公西丸に御移りあり、火鎭り忠勝君御歸り有て、御子息忠直君の奧方〔慶雲院殿〕へ御物語には、婦人は常の覺悟あるべきことなり、火事後西丸にてやう〳〵飯を焚たれども、器物なきゆえ大桶に飯を入、杓子數本添て、女中の前に出しけるに、老若の婦人恥て、これを食せんとする人なかりしところに、近江殿進み出、目出度ことなり、御代長久とこそしられ候。數十年來世中もの靜に治りければ、上下衣食住にあきはて、此度こと〴〵く燒失し、また事の新になるこそ目出度けれ。殊にこの騷動の中に、あやしきまで給もの澤山なることそありがたけれ。さらば某頂き初んとて、紙を手に布、自身杓子を取て飯を盛り喰れしを見て、大勢の惣女中、皆々件のご

よくして食せしなり。近江殿は氣量ある女中なりと仰せられしなり。〔以上五條玉露叢〕

○或書にいはく、天正年中に南蠻の商舶始てたばこの種を貢すもて、長崎の東土山に植ゆ。或はいはく、慶長年間に南蠻の人はじめて本邦につたふと。あるひはいはく、慶長年中に朝鮮よりはじめて我朝におくると。或人の說に、秀吉公朝鮮陣のみぎり、士卒呑覺え、かつ其種も到來すと。ある草紙に、慶長十年に異國より日本へたばこはじめてわたると、諸書の說多くは慶長年中といへり。然らは今寶曆五年にいたり、凡百六七十年になりぬ。〔割註〕煙草記一冊もの、寶曆六年出板、然ば今安政四年迄二百八九十年になる。」

○たばこの初めて渡りし時節には、きせるといふものなく、たゞ紙にて煙草をまき、篳篥のごとくになして呑、その紙にまくとき、紙半分はたばこをふとくまき、半分は紙ばかり細くまき火を移し、細きかたよりすいしとなり。或はよし細き竹をそぎて、そげたるかたにたばこをもりてのみけるとかや。其後諸客ども喫管をもちしにより、長崎人是を手本にして銅をもてきせるつくり呑、或は頭尾ばかり作りて、あひだは細き竹を續合せてもちゆ。これより人の意業にまかせて、煙管、煙袋、管嚢、煙盆、火器、唾壺に至迄、金、銀、銅、鍮、鐵、錫、金襴、織物、奇村、珍木、異竹、奇石等をもて、種々の異形をつくりもてあそぶことにはなりぬ。もとより以前には、客來の馳走に煙草を喫管にもりて請取渡す禮ありと、今はすたり、たゞ火いれに火を入て煙盆差出の禮なり。〔同上〕

義云、たばこのこと數ケ條載る。煩はしけれども、このものは人々日用の事ゆゑ、其源始をしらんためにいとはずしるす。

○むかし大猷院樣の御代、御はなしの衆とて、毎日登城して、御談話等申上られし衆中毛利甲斐守秀元、丹羽五郎左衛門長重、蜂須賀蓬庵、林道春等なり。これらの衆中、かはる〲登城して、それ〲の宿より辨當まゐりけるとて、茨の間にて寄合これを食し給ふ。めづらしき菜などあれば、たがひに取

かはして賞し給ひしとかや。毛利侯の辨當に鯉のありければ、これはめづらしきとて、みな〳〵賞味せられしとなり。阿部對州は燒飯を紙につゝみて持參あり。御晝食にめしあがられし。そのつゝみ紙の皺をのばし、その紙につきし飯をひろひてこれを給られ、其跡にて鼻をかみなどせられしを見しものありしとぞ。〔夜譚隨筆〕

○井伊兵部少輔直政かたられしは、むかし東照宮、甲州若御子表に於て、北條氏直と御對陣の時、ある夜大久保七郎右衞門忠世かたより、只今若き衆うちよりてうまき料理に候、早々御出あるべしと申こさるゝにより、急ぎゆきむかへば、陣屋の出座に火をたき、自在鎰を下して、平鍋のふつゝかなるをかけて、根芋の葉も莖も、ともに糠味噌にて煮たるなり。座中には鳥井新太郎忠政、石川長門守康道、本多彥次郎康重、岡部彌四郎長盛、大久保新十郎忠隣など、燒火を取かこみ居らるゝ。七郎右衞門座をひらき、萬千代殿これへ〳〵と請ぜらる。其芋汁いまだ煮えざるを、手々に椀に盛、舌うちして食ひけり。直政へも椀に堆く盛てあたへたるをとり、少し喰けるに、殊の外あぢはひあしく、食するに堪がたく、下におきて居ければ、流石萬千代殿は、若き衆にて華美なりとて、みな〳〵數椀あらそひ喰ける。七郎右衞門曰、萬千代どのいかゞして食し給はぬやとなり。これに少し醬油を入なばよかるべしと挨拶す。みな〳〵申やう、それは奢なり、左やうなものが、今こゝにあるべきかとなり、また七郎右衞門申すは、いづれもよくこゝろえられよ。この芋汁の味のわるさをみな賞翫せられ候。手まへの士卒これをさへ食することならず。わずか三合の米煮もせぬ黑米を食ひ、寒苦をしのぎ、暑熱をいとはず、白刄に身をくだき、主人のために命をなげうちて、其ものゝ切なるところ、武道義理によれり、百姓はまたかやうのものを作り出し、辛苦して主君に收納し、士卒をやしなひ、かやうなものもおのれが口に入ることならず。妻子も飢寒に及べり。さあらば大將たる人は、そのこゝろあるべきことなり。今屋形さま次第に敵國を多くしたがへさせ給はゞ、おの〳〵大名になるべき間、只今の芋汁

の味を忘れず、士卒を撫愛し、百姓を憐愍あるべきなり。もしこのこゝろなき時にて、武道おこたり、在国の義もうすかるべし。屋形様つね〴〵武道をわするべからずとおほせらるゝはこゝなり。臂をはり眼をいからすといふにあらず。家業をつとめよといふことなり。家業の第一は士卒を愛するなり。さなければ大事の用に立がたしといひしを、今耳底に残りて忘れずとなり。〔老人雑話〕

○上杉謙信上戸なり。景勝も大上戸なり。直江山城、石坂権兵衛も上戸ゆゑ、不断調子にして酒宴あり。はじめに縁側へ出、酒持てまゐれとて、小き杯にていくつも呑、いろ〳〵の肴もなく、梅ぼしをさかなにして不断酒もりあり。〔武邊雑談〕

○籠城のときはさらなり、世おさまりても、むかしの人は奢らぬならはしぞかし。美食などのことはさておきぬ。あるとき安田上総介の許へ、直江兼続のまゐりしに、折ふし朝餉のときとて出されしを、中わけありければ、直江様をば何をかめされ侍るやらんと問けるに、粟と稗にて給候ぬといへに、鹽にてことたりぬべきに、粟まではよしなしといはれけるときゝつたへしと、其父のいひきかせ侍るを覺えし。〔雜話燈下草〕

○秀吉公天下御をさめ候に付、尾州中村高六百石餘の在所を諸役年貢所領を永代ゆるしつかはされ、秀吉公御生在所にて候間、年頭御祝儀には大根牛蒡を進物にあげ候へとおほせられ候。秀吉公高麗御切取なされ候て、三年目に大坂へ御歸陣なされ候へば、中村郷中より今度高麗御きりとりたまはれめでたき儀に候間、御祝儀進物は越前綿をとゝのへ候て、大なる臺に積さしあげ申候ところに、秀吉公おほせられ候は、日本は申に及ばず、高麗まで切りとり、何にても事かく儀これなく候ところ、中村百姓ども永代作取に申付候へば、早奢りいで候て、越前綿あげ候儀、たわけをつくし候。牛蒡大根は國の名物にてめづらしく存、内々相まち候ところに、おほせつけられ候儀をそむき、不屆なることに候間、當年より年貢所納仕るべき旨急度おほせ付られ候。〔聞書〕

○高山様〔割註〕藤堂高虎なり。」は、何にてもめづらしき一種到來のときは、俄に酒井雅樂頭様、土井大炊頭様、今晩こなたにて御料理をまゐり候やうにとおほせつかはされ、御大名かたへ兼ての御約束にてもおほせつかはされ候へば御出なされ、五三人御相伴のこれあることも御座候。御出候度々に、御兩人様ながら、かならず御臺所へ御出、御こゝろに入申候やうに御料理精をいだし候へと、臺所へ居合せ候ものどもにおほせ付られ候。高山様上座に辭儀もなく御直りなされ、雅樂頭殿、大炊頭殿、これへ／＼と御呼、御左右また御直り候。永井信濃守殿御出のときも同前なり。御汁の實は大根歟、もづくの冷汁歟、かくのごとくの類、鱠は大かたあら布に田作歟、香のものともに五菜にすぎ申すことは御座なく候。〔藤堂文書〕

○信長公より霜月上旬に、見ごとなる桃を一籠おくらせらる。彼方にてもめづらしくおぼしめすゆゑ進ぜられ候となり。諸人これを見たることなく、さても今時分、かゝるものは何の術をもつて置たるらん、めづらしきことなりといひあへり。東照宮御覽なされたるばかりにて、御とりあげなし。諸人不審にぞんじ、このことを申あげたる人ありければ、おほせにわがこのまざるにてなし、但し我と信長と身上格別の違なり。小身のわれら、めづらしきものをこのめば害ありて益なし。めづらしき野菜果類をこのめば、田地を無用なるものに費し、百姓の業をつひやし、耕作の害をなす。めづらしき魚鳥をこのめば、人民に辛苦をかけ、山林河海に無益の金銀をつひやし、めづらしき器物をこのめば、こゝろまどはされ財寶をなげすて、士卒をやしなふべき儲盡て、武道もなくなりぬ。まことにこゝろざしあらんものゝ、このむまじきはめづらしきものなり。われは軍國の要用何卒乏しからざるやうに思案するほか、他のこのみなし。信長の身上にてこそ、種々めづらしきをもてあそび給ふべし。わが身上にては、まづ彼よりこゝに念なるところありと、御わらひなされ候て、その桃はみな／＼賞翫いたすべきとの御ことなり。そのころ遠州の城主天野宮内右衛門かたより、このことを武田信玄へ申つか

はしけるは、家康には信長よりおくられし桃を、時いたらぬものとて食し給はぬとなり。信玄の批判に、寡欲大なる立身をこゝろがけ、身の養生を専とし、無用のものを食し給はぬと見えたりとなり。これは公の御したごゝろもしられざりし事なり、とさる書いへり。〔故老諸談〕

○京都より大坂へ御とりかゝりのとき、御現在御意に、いづれも腰兵粮にてまゐり候へ、上様御臺所には、白米三升、味噌少し、鰹節十、塩鯛一持まゐり候へとおほせ付られ候。〔古士談話〕

三省錄 卷之八

住居之部

○居宅は富貴なる人も分限より少し狹きと見ゆるが、理にかなひたるべし。富貴時ありてつくること、春樹秋にあひてしぼみ、圓月十五夜を過てかくるがごとし。天地の理皆かくのごとくなれば、今富貴にして居所心にまかせ作りたりとも、遠き慮りなきときは、後は修復の力もなく、破れ損じ淺ましく見ゆるものなり。壯年のころまでは、富貴身にあまり、やづくりかざりをなしたりし人も、一生その富をたもつことあたはず。老境膝を容るゝ所もなくなりし人ども、眼前幾許といふ數をしらず。天道虧レ盈而益レ謙。地道虧レ盈而流レ謙。鬼神害レ盈而福レ謙。と聖人の曰しななれば、物ごと分よりへりくだり、不足とおもふを樂むべき理ならん。花は半開に見、酒は微醉に飲と、古よりいひ傳しなり。殊に武士は居を安ずべきにあらざれば、猶さら心を用うべきなり。然れども一郷軒を並べし中に、居宅甚だやぶれ損じたるは、他郷の人の見る目も、其所のからきまつりごとの然らしむるやうに見え、あさ〳〵しきものなれば、外見あしからざるほどにいとなむべし。外面は見ぐるしく、内にかざりをこのむは、理にそむきたるべし。惣て家を作るに異やう美麗をこのむは、見る目もくるしくいとわびしく、また時の間のけむりともなりなんと、兼好もかきをかれし。〔倚儉撮要〕

○大猷院樣御代、上方にて傳奏公家衆申上けるは、此度江戸へ下向いたし見申候處、御城外に大腰懸出來仕、大小名の下郎まで雨風を凌ぎ、將軍の仁風勝れて相見え申候。禁門の外にもあのごとく腰懸をしつらひ候はゞ、牛飼舍人の下部も、露霜のわづらひ無レ之候はんと存候。荒々敷ものゝふさへ、右のごとく仁の道を專と仕候。況や身もすそ川のすめる御代いかゞあらんと御進め申上げる故に、實もとや思食けん。其まゝ被二仰付一。禁門の外にも腰かけ出來いたしけり。そのせつ諸司代板倉周防守は、御

用に付江戸表へ注進して、上もに不レ有合、其後に立かへり、右の樽かけを見て大きにあきれ、いかゞおもひけん、儀具公宜等へはことわりなく、夜中大勢の人部を召つれ、周防守下知して、こと〴〵く打こぼち仕舞けり。是公家武家をまなぶことゝ、其の根元といふ處より、役台はかくはからひ給ふとかや。此節の人々には、周防守が思慮有レ之ことゝならん。誰一人是を咎める人はなかりしとかや。（明君享保録）

○同じ御代、朝鮮人来朝、芝増上寺前御楼の白土落しを、増上寺へ被レ為レ成候節被レ遊二上覧一、還御前白土を付させ可レ申よし、松平伊豆守信綱に被二仰付一、信綱承レ之、外の御楼の戸をはづさせ立様可レ置由、御普請方の奉行へ被二申付一候を、土井大炊頭きゝ給ひ、夫は豆州よからぬ作意にて候よ。御大叩へは不レ成事をならぬと申譯をしろしめされ候ようにいたしたるがよく候。急に是代を被二申付一可レ然なり。御自分には智恵足りたるゆゑ、ケ様の働きも出候得ども、外の者へ被二仰付一候時、誰も其働に不レ及事候へば、不調法ものゝように被二思召一候へば、其人も立かたく候と被レ申ければ、伊豆守も尤の事におもひ、承服感入候。此御詞を其一生の心掛けに可レ仕候と被レ申ける。（明君故事記）

○ちかき頃、高山意大膳亮殿は生得質素なる人にて、よそめにはしはき人のやうに見え候ひしが、或時外よりかまへられ候て、役人どもをめしいだし、誰彼の宅へ参り玄關を見れば、手廣くして門前もよく見ゆる。自分屋敷玄關はことの外せまく候間、いま一間通りひろげたく思ふなり。大工どもへ入用を積らせ候て見せ候やうにと申付られしに、役人ども常にしはき氣風を存じ候故に、随分下直につもらせ、金八兩にて出來候由を書付差出せしを、大膳殿つく〴〵見られ候て、いや〳〵無用にいたすべし。八兩と申金子にては、足軽壹人を扶助することぞとて、普請をやめられ候よし。然るに尼が崎居城の節、大坂の御城出火につき、江戸へ早追の使者を以て注進申され候時、兩人の使者を目通り近くよび出し、膝の側に小粒金を紙にもりおきて、兩の手にすくひて、定めて手當は役人どもより申付候はん。

是は自分がやるぞとて、其ものゝ右の袖へ自身入らる。使の男平伏して退かんといたし候へば、まて〳〵と申され候て、また兩手に一すくひ左の袖へいれられ候よし、兩人へ同様に四すくひたまはり候に付、兩人も一入かたじけなく存じ、道中もはげみ候て、江戸への注進壹番に着いたし、其後大膳亮殿參府の節、規模なる上意も有レ之候よし、且また不斷玄關に置付の長持ひとつあり。内に金千兩はだか金にて入おかれ、錠まへ封印もなく、當番の廣間番代り合の時分、蓋をあけ見候までにて、受取わたし事濟候よし承り傳へ、君上の心持は此所をよく〳〵心得候て、おしへ奉るべきことなり。〔嚶鳴館遺草〕

○臣民家國の中に住申候は、てうど人が家の内にすまゐ候やうなるものに御座候。家と申せば、誰も彼もよき家には住よし、あしき家には栖うく御座候。さて其家はまづ棟うつばかりは上道具、柱かもゐ戸障子唐紙などは中道具、緣敷居ねだつく土臺廻りは下道具に御座候。然處、如何ばかり上中下の道具材木よろしく候ても、上屋根と申物無レ之候ては、一日も雨露の凌ぎはなり不レ申。仍レ之、上中下の材木はたとひ、ひば、ひのき、けやきなどの上材にても、上やねが雨もりいたし候へば、三材ともに朽腐り申候。少々柱はゆがみ、戸障子は破れ損じ候ても、上やねさへ丈夫に候へば、其家に住ゐ申候。然るゆえに、上屋ねはなるたけ丈夫にいたしたく、かやぶきよりはよしぶき、よしぶきよりはこけらぶき、こけらよりは瓦ぶき、其瓦も銅がはらに候へば、いつまでも破れもれ候。心づかひも無レ之候主君は、この上屋根にて御座候。家老、用人、諸役人、諸頭、平士は上中下の諸道具にて御座候。〔同書〕

○魯嚴公桓宮の楹に彩色し、桷に彫物せんとす。匠師の慶と云ふ人云けるは、君の先祖君はよく儉約をおこなひて侈を禁じ、後人に法を遺し給ふゆゑに、久しく福をたもてり。然るに今君侈をなし給はゞ、君に益なきのみならず。先祖の令德までもすたれなんといさめけるとなり。〔尙儉撮要〕

○靈王章華の臺をつくり、伍擧といふ臣とゝもに登り、臺美なるかなとほめられしに、伍擧云けるは、國の君として賢人を愛し、民を安んずるを樂みとし、徳ある人の言を聽用るを以て聽とし、遠きところの人までもよくなづくるを以て明とす。其臺の高く、壇の彩どり、桷のきざみちりばめたるを美とすることを聞ず。今君此臺を作り、國民つかれ、用ふべき年穀やぶれ、百官わづらはしく、國擧て是をおさめ、數年にしてすなはち成る。目において見るときは美なれども、是民の利をあつめて以て、自ら瘠して瘠レ民也。故に是を美とせんやとの忠諫、國語に見えたり。

○權現様御府に被レ遊二御座一候節、御不例之砌、板倉内膳正へ御身後の儀どもを被二仰出一候は、我等廟所を年寄より被二申付一においては、始祖の儀なればとの儀を以て、定て作事等を結構に可二申付一候へども、夫は無用の事に候。我等子孫に至り、代々ともに始祖の廟に増らぬやうにある勘辨のためにも有レ之間、其心得を以て輕き宮居にいたし被レ置候様との上意ありき。〔下略〕〔神德集〕

○鴨長明云、一二町をつくりみてたる家とても、これをいしと思ひならはせる人めこそあれ、まことにはわが身のおきふすところは一二間にすぎず。其外はみなしたしきうとき人のためところのため、もしは野山にすむべき、うし馬のれうをさへつくりおくにはあらずや、かくよしなき事に身をわづらはし、こゝろをくるしめて、一日千年あらんために、材木をえらび、ひはだかはらを玉かゞみとみがきたて何のせんかは、ある主のいのちあだなればすむこと久しからず、あるひは他人のすみかとなり、あるひは風にやぶれ、雨にくちぬ。いはんや一度火事出きぬる時、とし月のいとなみ片時のあひだに灰けむりとなりぬるをや。〔發心集〕

○見しはむかし、當君江戸へ御打入より此かた繁昌し、家居多く出來たり。されども皆草ぶきにて焼亡しげし。然るに慶長六年霜月二日の巳の刻、駿河町かうのじやう家より火を出す。此火焼亡に江戸町一宇も殘らず。御奉行衆仰には、町中草ぶきゆゑ火事絶ず。さいはいなるかな、此序に皆板ぶきにな

るべきよし御觸ありければ、町こと〴〵く板ぶきに作る處に、瀧山彌次兵衛といふもの、諸人に秀でゝ家を作らんと工み、海道おもてむねより半分かはらにてふき、うしろ半分をば板にてふきたり。皆人沙汰しけるは、本町二丁目の瀧山彌次兵衛は家を半分かはらにてふきたり、さてもめづらしや、奇特かなと人褒美して、異名を半瓦彌次兵衛といふ。これ江戸かはらぶきのはじめなり。古歌に、瓦の松軒の瓦かはらの屋などゝ詠ぜり。瓦屋を心かはらやと心のかはるによせてよみたる歌あり。件の彌次兵衛が人にこゝろかばらやせしこと、古今異ならず。〔老談一言誌〕

○關八州被ㇾ進ゆゑ、十が九つ小田原鎌倉の内に御在住可ㇾ有と申けるところに、秀吉と有ニ御相談一て、武州江戸に御在城とありしかば、諸人驚きける。此時の江戸といふは、東こと〴〵く潮干潟の芦原にて、なか〴〵屋敷といふことは十町とも可ニ割付一ところなし。西南はまた廣大の萱原武藏野に續く、いづくといふしまりなし。其上一國をも領せし人の居城にてなきゆゑ、城は今の御本丸中の御門より内ばかりなり。西丸とたゞ今二曲輪にて尤疎略の體なり。なか〴〵八州の大守の御在所と見えず。然れども、此城と申は、康正二年扇谷の上杉修理大夫定政の長臣太田備中守資長入道灌齋、享年二十五歳、武州品川の館に在けるが、靈夢の告ありて、當城を築き始む。先づ東に淺草の大河ありて、川船近國より着岸せしむ。南方は入海にして、東海の諸國は不ㇾ及ㇾ申。四國南海中國のもろ〴〵の船入津す。平山城にて見切よし。めまつさへ近邊に山なし。尤繁昌至極の勝地、資長平日願の通り、大軍のこもるべき名城なりと歡喜して、終に長祿元年四月八日經營の功成て、本丸を靜勝軒、西丸を香月亭と名付、是に在住す。本丸の南東にあたりて矢きゝ、誠に無双の櫓をかまへ、これに登りてみれば、三國第一の富士は晴々として千秋の雪を留め、また筑波は峨々として萬歳のきざしをふくみ、月は名におふ武藏野なれば、二千里の外くまなし。品川の歸帆、築田の夕照、隅田の長流、眞土の晴嵐、歴前に見え、淺草寺の寶塔林間よりあらはるゝは、遠寺の晩鐘これならん。見ぬもろこしの西湖の景、

また菅野、明在、松山の風情も、さながらおもひ出され、貴長詠歎あり。後土寄の時、其二首叡聞に達す。

露おもたぬかたもありけりタだちの空よりひろき武藏野の原

我庵は松ばらとほく海ちかくふじのたかねを軒端にぞ見る

さてこそ富士見櫓と稱し畢ぬ。貴長これより以前多くの城を築きけるが、當城に努々不レ可レ及とよろこびけるが、中略、かゝる無比不思議なる勝地ゆゑ、權現樣八月朔日從二小田原一御進發、江戶に赴せ給ふ。さて當城假殿開經營ありて、九月十日に御城に移り入せ給ふ處、まづ御麾本の輩には、小身にて地形甚劣なきためにとて、則御城の西北を內藤金左衞門、天野清兵衞を以て地割あらしめ、國の土を引下して、谷を埋め、不日に成就しけるゆゑに、則大番衆拜領す。此時まで御家に外の御番はなくて大番衆ばかりなり。依レ之番町と名付る。御鷹匠の輩ははやぶさ町をたまはり、また日本武の尊の矢は、魔をはらふ良財とかや仰せけるとて、當城の鬼門の方木總築を、御弓組の內與力同心等にたまはりぬ。御弓町と云。次に今の八丁堀邊、潮干潟に塵除の堤を築て、芦原の水を落さんためなから、川入の川々を掘せ、其土を以て地形とし、惣町屋敷割付て、其上萬石以上に屋敷をたまはれば、たちまち芦原萱原は繁昌の亭宅と變じぬ。あまつさへ、諸國の工商、まねかざるに來り集る事雲霧のごとく昔のごとし、文王の御代もかくやらん。このゆゑに次第に五穀の養ひものさへ、おもふまゝに近在へ持運び、荒野をひらき田畝として、さしもの武藏野、これまた作毛の地となりぬ。五穀豐饒にして、民其ところを得たり。山なければいかほど土地を廣げ亭宅をいとなまんも、いとたやすきなり云々。〔續武家閑談〕

○むかし江戶大普請のとき、人の家居もいまだ定まらず。大名高家の屋敷こゝかしこにありけり。ある大名やしきのうちへおかしげなる小屋がけなどしておはしける。夏のころほひせばきところに蝿多く

して拂ひかね給ふ。〔遺老物語〕

○西丸御殿の奉行は佐久間將監にてありし。御普請大かた出來しころ、大猷院樣御覽のため出御あり。將監御供の中にあり。いかなる事にや、大久保彥左衞門居合せたれば、普請見よと被レ仰候て拜見し、誠に結構なる次第に候と申て後、將監かたを見やりて、蟹は甲に似せて穴を掘とやらん。其方が家のごとくに御殿を申付候故、勿論この御城などにはいらぬとはいひながら、御作法はすこしあるべき事故、此鴨居などは、甲の立物、または鑓などをはりあげ申事はなりかね候べし。また雪隱などを見候ひしが、身一つだにも這入かね候。いそがしき時は、具足着ながら、刀脇ざし肱をいからしてもはいるものなり。それ〳〵がある習なるぞと用捨もなく云ければ、上樣何とか思召れたりけん。何の御いらへもなく奧へ入らせられしなり。誰か聞傳へしにや、世の人のかたりしと聞傳へたり。〔同書〕

義云、これを見れば、むかしの西丸御殿は、今樣のごとく廣大にはあらざりしか。また彥左衞門の意は、大小につれて分限あるを諭せしにや。

○台德院樣には茶道を御好みあそばされ、小堀遠江守常に咫尺し奉る。此人當時は宗匠として、何事によらず物數寄なども格別にて、諸人の手本と成事多く、御數寄屋も遠江守の差圖なりし。寬永年中に御居間の脇に御學問所建らるべしと、遠江守に仰付られ、その造作出來し、上覽有しところに、一向御意に叶はずして、ひとへに茶屋かこひのごとくにして、軒もひきく、天井なども物好過て、手ぜまのみにて、大樣なることなかりしかば、思召に相違して、頓て造り替られ、御張付なども御砂子の泥引なりしを、墨繪にて四季耕作の形、菓蔬の類仰付られしとなり。其所位によりて、相應の物好有べきことなり。心得あるべしと、其頃の人の評せしなり。〔明良洪範後編〕

○明曆三酉年正月十八日八ツ時前、本鄕六丁目西のかた日蓮宗の寺本妙寺より出火いたし、江戶中にて燒死水に入相果候もの數十萬人、取除可レ申儀無レ之候に付、下總國の內、江戶ぎは本所村、淺草川よ

り一町ほど東へ、田地のうち五六拾間四方深さ二間ほど大堀のごとくほりたてゝ死人埋申候。其上道心者庵をこしらへ無緣寺と申候。此度の死人川筋にて果候ものは、潮にひかれ沖にゆき、其國浦々へ流れゆき候も多きよし、無緣寺にて埋申候節、自分も罷越見申候。あはれなる體見るめも無レ之候。前代未聞の事どもなり。同四月はじめ、此度類火諸役人御普請中御金被レ下、同町中燒失仕候家々、表口割間口一間に金五兩あてに被二下置一候。諸人聲をあげ難レ有がり、めい／＼普請どもいたし悅申候。しかれども江戸中大名小名町中、みなわらかやよき柴垣のみに罷在候と、後見草といふ書に見ゆ。

或云、この說は細圖石見入道宗山といふ人の書置る明曆火災の記なり。此ころは東兩國、今の元町駒澤町ほとり、みな田畑耕地なりし。今このほとりは殊に榮ゆる地にして、人家軒をならべいらかを連ね、立錐の地もなく、市中はさらなり、武家地も壹ヶ年の地代金十兩有餘を以て百坪を借貸せる繁華、なか／＼田地を見るは數十町東、龜井戸柳しまあたりへいたらざれば見ず。是も後來數年のうちには、またかくのごとくの地とならん。又云、假令火後の假小屋にもせよ、大名小名柴垣をもて構となす。見るべし、今は出火するやいな、煙の中より武家はさらなり、市中とても杉板松板思ひ／＼手早く境を堅めて、假屋のさしかけ出來せるは瞬息の間なり。誠に都下の住居難レ有事なり。又云、此頃は今の兩國橋の側ら渡しにて有し故、燒死の尸を舟にて本所へ送る、每日絕間なく夥し、よりて此渡しを名付て三途の渡しといひし由、江戸鹿子に見ゆ。いと哀なり。

○松平伊豆守信綱寢間の作りやう無上と特れり。表の居間の裏に寢間を作り、口を表へもあけ、奥のかたへもあけらる。此故夜中御城より急用申來候に付段々申次候へば遲々に及ぶ故、直に居間へ其狀持來り、戸を敲き候と、うちより錠をあけて、自分出向、是を披見す。其爲に寢間を表居間のかたへ引付て作らる。また病氣の時は、表のかたしめ切候て、裏の錠口明候へば、奥と一ツに成て其用達し畢ぬ。此節に有の通りの作事に被レ致ける。〔續武家閑談〕

○高野大師の言に、家は崇高なるは惡し、火災の害を不レ免。簷のひきく低れたる家は、繁昌にして永久なりと。今にも東寺の大師堂は簷格別にひきくたれたる故に、久しく火災をまぬかれたりと云。〔梧窓漫筆後編〕

義云、江戸下谷廣德寺の門も、幾度の火災をまぬかれて、今なほ全く俚諺にも傳ふることゝなりぬるも、別に仔細あるにあらず。他寺の門よりひきく至て格好あしく見ゆ。夫ゆゑに火災を免れしなりとぞ。

○違棚袋棚といへるもの、「今世は僭して民間にも設けたる家あり。元來違棚は月卿雲客の家に設給ふものなり。客ありて正堂に入來るのとき、客の冠を上の棚に置、烏帽子は下の棚に置るゝ爲に設けらるゝものとかや。袋棚といへるは、またおそれ多くも上なきものをいれらるゝ棚にて、金枝玉葉の止んごとなき御殿にもうけらるゝものとぞ。天子常の御調度どもを錦のふくろに入らる。〔割註〕則下々の紙入をはな紙ぶくろといふ類なるべし。」それを天子入御の時、御の侍兒頭に戴て御參りあゐ主設せしかた、其袋を請取奉て、彼袋棚に入置るゝとなり。ゆゑに冠り烏帽子の棚より、袋棚は上にあるなり。菊櫻御能のとき、南殿の階上の椽に御兒二方座ます。これちかくめしまつわせらるゝ彼兒つかさどるなりとぞ。さて足利家京都に御所を立られしより、公武混じ、違棚袋棚を末々の武家までもうけらるゝより、つひに僭して民間に設ることは何事ぞや。袋棚は書畫の軸ものと白砂糖の相借屋となり、違棚には糸のしらべ鶴の聲の置處と思へり。〔東牖子〕

○鎌倉將軍家の屋形造に寢殿あり。母屋、廂、中門廊、中門侍、遠侍などゝいふところありたると見えたり。柴の事も、室町家の時より一變したり。書院といふものも、古き書物には見えず。玄關といふも、遙に下りし世に出來たりとなん。今の世に玄關といへるは、往古の中門侍の事にやとおもはる。〔小窓閑話〕

〇玄關と云はむかしはなし。足利時代禪宗にて玄妙に入る門と云意にて始したり。古は玄關の上の廊下まで、下駄草履などにてあがりぬ。近く東都にて皆しかりし。古老人の物語たりを聞けり。今の上本門寺にては此の古風殘りたり。〔東齋隨筆〕に見ゆ。玄關の古實細目の儀は、伊勢氏四季草に委し。

〇細川忠興入道三齋陣小屋を取置にいたし、一間半に五間の小屋を、馬二疋につくるやうに工夫して出來す。柱は樫木を細くし、繩を以て石突にしふけ、折れぬやうにこしらへ、上も四方も皆桐油布なり。作所は勿論、京江戸にもこしらへ置、誠にいさゝかも油斷なき武將と云々。〔續武家閑談〕

〇松平伊豆守信綱子甲斐守輝綱家督ありし後に、陣小屋切組の具こしらへ申べきむね、家士へ下知せられしに、武功の譜代物頭より答へけるは、總じて當所あれば相濟ことなり。切組の小屋は無用なるべしと申す。輝綱かさねて一通りは尤の事なれども、御當地は他國と違ひ失火多き所なり。其外御上洛、日光御成、また御歸り、鷹野等の節、御先番相勤候節に、大名多く御供せば、家中は大かた野陣たるべし。其時番頭以下切組たる小屋を用ふる時は見分もよろしからん爲なれば、これほど／＼の積りを以て、少々多く支度せよと申付る。しかるに寛文のはじめ、日光御登山にて、鉢石宿御同勤は酒井家相勤められしところに、俄に宿營をわづらひつかれ、その替りに急に甲斐守に仰付らる。もはや今日か明日かと申ほどの事なれば、場所の變代晝夜の差別なし。いそぎなりしが、甲斐守にはかねて用意ありし小屋具ども速に持來りけるゆゑに、たゝみたる小屋のあとへ、たちまち切組小屋を掛わたしけり。平日の心がけ手配のほどを、人々耳目をおどろかしけり。〔明良洪範後編〕

〇出家の堂寺は、公儀より御沙汰も夥敷事なれども、それは千分が一ツにて候。山城の洛中洛外はかりにても、五六十年以來の大小をならして、一年の間の修理建立、內半をとりて三千貫目ツヽ入べきと申候。昔に聞えたる寺は一寺も不レ立と申分にて、千貫目二千貫目ほどづゝいらぬ年はなきよしに候。間には本願寺の大佛の、御堂のなどゝ申樣なるが出來仕候。さのみ大なるやうには聞えねども、當年

東山に立候新寺にさへ、すきと仕舞候は千貫目は入べきと申候。今二三ケ寺寺町田中に立候にも、合て千貫目は入と申候。此三四ケ寺の入用ばかりにても、三十萬石餘の城下の士屋敷は不ㇾ殘修理して、五十年も堅固なるやうになるべく候。然れば山城中の寺に五千貫目づゝは毎年入つもりに候。此つもりを以て、江戸大坂諸國の多少をならして、一年の堂寺の入用にては二十ケ國の士屋敷は堅固になるべく候。三年にては國々にわたり可ㇾ申候。六年にては天下の町人百姓の迷惑、人の家のこらず修理なるべく候。右はつもりよきものがつもりて申候。是ほどの夥敷費のものがわきにのきて、毎々年々五六十年が間天下をとりくづし候へば、日本のひろきといへども、五六十年の間にひた／＼と衰微仕候事尤に候。其外の費えは尤有道の世にはなきことながら、くらべてはわづかなることに候。ともし火きえんとて光ますごとく、佛者の算乘し極て亡ぶる時至り侍れば、吉利支丹の御穿鑿出來て、佛者の奢いやましになり、唐僧來りて大寺多く建かさみぬ。君臣ともに仁君忠臣にて御座候へども、此一の乘除の理をあきらかに不ㇾ被ㇾ成しては、世の中のつゞくべきやうはなく候。むかし大道心無我の僧ありて、佛法再興の法をたてんことを上書したるといふ事、或書に見え侍り、五百年此かたの佛者の心にはかなはぬことゆえ知る人なきと見え候。〔集義外書〕

○或時岡崎の御城下矢矧の橋洪水にて流れければ、早速可ㇾ掛旨神君被㆓仰付㆒。夫に付すでに家老中被㆓申上㆒けるは、兼て何れも存寄罷在候へども、ケ様の折節を以て可㆓申上㆒と存罷在候。此橋の儀は世間に稀なる大橋にて候へば、夥敷御物入に御座候。其上當時戰國の儀にも候へば、御城下にかよふなる大河の有ㇾ之は、第一御要害にても候へば、かた／″＼以て此度流れ捨り候を幸に被ㇾ遊、向後の儀は舟渡しに被㆓仰付㆒可ㇾ然奉ㇾ存候と一同に被㆓申上㆒ければ、神君被ㇾ仰けるは、そも／＼この矢矧の橋の事は、代々の記錄にしるし、其外舞にも平家にも語り傳へて、日本國中に誰しらぬ者なければ、定て異國へも聞えねことはあるまじ。然るに物入多ければとて、いまさら橋を停止して舟渡しに申付、往還の旅人に

橋梁をかけん事は、國君の本意にあらず。縱ひ何程の入用たりとも少しもくるしからず、早々掛渡し候やうに申付らるべく、さてまた要害に頼むといふは、人にもより時にもよるべきなり。畢竟國君が心入の程は、一向左やうの趣にあらず。其段は何れもの心入あるべきものなり。然れば要害を求むるには不レ及儀なり。只片時も早く橋をかけ渡し、往還の煩なき樣に申付られべき旨被ニ仰出一なり。〔續武家閑談〕

○二條の御堀狹きとて二間廣く被ニ仰付一、池田三左衛門、堀尾左馬助はまだもひろげ可レ然よし申ければ、權現樣是にて能候。其譯は後きもの多く持候間、縱令此城打圍み被レ責とも、しばらくは防ぎこらへ申べく候なり。其内には近境の城により後詰すべし、日數かさならば江戸より人數はせのぼるべし。要を以て此城せまきがよし、第一關東に在城の事なれば、不斗この城乘とられ候節、味かたこれを取かへすためなり。この城堀のせまきが一つの德ぞと仰られける。〔同書〕

○享保十三申年三月七日被ニ仰出一候御觸書に

一番　町　　一糀　町　　一元山王　　一永富町　　一小川町

一猿樂町　　一駿河臺　　一飯田町

右屋敷に家作類燒無レ之候とも、修復または新規に普請仕候はゞ、向後藁ぶき等に仕間敷候。〔武家秘要集〕

義云、是は遂レ年人家も建込候て、火災のためとて被ニ仰令一なり。おもふに其ころ茅ぶきは勿論、わら屋も有しを見るべし。今は右の場所はみな軒並金銀のいらかとなり。また都下の在々まで一年々々にたとへ令なくとも、かはら屋根となるなり。これみな年ニ奢侈一も一德あり

○世上にて沙汰ありし、富有の町人紀伊國屋文左衛門と云ものありし。上野中堂御普請請負にて、數萬の金をもふけて奢はなはだしきものゆゑ、兼て目を附て居られし故、元祿十三年の夏評定所へ出て願ひけるには、只今は御用の間に候まゝ、病氣養生して入湯仕度段申ける。伊豆守大きにいかりて、町

人の分として上を輕んじむる奴かな。湯治のねがひなどは、我等が組與力か、家來どもまで賴みてねがふべきことなり。然るに、今歷々公用の評定の席へ願ひ出ることは、大なる奢者なり。これこの事は毎々御用をもうけまはる身分なれば、其次第を存ぜざるにはあるべからず。畢竟おのれが身分を高ぶるよりのことなりとて、牢舍申つけられけり。一座の衆中も、紀伊國屋に兼て追從する人も多かりしに、伊豆守淸直の裁判故、一言も申人なかりし。其後もいかなる仔細や有けん。長崎御用のことなどねがひけれども、一向にゆるしなかりしとなり。後年にいたり、紀伊國屋こと貪利の深きものゆえに、終には金銀を失ひて一日もおくりかねるやうになりゆき、隱遁の體にて人しらずなりしとなり。〔明良洪範後編〕

義云、紀伊國屋が事蹟は、近世奇跡考に委し。寶永年間のころまでは、本八丁堀三丁目は、すべて彼が居宅にて、毎日さだまりて疊さし七人づゝ來り疊をあらたにせり。これは客あるごとにあたらしき疊を敷きたるところへむかしとぞ。その奢侈おもふべし。正德年中にははやくその家おとろへ、剃髮して深川に住みたり。後享保十九年四月二十四日身まかりしと。また大坂にても淀屋といへる奢り者、御咎を蒙りしことあり。前車の覆るをしりながら、近世にも淺草藏前の市人奢侈の御咎にて家絶えたるあり。恐るべし。愼むべし。

○火災用心、我も人も火災は他所より來るとのみおもひて、其用意をばすれども、自家より火災の出べき事にはこゝろづかぬものなり。明和のはじめごろにや、新井筑後守源君美が嫡孫源太郞邦孝が家より火災發りたり。常に君美が著述の書どもを庫に入れ置かば、火災の時、庫に火のいらんことを恐れて、其書どもを挾箱二つに納め一荷になし置て、すは火災といはゞ、荷はせて出さんと用意して置たりしが、自家より火出て彼書ども殘らず燒失せり。惜むべし。予も書を借し置て共に燒きたりき。これ自家の火災を兼ておもひよらざりし故なり。自家の火を恐るべきことなり。〔抽纖訓〕

○大猷公の御時、或る御參詣之時出火して、御本丸燒上げ、時に安中侍從へ仰させたまふとき、其刑下知しければ、御城の内外火をふせぎ、火を消とめんに其事申させもし申達しければ、殿内各をさくして急中游に會す、一事なかりし。（睡武見聞記）

○御成の時より前へゆきたらば、まづ火消されぬまへ、案内よく御所のものどころを能々見届けて休息すべし。かくせざれば、不時の變動、失火等の時うろたへるものなり。（又同記）

愛宕、湯下屋の地に別作する、常に觀戦の見すもし。台所勝、當時は本田にかゝはらず、人と常に

可心得ものなれば、殊にこゝにつらね記す。

○御宿帳の事、寛永以前はしかども、酒井雅樂頭たる雅樂頭にて、先格のごとく作り出させ、井伊掃部頭直孝のけしのみもたる者作らるゝ時は、鎌倉殿の先例を以て、御殿等を造らせ、其後公方家と稱するゝにより、東國、國土の間、上野館林に御所かけいゝを、幕等は公方殿の先例を以てつらしめる。大猷間、其の御等は、伏見の御城の格に作らる。寛永の御宮の秋花などは、鎌倉の古風を残し、つくり改められず、其外萬治年中、新造の御殿をでも、此度むかしのごとくつくられ、ところどころと云、多門かほらさるべし。只幕臺といふ石垣の見のみ、天守のたきはかり、寛永以前にはかけられ、諸大名の門扉に取付せといふこと、堀を築ことはふきへけるに、往還の強堅あり、また南蠻の世に、高塀ありけり。（東武實錄記）

○舊江戸は見張の事、江戸近の下屋敷に蘭上しつけに砂をうくられけり。又中の侍室内へ大門と玄關、ならびに式臺一分の丈なりければ、家どいれて、門を用られけるに、ある日南の時、此地を見せらる。國にあらざる國の間守、此の高手をうけてつくられしに、二間一間ほど申されしに、さもなくもあるべしと、又ずれたるゝとき、家臣はなせる申上べし、則ち其中の所に、則ち城を破され、事をさめつめて、其のしきたゝ御城にはよし、御宿なども江戸何事ぞと申て、不日毀ちなし、並合宿手付、其外

上洛などにも、會津より人數めしよせらるれば、小屋場はいづかたになさるべきやと、急に築山植込取はらはせ給ふべきやといふ。皆まで申な、あやまりたり、無益のことをしたるとて、こと〳〵く掃庭にして置る。〔同書〕

○松平伊豆守信綱若老中の時は、世智辨なる所さたおほく、そしるものありけれども、大器は人のしるところなり。或時天守の壁毎度風雨にたゝきおとされ、修覆の足代をしたゝるにむづかしきを見て、伊豆守あらうちの下壁より白土を用ひよ落ても見ぐるしからじと申付らる。また所々のしのびがへしの鐵釘壹本の價金二分と、御鍛冶のもの申を聞て、いかに御城の事なればとて、莫大のあたひかな、奈良物とて下々のさす脇差は燒にも少鍊へたるものなれば、釘より御用心向に然るべし。一腰の代百匹に過ず。是をかはりに用ひよといかられて、釘のあたひ引さげける。〔同書〕

○秋元但馬守喬朝、あるとき水道の樋毎度損ずるに付て、諸人も難儀し、または御物入なれば、永代くちざるやうに仕かたあるべしと相談ありしに、鐵はかな氣出ていかゞなり、なまりはくさらず、さびもうかねども、毒ありて用ひがたし。燒物の樋をふせたらば、くちずして永久の利潤なるべしと内談し、但馬守に申けるに、但馬守申さるゝは、瓦の類は地震におれくだけて、かへつて御造作むづかしかるべし。厚さ七寸の木を以てこしらへたらば、百年は朽べからず。百年ごと一度改められんは、何の御物入といふべき。木の厚み略しくちあるる節木を用られんは、却て御損たるべし。地の底ほど念入るべし。瓦樋無用なりと申されける。其年大地震しけるに、すこしも破壞なくして、但馬守の察儀を人ごとに感じける。〔同書〕

義云、諸役の議るところは、俚諺に云一文おしみの百損なり。省略儉約もたゞ一方に限をつけては、またあやまちあり。よろづ三思して處置すべきことか。但州の卓見は、損して德とる譬にあたれり。大小みな此理あれば龜鑑とすべし。

〇大津御代官小野年と云、酒井忠勝の亭に入来して、勢田の橋の様が朽損じ候、明日罷越し見分申さ
れければ、忠勝聞れ給ひ、掛直さずしては往来なりがたかるべきと御たづねありければ、いやあやうき程のこ
とは候はず。数年のつくろひどもに朽損じ、あまり見ぐるしく、所々はとかくおけなほして見苦敷と
申ければ、以の外不得心なり。惣じて瀬田には橋をはね、または破損あらすとする故に、自然ともたらしく
なるなり。前々には数年を経るゆゑ朽損ずる事なり。殊に勢田のはしは、京師の通路なるに、朽損ずる
ことと御代々のしるし目出度ことなり。其上見ぐるしきとて掛直さんは、財をむだに費すことある
べからず。將軍家において外見を嫌ふこととやあらん。此後幾年を経ても、つくろひなほし然るべしと
宣ひ、掛なほしは止けるとなり。〔玉露叢〕

〇酒井忠勝君、御小納戸役は御譜代もの丶子どもにて御こゝろやすく召仕れける。父郡九郎兵衛、曽田
吉兵衛、嶋田助左衛門つとめけるとき、御登城の御留守に、奥方廊下出口より奥の御座敷損じ見ぐるし
きゆゑ、三人相談してはりなほし置ければ、御帰後の小納戸のものはりなほしたることときこしめし、
甚だいからせたまひ、右の三人をめされ、大切の鎮を預り、法外沙汰の限と御叱あれば、三人とも迷
惑至極恐入、しばらく有て九郎兵衛頭をあげ、あまり見ぐるしさに鎮口明け、何ごゝろなく致し、
御前様美もあるべしとおもひしに御叱を蒙り、御心至極仕たり。外に不作法なることはなし申さず、最
早御ゆるし下さるべしと申ければ、忠勝君くつ/\と笑はせ給ひ、夫きりにて何の御咎もなかりしと
なり。〔同書〕

〇家作は便をよしとす。土蔵は家の西のかたにたつ。是またひきゝを第一とすべし。戸口は東むきに
南開戸よし。稽慧漫筆に、高野大師の言を引て云、家は崇高なるはあしく、火災の害をまぬかれず。
猶のひきゝ疵れたる家は無百にして永久なりと、今にも東寺の大師堂は檜格子にひきくたれたる庇あ
に、久しく火災をまぬかれたりと云。東都下谷廣徳寺の門は、明和九辰年の大火にもやけざるは、全

く此故なるべし。續時人傳に云、火にあひては倉より外にたのむものなし云々。倉を閉るとき、釣瓶車繩などを口にいれ閉べし。もし開きて火あるとき、すみやかに水を沃べきためなり。凡火さへ鎭まらば、頓に戸をひらくべし。久しき時は火氣こもりて内より燒出すなり。閑田子云、この大火〔割註〕天明八申年正月晦日京都の大火なり」に、二三日四五日を經て倉燒出しところ多しと云々。江戸にては居宅燒はつれば、其まゝ倉にかゝり、まづ戸を少し開き、水を打こみ、やう／＼にひらくなりと云々。或古老のいへるは、火しづまりても早く戸をひらくはわろし、戸を開くこと早ければ、内にこもりたる火氣發して、やけることあり。火鎭らばまづ外より水をかけ、火氣をさまして後、戸をひらくがよしといへり。予按ずるに、風上にむかひたる戸口をはやくひらく時は、風ふきいりてあしかるべし。風下の戸口はひらきても難なかるべきか、いづれ戸をひらかぬ前に、外より水をかけ、火氣をさますべしといふ。東武は春月はことに火發しやすし、南風乾能火を起す。連日吹くときは、いよ／＼火災をおそるべし。此地に客たるもの心得あるべき事なり。〔延売れざめ草〕

○徒然草に云、今の内裡つくり出されて、有職の人に見せられけるに、いづくもなしとて、已に遷幸の日近くなりけるに、玄輝門院御覽じて、閑院殿の櫛形の穴は、丸くてふちもなくてぞありしと仰られける。いみじかりけり。これはえりのいかで木にてふちをしたりければ、あやまりにてなほされにけり云々。義いはく、大内の造營は、なほさら古代のさまをうしなはぬこそ質素を示すをしへなれ。すこしにても飾りをなすは、奢侈の基ひなれば、かく仰ありしにや。

○義おもふに、むかし蘇我大臣の家の門ごとに、水を盛の舟一ツ、木鉤數十を置て、火災の爲に備ふといふ。日本紀に見えたり。盛水舟一ツは、今の水溜にて、木鉤數十といふは、今の鳶口のことなるべし。さらば鳶口を火災の用にする、ふるきよりの事ならん。前にもいふ通り、繁華の地に住居せんには、まづ防火の用意肝要なり。土藏はもとより防火第一のことなれども、窮者のたやすく建がたきも

の、目はすこしの費穴など見落しあれば、却て大なる過となり、頼みにして置たのみにならぬ事どももあり。予はもと良台の北下操舗の別荘に住せけれは、二ヶ寝室の間に隔壁を立て、家の富者又は蘊待たる入也で、非常の用意にもせしが、今は良台の南麓に移居して、人家軒込みあれは、なほ用意の備へきたらず。また土蔵も破れたれは、二階とていふ所なし。よりて一ッの違棚にて、小箱の中に一石餘も貯ふべきまでの土大なる甕をもとめ、これを土中に埋め置、常には板にて、また其上に乾根を臭ひて、天水を防ぎ、また外にそれにそなふべきほどの手なき輩の焼手手を貸もとめて、常には予が水桶として常用をたし、非常の時は右の甕中に家書、または手書の稿などたけいれて、右の甕ふたをすること、このことと家族にも教し置く。その外に入るものにて、左下段箱の書籍六ッ七ッ程にたやすく蔵入なり。萬一の失のときにこれをためし見たり。いとこゝろやすし。これは宿者の土蔵ともいふべし。續斉先は書籍に用心深し、婦女子は衣服に執心深し、しかれは二ッも三ッも用置ば、彼是の土蔵にて、なたゞく〜堅穴、または土蔵に埋らぬ様と、手軽き用具はあこゝにしるし置。

〇紀宮御前御居所御作事、極めてかうげまゐりの趣たり。御意には死ぬるを凡人とす。六十にあまりて萬事の仕かたことをするは、自分をしらざるなり。身をしらずして人をしることはかたし、右し訳意なり。〔紀州頓宮卿言行録〕

〇大高坂金右衛門は知行百石の家僕なり。金兵衛氏某なる人にて、其ころ小身者にありて居けるはその、大かた千石ほどの家もつくり候へども、金兵衛二千石の身上にて、當節といふにありしにておりしと申す。富家は群南家二百石、三百石の家に中に及ばず、與力衆中上町にても、皆衆あは悉人御用所の外人にかぎらず、少々にても寄附たるものは、みな金四ッづつと見えたり。〔鶴見記〕

〇武州國分の寺御門あやぶきにてこれあり候ところ、破損いたし候に付、山田村、中村前村、倉田村へ申あげられ候は、御境内破損仕候間、この節修復のついでに、小板ぶきに仕申しそうべく、…よ

り使者などまゐり申候に、三ケ國の大守の御座なされ候御城内に、かやぶきにてはあまりいかゞに候と申されければ、龍伯様おほせけるは、使者を遣し候はゞ、かならずこゝろあるものをつかはすべく候。尤當國の地を數里通りまゐるべく候。しからば三ケ國の大守の城門は、かやぶきにて麁相なれども、國民の風俗を見候へば富さかえたり、大守の仁政さだめてあつくこれあるべくと、肝要のところにこそ氣をつけ申すべし。小板ぶき結構にいたし候とも、民百姓つかれれば、國主の仕置よろしからずと見申べく間、肝要のところに氣をつけ申べく、いらざることに氣をつけ申まじく候。もとのかやぶきにてくるしかるまじきよし仰候となり。〔薩州舊傳集〕

○池田綱政卿備前の城に住給ひしとき、居間の竹筒水しばしば損じけるゆゑに、有司どもいま世上にて水筒を銅につくること流行申候。一度こしらえ候へば、いつまでも損ぜぬ故に、儉約にもなるべしと乞ければ、その方どもいふごとく、一度にものをいれて後のためにはなるべけれども、今費すところ、竹とは大に相違あるべし。なにごとも世につれてふるきをあらたむるはよからぬことなりとおほせられて、その儀やみぬ。〔思出草〕

○備前御野郡中野に烈公の遊覧の地あり。夏日暑を避給ふときは、こゝにいらせ給ひて、名主の家に幕と串とをあづけおき給ふ。幕うち廻し、毛氈を藁束のうへに敷て、行厨をひらきて憩はせ給ふ。いまかのわら束の地段丈の間に牛馬を牧せず、公のいこはせ給ふ地とて、民ども敬せり。旭川の東岸に花畠といふところも、淸泰公備藩に封ぜられおはしましけるときの別業にして、陽月臺と名をいひけり。烈公儉をことゝせさせ給ひし故、かばかりの別業をこぼちて、奇石をばみな地中にうづめさせ給ひける。公身のをはり給ふまで、彫繢のこのみつゆばかりもしらせたまはず、古の聖人のおしへにたがはざりき。〔烈公遺事〕

○芳烈公御庭、朝がほの垣を小作事よりこしらへる。もとよりあたらしき竹にて奇麗に仕、御覽ありて

御なることなり。竹のまれはよなきは、格別にこそ、かやうなることに承せらしきものにはあらぬまじきことなりと仰あり。〔有斐録〕

〔酒井讃岐守忠勝仕置書留、上様やてらされ候と申し候事はこれあり候、忠長卿寛永八年の頃、駿河大納言殿見されあり候、そのせつ山口主水門、名和主水大夫、目賀田寺崎等附属仰付け候、忠長卿御入国以来しまぐ鷹狩に付、御茶湯坊主杉板に禁札を立てられ候ところ、御鷹師の禁の木をとしが禁の木なり。まで忠長卿の御諸子の鷹ききは、吉凶にてまへた逃以りのふる様とそつとがんなきにけ、下地のくろ口のところきずらに残りる候て、それなりにもおひこれより様子なり。忠平山口出頭御骨身春行にて、依林の候の間、御出見合いたし候ところ、ことの後か来、また御若年にて鷹相たる仕事に御ゆゑ、何事を申すやうに執てとかく申さず候へば、時分なふるまに改不作事いたし候てらにと、忠勝様よりはせつけられ、右の通りと申つたへ候は、作様の古きもの旨候。これによりて代様御成度了事こ並ならざるなれ、右にのがたりいかし候ことこれあり候。これをもつて所々へ候へば、池沢御作事も、右の心と申し御法にて出来住候ものと存じ奉り候。まこ下野の御書、右の山の御用に付御れて、忠常様いらせられ御前にも、作事をはじめ、諸事了簡に取つくろひ候こと引たす。とわによりてつひをはべき候こと、大かたならず候。なお忠勝様御の善をぞんこれ、後来永の鷹いましめて、代任にのこされ候次第は、まりかたく存じ奉り候なり。〔酒井家教令〕

○寛山寺、居か入の間、本丸にて御代より下させられ、西の丸の御法を申いたし候べきなされし、御成九などそはされ候よし、その後御用金なされ候ところ、その上になるかでは事な了候よし、兵法人申し候へば、それは山ゑにそうしくめよせしめしにて、西の丸にはいらせられず。この丸に御ゐなされ候へば、諸事御に御入なされ候。そのくら口へ三郎側まで御目候ところを、毎日御関所へ御かよひあそばされ候。日の節に、竹の子にて御こしなされ、

夜分は蠟燭をも御たてなされず、油火にて御自身に御もちなされ御通ひあそばされ候よし、あまりのことゆゑ、御年寄中いづれもいろ〳〵申あげ候へば、御承引なされず御初入年はかやうに御座候よし、一説に御初入より三度まで御在城、かやうにあそばされしとなり。〔責而録〕

〇板倉周防守様京都より御参府これあり、御城より御下りの節、下乗に御老中様がた御乗もの御ならべこれあり候。周防守様御乗もの包みござなど古び候を、酒井忠勝様御見つけなされ、御質素になされ候儀を賞せられ候。おぼしめしにて候や、久々にてかの乗ものを見候と、御戯れなされ候へば、周防守様おほせられ候は、ふるび候へども、京江戸乗まはりの用はよろしく候と、御挨拶にて候よし。そのころ御質素の風俗恐察し奉るべきなり。〔酒井空印言行録〕

〇家康様大阪にて御越年、あくるとし二月伏見へ御うつりなされ候。落城以後亀山の御殿づくり、上がた衆実事に仕候。いづかたより御とりよせなされ候や、ふるきはふなど御殿にあて申候。天下御掌握候ても御奢心すこしもなきことに御座候。御天守は伏見へ御うつり、ひさしくありて後おほせつけられ候。みな〳〵御譜代衆は御知行拝領、または國々へ御かへしなされ、酒井宮内どの、牧野右馬丞どの、淨和様〔割註〕松平周防守。〕そのとし伏見に御詰させ、天守そのほか御普請おほせつけられ骨折申候。〔聞見集〕

〇井伊掃部頭殿澤山にて遠乗に御出なされ候とき、ある侍の家づくりしか〴〵もこれなく、やしきへ掃部頭どの馬をのりいれ御覧なされ候へば、百五十石とる侍なり。この侍を御めしなされ、知行三百石になしくだされ候とき、そのおほせわたされに、家居見ぐるしくして、人馬身構にすぎて所持感じおぼしめされ候。山崎甲斐守が家中のやうに、居宅ばかり奇麗にし、自然のことこれあるときは、家に乗ては出られまじきとおほせられ候ゆゑ、家作分限にすぎしものは、御首尾あしきやうすに御座候ゆゑ、家作結構にせし侍は、こゝろぐるしくおぼえたり。それより家中の奢しづまる。〔道斎聞書〕

○井伊掃部頭どの、在邑にて内々の上に過ぎたる家作しなさる御普請につき、家来をやしき門の前に御呼びいだし、何とてかようの大儀なる作事いたされたるぞとて、ものごとに武具を御見せくれより御車寄へば、馬鞍、弓、鉄砲、鑓等、このみあまりとたらぬる武具ども多くいだし、御目にかけるを、御家臣をの御覧じ、様ることみなたき武器とて、金二百枚下されけり。この家をやしきまへのたべにつみおき、諸人に見せ申され侍り。このよし掃部頭どのきかせられ、あたる時を待たりと感じさせられ候よし、この後餘人作事これなきよし。〔聞見錄〕

三省録 卷之九

○賢の考

○書の傳に、大廈千間、夜臥八尺、良田萬頃、日食二升とて、千疊敷、萬疊敷の家をもちても、臥す處は一疊なり。又前に八珍をつらぬといへども、食する所は口に叶ふもの二三種にすぎず。天下の主にても、つゞまる所はたゞ一飯より外はなし。然るに何ぞや、民をくるしめいたずらに身の榮耀をこのみ、金銀を貯へ、身に替る家人の思ひ付きをやそにするは、愚なる大將なり。賢のごとく手を見えざるに、唯れ大名はわが欲をききて我慢に立するに耻へられたり。民はもと我と一體のものなるゆゑに、民をなやまして財寶を取集むる時は、民さなきはなやみて遂に亡ぶるなり。股の肉を割き腹に食ふといへども、腹の満ちぬれば、我身亡ぶるがごとし。〔貞觀政要〕

○貝原益軒家訓に云、官祿を得る者は、國家を治る根本なれば、いかにも慎しむべきなり。第一國の用事を本としては、萬事を大切に存ずるのみにて用捨なき様となる。〔中略〕無益の費を省き、一二にて武備をのみ嗜みに拵へ、いまだ用ひられぬ時をむさぼると改め申付。然、平生の事に精出し勤めたきことなり。心得違では諸人の恨み嘆きになること顕然たり。是故に聖人の言にも、用を節して人を愛すといへり。何事もよきへどころなくては叶はぬことゝ見えたり。また大食、大酒、淫欲、奢をつくらせしむるは、身をそこなふ家を亡ぶ第一なれども、是よりよきことはなきと覚え、身の養生を怠り、心行の荒みは、人間元気の至極なるを、別て肝要なることゝ心得ることと同じ事なり。〔家訓〕

○紀伊賴宣卿の遺訓に云、人五の常を知ざれば、一日片時も此世に住むこと成がたし。されども仁過れば弱く、義過れば固し。禮過れば諂に似たり。智過れば嘘言を吐、信過れば損をする。

氣は長く心は堅く、色薄く食は細くしこゝろ廣かれ

人馬を持、武具を用意して、役を闕まじと思はゞ、美麗を好まず、費をなさず、正しく倹約を守るべし。倹約の仕方は、只我身の不自由をするより外はなし。此世は客に來たと思へば世話も苦もなし、心に叶ふ食物に向ふ時は、ほめて食ふべし。夏のあつさも、冬のさむさも、客の身なればたしなまねばならぬ。孫子兄弟にも宜く挨拶して御暇申がよし。

父母に呼れて假に客に來て心殘さず歸るふるさと

○水戸光圀公の御家訓に云、苦は樂の種、樂は苦の種と知べし。主人と親は無理なる者と思へ、下人はたらぬものと思へ、子ほどに親をおもへ、子なきものは身にくらべて近き手本とすべし。欲と色と酒とは敵と知べし。諚に恐れよ。火におぢよ。無分別者におぢよ。堪忍を忘るゝことなかれ。朝寐すべからず。物爭すべからず。深く興言すべからず。被官は家を定めよ。主人は被官に慈悲をせよ。分別は堪忍に在りと知べし。九分はよし、十分は必ずこぼるゝと知べし。古歌に、

事足れば足るにまかせて事たらず足らで事足る身こそ安けれ

草の葉に其ほど〳〵におく露の落るはおなじ人の世の中

○毛利輝元家訓に云、おもしろの春雨や花のちらぬ程ふれ。面白の儒學や、武備のすたらぬ程嗜め。面白の武道や、文事を忘れぬ程たしなめ。面白の酒宴や、本心を失はぬほどたしなめ。おもしろの好色や、身を亡さぬほどたしなめ。面白の利欲や、理義の道凝らぬほどたしなめ。おもしろの權勢や、他を誇らぬほどたしなめ。面白の釋教や世理を忘れぬほど嗜め。

○上杉謙信家訓に、心に物なきときは心廣く體ゆたかなり。こゝろに我慢なきときは愛敬失はず。心に欲なきときは義理を行ふ。心に私なきときは疑ふことなし。こゝろに驕なきときは人を敬ふ。こゝろにあやまりなきときは人を畏れず。心に邪見なきときは人を育つる。心に貪なきときは人に諂ふことなし。こゝろに怒なきときは言葉和かなり。心に堪忍あるときは事を調ふ。心に曇りなきときは心

罪なり。心に何あるときは物なきことなし。心に慾しからざるときは諛ひ頼まず。こゝろに素行あるときは卑屈浮し。こゝろに自持なき時は人の言を聞ず。心に諂ひなきときは人もよそならず。（以上家訓、戒人書等）

○大神君（慶長の時諸国に[illegible]を集めしに、[illegible]の[illegible]玉ひしとの[illegible]ありて、これは黄金、[illegible]せしに、御前に積置にて在て、ただ[illegible]黄金にて[illegible]、つけ置[illegible]御前にて見ることし[illegible]御前にて存に付けて、上々の黄金のことゞも[illegible]、[illegible]の[illegible]、早々[illegible]御納め候へ、きましこ二[illegible]ありしに、天下に此黄金[illegible]なし。[illegible]の[illegible]人に[illegible]この黄金大切なればなり。[illegible]黄金ならば之を以て人を[illegible]し[illegible]、[illegible]の黄金を以て、[illegible]の事[illegible]なり。（日本[illegible]集）

○古代の器物金銀の飾と見るに、皆銅のたに金銀を鍍付たるなり。たま／＼は無垢もあり。是古代金銀少きゆゑにあらず。質朴に依て、目に見たる所金銀と見ゆれば、夫にて事足るなり。其實を金銀にするにはあらず。時に[illegible]、靑、太刀の金物など無垢にすれば、重くなると思ふなり。後代には人のこゝろ奢り強くなりて、金銀に無垢にせざれば人見て賤しむ。無垢を賞翫するは却て卑しきこゝろなり。（[illegible]）

（唐の書を聞に、唐、宋、魏、漢、元、晉、隋、唐、宋なとは、天下を治め、[illegible]、[illegible]をゝふにして、天下の[illegible]人を[illegible]に治めさせ、[illegible]に二百年、三百年、或は六百年に天下を失ひ、[illegible]とたる。其[illegible]間の末の世に至り、[illegible]たる人君を[illegible]め、[illegible]ども[illegible]ねども、[illegible]を[illegible]失ひ、仁義の道をしらず、衣食に金銀を[illegible]し、[illegible]に[illegible]み[illegible]、[illegible]人のくるしみを[illegible]して、一人[illegible]みをたてしものは、一代二代にて亡びたり。[illegible]の代より、[illegible]の[illegible]も[illegible]を失ひ、[illegible]なし。其は君に[illegible]ひ、内には[illegible]下の心ざしをふくむ。是[illegible]人の[illegible]に出て、[illegible]と[illegible]て天下を治めざる

ゆゑなるべし。如レ此悪世の時分に天下を治るには、文武の二ッをかねずんば治る事成がたし。〔本佐録〕

○天地の間に人程寶はなし。また金銀は水火にいれてもおぼれず。人に付ての寶なり。しかれども、道に背きたる金銀を貯へ好む時は、人を損するに依て、君子は財をとらず。しかるに、近代は君の一命に替る大事に及んで、二心あるまじきとおもふ侍をば、敵のごとくつかひなし、百姓は妻子を離れ飢に望むごとくにせたげ、金銀は土くれのごとく、茶人反古の切などを寶とす。國の政の爲にさはりとなるものなり。道の理あらば、茶の湯の師匠をするもの、子孫かならず亡ぶべし。天下の主人の數寄は、日本の國土山川をよく作事して數寄屋と定め、其中の萬人を客と請じ、其人の心に合ふやうにて主ぶりを致したらば、天下第一の數寄者たるべし。また堯の家居を云に、地形高さ三尺、木を削らず、萱を以て屋根をふき、金銀をかざらず、御衣もやぶれざる内はかへずして、只天下の萬人を撫育する心の外、別に念なし。天地の間に生ずる金銀米錢は、天地の寶なり。それを我が私の奢に遣ひ捨るは、天地の間の物を盗みたるなるべし。天其咎をゆるし給はんやと。また云、日本の事を尋ね聞くに、神武天皇は天照太神の掟を請て、衣食をかざらず、家居をそゝふにして、萬民安穩に治め給ふ故、代々子孫に相傳へて天下太平なり。末の代となりて、頼朝天下を奪ひ取て、口には仁義を以て民を治るといひて、内心は欲深く、天下を我有にして萬民を苦しむるに依て、其身死期至からず。頼家は弟に殺され。實朝は甥に殺されて、程なく天下を失ひたり。〔同書〕

○治世にも身を樂に持候こと、保養にも悪敷、何にても業のなき時は、婬色の悪事出來候まゝ、朝起るより臥までの行儀定め、日々其通りに致し候事、食事も常に美味計り給候て、うまきものにあらず。平日の食物隨分輕味のもの宜く候。月に兩三度美味給候て能よし承り及び候。〔神祖御文〕

○大小名は申に及ばず。平日の奢侈停止、分限相應は勿論、直參並に陪臣に至り、高知の面々までも、

毎月の内一分は臣従、散米にのけおき、一分を以て常々倹約を忘れず、所帯なくべき事
また貪欲たりといへども、負作以下の士濫用制度不レ可レ用。公私の富用、七編花にて寄

〔遺書〕

右之、萬世一貫の遺語にて、誠に以て仰奉るも恐れあり。然るに當今下々の者、滿天下の人衛上の罪遁るゝ虚なし。恐れみ〳〵てしるす。

○翁若かりし時、京師に、人の老僧ありしが、古きことを覺えて語りしは、東照宮様御在世の時、御近習の若者皆に、汝等身を保つに肝要の語あり。五字にて云もあり、七字にて云もあり、何れも承り度ぞと仰られしに、何れも承り度と申せば、五字にていへば上を見な、七字にていへば身の程を知れ、汝等是を常に忘るべからずと、上意ありしなり。當世の人大方は上に目を付、身の程をしらず、衣服をはじめおのづから奢たくなりて、物ごとに華麗をことゝするほどに家を持消し、不義のことも出來て職掌にも落ぞかし。〔遺書〕

○仕置帳に云、無益のことをなして、時をうつすは愚たる人とも、僻事する人ともいふべし。國のため君の爲に、やむことを得ずしてたすくべき事おほし。其あまりのいとまいくばくならず。おもふべし、人の身にやむことをえずしていとなむところ、第一に食物、第二にきるもの、第三に居所なり。人間の大事、此三には過ず。飢ず、寒からず、風雨にをかされずして、間にすぐすを樂とす。但し人皆約あし、利におかされぬれば其欲足がたし。欲をおさふべからず、樂をくはへて四のことを求むるを言ふをまうしとす。この四つおはざるを富りとす。此四の外をもとめいとなむをおごりとす。四の常倫約ならば、萬人かたらずとせん。林子春評して云、此段衣食住僅に足りてたのしみとすと云り。外を願ひ世をむさぼらさるところあらまほしき事なり云々。

○新君帝明の日、國家に賞たることゝし、あり。帝王の王法に晴くして別當に早くおはしますと、武用の

萬民の苦む事を救はずして色と珍器に迷ふと、出家の佛法にうとく世智に賢くして寶をもてると、貴人の家業に暗くして諸の勝負を好めると、武士の武藝にうとくして詩歌音樂の道に賢きと、富者の貧窮を救はざると、貧者の僞すことなくして月日を送るとなり。人は外の道を知らずとも、己が道に達しぬるを上とす。なべて人を救はず、色欲に溺れぬるを下とする者なり、〔和論語〕

○秀吉公はものごとに差滞ること甚だ嫌ひ給へり、高麗攻の時分、奉書にも續候紙を用ひ、また書損じ候處を墨にて消し、是をつかはせとありしとなん。〔續武家閑談〕

○建久四年癸丑十月十一日、鎌倉中の法度を定めらる文に、

一炭一駄　代百文　一薪一駄三十束〔但三把に付〕　代百文

一かやき一駄八束　代五十文　一わら一駄八束　代五十文

一糠一駄　代五十文

件の雜物近年高直にして法に過たり。賣人に下知すべきものなりと云々。

是は天正十九年まで三百六十年以前の事なり。今の賣買にたくらぶれば、錢のあたひは少しもかはらず。昔金一兩の代に米錢のさた古き文をも見ず。天正年中の頃、金一兩の代に米は四石、永樂は一貫、但しびた四貫にあたる。これは三十餘年以前の事なり。其ころ金一兩見るは、金五兩見るよりもまれなり。然れば今は國治り民穩かの御時代、皆人金たくさんに取あつかふといへども、あたひは古今同事にて、めだたき寶なり。夫れこがれの正體は、打ても碎いても、火に入水にもむもれ、萬劫をふるとても色性かはらず、故に佛をこんごう不直の正體とはいへり。〔老談一言記〕

○或翁の言に、奢より儉に入事は難く、儉より奢に赴く事は易し。古へは金銀の位貴く、諸物の位賤し。故に今を以ていにしへを見れば、諸物はなはだ異なるやうにおもはるゝなり。上古の事は置ぬ。むかし京都相國寺来の勝槐を作られし記錄に、一人前に付五錢口づゝにて成といふ。近世萬物一度價

ひ儲するの道あれば、再び舊主に復することなく、其後は其上にまた傳式を論し、また與て輕輩みなかくのごとし、凡百年以來諸物の價三倍、五倍、或は十倍するもあり。五十双、六段御領に五二女子奉公人すくなし。是等なとは二十年以來は、年々に給銀高直になり。往ても五にては、奉公人且其本まゝの望み事をいひ、一向に給金の事たれども、人少くなきゆゑに、主人なりも増すことへ言相續ふるたり。奉公人其身分不相應の衣服、前にも自制せなきはえなるべし。此上猶日にして年に長じ、明治よりも奉公に出る人すくなく、如此日の如くなきや、またはんを召仕ふ人多く成て、奉公人行はれたらずやしらず。されど人皇よりこの以來、奮都代代更新時代に待ましと懸ふれども、近世は日上国郷中節倹などゝいふ言葉は、諸用の富のなり。然るに諸物諸々平和までも、神社佛閣の結構なる事、むかしにかはりて目を驚すばかりなり。此物作人用の金銀は、何人の手より出ることに其と論けりし。（東齋隨筆）

（續日本紀）明光明天皇「四十三代」和銅四年の交を見るに、錢一文に米穀六升とあり。當所にて五石七斗六升なれば、錢の貴き事かぞふなし。これを以て百姓家る事なし。昔にこしき事なし。（民間雜記）

貨云、當時とは、光自にあらざる九十六文なり。

（甘草集云、江戸錢湯風呂の始、寛永十八年門からぞろ物語に云、天正十九卯年の夏の頃かとよ、伊勢國市といひしもの、錢瓶橋のほとりにせんたう風呂を一つ立て、風呂錢は永樂一錢なり。（中略）今は町毎に風呂あり。又た十五間、二十間ずつにて又たりぞや。

貨云、旧時世の永樂一錢は、今四錢の代りに通ふたれば、全く四文の湯錢なり。もと風呂錢も、近世まで（高下ありしかども、御改革後當時は大人は八文、子供六文、小兒並は十二文に定めり。昔に今（の）ものにて、下向の代は湯錢計りと思はる。因に云、元禄頃に、ちと寛永十年八月二日遊燈一將軍抑間三崎へ漂着せり、其國に永樂錢數百萬貫積來せたりしを、鎌倉の公方家來作にして、天文十九年のころ、東國の諸費に取集て、同位段に用ひしが、市町に五て古錢の替に諸儲き

ゆゑ、天正の始め、北條氏康の下知にて、永樂のみ用ひ、他の鐚錢を不レ用やうになりて、惡錢を除きては次第に上方へのみ上せて、名付て京錢と稱へしが、御當家天下一統御下知に從ひし世に至りて、慶長九年の正月永樂錢をのみ用ひ、鐚一向に可レ弃にあらずと。於レ此永樂一錢、鐚四錢の代りに遣ふ。されども猶善惡を撰び評論あれば、此事聞しめし、同く十一年十二月八日大久保、本多等に仰せて、永樂錢制禁、鐚の一錢のみ可レ用旨、江戸日本橋に高札を建ければ、永樂廢りぬ。

○或時土井大炊頭の居間に、一尺ばかりなる唐絲の切れたるがありしを拾ひ、次に誰かあると呼れ候へば、大野仁兵衞と申近習のまかりあり候へば、是をその方に預けおくと申さる。彼者かしこまり候と、その絲をうけとりまかり立つを、次の間に居りし若きものども、あの絲屑何の用にか立べきぞ、大名に似合ずなどゝ、ひそ〳〵笑ふものもありしとなり。その後二三年も過て、大炊頭かの仁兵衞を呼び、先年その方に預けおきたる絲切はと尋られければ、是に候とて巾着より取出し候へば、とられ候て脇差の下げ緒のとけたるを結びて、家老を呼て、これを見よ、三年前に仁兵衞に唐絲の切を拾ひ預け置たり。外の者ども我等を吝きものといひ、あの絲切が何の用に立べきやとて笑ひしもの多かる中に、主の言付たることを大切に相守ること奇特なり。仁兵衞に三百石をとらせべしと申渡さる。さてこの絲屑の大切なるわけを語り聞すべし。此絲は元來唐土の土民が、手にて桑を取り蠶を飼ひ養ひ絲となし、唐土の商人の手にわたり、はるかの海上を經て吾邦へ渡り來り。長崎表の町人の手にかゝり、さては京大坂のものども買ひ取り、つひに江戸表まで下り候ものなれば、その分いかばかりかとおもふぞ。さやうの辛勞にて出來しものを、少しなればとて塵芥となして捨るといふは、天道の咎おそるべき事なり。今下げ緒の先くゝりたれば役えるといふにはあらず。我一尺の唐絲を今三百石にて買取りたるぞと申されしとなり。〔古老雜記〕

○水戸光圀卿致仕の後、江戸へ御出の時、御土産に奉書の反古を集めて、中の御殿へ紙漉をめし、五色

の色彩を用ゐず、唯潔く文雅にて、興ゝばかりありし也。〔中村民事記〕

○貞もり、昔、徳川の初より寛文、延寶によよんで貨財も豊饒り、土民共をたのしみしに、元禄の世は貨財次第にありし。正徳にもて享保にみち、享保のころより困窮して、元文、延享には大事打積きけり。時勢は移りけるものにこそ。関西のなかしより、大名には兒小姓五人十人あらざるはなし、旗本方にもやゝありしが、いつとなくやみこ有ときものとも思はず。女色のはびこるはまたここそ、又相撲の関取等に至りなりしが、是も絶はてぬ。ゐなかちに、かのありしをしたふにはあらねども、そのころはめゝふ輪ひのものは、世にみちても新編ゆたかにさこへたりしが、今は目だつこしきなく、なりて、さてその困窮はなかしになぞらふべくもなし。弓馬刀槍の技藝など次第に衰へ、商家に富家の乖国すゝ貨は。国の仕置を打任せ頼みやゝ多し。嗚呼。また世にはふれたるもの衣裳の制、豊後ぶし、うかれ女と留主居とかたりし。〔窓の須佐美〕

○越後長岡に現行の地にて富饒なりしが、中ごろ窮頽す。牧野駿河守打つゞき賢者なりしより直へしに、前年大火に類燒で、武具ことごとく焼失、且水損もありて困窮に至り、上下難儀に及べり。忠精、年十七にこれを深くうれひ、倹約をはじめ、家老の中実意あるものを選し、諸役人を吟味し、まさ誰用を節倹にして、自分で綿服を着用し、夏冬羊羮を用ひて常とし、萬事質に順じて、日夜心を盡されければ、五年にして国も漸く整ひ、家中の難をも濟ひ流し、民の窮するを救はれければ、萬人感心して民の親となづくたぐひなし。〔同書〕

○蔦は住宅の根基、鳥道は田畑の根ひ、衣服は寒暑の防なり。衣食住の三つを重しとして、故に年始に是をことぶき、親を願し侍るにこそ、食を得て命をたもち、衣を以て寒を防ぎ、家に居て雨露にあかされず。これ人生を養ふ所以なり。王政もこれを治めてぞ、老幼忠信を教へ給ふ。中国殿に、衣食を備すを天津罪とせしなり。深き意ありとかや。〔醒睡〕

○東照神祖御前にて、林道春に日本書紀を講ぜしめられしに、漢の景帝の詔書に、黃金珠玉は飢て食すべからず、寒へて衣とすべからずと見えて、農は天下の本なれば、務て農桑を勸め、衣食の物を得べしとなり。神祖此に至りて、暫し講を停め、本多(佐渡守)を召れ、米穀を蓄へ諸國へも其由命すべしと仰ありしと承りぬ。〔或人叢書〕

○神祖の上意に、朝夕のいとなみはかすかにして、馬物具きらびやかに、人よりおほく家來を持つ、侍の覺悟かくのごとし。また仰に、高師直が奢のあまりに諸人に緩怠せしほどに、尊氏に恨なき人も心離れたり。石田治部が驕慢に依て、太閤に恨なきものも同斷なり。〔改正武野燭談〕

○嚴有院殿御誕生の翌年三月に、御旗本諸役人を御城へ召れける。是は近年旗本困窮なれば、此度の御儀として、御救の拜借など仰付らるべきかと、下にて評しける。大猷院殿その日は御頭痛被レ成、御はちまきをなされながら、出御ありて仰出されけるは、旗本の諸士ども困窮しはて、明日自然の事あるとても、品川までもなるまじきやうに聞及びたり。左樣にては我等は何とかなるべきとおもふぞと上意にて、御涙を催されければ、いづれもかしらをあぐるに及ばず。是は十年以前に、台德院殿の御遺金百石百兩の積りを以て給はる上に、旗本中一同の御加增を被レ下、まして望次第の拜借までをかなひけるに、近年御上洛はなし、諸人困窮といふ事、皆奢を極るゆえのやうにきこしめしければ、仰出されける。此上意の御請延引せしかば、酒井讃岐守諸人に向ひて、上意の趣體に承られつらん、度々の御すくひは何の御爲ぞ、御用にも立、御陣上洛に人より先にも勤んとこそはげむべけれ。今日の御番さへつとまりかぬるたぐひ聞しめし及ばれたり。前々の御救をおもひて、また〳〵拜借ねがふべしとのたくみを以て油斷仕る哉、向後御すくひは有まじとの御事、面々にとりつくやうに諸番人までも申合すべしとて、御簾は下りける。其後讃岐守申されけるは、諸人困窮頃日泰平の御代ゆえ、江戶のはじめは萬事物かろくありしかども、段々に格式おごりて、人にまさらんとおもふ心より、一色の武器も

丁寧にこしらゆるゆゑ、それよりいらざる道具をしたゝか作物多くなり、諸国にて其の外の損分
ありけれども、切りつめたる江戸の外に餌持なき小身衆つゝきかねる、上は上へ数を少して外にすぐるなきや
う存まし、さながら度々の拝借、下され金もあることとなり、ねがへば頂ふどとてになるべきよしもふ
は放埒なり。人おほき張り諸式の高直なれども、これ全く平の道なり。此上も御ほかはれやうあるべく、
ば相談言上あるべしと申されける。此時御番入といふことありつて、殊に新番所に、この御代より出
来けるとかや。〔同書〕
○嚴有院様いまだ竹千代君の時、いつの年にか、遠島の者の事を人々物がたりするを聞し召し仰付られ
けるは、科をゆるして島へつかはすならば、その島に食物なくては飢死すべし不便なる事なりと仰し。
これを大猷院様きかせ給ひ、ことに感じおぼしめして、御自分の仕置はじめにせよと、向後遠島の者共
拝竟行はるべしとて、島支配代官へ下知せられしとかや。御成長の後、寛文、延宝の頃遠島の者ども
に、農具植物を賜り、死罪に御座りたる者をおほく御宥免かたへつかはされける。〔同書〕
○井上備前守正信、萬治年中御奏者番となり、貞享年中に至るまで三十餘年の間、御役勤めつゝ、ひとつ鼠
められたり。邸宅の内に野菜を植て、賓客あれは調味を申付、常に魚菜をたのしみて、身に於て奇麗
を求むる事なしとぞ。〔同書〕
○昔は侍中、野がけ遊山に出る事、稀のみにあらず、歩行の達者、山野のかけはしり稽古の為なり。尤
弁当の食物をもち出て、町にて賣る食物を買て、弁当の食とすることなし。其内、賣肉、饅頭、あづき
もち、焼きもちたぐひ、是等は見みに調へて食ふ事あり。寛文同年に、けんどんそば切といふもの出
來て、下賤のものは買て食しか、小身にても御旗本の面々は調へて食ふ事はなし。近年いつとなく調へ
てくふようになれり。〔古老物語〕
○昔は懐中多葉粉といふ事付てなし。昔もあしくも、亭主の多葉粉盆にある多葉粉を呑むなり。のみよ

ふもいまとは違ひて、亭主座敷へ出るまでは呑ず。亭主物語して、多葉粉參れと進む、客はまづ御亭主より參れと、盃茶のごとく二三度辭退す。其時亭主はな紙をへぎて烟管をとり、つばをはづし、吸口を紙にてぬぐひ、これにて參れと烟管をさし出す。客取ていたゞいて呑、さて多葉粉をほめて、一ぷくも二ふくも呑、つばをかけてわが前に置、歸る時分はな紙にてぬぐひ、多葉粉盆へ入、暇乞し立。此ぬぐふ時、亭主其まゝさし置れよと挨拶す。もしまた亭主がた頭役か老人歟、親方なれば、多葉粉を呑れよとありても、愼みて呑ず。其頃かくれなき奴と云るゝ人も、六方男達を盡す人も、右體の座敷にては呑人なし。其頃は多葉粉入とても、青漆にて紙をいため、または吹繪墨流しなど、手前拵への隨分麁相なるものなり。近年は多葉粉の呑よふ不作法にて、烟草入は金入の紙、あるひはどんす、しゆちんなどにて結構を盡し、自慢氣に持ありく事にはなりぬ。〔古老物語〕

○むかしは西瓜をれき〳〵の面々食事なし。道辻などにて切賣にするを、下々中間小者などかひて食ふ。町人も下々ばかり食。女中などはいさゝかも食事なし。然るに寛文のころより、小身ものこれをとゝのへて食ひしより、段々ともてはやし、終には歷々も用ひらるゝよふになりたり。〔同書〕

○六七十年以前までは、女中地なしといふ小袖をもたざるはなし。人をも遣ふ女中小袖の上着數はもたずとも、地なしはもてり。此地なしといふ小袖は、總地を金筋にて一面に松皮菱のよふに筋を置たる小袖なり。しんめう女の衣裳五ッ六ッも持たる程の女、または小身にても、家老の妻などは地なしを所持す。この小袖は祝儀、婚姻、正月、節句など、男のしめを着する時、女は地なしを着す。女ののしめ小袖なり。其頃は供のしんめうもかつぎを着せしなり。〔同書〕

○昔は本庄に屋敷なし。萬治のころ、田畑を武士屋敷に仰付られしが、貞享のころ、武家屋敷みなあがり、またもとのごとくに田畑となりし處、其後元祿のころ、もとの武士屋敷になり、町も出來て、此時より本所と文字をも書あらためられしなり。〔同書〕

〇〔元弘太平記巻六、[illegible]〕[illegible]

義[illegible]、皆なおら人心共助に[illegible]通ずれ候て、[illegible]在府下とならずや。

〇[illegible]伏見の城にましてハけろ時、[illegible]に出られ、[illegible]の刀を[illegible]て、[illegible]にこの者もいふべしと云さゝれしに、すこしもたゞはぎりければ、[illegible]にして[illegible]けるにや、[illegible]にみならせ給ふこゝさと聞きたりければ、[illegible]て、何の[illegible]もなきことたり。会津にて[illegible]たるは[illegible]の刀なり。異様の[illegible]にしは[illegible]なさべし。大小[illegible]の[illegible]より[illegible]の[illegible]せしは、[illegible]にきれりといはれしとか、常山紀談に見ゆたり。實に其人々の器量をおしはかるにたれり。かつ会作にして更[illegible]を好まれし秀家は、[illegible]をほろぼし給ひり。むかし[illegible]物具のさまぞかなたるは亡國の[illegible]たり[illegible]ひしことを云もよべし。[illegible]に、[illegible]家を云[illegible]は、[illegible]とし、[illegible]にしもとを、ことゝ[illegible]かしら[illegible]、それを[illegible]、またる[illegible]はべき[illegible]内につき[illegible]けとるなどかゝすれば、会[illegible]の小道具に用ひまじきなり。〔[illegible]〕

〇上[illegible]に、[illegible]門[illegible]は、[illegible]の刀に[illegible]、赤太刀を持せける。叙[illegible]の後は、その太刀に[illegible]装を付たると見えたり。赤[illegible]に赤太刀といふは[illegible]にて、太刀刃の[illegible]をうるしにて塗り、赤地にて塗たるをいふ。〔伊勢貞丈の説〕

○寛永三年五月御上洛の時、路次中宿賃御定書とて令條記に見ゆ。

一、人に四文　　一、馬に八文

但自分薪燒候はゞ、人に二文馬に四文、馬屋も無レ之。自分に薪燒候はゞ二文、馬屋は無レ之とも、亭主の薪に候はゞ四文たるべく候。

一、京にては馬屋無レ之そとに繫ぎ、自分薪二十四文の事。

以上

寅五月

今考るに、寛永錢四文は金一兩千分一なり。〔割註〕金一兩に四貫文なり。〕今の錢六文五分に當ると云ひけれども、慶長金と今の金の目方も同じからず。通用の價も詳ならねども、引替て賜りし割にて知るに、大抵一倍に當れば、此四文と云を今の六文五分に直し、是を倍して十三文と知るべし。

○寛永の頃三谷通の若人等、白馬白柄の刀、革の袴白くゝりの袖へりなど、すべて白きをもつて風流のことゝす。寛文二年の板小歌總まくりといふ本に、馬に乘りて三谷へ通ひし駄賃附あり。

所々より吉原まで駄賃附之事

一日本ばしより大門まで　　並だちん二百もん

馬奴二人こむろぶしうたふ、餝白馬だちん三百四十八文

一飯田町より大門まで　　並だちん二百もん

馬奴二人こむろぶしうたふ、餝白馬だちん三百四十八文

一淺草見附より大門まで　　並だちん百三十二もん

馬奴二人こむろぶしうたふ、餝白馬だちん二百四十八文

是白馬を好みし證なり。〔奇跡考〕

義六、見えきくりの書は、元禄は萬治三年庚子に發行なりとぞ。其ころのさを見るべし。其上に、二人出子は今世の仲に二人結頭、假面の三段にこえるなどいふたぐひなら
ん。また白馬を対なし、舞踏に、少年行の遺跡　萬歳樂、白馬、木子行、車、雲井、楊柳、春日語
傳（出）とある睡に似たり。當今東京語の形態とは異なり、爰にそのまゝ記す。

○大路大夫江元統は、毎年正月元日の早天に、手水うがひし給ひて、東方にむかひしばらく默禱し給へり。あるとし近習の曾我權次郎と申もの、御前にて、元日の御祝儀をのべあげらるゝついでに、とうかゞひけれども、とかくの返事もし給はず。そのゝち雨夜まで、右のおもむきを言上しければ、元統その席をたちさり給ひ、權次郎をめし出され、汝元日を祝する道理をしりたる氣とおもひたまへども、わけて申べきこともなければ、だまつゝしみて居たり。元統のたまふは、世のおろかなるものは、東方を拜し、足利義満などとのみて、屠蘇酒を汲、壽命長久、子孫繁昌などゝ祝しにふけるを恥なし。われいまこゝろざすところは、元三はとしのはじめ、月のはじめ、日のはじめなれば、寅の一天より一おきて、一年中の工夫をするなり。たとへば去年をもつて今年をおもふに、東國は五穀熟して豐饒なれば、民もそのところを得、不當に亂ることも来ても、兵糧にことかゝざるを考へ、西國は旱損水損にて亂たる色あれば、萬民安堵のおもひをなさず。たとへ亡亂のあやふきにのぞまずとも、饑饉のすくひに事へざらん事をはかりしりて、今年萬民をすくふべきことなひをおもひ、おのれをせめて儉約をまもり。さてまたある他の沙汰へいひれたすこき商儀を禁じ、他もうらみをいはず。われもまた非をいはず。國家安全の同意をなし、ことのなるにのぞみても、上下に當惑なきやうに覺悟するを、元日の祝といふなり。されば一年のはかりごとは元日にあり。一月のはかりごとは朔日にあり。一日のはかりごとは鷄鳴にあり。一生のはかりごとはつとめにありとぞのたまひける。〔吾妻武者物語〕

○信は義を守りて、勇猛智謀の名あるものを扶持せらる。其器を鍛錬といふ。その中に福嶋、氏江、

安藤をすぐれたりとす。稻葉はまたその最一と稱せり。信長紀伊の雜賀孫一郎、同若左衞門兄弟に說て降らしめんとす。使をやるに使かへらず。そのころされしや、とゞめられしやの間、いまだ分明ならず。信長かさねて稻葉伊豫守に命ず。稻葉すなはちかの地にゆきて後、孫一郎、若左衞門は信長に降り尾張に來りて幕下に屬するの禮をなす。このとき信長、孫一郎に問て曰、はじめの使いかん、孫一郎が曰、その人騎步おほくひきつれ、かねて案內を通ぜず、馬に乘ながら、にはかに城門をたゝき、信長の使と稱して言ほこり色おごれり。臣を擒殺せんとするものなりとおもひ、本丸と二の丸の間に入るときに、門を閉前後よりとりこめて、こと〴〵く討はたし候。信長の曰、しからば何がゆゑに稻葉をころさゞるや。孫一郎が曰、稻葉はその體はじめの使と大にことなり、まづ五六里まへより案內を慇懃にいひ、信長の使といひて來る。臣櫓にのぼりてこれを見るに、馬鞍かざらず、出立質素にして、步士たゞ十人ばかりつれて、城門の外にて馬よりおりたち人を殘し、若黨二人草履取一人を具し、威儀をたゞしくして徐にあゆみ來る。臣大にこれを感じ、自身門をひらきいでむかひ、內にまねき入、その辯義理あきらかにして、しかも恭敬なり。股引のはづれより見れば、布の下帶をしたり。これ則身を儉にして、財を武事にもちゆるこゝろざしなるべし。良士の風あるに化せられて歸服すと。信長これをきゝて、且わらひ、且歎じたまふ。〔武將感狀記〕

○岡越後、東初左內と號し、蒲生氏鄕につかへ百五十石たまはる。常に草履をつくり賣。このゆゑに諸傍輩も、その卑劣なるをにくめり。小田原陣のとき、金七枚いだして馬を買ふ。家中馬ぞろひのとき第一番なり。氏鄕かれがたしなみに感じて三百石になし、所々において武功あり。終に一萬石を領す。後景勝に仕へ、揩上川の合戰に、正宗と太刀うち仕る。武功によりて錦の羽織をたまはる。そのゝち越前に仕ふ。〔士談會稿〕

○あるとき、如水公、長政公出仕日に表へいで給ひ、家老衆、中老衆、諸物頭、其外諸士御目見をはり

てのち、四一律にておの身の分ともに、諸事分限相應の分を守り油断すべからず。家作衣服調度武具等にいたるまで、身代よりいさゝかかろくとゝのへ、勝手向繰、不公儀なきやうとなる分別肝要なり。平生の倹約相談でたるほどかろく、衣物にも美麗をこのむべからず。内證勝手道によくおよびぬれば、おのづから不時の用にたり、行儀役にたがひ、もし自然のことあるときは、用立べき手立もなく、家を潰るものなり。またはやしてかなはざる儀なれど、人數に出るといへども、ながく／＼見ぐるしき有さまなり。その身相應の武具に、かねてのしそくにとゝのふべし。武具は武士第一の道具たりといへども、これも平生倹約をつめ、身代相應相用たるべし。そのゆゑは、いかに武具を分限に過ぐるといふとも、身代相應の人數持せざるときは、もたせてゆく手だてもあるまじ。しかるときは、費となるものなり。このゆゑに、平生吟味を遂げ、用にたつべきほどの武具を調へ、餘をのこすべし。身代過分の武具をこしらゆるは、みなこれ名聞にかゝる武士のなすわざなり。名聞は遠く義道のまとなるものなり。但かくいへばとて、武具をおろそかにすべきにあらず。分限相應にこしらゆべき、用にたつ分別肝要たり。身代相應よりおほくてもくるしからず。すくなきは下人なり。さりながら、これそれもなくておく手だてあるべしからずべく、たなくば無用たるべし。馬も相應にもつべし、但諸具、鹿毛の馬このむべからず。用にたつべき馬肝要なり。（黒田家七十箇條）

○池田輝政朝は播磨三ケ國の主にておはしましながら、常ざこ不向東なき入用、貯聞の三萬石はかりの大名のごとし、家臣に手かろく、何ひとつものどのみもせさせ給はねば、老臣ども、あまりに倹素にすぎさせ給ふとうかゞひ諫め、近年世間もおだやかになりたれば、少々はたのしみ給ふこともあるべきものをと申ければ、おの／＼申ごとく、身分にしては倹素にすぎたれども、かくあるのは家來をあはれみしかゝゆることかなはず。今世もしづかにはあれど、またいかなる大事の出來ぬべきにもよらず、その時のため、このうへにもほしきものは武士なり。猶も無益の入用をはぶきて、人をおほ

くかゝえなんは、予がたのしみなりとおほせられし。そがゆゑに、いまにおいて備因二ケ國は、すぎて家士おほきこと予がしるところなり。〔思出草〕

○成瀨吉右衞門へ、子息隼人銀子二十枚持參して、御老中の事なれば、これにて口にかなひ候ものをめされよといふ。吉右衞門その銀子をふくろに入てつりおきて、美食をこのましきときなかむればよく候。この銀は何ぞ入べきことあるべきものをと申され候。さて大坂冬の御陣のとき、隼人正と伊豆守にむかひて、吉右衞門申さるゝは、來年は定て御出陣たるべし、兩人も御供たるべし、折角良馬をもとめて乘れとて、金二十枚づゝつかはし候よし。〔武功雜記〕

○松平伊豆守は、諸大名より獻上の御殘、その外聞々にも、國の名物、または江戶にても初ものあれば、音物ありけるゆゑ、每度實父大河內金兵衞かたへ相おくられけるを、即刻町人へ賣わたし、この代年々つもり金高になりければ、大猷小身士の着料ほどの貸具足三十領をおどしたて、伊豆守へ相おくられ候。豆州おどろき入申され、早速禮にまゐられ、ぞんじよらずかたじけなき仕合に候へども、大分の御もの入は、小身にていたみ入候と申され候へば、嘗て自分のもの入にてはこれなく候。これは年々足下より初もの等、十日、廿日おそくたべ候へば、こゝろやすくたべ申すことに候ゆへ、そのときどきに金にいたしためおき候て、かくのごとくに候。さだめて貸具足も御不足あるまじけれども、大身の御こと、そのうへ段々御立身候へば入申すことに候へば、御受納候へと申さる。豆州禮を申かへられしとなり。〔續波集〕

○武藤修理亮は武田信玄につかへて、槍をあはすること三十七度、分捕功名數しらず。信玄、勝賴二代の感狀を得ること四十二通あり。勝賴戰死の後、小田原にゆき、關東の人に千騎に一騎とほめらるゝはたらき度々あり。小田原北條家滅亡の後浪人せしが、福島左衞門大夫まねきむかへて、三千石の所領をあたへけり。關ケ原一戰のみぎり、度々の功名あげてかぞへがたし。元和四年正則滅亡の後、ま

たゞ人の手となで、大将軍にまづしくからし、馬の背をつくり申わたりとす。所ふし上手にて、馬士ども武具帯といひて申払けり。人みなこれをわらふ。ある人いさめて曰、武具馬具を帯刷して三種わたりの助とし給へ、武器帯と名をよばるゝは恥なりといひけれども、かつてきゝいれず。はなして加賀利常卿より三千石をたまはりて、武器帯の恥をすゝぎ、一生命の山畜ていはずして悠年を経るゝ諸武者物語」

○尾州黄門吉通卿、元禄十二三年のころは、いまだ宰相中将にてまし／＼ける。元禄の末にてもすまりけん。祖父光友卿の大納言以来二代の倹約、とりわけこの御代しきりに節略つのりて、御家督の後、家司の面々合議して評議のうへに、毎年のとしおひたゞは無用のものなりとて、二百余人いとまを出しけり。吉通卿これをきこしめして、家司をあつめられおほせありけるは、およそ節略といふは、國家のつゞくためのたすけならずや。毎年といふとも、先代以来我家にてとしのよりしものならずや。人の壮なるあひだはめしつかひて、いまおひたるものとていとまをくれたこと、無慙なれとよぞとおもひするゝ也。我六十萬石の身上さへ、二三代の不仲意面々がそんするところなり。ましてやかれら年壮たらば、いづかたへゆきても、また一己のかせぎもあるべきなり。としおいて毎年の用にたちがたきとて、この家をいだすほどのものを、誰かめしかゝえんぞ。其うへ二百人のものども妻子もあるべし。いづくの人これをやしなはん。いくばくの人の難儀はかりがたし。一己をやすくせんとて、數千人を損ずるは不仁のはなはだしきなり。これ等を扶持したればとて、わが家にさほどの損といふことあるべからず。たゞ節略といふばかりにこゝろ付て、上下一致のところを心づかざるぞ、人をもちて上の御用にもたつこゝろがけ肝要なり。其方ども合議のうへのことゝはいひながら、二百人のものをめしかえすべしとのおほせなり。それしもん／＼ほど骨をおるものはあらじ、上と下とは敷居と鴨居とにおなじやうのものなれども、鴨居は上にありて、そのいたみすくなし、敷居は下にありてはた

らきつよく、ものにあたることかぎりなし。おなじ木なれども、鴨居を敷居にはならず。老たる輕卒どもを士にはなしがたく、たゞやしなひころすのところ、上の慈仁たるべしとのおほせに、さすが家司老臣どもゝ落涙し、あやまりいりたるむねを申し、二百人の輕卒をことぐくめしかへされけり。〔鳥有秘錄〕

○一年江戸大火ありて、君〔割註〕本多能登守忠常なり。」の宅地別業もみな類燒せしことあり。これを造作するに容易からず。黄金數萬兩いだして、府庫のそなへ過半減ぜり。時に國中の諸士、廳所に訴へ、銘々恩賜の領地を半減して、そのつひえをおぎなはんことを乞ふ。君このことをきゝ給ひて、從容として宣ひけるは、まことに諸士のこゝろざし、身に滿足して謝することばをしらず。われ常に質素にして儉約をおこなひ、財寶をみだりにせざることは、ひとへに君上の忠義、國家の不意にそなへ、且窮民をすくはんためなり。いま殿宅を十分に營作するとも、財寶減じて武備を害するにはいたるまじ。たとへば府庫はむなしくてもありなん。諸士の領地は減ずべからず。殿宅はつくらずとてもありぬべし。諸士の困窮はしのぶべからず。錢金つみて國に充るとも、士臣貧乏にして擧止こゝろにまかせざれば、われ列侯の榮貴に居て、獨夫にひとしかるべしと、家中半減の競訴をもちひたまはず。諸士また一統していはく、君仁德をほどこして臣々愛したまふことかくのごとく、臣等はいかでかその化を蒙らざることあらざらん。言ひとたびいだして、もとよりかへるべき道なし、言をいだしてやみなんより、たゞいたさゞらんこそまさり候はめ。たとへ臣等半減するとも、一兩年の間には、人馬を減ずることとあるべからず。君はひとへに君たるのみちをつくし、臣民のうれひをあはれみ給ふ。臣等何ぞ君のこゝろをいたましめ給ふことをしのぶべけんや。たゞこのこと執事にもはからひあるべきことなりと、再三に訴ふ。君かさねてきゝ給ひ、賛歎しきりなり。しからばいさゝかそのこゝろざしを慰すべしとて、一統に半減のことをやめて、今度江戸の殿宅造營の材木のうち、そのひといろをもつて

あれにすゝむべしと、諸士大によろこび、國のはしら下木をそろへてこれをもてまつる。すのにこのことを町郷中にきゝつたへて、商人百姓一同に奔て、材木瓦石の類そのほかしなをたてまつらんと、競てこひねがひけるに、君侍に制し給ひけれども、農商のともがらあへてうけがはず。遂に備前國中千枚をもつてこれをたてまつる。（明君文武錄）

○ある藩の日、藩臣の侍に某を見某といふものあり。はなはだ貧窮にして、辨合言語にたえたり。後には妻子とてもなく、家の木はしら、竹簀子までもとぼちて焼けこ、妻は離別せしが、子一人ありけるを、眼覺寺へつかはし、獨身となりくらせども、困窮さらにやはることなし。後には居宅も雨もりて、疊もくさり、障子はみたなものにし、詮かたなく、そう〳〵竹の襟をとゝのへて、生木をはしらとして繕へ、さしかけをして、その内に住し、門をとぢて人に逢ず。終に飢にもおよびける。近隣のものども、ひさしくともしびのせざるを不審して、これを役人に達しければ、役人すなはちその家にいたりこれを見るに、まことにすみあらしたることといふばかりなし。しかるにいづれかゝりし奥のうへに、唯一振ものよく拭ひたてゝ、竹釘をうち、かの槍をかけおきたり。これをおろし見れば、見ごとなる槍なり。また一方を見れば、ふるき鎧櫃あり。これをひらき見れば、見ごとにおどしたる黒革の鎧一領に、同じ色の顔當の甲、そのほか馬具の類残らずとりそろへて、ふるき箱に入れて、そのかたはらに軍用金五十兩何がしと書て入たり。乃矢もそろへてあり。垂木に何やらん袱紗ゞみのありしをおろしてひらき見れば、陣羽織外に麻上下一具、小袖、熨斗目、袴、帷子のたぐひ、更衣のつとめ裝束一式あり。其の下の品は革籠に實用たれども、身は水のごとく研たてゝ見ごとなる落の玉めにて、しかも龍吉夜の名刀の衛あり。役人よくよくこれを見て、その始末を主人に逐一言上におよびければ、主人もはなはだ不便におもはれ、因て眼覺寺へつかはしたる悴をよびもどして、父の家名を相續申付られ、これまでの侍覚は主人よりこれを免辨なしつかはしける。この悴ゝは非常に昇したれども、士道

において天晴の仕方なれば、傍輩も不便がりて養育し世話しければ　成長の後めでたく勤仕せり。そのゝち森家作州津山退轉のとき浪人しけるとなり。〔夜譚隨筆〕

三省録　巻之十

〇貧のしのぎ

〇乱世久しく続きて、ようやく治りたるはじめは、世界一統に財用不足して、貧につまりては飢寒に至るものも多きなり。太平久しき御代は、世界一統に財用も満足して、富饒に驕りて、奢侈長じ、夫先に饑饉にいたる者多し。されば乱世の民は貧にせまりて苦み、太平の民は富に驕りて苦む。貧になりたる民は救ひ恵みやすし、富より貧になりたる民はすくひめぐみがたし。たとへば粗食乏しく育つけたる人の腹のへりたるは、麁糲黍稷にても、佳肴珍美におなじくうまけれども、美食膏粱に養つけたる人の腹のへりたるは、一汁一菜の料理にては、そのみ食ひたるやうにも思はねば、人情の常なり。ゆゑに古語にも、凍えたるものは衣をなしやすく、飢たるものは食をなしやすしなどいへるなり。乱世に貧窮を救ふ道にては、治世の富饒はすくひがたし。乱世の民は貧に馴て、飢寒れ難きを得たる人なり。治世の民は富に慣してふくりすぎ、富貴のならひ人なり。引きこ得飽かの富に同じくいまれども、病因は民の違ひなり。〔雪窓夜話道草〕

〇容顔ある者、女の姿わらはにして往来するは、茶屋女、遊女等の類なり。かつぎ覆面にて顔かくし、人目をしのぶさまにて通るは、女らしくもに見ゆ。しかし武士の女房は、上臈めきたるよりは、顔つき少しはあらあらしきかた相應なるものなり。古代武田家らにましせは、女の容色第一にする習ひを用ひ落し、顔あらあらしく見ゆる容体、女も武を専にせしはなり。依て戦国の時の女は、今時の男子ほど働きよく働きたる事ありしと、御意ありしよし。また酒は陽氣を暖にするものなれば、遊山翫水に多く付くべからず。かならず喧嘩仕出すものなり。鷹野軍陣などの間は、下戸も酒飲候へば氣強くなりて、一

働き出精するものなり。小盃にて永く酒呑は、祝言の座鋪めきたり。上戸の茶碗酒引請て、すは〳〵と呑過たるは、氣味よきものなりと、御意ありしよし。〔駿府翁物語〕

〔〕近江國坂田郡鳥居本宿に、ある旅亭の家に傳はれるふみに、天正十三年酉七月十三日秀吉關白成の御參内御祝の獻立書左之通り、

親王　若宮　近衛大御所 龍山　九條殿　一條殿　二條殿
　　　伏見殿　宮四人　花山院　久我殿
　　　　　　　　　　大炊御門　西園寺
王　筑前守秀吉 關白　菊亭殿　德大寺

初獻　のしかち栗そぎ物　御盃 御かはらけ
二獻　はな御ちん　御すい物たい
三獻　さしみとり　御すい物ふな
四獻　はまぐり　けずり物　御雑煮
五獻　むしむき　御そへ物れうさし
六獻　ゑび　ばい　うけいり
七獻　たこ　からすみ　くじら

御本膳　しほ引　香の物　あへまぜ　やきとり　ふくめ　めし　山椒はむ　金銀縮あり　おしる

二　からすみ　金のきそく　たこにく　すし　くらげ　あつめ汁　たいの汁

やまものの　金のきまく　白鳥汁
まるさつけ　かまぼこ

三　御　菓　子　九　色

うすかは　からはな　揚　皮　りんご　豆あめ　こぶ
打　栗　もゝのり

以上作り花いろ〳〵あり。〔柳庵雜筆〕

○明暦、萬治、寛文の年までは、牧野佐渡守親成京都の所司代たり。老衰の節といひ、京都町中の沙汰をも闕しまし、其頃迄内より板倉内膳正重矩を佐渡守代りに仰付らる。此時始めて兩町奉行所をも置かれ、宮崎若狹守、雨宮對馬守をつかはさる。内膳正上洛して、公家、門跡の遊興あるはかまはず。其頃の奴原が角をとらしめける。盲目の官位今だに出せば即日檢校となる。是を一夜檢校といふ。惣檢校の官金配當に甚だ障あるによつて、ある町人檢校仲間になりて、配當を兩分することを、内膳正聞て、其者の眼をくりぬき、盲目になるとても檢校の仲間たるべし。僞者の列には叶ふまじとて、いかられて大きに恐れ、檢校辭退しけるゆゑ、しばらく牢舍にてゆるされける。那波屋十右衞門が者の飾りに、侍の眞似して平等院の宮崎人の供奉せし、これをつよくいましめければ、さはるところあるによつて、宇治橋のそこねたるを自代にかけ直させられけるに、一ヶ月金銀の利足ほども入用なくて作り、おのれ姓名を橋の擬寶珠にほらせて名聞をよろこびける。此事内膳正聞て一生後悔ありける。〔改正武野燭談〕

○古老物語〔寛保年間の書〕云、七十年以前の昔は、太神宮御祓大神樂とて、毎日江戸中を徘徊しありく。その有樣假式正しくして、先へ鼻高の面をかぶりたるもの、直垂に白袴を着、幣帛を持て立、次に十四五才ばかりなる男女美しき裝束し、瓔珞をかぶり、長絹を着、白袴を着す。手には中啓と白幣をもち、三番に麻上下着たる男箱を持、四番に布衣の裝束着たる男、其次に四足付たる大長持を[illegible]

あほのけにして、其上に獅子頭を直し、中には大太鼓小太鼓と、一萬度の御祓を眞中に立、御幣をたて、この長持、四人か六人にてかつぐものども、烏帽子白丁を着、白きくゝり袴を着す。はやしかた左右に付、笛、太鼓、小鼓を拍子よくうちあはせ、かの瓔珞をかぶりたる舞子神樂を舞、其ひやうしん〳〵として感にたゆるばかりなり。其内の輿に烏帽子を左へ右や筋違にかぶりなどして道戯して、見物の輿に入たり。いまの大神樂といふは、至て賤しき風俗にて、裝束などはおもひもよらず。大白衣に大廣袖などの木綿布子、幅廣の帶をしりこけにしめ、大脇ざしをさし、大小鼓を打、笛などもふけども、埒もなき小唄にあはせてはやしたて、わかき男女の氣をそゝりたつる樣なる狂言をいたし、兎角下女下男に面白がらする事のみを仕組、身をもつ人の見るべきものにあらず。尤大神樂のせんあるべきよふなし。

義云、大神樂の風俗、享保年已にかくのごとくなれば、その模樣は格別咎むべきにあらずといへども、近ごろこの輩の仕業は、恰も放下師豆藏の戲に似たり。何によらず古禮を失ふ事數ずべし。

○また云、むかしは正月、男子は破魔弓にて的を射て遊ぶ。これは弓の稽古のためなり。女子はまりをつき、羽子をつきて遊ぶ。三月は男子は雞合とて雞をけあはせて遊ぶ。女子は雛人形をかざり、色々の器物諸道具をならべ、雛に食事をそなへ、また草餅をひなのほがひにいれ、あま酒を錫の德利にいれて親類中へ遣す。これは成人の時嫁入して世帶持の稽古たり。五月の節句は幟甲を立、粽をこしらへていはひ親類へ遣す。また翌日六日には、男子七歲ばかりより十一二までの子供集り、其中に大將になる子はあがり甲をかぶり、菖蒲太刀をさし、菖蒲にて鉢卷をし、ほらの貝をふきて備へ立をなし、印地打といふことゝして遊ぶ。これは軍陣の稽古なり。九月は生姜を臺に乘て取替す。また子供の狆犬の子を持遊ぶことは、成人して馬を取扱ふ稽古、女子には百人一首をおぼえさせ、歌がるたをとらせ、貝おほひの遊びをさすること、目はしの働くためなり。またむかしは何ほどに小身たりとも、

正月五節句は、主人麻上下を着し客にあひ、召仕の侍も麻上下を着す。毎月朔日、十五日、二十八日は袴を着とする。正月五節句は、其家のうちあふ者も髪をさげ、召仕女のしんぞうも髪をさげ、すべて十才以上の子供は、前の通りに衣服をあらたむ。また神社寺院へ參詣するに、家の主人は上下を着し、内室は髪をさげる。近年は主人草りとり一人にて、袴ばかり着し參詣す。内室は編笠の帯なすぞ、大形かちにてかろ〳〵しき體にてはしたなくいづる。

前云、近世も子供あそび、または雛祭たれども、三月節の徳利に醴酒を用る者なし。皆白酒となる。また予が兒童のころは、破魔弓の遊びはせざれども、よし子ども等にて終日遊びたはむれしに、今時の子供等は、なか〳〵さやうのことのみにて、成人も馴ることのみなせるは、また風俗の衰頽ともいふべし。況や淨瑠璃かたる女兒のさまにが〳〵し。

○また云、むかしは花見遊山に、小身にても鑓を持、侍をつれて行くこととなりしに、當春上野へ花見にゆきて見れば、御旗本の面々にあるき給しが、鑓をもたせたる人、上野の山中に一人も見かけず。けつく隨從には侍をつれ傘をもたせしものを多し。また四五十年以前、袴羽織の長長虫の紫丸にゆり、其後きれ巾着はやりしが、今は皆すたりたり。

○また云、むかしは侍中、大身小身ともに集會、夜ばなしなどの出合に、其咄しを側に古戰のはなし、或は先祖の手柄噺き、または當世の武道武藝のせんさく、刀脇差の拵かた、物好の異説、または喧嘩口論の噂なり。和らぎたる咄には、昔の湯のことと、是より外別儀なし。依つて刀脇差の拵へ樣かたをもつぱらとし、刃も身は鍛ひたる上ものにかけ、尺の長短銘々おもひ〳〵にこしらへるゆゑ、たとへば、喧嘩に大人の害あれば、刀の拵へ十色にて、尺も弐尺餘より二尺四五寸二尺位までにて一樣ならず。近年はおよその物好もなく、寸も大概二尺二三寸にて、拵へも人並に作るゆゑ、皆同じやうに見ゆる。畢竟武道のたしなみ薄きゆゑとおもはる。されば皆合のはなしも、當與翫弄、また古寶物の

はなし、其中分別らしき顔色の人は、立身のかせぎかた、手の筋卜筮のはなし、または碁、將棋、茶の湯、はいかい等の咄しのみにて、武道の噂はかつてなし。されどもこれらはおとなしき客の咄しにて、下品なるは三味線、淨瑠璃、歌舞妓役者のはなしなどにて終るもあり。

義云、刀脇差の物好、古風の存する處にて、さればにぞ伏見にて太閤殿下刀のこしらへを見て、是は誰れ、是は彼とて、其人を闇射せしに、一ッとして差はざりし事ありしも思ひあたれり。今は外見のみにて、中身に心を用る者寡なし。歎息すべし。無用の贅物に似たり。

○また云、むかしは土藏を持たる人、千石以上にも稀なり。牛込中小日向邊へかけて、土藏十とは見えず。町家は有德なる町人、質屋、酒屋などは持けり。武家にては五百石や、七百石ぐらゐの人土藏持ぬが多し。

○又云、むかしは往還する侍、上下または袴ばかり着てありくにも、大方股立を取て歩行、馬上の人も股立を取て馬に乘たり。また柿色の三尺手拭にてはち卷をして往來する人多し。下々の侍供とてなく、獨りあるく時も、必ず股立を取てありき。中間はひとり使にゆくにも、尻高々とはしよりて歩行し、近年ひとりあるくに股立とらず、尻もはしよらず。またはちまきせし人を見ず。

○また云、むかしは侍徒士中間を、其主人々々にて成敗するもの度々なり。凡其科人は、

一侍其外少しも盗みしたるもの

一主人に隱して供歸りの馬に乘たるもの

一欠落もの

一供はづしたるもの

一慮外したるもの侍中間ども主人の手討多し

またしばり首はねるもあり

若は錯き丸なるとなく、江戸中一同の風儀なり。其頃若きものをさし料の刀脇差のためしものにす。然るに寛文にかまふの事出上にすくなくなりしは、風氣の変へなり。七八十年以前のむかし、男女の奉公人請狀の文言のうちに、いまとは少し替りたるは、

一此ものもし取逃欠落仕候はゞ、其もの品々尋出し相濟申べく候。若尋出し不レ申候内、御事欠にて人御用に候はゞ、私伴請人代りに召寄られ、何分にも御召仕可レ被レ成候。また女の奉公人は私休暇のにも申せられ、何分にも人代りに御召仕ひ可レ被レ成候。扨また御奉公不調有レ之候はゞ、其段何分にも私へ仰聞らるべく候。もし不届なる儀申上候はゞ、奉公人同前に私を御仕置可レ被二仰付一候。少しも御恨に存まじく候。

右の文言これある時、いつのころよりか、請狀に此文言なくなりしなり。もし當分に人代り出し候ても、其上尋出し申事なり。

○又云、昔は番町にも其外にも、大名の外は瓦ぶきの家作なかりしが、近年は皆瓦ぶきになりて、火の用心よろし。

○また云、むかしは江戸中に瓦葺ぶき四五軒ならでは見えざりしに、近年は大方かきがらぶきになり。これも火の用心よろし。〔以上九條古老物語〕

翁云、此書は新見傳左衛門正朝入道行年八十一歳にて、享保十七子年末の秋書集められしよしにて、自序に享保十八丑年正月下旬のころなりし、春雨ふりつゞき徒然なるまゝ、八十餘の老人達打寄てのはなしを聞ば、およそ百年以來當世まで、世中の風儀うつり替りたるはなしにて云々とあれは、むかしとあるは、皆寛永、正保より享保に見合すものと見ゆ、くれぐれも古昔の質直忍ぶにあまりあることなり。今はまた享保より百年有餘の末なれば、今風俗のかはれるさま、さもあるべき事なり。されども吾黨は時運の必有の習ひなれば、今時のさまも古昔に移さばうつらざらめや。

○神祖ある時、御意に男の心を持たるがよし、歴々の者が女童子に氣を奪はれて、業平侍になると見えたり、左樣の風これあるもの、我みな〳〵嫌ふなり。むかしよりの說に、武士の武士くさきと、味噌のみそくさきとはいけぬものなりと、下劣の諺にもいふなれど、それは脇より見ての事にてやあらん。定て公家が町人の評判なるべし。武士はなるほど武士くさく、味噌はなるほど味噌くさくあれかしとぞおもふ。武士は何くさくてもよからんや、公家くさく、出家くさく、町人くさくても、職人くさくても見にくからん。たゞ百姓くさきかたよしとぞ思ふ。味噌もなまぐさくても、こげくさくても、ちくさくても、くさりくさくても、何かよからん。たゞ味噌の生得の味噌くさきが然るべし。右の武士が、武士くさからでよからんといふ說は、武士ぎらひのもの、ふといひ出したる言葉なるべし。左樣の者はふんどしを除てきやくふをきせてくれたし。是平生畳の上の事なれども、かんじんの大切の時は、夫れしきのこゝろにては强き事は、なか〳〵ならぬものなり。其時は身づくろひする事必定なれば、われ常に嫌ふなり。また一通りの風儀は、常なりともあれ、自然の時はといふものあり。夫は平生武士道不心掛の言わけ誹をかざるといふて、極意武士道嫌ひの不心掛ものゝ言葉なり。常々心にかけずして、俄になることにては更になし。我幼少より諸國の侍の義不義と剛臆を、能く吟味してきく事好きなる故、普く聞及たり。天地をつくしても、武士のあらん限りは、此道理すたるまじ。常の心掛といふ事は、手近くて輕き證據に、灸が飛火の十雙倍なれど、覺悟すれば女童も見事こたゆるなり。飛火覺悟なき不意なれば、髭男もたまげる事なり。其證據なり。武士たるものは一本鑓の小身者なりとも、武士の心をけだかく持て、十二三にもならば、はやく右の心をつけて、能々いひきかせ、其々移らずば、出家か町人になして、猶々左なくば、左樣のもの武門に有ㇾ之は日本の怨みなり。

○また御意に、我若年の時、駿州に在しとき、ものよむ坊主の三哲といふものが言たるを聞つるに、三要三切といふ事あり。先三要は衣食住、三切は軍賓旅なり。衣食住の三要は人の常の要なり。此用意

の心掛第一なり。ここに武道具、常道具、乗物具、是ぞ武士日用なり。このしなじなを分限相応にして使に、斗の事になす可しといひたり。是は聞たる事なり。一言にても用に立事なりと、調ぶべきにも心に銘じて聞覚え候。我これに今一品を加へたし、三要三好三行としたし。三行は可悉たり。武士たる者は道に疎くしてならず、武義を常に心掛べし。道に心得なく人の役に立ても、武勇もしられは軍役に不立。不断心にしるすなり。虫ではならず。（同上二條、木下文八郎記録附言）

○常君に慎明に渡り入候頃、折々関東へ御機嫌伺に遣はされし人、千葉常胤迎宿持ち入らせ給ひし事あり。其節七人衆と選ばれ、古き御召仕の女中ありけり。ただ今のこらず召連給ひしよし、一寸余り紙へは、御役目のみ申上人召連らるゝは、大猷の様なれども、其頃の事を考れば、七人ともに皆乗物にて、御供の外に女中は一人もなかりしよし、かく高貴の女中御供せらるゝに、二人の召仕の下を連れてゆきは、百に御留守居と申べし。今は百石取の陪臣の家内にても、左様に手輕には参らず。表立つるも其頃の事なり。且其下宿にて御用ひたへられたる事なり、今に大切に納めあるよし、昔尚木綿なりとぞ。

○またのたまふに、奥の仰達候より年々嶋木綿百反ツヽ、献上ありしを、木もを佐州内々に綿木綿精好まで織と云ふれば、上様に此様なるものと思召、女中衆御仕着にもなされ、女中ども其遣はれ行き、以来其音申立べしと申されし由、是にて当時専向の倹約、人数の少き、御定成行はあるべし。木綿真綿の類に到鼻目の根本なり。今たとへ此通ならずとも、此節美風の続を拝し給はで、御代の末々長久に有べし。

○近年ようやく調度類を専に引成、事にすなわちなるといふ者は、余が若年の頃、さる大名の奥向に勤て、音信乎勤番用の使、御命所勤る儀々と言物也。其頃文化以前は一年に五両程、十石位に過ず、以後の頃には、弐両三分計に用成、文政のころになりて、十計の様に次に成り、余が聞しは文化のは、文政の頃にしゐ目也けり。其時は音に二割に及びたり。何も以て事にても合ふと見れば、左様にてはなし、いつも物様

の出來たの、白土が落たのと申立候事にて、夫々先何書の見合せ書のと、二通も三通も入ゆゑ、如レ此手數多には成なり。自然と少人數にては勤りかぬる。果は御の字等迄書方きまり候間、先例帳なくては才士にても勤らず。帳面さへあれば、不才にても勤るゆゑ、帳面計操覺ゆるを功者ものと申よふ成行候間、人才は屈する筈なり。

○衣服の制度を立べし。上下衣服の制なければ、金さへあれば如何様の美服もこゝろ次第になる故、町人下賤の者金に任せて美服を用ひ、夫に付ては、士も餘り見苦敷ては威光も落る様に申處より、近く奢の風も長ずるなれば、大名は大名、旗本は旗本、平士は平士、百姓は百姓、町人は町人の衣服を定めをかば、上下の分も明らかに、自然と法外奢は止むべし。費用をはぶくの方猶多けれども、都て法は活をたつとび、宜しきを裁して用に適するは、其人に存するなれば、是を略す。〔以上四條、或人時事を論ずる書。〕

義云、前編の序言にもいふ、衣食住の三ッは、皆禮の存する處にして、倫等の罪を糺す處にて、儉奢のみに拘はらず。思ふに、予が舊宅近き邊りに、一群乞子の村ありしが、其等の婦女子常に絹紬の常服せるあり。却て傍の農民の女童等は、つゞれの布子を着すあり。されば道路の人は、此村の女子等に慇懃を盡して道など問ふに及ぶも多かりし。是も乞子の婦女子は、都てうこん木綿の半襟とか、又は常人の常用に異なる色木綿をかけさせるよふに、一際目に觸れは、是これ等の人といふ事をしらせたき者歟。

○僧澤庵の兄は秋庭半兵衛とて、小出大和守吉英の家來、食祿二百石なり。其身華麗を好む故にや摺切なり。故に澤庵より諫言の狀あり。

先書に何事も天道次第との御文體、尤も其分なる御事に候得ども、夫は常の人の知る事にてはなく、古今松の葉は細く、蓮の葉は丸く候。如レ此我身に應ずる様に、天道を能辨へ、小身の者は少

し引下げて、簞食をせず、大名は其程々に身を持候か、則天道にて候。然ば一國の米を天道天禄と
て、其國より喰はなし候へば、誰か積申間敷候。其時天道に背候所業とは何様申候。分限なる君を
不ㇾ知して、天道を冥帝と云て、僅一も他てもて天道から食限をあてがはるやうに心得る事、大に流浪な
り。如何なる細工人も、定規なければ不ㇾ知と、但し我心の律たる人を定規にせば 三百の十六た
るべし。昔と聞ぬ身を持、分別旅得ぬ人を定規とは申候。杓子を定規にせば、何には如何候。百
石取の身にて二百石取の體は、天道に背き申候。貴殿は御規模高く見え申候。其は天道に冥背候。
月を御覧候へ、十五夜は圓滿に成候へば、又一分づゝかけ申候。是人間の見せしめにて候。

　おもへたゞみつればやがてかくる月のいざよひの空や人の世中

此うた不肖の罪にて候。且又御六ヶ敷可ㇾ有ㇾ之候得共。兄弟と生れて御遠慮へおしと伺候。何
卒御扶持をあへて、情親無ㇾ之樣に可ㇾ被ㇾ成候。親類遠ざかり親き他者に候ふ結ぶは大き誤に候。

　月　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　澤　庵

　　秋庭半兵衛殿

義云、流石澤庵和尚の教諭、至れり盡せり。是神儒佛三道に渉れる公然の理言なり。儒には天道虧盈の警語あり。佛には六欲の戒あり。神には質直の教あり。古今の人、誰も此事はしるといへども、躬ら行する者寡し。これみな自分なすの罪にて身を苦しむ。能々日々に三省を可ㇾ省して慎むべきと思ふのみ。自國の事人事を盡して後天なるべきに、自ら奢り自ら勤めずして天に托す。固より過言なり。

○或書に云、奥州の米江戸へ廻ることは、寛永九年より始るなり。其頃仙臺の米直段は、両に七石四斗なり。中頃一分に六斗なりしとぞ。又兩國橋は萬治三年出來にて、昔は將軍の御意の不ㇾ叶者あれば、大小に不ㇾ限、江戸屋敷被ㇾ召上、本所の荒地を被ㇾ下しとなり。

○或書に云、眞田古伊豆守信之、常々紙子を着用ありしが、如何にや、家中共に紙子を着用無用と急度申渡制禁なり。然るに兒玉三助と云輕き侍あり。紙子を手細工にして、正月元日に着し、登城列座せり。三助儕の士は、通掛りの目見なりしが、大勢の内にありしを見咎め給ひて、何とて着したるやと立どまりあらゝかに御申なり。暫あつて汝は常々輕口者の由聞及、早々何にても可レ申とあり。三助取あへず、

古への鎧にまさるかみ子かな風の弓矢はとほらざりけり

伊豆守殿興ぜられしとぞ。

○享保年間は、今を距る事僅に百三十年程なり。其頃は諸式の求め安く、又諸職人の雇ひ安きこと、今の世に校ぶれば三ッの一ッに當れり。其證をこゝにしるす。予或日小石川傳通院地内なる澤藏司稲荷の開幔古記録を見しことあり。此開帳は享保十九甲寅年の四月朔日より初りて、同じく六月十一日までありしなり。尤も其ころの錢の價も、今とは相違にて、金一兩に付五貫二百文なり。是も右記録中に見ゆ。其記に曰く、

一札板廿三枚　栂八分板　縦四分板　巾一尺二寸　拾九匁五分
一同札板杭六本　九尺五寸角　松中三寸　三匁三分
〆廿匁八分なり
一灯燈五柱　屋根板　釘次五寸共　七匁七分五厘
一くわん八ツ　二匁四分

一大工四人　札板灯燈立共　七匁五分
〆拾七匁三分二厘なり
一臺所繕足入用　杉丸太　松丸太　九尺大三寸　貫釘　屋根ふき手間代共
〆五拾匁なり
一物置屋移し此外付同様釘代共
〆貳百九拾四匁貳分五厘なり
一大工手間　二拾九人　壹人に付　壹匁八分宛
〆七拾三匁貳分なり
一竹廿枚
〆九匁なり
一五人　屋根ふき　竹釘共
〆拾貳匁五分
一小屋新普請瓦ふき手間共　壹坪に付六匁六分宛
〆九拾壹匁五厘なり
此分總〆銀五百六拾八匁五厘
金にして九両壹分拾三匁貳分五厘なり
またいろ／＼買物の記中に云、

酒三樽　　壹兩貳分六匁　　壹樽に付貳分貳匁宛

とあり。右の記錄見るべし。今は酒壹樽の代なり。また大工屋根職より諸式の價、莫大のことと見るべし。又集錢を金に直したる條下に、兩に五貫二百文がへと相場を記したり。銀は關東いつも六拾匁に定りたれども、錢價は時に高下あり。しかれどもかゝる相違はなし。今つら〳〵考るに、大工手間代壹人に付壹匁八分、これ平人日雇壹人の價に少し增るのみ。今は大工手間平日にても四匁五分、又は五匁ならでは雇ふことなりがたし。其内屋根屋職などは五匁より以下の者なしとぞ。況や類燒等の場に至りては、いかに相對とはいふものゝ、金貳朱あるひは壹分とせり揚て雇はねば、來る大工壹人もなし。尤も官よりは、其時に嚴しく難レ有命令も下るといへども、時勢のならひ人氣惡樣にのみ趨りて、其心を改めず。後は其罪を犯して、縲紲の耻を蒙るに至れり。返々も古代の質直見習たきものなり。生を送るに心安ければこそ、仁義の行も出る者なり。孟子にも昏暮に人の門戶を叩て水火を乞ふに與へざる者なし。至て足ればなりともあり。呉々も無量の欲を除きて、平生儉を守りなば、物みな足るなり。さて其足を積て、また朋友財を通じ、あるは積て能散ずる禮記の敎にも基きなば、世に難レ有き人とや謂れんはいと易かるべし。くれ〳〵も驕奢は愼べし、恐べし。驕ばこそ物みなたらずあらめ。物たらざればこそ不義不法も知りつゝ、多欲に陷り、其咎を受るものあれ。また思ふに、驕の源は多くは妻子の愛より起り來れり。妻子は無智にして、唯々衣服より飮食に至るまで、兎角人に誇りたがる者なり。それが移りて、主人に乞望む。主人も其愛に溺れて、其意を遂させ度まゝ、自ら其習ひに沈めり。心ある者は萬事婦女子の意を斷べし。さればこそ、楠正成其子を戒めし言に、汝萬事母と談ずるなかれといはれたれ。母はあしき者にはあらねども、男子は都て果斷して事を行ふべきなり。

○酒井讃岐守忠勝君、常に小坊主御側に被二召仕一、紙よりを被二仰付一。扇子箱に入置て、每度の御書箱の封に用ひらるゝに、或時永田六之助、例の如く扇子箱より紙よりを取出し、紙よりの眞中にて封をつ

け、跡主を引て論ずる輪を持立んとしたる時、汝は身上を持崩すべきなり。軽き奴よりなれども、片端にて財を得れば、無益の用を止するに、簞中にて財を付るゆゑ、一度の用のみならず、身上よりも重きまさず、永く奉公勤むる様に覺悟すべしと宣しなり。

○同君の亭へ御三家かたいらせたまひても、公方の御威光をば重んぜられし候、御對面の時、きのみ御茶道の饗もなし。御同輩にかし服膳なる位の事なり。或時尾張亞相綱誠入らせ給ひける、其日長重を合せ、あれこれと御閑話有しに、亞相綱誠意を召して、「黄門はたばこ嫌ひにて、當家に年来前なきことをしりぬ。」と其時の内なるたばこ盆を持參すべしと仰有て、長重やがて件のたばこ盆を、亞相卿の前に持參しければ、黄門の嫌ひなり。ねだに置べしと宣ふ故、亞相卿三度御立有て、たばこを聞し召けるに、此方へ取寄せ給へと御挨拶なかりけるゆゑ、御傍の障子の陰に置けり。御對長の間は、亞相卿の座に見えけれども、さにあらず。平生御三家方より御使あるにて、御音物有度毎に、御着座を改め給ひ、御目分両頂戴有て後御直ありしとなり。

○同君、土井大炊頭利勝と御同道にて御鷹野のとき、御歩行衆向の六尺と覺しき男、羽織の下に盗物と見えし品を隠しけるに、御休所へ下座するとて、羽織の下の物見えければ、利勝小聲になりて、忠勝君の猪をはかえて、あれ見給へと宣ひければ、忠勝君うちゑみ給ひて、物事假さるゝ様にありたきと宣ひければ、利勝いかにも〳〵と仰けるとぞ、此時の御仕せし第の物語なり。〔以上言行、玉露叢〕

○白河君にもつぼら御倹約を用ひたまひ、下々へも倹し、倹約のことを令したまひ、公朝にも御倹約の事仰せ出されしかば、下これに效ひ、人々即時節柄と號し、奢侈を退け倹約を守ること、實に大半ならず。倹約の事、經濟の中何々章々に明かなりといへども、しらざるものは倹約と吝嗇と混じ、こ倹約へて了し、倹約の二字は、事の費を省きうちば〳〵にして取しまりあることなり。吝嗇の二字は、唯ひたすらに物をしはくしておしなことを云。譬へば、損と云、費といふがごとし。倹すしてよ

きことは費なりとて爲さゞるは、これ儉約なり。爲ずしてかなはざることを損なりとて爲さゞるは、これ吝惜なり。兎角に儉約と云は、費をはぶくの謂なり。儉と吝との差別は、恐れ多きことながら、東照大神宮の御事にてしるべし。或日板坂朴齋とやらん御醫師のありけるが、御側に侍りたりしに、人參を下し置るべしとの上意にて、兩の御手に御摑み遊され下されける。時に御違棚にありしところの奉書の紙を一枚とり來り、件の人參を頂戴せんとしければ、上意に、それは我國々の諸侯へ狀遣す時に用る紙にて、大切のものなり。さやうのものを包に用るものにはなきぞ。人參は大切なるものなれども、何ほど澤山にとらせたりとても、人の病を治するものなり。奉書は一枚といへども、包み紙に用るときは、後皺になりて用ひられず。これ大なる費なりとて、かの朴齋が羽織を脫かしめ、それに請よとの上意にて、かの人參を下されしとかや。世人多く義理を闕き、あるひは人に物を贈るに、少くあたふるを儉とおもへり。これ所謂吝なり。儉にあらず。人にものをあたふることは、前の人物のよろしきにしたがひて贈るべし。極てすくなきを以て儉とおもひ、よしとすべからず。孔子公西華に粟庾をあたへ、原憲に粟九百をあたへたまふを以てしるべし。世人また諸事の物入りすくなきをもつて儉とおもふ。これも大なるこゝろえ違ひなり。予三四年已前に、土をもつて燒製したる火鉢を買たりしが、これを箱を指てこの火鉢をいれおきければ、今に毀れずして用ゆ。そのころまた隣家なるものも、予と共にかの火鉢を買たりしが、たゞありのまゝにて用ひければ、二三ヶ月を經て所々かけ、其上ものにふれて毀れたり。そのゝちに三ッ四ッ買しが、前のごとく久しからずして碎けてけり。予がはじめ箱をこしらへたる物入りは、すこしく多けれども、そのたもつこと久しく、かの三ッ四ッの價に比すれば、はるかにすくなし。其上今に存す。これ儉ならんものか。家を修復するもまた同じ。もの入りのみいとひて、上邊ばかりを直せば、損ずること早し。これかへつて大ひなる損金なり。其本をかたく修復するときは、初發の物入りは多けれども、年を歷て全く、これかへつて益なり。これまた儉な

り。倹約と吝嗇は是に似て非なるものなり。近きころ道甲すれ、是に似て非なるもの、或は、卑しきものは仁者なる人にまぎらはしく、直理を立る者は義を立る人に似たり。了簡者は智ある人にまぎらはしく、纔する者は智ある人に似たり。言を嗜む者は正直ものとまぎれ、血気に慢する者は勇ある人とまぎれ、昏愚者は潔白者にまぎらはしく、潤害者は清貧なる人に似たり。前後のしまりあしきものはず、貪るものは無欲の人かとうたがはれ、軽薄のものは慇懃なる人にまぎらはしく、愚鈍なるものは可謹なる人に似たり。臆病ものは身をまもる人に似たり。詞は實貴に似たり、僞と誠とまぎらはしく、吝嗇は倹約にまぎれ、慢中ものは詞はぎるものに似たりと、この言はなはだおもしろければここに記す。〔[illegible]〕

○井伊兵部大輔殿御父掃部頭殿と御一所に、大坂御陣に御立。そのころは御年十七八のとき、御父直孝御相模守掃部頭に御なりなされ候。この掃部頭殿、あことを御病気にて、日ごろ御出入の御醫者跡より立きれ、隠れ御居間に通り見れば、下は竹すがき障のこしばりほどにてはり、御夜着ふとんも總出なり。この體を見とめ、まづ御脈御そうすうけたまはり、御くすりめしあげられ候ほど、御くゝろよく御はふと申あげ、さてこの醫者、つねぐ\御氣にいり、御前にてもすきなることも申すものにて、御前にはつねぐ\御身もち御不養生と相見え申ければ、掃部頭殿を世に存ずるやうに申すべとなり。されはその時ことなり。この御居間下は竹すがきと見え申候。案外には、しほ御あたりなきもぐく哉。御金の人たる御ましたは、畳を二重にあそばされ、そうあひだは薄べりと御いれなされ候。夜にあまりたるき御衣類、布團などをとれほどにはつかまつらずとまうしあげゝれば、掃部頭殿お聞せられけるは、そのかたは醫者は功者なれども、武道は不功者なり。武士は野陣にはきめにも露[illegible]、夜かく、寒風へ備品二十枚をおはくことならぬことなり。身をあたゝかにし、寝にやすんじ、そのやうにする儘にて、陣場のはたらきはならぬ。つねぐ\かやうに身をもたせねば、御當家の御先手たることはならぬ。不

了簡ものゝ申には、それは軍中のこと、つね〴〵靜平のとき、その身三十萬石餘の分限、似合ぬひりんなことゝ申べきなれども、こゝろがけといふものは、治に亂をわすれずとあり。いつか逆心むほんのもの、いつ時分おもひたち申と、相談づくにて亂をおこすもの候や。この樣體にて、寒濕にあたりて害ある身ならず。はやく相はて、たしかなるものにこの役いたさせるがよく候。臥具の類、絹布などにてやはらかにするは、遊女遊君のことなり。武士はその金銀にて、馬鞍、武道具丈夫にこしらへたしなむことぢやと申されければ、醫者至極御尤の御ことゝ申ける。さて御庭をちらと見れば、何のうゑ木などもなく、眞中に野づら石のたいらかなるが、一疊じきばかり四角にすゑおかれける。この醫者申やう。御前の御物ずきはかはりたることに候。外の方々樣は、泉水たて石などさま〴〵になされ候。あの四角のすゑ石はかはりたる御ものずきと申ければ、あるは自分が行水場ぢやとおほせられける。醫者申やう、左やうならば上に雨覆をおほせつけられてよく候はん。雨のふり申ときは、御不自由と申ければ、さて〳〵その方は醫者とちがひ、世間のことは不功者かな。行水ははだかにてするは、雨にぬれる氣づかひはなきことぢやとおほせられける。さて六月土用入暑さはなはだしきに、御機嫌うかゞひとしていでたるに、いざ〳〵座しきまはりせんとおほせられ、御座しきへ御出なされける。土用ぼしの節ゆゑ、御座しきごとに武具、馬具ひきちらして、風をはませけり。そのしな〴〵金銀をちりばめ、ことばもおよばぬ結構、そのうへ幾間も〳〵もかぎりなく土用ぼしなり。この醫者申やう、さて〳〵おびたゞしき御道具、外の御大名樣がたへもまゐり見申候が、これほど澤山なるはこれなく、いづれ〳〵も結構なる御道具かなと申ければ、掃部頭殿、これはかの遊女遊君の寐道具ぢやとおもへとおほせられけるとなり。これによりて、御家中衆どれも〳〵かくのごとく武道具隨分たしなまれける。〔葛藤別紙〕

○日下部兵右衛門殿御見廻として、伏見よりはじめて箱山へ御こしのとき、周防守樣はおくもといふと

ころへ鹿狩に御出、御帰の時及び天氣等萬人隣あり候ひつる。日下部殿を勘太夫ところへ入申候。おの〳〵へ右申あげ候。そのうちに、早速の家中侍々しきを長右衛門殿御聞にて御申候は、みな〳〵身上にすぎたる家作とほめ申たく候へども、一向詮なきことに候。江戸そのほかへおの〳〵後につかはされべきに、そのとき路銀にことかき申べく、御防守殿へ路銀御いだしなされ候へと言談御申候ても、日ごろ順行いだしおくは、何のためぞとて御機嫌あしく、御いだしなされまじく、その時に家まで質にもおかれまじ、何方にても身にすぎたることかならず無用と異見御申ける。江戸御老中にも進ておほせきけられ候通りにて御座候。御草まゐるべきとて、ながき五寸ばかりの御煙管を、木綿袋の中より御とりいだし、紙につゝみたるたばこも御とりいだし、火を御所望なされ候。それのところまで火とりは御下にとれなく候まゝ、蠟燭を手燭にたてゝいだし候へば、かやうの蠟燭にてたばこのみたること候はず、火ばちに臺所の消炭のいきをいれてたまはり候へとて、蠟燭を御かへしなされ候。扨てまゐり候ひてに申候へは、路次のとき御たて候へとて御消させ、御望のごとく、おきを進じ候へば、これこそよけれとてたばこまゐり候。」〔明君行狀〕

○寺澤志摩守高廣は、肥前の唐津、肥後の天草兩國十二萬石を領す。每日寅に起きて、卯に至て政事を聞、政事をはりて飯まへには、かならず馬場にいでゝ、みづから一二疋をのる。飯後には槍刀等の術をまなぶ。冬は寒三十日射をよくするものをめして、わかきものどもの師範として、ならはしむ。まづ日中射業を射て、おの〳〵大落に射さしむ。夏は土用中鐵炮の稽古も、またこれに類する。このときは一汁一菜の飯にて、高廣もともに喰て、別に美味をくらはず。夜武藝にあそぶときは術の話、これまた士とゝもに公用國政の急務なきときは、晝夜臥床につく〳〵、高廣日、夜は寢べきの理たり。無用の夜話に精神つかれ、明日のつとめに倦むことはなはだ不可なり。近習のものも、夜ははやく休息せず、晝の勞苦に耐ゆべきとなり。在國のときはことに、國中をめぐりて民の艱苦をとひ、普請方、郡方の奉行に命

じて、あらかじめ水草のうれひをふせがしめ、賦税徭役の不正をたゞし、且曰、休暇をたまはりて領國にかへるは、遊山玩水のためにあらず。一年江戸にありて、自身領國の政事をなし訴をきくことなければ、法度判斷も非理ありて、士民怨謗のものあらんが亂のはしなれば、公儀にてもそこをおぼしめすならん。鷹野よ、川狩よ、茶の湯よ、連歌の會よとて、舞樂を先とし、政令を後にするは、公儀の御こゝろにも忤ひ、自己の先務にもおこたるなり。國郡をめぐらざるときは、その奉行にいはせてきくのみ、たゞきくのみにて見ぬことは、利害損益かならずつくさゞるところあらんとなり。唐津は畑どころにて麥おほし、夏五月六月は、家中の下僕みな麥飯を食せしむ。またいはく、下僕に喰はしめば、その主も喰て可なり。われも諸士に下知するうへはとて、右兩月は麥飯たり。また衣服は木綿なるべしとて、儉約をまもらしむ。自分も木綿衣服たり。また曰、下に命ずるところ、みづからこれに先だつを善とす。身を以ておしゆれば、口ほねを折ずして、下僕よくしたがふとなり。凡高廣の行跡、みなかくのごとし。〔武將感狀記〕

○本多能登守の家には、毎月定日ありて、執事をはじめ有司監察の士まで、饗應のことあり。君もすなはち相ともに食し給ふ。これを相伴日と名づく。その膳部一汁五菜ばかり。この時、君群臣に向て曰く、おの／＼平日の飲食、さこそは麁相なるべし。我だに常に美味を食せず。美服を着せず。質朴をつくして、忠節撫民に充んと欲す。わが先祖の功勞によりて、諸侯の榮貴をたもち、國民の上に君となりて衣服とぼしきにあらざれども、曾祖父所々の攻戰野戰におひて、堅陣を衝、圍をやぶり、あるひは一日二日に一食一飯のことありて、大に艱難を嘗たりし。方にいまそのときの勞をおもはゞ、美食を飽までにし、美服をあたゝかにせんことは、天命をおそれざるに似たり。されば我祖父の功勞を晝夜にわすれず、且驕侈をして錢金を竭し、府庫むなしくならず、不意にのぞみて兵をあげ、征伐にしたがふことなるべからず。しかれば君への不忠、先祖への不孝なり。道は忠孝のふたつより重きはな

しこそも〳〵、當家は、歴代の重臣として、上のおぼしめしにより、かゝる肝要の職分をあづけく、だされ、萬端となりてつれにたかけのいろあり。武備はもとより家業にして、おこたるべきにあらず。この義によりて、われつねに美酒佳肴をもとめず、衣は寒けざるをもつて、常にはたれり。食は飢をたすくるをもつて節とし、酒は酔蕩をもつてのみ、男女のみちは本性を探るかごとくす。我家にかくのごとく儉約して、諸事滿足することとなし、士すこれ人道のつゝしみ、丈夫の勇略をもちゆべきところなり。しかるを混そ、遊蕩のごときは、平生魚肉酒肴も食することあるまじければ、我今日かくのごとくの滋味を設けり。しかれども鳥のあつものをもちひざるは、ちかきころより群臣に殺生を禁ぜられ、江府に鳥獸を貢進せざるよし、ともその法令違圖にはおよばざれども、臣としておかすべきにあらざれは、今日鳥獸のあつものをそなへざるなり。われまた以後は、鳥肉を食すべからず。あの〳〵今日は格別なれに、すこしは酒をもすごすべしとて、種々もてなしありて、諸士にいとまをたまひけり。〔明君文武蹟〕

〔御操守和島、近年は國俗も爾り、村侯公の御徳風になびかぬ草もなかりければ、時を立給ひ御法度ましし〳〵て、いまゝた五ケ年のあひだ、きびしく儉約をし給はんとて、大小諸臣におほせられけり。ころは寶暦四年のことかとよ。君公もつねに綿服をめされ、小倉織の御袴、夏は晒布の御かたびらと申やうに、御服をなし給ひ、さて御膳は一汁一菜にて、御夜食は御香のものにてめしあげらる。夜分御寝ものに御香一種、一銚子にて御酒をあそばされける。もつともこれは、そのゝちはみなじことにて、およそ三十餘年もかはらせられず。御衣服も矢張木綿をめし、まれには綿太織をもめされしは、御生涯みなじことなり。御年御老年にならせられけるにしたがひ、老臣家臣て申あげられ、御膳はおり〳〵一菜ましあげられ、御酒の御さかな等は、御保養のため相増けり。かくのごとくつね〳〵御身をせめ給ひけるゆゑ、それまでもつけたまはりおよび、上のおぼしめしをそれいり、各く五ケ年の

あひだ、御簡略精密におこなはれしゆゑに、御餘力も出來、寶曆十二年山門御手傳等も、御自力をもつて相濟ける。尋常かゝることのあるときは、有力のものによりてこと調ひけるならひなるに、かねて覺悟し給へるにより、此度はかくありしとかや。かくのごとく庫中むなしからねば、武器の修補をなさしめ、且あらたにも製作させ給ひける。さて五ケ年の御簡略全くおさまりしかば、寶曆九年かれこれの規矩を相たてらる。〔欽御家譜〕

○加藤左馬介、甲は隨分念をいれよく申つけべく、そのゆえは、甲は首につき、敵にとられ、大將のまへにも出るものなればなり。具足は麁相に仕るべく、これいづかたにもすてらるゝものなればなりと、これによりて、左馬介、甲はことのほか結構にこれありしとなり。〔前橋舊藏聞書〕

○蜂屋出羽守世間にうつけたる侍あり、槍をこしらへるに、金かな具、銀かなぐにすること、ちかごろ不詮議なることなり。身にちかきものは結構にしてもくるしからず。それさへこゝろがけの士はきらふなり。況や槍は表道具なり。常にも戰場にても、軍小屋にても遠きものなり。それを金銀にこしらえ、もしいやしき奴原それに目をつけ、槍ともにぬすみたらば、かならずことをかくべし。槍はたゞ銅にて金具したるがよしと申されし。落合卜安も槍を金銀にしたる結構なるをば、越前にて古兵どもきらひたるなり。たゞぬりものゝ柄にても、白柄にても、金具は銅よし、武士も強く見ゆる。又八も銀ごしらえは、何とやらん公家めきてあしゝといへり。〔武邊雜談〕

○江州彥根の城主井伊掃部頭殿は、代々左中將に任じ、諸將の棟梁たり。さればよろずこゝろにまかせられべきに、その家風質朴にしてかざりなく、平常の行粧も、むかしより片挾箱壹本、道具跡乘といふものもめしつれず、奢なき家風こそいみじけれ。また國もとにて、女中をつかはるゝことなきならはしなりとぞ。〔雜記藻鹽草〕

○紀藩にて三百石の士が、代金三兩にて懸ものを買けるを、賴宣卿御聞なされ、無用のつひえいたし候

とて、平生のため武具等をもつて御きゝなされ候ところ、必定なりと責めける。かさねて人馬武具のたしなみはあるまじと仰せられ、吟味のうへ、馬も常より能く、物具、下人丈夫に持たり。雖然古武道のこゝろがけさへあれば、そのうへは餘りの装の出たてさみもあしからぬこと、また他の事どもそこなう体に仰もなけず、たとへ事あるとても、二社の証言もかけられぬものなり。家中の外聞なれば、諸侯大貫のものも求めたるもくるしからず。さりながらすぎぬやうにとの御意なり。〔紀州御記録〕

○井伊直孝はあるとき家老中への御書に、他國のこと申つかはされ候節、とのせつよき存ゆゑ申つかはし候。家老中ちかごろ油斷おほきと見え、家中少々の者出来候とうけたまはり候。第一諸士のともがら、家来のつかひやうとたへ／＼に相なり、馳候もこれなく、ゆるがせにいたし身をあしつかひ、對して手ぬるく候。諸侯の前にたち候ても、武道はこゝろがけ申さず、碁、將棊、連歌に日をくらし、公家仕ゆゑくに相見え候よし、もつてのほかなる儀、我等指守ゆゑ、はやさやうになり候ことゝ存候。この儀に候はゞ、家来召しつかひ候行儀もこれあるまじく候。左候へば、歴々の諸士へ不埒もいたすべく存候。自然と仕くせになるべし。それより諸方の手本となり、段々と家のつゐへ申べく候。第一大身衆ちかごろ奢侈にくらされ候儀と存候。追付一家中一統に困窮に相なり、某の奉公に其上候間、身體をも損じ、用事と申とき、よき馬一疋もたなきやうになり、我等譜代不公のまきたけをいたすべくと存候。これもつて不忠の根本に候あひだ、今度あの／＼相ふくみ、一統倹約つかまつるべきしき儀仕らず、碁、將棊、連歌の手間にて、武とこゝろとをわかち、つよみをはづさぬ了簡になり、おもてにはむさき風を見せず、内には吟味の世話をいたし、軍用さへつとめたき氣情の一に候。近来の諸にこれは、軍用つとめがたきもの、段々出来申べく候。さて／＼油斷と存じ候。大身衆のうちに、二三人武道のこゝろがけうすく、諸口をもつて諸人を申かすめ、學問がほにて、これこそ聖賢の道と武道を外にいたし候事も、若年の人にこれあるよしきゝおよび候。このたび今度申こし候あひだ、諸士

の面々よはき公家侍に似より候ことこれあるべくや、みな〳〵そのあじはひをとりうしなひ、わが得手にまかせ、安樂遊興にくらすこと、心底より輕薄のおこるはじめにて候。おの〳〵油斷いたされまじく候。文盲のこの直孝なれども、尾張にてはたれ〳〵書籍ずき、越前にて幾人武道に手ごはきものこれあり。紀州にては幾人あそびずきこれありといふことをきゝおき候。諸國のこと、相應に承知居候て、その主人のやうすを考へ候。我等よりかしこき衆幾大名もこれあり、はやわれ〳〵のことをしり、掃部頭は口利なれども、家來はかやう〳〵といふことをしらずに居らるゝと、うしろゆびをさゝれてはロおしくおもひ候。この方に他國をしれば、彼方にても手前をしるはづと、こゝろをつけたしなむべきことに候。家來のことを見のがせば、萬端ゆるまり候間、おの〳〵急度こゝろえられべきむねおほせこされ候。〔中野圓心長壽院へ指上書付〕

○故井上河內守云、當時東山時代蒔繪とてもてはやすは、いまはしきものなり。人もし欲をきはめ、奢をつくすときは、無益のうつわをつくる名人出ぬ。これ足利運の末になりたるしるしなり。無益の勞をなして、金銀を得るを幸として おぼえず勵むゆゑなり。盛なる世になきことなり。〔太平將士美談〕

三大君の御言行、たま〳〵卷尾に載せたてまつるあり。おそれおほきことながら、もとこの書集錄淨書をはりて、後に至りて咬菜百做錄といふ書を閲したり。その書は予が童年の時、昌平黌にて日々講學の友大草公明、戸田氏榮の輯錄せる書にて、天保九年の夏になる。序跋あれば、予が生父理齋翁の三省錄におくるゝ七年なり。されども世の華侈にうつゝる弊風をはらひ、時俗に針砭とせんとの老婆心、期せずして符合す。その善功のながく朽ざらんをはかり、拾摘してこゝにしるしぬ。

三省錄 終

火浣布略說

火浣布略說序

火浣布之名。文雅相傳也尚矣。嘗云。其物如錢大。猶難得也。說者或以爲烏有之譚。頃鳩溪始造火浣石[illegible]綿。蓋物品講究之餘緒耳。機軸裁制之巧。器服完獲焉。今俾魏文而在。將無有典論之役乎。是乃鳩溪之不朽。而豈止炫曜於一時者已乎。

明和乙酉之秋八月　　桂川國訓序

火浣布略説

讃岐 鳩溪平賀國倫 編輯
武藏 門人 中島貞叔
中島永貞 同校

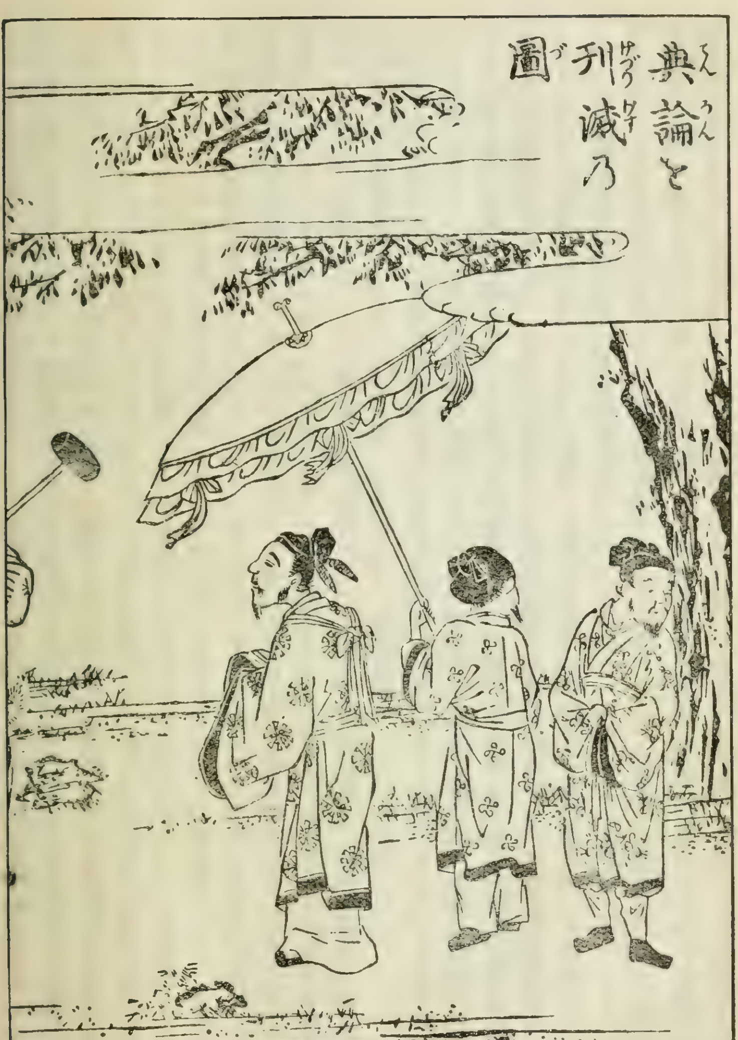
○火浣布。又火齊布ともいふ。浣の字澣の字におなじく。物を濯ことにて。此布垢つくときは火に入て焼ば、垢は悉く燃落て布は少しも損せず、たなから火にて濯ごとくなるゆゑ、號て火浣布といふ。試に墨をつけて烈火の中へ入、又は油にひたして燃せば墨油みな燃て。布は猶もとのごとし。唐土にても至て得がたき寶とす。周書に載て、西域火浣布を獻ず。汚るれば則これを燒は潔し。列子曰西戎周の穆王に火浣の布を獻ず。是を浣ふに必火に投ず。布則火色。垢則布色。火より出してこれを振へば、皓然として雪のごとし。東方朔が神異經曰。南荒の外火山あり。長三十里廣五十里。其中皆不燼木を生ず。晝夜火燃。暴風猛雨にも滅ず。火中鼠あり重さ百斤。毛の長さ二尺餘、細こと絲のごとし。是を以て布に作るべし。常に火中に居れば色赤し。時々外に出て色白し。水を以てこれを沃げば即死す。其毛を織て布とす。火浣布と號く。抱朴子に曰。南海の中蕭丘の上自生する火あり。常に春起て秋滅す。この丘上に一種の木を生ず。火起ときにあたつて木小く焦て黒し。土人此木の皮を取て火浣布とす。木の皮も亦剝で灰を以て煮て布とす。但麤の細にして好には及ざるのみ。又白鼠あり、大なるもの數斤。毛の長さ寸。空木中に居る。火に入て焦れず。その毛を績で布とすべし。其餘、博物志。後漢書梁冀傳。同西域傳。三國志齊王紀。東哲が發蒙記。梁四公記。任昉が述異記。譙周が異物志。

張華が博物志。苑泓が典籍便覽。高濂が遵生八牋。李時珍が本草綱目等の書に出たり。又後漢の桓帝のとき。大將軍梁冀火浣布を以て單衣とす。嘗て大に賓客と會す。冀佯て酒を爭ひ。杯を失して單衣を汚し。僞怒て衣を解てこれを燒。布火を得て燃て灰のごとし。垢盡火滅れば粲然として潔白。灰汁を以て洗ふがごとしと。此事後漢書。傅子紀略等に出たり。漢の代には西域より獻たる事もありしが。中頃久しく絶てわたりし事なきゆゑに。魏の初に至ては。時の人火浣布といへるは名のみにして。無ものならんと疑へり。魏文帝以爲。火の性酷烈にして含生の氣なし。火に入て燒ざる物あらんやと。遂に典論に著して無こと決せりといふ。明帝の代に至り三公に詔して曰。先帝昔典論を著す。不朽の格言なり。大學石經と並に永く來世に示べしとて。石にきざんで廟門の外に立。しかるに齊王の靑龍二年。西域譯を重て火浣布を獻ず。大將軍太尉に詔して燒試て百寮に示す。於レ是かの典論を削減ず。天下是を笑ふ。又晉の泰康二年。大泰國より火浣布を獻ず。殷臣奇布賦を作て曰。乃採乃析。是紡是績。毎以爲レ布。不レ盈二數尺一。以爲二布帊一。〔割註〕布帊とはふくさなり。」右諸書に出る中。梁冀が單衣とせしと。晉の代に布帊とせし外は。其布の大さをもしるさず。多は紙上の空論にして。目のあたり見たりといへる說なし。此物唐土にては織ことをしらず。只西域より希にわたりたるもの故。唐人もしらずして。或は火山蕭丘にある火鼠の毛。または木の華。或は木の皮等にて織たるものといへるは大たる誤也。蕭丘、火山火ありて常にもゆれども。是は即陰火又寒火ともいひて。常の火のごとく物を燒火にはあらず。抱朴子曰。蕭丘に自然の火あり。一種の木を生じて小く焦て黑し。陸游曰。火山軍其地鋤耕て深く入れば。烈焔ありて種植を妨ずと。按ずるに我邦越後妙法寺村に出る火の類にして。物の燒ざる陰火なり。其陰火中に生じた鼠るにもあれ。木にもあれ。常の火に入るときは燒ざるといふいわれなし。然を理にくらき唐人ども。火に陰陽の二火ある事にこゝろつかず。もとより火浣布は外に一種の物を以て製する事をしらざる故。かゝる不稽の說をなす。大に笑べきにた

へたり。又我朝にては古より名のみつたへて。其實を見しものもなきゆゑに。竹林物語にも火鼠の皮と云てなきものゝ譬とすれば。我邦もとより其形を見しものさへなし。予此布を織て事を考出して。織し出ださんずたれば。能て製し出す。同じ年の三月紅毛人東都に来る。官医[illegible]木先生對話の席を得て紅毛人に見せけるに。あでためすてんがらんす。書紀へんでれき。でゆるこうふ。咻甘こるねいれす。ほるすとるまん。など大に驚て曰。此品紅毛天竺を始め世界の國々にても織法をしらず。とるこらんとゝいふ國にむかし一人ありて織出せしが。彼國亂世つゞきて織様を失へり。適に其物絶てなきなり。火浣布の名をらていいふ詞にて。あみやんとす。又あすべすとす。ともいへり。らていん語とは紅毛國の雅言なり。常の紅毛詞にては。すていんふらす。又きいるどふらす。ともいへりとぞ。名は。しふつとやうむるでいるげれいしまん。なてゆうる。こんできさあた。うすいと。一名れきしこふ。はんうをいとといへる紅毛の書に出たり。大通詞今村源右衛門。小通詞[illegible]林十右衛門。譯をつたへて是を正せり。

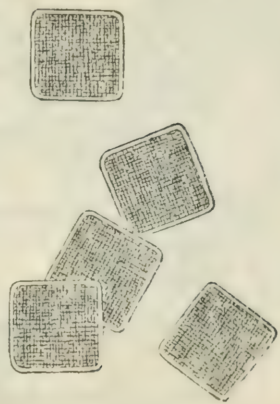
とるこらんとゝは。西域の國の名なり。凡世界を四ツにわり。ゑろつぱ。あぢや。あふりか。あめりか。といふ。とるこ國はあぢやの内。ゑろつぱの境にて。唐土よりは數千里西北にあたれり。むかし唐土へ火浣布を献したる。西域西戎西番などいへるは。皆此とるこ國なるべし。是等の國は唐土へ通ずる要害にして。たまたま通ずるときは。重譯とて通詞を幾重もかさねされば其詞も通ぜざるなり。紅毛人は彼國へも行き。又我邦へも来るゆゑ。譯をかさぬるに至らずして其事通ずる故に。今詳なる事をしる。實に太平の餘澤といひつべし。

○火浣布をもつて香敷に作ることは。遵生八牋曰。隔火。銀錢。雲母片。玉片。磁片。俱可。以火浣布如錢大者。銀鑲周圍。作隔火。尤難得。又典籍便覽曰。火浣布[illegible]香。得常有如錢大。以爲隔火。用以試香上擇香。と見えたり。隔火は我邦にては香敷。又銀葉ともいふ。專雲母又は銀などにて作れ


典論を刊滅乃圖



火浣布隔火乃圖



火浣布隔火包紙の圖

火浣之布。自古有名。彼妄造説。臆度意量。
木皮斯謂。鼠毛南荒。或果誣理。謂傳者妄。
滓瀉造物。寧可推窮。陽中有陰。陰中有陽。
入火不化。柔能制剛。昔彼西戎。今我
東方。織成素總。迴以銀鑲。一片隔火。百炷
飄香。書堂満供。繡房風情。
明和甲申秋八月
大日本讃岐　鳩溪平賀國倫創製

ども。此二品は薫らしてのち火を納むれば、火の移り急にして香氣まだしからず。火浣布は其寛緩にして且炎熱を避るゆゑに香氣よく尺すなり。且雲母は數度すゝぬるときは火をけし、銀は火にあつくはそりてよろしからず。此二品は一度香を焼ば末の當明つきて落かたく、再香を焼ば、前の移香ありて、はなはだあしく。火浣布は末の粉つきたるときは火中に入て焼ば、跡かたも残ず焼おち、幾度もちゐても移香なきゆゑ、唐土にては隔火の絶品とするなり。

○予が創製する火浣布の隔火　序も

台覧を經その餘すみごとなきまれ〳〵へも献じける。又唐土にて至寶として尊ぶ事は諸書に見えたれば、其に彼國の人にしめさん事を公へ申上けるに、官より仰ありて長崎へおくり、異國人に見せしむべしと、皆に命を受て隔火五枚を製しぬ。

火浣布、自レ古有レ名。彼案遺レ世、雖二極意勝一、未レ成二其製一。鼠毛南荒、或果レ蘊レ尋、同傳者妄。洋西遺制、寧可レ忘レ氣。隔中有レ火、陰中有レ陽。入レ火不レ化、其能潤レ闇。昔我國造、今我東方、織二成薬経一週、以爲二鎮二一片隔火一。百煉潤レ香、書室清供、錯房風流、

明和甲申中秋八月

大日本讃岐　鳩溪平賀國倫倶製

印　印

右隔火五枚、公に奉る。十月中旬官より長崎へ遣り給ける。十一月下旬長崎より清人の呈狀來れるよし。官より寫賜る。

清人呈狀の寫

稟、

日昨觀二火浣布隔火一事、予等俱已公同領觀。但此物從レ古傳レ名近所レ未レ見。今　貴國有二此名人

博綜廣識一。秘製精奇。實爲レ罕レ見。筆難ニ盡述一。予等幸在ニ崎館一得ニ叨異遇一見ニ此奇珍一。公同賞嘆。欲レ通ニ知在唐之人有ニ此異寶一。然有ニ空言一若無ニ實據一。諒難レ見レ信。今欲下給ニ領數枚一帶回唐ニ而在唐博物之人一一同賞鑒上。爲レ此具單謹覆。

明和元年十一月　日

未十番　南京船主　龔子興
同十三番　南京船主　項乾升
申一番　南京船主　趙可欽
同二番　寧波船主　黃恪齋
同三番　廣南船主　沈論溪（林本水）
同四番　南京船主　宋敬亭（黃奕珍）
同五番　南京船主　汪繩武
同六番　寧波船主　趙紹統
同七番　南京船主　瞿景山
同八番　寧波船主　唐重華
同九番　寧波船主　黃世訓（顧舒長）
同十番　寧波船主　曹體三
同十一番　寧波船主　朱秉鑑
同十二番　南京船主　張雲衢
同十三番　寧波船主　吳果庭
同十四番　南京船主　邵詩南

右各有印

右之譯文

火浣布之香數御見せ被レ遊、私共一同拜見仕候。此品古より名而已傳承候得共、是を終に見及不レ申候處、當時有道博綜廣識之御方秘製有レ之候旨、實以希代之珍事難レ盡ニ筆紙ニ奉レ存候。折能罷渡御蔭により寄品致ニ拜見一何茂打寄賞嘆仕候。併在唐之者共へ如レ斯珍寶有レ之段物語仕候共、實跡なく空言而已にては信用仕間敷奉レ存候に付、此度一二枚拜領被ニ仰付一度奉レ願候。左候はゞ唐國へ差越數寄者江茂賞見爲レ仕度奉レ存候。仍以ニ書付一申上候。

明和元年十一月未申　　　　　　　　　　　譯漢結四共連判

右書付之通和解差上申候

林　市兵衛　印

何　幸次右衛門　印

稟。

觀ニ之、已布陳ス。若吾可ニ以ニ後關馬掛衣一料尺寸。仰ニ無准ニ貴一件。何者、或有ニ因圖一帶回ル、

唐山ニ欲作ニ[illegible]之用、其價值[illegible]六分叁釐銀三百両ニ[illegible]、但此品[illegible]果中[illegible]、[illegible]

令ニ[illegible]、[illegible]、仰[illegible]、思ニ准レ所レ求、則慮不レ淺矣。

計開

一馬掛一件

長サ九尺一寸

濶サ二尺四寸　係ニ貴國小尺一

以上尺寸[illegible]之用[illegible]四方[illegible]尺四方[illegible]、但不レ合ニ唐山[illegible]之用一則不[illegible]

明和元年十一月　日

申四番　南京船主　宋[illegible]

同五番　南京船主　汪[illegible]武

各有印

右之譯文

[illegible]

[illegible]

品持歸獻上に仕首尾能相納再び調進之命を承候はゞ其節以ニ書付一御買せ之儀可ニ申上一候間右奉レ願候通御許容被ニ成下一候はゞ難レ有仕合奉レ存候

覺

一馬乘羽織　一着

丈九尺壹寸

幅貳尺四寸　但貴國曲尺之積

右之寸尺御織立出來仕候得ば獻上に相成申候若五寸四方又は壹尺四方之小切にては獻上に相成不レ申懇望に無ニ御座一候に付難ニ買渡一奉レ存候

明和元年十一月

申四番　南京船頭　宋敬亭

同五番　南京船頭　汪繩武

右書付之通和解差上申候以上

林市兵衛　印

何幸次右衛門　印

按ずるに、淸人の火浣布を珍らかなりとするは左もありぬべき事なり。しかれども馬乘羽織の寸尺なれば獻上すべけれども、若五寸四方一尺四方の小切にては、獻上にならざるゆゑ望なしといへるはいといぶかし。まへにもいへるごとく神異經、搜神記、抱朴子、發蒙記、述異記。本草綱目の諸說は、みなうはさのみにて目のあたり見しにあらず。又梁四公記に。杰公火浣布三端を見て。木の皮と毛にて織たるたがひ有ことを辨じたるなどいへるは。至て妄說にして信ずるにたらず。實に西域より渡りたりと見ゆるは。周の代西戎より獻たることは周書列子に見えたり。次に後漢の梁冀が單衣とせしも

の一つ、三國志齊王紀に獻じたりと出るもの一つ、晉の泰始二年に獻じたるもの一つ、唐土數千歳のうち西域より送りて書籍に記せしもの以上四つに過ず。漢魏か得しは甚だ大なりと見ゆ。閒の代昇に三國の時渡りたる物は其大さも說さず。晉の時獻じたる物はふくさの大さ也。それより後臣唐布の類を作て是を稱す。又通志八騰、與新使臣には、錢の大さのごとき物を闕火に作り甚だ得がたしと見ゆ。かくかしの切さへも重寶とすれば、五寸一尺の切なりとも、唐土にては甚だ寶ぶべき事明白なり。しかるに右のごとくいへるは、商賈を專とする船主どもにて、彼國の書籍のおもむきをもしらざるゆゑか、又は外に意味も有べき事にや、いといぶかし。

○清人の望の通り幅二尺四寸長さ九尺一寸に出來なんやと公より御尋あり。依てまづ試に幅一寸に長四寸三分の物を製して公に奉り、猶清人の好にまかせて跡より作るべき事を申上ぬ。はじめおはりの詳なる事は、火浣布考に記し置ぬれば、爰には其あらましをしるすのみ。

火浣布略說 終

牟山紀聞

年山紀聞序

先輩年山安藤子。以冠冕之裔長于輦轂之下。與其兄素軒並以通典故見稱。及其應聘本藩也。入則侍
義公。出則在史局。徧接一時名士。又嘗屢奉使京畿之間。常與契沖師周旋。異聞不鮮。其平生耳目所覩記。隨筆爲冊凡六。名曰年山紀聞。嗚呼久者易失。遠者難記。年山沒距今殆百年。猶如交傳當聽其晤語者。獨賴此書之存。則不亦幸乎。且其萬葉諸説以下稱
義公之言者。雖卒出一時談話之餘。亦皆滄海遺珠。崑山片玉尤可珍也。近時此書頗爲世所推傳播千里。而讀者或恨其多謬誤。頃有京人欲上梓者。就肥後守橘朝臣。謀諸余。余喜其擧。取年山手書原本謄寫一通以贈橘君。時素軒玄孫爲端在京師。爲橘君門人。橘君即使爲端重校再訂。然其書固屬一時隨筆。語涉疑似者亦不少。皆存其舊不輙改之云。余嘗西遊與橘君有舊。因使余序其由故題巻首爾。

寛政十一年己未春三月

水戸　小宮山昌秀序

友人　吉田尙典本助書

年山紀聞は、年山安藤爲章博士の筆はきかきされたるものなり。此頃めづらなる文好む人のしわざにやあらん、所にきたるかぎりはふはあれど、今は[illegible]の御もとふそ、みることかたくなんありし、彼はかせのこのかみ[illegible]博士のはつこ[illegible]しは、偶本首[illegible]ぬしに從ひて、圖つまなです人にしあれば、勸めて彼御本をまうし出して世に公にせしなとなり。凡世に隨筆でよものは多かれど、御くにのともろにしふりのみたわきたるを、こは然らず。その說はもととの三史五經にくらから人の、西山義公につかへまつりしわちは、同じく指に從ひてつどへるはかせたちの名たゝるをもとして、見きゝをひろめ、はた史神あさりのもとへ、郵便になふしはく、いきかひたまへれば、一たたのいにしへぶりの賢れたるをおこせる時にあれて、よづらなこれらでの世もをまをつ。もとよりかの君のつどへさせたまへるくさ／＼の書ども、大かたの世にきれぬなきかあれあるをわたしみて、心にとどめ筆にうつし、かれこれいづらもみよはしみ、またひに富たるぬしまら、わた／＼よられ中卒らの心の月のくまなきに、ことはの花のにほひも深きはさることぞかし。これなん世にひろまらば、誰ためもよきたまものとぞいふべき。みつかりは何のわいだめなき山がつの苦しれたるものから、この書をよみて務めかたよくなしられば、いでさらばいとゝけもはしかきせよと、椅もとぬしのもとめ給へるまに／＼、つたたき筆を染め。

岡田廬呂識

年山紀聞目錄

卷之一

卷之二

巻之四

年山紀聞 卷之一

安藤爲章 著

○西山

常陸の國久慈の郡太田の郷の西にあたりて、十町ばかりもあなた白坂といふ里の奥なり。水戸府城より太田までは五里ほどなり。

梅里先生また西山とも號したまふ。御いみな光圀、御あざなは子龍。この山に隱居したまふは、元祿四年辛未五月九日になんありける。[割註]于時前權中納言六十四歳。それより前に、山あひの木をきり、草をかり、土をたひらかにして、松の柱、かやが軒端、竹あめる垣、かりそめなる御かまへなり。其御かまへの時、くちたる樽を掘り出したるを見れば、いづれのむかしまでは、この山のふもとまでも、久慈の海などや入きたり侍りけむ。今はその海までは一里にあまり侍らまし。陵谷の變はかりがたき事たるべし。この山に入らせたまひて後の詩歌などには、西山樵夫ともかゝせたまふ。さぶらふとあまたならず、あるはとし老、あるは病つきて、府城の本公に讓りたまひて、わづかに五六十人ばかりえらびつかはせたまふ。その人々の家居も、こゝかしこ谷のくま／＼松の木かげに、かりそめなる物さまよくしつらひたれば、かの隱者の住居もかくやあらましとおぼえ侍り。竹ばの山より流るゝ泉をたゝへて、おまへの池とし、鯉鮒などをそはせ、谷あひの田の面には、丹頂の鶴ひとつがひやしなはれたり。おましの左右には、からやまとの書の外は翫物なし。御友なひには史館[割註]彰考館、江戸小石川の藩邸にあり。の學者たち四五人づゝ、かはり／＼に參りて、詩歌の唱和、あるひは本朝史記、釋萬葉集以下編集の議論どもおもしろかりし年月にぞ侍りし。あるひはまた東國用人のともがら、御領常陸のうちは

いふにも及ばず。江戸よりも、ちかき國々よりも、年ごろ御めぐみを得たる輩したひ參りて、學問なにくれの物がたりども聞えまゐらせて、御在藩の御時よりは、中々なれむつび奉られける。此山中にすみ玉ふ事、おほよそ十とせに及びて、元祿十三年十二月六日に薨じたまふ。御諡は義公と申す。西山より一里ばかりなる瑞龍山にはうぶり。その儀儒禮をもちひらる。〔割註〕希世の名將のかく一たびすませたまへば、後々は名所の數にてぞ侍らまし。」爲章も水戸に侍し時參り仕へ侍りたれば、今此御うへに及ては、懷舊のむねいたましく、なみだをすゞりの水にそへ侍るぞかし。其あひだ見もし聞もしたる事どもを、ふところ紙に書付おき侍しが、過しとし小石川の回祿にぬすまはれたる殘りをだにとて、年月の次第にもよらず。その事の類をもわかたず。なほこのごろの事をも、只筆のまゝにうつして、老のものわすれに備へ侍るなり。もしあまりのよはひも侍らば、取捨して淸書せまほしくなむ。

○七十賀

中院內府〔割註〕通茂公、于レ時前大納言。」は、西山公と和歌の友がきむつまじく申かはさせたまふ。元祿十三年四月十三日かの誕生の日をえらび、七十の賀をまいらせられける。內府の御門弟なりとて、その賀使に爲章を京師へのぼせられ侍りぬ。目錄の中に壽桃とあるは、大きなる饅頭に紅をもて、おの〳〵壽の字を書たり。長壽香は大淸よりわたりたるながき線香なり。壽燭は長き蠟燭を、金銀の箔にてかざり、下の穴に五色の絲をさし入たり。壽麪はいとも長き索麪なり。仙禽は鶴にてぞ侍し。

謹具

壽燭貳樹

長壽香貳百枝

壽麪壹筐

壽桃百顆

仙齡雙冥
壽酒盟樽
壽詞一章
奉申
賀敬
前權中納言西山源御諱拜

これより別紙也
賀短律一章恭奉祝
中院前亞相古稀初度
七旬華旦月南極
羽儀精彩々蒲輪
權威々槐木崇嚴
齒高三百靈圖櫃
聲名仁者光値詩
何俟美老彭
庚辰四月十三日
前權中納言西山源御諱拜

大納言殿より和したまふ歌の書體
和壽章芳韻和歌
和かえよとわかなにまさる七種をおもひつみける程も嬉しな
散位源通茂

かぎりなく君もふるすな行すゑのしるべとたのむ千世の榮へを
もてはやすなさけぞくむに淺からぬ世に七十のかずならぬ名を

○和歌に關字

宣胤卿日記永正四年閏十月一日云。自二濃州左衛門督一(基音卿)狀到來。先日返事也。有レ歌彼狀云。歌關字平出事。近代不二見及一候。公宴などにも無二其儀一候歟。但京極黄門建仁元年之度峯月照松と云題にて、

さしのぼる君を千とせとみ山より松をぞ月の色に出ける

とかゝれ候。此外不レ見候。御所見事候はゞ承度候。此歌黄門自筆懷帋。先年於二此金吾許一一見了。誠公宴可レ有二故實一歟。平出までは嚴重之事也。

○社頭の文臺

明月記(割註)定家卿日記。建永二年三月七日云。御二幸賀茂社一有二歌合一。以二榊枝一爲二文臺一。枝本向二御社方一。以二木葉面一可レ爲レ上之由有レ仰。其儀了又幸二上御社一有二歌合一。以二松枝一爲二文臺一。

○詩歌の懷紙

岡屋關白(兼經公)日記建長二年六月廿七日。余詩書樣如レ斯。書二高檀紙一。

夏日向賦聖恩覃草木

應製一首　(以榮爲韵)

攝政從一位臣藤原朝臣兼經上

我后聖恩人識否遍覃　九

草木萬方平殿前再　八

與金芝色宵下重開　八
瑞折發未見武風傳　八
臺花合陽華月雙長生　九
霞府共老侍臣度悦宴　九
今　宵　鳳　闕　響　五

元長卿日記、永正三年二月七日
賦耕於東郊各分一字　詩（探得翁字）
權中納言元長
天氣降和春雨濟平
田東藹識年豐勸農
只在東郊各業相偕來
白髮翁

同五年正月廿五日內裏之御會
春日同賦宮梅詩
（詩興詩、以紅爲韻）
宮權攜亂帶香風樹々
梅花白又紅御宴最宜
詩興還添浮春色滿榜
中

宣胤卿日記文龜二年正月二十五日禁裏御月次御會

春日同詠竹不改色　　權大納言藤原宣胤〔割註〕名字ハ歌ヨリ少サガルベシ。」

和歌

うへそへて君ぞ千とせの春もみむうてなのたけの常盤かきはに

〔割註〕此字配分今日各々不レ然。又末ノ三字ノ事不レ加ニ眞名ニ。可レ爲ニ三字一。云々。依レ人不レ然。今日爲廣卿呉多計ト書レ之。

二水記〔割註〕鷲尾隆康卿日記也。」

春日詠花色春久和歌

從二位藤原隆康

長閑なるはるをひかりと彌年の花にくはゝる千代の陰賀那

〔割註〕中殿御會以前タル間不レ書ニ應製臣上等之字一。
〔割註〕高檀紙二枚ヲ重テ書レ之ヲ高サ一尺三寸二分。端作ノハシ三寸五分計ナリ。
〔割註〕高檀紙聊ヒロキ間一寸アマリ縮ナリ。
〔割註〕懐紙寸法古今無ニ定樣一云々。雖レ然大方間合テ書レ之畢、二枚重事是又無益事歟。然ども當時料紙以外輕薄タル間、以ニ了管一如レ此也。古クモ又カクアリト云々。今度人々所爲區々也。

○神武天皇御製〔割註〕人の世となりて三十一字のはじめ也。」

古事記
芦原のげけこき小屋に菅たゝみいやさや敷てわがふたりねし

これは伊須氣余理姫の狹井河〔割註〕大和國城上郡。」の家に行幸したまひ、一宿御寢まして後に、余理姫入內し玉ひたる時よませたまへり。しけこきは繁きなり。菅たゝみは菅疊なり。いやさやは彌淸に

て、當春六肝敷たまふなるべし。満博なるさまなり。あしはらの繁りたるほとりの小路は、上古よの
づから賢木の聞さも侍るべし。余理事は歴代主將のむすめ、神武の備后にして、後醍醐天皇の御母君な
り。是より皇統萬々世に傳はりて、日のもとのひかりあまねく照させたまへば、此猶升河の流は、あ
の出雲八雲になほたちまさりておぼえ侍れば、王道善林にたふとむべき御事なるべし。そもそも夫婦
は人倫の初め、父子、兄弟、君臣、朋友の道も、こゝに興ひすれば、聖人やがて別の字をもて數を立
たまへり。心ある人はくはしく聞正し侍るべき所なり。

〔公事根元〕

この書を後成恩寺殿〔兼良公〕の撰とのみおもひ侍りつるに、それよりさき年中行事歌合の判者にして、
後普光園院殿〔良基公〕の作なり。それを兼良公抄出して題號をあらため、將軍家へまいらせたるなるべ
し。

〔眉ぬき齒くろめ〕

紫式部日記寛弘五年十二月に云く、つごもりの夜ついなはいとヽくはてぬれば、はぐろめつけなどはか
なきつくろひどもすとて、うちとけゐたるに云々。とりかへばや〔物語〕作者未詳、新古今の頃の作れは古體
にて興あり。この中に云く、かしらあらはせなどして、髪もいきたれなどして見れば、あまの作法によ
さノ\とみいりたり。眉ぬきかねつけなど、なほさせたれは云々。後内記〔師守記〕貞治日記、文和二年
十二月六日。予女〔五歳〕始〔鐵漿〕付之。眉もヌク事同是ヌク。式云々。
按するに、とりかへばやは鐵漿さ衣などより後に作れる草子と見ゆ。宮樽殿宮は明也、權中納言の宮
けなり。見様をとりかへて作れり。

〇小兒の額に犬の字

大府記〔爲房卿日記〕康和五年八月廿七日。云。東宮還御高松第、戊刻御出、宗通卿御抱、宗通卿御額に書〔犬〕

犬字。先日女房奉仕。爲房卿の子息（顯隆卿）日記には、戌刻行啓。依レ可レ奉レ書ニ阿也都古人一事。以レ予爲ニ御使一被レ申レ院。

爲章按ずるに、犬字をかく事を、阿也都古人をかくともいひけんかし。

○いはとかし

爲章第七よみ人しらず
吉野川いはとかしはとときはなす我はかよはんよろづ代までに

御釋云、いはとと云は、唯岩と云にはあらず。岩ある河門也。第十三に川の瀬のいはとわたりてとよめるがごとし。柏は石なり。岩門にある石といふ詞なり。石をかしはといふ本説は、日本紀（景行紀）云。天皇初將レ討レ賊。次ニ于柏峽大野一。其野有レ石。長六尺。廣三尺。厚一尺五寸。天皇祈之曰。朕得レ滅ニ土蜘蛛一者。將レ蹶ニ茲石一如ニ柏葉一而擧焉。因蹴レ之。則如レ柏上ニ於大虛一。故號ニ其石一曰ニ蹈石一也。これに依てかしはとも、又ほめて玉柏ともいふなり。

○十二ひとへ

此名目ふるき物に見えたるは、源平盛衰記卷四十三の十三葉の裏、女院は御燒石、御硯箱を御袂に宿入、御身重シテツヾキテ海入給。（此間略レ之）彌生末事なれば、藤重ノ十二單ノ御衣ヲ召云々。

○月　代

玉海（割註）兼實公日記。」安元二年七月八日建春門院崩御の記にいはく、自ニ件簾中一時忠卿出レ首。（割註）其鬚不レ正、月代太見苦面色殊損。」示ニ左大臣以下一云。（下略）

爲章按ずるに、時忠卿は女院の兄なれば、御簾中へ出入せられたるべし。月代の事ふるきものには、此記にはじめて見えたり。撰集抄は西行法師の作のよし、（割註）但後人の添入とおぼしき所もあり。」これにも月代といふ事あり。

〇菊の歌

萬葉集には一首もみえず。それよりのち桓武天皇の御製を、類聚國史七十五巻に載られてはべり。延暦十六年十月癸亥曲宴酒酣。皇帝歌曰、「己乃己呂乃志具禮乃阿米爾菊乃波奈知利曾之奴倍岐阿多羅蘇乃香乎」。賜二五位已上衣被一。

今按、いまも菊の花は、九月中ごろもしくはそれつかたより十月までさかりなり。萬葉に天平寶字年中までの歌を載られたるに、一首も見えざれば、稱德、光仁の御代、あるいは桓武のころなど、もろこしより菊のわたりたるにや。

〇古碑の碑

「碑亭堂の竪八間、横七間、碑の長四尺三寸、濶壹尺五寸、厚八寸、八行十九字、すべて百五十二字。」

永昌元年己丑四月、飛鳥淨御原大宮那須國造追大壹那須直韋提評督被レ賜、歳次庚子年正月二壬子日辰節殄、故意斯麻呂等立碑銘偲云爾、仰惟殞公廣氏尊胤、國家棟梁、一世之中重被二貳照一、一命之期連見二再甦一、砕レ骨挑レ髓、豈報二前恩一、是以曾子之家无レ有二嬌子一、仲尼之門無レ有二罵者一、行レ孝之子不レ改二其語一、銘夏堯心澄神照乾、六月童子意香助坤、作徒之大合言喩字、故無レ翼長飛、無レ根更固。

石のいしぶみ、荒野の中にむなしく埋れあるよしを、西山公聞しめして、佐々介三郎宗淳に命じたまひ、石をたへみ碑堂を立て再興せさせたまふ。その時宗淳が私考に。

右那須國造碑在二下野國那須郡湯津上里一。碑云。永昌元年己丑四月飛鳥淨見原大宮那須國造追大壹那須直韋提評督被レ賜。歳次庚子年正月二壬子日。辰節殄。故意斯麻呂等立レ碑。貞享四年之秋。予奉二君命一至二那須一。視二碑文一。其年上二字不二審分明一。乃摸搨見レ之。永昌二字也。然本邦無二永昌號一焉。

飛鳥淨見原天武朝也。天武有ニ朱鳥號一。永昌字形稍似ニ朱鳥一。想是。歲月之久。字體訛缺也。因推爲ニ朱鳥。歸ニ後考之。朱鳥元年歲在ニ丙戌一。而此曰ニ己丑一。則非ニ朱鳥一也明矣。今按。唐武后永昌元年歲在ニ己丑一。而當ニ持統三年一。此時本邦年號闕。故假ニ用異域所號一乎。彌故二字於レ義不レ安。疑是物故之訛乎。庚子年是文武四年也。蓋那須國造天武朝人物。而歷ニ仕持統文武一者也。凡上世碑碣今存ニ于世一者。此碑與ニ陸奧壺碑一也。而壺碑爲ニ好事者一往々摸寫。此碑在ニ荒墳茂草之間一。無ニ人識レ之者一。自レ非ニ我若侯好レ古之深一。安得レ傳ニ之世間一乎。死者若有レ知。那須國造忻々然於ニ地下一焉。

○壺碑

〔割註〕奥州宮城郡市川村にあり。佐々介三郎宗淳、先年西山公の命をかうぶりて、一覽のためにかの所にいたりて、これをうつし侍りぬ。今加レ點一。高サ六尺三寸、横三尺一寸、厚一尺。〕

多賀城

去レ京一千五百里。

去ニ蝦夷國界一一百廿里。

去ニ常陸國界一四百十二里。

去ニ下野國界一二百七十四里。

去ニ靺鞨國界一三千里。

此城神龜元年歲次ニ甲子一。按察使兼鎭守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所レ置也。天平寶字六年歲次ニ壬寅一。參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎭守將軍藤原惠美朝臣朝獦修造也。

天平寶字六年十二月一日

按ずるに、大野東人は紀職大夫果安の子なり。天平十四年十一月卒す。朝獦は惠美押勝が三男なり。

寶字八年九月十八日誅せられたり。天平寶字は孝謙天皇の年號、六年は廢帝即位の四年なり。靺鞨國は新唐書に渤海傳に見えたり。在京師東北六千餘里、東至海、西接契丹、南界高麗、北鄰室韋とあり。すなはち滿洲の地なりとぞ。又按、續日本紀天平寶字六年の下に、太宰府に勅して、唐の行陣を練しらさしむといふ事あり。此の碑もその頃とみえたり。

〔西山の前誌〕たまく記憶てしばかりを書つく。」

初春鶯

うぐひすの聲のあやをもおりはへて霞の衣春は來にけり

春水

氷ゐし池の心も春くれば風のまに〱とけてのどけき

霞

花鳥の色ねもあれどおしなべて霞むや春のしるしなるらん

山家梅

山ふかみ人は問こぬ峯の戸にひとり春しる軒のむめがえ

春月

八重霞へだつるかげを見ればなほ心づくしの春の夜の月

花のころ

老らくの身につむ年はわすられて花待えたる春ぞ嬉しき

春の色はこの一木にこもりくのはつ瀬の山の花のおもかげ

白雲の八重たつ山のかくれがも花さくころは人にとはるゝ

雨後花

露をもき花は軒ばに白妙の雲を殘してはるゝ雨かな

殘花

色も香も今はめづらしさくら花この山かげに春を殘して

夜聞郭公

ほとゝぎすなく一聲に中たえてわたしもはてぬ夢のうき橋

〔割註〕後に香玉詠藻を拜見し侍るに、このほとゝぎすの御歌は、西山公まだわかき御時、御臺所泰姫君の御方へまいらせられたるなり。この御返歌に「いとゞさへさびしきやどをほとゝぎすうはのそらにもおとづるゝかな」香玉詠藻は、泰姫君の御集なり。〔〕

夕立

夕だちの風にきほひてなる神のふみとゞろかす雲のかけ橋

山家納涼

石そゝぐ音も凉しな山里のかけひにあまる庭のやり水

殘暑

風のおともまだ秋淺き草の戸は殘るあつさも一しほにして

月前草花

露むすぶ尾ばなが末を吹風にさえ行月のかげぞこぼるゝ

雲間月

たちぬはぬ天津少女の雲の袖つゝみあまりていづる月かげ

八月十五夜那珂の湊にて

名に高き月をみなとの浦風に雲も跡なくはるゝ空かな

なかめする嶺づら遠く雲はれて浪より出る月のさやけさ

月の夜人々とひきて糸竹しらべ侍りければ

行雲もたちとまるべくいと竹の聲すみのぼる秋の夜の月

暗夜聞鴈

むば玉のよわたるかりやこれぞ此からす羽にかくもじの一つら

初冬紅葉

置むすぶ霜より後の晝ならで又あらはるゝみねのもみぢば

落葉

くれなゐにちるもみぢ葉を吹まきて風も色ある山里の庭

埋火

ねざめする夜園のあらし音さえてわが世もふくる埋火のもと

萬葉の詞をとりて海といふ事を

天雲のそくへのきはみはる〴〵とおなじみどりのおきの遠さい

心有流水自淸淨といふ事を

行河の清きながれにおのづから心の水もかよひてぞすむ

上看章が江戸より詣來れるに

わた糸のまたもより會てけふこゝにあふことのねはしる人ぞしる

御弟大炊頭賴雄朝臣の訃音を聞たまひて

山ふかく世をのがれても世の中のうきは聞きてぬるゝ袖かな

稻葉氏なる人身まかりし時

はかなしやこたといひつゝいなば山松をしるしの塚に見る世は

いたくわづらはせ玉ふ秋のころ

風をいたみみだるゝ草の露の上にしばし宿かる月のはかなさ

大樹殿下(憲廟)の侍醫識徳院玄建法印を西山へまいらせられて江戸へかへり侍りける時。「筑波山しげき惠みを千代までといのりつゝたつたびごろもかな」と申侍りければ、

千代までといのりつゝ立たび衣きても久みよ草の庵を

丹波の國千年山の隱士朴翁安藤居士がもとよりの文に、「松たかき千とせの山の名にかけて君をぞいのる萬代までに」と申おこせたりしに。

山の名の千年は君にゆづり置てよみぢとをくも我や別れん

西山公もとより武林の豪傑なる御生質なりしを、武は文を基とせざれば、經濟謀略ともに鄙拙なりと、はやく御心づきて、御としわかき程より、藩政講武の御いとまには、經義をくはしくし、歴史をこのみたまひたれば、詩歌はたゞ興に筆にまかせらるゝのみにて、ねりたまふ事なくぞ侍し。朴翁居士は爲章が先考なり。

○よみくせ

和長卿日記云、凡儒中故實者。天子之追號。後字用音讀。大臣稱號之時。後字用訓讀。是迠法之故實也、後深草院一號者。後字用訓讀云々。其樣御不孝之讀不聞好之義也。後深草院。又大臣稱號之内、後京極殿之一號。人皆後字用音歟。是無殊事。只以言好之義也。故自由之讀也、何後の京極殿可申事。有其類哉。

○盆彼岸

源順集、七月十五日ぼむもたせて山寺にまうづる所

　　けふのためをれる蓮の葉をひろみ露ふく山に我に来にけり

蜻蛉の日記〔割註〕右大将道綱母の作なり〕にいはく、二月も十よ日になりぬ。〔中略〕ひかむにいりぬれば〔中略〕

今按、時正を彼岸といふ事ふるくよりなり。

○うはぶみ

又いはく、〔割註〕道綱母、此時西山の鳴瀧辺に居たまへり。〕内侍のかむのとのより消息たまへる御かへりに、心ぼそくかき／＼て、うはぶみに西山よりとかいたるをいかゞおぼしけん、〔下略〕

今按、日本紀にも消と點したり。今の世にはうはがきといふ。但し伊勢物語に、うはがきにむさしあぶみとかきてとあれば、是も古き詞也。

○かしく

又いはく、八月まつほどに、そこにびゝしうもてなしたまふとか、世にいふめる。それはしもうるきもきこえてんかしくとあり。〔割註〕下略す。これも文のこと葉なり〕

女の文にかしくと書事、古くよりなり。日本紀に恐懼の字を、かしこしと訓じたるに同じ意なり。阿那といふあなは、古事記の自注に、畏切なる時の詞とあれば、嗚呼などいはむ亦同し。字を假りて穴賢と書たるに付て俗説あり。用べからず。

○旋頭歌

萬葉、古今集など、ふるくは五七七、五七七とよめり。

拾遺集に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　俊頼卿

　みどり子と。おもひし人も。老ぬとて。そむく世を。見るかなしさは。夢かうつゝか

かへし

ありてなき。夢もうつゝも。たれにかく。とはれまし。君が見る世に。そむかざりせば　隆信

五七五七々とよめるは此外になし。續草庵集に六地藏に法樂し侍し六句の歌

月はいり。また日はいでぬ。中ぞらの。やみをてらすは。曉ことの。ちかひなりけり。

これは五七五七七七によみたり。又按ずるに、日本紀に載せたる日本武尊の、

にひばりつく波を過ていく夜かねつる

とのたまふに、秉燭者の、

かゝなへて夜にはこゝの夜日にはとをかを

と申せしは、連歌の始とするが、上下合せて見れば、旋頭歌の始にてもあるなり。

○物の名

仲文集に、紀の國の郡どもをよめるいと(伊都)、なか(那賀)、なくさ(名草)、ありた(在田)、あま(海部)、ひたか(日高)、むろ(牟漏)。

いとながき夜はなくさますあまりありたえずひたかんむろにすまばや

三十一字の中に、七郡十七字をかくしたるは、やすからぬ事なり。

新拾遺集に。しやう　ふえ　ひちりき　こと　びは　讀人しらず

うしやうし花匂ふえに風かよひちりきて人のことゝひはせず

これは草庵集にあるを、いかで頓阿法師とはしるされざりけん。不審なる事なり。

○みをつくし

萬葉十二卷水咫衝石心盡而、といふ歌の御釋云、延喜式第五十雜式云。凡難波津頭海中立澪標云々。字は澪漂とかけど、名の意は水脉津籤にて、つは助語なり。此歌に水咫衝石とかけたる咫の字不審

なり。普通とむこをと用ふべき者を見ず。もし越の字の傳習のあやまりにや云々。

今按、永條に木を立るきてしるしとすれば、往来の者それを目あてにするなり。されば木越に立る義といふ意なり。

〇婚姻の和歌

光藤中衣言三位中將時嗣卿（一條殿攝政と申す。）御婚姻の時、中將殿より、〔頭注〕中院通茂卿代作なり。」

そこれたるへ心のほとをわきかへる岩井の清水いはずともしれ

とへ〜し板岩の御方、〔頭注〕時々宮中將で異朝臣代作。」

君々と経て絶ゆ後にそ流しらめ岩井の清水そこはなしとは

この婚姻の贈答も、たえて久しくなりぬるを、かやうにおこしたまふ事、殊勝なることなるべし。

〇天子の講筵

御日次日記、後光明院陸時、中院大納言〔通茂〕申詞をのせられたり。文長ければ前後を略す。

凡論語中、其旨至淵深、近取日用之要、神武以来至天武、四十一代者、是漢語の詞、擬聖門御合也。其後儀式依、子日之倉行、謹覧、或以、後陽御所、建盛。〔頭注〕此二字本ノマヽ、「正親町、山院、元山精」有備考長篇、此是非一者子。

編修之前中納言爲經、舊般寺四中言、これも前後を略す。」

知信賢卿正者、光明天皇勅命。以其関其職可仍諸覧之由令申也。」

〇梅　雨（よみやう）

日記長享二年十月二日右政推講之亊、作同云云、爲富卿は背にて梅雨とよむべしと云々。親長卿は是笑、若とみたれ可覧嘆ししるされたり。

爲章按ずるに、古き家々の集、あるひは女房の日記などに、歌の題を書たる所を見るに、たとへば立春をたつはる、初春をはつはる、早春をはやきはるなど、假名にて書たるを思へば、いかに漢字にて書たればとて、よまるゝかぎりは、國音によむが古風としられたり。されば梅雨も、親長卿のたまひしやうに、さみだれとよむが正義なるべし。五月雨も梅雨も、みな萬葉がきの義訓としるべし。

○慶德庵

同記長享三年三月十二日ノ記、慶德庵〔割註〕舊院ノ御代祗候貞久三位娘。〕一昨日死去、七十八歳歟。貞久令レ書レ影令レ見レ之處。臨終ノ詠歌、〔割註〕年來數寄也、不便云々。〕

殘してもなにゝかはせんあだし野のくさ葉にきゆる露のおもかげ

○龜　居〈筒居、丈六居〉

同記明應六年三月廿六日宣胤返書ニ、龜居、筒居、丈六居。龜居ハ膝ヲ突テ居候。筒居ハ膝ヲ突候ハテツクバヒタル居樣歟ト覺候。

今按、丈六居ハ座像ノ佛ニ譬たる名目なるべし。

○王氏の是定

小右記長元四年三月一日ニ云、式部卿親王可レ被レ留ニ王氏爵ノ之是定ヲ一歟。今年可レ有ニ朔旦叙位一。以ニ他親王ヲ一可レ令ニ是定一歟。

今按、橘氏ノ是定をのみ沙汰して、王氏にも是定の人ある事を、世の人しらず。この式部卿親王は敦平なり。

○兼實公俊成卿贈答

玉海治承四年二月卅日（戊午）、俊成入道之許ニ送ル消息ヲ一。自筆ナリ爲レ謝ニ一日ノ之遺味ヲ一也。其次テ和歌ノ抄物爲ニ券熱ニ可ニ傳受ス一之由示シ送ル報狀ニ云、

ふりにける木の下水の淺ければ昔傳ふべきことの葉ぞなき

返歌

契りをば淺からずこそ結びしか木の下水の何とよどむらむ

今按、狭衣の歌は後京極なり。返歌は兼實公なり。同じ子としられたり。

〇中古の冠

三長記（割註）長兼卿日記」承元二年十二月廿五日東宮（割註）順徳院なり。」御元服也云々。次加冠右大臣退下。各々被レ參二于北廂被レ改二御衣服一之所上。又内府（大臣）自レ本令レ候二此所一、被レ理二御鬢髪一。又御冠令レ挿レ之。御冠飾懸緒門内二是先例也。取二出針線等一、懸二御冠一、閉二付之一、少進様以持參了。

今按、今の世の冠は、かやうに即座に綴ぐべくもなし。靴の脊も今は紐の編き様にて引きはし、釘にて打付たり。すべて衣冠の制古様にては侍らじ。

〇貝の歌

宣胤卿日記文明十三年三月十日云々。又貝五首歌事。自二一條前宰相方一所望。書樣事以二一條亞相一一首可レ在レ右。此事雖二度々令レ書、爲二後證一今注レ之。

同記長享三年八月九日云。今日自二中山黄門一貝歌事所望。書樣事一條亞相返事如レ斯。但貝左右各々一首書レ之。歌合裁書之間、贈右寄左所レ書也。古今體書レ之。

此分に先年御尋被レ仰下候由申つる歟。

貝歌事、左右、一首をわけ書て御持參はど、右の出貝上句を可レ書由候、以前亦候し云々候。

同記の中に、

春　者

昔のなるめられはしりの雲の上にこの殿うたふ月ぞさえ行

夏　祭

光あるかぎり車のたますだれかけてあふひぞけふを時めく

海邊時鳥

山ちかきすまのうらはのほとゝぎすなみこゝもとに聲ぞまぎるゝ

秋　聲

やすくねぬちかきまもりの夜めぐりに夜ながきころやしげく聞らむ

寄月古戀

この暮の月にやすらふつじうらも逢はずばまつや答を恨みん

無　常

いつよりもはかなき世ならんとばかりをある世に思ふほどのあはれさ

以上宣胤卿の詠なり

同記大永五年二月廿五日聖廟御法樂和歌、

閑庭薄　　康親

かたみとて植けんたれをしのすゝき風・むらの庭のつゆけさ

名所擣衣　　應獻

さよふかみうちたゆたまや立いでゝ月に衣をさらしなの里

深夜千鳥　　資直

ふけぬとてなくやいそわの友千鳥わが世おどろく夢のまくらに

怨　戀　　濟俊

もしほ草かきつゝしてもあまのすむうらみを人にいつもらすべき

旅行

友なくて旅にはゆかんかりそめもあふ人あればわかれ行ものし　御製

同

ことしあきを思ふにつけてはるゞくとこゆべき山を見こしてしたゞ　伊長

同

今ところになにかはかりねるときさきのよの中やどる露路たる身は　宗清

寄釋教

波てしれ世はみなすゑのにごりにもその水上の清き心を　重朝

○仲麻呂の詩

阿ニ倍仲麻呂ふりさけ見ればの歌は、古今集に載たれば人みなしりたり。詩一首は文苑英華〔割註〕二百九十六卷。」にみえたり。

銜レ命使ニ本國一　朝衡〔割註〕唐ニテノ名ナリ。或ハ晁衡トモ書ケリ。」

銜レ命將レ辭レ國　非レ才忝ニ侍臣一。
天中戀ニ明主一　海外憶ニ慈親一。
伏奏違ニ金闕一　騑驂去ニ玉津一。
蓬萊鄉路遠　若木故園隣。
西望懷ニ恩日一　東歸感ニ義辰一。
平生一寶劍　留贈結ニ交人一。

歌詩おの〳〵一首、たゞかく天壤の間に、遺れるも不可思議の事なり。

○伊勢の上人

永祿元年日記(記者不詳)後六月三日、中山亞相(神宮傳奏)被ㇾ談云。去月廿三日神宮(外宮)上棟無事令ニ沙汰ニ之由注進有ㇾ之。或比丘尼號ニ上人ト。(割註)先皇御代被ㇾ下ニ上人號ト。女房初例歟。」名はし號ニ慶光院ト。以ニ諸國勸進之力ヲ。此上棟取立ツル者也。內々又內宮上棟存立タト云々。雖ニ不相應之事ト。末世如ㇾ此之儀。神慮有ニ子細ト歟。不ニ測知ト事也。

○後鳥羽院御製

奥川のおどろが下もふみわけて道ある世ぞと人にしらせむ

このみかどの、世を思ふゆゑに物おもふ身は、とよませたまふにあはせて、此御製を拜吟し奉るに、かけまくはかしこけれど、まことに人主の御歌と申すべし。天下國家のあるじたる御身は、座右に書付て、この御志をしたひ玉ふべき御製と申すべし。但し內に慈愛惻隱の御心ふかくて、年月おだやかにをさめたまはゞ、おのづから道ある世ぞと人はしる事に侍るべし。ようせずば外をかざるのつひえいでき侍るべし。

○松蟲鈴むし

おの〳〵聲聲によりて名づけたり。色をもていはゞ、黑はまつ蟲、あめいろなるはすゞむし、賀茂の神官むしえらびして、禁裏院中に奉る事、ふるくよりしかなり。關東にてはとりちがへておぼえたり。

○三十六人集

先師圓珠庵契沖阿闍梨の云く、三十六人集はみづから集めたるもあり、後に人のあつめたるもあり。貫之集などのやうに、みづからあつめたるだに、いかなる故にかあらん。おぼつかなき事まじれば、まして後にあつめたるには疑のこらざるにあらず。又康秀、喜撰、黑主、貞文、棟梁、元方、千里、深養父、忠房等を除て、これらには及ぶまじき後の作者を入られたる事、おほきもおぼつかなし。人麻呂の集は、ひたぶるに信じ難きものなり。萬葉集の中よりぬししらぬ歌までぬき出たり。六十よこくを物の

名によめる歌は、殊に用ゐにたらぬものなり。さすがに歌のすがた、延喜天暦の後の作者のしわざなるべし。

ふるみちにわれやまどはんいにしへの野中の草もしげりあひにけり

是は拾遺集の物名にも、すまとをよみて讀人不知なり。

頃年草拾するに、先師の遺事を河社と名づけられたり。河社の事を卷頭にかゝれたればなり。是年西山公の類萬葉集えらばせたまふ時、命をうけて大坂東高津なる圓珠庵のかたはらに僑居し侍りしころ、河社をも借り寫し侍りしを、此小石川にて類燒せしは、いとも念なき事なり。それに此三十六人集の謄寫をあまたのせられたり。今こゝに載するは、家兄〔爲實〕の付て抄寫しおかれたるが反古堆の中にありしをたにとて寫し侍るなり。

○濱主

續日本後紀承和十二年正月に、伶人外從五位下尾張連濱主といふもの、百十三歳にして、和風長壽樂を舞たるに、あだかも少年のごとし。舞をはりて歌を奉りていはく、

おきなとてわびやはをらん草も木もさかゆる時に出て舞てん

紀には、萬葉がきに文字を用られたり。その明るとしも百十四歳にて舞たり。剛健なる老人なり。

○くすしき

宇治拾遺二ノ六、右近將監下野厚行となりの死人を我家よりいだす時に、厚行が妻子ども、我家の門より死人出す人やある。有まじき事なりといひあへり。厚行いふ、事ないひそ。たゞ厚行がせんやうにまかせて見たまへ。物忌しくすしくいむやつは、命もみじかくはかばかしき事なし。たゞ物いまぬは命も長く子孫もさかゆ。いたく物いみくすしきは人といはず。（下略）

今按、源氏物語品定のほうげづきくすしからんといふ詞、これに合て講ずべし。

〇代匠記の序〔割註〕西山公に奉りし序なり。」

契沖阿闍梨

西山公は淸和源氏なる故に、水ノ尾より出でといへり。

みなの河その水の尾より出て、ながれ久しき源の朝臣物部の道をならはし玉ふいとまに、文の道をもこのみたまひて、ひだり右をそなへ給ふ。五つの車牛はあへげと積つくさず。四つのくら棟をさゝへてをさむばかりなるを、あかず見玉ふるとて、菅の根の春の日にも、ゆふけの時をうつし、山鳥の尾の秋の夜にもねよとの鐘をかぞへたまはで、からやまとの歌も、月雪の時につけたるなさけの、世にきこゆるのみにあらず。したのうきしま誠すくなきをおきて、つく波山の高く神さびたるをとり玉ふと、やまと歌の中には、わきて萬葉集をもてあそひに、弓とゝもに手にとり、つるぎとひとしく身をはたち玉ふことなし。そもそも古くより此集をば、しはすの月夜見る人まれにして、たまさかに見る人も、峰のしら雲たどよそ目なりければ、なかごろ是をとくとせしものも、へみにあしをゑがきて、いとど狐の疑ひをむすべり。此ことををしみ給ひて、下河邊長流と云ものつたへおける文ありて、よくこの集をとくよしを聞たまひて、これが抄つくるべきよしをおほせらる。筆をとらんとする折しも、少し心地そこなひてためらふとせしほどに、いつとなくあつしれて年經て身まかりぬる事は、さいはひなくも侍るかな。をしむべき事にも侍る。こゝにやつがれ彼の翁がともがきの數にまじはれる事、としはとをといひつゝ、みつのはまべに同じくしほたれぬれども、もとよりつゞりのそでにして、尾花よりもせばければ、何のひろひおけるみるめもなきを、くゝつむなしからむとはしりたまはで、聞おけることもや有、思ふやうもやあると、木こりにも問ひ、草かりにもはかりたまへれば、彼翁がまだいとわかゝりし時、かたはかりしるしおけるに、おのがおろかなる心を添て、萬葉代匠記と名付て、是をさゝぐ。おほくはおのがむねより出て、憚おほけれど、なめきたのこほりなめげなるつみをわすれて、あしほの山のあしかるとがをもゆる

しきふべし。故にそへはましつゝよりもうすくして、かげはほゝの木ばかりあつけれど、たゞこれのみをつみて、しづくの田井をとはのあふみにそへ奉るものなりし、あふれふりたしきのきのおしこをり中になむありける。

今按、西山公の萬葉このませたまふ事、前序にてもしるべし。かくのごとく諸々の才士にとひはかりたまひて、舊説をあつめて釋萬葉五十冊をえらませたまひける。また此序にて見れば、長流は契沖よりまさりたるやうなれど、これは契沖が謙退の詞なり。二人の書おきたる物を見るに、契沖は今すこしこまかなる所をよく考へたる學問なり。されば歌學の才は長流にまされり。此序も今やうをぬけ出て、古風たる文ざまたるべし。

按、この序文、元禄のはじめころの作と聞えたり。意たかく詞古めきて、近来めづらしき文章といふべし。常陸の名所をのみいへるも、西山公に奉りしには稱奇と申べし。西山公、萬葉このみたまふこと、この序にいへるごとく、二十巻を大かたそらにおぼえたまへり。されば此集は、歌の根元なるに、いにしへよりこれをうと〳〵しくもてなして、古今より以下にてよみて沙汰する人ゆゑに、歌學にあやまりおほくなりたり。

○傳國璽

三條中將に傳國璽といふ人あり。これ僻説なり。小右記〔小野宮實資公〕、長和五年正月廿二日云、御即位式、攝政大納言被見寳、傳國璽不知何物、仍被尋其事、天慶十年記見大刀契、仍作昨日宣旨、即被顯式文了、又云、大臣以下列立左仗前、相待實録并傳國璽、と見えたり。大刀と璽は二物なり。

○官底

驗馬御諸大臣乃下、攝關家連署之時、被尋問官底、と聞じたり。官底と稱すべし。其職は公卿補任

弘安六年源基資下、擬階奏連署之時、被尋問法家とあり。小右記寛仁二年十一月廿日文、賀茂神領叡山領相論所。抑々天台四至官府在天台歟。又官府之案在官底歟。同記、大嘗會事官底無前例。と云文もあり。山槐記仁安二年四月廿三日文、報負廳年始政始。予今懈怠。廳底陵遲之甚也。長秋記〔割註〕后宮大夫師時卿記。」長承元年五月十五日陣定文、長和官府。粟田左大臣長者云々。符案皆在官底。などゝ見えたり。されば官底底字を誤、官位の程ライヲ被尋問と心得るはあしゝ。舊記に官底と指は、外記局の事也。職原鈔の文も、公卿補任のごとく、被尋問法家と改め見れば不審なし。後日佐治理平次昆云、底字。韻會引海錄碎事（宋人所編。）曰。凡公文中書謂之草。樞密院謂之底。三司謂之檢。祕府有梁朝宣底二卷。コノ梁ハ五代ノ梁ナリ。五代史安重誨傳論曰。予讀梁宣底云々。〔割註〕コノ傳論ハ歐陽永叔所編ナリ。」されば案すなはち底なり。本朝にても、もとは底の字の用ひやうなるべきを、後にあやまられたるなるべし。

〇擬階奏

吉記〔割註〕吉田大納言經房卿記。」壽永元年七月六日云、外記史生季俊持來擬階奏。加署返給之。

〇藍尾

山槐記〔割註〕忠親公日記。」仁安二年六月二十五日云、今日列見也。〔此間略之〕。有藍尾。〔自註〕大辨取杓入酒於盃。退立摩靴唱平。予以右手取盃飲之。如元置之。不波寄遣。次又大辨盛酒次第如元。予又飲之如此。合三度也。謂之藍尾也。〔割註〕家兒の云く、藍尾の字は白氏文集にも見えたり。」

〇歌の聞やう

契沖師が書おこせたる物にいはく、赤染衛門家集に、人の櫻の枝のおほきなるを折ておこせたる時、

わがためにをれる心はうれしくて花をしますと見ゆる枝かな

つれ／＼草の註に、はてはおほきなる枝を折といふ所に、この詞を引る心は、上下の句の心を別に見て、ちいさき枝をこそいろざゝば、うれしくて心あるほども見えんを、大きなる折れるは情なしとなり。打きゝにはさも聞ゆれど、案ずるに、いかでか向ふざまに心ざせる人を情なしといはん。をれるところのうれしきはといふに、同じく見るべきか。わがために花を惜む心ならば、いとちひさきをこそ折べきに、かゝる枝を折て心ざせるは、惜むべき花をさへ惜まずと見えて、うれしきとにや、清少納言にも、大きなる櫻の枝を折てかめにさすを、面白き事にいへり。其間に用心かはるべし。

○節儉

西山公常にのたまへらく、天下國家の主より士庶人にいたるまで、儉約を第一の德とす。今や天下久しくをさまりて、人々おぼえずしらずに、衣服馬鞍腰刀のかざり。もろ／＼の器物食物家作りにおよぶまで、男女ともに奢侈におもむきたるゆゑに、その國用家費たらはず。是しかしながら、上たる人の心をもちひられず。たゞ榮花にのみならひくらし玉ふより、その風俗おのづから下におよべり。あまさへへつらひの贈献に美をつくし、なほその執事近習の輩に至るまでも、おの／＼美物をあたへて、おひげの塵をはらふ。其風ただおこなはれて、後々は天下の窮困となれり。いはんや土木をこのみ玉ふ代には、諸國のてつだひをふりたまふゆゑに、國主萬金をつひやす。國主くるしむゆゑに、その士農工商をしへたげて、一國の困窮となれり。治平久しければ、いづれの世もこれなり。奢侈の俗をしたふまでこそあらざらめ、せめて漢の文帝の節儉にましませし後に、天下ゆたかに、人々其所を得て、安堵のおもひをなせし時も、人主は目あてにして、身もちをつゝしむべき事なり。士庶人のせばき家の内とても、種々にしたがひて儉約をまもれば、親類友だちをたすけやすく、子孫に藝術をしふるもまどしからず。但し節儉と吝嗇とまぎるゝものなり。此あひだをよく／＼わきまふべし。吝嗇なれば上たる人には諸人なつかず。下たるものも親族朋友むつましからずして、人倫の道理をかく事のみたりなど、こまやかに

をしへかたらせたまひたれど、十が一をだにおぼえ侍らず。その大意なりともとて、いさゝか書つけ侍りぬ。

新續古今雜　　　　權中納言通俊

たづねずばかひなからましいにしへの代々のかしこき人の玉づさ

夫木集

うたてなどやまとにはあらぬから文の跡をまなばぬ身と成に劔

歌合につがひ侍らば、勝負いづれにか侍らん。まことに人と生れて、聖賢の書をよまずば、うたてき事なるべし。讀てもまた、身をたしなまずばかひなからまし。

○隱士正惠

わかきほどは岡尾庄六正惠（マサチカ）と稱す。その生國をわすれ侍り。また十四五歳の時、父母にはなれ、京師の商家に緣有てやしなはれたり。人がらしめやかにして、よろづにさとく侍りしかば、家翁たのもしくおもひ、後にはわが家をもゆづりてんあらましける。庄六天性手かく事をこのみて、ひるのいとまをぬすみ、夜はよふくるまで手習に心をつくしける。廿五歳の時、家翁病づきて身まかり侍るに、庄六を子にして家をゆづりてんといふ。庄六おもへらく、商家となりては人にへつらひ、利倍をむねとする業なん。みづからの堪る所にあらずとて、固辭して他人にゆづりのがれぬ。家翁金五十兩を庄六にあたへて、行末の產となさしむ。それより建仁寺の內某院に寄舍をかりて、儒佛老莊の書にわたりて、手跡を三井寺の尊悟僧正にまなびて、數年のあひだ建仁寺より三井まで、風雨をいとはずかよひたり。かの五拾金を書籍紙筆にのみ用ひけり。僧正逝去に及て、庄六が志をあはれみて、尊圓親王より尊朝親王に至るまでの眞蹟一櫃をゆづりたびけり。是を得ていよ／＼まねびたれば、大かた御家流の能書の名をあまねくしりて、京師の人、庄六にまねぶともがら數十人におよびぬ。さるはその門弟いひあはせて、衣棚

閑雅なる所ににつかはしき家をもとめてゆりなく閑居しこきければ、門弟いよ〳〵おほくなりて、主從三四人ともしたしむこともなかりける。舎弟をあたふれば、なき。見れ、高門人大丈夫守清人道といふものにあづけものして、蔵東六畝の貧となしたり。そのふみ其の家佐に入し頃さきへらく、人は妻子ある時ゑにこそ、世にのぞみも出くれとて、廿五歳より妻て男女の色欲をたち、もとより世をはなち、いはゆるなでつけ髪して、亜東と名をあらためけり。京の家に移りし日より、門弟旅籠の事にも出ず。また我かたへもんこ懇意する事もなく、父母と、かの家扉も忌日に、その墓へ参詣する外は、つひに門を出る事なし。門弟も十八九歳よりのちに来しなる人のみ、一月のうち一日まぜに十五日、かの〳〵清書をもち来りて、みちびきをうけゝり。家従僕人あたりしに、年久しく仕へてその家に事をとらひたれば、たま〳〵の右筆はづかしくものしけり。毎日朝のはじめに起て、小清書に硯墨し、前に積まとき、その上に清書のみかの出せり。されば門弟の清書を取りたる時、みちびきをしよこ料とぞ。公家のいへいへにも、まろが手をならひたまふ御方ありければ、あるたへ参る事なきまゝ、ことゝに来りたまふ時も、遠路すこ事もなく、よのつねの弟子のつらにぞあひしらひける。ひねもす儒佛の書をよむ事もなく、花鳥風月をも、あそばず。若年より以下儒好する物もなし。たゞ端座して混沌人のごとく、夜の夜の明まであかりそめにも床に臥ことなく、夜の漏を聞ては、かねていねけるにも、夜のふすまをもゐたくはへずして、脇子といふもの二つみつうちきてふせり。我卓ある時問ていはく、かく毎日何事もしたまはねば、つれ〳〵に侍らまし、書籍はよき友にてさふらふに、なでうみたまはずや。いふ答へていへらく、而國禅師の身にあらねば、経書に用なし。地獄をにくみ、極楽のねがひもなければ佛書に用なし。其文気晩のぞみあらざれば道書に用なし。もとより詩歌このまねば、そのみちのふみよまむとも思はず。すべて書をよめば、或は感嘆ふことありて心いそがはしきものなれば、我はたゞ書はみず、夜はいねたるまでにて、既にとし久しくたらひつゝ、つれ〳〵おぼふる心も侍らず。我卓といはく、しからば先生

は、莊子の座忘か、列子の心死か。禪家の百不思量などをまねびたまふにや。正惠微笑して、よしそなたよりは何とも名づけたまへ。我はたゞ夜はいね、ひるは座して生涯をはたし侍らまし。無用のものがたりをやめ、はやくかへりて手習學問にこゝろをいれたまへといはれて、手をもみて退ぬ。元祿某の年月日、正惠七十六歳にて病中にも横臥せず、醫藥をもちひず身まかり侍りぬ。

このごろ書肆にて續本朝名公墨寶といふものを見れば、正惠翁が筆跡が載られたれども、その人品小傳をもみえねば、いさゝかこゝに書つけ侍りぬ。手跡にかくて心性をやしなひ、世間一切聲色嗜好洗得淨、一切榮辱得喪看得破したる眞の隱逸といふべし。

年山紀聞巻之二

○時代不同の歌

續後拾遺集　　前中納言定房

一すぢに人をも身をもおもふかなうつ景雲のすたれたれとのみ

新千載　　前内大臣實尊

なにごともかはりをこそ行世の人の心にかたき闕ありもかな

すみ組のすぐたる心よりおもひよれば、おのづから歎賞となること、いづれかおとりまさり侍らん。おほよそ和歌は、住吉明神にして、花鳥、風月、山水、興趣、閑情の料とのみおもひ過し侍りたるに、かゝる日用たきいさめのすをこことばは、さかて聖経賢傳にもをさ〳〵たがふまじくなん。これらの心つきて、身をつゝしみ行をたしなみ侍らば、和歌の徳、實にも天地鬼神にもかよひ侍らまし。

○君主の明

萬葉集第十九　　中納言家持

秋の花くさ〴〵にあれど色毎に見し明らむるけふのたふとさ

御歌云、臣下の才徳忠功を、事々につけて見そなはしわくる折ふし、秋のつねとめし給ひれば、喩へて秋の花とはいへり。今按、まことに臣下の才と不才をよく見わけて、それ〴〵にめしつかはれ、忠と佞とを察して進め退けらるゝ事、君主の明と申べし。

○疑はしき歌

頓阿いはく、新古今集賀部に、仁徳天皇の御製とて、

高き屋にのぼりて見ればけぶりたつ民のかまどはにぎはひにけり

この御製、上古のすがたにあらず。もし元慶六年日本紀竟宴に、仁德天皇を題に得たてまつりて、誰ぞのよみたまへるにや。朗詠集に刺史の歌とす。刺史は國の守なれば、もはら此歌の心あるべき故に、意を得てとられけるか。もしまた延喜六年日本紀竟宴に、藤原左大臣〔時平〕のよみたまへる歌のかくあらたまりたる歟。おほかた似たる詠なり。

爲章按に、延喜六年に、左大臣時平公の仁德天皇といふ題を得てよみたまへる歌は、

たかどのにのぼりて見ればあめのしたよもにけぶりて今ぞとみぬる

日本紀竟宴和歌二卷は、宗尊親王眞跡のうつしなり。

又按に、後撰に、天智天皇秋の田のかりほの庵の笘をあらみといふ御製も、日本紀、古事記などに載られたる御歌の體よりも、はるかに後の世の風と見ゆ。これも疑しき御歌なり。代々敕撰の集といふものに、撰者たち不吟味なる事おほく見ゆれば、一向に信用しがたし。又いはく、續古今集賀に、九月ばかり菊花を、　聖武天皇

百しきにうつろひわたる菊の花にほひぞまさるよろづ代の秋

この歌もとは何に出たるにか、おほよそ萬葉集には菊をよめる歌一首もなし。又歌のすがた、更に上古の體にあらず。

〔古萬葉集の序〔割註〕又は扶桑拾葉集第一卷に載られたり、今略之。〕

この一篇中御門宣胤卿の親筆を、西山公わかき御時に、京師よりもとめ出たまひて、いともめづらしきものにおもほし、中院通茂公、日野弘資卿へも見せあはせたまひて、扶桑拾葉集の卷頭に載せたまへり。その後萬葉二十卷に熟しておもほし合するに、またく不類にして、後人の僞作あきらかなり。宣胤卿もいさゝか萬葉をこのみたまへるとは見ゆれど、さのみ吟味にも及ばずうつしおかれたるべし。さて

拾遺集までの撰みてたてまつりしけれども、既に御世をはりて行はせさせたまはねば、御心にまかせられねまゝ、村上天皇の御うちにくはしく論じたまへらせたまはむ。この序の意は、後に契沖師もなげき申さゞりけり。

○裏さびし

古歌に、うらさびし、うらがなし、などよめるうらは、心さびしなどいふ義なり。それを浦にも、又は衣のうらにもいひかけたるものなり。毛詩の古點に、不レ聊ニ子モ一、不レ聊ニ子ヲ一とよめるに心づき、萬葉集十四に、心もとなくといふべきを、うらもとなくとよめるに合せて契沖師講じたり。

○柿本人麿

日本紀、古事記を考ふるに、柿本氏は孝昭天皇の御子天足彦國押人命の後なり。ちかく人丸の家系をおぼしきも、人丸も國史に見えず。日本紀天武紀に、柿本臣猨といふ人は、續日本紀元明紀に、和銅元年四月從四位下柿本朝臣佐留卒とあるに同人なり。これ人麿と同時と見ゆれば、あるひは伯叔父兄弟にてもやありけんかし。柿本の姓は臣なりけるを、天武十三年に朝臣を賜へり。續日本紀に、聖武の御代從五位下柿本朝臣建石、外從五位下柿本朝臣濱名、從五位下柿本朝臣市守等なり。孝謙の御代に、外從五位下柿本朝臣小玉などもみえたり。文德實錄仁壽元年に、柿本朝臣枝成といふ人從五位下に叙したり。これらのうちに、人丸の子孫などもあるらん。萬葉集に、人丸の歌はみな藤原宮と標題したる下に載せれば、天武、持統、文武の朝の人にて、聖武の御代までは存命なかりしなり。萬葉のこのは、律令をまもりて、薨ニ三位以上ニ、卒ニ四五位ニ、死ニ六位以下庶人ニ否しこの字みえたらざりしに、人麿在ニ石見國ニ臨ニ死とかゝれたれば、六位以下たる事明らかなり。かしこは萬葉集に載せられたり。今は御物語の趣ずらおぼえたるまゝに、あらあらしてかき付侍り。又元明天皇和銅三年に、都を奈良（平城とも）へ遷させたまひたれば、それより以下を、ならの御時と申べし。古

今集の序に、奈良の御時おほきみつの位柿本人丸とかゝれたるは、時代をも官位をもよく考へられざりしなり。おもふに、そのころは國史も萬葉も梓行なかりしかば、或は官庫にひめおかせたまふまでにて、誰々も考索にくはしからざるがゆゑなるべし。拾遺集の外は、何にもたしなかる物にみえず。拾遺はあやまりおほきものなり。孝謙天皇の御時、勝寶四年正月以ニ正七位下山口忌寸人麻呂一爲ニ新羅使一。また袋草子に、遣唐使大伴宿禰佐手麻呂の事をいふ中に、上道人麻呂、王手人麻呂と出たり。かやうの同名異人をあやまり傳へたるを、ふかく沙汰せずして、柿本人麻呂となせるなるべし。又古今集傳授の系とて、百年ばかりあなたの人かけるとおぼしき手跡にて、正三位權大納言柿本人麻呂卿と書たる物をさへ見侍りぬ。いかなる人の作りけん、一笑にたへたり。それに赤人を宰相とせり。この系の事、後日に一松又之進掛語りていはく、先年昌山牛庵宅にて見侍りしが、連歌師兼載法師が手跡にまがひなきよし、牛庵申けるとぞ。牛庵は藩邸の醫師にてありしが、古筆をこのみて、そのめきゝに名を得たり。

○山部赤人

顯宗天皇の御代に、播磨國司來目部小楯といふ人に、始て山部の氏を賜はりたり。赤人も其後とはしられたれど、まさしく父祖官位は國史に見えず、萬葉集に、神龜元年より天平八年までの歌みえたり。しかれば人麻呂よりは後生なり。古今の序にては、同時の人のやうに見ゆるが、二人ともに、諸國の掾目などにてをはられけるなるべし。後世の躬恒、忠峯のたぐひに、身はいやしけれども、歌にはあやしくたへなる人なるべし。山邊と書たるはあやまりなり。山邊は種姓また別なり。

今按、萬葉集のうち、大伴家持の詞書に、幼年未レ逕ニ山柿之門一。裁歌之趣詞失ニ乎叢林一矣。とかゝれたるをおもへば、兩歌仙の名、はやく世にあらはれたり。

○猿丸太夫

その人はいまだ見えず。國史所載等ふるき物に、一向沙汰なし。たゞ古今集眞名序にのみ、大友黒主之歌、古猿丸大夫之次也」とみえたるまでにて、猿丸と名の出たる歌一首もなく、またの詞に、この歌はあるひとのいはく、猿丸が歌なりと書たる所もなく、公任卿の撰びたまひしといふ三十六人歌仙の歌のうちに、猿丸大夫とて、をちこちのたづきもしらぬ山中に、といふ歌をあげたり。これは古今集にて、題もよみ人もしれぬ歌なり。もし前出の人などにて、集には名をあらはしにくき故に、よみ人しらずとは書たれども、前猿丸の歌といふ事を、古今の撰者にても、其他の先達などのしるされたる物の、公任卿のころまでは殘りたるによりて、たしかに名を定めたまへるにや。今に至ては不審なきにしもあらず。またた三十六人歌仙家集といふ物に、人麿、猿丸等の家集あれども、みな萬葉、古今等のうちよりぬきあつめて、後人の偽て名をつけたる物と見ゆれば信用しがたし。鴨長明が方丈記に、田上川をわたりて猿丸大夫が墓をたづぬと書たるをおもふに、いかさまにも、いにしへ其人ありしなれども、微官あるひは早世などしたりけん。おぼつかなきことなるべし。今の世に流布する百人一首といふ物に、おく山にもみぢふみわけの作者を、猿丸太夫とつけたるは、誰人の所爲ぞや、この歌も古今集秋の上に、

是貞のみこの家の歌合のうた　　たゞみね

山里は秋こそことにわびしけれ鹿のなくねにめをさましつゝ

おく山にもみぢふみわけなく鹿の聲きく時ぞ秋はかなしき　　讀人しらず

題しらず

歌一首あり。又

是貞のみこの家の歌合によめる　　藤原としゆきの朝臣

秋萩の花さきにけり。（下略）

されはよみ人しらずの歌なるに、何の書によりてか、猿丸太夫とはたしかに名を出しけん。そのうへ眞名序に、黒主之歌古猿丸太夫之次也。とあれば、黒主よりも古き人としられたるに、それが是貞親王の家に參りて、忠岑、敏行などゝ會せん事、笑ふに堪たり。是貞は光孝帝第一の御子、宇多帝同母兄なり。この家の歌合は寛平年中の事と見えたり。

○世繼物語〔割註〕今いはゆる榮花ものがたりなり。」

この物語四十帖を、いつのころよりか赤染衛門が作といひならはし、そのうへ誰の書たるにか。目錄系圖一卷を添たるに、赤染衛門記ㇾ之とあり。爲章つら〳〵考ふるに、赤染が作にしては時代かなはず。その筆ざまにあらざるところおほければ、私考一卷しるして彰考舘へ納め侍りぬ。事ながければこゝにはのせず。また大鏡第四の奥に、世繼の名と標して、一月宴、二花山たづぬる中納言より、末々の卷の名を出したるは、みな榮花物語の卷々の名なり。また續世繼の序にいはく、おほぢはむげにいやしきものに侍りき。后の宮になん仕へまつり侍りける。名は世繼と申き。おのづからも聞せたまふらん。口にまかせて申ける物語とゞまりて侍るめり。〔下略〕。同第十四藤浪の卷にいはく、世繼入道おほきおとゞ〔道長公ナリ〕の御榮えを申さんとて、〔下略〕。また増鏡の序に云く、世繼とか、四十帖の草子にて、延喜より堀河の先帝まではすこしこまやかなる。〔下略〕。是等みな榮花物語さして、世繼とかゝれたるに、赤染が作といはず。おほぢはむげにいやしきものに侍り。名は世繼と申きとあれば、ふるくは男子の作とおもはれたること、爲章が考をまたずぞ侍りける。又拾芥抄に載たる定家卿の押紙にも、世繼物語とあるは、今の榮花物語なり。

○尺　八

源氏末摘花に、例の御あそびならす大ひちりき、さくはちの笛などのおほこゑをふきあげつゝ、云々。
續世繼第三内宴の卷に、後白川天皇の保元三年正月廿二日内宴をおこなはるゝ所に、尺八といひて吹た

まれたる沼、このたびはじめて二ふを出したりとみえたり。

今按、尺八の音たえぬるものなり。保元のも中興とみえたり。普化門にては虚鐸といふよし。心越禪師またられき。東坡の俊識に、その音をよく影寄して書たり。此ところ我國にては、こも僧といふもの、これを吹て活計のなかだちとして、上つかたの人はいやしき物のやうにおぼしめされたり。或人のいはく、こも僧の尺八は、洞簫とは形ちもかはれりとぞ。

〇しのぶ艸(序)

物有本末といふは、大學のふることなるを、いまあらたに一ひらのきぬにうつしたまへるに、(右)水戸の世子三位中將君、故武公西山公の御孫、今の中公の御嫡、御いみなは吉孚、御あざなは子東、ことし十月十二日に薨じたまふ。御よはひ二十五歳、恭伯と諡たてまつれり。御やまひおもくありし時の御筆にして、備前守丹治眞人信敏の申たまはれし御かたみぐさなりけらし。眞人ののたまへらく、おほよそ當は心の富にして、その人を思ひ見る事、これにしくものなし。いはゆるこの十六字は、德を明らかにし身ををさむるを本として、家におこなひ、民の言葉にかゝるめぐみの露ふかきことばときゝにたれば、世子ひそかにわれををしへたまへるにもや侍りけんかし。されば御筆の跡といひ、道のをしへといひ、至寶ますものあらじとて、掛軸あらたにものし、御五十日にあたれるゆふべ、壁にかゝげて前に香案をそなへ、かつ拜しかつなげきながら、そのふるき御うへをしのびたてまつる。やまと哥、からうたを披講せらるゝに、あらかじめかの文字をわかちくばりて、すべて五十一首になん。一首の歌詞はのぞからましの御本意にたがはまからむとぞ。其式例にしるすよし、おの〳〵したひなしてかゝるおもひをもたまへ、ことに言の外にあらはれたれば、けふのむしろにつらなれるともがら、みな〳〵なみだをひそめうけて、世子の德をはやうせさせたまひぬるを、更にいたみ奉り、眞人の心の誠を、神靈もいかによろこびうけさせたまへらんなど、うちさゝやきてまかり侍りぬ。時に寶永六のとししはすはじめの二日になんありける。ぬし〳〵、

世子孝敬のみさをあつくして、問安をこたりたまはず。溫良の御ほんしやうるはしくして、慈愛ふかく、つねに儒雅のともがらをしたしみて、御つれ〳〵の折ふしは、御みづからもうち〳〵經傳を講じたまひて、義論をくはしく、あづさ弓とり〴〵の兵術をこゝろみさせ、馬はことにその情をしらせたまひなど、なにをひだりに何を右にとか、ゆくするたのもしきあめがしたの、御うしろみがねにものせさせたまひたれど、いまだ主宰の御つとめのみにてまし〳〵たれば、あまねく人しりたてまつらぬ事に侍りたるに、この一まきなかく眞人の家につたへ、なほ誰々のうち間にもとゞめはんべりければ、そのかぐはしき御名は、空行月のくもりなく、山した水のたえやらず、ながれての世までも、斐ある君子つひにわするべからずとしたひ奉らん事、しかしながら眞人の志の誠によれるなるべし。眞人その誠をおしひろめ、藩府の御政をたすけて、賢良をすゝめ、士林のならはしを正し、民庶のしわざをはげましたまはゞ、かの御水ぐきのをしへむなしからずして、鹿島がたなみしづかに、筑波根の木ずゑ枝をならさぬよろこびのみありて、世子猶いますがごとくの御蔭をあふぎ奉りてんも、また眞人のこゝろざしに依べしといふ事しかなり。

懷舊　　藤原爲章

高壽院［割註］故中山備前守信成妻、備前守信敏養母。」

もち月の雲がくれにし君が世をしたふ心ぞいとゞやみなる

圓壽院［割註］信敏實母、故備前守信治妾。」

野べは今霜にかれゆく朝な夕なむかししのぶのたねぞしげれる

本智院［割註］信敏姉、信治女、中山勘解由直正母。」

ほどもなき夢と見ながらさめやらぬやみのうつゝにしのぶはかなさ

瑞仙院［割註］信敏姪、故市正信行女、故堀田外記妻。」

なれしよもうつりはてゝもきのふけふありしみかげはめのまへにして

仲子「眞田伊豆守室、鍋島紀伊守光茂妹。」

まださらにとめてみしたよいにしへのまゝかげうつす水ぐきの跡

樂子「眞田信濃守女、實信養女。」

つくゞゝとうちまもりつゝしたふかなむかしおぼゆる水ぐきの跡

從四位下豐前守丹治眞人直重（豐田本氏中山）

花に見し庭のちぐさもむかしにて木かげさびしき岳の夕風

從五位下隱岐守丹治眞人信庸（中山）

世のまゝに今をふこなれし君があとをしのぶにたへぬ涙とをしれ

丹治眞人直正(中山勘解由)

心にはおもかげものゝありし世をしたふばかりはえこそいはれね

從五位下下野守丹治眞人直行（中山）

とゞまらぬ月日にそれていにしへをしのぶにたへぬあとの水ぐき

從五位下右衛正源義[illegible]（山野邊）

しきたへのまくらに露けくしたふかなむかしおもへる筆の名殘に

藤原宏綱(宇都宮彌三郎)

うつりける世のならひとはきのふまで見しも夢なるむかしがたりは

從五位下玄蕃頭藤原友嵩（伊藤）

しれよ君言の園のまつりごとふるきをすてぬ世々のむかしを

久滿丸〔割註〕信成男童形、中山主殿信順、後任東市正。」

ありす川ありしみかげをみづくきのながれての世も猶したふらし

源和貴（山本勘平）

流水のかへらぬを見ても日にそひてむかしの夢をしのぶかなしさ

藤原重陽（谷小左衛門）

せめてこのよるのころもをかへしてもしたふむかしを夢にだにみむ

藤原爲貫（安藤内匠）

むさし野のゆかりともなき草木だにふしあふぐことのいつをはてなる

源德基（岡田新太郎）

事にふれ折につけつゝながれてたれもむかしのめぐみをぞ思ふ

平伊胤（白井忠左衛門）

うかりけりもとのしづくや末の露と消にしたまのむかしがたりは

源綱治（師岡與左衛門）

すぎし世をおもひつゞけてしのぶにも猶あまりある泪わりなき

源之幹（三木左太夫）

るゐもなくかしこき君がいにしへをあふげばいとゞ袖ぞぬれそふ

藤原陳貞（小野覺太夫）

時の間もわすれやはするありし世のふかきめぐみをしたふ心は

竹田法橋恕安（以下五人ハ醫師）

この葉散る宿はむかしをおもひねの夢ぢさだかに見ゆとしもなき

ろもれいをとる手拍うし君をもてみいけの台のよるべなき身は　法橋元昌

おしなべてあふぎしたにの人もあらじなれしむかしのめぐみを望みは　田中道庸

しきたへの袖をもちたえしかたをにも忍ぶの露のみぞれに　吉田愼尚

あはをしきあがける料もなにたゞのむかし語りのみぞはかなき　大嶋盛甫

とよすればなみになかるゝなみだがはせどかる月にむかし尋ねて　中原重徵(今井新平)

きゝげやとやめてこつゆるくも雲ゐにたゝへぬむかし語りを　源信可(菅野文八)

はしためのかゝの風すなゝかしくいはで君と有しむかしを　数勝(岡山次郎左衛門)

見し夢のさめてくやしき後にはなかしをしのぶなみだ露けき　一境(林平四郎)

源信行(小原政之丞)

ちどりになほしのぶおほしの言の葉におきぬる露のかはくまもなき

にしにいる月は過にし君ぞとおもふにつけてしたふ山のは　菅原直宣(吉見治部右衛門)

藤原爲章(安藤右平)

ちとせをもかけてたのみし玉かつらおもかげさらずしのはれてうき

みな月時雨ふりにし君が代をしのぶたもとの露ぞひがたき　藤原治之(岡見治平)

従五位下備前守丹治眞人信敏

したふぞよなかきかたみとみづぐきのあとをもたどしき道のをしへを

寶永六年己丑孟冬十二日

水戸世子從三位行左近衛中將源公薨去。其病間手書、物有本末、事有終始、知所先後、則近道矣

十六字、賜一家臣從五位下備前守丹治眞人信敏偶得其書、因求得之、以爲寶物、藏其眞

由是詩以和歌弔之、今尋其文字、且揮和毫、各作國風之詩、而以寄悼、嗚呼在則人、亡則書、手澤現存。

雖不能讀。淸容洋々如在其上。一字一涙。萬感萬嘆。察其哀情。不堪哀痛。余亦依其求備其員。乃作一律以述餘意。

天降龍種欲貽厥　遠入佳城嘆欝欝
墨瀋流芳摛藻詞　彩雲認跡留朱紱
羽林儀表武維揚　宗室儁望氣未屈
豈意常山圭璧珍　埋光長作地中物

寶永六年己丑仲冬　林大學頭藤信篤

得有字　中村顧言(新八郎)

案々園中梅　結萼映軒牖　群芳欽斂襟　桂菊求爲偶
霜雪不得欺　淸標凛相守　中有蘭麝薰　臨風心期久
明日春滿城　應在百花右　暴風無意思　一朝委草莽
幽人驚周章　如失左右手　桃李何多榮　樗櫟何多壽
酒涙語蒼旻　茫然空搔首　寒禽迷空林　飛鳴無所有

得木字　安積覺(覺兵衛)

秀潤仰儀表　風範欽凝遠　問安奉晨昏　省躬化宮壼
暇豫憂民瘼　彌縫敎邦上　豈意瓊樹姿　摧折歸閬苑
丹旐感悲風　繐帷驚曉晩　帳望遂海鶴　雲霄何日返

得長字　酒泉弘(彥太夫)

氷輪上高空　明輝照毫末　入池舞魚龍　徹曲驚蛇蝎
天心猶未至　風悲雲靄々　懸象光彩沈　萬籟歛聲遏

哀寳東洛慈 哽咽情難寄 錦帷仰遺影 我懐際由達

得事字　[illegible]肉[illegible]

一輌玉樹摧 滿城盡哀毀 主喪業未央 [illegible]行何駛
風鑑更莫問 天資本純粹 忠誠出孝心 武備兼文事
藝圃甞精勤 經籍恒講義 暇臣思有餘 奉上數無貳
養素遠浮靡 好問納讜議 侍讀都如夢 掌補嘗添涙
永歎曾吾儕 懿德欽所遺

得有字　中村惠迪(紋四郎)

哀宮當後園 滿目皆烏有 美玉忽含埋 思心提不朽
月色晚為悲 雨晴風葉走 往事夢須臾 醒來偶盈首

得參字　大井[illegible]助衛門

雲昏天慘月朦朧 斷雁聲哀號北風 棠過暫門青社寄 美才今見黑頭公
百年人夢龍眠熟 半夜無人鶴唳空 愁似長江流不盡 千[illegible]萬[illegible]

得始字　鶴飼眞添(權平)

三山不可航 縹緲阻弱水 開道遙臺頭 鳴珂貴倚子
約天星斗長 去人幾萬里 又傳[illegible] 嘗寶軒轅氏
云何值何時 一逝到轍止 冥茫音信絕 洋々護耶[illegible]
呼天天不聞 還車當相理 明月如有意 低光照烏几
儒凄心一愴 風葉鳴不已 耿々夜向曙 何復故原始

得知字　一[illegible](……)

公元閬苑一仙子　十二樓中福祿萃
風彩今如覩　德容寧已而
縱然吹簫徜徉　餘韻遠不可知
宵車百里及　策馬千里之
千里萬里不得覓　光陰代謝空相移

得所字

德輝不久照　仙遊倏如風舉
行雲惹愁懷　落雁送哀語

得光字

夙爲士民表　聲望有誰先
譬如卞氏玉　韜光却粹然
常悲人事乖　忍看時序遷
宿昔歡娯物　風流皆堪憐
峴山今在否　有涙碑可鐫

得後字

萬金擲冀北　六閑列殿後
餵以玉山蒭　候飽覩試走
徐々按中道　虬舞始蜘蟉
縱蘭朱汗滴　雨轡齊在手
感君愛所萃　知我恩難負

嘗辱侍玉席　講餘及我私
天何爾命何爾　山來受玉不卑
逝者若逐流水　解纜以自瑤池
只令人間有涕從　數字寓意一幅貼

松浦守納(新之允)

歡樂餘風光　瞻望迷處所
悠々寤寐間　斷腸何多緒

多湖直(源三郎)

問寢孝子意　謙抑德日至
久要天下寶　奈何不壽年
傍苑梅猶發　入樓月欲圓
音容無由覓　此恨深九淵

三宅緝明(九十郎)

斕斑雲錦色　色別成隊部
輕塵夕不起　涼蔭交槐栁
一揮珊瑚鞭　電影忽紛糾
將横行沙塞　而闔獲楚藪
公子今何在　仰天酸嘶久

得閒字　　　　　　　　　　　　　　　佐治昆(理平次)

従ㇾ遣親情傳　後来何許閒　多村壹詩鈴　顧影見蟲筆
既同ㇾ抱鳥贄　空教ㇾ仰高徳　揃賢呼若天　浮雲憐愛也

得近字　　　　　　　　　　　　　　　森保定(丈助)

美人錦思紅霧紛　薄霧濃粧長袖匱　尋ㇾ跡無ㇾ由ㇾ入白雲　渓源路遠何由達

得道字　　　　　　　　　　　　　　　小池友賢(伊之助)

碧草風流速如ㇾ綺　蒼茫人世人無ㇾ草　王孫不ㇾ歸春欲ㇾ回　嵩冷青草湖畔道

得尖字　　　　　　　　　　　　　　　木下貞幹(平三郎)

淋漓道君風雲翔　想見西園公子美　星沒銀漢二饌臺深　風掃二宝樹一情何已
呂氏太學官高家　蘇軾神書海誦帆　雲德古今於不ㇾ忘　忽然長揖暮時宴

此一巻をしの忍草と名づくべきよしのたまひし備州貞人信敏も、わづかに一とせをへだてゝ、ことし〔編註〕あのとの卯〔年〕よりはじめの八日、いまがたきやまひに身まかり給ふ。これもたはぶれごとのあまりことゝてのまはむにかなふめりけるに〔編註〕岡山一雲居士と號す。こはいはれうるはしき齋所の題しみ且にておはしければ、上申しもたしみあへることもあしはかるべし。予もとし久しくかへり見をうけ、うせしなくなつかしたまひて、そのきはまでもかたはらはたれずあつかひきこえ侍しかば、かの御ちへ、しのび草りし時のたもとをさらにしぼりそへ侍りて、

しの山草露のおけてもおもひきやきたらぬそへて袖ぬれんとは　　　鳩　　草

一中村氏、集

袖ひぢて今泉し花よりまもる国を誰かはしらで背にきつらん

五代唐明宗教解(シャト・カツ)縦左右宦。馮道曰。(カ・サク)陛下可ㇾ謂仁及二禽獣一矣。唐主曰。不ㇾ然、嘗從二武皇一獵

時。秋稼方熟ス。有レ獸逸入ニ田中一。遣レ騎取レ之。比レ及レ得レ獸。餘稼無レ幾。以レ是獵有レ損無レ益。故不レ爲耳。中務はいかなる故事によりてよみたるにや。此歌を見る人は、鷹がり、鹿狩など、時節考へられべき事なり。民の艱苦をおもはぬ人は、無下に心なしといふべし。漢武帝嘗入ニ南山下一。射ニ獵馳ニ騖禾稼之地一。民皆號呼罵詈。されば西山公かつて御在藩の時に、講武のためとて、城下の士庶をひきゐて、鷹狩、鹿がりなどしたまふにも、秋稼をはり、春耕いまだおこらざる時節をえらびたまふて、百姓のわづらひにならぬやうにとのみのたまひける。

○富士の歌

東路にくだり行世のうきふしも忘れて向ふ富士の山まゆ

これは伏見宮圓實照院貞致親王、過し頃、嚴廟へ御對顔のため、江戸下向まし〳〵ける時の御詠なり。當時は親王攝家より以下こと〴〵く、大樹家の御代始には、御對面とて下向まし〳〵ける。此例古來なき事ゆゑ、御述懷と聞ゆる歟。

○別戀

はしたなくあけ過ばとて衣々を心の外にいそぐさへうき　慈光寺中務大輔(冬仲朝臣)

このぬし始は圓實照院の諸大夫なりしが、もとより慈光寺の家にて、代々藏人所にさふらひければ、親王より申させたまひて、極﨟までつとめられけり。學問は細野爲景朝臣、歌は中院通村公の御門弟にて、螢雪の功つもりし人なり。先考(割註)内匠頭定爲朝臣。」とむつましく、兄弟ばかりのまじはりなりしかば、爲章又十四五歳の頃より、この人に歌よむことならひ侍りて、おほくは夜にいりて詠草もてまいり、子丑の漏まで、そこはかとなくしどけなき事のみ問聞侍りしに、ぬしは宵より袴うちきて、膝をもなほさず、いざゝかも怠慢のけしきなく、いつも心よくあひしらひて歸されける。おもひ出れば、寛厚の長者にてぞ侍りし。謙退ふかき生れつきにて、禁裏院中の御會に、出頭の外は、みづ

おらぬ世なんに具せはこゝ書たかりしかば、公家より外にしりたる人すくなし。御氏西國に隷して、おもふところの筆記には、すゞ/\譯せられけるよ。宗見の箇、前右近衛門大將、今出川晴季と稱せしの古今傳授後に、このぬしよりつたへられける。今朝の歌百二三十首、つしとめ侍りたるを、寫し留め實にそしなひ侍りたり。右の一首のみ記憶のこれるまゝ書付侍り。今は泉下におはすれば、かまぬて其子孫にかりて寫し侍らまし。

○持統天皇

春過て夏きにけらし白妙の衣ほすてふあまのかぐやま

これは萬葉集第一に、春過而夏來良之白妙能衣乾有天之香來山。と書れたる御製なり。西山にて御夜話のついでに、仰にいはく、第二の句きたるらしとか、きぬらしとか點すべし。來の一字をきにけらしとは、集中の例點じがたし。第四の句は、諸本にもころもさらせりと點じたり。或はころもほしたりと點ずべし。此御製は、衣がへの節、香來山の宮にましまして、夏衣ほしたるを、藤原の宮よりご覽ましまして、御即興と見ゆ。ほすてふはほすといふ義なれば、文字にもかなはず。又人づてにきこしめしたるやうにて、叡慮の即興にもそむきぬべし。字のまゝほしたり。或はさらせりと點じては、よりにいはでも、ことばも古質なりなど思ひて、いづれの世の人か、ほすてふとあらためて、さらしけたかからぬとあるに、されどふるき歌は、古質にてこそ時代の風もしられて殊勝なり。すべて後世に、古歌の詞をあらためて、當時の風にしなさる事、覺得がたし。又此御製を、近代の註に、春はかすみ山に霞たなびきてこそたかにもあらざりしに、夏來りて明白に見えて、白妙の衣とはよみなしたまふなど釋したるは、香久山の宮とて、宮殿の有しを考られず。今の眼をもとの辭義なるべし。今按、北[illegible]人一首に釋て、あまねく人のしりたる故に、たま/\右の正義を用ふる人もあらぬやとて書付侍りぬ。後に與淨阿の百人一首改觀抄といふ物を見侍れば、御説とまた/\同じ。

○耕雲千首に

しづのをが門田の春にあはれなるかへすぐも秋をたのみて

五代後周世宗留心農事。嘗刻木爲耕夫蠶婦置之殿庭。この外古歌古事おほし。尋て知べし。せばくもひろくも土地をたもつ人は、民間の艱苦をしりてあはれみ給ふべし。されどその主人として、あまねく下の情をしるべきにあらねば、それぐの有司の人がらをえらびて用るなん、主人の職といふべし。むかしよりの世を見るに、たゞ上の御爲に聚斂する人を忠とのみおもひて、却て下の恨を負する惡人といふことを察したまはず。耕雲は大納言長親卿なり。南朝に仕へて名譽有し人なり。

○神無月

十月を神無月と名付るを、奥義抄には、此月諸神出雲の大社に集りたまふ故に名付るとあり。つれぐ草には、此月大神宮の御許へ諸神あつまりたまふ故に名づくといへど、おぼつかなしと書たり。西山にて御夜話の次で、此事に付て仰にいはく、萬葉集第十三の歌に、霹靂之日香天之九月乃鍾禮乃落者といふ歌あり。月令には仲春之月雷始收聲とあれど、それは大方の事にて、右の歌には九月にさへ霹靂をよめり。されば十月は純陰の月なれば、雷の聲のをさまりはつる故に、無雷月とはいふなるべし。同集に、神の如聞ゆる瀧とよめるも、後撰集に、

ちはやぶる神にもあらぬ我中の雲井はるかになりもゆくかな

とよめるも雷神なり。伊勢物語に、神さへいといみじうなりと云々。神なるさわぎに云々。此外猶證歌おほし。考へてしるべしとのたまはせたり。

○安元の火

玉海安元三年四月廿八日云。曉更人告云。夜前火猶未消。京中人屋多以燒亡。(中略)以使者訪二位

中納言藤大納言等、各燒亡云々。以二存命一爲レ幸云々。納言文書六箱之內、兩合、於二其後一雖レ引二於門外一、合、又燒了云々。資平卿文書不レ殘二一紙一燒失了云々。又資隆文書等以燒了。宮中文書悉燒失、凡書文等、雜具、史書、雜器、便宜寄二置文書一家四。今爲レ遭二此災一、尋二其用一已至レ歎。又彈正文書六千卷同時燒了云々。燒亡所々、大極殿以下八省院一切不レ殘、會昌門、應天門、朱雀門、神祇官八神殿正廳屋、民部省二局、同二倉一不レ燒亡一云々。主計寮、主稅寮、式部省、…同以燒亡。…大學寮…孔子御影取二出之一。勸學院等云々。公卿之家、中略。此外殿上人以下不レ知二幾多一。凡東富小路、南六角、西朱雀、北大內代々燒亡。古來未レ有二如レ此事一云々。

按ずるに、人みな古典の焚亡をいふに、應仁の兵火をのみかたりて、この安元の天災をしらず。其頃は貴重の書いと多く燒りきたらざれば、文書といふは古書國史、あるいは諸家の日記、古書等なるべし。とかく惜むべき事なり。

○日本後紀の僞書

日本後紀淳和帝十七云。天長二年今歲浦島子歸レ鄕。雄略天皇御宇入レ海。至レ今三百四十七年也。浦島子者丹後國水江浦人也。昔釣得二大龜一、變成二婦人一。圖色無雙。即爲二夫婦一。被二婦引級一到二於蓬萊一、遂得二長生一。銀臺金闕、錦帳繡屏、仙藥圖風、錦帳當レ日。居レ之三年。春月和暖。群鳥和鳴。煙霞瀰漫。花樹成閑。間歸鄕之計一、歸曰、別仙之際、一去二再來一。纔歸二故鄕一。定非二往日一。浦島子爲レ訪二親舊一暫欲レ歸レ鄕。婦與二一箱一曰、寶莫レ開レ此。若不レ開二箱一、再相逢。浦島子至二本鄕一、林園零落、親舊悉亡。逢二人問レ之、曰、昔聞、浦島子仙化而去、經二過三百年一。爰愴然失レ歩二於郷郭一、心中大悔。開二匣見レ之。於レ是浦島子忽變二白髮之人一、不レ去而死。

此一條不審の事候。雄略紀の趣も、浦島子が歸たればこそ、蓬萊に至たることは知れ候へ、而は判然あ

りと候得ば、此條を記したる書もありと見え候。又萬葉第九の歌、明らかに天長よりは遙の先に歸候。國史の中にさへかやうの不審なる事御座候。雖レ然慥なる史の文に候得ば、萬九の御釋に御引加可レ被レ成候哉。

右は契沖師より書おこせし物なり。西山公久しく日本後紀を探りたまふといへども、眞の本を得たまはず。いにしころ京師より、本來りしを、彰考館にて吟味せられたるに、はやう僞書にてぞ侍し。契沖右の見たる本も、此筋としられたり。近き頃師盤禪師のあつめたる僧傳の中にも、浦島子が事を載たるに、右のごとく天長に蓬萊より歸りたるよしを書たるは、此老師も、かの本筋に依りたりとみえたり。契沖、盤師はともに博才の人なれ共、かうやうの吟味は、いかでか彰考館の學者たちに及ばんや。さても此僞書作りたる人は何ものぞや。害を後世に遺す事すくなからず。にくむに堪たる罪人なり。契沖いへるごとく、萬葉第九にて見れば、浦島子は淳和の天長よりはるかの以前に歸りたるものなり。かつまた右の文章も、國史に類せざる書ざまなり。眞の日本後紀は、類聚國史と日本紀略に引れたるのみぞたしかなる。全本はいつの頃より絕はてゝ侍るらん。むかし梓行の不自由なりし世に、公家にあるひは二三部などうつし持たまへるが、度々の火災に燒うせたるにぞ侍らん。類聚國史も今は全部つたはらず。

〇夫婦の別

御夜話の折ふし、或人申さく、五倫の中に、夫婦のべつといふ事、小學等の書面ばかりにては、何とやらん十分心におちがたし。いかゞ侍らんやと、おのがじゝ申あひける時、仰にいはく、それはいと心えやすき理なり。おの〳〵妻もたる身はおぼえ侍るらん。嫁娶の夜、媒人侍女房襲膳なにくれと、程々の禮をつくし、たがひに衣裳つくろひたしなみふかく、九獻の盃かはし、新まくらとり〳〵に、後朝の對面も、なにとなく物はづかはしく、たしなみあへる心もち、やがて別なり。これ自然の道理にして、他

の教によらず其心もちひ一遍にまこともわすれずは、夫婦なかくむつましく愛敬よろしかるべし。されども月ふるまゝに、心やすきの過て、たがひに物はづかはしきたしなみうせて、親疎にたがひてゆくより、きく\くさるまじきふるまひをもし、なくつけき詞をもいひあひ侍るぞかし。古人そこを慮りたまひて、かの自然の道理なる、物はづかはしきたしなみの情にもとづきて教をたて給へり。夫婦の別のみならず、すべて人倫のまじはりは、たしなみの情第一なり。たしなみは敬の字にもかよふべし。物はさはずたしなみなければ、禽獣にもおとりもてゆくものなり。よく\くわきまふべしと仰られける。簡径なる御旨にして、しかも我等ごときおろかなるものも心を得る御詞なるべし。

○漫吟集の序、契沖阿闍梨の作也。藤士長流

昔のころも、つどりの歌に、やまと歌もてあそびし人、ふるくはまづあしびきの山に、樹木きりそめしたくみのとき出て、いにしへとのしら波たちつゞき、あるは世をうぢ山の峰の雲より、人のまじはりをはなれたる一筋につたへ、あるは石上ふるの山辺の霞にきえ、ながらの橋もとゞろに、高き名を残し、あるはしきたへしには、また天の川の水をひきて、当代水にいひながしたる人も有けり。それよりさきに出たる人は、僧といへどすべてみな歌の林のひた人のみぞ多ければ、しかるを浅香の山の井なかれを尋て、くみたらふ頭いつとなくひと喚く花のと見しより、今の世までのあひだには、たゞ西行、宗祇らを上にたこゝ、ことにすぐれぬならぶべき門の歌よみ、をよびを折て十まではあらしといたしとさだめきぬるを、はるかにもとせの後に出つゝ、満曽沙彌が古き余の気をつたへて、八雲たつ山のしげみわけいり、たてよこにかづきの青をなして、昔垣のかくれ、昔の人の見いでざるところをみいでゝ、物名、俳諧の歌にいたるまで、いひのこせる事なく、無常をのべたる長歌は、その詞のおほかることと、和歌の道より下鬼の間のまさごをつくせり。いさ我国にかゝる長歌を見ざれば、かのむかし人の十とせをへてたせりとかいふなる、凡ふたつの歌にぞいひつゞくべき。殊にたゝゐみに土になぞらへばかひなき歌しらず。

これなん僧契沖がみづからえたるこがねのつもりなりけるを、われとも〳〵に、そのはこをひらき見て、中にいまだちいさきものをば、ところ〳〵取すてゝえらびさだむ。此こがね世をへてくちずまじければ、今より後かのちにも、やまと歌に心をえて、見る事あきらかならん人は、是を見あらはし、聞こととさとからん人は、是におどろかざらめやは。

爲章按ずるに、長流は契沖が生前に歌を集めて序を作り、契沖は長流が歿後に家集をえらびて序をかけり。ともに難波にかくれ、萬葉の古風をこのみて、近代の風にへつらはず。同氣あひ得たる耐久朋といふべし。漫吟に載たる契沖師が歌、

山家のこゝろを

忘れても都のかたにながめせば風吹とぢよ嶺のしら雲
山里に折たく眞柴めづらしく花より外の香ににほひつゝ
都人庭にうつせる山をだにわがしら雲をしばしかさばや
山河の龜のこゝろを心にて尾をひくことをならひてぞすむ
やま里のおどろの道の靑つゞらくりひろふべきうなひだにこず

述懷の歌の中に

山にても猶わすられぬこのみゆゑ心の猿はしづけくもなし
ちからをもいれぬ歌さへおもにとやつらづえつけど腰のをるらん
われこそはあしの下をれひとふしの有とて誰か有と見るべき

としの暮に

山里の柴をりくぶる冬ごもり煙ぞ春にまづかすみゆく

病しける時

ひるよりも夜は誰をかまつともし火の影散る花をひとりのみ見て

燈前落花

ともし火の残る光のかすかにもねざめの床にちるは聞ゆる

世中饑饉のとし

かまど山民のけぶりのたゆるより恒のこゝろもたゝずなりゆく

題しらず

陸ゆけば駒のあなゆみ渡の上は舟やすからぬ国の中のみち

春のおもしろく秋のあはれなる心を

春秋とくらぶの山の花もみぢかすみも霧も下にやはたつ

述懐

まきのやに音だにたてぬ春雨のしづかにて世にふるよしもがな

二十九になりける年

我身いまみそぢもちかき齢かなにけふりばかりの立ことぞなき

題しらず

冬ふかき軒端の雪は我なれやめづらしげなく世にもふるかな

ふくしつゝ花その梢や霜かれんもゆとしげるとあをうつすまに

足引の山を出てふ手力も身にはおもはずこゝろにもがな

おもへども我のみさほのまよはねばしたの闇に我やならはん

よそにたゞ蝶は夏虫をおもふらん世のからきにも人ならひけり

世の中の心づくしにそむかずはのりのみちのくいつかいたらん

○女貧レ家

陳蕃上疏曰。又采女數千食レ肉衣レ綺。脂油粉黛不レ可ニ貲計一。鄙諺言。盜不レ過ニ五女門一。以ニ女貧一レ家也。今後宮之豈レ不レ貧レ國乎。（上下略）

この上疏のおもむきは、無用の費おほき事のみを述たり。按ずるに、國家をまづしうせざる前に、先その主人の精髓をまづしうして、次で命をほろぼされまし。高きもくだれるも、色欲をつゝしむべき事なり。

○清少納言

契沖翁いはく、古說に清少納言は老の後四國の邊にさすらへたるよしあり。たしかなる出所あることにや。續千載集雜中に、老の後こもりゐて侍りけるを、人の尋てまうできたりければ、

とふ人に有とはえこそいひ出ね我やはわれとおどろかれつゝ　清少納言

此詞書によれば、都のかたほとりにこもりゐけるなるべし。

○誤定ニ作者一

萬葉集第十一に、念友、念毛金津、足檜之、山鳥尾之、永此夜乎。

或本の歌に曰、足日木乃山鳥之尾乃四垂尾乃長永夜乎一鴨將宿。

右の歌は作者未レ詳らたなるを、本歌を新千載戀二に人丸とのせ、或本の歌を拾遺集戀三に、人丸とてのせらる。此誤りをおもふに、右の歌より五首過て問答の歌に、眉根搔鼻火紐解待八方、（下略）この註に、右上見ニ柿本朝臣人麻呂之歌中一。但以ニ問答一故累ニ載於茲一也。とあるを、すべて上にわたりたる註と見あやまりて、作者を人丸と定められけるなるべし。此註は眉根搔一首をさしての筆なるを、すべて中頃の人々、萬葉集にうとかりし故、かやうのことおほし。あしびきの山鳥の尾の歌を、百人一首といふ物にのせて、以後今はたれ〳〵も口なれ耳ふれば、おどろかし申なり。

○讃州太守に答へたまふ和歌序

せうと将監の許よりとて、せうそこにそへて紅の梅一枝もてきたれり。さながら野伏の宿に遊む心ちして、をはふのつゆにけすゝきひらき見るに、いみじき序をしたゝめ、まよ歌なり。たゞとさりとゆく、ときぬしつゝちたゞとたくこれをすし、我にもたはふれば、きのふやつがれふりはへとよらひたてまつらんと、あらむとのちかひものせしかども、父命もろいにとよなふして、そのことも失してすみにしかば、此ごろよりはことにうつひ給ひし、折ばの梅にほひそくさでさきみつるを、ともに見はやし給はんと、数くる風を袖をおほふけなりにおもほし給ひし。すらいとれんごろにまめやかなりし御心ばえの、いたらぬまたていともかしこし。まことゝ葉のかみさびたけたるう、おくるのまみゆゝれいいひたのしなかのつかちそたはり、いとゞありがたきすがたいへはさら也。またとすゝ山路、秋立の風ふきたゞなびきへし、鄙さ、菊花飾つゝに見るかきいでたりしも、おほろげの筆にはあらざりけりな。まてまらう家にか殿蔵の宿にそへし歌も、御はらから御事なれば、それもこれもつらなる御にたぐふきも、だれらも、からうそあらまほしきわざなめり。なにとなくやよまもひたゆたふさゝに、ただも春の日もくれかゝるまゝに、しかすがにやむべきにあらねば、詞がきもわすらるあとけりもおすすれ、けふの匠そのはたばりせばくして、あやなきましなしごとを、君冒の床のつまづくくたいつくれば、いでゝあやしくことぞ。

わがために待しそのふの梅がゝをちでそのまゝ見るよしもがな

今按、岡田公きたいとおふくての将監と申せしころの御事なり。讃州太守は神光院前右府の御事なり。

○学問所記　　岡　山　公

正保丙戌のとしの春、大猷院のよませたまふものから、春はあけぼのゝやう/\しろく成ゆくま

ゝに、よもの山々はかすみわたりて、あやしのしづのきばちかく、うぐひすのはなやかに鳴いでたる。青柳のいとほそく、あやめもゆらになびきあひつゝ、櫻は青葉がちにて、庭の木だちもこぐらき中に、卯の花の垣ほにのみとおもはずしも咲かゝりて、山ほとゝぎすまちがほなるに、軒のたち花はむかしおもはずしもあらずや。やみはいとさらなり。月の頃もほたるの三つ四つふたつなど、とびちがひたるまどのまへは、ふみなんずしつべくおぼえていとをかし。秋はゆふぐれのゆふ日はなやかにさして、山ぎはいとちかくなりたるに、かりもこゝら鳴わたりて、頃しも月やあがれる。紅葉やさかりなどあらそひいひのゝしるも、げにおぼえてあはれふかし。やうやく木がらしの風身にいとふなりもてゆくまゝに、すゝきのかれ葉のかしらに霜おきまよひ、虫の聲もかれ〳〵に、枕にちかききり〳〵すの、おのが衣のつゞりさせてふとて、まことに折にふれ時につけつゝ、物のあはれは侍るめれど、梅のはなのいよやかなるありさまの、いづれなみせんともおぼえず。いとやんごとなし。いづれの所にかありけん。今はわすれつ。梅の木のあるをもてる人なんありしほどに、やつがれ日をわたり月をへてもとめしかども、あるじの人つひにゆるさず。いかゞし侍らんとおもひわづらふほど、ある夜雨いたうふりぬ。かのあるじのまへをとほりにけるついで、今ぞかうとおもひいでゝ、ひそかにこれをぬすみ、みづからねこじておひつゝ、たらふじて行ありさま、人やきゝつくらんと、せちにしのびたる心のうち、いとけうありて、白玉かなにぞととひし、あくた河のほとり、ましておもひわたさる。色にめづる心のはなはだしさは、われも人もかはらざりけり。つひにそのふにうつして、よるひるとなく、此十とせがをち心をつくし、あひしもてあそぶといへども、槖駝がをしへにしたがひて、子のごとくし、すつるがごとくせよ。かへりみることなく、おもんはかる事なし。それいにしへより今の時にいたるまで、草木のことなきも、物ごとになぞらへてもてあそぶ人、まさきのかづら長きよにたえず、晋の陶淵明が菊を東籬の下にとり、濂溪の翁ははちす葉のにごりにしまぬをたのしみぬ。ともにゆゑあるにや。かれすらしかり。い

はなやかなあかひとりあてたるみきをつくりてたてるぞ、こよなうあてなしとみゆ。なかにも寄のふもたる瞻たとの、我身もひとゑるやうにおぼえて、谷のけしきはげしかりしに、おそのいさめおけにと覺えて、ひふけさしつゝ、今むかしをはなりの夕なり。これぞ麗夜の冬ごもりとはいふべかりけるも、あらたきの春のあしたは、ひときはまさりてみゆ。夕ばえの眺はなやかに、あをきたずて月はいでけりた。人亂も猶まさなじ色にうつされて、それともみえず。ふをたづねてとながめし、みつねがこともまでふもひいでゝ。いとしろうおきをさゝしもまことあやまたれて、とふとりもまなこをぬすまれ、ここてふあはらわたるたちゐにくみはすまれ、髭もためにまどにさし入りたるけはひは、いみじきゑしといへども、筆におぼりあまりけめ宜いとひなし。まればすみたこしにもあはれにひとしきへすみりけらし。上林の間、松風のうてた、何遍かながめし、鳴琴作駿せしもことならず。庭前の梅のふたゝび花にほへるぞ、よのつねのとしよりも、まさりておもしろかるべけれ。世の中に花のはるぞといひけんもにげなからず。王内明のにたとへ、頭衣の雨鳴かといふがしもしんとぞあなたれ。いとものしとし。はい河の月のこゝろもとたきをれねしみとはれる、目に●ひと夜のうちに千里をしのぎしといひつたへけれも、はたかはゆし。しれるすたとおもふ物から、とをすればけやらしとしむなか、ふるまなんどこゝりもらしつゝ、もゐこしのふたどもれは身えば心なきとはいふすら。いにし、をきゝ今をみるにつけても、はなこそあるじ、梅すなたんうたすんとぬれば、みるにしたがひてうたてはかなきことこそよほがれ。むかしつ人のを。ことにまれ。ありどよにまれ。かゝるいさぎよきはなもて、國の風のそれすらかたぶけんとすらななにさへしぞ、今たこはかなしな。帽子おいはゆる羅浮の山は、見こそ夢のなごりをとどめ、蒋陽公主のくみひよそほへるすがたのまんなる、とや山高人のたをやかに、雪のけたへのいとみやびにうたけしもとぞありける。梁簡かおみそれなるすがた、久かたのひかりのどけき春の日にかゞやきて、いとゆくへのみだるゝ御ったし侍らんは、いとくちをし。貴妃がむかしをおもひいづめれば、風吹おくる野邊の草葉の露

とゝもにきえにしあとぞはたにげなからずやはある。しかるを何のゆゑありてか。きよらなる花なんこれやひとしほといふめるは、いとはしたなくぞ聞ゆ。かゝるうらみのそこはかとなくおもひたゆたふまゝ、しかすがにやみなんもかつくちをしとて、にぶきふんでのほこさきをにらき、いさゝかこゝにしるして、ひとえだの梅によす。はなもし心あらば、これが和答せよとぞ。ことしよろこびやすき春、江東の遊子それがし、日新齋のうちにしてつゆをしたて侍る。

按ずるに、慶安のはじめは、西山公まだ二十一二歳にもやおはしましけん。もろこしもこゝも世にぬけ出たる人は、才智はやく秀でたるものにこそ。其頃御方作に北へまゐらせし老人の語り侍しは、まだ十四五の御時より、學問このみたまひて、夜など大かたは鷄鳴までも書をよみたまひたるとぞ。貴公子の梅好すみたまふは好古事となるべし。御老年までこの花をこのみ給ひて、白坂より西山まで六七町の谷あひに、梅と桃を二千本あまりうゑさせ給ひたるが、年々にしたがひて花盛のころはたぐひなくぞ侍し。

〔安レ分無レ求〕　無名氏〔割註〕錦林玉臺にのせたり〕

膠擾勞レ生　待ニ見後一何時是足　據ニ見定一隨ニ家豐儉一　便堪ニ龜縮一　得意濃時休レ進レ歩　須レ知世事多ニ翻覆一　漫教ニ人白ニ了少年頭一　徒碌碌　誰不レ愛ニ黄金屋一　誰不レ羨ニ千鍾祿一　奈ニ五行不ニ是這般題目一　枉費ニ心神一空計較　兒孫自有ニ兒孫福一　也不レ須ニ採レ藥訪ニ神仙一　唯寡欲

ちかきころ清水谷亞相實業卿の歌にも

おもへ猶あかぬ心にまかせては身の程々につきぬねがひを

〔平家物語の説〔契沖師物語〕

千載集に、みこにおはしましける時、鳥羽殿にわたらせたまへりける頃、池上花といへる心をよませ給ひける。

池水に汀の櫻ちりしきてなみのはなこそさかりなりけれ　　院　御　製

これを平家物語には、大原御幸の道にてよませたまへりと書り。おもふにそのころ千載集あまねく流布せざりしゆゑ、平家の作者人の傳へあやまりたるまゝにしるせるなるべし。

〇隱士長流

わかき時は下河邊彥六共平と名告たり。和州宇多の産、父は小崎氏。〔補註〕名を忘れたり。いかなる故にか母の氏をとなへ侍りける。もとより妻子なくして、中年より津の國難波のかたほとりに僑居をしめ、靜かに書をよみ、中にも歌學をこのみ、萬葉集、古今集、伊勢物語などは暗記したり。その學問はみづから得て聞きて、大坂の富人おほく弟子となれり。生得世にへつらはぬ人がらにて、心のおもむかぬ所は、富豪の招にも應ぜず。訪來れる人にも物いはず。まくらを高くして、ある時は眠り或は書をよみて、心にまかせて過しける。西山公その才を聞しめして召けれども、終にしたがはざりしかば、紙筆をたまはりて萬葉の注をあつらへたまふにも、心におもむきたる時は一二首づゝ注して、またをこたりがちに侍しまゝ、はたさずして貞享三年丙寅六月三日身まかり侍りぬ。六十三歳。同業の契沖師とまじはりふかゝりければ、遺稿をあつめて晩華集と名づけたり。その集の中の歌、

述懷のこゝろを

桂川こゝろにかけし一枝もをられぬ水に身はしづみつゝ

ゆふかづらあふげばいとゞ高き木のきることもかたきやまとことのは

まみえよな我ことの葉はあしわかのうらみやせまし住吉の神

和歌の浦をしらぬ籬井の蛙だに身はことの葉の數にやはあらぬ

わかの浦にいたらぬまでも紀の國や心なぐさのやまとことのは

末の世の歌どものむかしの歌におほくおとりゆくと見ゆる

難波津のながれにおふるあしづゝの末の世見えてうすきことの葉

契沖が山にかくれてよめる俳諧の歌に、「世の中にうめる心は山柿の岩ほにおちてくだけぬるかなとよめるを聞て、

世をうみのへたよりみてぞこのもしきその山柿にみのなれる人

契沖がすめる所は、泉の國泉郡久井といふ山里なりければよみてつかはしける

泉なる泉と聞ばすむが上にすまん久井のそこぞしらるゝ

山居せむとあらましけるころ

世の中のわたらひ草をふみからし山路のわらびいつかつまゝし

契沖が山住とぶらはんとおもへど、冬のうちはなるまじければ、春かのさわらびの生出るころにといひつかはしたれば、かれよりおこせたりける

さわらびのもえむ春にとたのむればまづ手を折て日をやかぞへん

そのかへしに

岩そゝぐ久井のたるひとけなばとわれさわらびの折いそぐなり

山家のこゝろを

うしとても宿かりそめし椎が本しひてわが世はこゝに過さん

世の中の波のさわぎをうれしくも吉野の瀧の聲にかへつる

位山みねなる人をふもとゝもわがみよしのゝ奥よりぞみる

山里にけふきて見ればあらましに年へしわれをまつぞふりぬる

年ふれば花より外もみなれ木のしる人おほくなれる山里

わが袖の苔を山風はらふより心も塵の外にいでにき

岩ねふみかためし心今更にうき世にうごきいでんわれかは

我ぞ此谷の戸まゝで守るべき古巣あづけよ春のうぐひす

捨る身は虎もおそれぬよく山に濁世のうさは辨ふかれつゝ

栗柴をかきほとするを便にてたれくさ山のこのは猿かな

今さらにうき世のことは山里のすむ戸のかけがねかけじとぞ思ふ

爲章按するに、長流が詠たるこれらの風流なり。長流は儒學まさり、契沖は佛學にふかし。在家出世のさまはかはりたれども、清貧ともになりしの隱逸にもおとらぬ人品なりけらし。長流が述作は累塵集、澤水集、續歌林良材、枕詞燭明抄、萬葉名寄等なり。

年山紀聞巻之三

〇百人一首

此和歌の事を、先達の説に、新古今は花を先として實をかたはらにせられたるを、定家卿の心にかなはざるゆゑに、むかし今の歌の中に、實ある歌を百首すぐりて色紙形にみづから書て、ひそかに小倉山莊の障子に押れたるを、定家卿かくれ給ひて後、爲家卿とりあつめて作者の名をしるし給ひしより、二條家の骨髓となれりといへり。しかるに明月記〔割註〕定家卿日記。」をよみて、いさゝか不審おこれり、先記を抜書して、今按をしるし申べし。

嘉禎元年四月〔割註〕今按、四條院の年號、定家卿ことし七十四歳なり。」

十二日（甲戌）〔割註〕今按、今日など定家卿出京して、嵯峨の山莊に到り給ふとみゆれども、明月記傳寫の誤おほければ、たしかに考へがたし。」

十三日（乙亥）日出以前出賢寂冷泉來ニ嵯峨一。（賢寂宅也）午終金吾相ニ具少將一來。暫可レ在ニ中院一云々。

今按、賢寂冷泉は兩人の名と見えたり。何人といふ事いまだ考へず。金吾は爲家卿なり。此年參議右衛門督なり。少將は爲氏なり。此四人京より嵯峨に來られしなり。中院は後にも見えたり。或人云く賢寂は寂蓮なりと。

十九日（辛巳）金吾來。明日可ニ出京一云々。〔割註〕今按、爲家卿中院より定家卿の山莊へ來られしなり。」

五月

一日（癸巳）午終自ニ中院一頻招請。雖レ怖ニ壁耳一。依レ難レ逃乘レ輿入ニ北土門一（本ノマヽ）。出逢。入道引ニ率三人子弟一皆好士云々。列ニ坐東庇一。予金吾左京彼入道在ニ南面一。中務加ニ東面一。始ニ連歌一。過半之間窮屈。入ニ障子西一乍レ臥聞レ之。

今按、懐中兵部卿上は、定家卿の身の上に、あるいは中院入道が身にはゞかる子細ありたるなるべし。上皇の下向あらむ上には遠慮あるべし。總て定家卿つゝがなき身に添事なるべし。入道の事は後に申さし。今者は定家卿京より又さ旅へむかれしなり。右京中将はいまだ不レ知。

五月十日（丁酉）早日參二詣嵯峨一、病後參。（此間暫すゝむ。入道阿弥陀堂）（自レ上河原大臣而来云々）。送レ出此間も暗ず。黄昏出二宿所一、出レ京邊。在二此地一。（此間も暗すと）（十時許入道門）（割註）今夜、今日定家卿、嵯峨を出て京へ歸りたるなり。」

廿七日（己丑）予本自不レ知レ書二文字一。嵯峨中院障子色紙形、予可レ書由彼入道懇切。雖二極見苦事一染レ筆送レ之。古来人歌各一首。自二天智天皇一以来、及二家隆雅經卿一。

そもく中院入道は、誰といふことをしらず。爲家卿の舅は宇都宮彌三郎頼綱がむすめなり。頼綱入道して蓮生といへり。此入道の事歟。爲家卿を中院大納言と申せしも、蓮生が婿なれば、後に中院の地を讓りうけられなどして、爲家卿のすまひし故にや。さてかの色紙形は、彼入道の懇望によりて、定家卿自ら筆を染めたまふなり。「割註」みづから小倉山莊にて書たまふよしにいふは如何。「雖レ極二見苦事一」たるも、彼入道にて「雖二極見苦事一、染レ筆送レ之」。古来人歌各一首とある書やうは、たゞ歌計のみにて定家卿の撰ともみえざる歟。蓮生法師も歌よみにて集にも入たる人なれば、是はかりの物撰びなどとかたるまじ。さて又今の世の百人一首は、後鳥羽、順徳を後に載せたるは、誰にても其事に憚りなどをかられたるにや。但し當時の臣下なる故に、及二家隆雅經一とかゝれたる歟。右の明月記の文を以て見れば、此百首の事、先達の疑うたがはしく思ふ事也。かの契沖師は、よしありてさかたる事にこそ。しかれども、此明月記の文を見ざりし故に、或説に「割註」百人一首註にある事を、先達の説にいれり。しかれども「割註」以下一首觀抄」此百首に入たるまじかいふ説もあり。入たる作者のなかにもおもはぬもあるべければ、人の見惑所にあまされけるを、後に爲家卿書あつめて、作者の名をつけ

て、世にひろめらるといへり。されどその末の人々も、もてあそばで久しくうづもれけるにやとおぼしきことあり。續後拾遺集に定家卿、

難波なる身をつくしてもかひぞなきみじかき蘆のひとよばかりは

新後拾遺集に雅經卿、

思ひ入山にても又なく鹿のなほうきときや秋のゆふぐれ

初の歌は元良親王と伊勢が歌とを以てよまれたれど、此百首の中の皇嘉門院別當が歌に詞も似、こゝろもかはらず。後の歌は俊成卿の歌をかすめられたり。此百首そのころもてあそばましかば、いまひく所の二首えらび取らるべからずや。又家隆卿風そよぐならの小川の歌は、新勅撰集に載て、寛喜元年によまれたるを、こゝに取られたれば、新勅撰より後などに、此百首をばえらばれけるにや。又詠歌大概などに取られぬ歌どもゝ入たれば、かならず作者おの〳〵の秀歌の中の秀歌とて撰ばれたるにも有べからず。おほくはまめやかなる歌のよきをえらばれたりとみえたり。〔割註〕以上契沖說。」と書たるは、この百首十分精撰とおもはざりし書ざま、契沖が眼はいと高くぞ侍りし。在世に此明月記の趣を見せ侍らぬぞ念なき事に侍る。所詮は蓮生入道が撰にてもあれ、定家卿も同意におもはれたればこそ染筆はしたまひけれ。契沖がいはゆるまめやかなる歌のよきをあつめたる物よとみて、もてあそぶべくこそ。

かく筆にまかせて書しるし置たる後に、釣月庵主より、此頃或所にて定家卿自筆の百人一首の一卷を見侍りたり。これは色紙形にはあらで、こまやかに書つられたる一卷にてぞ侍し。某奥書寫しやり侍る。此一卷もとは京師にて或納言家のいとまづしくおはせしが、富家の金をかりたまふとて、質といふにあたへたまひしかども、ふたゝび本家にかへるべき術なくして、轉傳しつゝ、今は江戸にて某氏の寶となれるを、便り有りて見侍るになんとぞ。其奥書にいはく、

嘉禄二年丙申維春三月廿六日未刻、家隆卿來臨、內々約諾候撰歌、依所望不レ堪老筆、九十七首書寫、以其僧見レ可レ給候。

右壬生之遺　　　　同　隆祐ナリ

約月庵主私云、百首之內三首闕、寂蓮、定家、家隆ノ歌三首不レ被レ書之候。

此書を遠考師にて語り侍りしかば、或人のいはく、それは往年古筆商人某といふもの、嘉應へもて參りて好僧を掌み侍りたるに、奥書の年號嘉禄よりはるかの前にてありしかば、右の時月計の文を中間せて、汝ふ似せそて掛しと笑ひかへしゝ物なるべし。それを又年次ちらたふ似てたりと見えたりとたれ。嘉卓かおろかなる心にては、いかにとも決定しがたし。但し此奥書の文辭は、日記の書ざまにて、奥書とも見えず。又今交日記ともいはれず。いかさまにもいぶかしきものなり。

○つぼね

津輕物語者はその語に、里の人々は參りて、臺盤所にてはみなく、屏風木丁ばかりをひきつぼねてひまもなくゐたり。

曾に、つぼねといふ詞のもとは、是にて心得べし。某日記にも、屏風ひきつぼねとありしてとにおぼゆ。北のつぼみ、又からかさなどをひらきつぼむるといふ詞と同じ事なるべし。

○構の北の方

權納言、其後某公に未定なくして、家の女房大輔といふをつかひ給ひて、時めかし給ひければ、構の北の方にてめでたしと書たり。女どものきかたき言葉ときこゆれど、いにしへのは常に不信し。

（後鳥羽院御製、寛喜元）

あつめては同じひかりとなりやせんわが宿てらす夜半の螢は

古語曰。帝王之學匪レ藝。匪レ文。畏二天之威一主レ德爲レ最。

後世の大樹幕下、匪レ藝匪レ文の御學問をつとめたまひて、天が下のひかりとなさせたまふべき御事なるべし。それに次で、一國一城の侯伯より、なほその次々もおなじ事なるべし。

（一）明故徵君文恭先生碑陰　　安　覺　積

徵君姓朱氏。諱之瑜。字魯璵。號二舜水一。明浙江紹興府餘姚縣人。曾祖詔誥贈榮祿大夫。祖孔孟誥贈光祿大夫。考正總督漕運軍門誥贈光祿大夫上柱國。妣金氏前封安人誥贈一品夫人。有二三子一焉。徵君其季也。生二於萬曆二十八年一。穎悟夙成。九歲喪レ父。哀毀踰レ禮。及レ長受二業吏部左侍郎朱永祐一。精二研六經一。特通二毛詩一。少抱二經濟之志一有識。期以二公輔一。擢レ自二南京松江府儒學學生一。舉恩貢生考官吳鍾巒貢剳稱爲二開國來第一一。天啓以降政理廢弛。國是日非。故絕二志於仕進一。而有二高蹈之風一。崇禎末蒙二徵辟一不レ就。弘光元年又徵。即授二重職一。其薦出二於荊國一。公方國安而大學士馬士英當レ國。徵君不レ欲レ累二於姦黨一。故辭不レ受。臺省交レ章。劾二其偃蹇不レ奉二朝命一。徵君星夜逃二于舟山一。時清ノ兵渡レ江。天下靡然薙レ髮縫レ服。徵君惡レ之。乃浮二于海一直來二我邦一。轉抵二交趾一。復還二舟山一。監國魯王駐二蹕舟山一。文武諸臣交薦之豫料二其敗一。上疏固辭。凡蒙二徵辟一始レ自二崇禎一前後十一。皆力辭焉。監國九年魯王特敕徵レ之。徵君適在二交趾一。奉レ敕歔欷。欲二往赴一レ之。會安南國王檄。取二流寓識レ字之人一。差官應以二徵君一。國王召見逼而使レ拜。徵君長揖不レ拜。君臣大怒將レ殺レ之。徵君毫無二沮喪一。辨折彌厲。久而感二其義烈一。反相敬重。既而欲レ還二舟山一謝恩陳レ情。聞二其已陷一。進退失レ據。於レ是熟察二時勢已去不一レ可二復振一。決レ意秘レ蹤。因往二長崎一。實我萬治之二年也。流二落海外一幾十五年。數至二我邦一。漂二泊交趾暹羅之間一。艱苦萬狀。往而復返。蓋志有レ爲。而事竟無レ成也。其在二長崎一。貧不レ能レ支。門人安東守約析二俸之半一而養レ之。寛文五年我水戸侯梅里公。聞二其學植德望一。厚レ禮而聘。徵君慨然赴焉。待以二賓師一。禮遇甚隆。每二引見談論一。依レ經守レ義。啓沃備至。教二授學者一亹々不レ倦。雖二老而疾一手不レ釋レ卷。天和二年四月十七

日卒二於江戸邸舎一。享年八十有一。葬二於常陸久慈郡太田邑瑞龍山下梅里先公塋域之側一、從二其德一也。娶和田某女一曰明德君、成二其志一也。其在二鄕里一、子男二人夭殤。女一人嫁二高氏所出一、女高嶋某之室。陸氏所出皆先殞。

微君質敬簡直、動必以レ禮。學傳二濃州一、推南海(?)爲レ文典雅作重。筆翰可レ愛。平居不二妄言笑一。性甘二苦節一、夜以二繼日一、切二磋討論一。至レ老不レ衰。間嘗夜寐修茄レ一。晩年致二書籍一。門生常求レ人、發後輯出。今猶見在。凡古今體詩文若干卷、皆精研究。窮二其精蘊一。至二於官學器用一、皆可二聞十一之者一、莫レ不二通曉一。如二其遺文一則有レ集存焉。

元禄乙亥之夏

○をさ／＼

此詞の始は、萬葉集第十四東歌に、等夜乃野爾乎佐藝禰良波里乎佐乎左毛禰奈敝古由惠爾波伴爾許呂波要。

この意は、しのびてもの申けるむすめの有けるに、其母の聞つけて、詩人の兎をねらふごとくうかゞひて見つけられしが、をさ／＼も寢ぬ女の意に、ほにさらはれたることなり。こゝろはえはさらはれたなり。大和物語に云、前兵部卿の宮、この中納言の君にしのびてねたまひそめてけり。時々よはしまして後、且宮をさ／＼とひたまはざりけりとぞ。源氏物語はゝきゞに、つれ／＼とふりくらしてしめやかなる宵の雨に、殿上にもをさ／＼人ずくなに、御とのゐ所も例よりはのどやかなる心ちするにとぞ。是等を合せて心得るに、をさ／＼は、大かたともすこぶるともいはむがごとし。

○遠江の道記

増基法師の作なり。その中にいはく、

夜ふけて鹿のなくに

高師山松のこずゑにふく風の身にしむ時ぞ鹿もなきける

新拾遺秋下に、此歌の五文字を、高砂やと載せられたるにつきて、契沖師のいはく、右の歌は高師山にてよめるうへ、高師山と置てこそ、歌に感ずる所もさふらへ。高砂やとありてはいかゞ侍らん。さらば高砂のとこそさふらめ。(ママ)古き撰者たちに、かやうのひが事する人おほく見えたり。今按、これはかの道の記をうつしあやまりて、高砂やとありたる本につきて、吟味もなく集にとられけるなるべし。まことに敕撰の集とても、意をつけてよむべき事なり。

○雲の聲

新後撰集戀

忍ぶれど物おもふ人はうき雲の空に聲する名をのみぞたつ　　權中納言師時

契沖師のいはく、是は雲の聲をなき名のたつにそへられたり。曾禰好忠家集詞書に、石間の水の立かへり、青柳のいとくり返し見れば、心にそなへるもゝちのうたひとつすつべきなく、あまたのこと葉のうちに、くものこゑのそらごと見えず、云々。此くものこゑをくものうへと書たる本はあし。

○衣かつき

介川了俊の書たる物に、和歌不審といふもの一卷有。其中に云く、內裏にて節會の夜、爲兼卿きぬかつぎをけさうせられけるに、夜さりよと仰られければ、此女房見かへして、あの顏やうにてと申けるを、袖をひかへて。

されぱこそよるとはちぎれかつらぎの
神もわが身もおなじこゝろに

又いはく、是も內裏にて節會の夜、爲世卿きぬかつぎをけさうせられけるを、この女房あらけなくつき

たゞし申て、其の年すらしてと申ければ、おきなほりて、

はかなくも人のこゝろのあらいそに
おもひかけゝる老のなみかな

今按、似たる事ゆ、そのころ御會に侍たとは、いづれの上達部殿上人も、かやうのたはぶれ有ぬべけれど、かゝる當座の名譽なければ、何によりてか人もいひつたへ侍らまし。かへらずの言も、萬葉集のためにまもりもとで、あら磯の浪は萬世集の袖に、なりふしよくかけゝるなるべし。

○萬葉集は敕撰ならず

此事は、契沖が萬葉集をいらだに申す時、二十巻の中をくはしく考へられて、また敕撰の儀にあらず。大伴家持卿のおきごころより私にあつめ置れたるものなりと、論難正しく論じたまへり。後に契沖師書留たる歌を見るに、集中答問の歌およそ四十八首に及べり。假令、

川上のいつもの花のいつも〱きませわがせこ時しけめやも

此歌第四巻と第十巻に出たり。

いもとあらが袖ふる山のみづ垣の久しき代より思きわれは

此歌も第四巻と第十一巻、

さよ中と夜は深ぬらしかりがねの聞ゆる空に月渡る見ゆ

此歌も第九巻と第十巻にのせられたり。

かやうの類なり。後の撰集にも、たまゝゝ撰者の覺えたがひて、一集の中にふたゝび出たる歌もあれど、只一二首の事なり。御記のごとく、萬葉も敕撰にて、諸兄公以下諸大夫達のえらびたまはんには、たとひ十首前後に重複ありとも、四十八首までの多きには至らざるべし。さればこそ、家持卿年々見聞に随て、書のせ〱置れて、いまだ清書におよばざりし草なるべし。又古今集序下に、古體の御

時、萬葉集はいつばかり作れるぞと問せ玉ひければよみて奉れる、

神無月時雨ふりおけるならの葉の名におふ宮の古ごとぞこれ　文屋有季

今按、萬葉集中、終の年號天平寶字より清和天皇貞觀の始まで、わづか百年のあひだに、此集の事上ざまにおぼつかなくなりて、末ざまなる有季に敕問ありしを思ふにも、敕撰ならぬ事しられたり。もし諸兄公以下奉敕の集ならましかば、舍人親王の日本紀などと並び行れて、顯然たる大典ならまし。又古今の詞書は、有季が家集をそのまゝにて寫し載せられたりとおぼゆるに、いつばかり作れるぞと、敕問の御詞も、私撰の物とおぼしめしたるやうに聞ゆる歟。うるはしき敕撰の物とおぼしめさば「いづれのおほん時にかえらばせ玉ふぞ。」など有べき事のやうに覺ゆ。有季がならの葉の名におふ宮のふることゝよみたるは、奈良宮の敕撰といふ儀歟。あるひは奈良宮の時代の私撰の物といふ儀か。心得たるやうおぼつかなし。奈樂は七代おはしますを、ならの葉の名におふ宮とのみよみて、何れの御代としらるゝ歟。此敕答の歌よみやうおぼつかなし。或は平城の帝と心得たる歟。平城の大同元年より貞觀元年までは、わづかに五十四年なるに、敕撰ならましかば、かくまでおぼつかなくは侍らじかし。

○鳳足硯銘并序　西山公

夫硯者。大道之藪澤也。聖賢漁シテ二筆海一釜二經典一。騷人獵二墨林一蹄ス二文章一。豁然トシテ鑑二往古一。儼然識二來今一。此莫レ匪二一滑一滴之餘澤一也。斯硯、

太上法皇之舊物也。若州所レ産。其色凝紫。溫潤如レ玉。長一尺許。濶七寸許。厚一寸三分。質存シテ二天生一不レ加二琢磨一。名曰二鳳足一。蓋取二諸米元章硯史語一也。

今上聖主常置二几案間一。晨二夕之一左二右之一。如レ覩二羹墻一。然トモ

[illegible]之宜[illegible]
叙思在二於孝一耳。臣聞
孝[illegible]行[illegible]於上一
[illegible]敎[illegible]下一。萬邦[illegible]然響レ風。聖[illegible]於[illegible]詩[illegible]。天[illegible]。[illegible]。[illegible]。左史所レ記。右史
[illegible]性[illegible]而在[illegible]
功[illegible]。[illegible]立身行[illegible]揚二名於後生一。[illegible]。孟子曰、五十而[illegible]。其[illegible]謂也、今茲
天[illegible]。
敎[illegible]。[illegible]乃[illegible]會[illegible]。隨レ[illegible]。拜レ[illegible]手。然而
王[illegible]日。
贊。
玄[illegible]史。
[illegible]。是[illegible]二文章一。[illegible]
致二君[illegible]一

〇聖主の御製

[illegible]はことさらしきぶのはかせにしもあらねど、故院の御娘なればとて、[illegible]の[illegible]にもかへす。こゝに常[illegible]中将[illegible]のあそた、式部省へ、文を書、[illegible]代の[illegible]すなはちよりて[illegible]にて、ゐの國の[illegible]をしるさしめ。その文心[illegible]の[illegible]をふくみ、これ世の[illegible]の[illegible]をなせり。それに[illegible]ふまに、われ何をかせん。たゞよはく、この國をつたへて、久しく此文をのこさんといふ。言葉にいはく、

つたへゆくすゞりの石のまほれるて代々にのこらむことの[illegible]これ

西山薨じ玉ふ時、彰考館總裁栗山源助成信が皷ニ盪文武ヲ於風詔ニと書たるは、右御製の言葉を思へるなるべし。其全篇にいはく。

嗚乎我
公、而至此耶、
公之徳可以鎮山河。山河不能容。
公之身於日東。
公之氣可以蓋萬夫。萬夫不克回。
公之車於蒼穹。量包天地。骸何不與天地久長。才拔萬類。骨胡爲與萬類俱亡。皷盪武武於風詔。仙化愛懶麟之遊。拾收隊葉於扶桑。玉碎奈與霜林飄。天將使史策垂成而廢耶。又安知非使文星殆日倏銷歟。忠臣孰使之。嗚呼亂賊誰使之。嘲叱又將孰使之。師蹈海魯仲連。而懶通信婁交篇乎。嗚乎。
公惟知其可以益人。而不知其未益已。惟知其可以據古傳後。而不知其未必同調於異耳。惟知悅三良姨姦猾。而不知因循徇流懦恐毀。惟知惜名器揭綱常而不知納笑宮闈求媚俗吏。嗚乎世以爲智歟。所知者義人以爲不智歟。所不知者利。故正勿幕府。內外使信。猶之九鼎陳廟堂可鎮。誰謂重器無篡弱之進。婆娑林丘。遐邇傳誦猶之獨處出藪四海爲頌。誰謂瑞物無銜轡之用。夷齊逝矣誰不子厥子。而惟倫厥倫。文王邈矣。誰厥君而厥臣。以臣西山之辭。
公擇而居梅里之墅、
公題以碑。挑橋烟鎖龍笙長歸別春會。剪梅之詞。已矣。已矣臣將何期。嗚乎哀哉。

栗山成信拜

○子を思ふやみ

續古今集

たらちねの心のやみをしるものは子を思ふ時の涙なりけり　　前大納言(為氏卿)

續千載集

しるらめや子を思ふやみの夜の鶴わが世ふけゆく霜になくとは　　源有長朝臣

子をおもふなみだ、夜の鶴のなくね、いづれも心の闇よりまよはれて、譬喩おもひわきらめがたく侍れば、何と申べしやとて、よき一つおもひの歌なるべし。これらの歌を見て、眞に本心うすき人は、禽獸にひとしかるべし。

○右大將長親卿〔割註〕法名明魏耕雲と號す。」

新葉作者部類にいはく、此卿は南朝にて右大將大納言を經て、また累代の人なるを、北朝の後の世に明魏法師とて賤しまれたるは、心なきに似たり。又此卿の著たまふ仙源抄跋を、林家の道春法印の評種に、明魏はをさなきいふの頃らもさぞて、自由に書べきやうにのたまへるよし、延政門院のふたつもじ牛のつの文字の所にかゝれたり。いま仙源抄跋をくはしく見るに、長親卿の說は一理ありてみえたり。林氏は明魏の說何にありとは申されねども、必定かの跋の見ざまかはりて、ぬれぎぬをきせられたりとおぼゆ。

○大伴と大友

或いはく、これ同姓なり。大伴は伯国命の後にして、昔の武將の家なり。淳和帝位につかせ給てより、御名大伴なる故に、大の字をさりて、たゞ伴とよぶ。大友は近江滋賀郡の郷名なり。大和物語に、黒主の事あまた、かの郷の住人と見えたり。長明抄に、滋賀明神は黒主なりといふも是なり。古今集眞名序に、すなはち大友黒主とかけり。和歌の作者に大伴黒主とかけるは、傳寫の人本字しらぬ誤なり。

○後拾遺集の序

此序はすなはち通俊卿かゝれたるに、後撰には古今の歌をふたゝびとらず。拾遺には古今、後撰の歌をとらずとあるは、此集どもをよく見られぬと知れたり。後撰に古今の歌あまたあり。拾遺にまた兩集の歌ふたゝび出たる事おほし。わづか三部の集をもおぼえられずして、撰者となられたる事不審也。又按ずるに、古今、後撰の作者の歌は今とらずとあれば、盧主と後撰の增基と別人なる事しられたり。

○千載集の序

大和みことの歌は、ちはやぶる神代よりはじまりて、ならの葉の名におふ宮にひろまれり云々。此やまとみことの歌といふ詞、新後拾遺の序にもあり。みことは御言歟。山にみ山、雪にみゆきなどいふ類、みは眞なり。萬葉に眞草をみくさと點ぜる是也。萬葉集第十六に、妹が御袖とよめり。至尊ならでも、本朝に御の字すこしよくいふ所には用ひたれば、やまとみこともやまとこと葉といふ意にや。尊命の字共にみことゝ訓じて貴人にいひ、敕詔の字をみことのりとよむに聞ならひて、此詞耳に立也。又喜撰式を敕撰のよし書れたるは不審なり。濱成式は表にそのよしあり。

○新續古今集の序

天なり地さだまりて云々。しかのみならず、左のおほいまうちぎみ源朝臣、えびすをたひらぐるいくさの君のつかさをかねて、あづさ弓やなぎのいとなみしげきはかりごとを、とばりの内にめぐらし云々。今按に、柳營は周亞父が故事より將軍を申て、營は軍營にて、和名にいほりと訓じたり。さしもの兼良公もおぼしめしあやまりて、經營の營となされたり。〔割註〕以上契沖物語なり。〔〕

○常世の國

垂仁紀（日本紀）曰。時天照大神誨二倭姫命一曰。是神風伊勢國。則常世之浪重浪歸國也。又曰。田道間守至レ自二常世國一。雄略紀曰。水江浦島子到二蓬萊山一歷二覩仙衆一。

これは神仙の境、あるひはもろこしなどを指ていへるやうに聞ゆ。

舊事紀云。天照大神中略。乃入于天窟、閉磐戸、而幽居焉。（中略）。往常夜。日本紀第一云。少彦名命行至熊野之御碕、遂適於常世郷矣。第三云。三毛入野命亦恨之曰、我母及姨並是海神、何爲起波瀾以溺乎。則蹈浪秀而往乎常世郷矣。第四章略見曰。不可謂遠矣。

これは常世に帰るをいふ。

○牡丹の和歌并序　　清水浜臣（百花譜）

一品宮さいつころより、よろ物を庭園にかずしらずうゑたまひて愛憐せらる。ひもときわたる花ざかりには、天香をことにあまつそらにもみてる心地す。わきて賞玩一もとは、女宮の手づからうゑたまひて、咲はじめし花なれば、賞のうへのうちならでは、さらにたぐひあらざるをや。世こぞりてとりどりにもてはやすめれど、なずらひにおぼさるべき歌もは、またなきものならじ。もとよりから人の花王といへるも、今この花にこそと思へるさまなり。むかしよりうとからずよばさるゝ宮なれば、花の品はかならずやさまで、但歌に高下をしるけどならずとも、常常を見てだに、古の品を多く詠ずべきに、慶きさはひなるはたやすくもうづべきなきをうらむるところ、幸にこの花の歌よみてまいらすべき命あれば、和詞一篇をつくりて卑懐をのべ、かつ尊和をことしおり。

ふきみ草千ひろの竹の園生には花も世に似ぬいろ香みすらし

余近蒙愛花牡丹

上宮書　題

内園奇品公侯各見、東京洛陽常時傳、名品最稀有、遂爲國裏物、清水浜臣相以嗜好相符、賦和欲見時、不待尋問、漫題唐詩一絶、時之唯賦。

斯花今古擅佳名　愛賞不分着其情　春樹暮雲相濶久　何時得會斯人一評

一品公所法親王

○沙玉集

此集は後崇光院〔割註〕後花園帝の御父、伏見殿の始祖。の御集なり。先年御親筆を、おもひかけずこの江戸にて拜し侍りぬ。御歌數二千餘首も侍りけんかし。其うちを四五十首も書拔侍りしを火災にうせたり。たゞ二首記憶殘れるまゝ、

袖露

世を秋の物おもふ袖の露ばかり野分の風もはらはざりけり

埋火

さえこほる霜夜の床にふしわびて起いでゝ向ふ埋火のもと

○童形の懷紙

親長卿日記曰。文明五年七月廿七日。內裏和歌御會。伏見殿宮御方〔割註〕無官無位御童形。御懷紙重樣を論ぜられたる所。無官童形は公卿上かさねべきよし。後花園院の御時及ニ御沙汰ニ了ト云々。此度も其例たるべきよし議論有しが、所詮可レ被レ交ニ女房懷紙之中ニ治定せり。

今按、伏見宮邦高親王御童形の時也。

○耳にさはる歌

俊成卿九十賀屛風春帖に花

けふまでは梢ながらの山ざくらあすは雪とぞふる里の空　有家卿

契沖師いはく、歌は面白きを、九十になる人は耳にさはるべくや、用意あるべき事也。

○をろのはつ尾

新拾遺集に、湖上水鳥。

にほ鳥はをろのはつをにあらねどもかゞみの山の陰になくなり

顯注密勘にいへらく、萬葉に山鳥のをろのはつをにかゞみかけ、とよめるをゝろは尾にて、をは助たる詞なり。されば今の歌をゝろとみいひて、山鳥とせん事やいかゞあるべき。

○ふたむら山

堀河院中宮の上總が歌に、

時鳥ふたむら山やこえつらんあけはてゝのみ聲の聞ゆる

又いはく、この歌おどみとも玉くしげともいはで、ふたむら山といふをそれになして、あけはてゝのみといひてはいかゞ侍るべき。

○日記のいましめ

わりなしや人こそ人といはずともみづから身をや思ひすつべき

續古今集に出て紫式部の歌なり。時に味ふに日記日本の歌となり侍べし。其頃才女多き中に、此式部は紀傳をよみ學ぶるはしき生涯の程、歌歌ならでも、その日記の趣にてはかりしられたり。又源氏物語をよくみぬ人は、たゞ源氏の詳のやうにのみおもへるが、日記とくらべ合せてみるに、もはらその趣にきうけて、風情用意を篇章したる物なり。くはしく源氏物語に見るといふをきゝいへることもし侍りぬ。當否は後の人の考をまち侍るになん。

○黄河のにごれり

後漢書襄楷傳に、そがきくのいろなく河一たびすみてと書たるは、黄河の五百年に一たびすむといふ故事を、その前後に前第のといふ說を用ひたり。此序は長門守藤原昌業入道宗鑑が作なり。學問、近衛の朝の人にて、大宗三百年のをとなり。近きころ飛鳥井雅章卿は

千代の數なかけにすめる河の名やうすきもみぢの色をかぞふらん

とよみたまへり。

按ずるに、右の序の一本に、そがきくのいづちかは一たびすみてとあるは、あしき本筋なり。契沖師がいはく、いほをいりと書たがへ、後にいつをいほと寫しかへたるなるべし。なるとちと又書たがふべし。またるの字落したる傳轉のあやまりと見えたりといへり。今は伏見宮貞致親王の御本に依れり。

〇かうふり柳（契沖ものがたり）

拾遺集にかうふり柳を見て。

河柳いとはみどりに有ものをいづれかあけの衣なるらむ　　仲文

うつぼ物語菊の宴に、なにはのはらへにかうふり柳にいたりたまひて、大宮、

名にしおはゞあけの衣はときぬはで緑の糸をよれる青柳

契沖翁のいはく、みをつくし立たる所をみをつくしと名付るごとく、かうふり柳ある所をやがて名付たるなるべし。ふせ屋におふるはゝき木の例ならば、冠のなりにしげれる柳の有けるにや。

〇建レ碑弔ニ正成一

元禄五年の秋にてぞ侍りし、楠正成は忠義始終もつぱらにして、王事に死したる人ながら、墓表のあらざるを、西山公ねんなき事におぼして、佐々介三郎宗淳を攝津國湊川につかはされ、碑をたて田地をその近邊にもとめて、廣嚴寺に寄附せられ、永冥福を修し侍るべきよし命じ玉ひぬ。その碑面の八字は、（八分書）うすき紙に御みづから筆を染てつかはされけり。

嗚呼忠臣楠子之墓

碑陰には、曾て舜水先生のかゝれし正成畫像の讃辭を刻まれたり。

生千古重於泰山、日月麗乎天、河嶽峙乎地、人心嗜忠孝、則[illegible]英名[illegible]、終古不[illegible]、余聞、明公當盛時、乃能以國士自處、竟死其職、不可謂不正也、夫豪傑之士、其[illegible]必[illegible]者、[illegible]知人者任[illegible]、[illegible]是以[illegible]不中、[illegible]不[illegible]、[illegible]今者不[illegible]、[illegible]也、[illegible]前不[illegible]、[illegible]而[illegible]、[illegible]門[illegible]後門[illegible]、[illegible]、[illegible]前[illegible]記[illegible]、[illegible]門[illegible]、[illegible]其心有[illegible]人者[illegible]、[illegible]無

右慕南[illegible]州守贈正三位近衛中將楠公墓碣、[illegible]後十年[illegible]朱之瑜[illegible]字魯璵之[illegible]代[illegible]以垂
不朽。

後の二行は、西山公の御筆なり。これば西山公選じ玉ひしところ、管の隠居中村顧言字篤八郎奉レ悼の詩十首の中に、其四、

英烈自天成　　作忠最精明　　特筆丹中亂　　鎌倉南北爭
精靈長傳統　　[illegible]不レ遂レ情　　異代傳句已　　桂府中正成

○弔楠公文　　今井弘濟

嗚呼[illegible]、某若[illegible]、以守正[illegible]、構於[illegible]而[illegible]。人謂其[illegible]於[illegible]下於[illegible]、[illegible]楠公[illegible]、[illegible]其古[illegible]、[illegible]吊[illegible]、[illegible]有[illegible]而[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]當[illegible]時[illegible]、[illegible]使[illegible]分レ第。

功銘ニ旗常ニ。天下初定。人仰ニ治平ニ。何意皇綱紐解。禍復起ニ于蕭牆ニ。女謁行兮藤房去。讒說進兮護良死。於レ是足利叛亂。赤松飇起。州郡烏合。姦雄虎視。向之所レ謂壯夫健將。變成ニ恃レ勇脅レ主之子ニ。循吏文人翻爲ニ賣レ降恐レ後之士ニ。斯時也。貞烈慷慨。整暇從容。始則奮ニ佐命之威ニ。終則至ニ殺レ身之義ニ。晧埒ニ縱毅ニ而有レ餘。忠比ニ諸葛ニ爲レ匹者。唯有ニ楠公ニ而已。公嘗遇ニ風雲之會ニ。得レ挺ニ龍鳳之姿。夢兆有レ類ニ乎傳說ニ。猷謀不レ恥ニ於下邳ニ。深抱ニ盡瘁之志ニ。遂聚ニ勤王之師ニ。沉毅難レ察ニ攻守ニ。奇策誰測ニ正奇ニ。轉化因レ敵。剛柔隨レ宜。巧盡ニ守備ニ。墨翟之所ニ以全レ孤城。能用ニ小技ニ田文之所ニ以養ニ雞鳴ニ。及ニ其朝廷失レ鹿元師敗レ外。公之良策不レ用。嘉謀無レ取。既受ニ節度于人ニ。進退不レ由ニ乎己ニ。卒練而法嚴。雖レ曰ニ節制之兵ニ。莫ニ能而君御。遂成ニ飄際之軍ニ。於レ是公回天之力無レ施。貫レ日之忠彌純。鷙擊電掃。烈氣干レ雲。蹀レ血吃レ刹。沙石朱殷。遂決ニ必死之心ニ。忽殞ニ不貲之身ニ。嗚呼噫嘻。死或重ニ于泰山ニ。或輕ニ鴻毛ニ。公之云亡謂ニ之人ニ乎。謂ニ之天ニ乎。然而數百歲之下。聞ニ公之義ニ者。懦夫立。頑夫廉。老者壯、窮者堅。是又有レ裨ニ于風化ニ也。一抔孤墳萬代功名。梅之先レ春兮。公德惟芳。松之後レ凋兮。公節惟貞。對ニ墓樹ニ而懷レ古。望ニ山河ニ而悲傷。（墓上有ニ梅松二株ニ。）

今井弘濟字は小四郎、水戸の產、舜水先生の弟子、彰考館に侍り。先年西國へつかはされし時、湊川の廣嚴寺へたちより硯を借て書付し文なり。

○源氏目錄の長歌　　逍遙院內府（實隆公）

源氏のすぐれて　やさしきは　はかなくきえし
きりつぼよ　よそにて見えし　はゝきゞは
わらからねになく　うつせみや　やすらふ道の
夕がほは　わかむらさきの　いろことに
にほふすゑつむ　花のかに　にしきと見えし

紅葉の露
むすびかけたる
おくしもは
すまのうらみに
あかしがた
しげき蘆生
かげうつし
やどにたえせぬ
うすぐもよ
ゆかり思ひし
玉かつら
ひらくる花に
おもひこそ
やり水涼しき
ふきまよひ
花もやつるゝ
わすれしを
とけにし藤の
わかなぞも
よこぶえのねは

かぜをいとひし
あふひぐさ
はなちる里の
しづみにし
たのみしあとの
秋ふかみ
しらぬゑあはせ
まつかぜも
世はあさがほの
をとめ子が
らうたき春の
まふこてふ
そのなつかしき
かゞり火の
ひかりくもらぬ
藤ばかま
折る梅がえは
うら葉かな
まりのかしはぎ
おもしろや

花のえむ
ときはの蔭に
ほとゝぎす
しのびてかよふ
みをつくし
水にせきやの
おもしろや
ものうきそらの
はなのつゆ
かけつゝしのぶ
はつねのひ
ふかきほたるの
とこなつや
のわきの風に
みゆきには
まきのはしらは
にほふやと
なにとてつみし
ならのはよ
やどのすゞむし

こゑもうく　くらき夕ぎり　秋ふかみ
みのりをさとりし　いそのあま　まぼろしの身の
ほどもなく　くもがくれにし　夜半の月
きく名もにほふ　ひやうぶきやう　うつろふ紅梅
色ふかし　しのぶふしなる　たけ川や
やそうぢ川の　はしひめの　のがれはてにし
しゐがもと　ともにむすびし　あげまきは
はかなくもゆる　さわらびも　もとの色なる
やどり木や　やどりとめこし　あづまやの
のちの名もうき　舟のうち　契りあだなる
かげろふを　おのがすさみの　手ならひは
はてぞゆかしき　夢のうきはし

○民の愁

おほふべき袖こそなけれ世の中にまづしき民のさむき夜な〳〵　後京極攝政

千首
なべて世の民の愁のふかき江に身をつくしてもすくひてし哉　春宮大夫師兼卿

一雙の好歌合なり。此心を以て君を輔佐し侍らば、伊周といふとも恥べからず。上をこやしてをごりをしふる人臣は、此兩公の罪人といふべし。

○ふるき女の名

伊勢齋宮寮頭藤原相通といひしものゝ妻を、藤原の小忌古曾と云けるよし、小右記に見えたり。水戸城下吉田社の文書のうちに、字男云女の名あり。假名はあさをとこ書たり。今の世にてはおかしき名なるべ

し。

○市人稱二官名一

本朝にても、末の世には冶工筆工のたぐひまでも、官名を稱する事になりぬ。もろこしも同じ事なり。陸容菽園雜記曰。吏人稱二外郎一者。古有二中郎外郎一。皆臺省官。故僭竊以尊レ之。今人稱二郎中一。鑷工稱二待詔一。磨工稱二博士一。師巫稱二太保一。茶酒稱二院使一皆然。此草率名分不レ明之舊習也。閭利有レ某

○ひめはじめ

資益王日記同寛十年正月一日云。諸社之遥拜之後三獻有レ之。次看經。次御コワ。次比日始。海人藻芥〔割註〕中御門宣方卿子惠命院僧正宣守作。曰。公家御時飯者强飯也。執柄家等如レ此。姫飯全分略儀也。但人々依二好悪一用レ之。强飯時飯湯也。而近代姫飯時ヲモユマイラセヨト召。不レ叶レ理者也。按、和名類聚抄〔割註〕和名比女、或説云、非レ米非レ粥之義也。とありて、其次別粥を出して、和名之留加由、漢語也とあれば、饘粥はひたすらの粥にあらず。暦にひめはじめとあるは、年始に饘粥を喰はしむる事なるべし。

○色葉和難閑居の友

契沖師よりの文にいはく、和難集の中を考へ候、尊氏將軍以來、天台宗僧撰と見え申候。然に慈鎭和尚の作、あるひは顯昭の時など申候得共、この兩人の手より出とは見えず。描き物御座候。閑居の友と申書も、慈鎭の作と申候。披らき見申候、入宋の事御座候。松尾澄月房慶政上人作と存候。此僧へ家隆卿の餞別歌ありて入宋致され、又明惠上人も得意と見え候。明惠傳にもまた末集に入たる僧歟。道心者にて候。長嘯子、もろこしなれば有てふ松虫とよまれ候も、閑居友より出申候。又申候。悅目抄序に、萬葉のことゝ葉なればとて、ちるぞめでたきなど云々。是は古今にあり。御存の如く萬葉集にはまたく無二御座一候。まちかき事の物わすれかなと存候。

○辭世

さめにけり五十年の夢よ見しやなに龍田のにしき三よしのゝ雲　烏丸亞相（資慶卿）

限りあればしらぬ昔にかへるなり跡はかはらぬ代々の月花　松平大和守（直矩朝臣）

今按、大和守殿の歌、ことばの作りやうは、みよしのゝ雲にたちおよばざらめど、かはらぬ代々をおぼしやりたる意の花は、咲まさりて感情ふかくや侍らまし。此朝臣は元祿八年亥四月十五日卒去。五十五歲。號㆓天祐院鐵船道鶴居士㆒。

○杉若柯求翁歌　〔割註〕松響堂と號す。江戸に住して歌このみたる人也。元祿三年に七十歲卒。

七十になりける春

けさぞ身のおもひて知やいにしへもまれなる年の春をむかへて

春月幽

ふかき夜のあはれをこめてあかずみる月はかすみのなかぞらのかげ

古鄕春月

里はあれて空にかすめる光のみのこる難波の春の夜の月

風靜花薰

梢さへうごかぬ花の春風に猶をり〳〵に香はさそひきて

神無月のころ甲斐にまかりし、武藏野にて鹿のなくを聞て、

むさし野や秋より後もかれのこる草のはつかにをじかなくなり

待逢戀

宵のまのしげき人めに待ふけてかはす枕の夢ぞみじかき

信濃國に住ける姉の身まかりしころ、

心のみかよひしきその跡もたえてふみ見ぬ事となるはうし

此外わすれ侍りたり。

○反　名

公卿補任云、大伴宿禰旅人、〔頭註〕天平二年十月任大納言、（前名淡等）とあるは誤なり。旅人を淡等とも、多比等（タビト）ともかゝれたるは、史を不比等（フヒト）とかき、馬甘を宇合など書れたる類にて、反名なり。此反名の事、その頃はやりたりと見ゆ。萬葉第五、天平元年十月七日に、大伴淡等謹状とあり。〔頭註〕二年ト元年の字にも心をつくべし。そのうへ續日本紀聖武紀に、旅人卿とあれば、始終あらためられぬ事明かなり。反名といふ事を知らぬ人の所爲なるべし。又[illegible]より文の次で、中古にも紀長谷雄を發昭とかき、三善清行を居逸と書申されて候。

○家持は美男

家持の容貌うるはしかりしを、世にいひ傳ふるは、伊勢物語をよむ人おぼえゆゑなるべし。家持の事は、萬葉集ふるくより流布せざりしゆゑに人しらず。萬葉第十七卷、平群氏女郎（ヘグリ）か歌十二首の御贈に、家持は風流の美男なりけるにや。第三に笠女郎（カサノイラツメ）が託馬野の歌ふかくおもひそめしより、第四、第八、およびその外今城の女郎にいたるまで、あまたの女の心をくだけり。

○隱士石州

石州わかきほどは、長野采女と名のりて、眞田伊豆守信幸朝臣に仕へたり。劍術の流を極め、手かく事大かた能書にて侍し。[illegible]家にたちいりて道をたふとみ、和歌の學に深く、萬葉によくあそびて、よめる歌おほく侍しが、みなわすれたり。たゞ／＼記憶せしとて、東湖獻伯の唱へ侍し。

みよし野は櫻の外に峯もなし花やつもりて山となりけん

人の家にて庭のさくらを、

一木こそ靜にはみれ咲つゞく山は花より心ちるもの

隱遁の後は左右軒と號しける。正德三年より二十年ばかりあなた、東海道の沼津にて身まかりぬ。七十二歲にて有ける。もとより隱逸の志ふかく、妻子をもたず侍りけるとぞ。

○吉川惟足

神路山にふかくわけ入て、正直の敎をひろく江戶にひろめ、つひにその道をもて大樹へ召れ、家を起せし人なり。歌をもよみ侍りける。

かしこさのおのが心につながれてうきをましらのなく聲をきけ

世を渡る人の上にもかけて見よ何かこゝろのまゝの繼はし

○さゞなみ

玉葉集湖邊松

よせ歸り浦風あらきさゞなみにしづえをひたす志賀の濱松

契沖師がいはく、浦風のあらきに、猶さゞ波なるは、ことわりおぼつかなし。

○にほふといふことば

玉葉集

はつせめの峯の櫻の花かつら空さへかけてにほふ春風

又いはく、にほふとは色にて有ぬべかりけるを、春風とてはてたるにて、梅が香をやどらせたらむ心ちするにや。

○櫻の木色

玉葉集

けさよりは立田の櫻色ぞこき夕日や花の時雨なるらん

又云く、これは櫻の木色をわすれたる歌なり。たくみをもとむれば、やゝもすればかやうになるな

り。

月前旅行　玉葉集從二位行家

こえやせん夜は深くとも逢坂の關の鳥の音またば月もこそいれ

これは關のことわりをわすれてよまれけるにや。

○ひゞきのなだ

玉生忠見集に、伊豫にいきたるに、よしあるうかれめのいひたる、

音にきゝめにはまだみずはりまなるひゞきのなだと聞はまことか

此なだの有所、この歌に分明なり。

○老の鶯

元祿六年二月のころにて侍し。西山より湊村の御別莊へ渡らせ玉ひたる折しも、座前の梅さかりなりければ、白井民部伊胤口にまかせて、

千代ふべき君が御園の梅が香のふかき惠をあふぎてぞ見る

と申侍しに、そのまゝ御返し、

千代ふべき若枝の梅の花の香をたむけにうくる老の鶯　西　山　公

其時あそばせし短尺を、此ごろおもひかけず拜見して、懷舊あさからぬまゝ書うつし侍り。

○西山の賦并序　藤　原　爲　章

萬葉集に、布勢海賦、立山賦、二上山賦と題したる長歌あり。清輔朝臣奥義抄の序にも、長歌をもろこしの賦になぞらへたり。そのもろこしの賦には、古俳律文の四のすがたあり。いはゆる長歌は性情を專らにして、こと葉あつく、六義をかねて、すがたゆたかなれば、まことに古賦の正しき體といふべし。今や爲章かの文賦にならふて、長歌の變體を製す。すなはちはじめをはり文にして、中ご

ろ長歌なるものあり。あるひは前半篇は長歌にして、後半篇は文、または文と長歌とたがひに問答するものあり。あゝ性情ます〳〵遠して、六義をうしなふのそしりをしるといへども、好事のくせにそゝのかされて、識者の笑をわするゝものなり。賦していはく、

これ元祿四かへりの秋、名にしおふ望月の夜、爲章宴にはんべりてゑへることはなはだし。やをらしぞきておばしまによりかゝり、つらづゑつきておぼえずまどろみぬ。夢のたましゐかろらかにとひて、西山のいたゞきにのぼる。山しづかに松ふかうして、おのづからうき世の人げあとたゆる。岩ねづたひもたどりなく、空すみわたり、露おちて桂かをれるあまつ風、たかまのはらのすめ神の、宮ゐにしもや來にけると、あやしみ見れば、久かたの嫦娥のかたちいときよらに、氷綃の衣をひき、翠鳳の冠をいたゞき、瓊紋の履をふみ、雲のみづら星のまなじり、光彩あたりをかゞやかし、爲章をむかへていはく、中納言の君としごとに、こよひの佳會をもよほして、逸詞雄篇みな廣寒のよそほひをまし、蟾精のひかりをみがくといへども、猶人間富貴のけはひ、天上のまなこをよろこばしめがたかりしに、今宵なんはじめて此山水のきよければ、ながれたづねてすむかげも、すゞしきよはの更行を、空にをしみてうば玉の、ひと夜を千夜にのばへまし。今はむかしへ有きてふ、佐竹の氏の世々へても、しらでかくれし不老澤(おいぬさは)、その玉藻の時しあれば、君がかる手にあらはるゝ、山もうれしとよろこびの、聲ふきつたふ久慈(くじ)のはま、網引(あびき)の魚をはこびきて、太田の市のにぎはひも、増井の寺はほどちかし、ひがしにあたる瑞龍(ずゐりう)の、たかねは君がかぞいろの、御靈のひかりかぎりなく、すゑのむまごのさかえをぞ、まもりてらさせ玉ふらめ。そもこの山のとのづくり、南にむきて谷水を、みはしのもとにたゝへたり。松のはしらにちがやぶき、蘆のわたどの板びさし、小萩がまがき柴の門、さしてむかしになぞらへば、ひじりの御代のまつりごと、その身のをごりしりぞけて、たみのちからをますといふ、をしへまもりて四の書(ふみ)、五の經(つね)のまき〳〵を、ひもとき玉ふそのあまり、やまとしまねの神のみち、陽の戶ざしにあらはせし、李氏のこと

葉のそれのみか、梅のよきしそゝの哀、きやりをはめてまぜひなし。なほ春風の花をふき、をりにふれたるをりふしの、なさけあふる御歌のおほく、さればしもいざしら兵の、しらずきしかたのすゑを、ならふ人たを此君の、ことひ御賞をうれしとおもひ奉ふるよし、聞えあげ侍るべしと、いとうるはしきこゑのみ耳にとゞまりて、御のねぶりおどろきさめぬ。まりおいつくろひおまへに參れば、おほん藍のめでりなかばにして、きよらふ人と、今やことりなく\/うたひにぎはふに、君はいとのどやかになかあほれて、今宵はじめてあふ天女の賦と、干しおはすほどなりけり。

此描き言葉を、白雲の寓含にて書おき侍りしを、伊勢井上玄洞ひきかなぐりて、御つれ\/なぐさめに御覽に入れ侍りしかば、長歌の雙節めづらしき趣向なれども、御うへを過稱するは、あが家の佛たふとしといふ類なるべし。又歌はなしからといひしごとく、名ある人のこれを作りたらばこそ、かたりも傳へめとて笑はせ玉ひぬ。おもひ出れば、これも一場の夢さめにけり。

○長山宵子

宵子は水戸府城の士、長山七平某が女にて、奉行職価岡左衛門綱治妻なり。夫妻のあはひむつまじく、奴婢をかへりみてめぐみあり。すべて内ををさむるの婦徳うるはしきが中に、善助綱常は家婢の所生なりしを、やがてみづからの子とし、その婢をふかくいたはりて、湊村の里に嫁せしめ、綱常を養育する事、わが所生のごとくなれば、母子の情いさゝかもへだつることなく、綱常もまた孝行ふた心なく、もとよりかの家婢のうめるといふ事、十四五歳まではしらずぞ侍し。そのをさなかりし時、病をうれへたりしに、宵子醫藥をなみにゝえたるあまり、人めをつゝみて夜にまぎれ、神崎寺の觀世音菩薩へ、すあしゝて參詣し祈りける慈愛のことわりむなしからで、そのやまひいへけり。これ世の中の養母繼母のいましめとなり侍りてん。更に家婢をえらびて綱治にめあはせ、その婢をもまたいとをしきものになしへ、みちびきて、裁縫何くれまで女職ならはせたり。古人のいはく、およそ婦人のむまれつき妬を悲しとす。もし妬

なければ百拙を掩ふべしとぞ。嗚呼宥子や、妬うすければ、世の中の妻女のをしへとなり侍らまし。また綱治久しく召つかひたる若侍、おほけなく宥子に心をかけて、さま〲にいひなびけんとせしが、或時綱治他行せし留守に、そのねやにしのび入しを、兼て用意やしたりけん、かねよきわきざしにてかひ〲しく切ければ、たゞうゝといふ聲ばかりにて死にけり。かたはらの衣裳うちかけてさりげなくものし、綱治歸りたるに、はじめてしか〲のおもむき、はじめをはりを語りけるとぞ。およそ女の密夫する事、かくれてもあらはれても、たま〲聞えて、其身一生の耻のみならず。おやはらからまでの名をけがす事なるに、此宥子のいさぎよきこゝろもちひ、綱治手をもいたはらず、家のうちのさわぎもなきふるまひは、またためしすくなくぞ侍る。以上婦德を思ふに、もろこしの書に、賢女節婦烈女など、こと〲しくしるしたるにはいやまさりてぞおぼえ侍る。正德二年春より病つきて、同じき七月廿四日に卒去。年四十二歲。江戸駒込の大乘寺といふにほうぶり、妙珠院月澄日冷とおくり名せり。まことにをしむべくたふとむべき、貞烈の婦人ならざらめやも。

年山紀聞 卷之四

○後柏原院御製

をさめしる我国いかにと浪風の八十島かけてゆくこゝろかな

按ずるに、此御代は足利家のすゑになりて、京都の騒亂諸國の蜂起、としぐ＼に兵革のみなれば、おのづから禁中を守護する輩もなく、天子にはたゞ御名のみにて、實周のむかしにもおとりたる世の中なれども、天子といふ御名のたふときは、外の人のよまぬ御製ぞかし。されば儒道に名の一字を眼目とせられし事は、げにゆゑある事なるべし。さても天子、大樹より列國の大名たちまでも、此御製を座右の銘として、天下國家を治めたまはゞ、士農工商おの／＼其所を得て王道にちかゝるべし。

○揭名介

薩戒記〔定親卿日記〕應永卅三年三月廿七日除目所、今度右府臨時被レ申之文。揭名介申文也。作レ文云。「被レ任ニ常陸介ニ」

正六位上藤原朝臣國貞

望諸國揭名介

應永卅三年三月廿七日

廿九日記云。揭名介事。自レ院以ニ葉室中納言一被ニ尋下一云。揭名介先例任國竝請文等可ニ注進一者。此事進惑。凡任國山城上野上總常陸近江等之由見ニ抄物一。此事大內記爲清朝臣後日談曰。上皇就ニ揭名介事一被ニ尋ニ御中納言眞實入道常宗一。常宗注ニ進左右國一。其時被レ散ニ御不審一云々。此事若以ニ和源氏物語之說一尋レ之一國ニ之由思召所。今度申文望ニ諸國揭名介一云々。依レ之御不審出來歟云々。或古人物語云。國明寺幽自見ニ物賀茂祭一之時。山城介渡之由人々稱レ之。國明寺殿被レ仰云。揭名介渡ルニヤト被レ仰。人々

聞ㇾ之。其後諸使等渡二大略一之時。又同揚名介渡ルヨト被ㇾ仰了。揚名介祕事也。而無二左右一山城使渡ル之時被二仰出一。忽覺悟爲ㇾ令ㇾ隱二揚名介事一。後々毎度被ㇾ仰云々。此時以來人々皆揚名介知二山城介事一云々。

爲章按ずるに、賀茂祭の揚名介は山城介に限るべし。源氏物語のは、何れの國と定めがたし。右の諸國の間なるべし。作り物語なれば、只あるじの留守をいはんためまでに書るなるべし。

○三がひとつ

葵の卷に、そのよさりゐのこのもちひまゐらせたり。君みなみのかたに出玉ひて、惟光めして、このもちひかうかずに所せきさまにはあらで、あすのくれにまいらせよ。惟光ねのこはいくつかつかうまつらすべう侍つらんとまめだちて申せば、三がひとつにてもあらんかしとのたまふに、こゝろえはてゝたちぬ。

河海抄に、亥の子の餅は色々なり。三日夜の餅は一色なれば、數々にはあらでといふなり。契沖師がいはく、所せきさまにはあらでといふにてしるべし。數々はたゞ數のおほきなり。いろ〳〵をいふにはあらず。亥のこの餅のおほかりし、その三分が一ばかりせよとのたまへるなるべし。紫の上の事は、嫁娶の本式にもあらでぬすみとり給へる事なれば、たゞいはひのしるしばかりにて穩便ならむがためなり。みつが一つを今の世にはみつの物ひとつといへり。常のこと葉なれども本文はあり。史記云。晉悼夫人食二輿人之城ㇾ杞者一。絳縣人或ㇾ年長矣。無ㇾ子而往與二於食一。有二與疑ㇾ年使二之年一曰。臣小人也。不ㇾ知ㇾ紀ㇾ年。臣生之歲正月甲子朔四百有四十五甲子矣。其季三之一也。吏走問二諸朝一。師曠曰。魯叔仲惠伯會二郤成子承匡一之歲也。七十三年矣。

○とのゐもの

赤染衛門家集に、かたゝがへに來たる人の、とのゐ物を出したれば、つとめていひたる。

よやどりの朝の原の女郎花うつり香にてや人はとがめむ

返し

宿かせば床さへあやな女郎花いかで移れる香とかこたへん

宇治拾遺に、平貞文が本院侍従が局へしのびたる所に云、つぼねに行たれば人出きて、上になれば案内申さんとて、はしの方にいれにいぬ。見れば物のうしろに火ほのかにともして、とのゐ物とおぼしき衣ふせごにかけてたきものしめたる、にほひなべてならず云々。

宿直物の事、此外にも書抜おき侍りたり。かさねて探りいでゝしるすべし。たゞ夜着の事なり。しかるを禁中にて殿上人の宿直する名をしるしたる札を入たる袋なる故に、とのゐ物の袋といふといふ説は、無下に物よまぬ人の作り言なり。

○もゝちどり

萬十六

吾門のゑのみもりはむ百千鳥ちどりはくれど君ぞきまさず

御釋云、もりとむれと同音にて通ずれば、群てはむとよめるか。又おの／＼榎の實を守りゐてはむといふにや。百千鳥は鳥のおほきなり。百鳥とも五百つ鳥ともよめるに同じ。百千鳥といふ鳥の一名にあらず。二たびたゝみていふ時、百を捨て千鳥といふにてもしるべし。八雲御抄に、鶯の所に百千鳥をくはへ載されたるは、鶯を百ちどりと云説に依て、此歌を思召たがへられたるか。一首の意は、第七に鳥はすだけど君は音もせずとよめるとおなじ。

○なまじひ

萬葉四山口女王

物思ふと人に見えじとなまじひに常におもへり有ぞかねつゝ

御釋云、奈麻強は憖の字なり。和語の意は生強也。生とは熟すべき物のまだ熟せぬにいへる詞なり。なま心、なま上達部などいふ類なり。強は其なましきをうちおかで強てなすことゝろなり。今の俗語

に、或はなまなかとも申めるは、なま〳〵にして半なる意なり。假令水をわかすに火の氣のとほりもはてぬは、水にもあらず湯にもあらずして、わろきやうなるが愍なり。されば此歌の意、思ひを人に得しもしのびあへぬゆゑに、色にみせじとおもひしは、なまじひなる事なりとなり。

○やさしき(うつくしき)

玉島の此川上にいへはあれど君をやさしみあらはさずありき

御釋云、我住所は此川上にあれど、君は心ありてはづかしき人なれば、さきに問たまひつれど、そこのほどとあらはしても答へ申さゞりきとなり。やさしみは耻かしきなり。俗に情ある人をやさしき人といふは、情ありて耻かしき人といふなり。美麗なる人をば人のうつくしめば、うつくしき人といふがごとし。しかるを美麗をうつくしと、體に訓して心得やさしきをも、則情ある事と思ふは誤なり。古今に年のおもはむことぞやさしき。竹取物語に、きのふけふみかどののたまはむことにつかむも人聞やさし云々。源氏眞木ばしらに、今はしか今めかしき人を渡して、もてかしづかむかたすみに人わろくて、そひものしたまはんも人聞やさしかるべし。是等みなはづかしきなり。

○谷くゝ

萬葉第五、山上憶良令レ反二感情一長歌の中に、天雲の向ぶす極。たにぐゝの。さわたるきはみ。御釋云、第六に、高橋虫麻呂もかくよみたるに谷潜と書り。心は谷ぐゝりにて蝦の異名なり。かへるはいかなる谷にても有て、水をくゞれば此名をおふせたるなるべし。草をくゞる鳥とて、鷚をかやくきといふが如し。延喜式第八祈年祝詞に、谷蟆能狹度極とあるを、たにかまと點ぜるも、後人のあやまれる點なり。これをもたにぐゝと點ずべし。

○勤臣

天平勝寶元年に駿河守楢原造東人に賜へる姓なり。いそしのおむとよむべし。文德實錄第四に見えた

り。東人は九重に通じたる名儀と載せられたり。

〇いなせ

萬葉第十六に、否も諾も、（下略）

御釋云、諾ないなもうもと點す。今按、日本紀に諾をせとよめり。しかればいなもせもとよむべし。後の歌にもいなせともいひはなたれずとよめり。

〇玉はゝき

萬葉第十六卷の中の題に、詠玉箒鎌天木香棗歌、此

御釋云、玉箒は第二十に、寶字二年正月三日内裏にて、王臣に玉箒を賜りて肆宴ありける時に、家持の始春のはつ子のけふの玉箒とよめるに付て、先達の異説まち〳〵なれど、今の題並に歌に依るに、玉箒は草の名なりと見えたり。されどいかなる草といふ事をしらず。字書を見るに、帚によろしき草多し、爾雅に云、葥王蔧、郭璞注云。王帚也。似レ藜其樹可三以爲二掃蔧一。江東呼レ之曰二落帚一。又云、荓馬帚、注似レ蓍可三以爲二掃蔧一。玉篇云。葵（割註）莫耕切。名草。可レ爲レ帚。」此中に先達の説に、蓍をいふと申されたれば、玉箒これにちかきにや。（割註）以上題下の御釋なり。」

玉はゝきかりこ鎌麻呂なるのきとなつめがもとゝかきはかむため

御釋云、鎌に麻呂の名を付て奴などのやうにいひなせり。

御追考云、たまはゝきかりこ鎌丸とよみたれば、玉は後に付たる褒詞にあらず。初よりの名なり。但帚とばかりは木竹にてしたるをもいへば、初名付る時に、こと葉をくはへて、只の帚に偏ぜける なり。本草地膚の下に、獨帚、落帚、王蔧、王帚、掃帚、これらの異名に叶へり。王帚を玉篇には玉帚に作れり。

〇後 瀬

万十一

鴨川ののちせしづけみ後もあはむ妹には我は今ならずとも

御釋云、後瀬は下瀬の意なり。神代記云、上瀬是太疾、下瀬是太弱云々。今按、しづけみは弱の義なり。

○白酒　黒酒

萬葉第十九、天平勝寶四年十一月二十五日新嘗會肆宴乃歌。

天地と久しきまでによろづ代につかへまつらんくろきしろきを　從三位知奴麻呂眞人

延喜式第四十(造酒式)云、新嘗會白黒二酒料云々。又云。造酒者米一石以二一斗八升六合一爲レ糵。七斗一升四合爲レ飯合二水五斗一。各等分爲二二甕一。甕得二酒一斗七升八合五勺一。熟後以二久佐木灰三升一和二合一甕口一。方稱二黒貴一。其一甕不レ和是稱二白貴一。

白酒黒酒の制は、くさきの灰を入るといれざるによりての名なり。

○紫式部

今は昔物語云、今はむかし越前守爲時とて、ざえあり世にやさしかりける人は、紫式部が親なり。此爲時が源氏は作りたり。こまやかなる事どもをむすめにはかゝせたりけるとぞ。前斎院の宮、此事を聞召て、むすめをめし出たりける。初て參りける夜、内のお前關白殿などいかなることをかせさせ給ふべきなど申させ給て、殿の申させ玉ひたる。たゞ今夜見えさせたまふべきぞと申させ給ひければ、やがて其夜さしむかひ見えさせたまひけり。世にめづらしくめでたき事といひのゝしりけり。式部が有さまかゝるめでたきことゞも作り出したる人ともおぼえず。裳からきぬきたるすがたやう體もてなしなど、いとあやしう心もとなげにてぞ侍りける。此源氏作りたる事、さまぐに申傳たり。參りて後に作りたりとも申。いづれかまことならん。

爲章評ずるに、源氏物語の大綱は紫式部作りて、こまやかなる事を式部にかゝせたりといふ説は、文章のくさりをもわきまへぬ輩下の人の申傳へなるべし。種々の意を見るに、をとこにては思ひもよらぬ事のみにて、決して婦女の趣向なるうへ、文章のつゞき一人の筆ならでは、書くだされぬくさりなり。一部にわたりてくはしくよむ人は、其説に違ふべからず。前齋院の宮、此事を御召て、むすめをし出たりけるとある前齋院の三字は、昔の宮といふを書寫のあやまりなるべし。其夜やがて内の御前へまゐり奉りしは、實にめづらしき高名なるべし。式部があゆりさま云々。紫日記にも、みるにはあやしきまでおいらかに、ことひとかとなんおぼゆるとぞみないひ侍るに、はづかしく人にかうおいらかものと見おとされてけるとは思ひ侍れど、たゞこれぞ我心とならひもてなし侍るありさまと書たるは、前後の文によくかなへり。すべて源氏よむ人は、まづ紫日記をくはしく見るべし。爲章かつて紫家七論といふもの作りて、源氏は式部が一手に出て、あの才氣にては、さのみことごとしくおどろく物語にあらず。思ひの外たやすく作りたるなるべしと論じ侍りたり。先達はかの日記をくはしくよまれず。物語のみをよみてことごとしくおどかれたり。

〇天子の法諱

古記（割註）實長公日記。久安三年六月十八日云。法皇談話及我朝古事（割註）法皇好見古記明我朝古事。仰云。後三條院法名人不知之。不見日記。厳閣知之。金剛行也。又仰云。我朝天子出家時法名多是三字。難讀所行已久。余奏云。何以知讀乎。仰云。寛平法皇法名空理。灌頂號金剛覺。灌頂時名之。灌頂後所消息通書空理。不書金剛覺。則知僧灌頂號爲男字。而古昔以爲金剛覺是法名。不知有空理之御諱。是謂天子法諱三字。又有金剛之字。雖古賢不免失誤。依知此事厳名空覺也。

按、法皇鳥羽院御事也。

〇吉凶前に定る

もろこしの卜珝と郭璞とふたりながら、妙に易學に通じたる人にてぞ侍りし。ある時、郭璞つら〳〵卜珝を見て、そこにはかならず、兵厄をまぬかれたまはじといふ。卜珝がいはく、吾は四十一歳にして、大將軍となり禍をうけて死ぬべし。そなたにもまた終をよくしたまはじ。郭璞がいはく、吾わざはひは江南にてあるべしといふ。後にはたして卜珝は劉聰が大將となりて軍にまけて死しぬ。郭璞は王敦がために殺されたり。

今按、此二人易道にくはしくして、其身の吉凶をあらかじめしれり。さらばその禍をさくる用意もすべき事なれど、避るにさけられぬ運數をしれるなるべし。およそ生死禍福みな一定の數あり。或は子におくれ、妻に別れて、思ひを胸にこがし、あるひはたのめる主人より身のいとまをたまはりて流浪人となり、或は商賈の利を失ひて貧困のなげきをこりつみ、其外生るかぎりの苦患のさま〳〵なるも、皆一定の數とおもひあきらめて、なげきをはるけ侍るべき事なり。

〇蟻どほし

瑯邪代醉編にいはく、小説云。孔子得二九曲珠一欲レ穿不レ得。遇二一女一教以下塗二脂於線一使中蟻通上焉。

本朝にてありとほしの故事は、此小説をかたりうつせるにや。

〇もなかの月

正德三年の八月十五夜、小石川の藩邸へ、養仙院君わたらせ玉ひたるに、主公の御詠、

こよひ三五の月くまなきをりしも、養仙院の君問きまして、もろともに賞したまへば、庭のけしきもはえあることゝちして、猶幾秋のひかりをも桂の陰にまちえばやとてなん。

秋もなかばの月ももなかのこよひしも君がひかりをそへてくまなき　従三位綱條

今按、養仙君はじめは八重姫君と申て、（常憲）の御女、水中将君（吉孚）の御室にして、主公の御よめ君なり。寶永六年の冬、御やもめにならせたまひてより、本殿をさりて駒中山の御殿にすませたまふ。

○雄略の皇后

此帝葛城山に狩獵したまふ時、嗔猪ありて草の中より暴に出て人を追ふ。獵徒みな怨れて、或は樹にのぼりにげさりぬ。天皇舎人（某）に詔してのたまはく、猛獸といへども人に逢ては懼る。汝逆射てかつ刺殺と、しかるにその舎人懦弱て樹にのぼりて色をうしなへり。嗔猪直に來りて、天皇に向ふて噬奉らんとす。天皇もとより勇壯まし〳〵ければ、弓を以て刺止め、脚をあげて踏殺給へり。さてかの舎人を斬むとし玉ふを、皇后（幡梭姫）諫てのたまはく、陛下田獵を樂しみ玉ふすらよからざるに、況や嗔猪の故を以て人を殺したまふは、慈愛なき御心なりと、天皇すなはち皇后と共に御車に上りて歸りたまひつゝ、萬歳と呼て人は皆禽獸を得つ。朕は善言を獵得たりとよろこばせ玉ふ。日本紀雄略紀に見えたり。

今按、此皇后の御諫言は、まことに賢后と申べし。雄略もまた勇傑のかひありて、はやく諫言を用ひたまふ事、後世人君のまねびさせたまふべき美事なるべし。

○辭世の歌

天正八年播州東播の守護三木の城主別所小三郎長治、舎弟彦之進友之、伯父山城守賀相等、秀吉公と防戰かなはざりしかば落城し、諸卒の命をたすけて、みづから切腹せん事を秀吉に約し、共に妻子を殺して自殺しぬ。城中より命をたすかりて出たるもの、かの辭世の書たるをもて出て人にしめしける。

今はたゞ恨もあらず諸人の命にかはる我身とおもへば　長治

もろともに消はつるこそうれしけれおくれ先だつならひなる世に　長治妻

命をもをしまざりけり梓弓末の代までの名をおもふとて　友之

たのめこし後の世までにつばさをも雙る鳥の契うれしき　友之妻

後の世の道もまよはじおもひ子を我身にそへて行末のそら　賀相妻

三宅肥前入道治忠は、長治が家臣にて殉ぜしに、

君なくばうき身の命何かせん殘てかひのある世なりとも

又

天正十一年四月、秀吉公北國に赴き、柴田修理亮勝家を攻玉ひし時、勝家さしもの良將なりしかども、防戰利をうしなひて、同廿三日の夜、としごろしたしき家臣、又あまたの女房を本城一所によびあつめて、今生名殘の酒宴をなし、夜ふけぬれば勝家夫婦しばらく閨に入て、婦人にむかひつゝ、そこは故內府公(信長)の御妹なれば、秀吉もたすけ奉るべし。明朝此城より出たまひて、恙なくおはせよと再三いさめけれども、婦人もろともに死ん事をちぎりて、何くれとはかなき物語の折ふし、杜鵑の聲を聞て、

さらぬだに打ぬるほどもなつの夜の夢ぢをさそふ山ほゝぎす　小谷御方(信長公妹)

返し

夏のよの夢ぢはかなき跡の名を雲井にあげよ山ほとゝぎす

明日廿四日婦人をさし殺し、勝家切腹して、中村文荷といふものに首をうたせ、文荷もやがて其刀にて自害しぬ。文荷が歌にいはく。

思ふどち打つれつゝも行道のしるべや死出のやまほとゝぎす

右の二件は、寮友故大串平五郎元善が物語なり。秀吉遺事に出たりとぞ。三木柴田城を守りて死し、婦人もいさぎよく夫の手にかゝり、治忠文荷主人に從て切腹、みな豪雄の氣象おもひ見るにさわやかなり。歌をさへつたなからずよみ置たるは、ためしすくなくぞ侍る。

○渚　鳥

萬葉第七よみ人しらず
まとかたの湊のすどり浪たてばつまよびたてゝへにちかづくも

御釋云、圓方の湊は伊勢也。渚鳥に八雲御抄に崙鳥也と注せさせ給ふは、何れの鳥にまれ。渚に居る意にや。今按、第十一に、大海の荒礒の渚鳥とよみたるに、又みさごゐる洲にをる舟とも、みさごゐるあら礒ともよみたれば、渚鳥とはみさごをいふかと聞ゆ。毛詩云、關々雎鳩在河之洲。今の歌につまよびたてゝといふも、此詩にかなへる歟。

○山　菅

和名鈔云、本草曰、麦門冬〔頭註〕和名夜末須介。一御釋云、瑠璃の色して山橘の大きさなる實のなるなり。萬葉第七に、

妹がため菅の實とりに行われを山路まよひて此日暮しつ

とよみ、其外、山に菅をおほくよみ、文字を山草とも書るは、かならず此麦門冬としも聞えねば、只山に生ふる菅なるべし。

○たちばな

萬葉第十八天平感寶年閏五月廿三日、大伴家持卿の橘の長歌に、かけまくもあやにかしこし　すめろぎの　神のおほ御世に　田道間守　常世にわたり。〔下略〕

御釋云、和名抄曰、橘一名金衣。〔頭註〕和名太知波奈。南方草木狀下云。白華赤實。皮馨香有美味。今按、此橘といふは、今の世に蜜柑と名付る果なり。俗にたちばなといふは、柑子に似て小さく、皮のいろ黄にしてあかゝらず。味も少酸くして苦ければ美味にあらず。凡橘と柑とも詳らかにはわかちがたかるべし。皇神の神とは垂仁天皇なり。

○山たちばな

萬葉第四春日王
あし引の山橘の色に出てかたらひつきてあふこともあらむ

御釋云、山橘は言塵抄云、世俗にやぶ柑子といふ物也。髮そぎの時、山菅にそへたる草なり。今按、此集にあまたよめる中に、第七寄草歌の中にあり。六帖にもしかなり。淸少納言に、木はといへる中に、山橘とあるはおぼつかなし。延喜式造酒式の大甞會神供物の註文に、弓絃葉。寄生。眞前葛。日蔭。山孫組。山橘子。裛等貲草。各二擔とあり。實の珊瑚の如くなる物なれば、色に出てといふべき序におけり。古今に友則歌にも、山橘のいろに出ぬべしとよめり。

○うけらが花

萬葉第四東歌
こひしけば袖もふらむを武藏のゝうけらが花の色につなゆめ

御釋云、發句は戀しければなり。或は戀しくば歟。宇氣良はをけらにて白朮なり。和名鈔云。爾雅註云。朮〔割註〕儲律反。和名乎介良。」云々。本草綱目云。夏開花紫碧色。又云。葉端生花。淡紫碧紅數色云々。かくのごとく花の咲ものなれば、其花のごとく、ゆめ〳〵色に出なと人をいましむる也。

俊頼朝臣の長歌に、うけらが花の咲ながらひらけぬことのいぶせさに云々。是は萬葉にうけらが花とよめる歌どもを、ひらけぬと意得られけるなめり。此卷にうけらが花とよめる歌、みな色に出るをかりて、其如く色に出なとよめり。本草の諸說もさきながらひらけぬ意見えず。爲章按ずるに、古人は萬葉をくはしく沙汰せられざりし故に、かやうの誤りおほく、その誤りを又うけつぎて、歌學に胡亂なることあまた見ゆめり。俊頼などのあやまりをうけて、うけらが花ひらけぬよしに、今も意得たる人おほし。

○通茂公の歌

高瀬の仏前寄附法楼（割註二冊廿六冊）京師へ上せられし時、幸に百人一首和歌の講義を、中院通茂公へうけたまはり侍しによみてたまはせし歌、

おくまでもなほたづね見よまでら山〳〵らきしるべに道もまよはで

〔蓮乗寺の序跋（割註）西山公の侍女左近局の集也。〕

むかし紫の作が雨夜の品定に、女の是はしもと難つくまじきは、かたくもあるかなと書いでゝ、かみなかしものしな〳〵をわきまへ、おほよそ五十四帖のうち、こゝらの人のうへを、むかし物がたりにうつしてをしへとなし、いましめをのこせり。又かの日記に、まさし〳〵その世にありしなどちのさまをしるしたるをみるに、物語と同じおもむきにして、紀徳ゆたけき人のことと葉なるべし。ひとへにさゝをもていひつたふるは、梅に菊にいろ香をのみめでゝ、霜にほこり雪をしのぐのみさををわするゝに似たり。いでやそのをしへにかなへらん女のためしには、まな左近のつぼねをぞとり出侍らまし。此人、村上長治ぬしの家に生れて、かたちなん世の人にまされりける。まだあげまきの頃より、近衛殿下（信尋公）の禦の御所に召し出られ、泰姫君のこなたへいらせたまふにしたがひ奉りて、義公より今の、主公につたへ、としへしきみやづかへのほど、かぎりなき人のまじらひにつゝしみをこたらず、紫のいひけむ、いとロをしくねたげがましきおぼえなく、ひとへにものまめやかにしづかなる心のおもむきをまもり、おいらかにのどやかに、われさかしく人をなきになさず。おもにくゝひきいらず。またひたゝけくさまよひさしいでず。よきほどに折々のありさまにしたがひ、すべてよろづの事なだらかに、かたちよりは心なんまさりたりけると、みなしのび侍るぞかし。義公と泰君の御かたと、玉くしげふたみあひかなはせ玉ひつゝ、おほんさまあるいもせの御中にならひて、もとよりのさとしさも打あひたれば、五経三史の道々しきふみをよみ、からのやまとの歌にもたど〳〵しからず。ものかくことも、いにしへやうのまことのすぢをこまやかにまねび、りちのしらべは、女のものやはらかにかきならしたるつま音、けしうは

あらずなどいひつゞけむも、あまりものほめがちにや。されどよろづたちいらぬさまにおぼめかしくもてなし、かの一といふもじをだにかきわたし、にくゝしていと手つゝにこめきたる人よと見れば、はかなきあだごとをも、まことの大事をもいひあはせんにかひなからず。おほやけわたくしにつけて、じねんに耳にも目にもとめていたりふかく、をとこにて見侍らば、はか〲しき世のかためともなるべきまことのうつはものなるべしと、たれ〲もいひあへりしぞかし。さるは歌にまつはれぬ心から、をりふしごとによみいでたる口ずさみをも、みづからこしはなれたりと思ひけちてにや。おほかたそのをりすぐさずかいやりすてられしかば、身のゝちに残れるはかずいとすくなくて、わづかに三百五十餘首、やまとふみ六篇を、猶子村上時長此ごろ拾ひものして、心の花にぬる蝶の夢といふ歌のこと葉をもて、やがて集に名付、家にひめおき侍らんを、しか〲しるしてよとのたまはするが、難波津のよしあしをもてとかくいふなん。そのほいにもあらざめるうへ、何がしがおよぶべきことにしもあらねば、うち置侍りて、たゞ年ごろ見もし聞もしたる婦徳の、これはしもとなんつくまじきは、此人なめりと、いはまの水のつぶ〱とかたりつたへまほしくて、夏野ゆくをじかのつのゝみじかき筆の、つたなさをわするゝものならし。

ふじ原のため章

集中の歌のうち覺えたるを書付

三十の年の元日に

思へ身に春は立つてふけふだにもとしのみそぢにかなふこゝろを

子の日に人々さそひて後樂園にあそびて

子日して引手あまたの姫小松いづれの袖に千代をこむらん

山里の花を〔割註〕今按、此里は駒込御別莊なり。〕

あはれとも誰にかたらん山里にひとりながむる花の下かげ

橋螢

橋姫の思ひをうぢの河波にもえて螢のかげみだるらん

白蓮を

白妙のはちすが上の露のまもいさぎよからんこゝろともがな

薄

我宿の一むらすゝき穂にいでゝたのめもおかぬ誰まねくらん

秋のけしきを

萩の露をばながもとに虫鳴て見せも聞せも秋のあはれさ

朝霜

吹まよふ落葉が上も風たえてしづかにむすぶけさの朝霜

曉別戀

小夜衣なにかさねけんしのゝめの明るわびしき名残おもへば

述懐

かくて世にいつまで草のいつとなくあはれはかなき歎をやせん

求むとて何かはかなふ世の中に待ならひけんわれぞはかなき

露むすぶ草の庵のかりの世にしばしの夢はなげかざらなん

姉なりける人のむすめを養ひて、富永大蔵元長のぬしにめあはせけるが、

はかなくなりしころ、

ねぎごとも今はあだなれ露の身の消てかへらぬ世のならひには

年頃座禪などつもりけるが或時

思ふともおもはぬとしもおもはねば思ひの外におもひ入ぬる

水戸へ下るとて長岡といふ所の松原にて

ときはなる君が御蔭にたちなれて榮行末やながをかの松

岩船の願入寺にまうで侍しに、松陰の岩ねをめぐりて、淸水のながるゝを、あるじの上人〔割註〕瑛兼上人なり。」祝の瀧と名づけたまふよしのたまひしかば、

松高き祝の瀧のしら糸は千代をかけてや結びおくらん

流轉生死の意を

吹風にちるかと見れば又ぞおくはかなや六つの道しばの露

いくたびか浮世の中にまよふらんかへらぬ道の關もりもがな

上品上生の心を

ます鏡むかふ心のまことより佛のかげはうつりきにけり

辭世〔割註〕今按、正德二年壬辰七月二十三日卒七十二歲、法名脩之字靜大眞尼。」

又も來ん人をみちびくえにしあらば八の苦しみたえまなくとも

跋

閨閣才子世必竝稱清紫。其實紫優於清。蓋以才不浮于德也。古之婦人不以才稱以德稱。及漢班婕妤曹大家輩。始以才顯而德亦媲焉。魏晉澆漓猶有辛憲英明敏端慧豫料成敗。若蔡文姬流。君子不取焉。夫才德兼備者。丈夫且難。矧在婦人乎。苟或有之。希世而一見。若一靜者其殆庶幾乎。典壼闈三十餘年。內人咸懷其惠。婉慇貞淑頗通書史。所詠倭歌不下一千首。晩年悉焚其稿。止留三百五十餘首。間作詩亦焚之。所留和歌必其可傳者。而所焚未必皆不可傳者。取舍之

哉、然不レ知、何以レ身範レ物、操守之篤亦可レ知矣。友人安藤爲章鑿正成レ卷。題曰二正學女一、以表二其才且賢且貞之名一、可レ謂レ獲二其實一者也。余久爲二近侍一、熟二知其爲レ人一、與下列二之於古之賢女良婦所一レ載、雖下使二之爲二丈夫一、當中宰政事之寄上、豈其有レ難哉。必有レ可レ觀、此非二余之私言一、而與人之論也一節名吉子、村上氏。更稱二左近一、既老削レ髮爲レ尼。因謂レ名曰二節之字一云。

正德癸巳之秋

澹泊齋安積覺跋

○今式部のおもと

先妣山田氏(節子)は丹州桑田郡千年寺中村(割註)出雲村の南。)の產、一睡軒山田道夢居士の四女なり。居士は連歌を好て秀逸の句おほく、愛太子山の興意法師、宇都谷の圓立法師などゝ名をひとしうせられたり。山田氏記憶つよき生れつきにて、居士のかたはらにならびて、古歌三千首ばかり暗におぼえ給へば、幸に歌よむ事を教へて、寬永の女帝のおりゐさせ玉ふ仙洞に、ゆかりの女房のさぶらはれたるによせて、宮づかへの心ようい に遣されけるころ、先考(朴翁)の嫡母河合氏、そのかたち心ざまうるはしく、裁縫にさとく、手かき、歌よむかたにさへまめなるよし傳へ聞て、わりなくこむかへつゝ、二十歳の時先考に配せられけり。先考もとより歌連歌嗜古の折ふし、こゝろざしあひかなひていともむつまじく、春子、爲質、爲章、久子うちつゞき產生ありけり。よのつねかの仙院にも、東福門院御所、あるひは好仁の御方(割註)伏見宮の御息所。)など、何くれの御遊にも參りなれて、うち／＼御歌あそばさるゝくさはひつたなからざりしかば、今式部のおもとゝ召しはやさせ給ひけり。嗚呼かなしきかな。生緣かぎりありて、寬文八年戊申正月十一日の夜、病の床にかくれたまひぬ。時に三十九歲。遺骸は東山眞如堂の葬地にをさめ、法號は淨心院貞屋妙仲眞尼と申、牌位をすなはち玉藏院に安置し侍りぬ。其折の導師には北野西雲寺の開山見性坊阿闍梨きたられしが、その弟子智玄律師はもとより殊勝念佛者にて、修緣

もちかゝりければ、側にそひ居て淨土の法文をしへ聞えられしに、かぎりとおぼえて念佛したまへと、高やかに呼いけられし時、目をひらき見あけて、

あらざらん此世の外のすみ所もとめにをとてにしにこそゆけ

とばかりありて事きれ玉ひぬ。叔父定賀、姉督子は十八歳にてつとそひ居られしかば、たしかに聞とりて、やがて書付おかれたり。後に中院内府通茂公〔割註〕其時中納言。」聞玉ひて、和泉式部が句と伊勢物語のこと葉と、いかに口なれ耳ふるしても、今はの病苦しきりなる中に、てにをはをもたがへず、かくつらねられしは、奇特のためしなるべし。これも年頃この道すきの冥加なりとて、かへす〳〵稱歎まし〳〵けり。家兄爲實、過し頃平生の歌の殘れるを拾ひて一集となし、通茂公〔割註〕于レ時大納言。」へ見せ申されければ、奥書をかき加へたまへり。

此集上下卷。山田氏龜子。法號淨心院霞屋妙仲眞尼所レ詠和歌也。眞尼從レ少好レ歌。暗ニ記三代集一讀ニ源氏狹衣等一。曾侍ニ于本院仙院一。被レ召ニ今式部局一。長子右兵衛尉爲實編纂請ニ於題名一。予曰。彼仙院賜レ稱可レ謂ニ後代美談一也。因名ニ今式部家集一云。

延寶乙卯季春　　通茂

集にもれたる歌九首、本院、小督の局の尼になりて、北野におはしたるがもとに目筆もちたまへるをこひ得てこゝにうつす。

澤若菜

春はまだあさ澤水のうすこほりとくる日かげにわかなをぞつむ

月の前梅

かすむ夜の月をあはれむ袖の上にをりしもさそふ風の梅が香

ほとゝぎす

夕月夜かげほのかなる雲まよりさやかになのる山ほとゝぎす

　雨の後の蟬

夕立のはれぬればやがてなく蟬の聲もすゞしき森の下かげ

　八月十五夜

名にしおふ月のかつらの下風にはらひのこせるうき雲もなし

こよひしもからにやまとによむ歌の心々を月にとはゞや

　秋　夕

あはれをもおもひたどらぬ夕さへそこはかとなく秋はかなしき

　忍　戀

此まゝにたへてしのぶの森の露消ははつともいろにいでめや

　夜をつらねて待戀

たのめつゝこれよあまたのいつはりにこりぬこゝろぞ我ながらうき

以上、本院の御前にて、當座〳〵によみたまへるよし、本院は後水尾帝の皇女、御母は東福門院にておはしける。御諡は明正院と申奉れり。

　○由　旬

長阿含經第一阿含起世經鼓云、須彌山高八萬四千由旬。俱舍論作八萬由旬。智度論作三百三十六萬里。

法苑珠林云、由旬長短譯説不一。智度論云、由旬大者八十里、中者六十里、下者四十里。名義集云、印度國俗乃三十里。聖教所載唯十六里。按俱舍論云、七麥爲一指節、二十四指節爲一肘、四肘爲一弓、五百弓爲一拘盧舍、八拘盧舍爲一踰繕那、踰繕那乃由旬同。今以日本里數計之、一由旬

二十四町餘也。

○一　里

風俗通三百六十步　公羊注䟽三百步　輟耕錄二百四十步　日本一里七千餘步

○隱岐直淸

字は文左衞門と稱す。三浦壹岐守明敬朝臣に仕へて、その參政〔割註〕俗に用人といふ。」をつとめたり。彰考館の一松拙〔割註〕字は又之進。」と舊友なりけらし。ことし正德三年の夏、一松氏が亭を訪來り、見しやそれともわかぬばかりに、三十餘年をへだてゝたがひにむそぢふりにし事ども語りあひ、武夫のかひ〴〵しき眼にも、さすがなみださしぐみつゝ、當座に直淸がよめる。

年を經て逢見し人の面かげや我すがたみのかゞみなるらん

返し　　一松拙

廻りあひて名のりをせずはもろともにしらぬ翁とみてや過まし

○和漢同趣

萬葉第二十天平勝寶六年四月二十八日大伴家持の歌に、

八千種に草木をうゑて時ごとにさかん花をし見つゝしのばな

御釋云。鷗陽永叔種花詩云。淺深紅白宜相間。先後仍須次第栽。我欲四時攜酒去。莫敎一日不花開。これ國は和漢をわかち、人は先後をへだてたれど、よく似たる歌なり。

○おきなが河

萬葉第廿に、にほ鳥の於吉奈我河はたえぬとも云々。

御釋云、にほ鳥はよく潜て息長ければ、息長河とつゞけたり。源氏の注、又連歌家の說に、澳の中を指てながれ入る河と心得るは、深く考へぬ僻事なり。奈我とかける假名にも心を付べし。又日本紀

の天武紀上にも、息長横河と書り、近江の坂田郡にあり。

○男房　女房

小右記云、寛仁三年四月晦日御産訖、以二十貫一令レ賜二男房一、十貫給二女房一とあり。盧裏記にも、男方を男房と書たり。是等の例によりてにや、西山公、先年太田瑞龍寺にて、和歌披講おこはなれたる時、女の聰明所を女房、男がたを男房とし、僧家のを僧房と標すべきよし命じたまふ。

○くそふく

かげろふ日記〔割注〕道綱母の日記。に五月五日所云く、此ごろはめづらしげなう、ほとゝぎすのならがりくそふくにおりゐたるなどいひのゝしるなれど、客をうちかけりて二こゑ三聲聞えたるは、身にしみてをかし。

又

明惠上人の歌に、

山寺は法師くさくて居たからず心きよくばくそふくにても

今按、くそふくは厠などをいふか。

○二禁

舊記に二禁といふは、何にてもすべて瘡なり。長秋記〔割注〕師時卿日記。元永二年九月廿日參二梁園一。宮御二禁有二増氣一云々。廿一日云々。廿三日參二梁園一。丹波重忠語云、宮御瘡與二一昨日一同事也云々。宮仰云、於レ瘡者不レ知二増減一。此兩三日辛苦甚。敢不レ可レ存二命一者云々。

右者、實見〔篤實〕の抜書にありき。梁園は輔仁親王とぞ。廿八日に薨去なり。

○釋萬葉集の跋

萬葉集之不レ可レ干二世一也久矣。如二顯昭仙覺一、雖レ窺二一班一、未レ能レ通二其奎一。況其他哉。常陸水戸西山

梅里公。負二文武才一藩二于一方一。政治之暇把二玩此集一。思レ爲二之解一。凡歷二幾年所一。功成爲レ卷五十。題曰二釋萬葉集一。辱聞二思嗜レ之日久一。使下二其臣安藤子爲章一賚二藁本一來上。命レ加二校正一。其爲レ書也。解レ辭達レ意。考レ字正レ點。或遠參二和漢古今之典一。或近就二集中一比二較前後一。自相發明。精詳周備。無レ有二餘蘊一。揭二作者之意于千歲之上一。解二學者之惑于千歲之下一。眞如二宵得レ燈而渡得一レ船。公之賜不レ大哉。何更須下愚有中所二增減一也。因述二其意一以爲レ跋。

元祿庚辰孟秋星夕　難波東高津圓珠庵契沖拜書

義公ことしの春より、痞積の病おこり玉ひて、御不食まし〱けるが、はやく神識にしらせたまひてにや。正月末にて侍し。御釋を大坂へ持上り、契沖に委しく一覽し、伏藏なく是非をしるし申べきよしをあつらへよとのたまひしかば、爲章二月に水戶を發して、東高津のかたはらに寄宿して、七月の末まで契沖翁に對話し、何くれの不審を申はるけ侍りけり。御不食月々におもらせ玉ふよしうけ玉はりしかば、八月の末つかた、水戶に下向し、西山へ參り、しか〲の御答を申たるに、いともよろこばせ給ひしぞかし。はたして其年の十二月六日に夢去まし〱ける。契沖師も明るとしの正月廿五日に身まかられけり。義公は文武兼備の英將、契沖は古今無比の歌學、その間に徘徊せしは身の幸にてぞ侍りし。それもはやうたゝねの夢とさめはてたる人間世を觀じて、懷舊のなみだおさへがたうぞ侍る。

○雪蘭居士大串元善碑陰

居士歿之明年。弟倚高順礱レ石使二余碑一レ之。未レ及レ書。罹二災石焚一。訖不レ能レ成。今玆僚友井松隣。藤年山諸君。買レ石立レ之。微二余舊文一。怫然不レ能レ記。感二其篤誼一。悲且泣曰。余與二居士一相知之厚。不三但骨肉一。忍レ使二其墳無一レ碑乎。吾負二吾友一久矣。因レ人成レ事錄々。固不レ足レ齒。雖レ然諸君周二旋之一。致

不ニ亦斬ー乎。居士諱廣貞。字子平。號介軒。氏平野。嗣ニ于豐前大井氏ー。冒ニ其氏ー。稱ニ平五郎ー。號ニ雪圃ー。父五郎左衛門。母佐藤氏。生ニ于京師ー。幼小聰悟絶ㇾ倫。過ㇾ目成ㇾ誦。年十三襲ニ武江ー。義公奇ニ愛之ー。使ㇾ就ニ學館者林伴ニ讀書ー。研ニ尊經義ー。明ニ歷史志ー。孤往獨與識合。能出ニ人意表ー。尤思敏暇。成謂青出ニ於藍ー。既長與ニ修彰考館史書ー。往貫籌業多ㇾ所ニ發明ー。考ニ據皇朝典故ー。遣ㇾ詞意深遠。事實不ㇾ可ニ提撕ー者上。考究研覈。能得ニ其要領ー。椽比攈拾。歷歷如ㇾ視ニ目前ー。至ㇾ今當ニ史局ー者。見ㇾ所ニ論著ー。莫ㇾ不ㇾ嘆ニ其精確ー。其ニ於舶爾ー。路賢頑固獨曼頑之流亞也。義公知ニ其能ー。善遇ㇾ之。屢使ニ京師ー。購ニ求遺書ー。使ニ予長尚ー。與ニ清人張斐ニ接ー。稱ニ其才ー。元祿九年處山公擢爲ニ近侍ー。掌ニ緬修事ー。素尫羸多ㇾ病。至ㇾ是增劇。不ㇾ能ㇾ視ㇾ事。以ニ十二月十一日ー終。年不ㇾ滿ニ強仕ー。一歲矣。妻森氏生ニ一女ー。葬ニ豐島郡谷中鄉養泉寺ー。豈ニ其志ー也。嗚呼居士有ニ經濟之具ー。而不ㇾ見ニ於施爲ー。有ニ博洽之才ー。而未ㇾ盡ニ其底蘊ー。接ㇾ人和煦溫醇。幽邃嫌責。知與ㇾ不ㇾ知皆悼ニ慕之ー。而制行端方。有ニ毅然不ㇾ可ㇾ奪之操ー。家道轗軻。雖ㇾ得ニ於君ー。而貧病乘除。無ㇾ年無ㇾ子。窮耶通耶。銘曰。

才不ㇾ奉ㇾ道。命胡不ㇾ成。惟其卓乎有ㇾ立。是以久而彌彰。

大井廣貞
安藤爲章 建
水戸府下士 安積覺 撰

正徳四年甲午

雪圃子が人品、おほむねこの碑文に見えたり。過し元祿二年爲章と同じく京上して、一とせの程なづさひ侍りぬ。今此小石河にすまひて、折々その墓を訪ひ侍るに、妻も一女もはやく死したれば、碑をたつる人もなく、後々は亡廢せんを見るに忍びず、松隣子〔割註〕大井介衛門廣貞居士の吹擧にて、彰考館の總裁なり。」といひあはせ侍るを、安積覺、森尙謙、加藤宗伯、神代木工大夫熙矢、野長九郎重

好、中島平治爲貞など聞て、みなむかし居士としたしく交りたる朋友なれば、おの〳〵助力して碑石成就し、なほ碑位をも養泉寺に安置して、永く冥福を修し侍る事になりぬ。

○哀悼の歌

元祿十三年十二月六日、西山公薨じたまふ事、京師へもはやく聞え侍りけるに、淸水谷大納言實業卿、とし頃舊記歌書の事にて申かはさせたまひければ、爲章が許へおほせ下されける。

聞にその千里へだつる淚さへおどろく袖にかけてしぼるゝ

なき世まで誰かしたはぬ何事も正せる道のふかきこゝろを

伏見宮邦永親王の御姉(鰲子女王)は、元祿帝の女御に入内有べかりしを、故ありてその儀やみ侍りければ、永く深窓におはしまして、學問和歌にのみ御心をいれさせ給ふよし、爲實、爲章が日頃の物語を、西山公聞たまひて、めづらしき歌書どもをたび〳〵參らせられて、遙に御いとをしきものに訪ひ申させ給ふを、姬君もとし頃御嬉しき事におぼしたるに、此訃音を聞しめして、右衞門督の局して仰せ下されし御歌、

常陸の權中納言源のあそむ、その國の西山といふところにてはかなくなりたまひぬるよしをきゝて、

よろづ代といのりしこともむかしにてさだめなき世ぞ更にかなしき

七そぢや三とせの暮をはつか餘り殘りおほくもおもほゆる哉

左にうつす十首は、としごろ申かはさせたまふ御かた〳〵、題をまうけてよみて贈りたまふ。

時雨　　前大納言通茂

雲と今消しも同じ七十の老のたもとぞきくにしぐるゝ

落葉

あく時もあらじ千種のもみぢ葉をさそふ習もうき嵐かな　参議實陰

寒草

野邊の色の秋は千種と見しも今夢とぞしのぶ草の冬がれ　前中納言通躬

冬月

見はやさん人もことしはなきやどの月や時雨にさぞくもるらし　左中將通清

歳暮

行年の名殘にそへてしぼるらしなき影したふ袖のなみだも　左少將實岑

述懐

恨あれや心の友とたのみこし身は五とせをあはで過ぬる　左中將定基

〔割註〕此朝臣は、五年前より書籍の御許借にて申かはさせたまひて、御對面はいまだなかりしなり。

懐舊

末とほくながれての名はとゞむともかへらぬ水のあはれ世の中　前中納言實積

往事

はかなしな昨日のことゝ見しもみなあはれ一夜の夢の世の中　頭弁輝光

無常

有はてぬ習をしればはなき數にもるゝもつひの夢の世の中　右中將有慶

釋教

したふぞよ鶴の林のいにしへもけさふる雪の木々にしられて　前大納言實[illegible]

此外、諸方より追悼の詩歌文章あつめて一大冊なり、哀挽餘響と名付たるを、過し癸未の十一月三十

日、小石川よりの大火に燒侍りぬ。なほうちおぼえたるばかりをとて左にうつす。

船橋式部少輔清原經賢は、故ありて先年出家して眞言宗となり、常覺と名のり、自息軒と號す。もとより親しきゆゑあれば、家兄爲實の水戸の家に養ひたるを、西山公きこしめして扶助し給ひ、折々御山居に參りて、御つれ〴〵のかたらひ人なりしが、御薨去の明る春、御墓まうでに梅花を手向るとて。

　咲はまづ誰にかとをる梅の花おもはぬ山に手向つるかな

鹿島郡宮田鄕岩船山願入寺惠明院如晴上人は、本願寺常如上人の弟なりしを、延寶の始まねかせ玉ひて、いともしたしくもてなし給ふ。薨去の後、雪のふる日御墓まうでして、

　小野山や雪ふみわけて君を見しためしを苔の下にとふかな

三の教まどはぬ君が行さきはひとつこゝろの月やてらさむ

　　薨じたまふとしのしはすつごもりに、　中山備前守信敏(藩府第一の輔相也)

今日といへば殘る月日もなき影をしたふおもひよいつつきぬべき

　　西山の御跡へまいりたるにいつしか人げすくなく、軒ばの松のみつれなくたてりければ、　市川味禪翁(三左衞門弘道入道)

君まさで今はた誰かみねの松ひとりいく代の春かへなまし　源行正(肥田十太夫)

祈りこしみぎりの山のかひぞなき君が千とせを松にのこして　藤原忠顯(萩半五郎)

幾とせかふかき惠の露を今袖のなみだにそへてしぼるゝ　清原長秀(牧木工介)

驚し心をおもひしづめてぞなみだは袖におちもそめける　藤原治之(岡見治平)

誰しばし招もとめむ西山や雲がくれゆくあかつきのかげ

有間治部少輔光近は、廣橋儀同三司兼賢公の孫なり。伏見宮(貞致親王)に仕へて、爲實、爲章とはら

からのやうに安の侍りける。致仕して素朴居士と號し、京師堺段にすまひしが、とし頃ありて靜黙照ありけり。此俳諧を聞てよみておくり侍りける。

いかならんなげきのもとにもゐるしづく思ひやる袖のひかたき

四方の人あかめあふぎし西山のたかきによらぬならひかなしき

千代までと誰も心をつくばねのよけくはあらでうしや世の中

○孝子彌作

常陸の國行方郡玉造村に彌作といふ民あり。生れつき貧やかにして、母につかへて至孝なり。家に田産なければ傭力れてわたらひける。寒夜にも衣衾なければ、母のさむきをかなしみて、彌作がきたる物を脱て母におほふに、母もまた彌作がさむからん事をうれへて、たがひにあひゆづりぬ。母のことばにそむくをおそれて、もとのごとくうちきて、母のよく眠りたるをうかゞひて、ひそかにおほひきせて、あとまくらをつくろひとゝのへ、彌作も其かたはらにふしぬ。あるひは爐火をたきて母をあたゝめ、彌作は火をまもりながら居ねぶりなどしけり。人にやとはれ、もしは役にさゝれて、他に出る時は、となりむかひの家にゆきて、母をかへり見たびねかしとて、なみだぐみてたのみつゝ出けり。手づから飯して午餐にあたふれば、いつもうちいたゞきてふところにいれて、ひねもす人のためにはたらきながら、くらはずして、夕さりは家にもて歸り、母、にあたへて、おのれはけふは某が酒のませ、或は某が何くれくはせ侍れば、腹ふくれたりといひのがれける。母、時々頭痛の病をくるしみけるに、彌作おのれが膝を枕にあたへて、撫さすりなどいたはりやりていやしけり。母魚肉をおもふ時は、彌作ちかき水邊にはしり行て、何にてもあさり歸りて、味をとゝのへすゝめける。おほよそよのつね母にあたふる飲食をば、神佛などに奉る物のごとくにきよめえらびて、おのれは其餘りのあら〳〵しくよごれたるをたべける。母もし寺院の說法を聞まほしくいひ、或はしたしきものゝ方へゆかなどいふ時は、彌作手をひき

腰をおし、脊中に負などしつゝ、母の面白かるべき物語うちして行歸りける。彌作四十歳に及ぶまでかくおこなひなけば、其里人もいとをしきものにいひあひ、郡奉行などいふ人どもゝ傳へ聞て、不便なる事に思ひけり。過し延寶二年、西山公御在藩のをりふし、たま／＼玉造へわたらせたまふ時、此事を聞しめして、御嘆賞のあまり御馬の前にめしいでゝ、田畠黄金など賜ひつゝ、御感淺からざりけり。それより家の内もやゝゆたかになりて、いよ／＼孝志をあつくして、同じき八年に母身まかりける時も、奴婢をたのまず、みづから醫師の方へ行あつらへて、はしり歸りては煎じあたへなど志をつくし、なき跡のかなしみは、他人のなみだをさへおとさせけり。其後に妻をむかへて農業をつとめければ、ほど／＼に富さかえけるにつけても、あはれ母の世に有し時、かくあらましかば、よろこびたまはましものをとてくやみなきなり。元祿七年甲戌に六十歳、なほ世におこなひ侍るとぞ。

今按、中村新八郎顧言遺文の中に、彌作傳一篇あり。爲章みづからかへり見るに、先考、先妣の在世の時、これぞとおもふ孝志をもつくさゞりしなん。無念餘りある事にこそ。いかなれば、さもいやしき彌作が心操にはおとり侍りけんかし。今や神主を拜して膳をそなへ香をたき、なきさけびてもかひなし。父母もたらん人の、これをよみたまはゞ、其生前にははやく孝行をつくしたまへかし。歿後の悔何の益か侍らん。

年山紀聞　巻之五

○露としづく

末の露本のしづくや世の中のおくれ先だつためしなるらん

契沖師の物語に、此歌を古来もよく聞わけられざりしやらん。續古今集に、

本末究竟等の意を有家卿、

あさぢ原風をまつまの末の露つひにはそれも本のしづくを

とよまれたり。その外の人々も、此定にて末の露と見れば、やがて本のしづくとなると意得られたり。然らばおくれ先だつためしといふ詞聞えず。これは末の露と本の滴、いづれまづ消て、何れしばし殘らんともしりがたきを、人の世の老少不定なるためしにたとへたるなり。六帖に、雨と露と滴と別々に出せるにて心得べし。露のおちかゝるをしづくといふとのみおもはるゝより、有家卿以下の歌よみふりなり。

○立レ志

新千載集に、

水ぐきの岡べのさゝの一ふしをこの世に殘すことの葉もがな　　藤原信良

續拾遺集

仕へこし身は下ながら我道の名をや雲井の代々にとゞめむ　　丹波經長朝臣

此世に殘す一ふしを願ひ、わが道の名をおもへる、ともにこゝろざしを立たる人なるべし。まことに中人以上と生れて志を立ざるは、奴僕にひとしかるべし。その志の立やうを、最初によく／＼わきまふべし。

○ながらの橋

中原康富朝臣日記曰、嘉吉三年四月二日(丁亥)、參二伏見殿一。宮御方被レ仰云、古今序ながらの橋もつくるなりとよめるは、盡と造との二儀あり。長久の名ある橋も盡はてぬ我戀は、いまだ緣なしとよめる心なり。一にはふりはてぬれば、又造義もありとなり。又ふりぬる物は長柄の橋と我となりけりともよめり。ふりたる事と云習歟。弘仁三年に造らるゝよし、國史に見えたれば、弘仁より伊勢が時分まで百年の內也。ふりぬると可レ讀條如何。然者弘仁は新造歟。不レ可レ辨之由も見えたり。又古老傳二、人柱たてられたりともみゆ。最初の事とも見えず。密勘の註には子負たる女をとらへて人柱に立たりといへり。今程猿樂などの能には、男を人柱に立られけりとも見ゆ。凡ながらの橋の事、古の歌仙も在所をばたしかに不レ知と云々。わだの邊のあたりにかけたる橋と云々。

爲章按に、此伏見殿宮御方とは、貞常親王の御事なるべし。契沖師が書たる物に、文德實錄を引ていはく、仁壽三年九月戊子朔戊辰。攝津國奏言。長柄三國兩河。頃年橋梁斷絕。人馬不レ通。請准二堀江川一。置二二艘船一。以通二濟渡一許レ之。橋あれば河ある事なれど、長柄の橋とのみよみて、河はよみならはず。よせあらばよむべし。

○泰姬君の御詩歌(たま〳〵記憶せしばかりを書付)

梅なかばひらくる

梅の花かたえばかりに咲そめてふかきいろ香は猶やをしめる

月映梅花

春宵深月淸雲上　梅蘂追レ香玉滿レ枝　此景有レ誰得二繪盡一　曉風一陣撲レ鼻吹ク

聞　花

花ざかりその人傳に聞しよりしらぬ山路もゆく心かな

水鶏

月ならでさすともみえぬ槙の戸を叩く水鶏に夢ぞ驚く

せみ

初秋をしらで過てふうつせみのおのがおはれやなきくらすらん

きり〴〵す

なきあかす小篠がもとのきり〴〵すいかなるふしをおもひそめけん

九月十三日

紅葉隨レ風辭レ閣前一　賦レ詩酌レ酒不レ成レ眠　嬋娟明月中秋外　夜賞今宵叢宿天

名所によする戀

夜もすがら思ひあかしのうらみつゝしほたれ増る袖の上かな

題しらず

今日はとひあすはとはるゝ夢のよになき人忍ぶ我もいつまで

御病中に

梢よりあらそひおつるもみぢばのもろくなり行我身なりけり

かくれさせたまふ日

おとにのみ聞しも今日は身の上にわけやのぼらん死出の山道

なき人の三年忌によみ給へる長歌

はじめあれば　かならずをはり　あることを
かねてよりしも　聞しかど　あだにも人を
なしはてゝ　見ぬめのうらの　うつせ貝

むなしき名のみ　のこりつゝ　とてもかへらぬ
あだなみの　かなはぬ世とは　おもへども
過にしかたを　手ををりて　ほどなき事を
かぞふれば　三とせのけふに　めぐりきて
そのおもかげも　なつかしや　ひるはひめもす
なきくらし　夜はすがらに　おもひねの
曉かけて　なく千鳥　よそに聞ても
ぬるゝ袖かな

返　歌

なき人のその面かげもかみな月しぐれに袖や猶ぬらすらん

爲章按ずるに、書樓の記といふ御和文もありしかど、えうつしとり侍らず。此姬君は近衛關白信尋公の御むすめ、尋子と申まゐらせける。承應三年御十七歲にして、西山公(割註)二十七歲三位中將。」に嫁し、萬治元年閏十二月二十三日江戶駒込の御別莊にてかくれさせたまふ。(二十一歲)、法光院圓空覺心と申す。後に哀文夫人と謚まいらせらる。御生質の美なるのみならず。詩歌をさへこのみ玉ひて、古今集、いせ物語はそらにおぼえ、八代集、源氏物語などをよく覺えたまひしとぞ。また三體詩をも暗記したまひけるとぞ。ながらへさせたまはゞ、いかにいみじき御ざえにてか侍らまし。御早世のほどをしみ奉るべき事なり。西山公御物語のついで、此御上におよびては、うちしをたれさせたまひける。御互に御ざえありけるいもせの御中らひ、いかにむつましくやおはしましけん。

〇ゆらのと

ゆらのとを渡る舟人かぢをたえ行へもしらぬこひのみちかな

曾丹が歌にて、百人一首にのりてより、諸鈔に紀伊の國のゆらと定められたり。契沖師が改觀鈔に、丹後にもゆらあるよし書たれど證を出さず。僕嘗、大坂東高津にまかりて、萬葉集の事聞侍しついでに、師のものがたりに、夫木第二十二に、神祇伯顯仲卿の家集を出していはく、

曉やをじまが磯のまつかぜに衣かさねよゆらのうら人

此由良、丹後國與謝郡にあり。また新拾遺集旅部に、大納言通具、

とまりするをじまが磯の浪枕さこそはふかめ與謝のうら風

この歌に、與謝の浦にをじまをよみ合せられたるに、顯仲の歌を引合せて見るに、丹後にも由良ある事明らかなりとかたられき。實にも曾禰好忠は、丹後掾なりければ、所レ居の名所をよみ侍りてん。一首の釋は改觀鈔に見えたり。

○千年山に八境を題する記　　長松軒惟翁

みやこをいでゝ十とせ餘り一とせのほど、ちとせの山のみねのましらにともなひ、尾口のさとの里人としたしみて、よろづの事のぞむこゝろをやすめ、ひとつのみちさとらまほしかれど、ひが〳〵しきほんじやうのあらためがたくて、ひたすら花鳥のいろねにふけり。やうやくえんかのたなしきやまひにふせり。賤そなきまじき心のすきにや。そこら見そなはして、ふかき洞の戸に隱れては、ぬしなき實をしるよしにものし、たひらかなる岩ほにうづくまりて、よひ〳〵ごとの月にうそぶき、よき泉にけがれたる耳あらふも、かしこかりし人のまねめきてをこがまし。草のしとねにおりゐては、濁にしまぬはちすをあはれみ、あるはから歌のおもむきもすゝむにやと、谷川の一木橋に雪をながめ、或はくれ竹のこみちにたゝずみて、心なしきまじはりを結び、すがはらのおとどのさのみめでけんも、色にのみはあらさめりと、にほひゆかしく梅がえをよむ、あるは十あまり三の絃をしらべて、靜なる窓のあめつちをあがものとしむるも、千年の山の名にかなふ、やま人とし人はいふあり。さればかゝるゐなかずまゐも、

おのれのみかは。ふし見の里の露にたもとをそぼち、魚の山べのあらしにくしけづり給ふ。とほつおやもおはしけるぞや。されどそをまねびたまへ侍るにはあらず。おのづから竹のそのふにおひたつふしをにくまれ、谷のむもれ木むなしくくちなんも、みづからは心やすくて、中々うれしきさいはひならし。

右の八境は、丹波國桑田郡千年山下尾口村〔割註〕今は小口村と書り。出雲村の北、箕田村の南。」にあり。管雲洞、〔割註〕千年山中に有。」嘯月岩、〔同上、〕洗耳泉、〔同上〕愛蓮塘、〔割註〕東光寺の前の池の塘なり。」吟雪橋、〔割註〕小口村の中南北に、今は石橋をわたしたり。」賞竹徑、〔割註〕今の南町といふ所にあり。」嗅梅塢、〔割註〕出雲と小口の間にあり。」抱琴園〔割註〕東光寺の西隣長松軒の隠栖なり。定賓、定明、定爲、傳へて住れたり。爲賓、爲章等が産地。」なり。長松軒卒後百年に過ぬれば、今はさだかに知人まれなり。先考〔朴翁、定爲、〕と新之允、定正などは、傳へおぼえて、先年その所々ををしへられたり。されど百餘年の後に見れば、風景おもしろからず、名跡としもいはれぬさまなり。長松軒の傳は、後にうつし侍るべし。

○隠士朴翁に贈ること葉　西山公

我家に隠君の曾祖長松軒の書玉ふ八境の記をうつしもつ事とし久し。つねにそのこと葉のうるはしきを賞し、その文字のさだかならぬを憂ふ。此ごろかの眞蹟を、隠君よりつたへかりて、もとより持しとあはせ校るに、日ごろよみときがたかりし文字、はやくこゝろを得たり。よろこび思ふ事かぎりなし。今ぞ眞蹟を返しおくるに、たゞにもたさんも無下なればとて、こしをれひとつ書付て、その山びこの笑を催す。

　はるかにもあふぎこそ見れ千年山山としたかき君がみさをを

今按、これは先年續拾葉集あつめさせ給ふ時の事にてぞ侍し。其御志とげずしてかくれ玉ひぬ。すべて古人の爲に殘念なることなり。

○山家の記

朴翁居士

千とせ山のふもと嵯峨ノ隈は、おぼぢはじめて隠れすませ玉ふ所にして、岡崎につたへて、なほ庭のたゞずまひおもしろくすみなし玉ふを、此宿またはやうより後妙法院の宮にめされ侍しかば、みつのこみちあれまさりて、久しくうづらの床とゆづり置てしを、みやづかへかへし、世のまじはりたちてのち、叟になかしのいしずゑを、やゝ西にはこびて、むすぶ軒ば、竹のとぼそ、いといふせけれど、膝をいるゝにたれりとて、容膝と名づく。よものかべに靖節先生帰隠の図をみづからうつし、そのこと葉を雲竹子にかゝしむ。このひだりにつゞきたる軒に、嘯傲のもじをかゝげて堂の名とし、東軒のもとにといふ詩を書付、みな照高公の筆なり。窓のほとりに、明窓淨几、筆硯紙墨、皆極精良、自是人生一樂、といふを額に書たるは、雪齋といひし畫師のはかせたり。たくはふる物琵琶、琴、おの〱ひとつ、筒はいきともしくなりて、ましもふかれねど、すがたのめでたければはうちもやらず、文ばこ、圍碁のばん、からやまとのうつし繪、ひとはこみなかすかなる住居の友とうとまれず。此所のさまちとせ山ひがしによこをれて、峯のあらしうき世の塵をはらひ、白雲みやこの夢をへだつ、南は山祇の森とすゑものふりて、池のみどりもいとふかく、藤浪さへたちかゝりて、やよひのすゑには、さながらむらさきの雲にほひみちたり。すこしひつじさるのかた一里計りに、白妙のついぢ高くおほぞらにそびへたるなん、よろづ代ふべき鶴山の城なり。この見渡さるゝぞ、山里めかずうるさけれど、城市のいそがはしかなるを思ひやるにつけて、翁が心しづかに、世のにごりのがれしよろこびをすゝむるなかだちと、かへりて嬉しきものにながめなしぬ。西には鷲岩の山おろしはげしくて、主人公をよびさまし、千とせ川水たえずして、ゆくものはかくのごとしとさとり顔。北に竹のはやしみどりをふかめて、春の鳥、夏の風、秋は月に、冬は雪によろしく、四の時なさけすぐさぬすがたをあはれむ。こなたの軒に綺翠の字をかけて、茶室をかまへ、その具をたくはふ。湯のにゆる音、いとにあらず、たけにあらず。かきねのすゞ虫にまがひ、木ず

ゐの蟬に似たり。ねられぬよひの耳に友なひ、めさむるあしたさらにこゝろも淸し。尾口の里はおばしまのもとにつゞきたれぱもりあかす、かと田の面のいなむしろ、吹しく風をまくらにぞ聞といふにかなへり。此里はおほぢの御時まで、御母かたのしる所なりしを、明智光秀といふものにかすめられて、のち領主もうつりかはりたれど、なほふるきよし思ふ人おほくて、此かたゐおきなをもあはれめば、よろづにたよりあしからず。今はむそぢにみちたれば、鬢の霜ふかく、はだへの波よせまされど、ひとみのうるほひさのみにかはかねば、つねにおしまづきにより居て、文をひらき見ぬ世の人にまじはり。生れぬ時のよしあしをかうがへ、しらぬさかひの海山にさまよひなど、つれ〴〵わぶる事をしらず。ことに先生の集は、むかしよりめなれて、そのみさをゆかしければ、かならずこれを讀よむごとにあぢはひ、ます〳〵ながうして、翁がおもむきにかなひたれば、先生と翁と世をことにする事をわすれて、身をあはせたるをおもふ。東光寺、淨泉庵はよるひるとなく來りて、恭うちものがたりす。或はいざなひてかの名付おきたまひし岩ほにのぼれば、谷のひゞき嘯の聲をのこす。洞の戸ぼそはくだけたえて、しら雲のみぞうづ高き。耳あらひ玉ひけん泉もあせておとかすかなり。池の塘草靑けれど、はちすはにほはず。梅の立えは竹のこみち今は民の家ゐとなりぬ。雪をながむる橋ばしらも、ながらのためしよそならず。梅の立えは枯れ殘れど、鶯もやどりとらず。さてもかの世をさり玉ふは、元龜のはじまる年なれば、百とせに十とせ餘りの露霜にやあれにけん。山人さりて曉の猿かなしぶといひけんもおもひいでぬ。園の名をだにむなしうなさじと、御忌日〔四月十一日〕ごとに、かならず琴をしらべて法樂にそなふ。今さへかゝれば、後々の子孫は、いづこそのほどゝいふ事をもわきまへしらじと、つたなき筆にうつし家にも傳はれとて、

ちとせ山八のさかひをうつし繪のこれだにのこれとふ人のため

とぞいふ。もし日かげのどやかに風やはらかなるをりは、智證大師千とせの末もとよみし寺院の跡をを

かみて、はやく法の水のたえにしをいふかり、聖海上人なみだおとしけん宮居に詣でゝ、その膽夫をたづぬ。あるひはすそわの田井に根芹を摘み、沼の淺みにひしを拾ひ、しげき木陰にくさびらをかり、清き流に筝をなげ、もしは國分寺をとぶらひて、禪門の商量をはげみ、愛太子の峯をよぢて、教乗の議論をいどむ。おほよそこの山ずみのたのしみ、あめつちのあひだにまたたぐふ人あらじと、みづからたれりとし、ひとりほこりて餘年を衆水にはふらかし、すみやかに草と同じく朽なん事をあまなふ。時に貞享三のとし卯月三日の夜、隱士朴翁ねざめのまくらをもたげてしるしをはりぬ。

爲章按ずるに、これは先考六十歳の作にてぞ侍し。阿希は右京亮定明、法雲院宗慶居士、後妙荘嚴院の宮は伏見宮貞清親王なり。雲竹子は野田氏、京師の能書にて侍し。靜齋公は久我前中納言通名卿也。瑞岩寺は禪宗見憲、見外二代の和尚は先考の法友なり。千と世川は馬路村、池尻村の間をながるゝ川也。俗に大川とも、大井川ともいへり。明智日向守光秀はたれ〳〵もしれり。先生の集とは陶靖節の集也。東光禪師は現在せり。淨泉庵は東光寺中興大中和尚、〔割註〕亂溪長松軒の次男。」老年に隱居の跡なり。此比は住持もなく庵も破れ侍り、智證の跡は金仙寺なり。聖海のなみだの事は、つれ〴〵草にみえたり。宮ゐは出雲の社なり。國分寺の智觀和尚もまた法友なり。愛太子山白雲寺は天台宗なり。そも〳〵先考此山住にて、清閑の福をうくる事十八年にして、元祿十五年(壬午)八月二十三日七十六歳にして身まかりたまひぬ。法號は長德院眞門一傳居士、尾口村の内平野の上の山に葬る。此記をとりいでゝ追慕のなみだを硯の水にそへ侍りぬ。

○冬の鹿

拾遺集

神無月しぐれしぬらし葛の葉のうらこかるねに鹿もなく也

○八重さくら

新古今集に、八重ざくらを折て、人のつかはし侍りければ、

白雲の立田の山の八重ざくらいづれを花とわきて折けん　道命法師

內大臣に侍りける時、望山花といへる心をよみ侍りけるに、

しら雲のたなびく山のやへざくらいづれを花と行てをらまし　京極前關白太政大臣

契沖師いはく、しら雲のたなびき立山に、八重櫻よまんことといかゞ。歌は打まかせてよむ事も有べけれども、これらは口拍子にかゝりて實事わすれたりといふべし。撰者もまた意を用ひられざりしに似たる歟。

○嵯峨の隱君子

玉海（兼實公日記）治承四年八月四日云、大外記賴業眞人語曰。嵯峨隱君子算道命期勘文。不レ可レ改二平安宮一之由有二所見一。貞觀之頃。依二大極殿炎上一。時人可レ有二遷都一之由謳歌。隱君子聞レ之云。桓武聖主鑒下此地久可レ爲二帝都一之故上。新處二營給一也。〔割註〕其記文長、今略レ之。」

○かなづかひ

契沖師がいはく、俊成卿の歌に、

たのまずばしかまのかちの色をみよあゐそめてこそふかくなるなれ

萬葉には以と爲、遠と於、これらをさへかよはせる事なし。まして以爲と比など更にかよはさず。後世はいにしへにかはれり。

今按逢と藍とかよはしてよまれたるをそしりたり。げに尤もなる事なり。かやうに中頃の先達不吟味なりしゆゑに、假名づかひみだれて、わけもなくなれり。四聲をわきまへぬ人の詩を作れるがごとし。此外中古の歌に、かやうの不吟味あまた見えたり。

○賀儀（定基朝臣の作なり）

七十賀（中院儀）

當日早朝裝二束殿一。（東面、）其儀懸二簾於四面一。副二南簾西第一間一立二四季屏風一。（二帖、）鋪二高麗端一帖一爲二主人座一。（割註）其西置二鳩杖一。」副二北簾下一鋪二高麗端二帖（東西行）東折同端一帖一（南北行、）爲二公卿座一、東面簾卷レ之。

剋限主人出座。（割註）褰二南簾東間一出レ之。息公卿褰レ之。」次公卿着座。（南面西上、）次居二主人膳一（割註）息公卿陪膳、庶子殿上人役送。」次居二汁物追物等一。次酒盞（銚子）。次主人三酌之後陪膳復座。次居二公卿肴物一。次一獻。（割註）五位諸大夫勸盃、六位諸大夫瓶子。」

凡納言家如レ此儀。先例不二分明一。如二大臣家大饗一、則初獻主人也。今日主人勸盃無二便宜一。又如二賀茂祭近衞使出立儀一、則初獻殿上四位。二獻垣下公卿也。今日來會公卿。皆賓客而不二垣下一。又無レ便。考二舊例一。天治二年待賢門院養産九ケ夜。皆諸大夫勸二初獻盃一。（割註）見二左園花大臣有仁公記一。」

次二獻。（割註）殿上四位勸盃、五位諸大夫取二瓶子一。」次三獻。（割註）息公卿勸盃、殿上五位取二瓶子一。」次殿上人着二公卿座末一。次諸大夫置二管絃具一。次地下召人着二簀子座一。先レ是鋪二菅圓座一。次呂（双調、）調子。次春庭樂。（只拍子、）次朗詠。（東岸西岸柳、）次鳥破。（樂拍子、）次同急。次律（平調、）調子。次萬歲樂。（樂拍子、）次朗詠。（嘉辰令月。）次三臺鹽急。

今日歌遊准二久安富家禪閤七十賀儀一。件時催馬樂也。其曲調斷絕。仍以二朗詠一代レ之。

次諸大夫立二文臺一。（觀宮盞、）次諸大夫鋪二讀師以下座一。（菅圓座、）次諸大夫置二不參之人和歌一。次在座公卿以下各置二和歌一。次息殿上人起座。着二主人座下一賜二和歌一。置二文臺上一。次讀師着座。次講師着座。次講頌人々着座。次講二和歌一。次各起座。（以二下﨟一爲レ先、）次主人起座入二簾中一。（息公卿褰レ簾如レ先、）屏風高五尺。月次倭繪裏形薄蘇芳遠菱文。緣赤地錦。（割註）依二類聚雜要抄一。調レ之。」雖仁依二延喜例一用二四帖一。和歌色紙形。

鳩杖(有二和歌一。)建仁家長日記云。和歌繡二杖袋一。其日後京極攝政記云。造二竹形一。和歌書二竹葉一。同日之記甚有二相違一。但爲家卿自筆記亦載二書レ竹之由一。仍用二後京極說一。

主人饗。

赤木机一脚。〔割註〕建仁例也。長二尺五寸。弘一尺五寸。高八寸五分。面松重二重織物。」

綾伏組。〔割註〕蘇芳濃薄二筋表差也。」組末總角有二玉藥一。心葉松。〔割註〕已上大概摸二久安例一。」打敷。〔割註〕松重如二机面一。長四尺八寸。弘二尺七寸二幅。」飯垸一口。(様器。)汁物二坏。〔割註〕蚫汁實盛別坏。」窪坏二口。〔割註〕海月、老海鼠。」小窪二坏口。(酢鹽、)干物二口。〔魚條燒蛸、〕生物二坏。(鯛鮨、)菓子二坏。(梨子柹、)箸匕。〔割註〕有レ臺、鶴洲濱形、恒例机饗箸臺用二土器一。准二久安例一作レ鶴。」追物二坏。〔割註〕雉足、零餘子燒。」酒盞一口。折敷三枚。〔割註〕様器書二蝶鳥一。」銀片口銚子一口。〔割註〕机饗用二銚子一。又久安例也。」

公卿肴物　衝重。〔割註〕人別一合高七寸餘。」生物二坏。(鯛、生鳥。)干物二坏。(魚條、燒蛸、)小窪器二口。(酢鹽、)箸。(臺土器、)酒盞一口。〔割註〕用二深草例平皿一。」折敷一枚。(様器、) 瓶子一口。(様器、)

諸役事

褰簾事

主人陪膳　前源中納言(通躬)

同役送　左近中將定基　同通淸

公卿肴物　諸大夫〔割註〕前美濃守仲義、薩摩守源盛淸。」

初献勸盃〔割註〕前美濃守仲義、瓶子薩摩守源盛淸。」二献勸盃　定基

瓶子　仲義　三献勸盃　通躬　瓶子　侍從雅季

歌遊　笙〔割註〕前大納言基量卿、通躬、定基。」篳篥　通淸

地下召人〔割註〕前下野守高秀宿禰笛　前伯耆守近家笛　左近將監近任笙。」
朗詠東岸西岸〔初反〕句句　基量卿詠レ之　第二句　通躬詠レ之　第三句　定基詠レ之　第二反
初句　定基　第二句　基量卿　第三句　通躬　篳篥　通清　笙　近任　笛　高秀
嘉辰令月〔三反〕　初反　通躬　第二反　基量卿　第三反　定基　篳篥〔如レ先〕　笙　近任　笛　近
宮召人座青侍敷レ之
披講　文臺　仲義　圓座　仲義座清侍役レ之
置二不參人和歌一　仲義　置二主人和歌一　定基
在座公卿　前大納言基量卿　前大納言實業卿　前中納言通躬
讀師　實業卿　講頌　通躬　通清　講二和歌一儀
殿上人〔二反〕　公卿〔三反〕　主人和歌〔五反〕
人々裝束　主人〔割註〕直衣、白單衣。」基量卿〔直衣、〕實業卿〔直衣、〕通躬〔割註〕直衣紅單衣籠括。」定基〔割註〕直衣紅練打衣出レ之、紅單衣下括腹白。」通清〔割註〕衣冠、紅單衣。」諸大夫〔割註〕各衣冠單衣。」
地下召人〔各布衣、〕

懐紙和歌

寄濱祝

白龜の齢に契れ萬代のはじめとけふを祝ふ行すゑ　通誠

七十のよはひをちよのはじめにて猶行すゑの春もつきせじ　熈定

なゝそぢの今日のまとゐのそのまゝにいざ萬代もともにかぞへん　通茂

とし〴〵にさかえむ和歌の浦波をふべきよはひの數にとらばや　基時

すゑ遠くいはふ齢はこの宿の松のちとせにとりそへてみん　基量

千世かけていく七十の春かへんまつかげなびく松をためしに　實業

代々の跡にことえてさか行老らくにことぶきそへん春もいく春　通躬
いく春か宿にかぞへん七十やことしを千世のはじめにはして　永福
七十をかぞへはじめて今年より千世のさかえを待やたのしき　惟庸
千世の春もかくしこそみめ七十のとしのはじめに契ることぶき　基長
老の春を今日の若菜に摘そめて八そぢ百とせ千代もかぞへん　定基
行末もあかぬ心にまかすべきよはひはいく世七そぢの春　通清
七十の春をかさねて今よりや千世萬代も宿に契らん　輔通
ことしより千年の春も和歌の浦による白波をかぞへてぞへん　輝光
七十のけふを千年のはじめにてさかゆく宿の春はつきせじ　實岑
七十の殘りのほどもことしよりいまいく千とせ宿にかぞへん　雅季

屏風和歌

正月澤邊に若菜つむ所
春はまづ心は野べの澤水にともなひ出て摘若菜かな　實業卿
二月松に櫻の立ならびたる所
松にのみ千年はいはじ世とゝもにちらでともなふ花もこそあれ　通躬
三月たがへすところ
ながき日はいとまをしまでかへす田にしづも心のゆたねまくらし　實陰卿
四月簾に葵かけたる家居に時鳥鳴わたる所
今日にあふ釣簾のあふひに千代かけてなく音かたらへ山郭公　通誠卿
五月橘の咲たる所月も有

花の香は霞にふりぬるたちばなに今もむかしの月やとふらん　通清

六月みな月はらひする所

おいの浪よるせにはらふ御祓河けふより千世の秋を待とて　定基

七月ませに秋萩かきたる所

七十の風をはじめに幾千世もかくこそはみめ秋もすゝきも　通誠

八月海邊に雁のあそぶ所落るかりもあり

おくれけむ浅路の友もしたひきてうらなれゆくや秋の鳫がね　實陰卿

九月山の紅葉に夕日出たる所

夕日影てりそふ紅葉いろぞこきしぐれも霜もした染にして　定基

十月入江の蘆邊に鶴のむれゐる所

浪よするあしべはさむき冬の日も心のどかにあそぶ友づる　通清

十一月鷹狩する所

みかり野や谷にくいぬにたつ鳥をまづひとよりとあはすたか人　實業卿

十二月雪の内に早梅咲たる所

雪にまづほころびそむる宿の梅陰なびくべき春や待らん　通躬

色紙形不レ書二作者一　前大納言實業卿書レ之

杖和歌　通躬詠レ之　前大納言基時卿書レ之

此杖にいはひそそむることしよりはるかに老のさかゆかんよを

翌日羅晴及屏風杖等贈二阿爺許一返歌

はる〱と花のさかゆく杖なればつたへて世々に千代はかぞへん

書ニ短冊一結ニ付件枝一返ニ授通躬一

爲章按ずるに、慈親長者の齢を賀する事、公武ともに同じ心なり。古き儀式は今にうつりがたき事も有ぬべし。右の次第はちかく當時の儀なれば、武家にて賀をまうけ侍らば、衣冠は袴肩衣にかへ、歌遊は能の謡にかへ、披講は只よみあげてもありなん。まづ大體を知りて置べし。

○遊女妙

明月記建仁三年五月十三日御幸記、雨降、時々止、巳時參ニ上御向殿一。小時還御。遊女着座。神崎の妙すべりて顚仆。

今按、これは西行と贈答ありし遊女なり。新古今にても妙とよむべし。

○將　棊

圍棊雙六はふるくより物にも見えたれど、將棊はいつ頃よりといふ事をしらず。同記四年十二月十日宇治御幸記、其傍置ニ圍棊雙六將棊等盤一とあり。後日に家兄爲實の云く、台記に、大將棊といふ物みえたり。其文にいはく、康治元年九月十二日參ニ新院一。於ニ御前一與ニ師仲朝臣一指ニ大將棊一。余負。

○彰考館

明暦年中武州小石川の邸中、高き地に建給ひて、彰考館三字の額は、則ち西山公の御筆なり。この文字は左傳序に、彰レ往考レ來といふよりとり給ふとぞ。額の傍に、

史　館　警

一會館者可辰半入
　未刻退
一書策謹不可汚壞
紛失之

一　臧否評論宜最戒之

一　論文考事各當竭力若有他所駁則虛心議之勿執獨見

一　在席勿怠惰放肆

この館にして、神武天皇より後小松帝までの本紀、ならびに公武諸臣の列傳を、史漢の體に擬はせたまふ。其中に神功皇后を后妃傳に、大友皇子を帝紀に載せ、三種神器の吉野よりかへりたまふまでを南朝を正統とし玉ふなん、西山公の御決斷なりけらし。館の諸儒たちさま〲議論ありて、御顔ばせを犯したる輩も有しかども、これ計は某に許してよ、當時後世われを罪する事をしるといへども、大義のかゝるところいかんともしがたしとて、他の議論を用ひたまはず。此館の藏書には、鼎の形の中に彰考館といふ字をえりたる印を押たり。

○彰考別館紅葉の宴、詩歌の序　　藤原篤實

吾相公藤の岡より御かへさのついで、此館に入らせ玉ふは、神無月中の九日なり。人々脩勤の有樣を見そなはし、且はねぎらはせ給て、御さかづき何くれとあかち玉ふ。折しも軒端の楓そめわたして、まことにきさらぎの花よりもくれなゐふかきに、夕附日さへかげさし添て、あたりのおぼしきをてらせば、ことさらにめでおはして、やゝ打ずし給ふと見奉るほどに、やがて四七の玉韻なりぬ。すなはち侍の利渉をして是をかゝしめ、猶このともがらのをもめして一卷となさしめ、このみたちにさぶらふ人々にくだし玉ふ。唐もやまともおのがじゝ思ひをのべ侍るべきよし仰するに、或は龍田川の錦をおもひ、ある

は呉江の霜をねたみ、心々の風情をあらはす。かゝる仰をうけ給り傳ふる爲實、まことにざえ短くこと葉つたなくして、さらにおもひよるふしも侍らぬを、此まゝにもだしはてんのかしこまりにたへずして、ひなぶりとかやひとつつゞりいでしを、そのまゝ一卷の數にもらさせ給はぬなん、こがねにまじるいさごの心地して、おもてのあせをさめがたくぞはんべる。

萬代につたへててらせもみぢ葉のいろもはえある軒のひかりを

按ずるに、是は貞享四年西山公（時に宰相）御在藩の秋の事なるべし。彰考別館は水戸城内に搆られて、禮儀類典御編集の場なり。家兄〔割註〕前右兵衞尉爲實。」その總裁にてぞ侍し。

○西山公江戸へ赴かせ給ふを送り奉る和歌幷序　　藤原爲實

我中なごんどの遯の上九を得おはして、西山にまくらを高ふし給ふる後、はじめて武城にとて出立玉ふは、元祿七の春きぬ（本ノマヽ）さらぎ末の八日になん。山里に殘りとゞまる人びとはさらなり、なべての木すら、鳥すらまでも、行するゑはるかなる御さかえをよろこび、且はかりそめの御名殘をもをしみ思ひ奉れる心なくてやはとぞ覺え侍る。人なみに御ことぶきを聞えあぐるも、かへりてはおほそれおもひ侍れど、御道すがらをいのり奉ることの葉は、さへの神の手むけにもなどかならざらんやとて、蜂腰五首をつらねて、御ともにさぶらふ中村顧言ぬしが馬をひかへてさゝげ侍り。

たび衣たもとゆたけきよろこびを御池の鳥の音にも立らし

むさしのゝはなはありともみねの松まつらんいろを君わすれめや

さきいづる花の梢もいかゞ見ん君をまつまのはるのやま里

わかれても今かへり來んうれしさのいろにやかねてにほふ梅が香

一すぢにいのるこゝろのまことをば道のちまたの神もうけずや

按に、元祿七年の春、幕府（憲廟）御たいめんありたきよしにて、西山より江戸小石川の邸へ上らせた

まふ。

○彰考館書目の記　　　　藤原爲章

あが君封域のまつりごとに御心をもちひ給ひて、仁刑あやまちたまはねば、士にたらいなるふるまひなく、民によこしまなるうたへを聞ずして、おのづから箕潁山の風も枝をならさず、那珂の湊浪しづかなるまゝの御いとまに、武備文事ふるきあとをしたひおこさせ玉ふなかに、本朝の史傳くはしからずして、古人の履歴かくれうづもれぬるをうれはしみたまひて、武州小石川の藩邸に彰考館といふをたてゝ、四方の儒生をめしあつめ、神武よりはじめ後小松院にいたるまで、本紀列傳をえらびたまふが、なほもゝしきやふるき大宮の公事ども、年々にすたりもてゆくをほいなうおぼして、かの餼羊にもたぐひねかしとて、舊記のうち、四方拜より追儺にいたるまでの恒例と、御踐祚より國忌諒闇の臨時を類聚せさせたまふ。そのところを彰考別館となづけて水戸城内にかまへられたり。總裁には前右兵衛尉、藤原爲實をまねかせ玉ひて、貞享丙寅の秋より編纂をはじめらる。〔割註〕書目あれども略してのせず。」彰館のともがら總裁一人、考勘十五人、書寫二十八人、校合十人、出納四人、検察三人、隔日に辰の半漏にまゐりて未の半刻にしりぞく。たゞし書體を仙洞へ奏覽し、かつは群卿批評をうけたまはんために、四方拜、御薬、朝賀、三節會、朝覲行幸、二宮大饗などを類聚して、今出川の内府公規公にたのみきこえさせたまふ。君侯もとより武林に生れさせ給へば、有職の道にはうと〳〵しく、なでふ事かあらんと、搢紳のともがらおもひけち玉ふめるに、凡例にかゝせたまふごとく、いさゝかも御私の才學をまじへられず、たゞ舊記のまゝにまかせて、公事一會を首尾とゝのひて採摘し、部類たがふことなく編集せられたれば、みな感賞してのたまはく、あはれ朝廷さかりなる世なりせば、敕撰の書ならましを、いつしか公武地をかへて、かうやうのくはだてを、あづまの奥にておもひたちたまふことよなど、そゞろに涙もよふすかた〳〵もおはしけるとぞ。仙洞叡感殘からずして、禮儀類典と題號をたまはり、かつ書目にも

れたる撰集祕記、新儀式、後伏見院御記、深心院關白記、後深心院關白記など借し下され、また官庫に見えざる記錄をめし借らせ給ふ。おほよそかくのごとき祕書珍記を、この一館にあつめさせ玉ふは、かの史傳のおぼしたちより事おこりて、京師田舍にたよりをもとめ、名山靈區のおくまでをあまねくさぐり尋ねて、こゝらの年をへてこそ、むなぎにみち、牛もあせするばかりになんなり侍りぬ。爲章むかし都のうちにそだち侍りたれど、かうやうにあまたの舊記を見聞ことは侍らざりしを、今は日ごとにふるき代々の事どもを、まのあたりのやうに熟覽し侍る。幸のいたりも身におはずぞおぼえ侍る。いにしへの人はよろこぶことあれば、かならずしるすとかいふ事をおもひいでゝ、いさゝかこれをかきつく。

〇隱士岡本宗好

京外の白川にこもり居てよめる歌

のがれきてすめば都の白川も浮世に遠き秋風ぞふく

宗好が履歷とひあはせて、かさねて頭書にも書つくべし。あづまへ下りし道記に、寛永十四(丁丑)十月日露底軒宗好とあり。

〇櫻　戸

日野亞相弘資卿、中院亞相通茂卿、武家傳奏にて每年歲首の敕使とて、彌生のころ江戸へ下りおはして、大樹幕下、および御三家〔割註〕尾張侯、紀伊侯、水戸侯。〕の藩邸へむかひ玉ふ。いづれのたびにか有けん。小石川邸のはなざかりを見せたまひたりし時、西山公(于レ時宰相)の御詠、

櫻戸の花をあるじとたのまずばいかで待べき雲の上人

兩卿の歌をもうつし置侍りたるが、いづこへかまぎれはべりけん、今さぐり得ず。

又いづれの年いかなる敕使にてか、秋の末つかた通茂卿江戸へ下り玉ふ時、西山公より菊をおくりたま

ひたゝ簡牘のおくに、

手折つる心もふかき色に香に重ねの露をおもひやられて

御返し

ことの葉のふかき心の色かには露もはえなき宿のしら菊

○都鳥

中院内府通茂公〔割註〕于レ時前大納言、〕いかなるゆゑによりてか、しばらくこもりおはせし頃、西山公〔割註〕于レ時宰相〕より角田川の都鳥にて香佳をつくらせ、内に何くれの名香に、金銀にて花紅葉の形をきざみまじへて贈りとぶらはせたまふとて、

すみだ川波まにあそぶ都どりやがて雲井に立やかへらん

御返し

思ひきやしづが身くづを都鳥心にかけてことゝはんとは

また、西山公中納言にならせ玉ふを、内府公より賀しまゐらせらるゝ御文のすゑに、

待えたる恵みの露や紫の色こき袖にさぞあまるらん

今按、この御返歌をわすれ侍りたり。後日に聞もとめて頭書にも加ふべし。

○盆石の歌

奥州岩城の城主内藤左京亮義概朝臣は、和歌をこのみて、藩邸へもたび〳〵参りたまへり。或とし江戸より岩城へ歸り玉ふとて、村松山日高寺〔割註〕水戸御領のうち。〕を一見し、別當の龍蔵院といふに立よりやすみたまふ折ふし、床上の盆石を見て、

しらざりき遠き境の海山も手にとる石の上に見むとは

と書つけ、龍蔵院に見せられしを、後に西山公の御覽に入侍りしかば、その僧にかはりて御返し、

しらざりき遠き境のなさけをも手にとる文の上にみむとは

〇もろこし船

元祿三年西山へ御隱居の時にてや有けん。江戶をたゝせ玉ふあした、年頃したしく參られし人々、御名殘をしみの詩歌どもおほき中に、堀田宮內一之のぬしのよめる、

はるかにも思ひなされてしたふぞよもろこし船のわかれならねど

御返し

いとゞ猶名殘をぞ思ふ老の浪たち歸るべき世をもしらねば

折ふし雨ふり侍りたるに、御輿の內より送の人々にむかひて、

立わかれ又逢こともしら雲のひまなき雨をなみだとは見よ

或人のいはく、右二首の御歌は、元祿七年の春將軍家へ御對面のため、西山より江戶へ出させたまひて、御歸國の時の御詠なりといへり。なほ尋ぬべし。

〇禮儀類典序

在昔
神祖
聖宗之建レ邦也。惟敬以事レ天。凡百臣工之奉レ君也。惟恪以弼レ治。上下勤恤靡レ遑。而其共保勵翼。同寅協恭之實。積而溢レ表。流融顯著。遂將下形而爲二視瞻容色之則一。動而爲二進退揖揚之度一。飾以爲二辨裳珮纓之章一。列以爲中籩豆醴羞之數。宮廬車旂之制上。而以レ之格二鬼神一。而紀二人類一。以レ之施二王朝一。而推二州邦一。而家而鄕。位置等品。纖悉曲折。整然不レ可二毫爽一焉。蓋仰而思二其隆一也。可レ想二邪僻不レ設。惰忘不レ萠。胥以儼二立鎔範規矩之中一。則民志厥何以不レ定。君綱厥何以不レ張。尊卑辨而天地位矣。貴賤差而陰陽理矣。此道也昉二乎玄古一。漸二乎中葉一。

大寶
延喜之間。彬彬其質文之彰、殆軼隆周、用以延大中、稍有極、而常
皇圖千億萬斯年、使載籍從漢唐不能傳焉。竊歎惜哉。惟我先人風披往史、思求古今君臣事蹟、
建議與故諸儒、則有以隨夫禮義之用其切、皆斯矣。私以諸公卿大夫士庶補其事、詳讀源氏記
藤氏抄江氏次第、以叙達見聞者前後數十百家。所載造門禮義。環儀末節。旁及稿簿雜令書契敍會、
爲叢周備、參而取之。皆是以資例證、而代殊人異。從詳此略。素聞有要領、一大成典可、惟
也。乃多方借覽、就同、遂以遣編。書則標原名、文則仍舊簡、並其書決其宄、引歸其目、
緒以何例臨時、纂成五百一十卷、附圖三卷、二十易歲春成。雖潛德之不掛、而高庫之補力云。
往昔要石大臣藤原公記奏
進。
太上皇以撰次
稱
旨、特出秘閣書若干帙、屬傳增輯、先人之生其榮也、不肯孤絹像、不克托揚成業、冒藏之久、適
値
大將軍殿下勵政餘暇留
心典章、
命而訪求之。蜀卷仍發。不知所措。謹以繕寫
呈
上。先人之發其榮也。而甚稿光價因以臘軒睚曙、幾與古律令格式並行。搢紳子弟就採一二、肆
于樂嶽試予

廟廷ニ。俾ニ之小補一
祖
宗之不憲ニ而側弼
邦家之休治上焉。則先人之所三以恪
奉ニ於
上一者。賴而盡矣。榮其躬也哉。
寶永七年寅庚八月

權中納言從三位源朝臣綱條謹序

〔〕處士維楨

京堀川出水通を下る所に居たりし儒士なり。伊藤氏にて原佐と稱し、仁齋と號しける。わかきより心を經學に專らにして博く學びたり。宋儒理學の風をきらひて、直に論語孟子によりて身をもおこなひ人をもをしへける。その趣は童子問〔三卷〕にみえたり。此外語孟字義、中庸發揮、論語、孟子の古義などいふ書をつくりて弟子にさづけゝる。委しき事は、その子伊藤原藏長胤が書たる行狀にのせたれば、こゝにはしるさず。爲章は弟子の數にはあらざりしかども、過し年その講說を聞、人品をも知たり。物やはらかに愛相よく、謙退ふかく、まことに君子とはかうやうの人なるべしとおぼえ侍り。されど程朱の學風をきらひて、みづからの見識を立たれば、世の人にくきものにおもひける。もとより歌學はせざりしかども、折にふれ興によりては、口にまかせたる歌記憶せし計を、

菊の花をみて

秋をへてつひに紅葉ぬ松はあれど霜に花さく庭のむら菊

題しらず

上が上かぎりもあらじ我よりも下の下なる人をみるべく

人ばかりおとりしもせじ月も日も空にひかりのかはりなき世は

述懐

我身世にふるから小野のもとかしはもどかしとしも人の見るらん

父の三年の喪のはてに

三年とて定めしかずの限りあればけふぬぎすつる藤衣かな

前庭をながめて

風わたる竹のかれ葉をそのまゝに梢にとむるさゝがにの糸

七夕

さかしらに誰れいひ初めてたなばたのこよひなき名の空にみつらん

月をながめて

代々を經て詠し人の數にまた我をもゆるせ秋の夜の月

戒愼恐懼の意を

思ひとれば此身の外に道もなし身を守るこそ道をしるなれ

○續千載集の歌　　法皇御製

いとゞまた民安かれといはふかな我身世にたつ春のはじめは

唐の德宗も始初清明、其行事無レ愧ニ於先王一とあり。いづれの人主も、世を御はじめ玉ふところは、御身もち正しく、臣下のあいしらひもよきものなるが、後々は色におぼれ、酒にふけり、土木をこのみ、萬事我まゝになりて、舊老諫爭の人をいみきらひ、新進便佞の人をしたしみたまふより、政事みだれ

て、諸臣の心はなれ、民庶うらみて、世の中おだやかならずなりゆく事なり。よく〳〵たしなみて、わが身世にたつ始初をかへり見たまふべし。

年山紀聞 巻之六

○いろは

台記久安六年正月十二日記云、今日今麿呂參ニ御前一、依レ敎書ニ以呂波一。今按、台記は宇治左府頼長公の日記なり。久安は近衞院の年號、今麿呂は頼長の御息なり。童子の時いろはを習ふ事ふるくよりなり。此便りに付て承り置しいろはの正字をしるす。

以(呉漢同音、)呂(同上、)波(同上、)仁(呉音略、)保(呉音、)へ(割註)說々あり、奥にしるす。」止(和訓、)知(呉漢同音、)利(同上、)奴(呉音、)留(同上、)遠(呉音略、)和(呉音、)加(呉漢同音、)よ(同上、)太(漢音略、)礼(同、)曾(同、)つ(和訓、)袮(呉漢同略、)奈(呉音略、)良(同上、)武(呉音、)宇(呉漢同、)爲(同上、)乃(割註)呉音略、那與レ能通用。」於(呉音、)久(同、)也(呉漢同、)末(呉音略、)計(呉音、)不(呉漢同、)己(呉音、)江(和訓、)て(呉漢同略、)安(呉漢同音、)を(呉漢同、)幾(同、)由(呉音、)女(和訓、)美(呉音、)之(呉漢同、)恵(呉音、)比(呉漢同、)毛(呉音同、)世(呉音、)寸(呉音略、)此四十七字みな漢音呉音ばかりにて、和訓なしといへるはあやまれり。これより前、日本紀、古事記に載られたる歌、專ら音を用ひられたれども、苦(とまの略、)迹(あとの略、)津、かやうの字は和訓なるを見る人は、此疑ひなかるべし。への字乁(へ)とも、又梵字の(點とも、或は反の字のへを取とも、邊の字の乁をとりたるとも、說々いづれにか侍らん。りの字は利の旁をとりたるをおもへば、反か邊かの乁を用ひられたるも知べからず。萬葉等に毎々反邊の一字を、へといふ所に用ひられたり。片假名、平假名、通用すまじきにもあらず。りの字は下に見えたり。漢字のわたらざりし前に、此國には文字有たるにやなかりしにやおぼつかなし。あらば梵字、胡字、阿蘭陀字の樣なるべし。神道家にて神代の文字とて、靈符の字のやうなるを祕し侍れば、字樣まことしからず。後の人のしわざと見ゆ。又日本紀等の史に

も、今より國字を止て漢字を用ひよとの詔敕なども見えず。かへす〴〵もおぼつかなき事なり。八雲立など神詠よりはじめ、神武御製等いかにして傳へられたるにや。

萬葉集第十八家持の長歌に、安我末川君我(我待君也、)續日本紀第十五濱主が上表の中に歌を載たるに、萬飛多天萬川流(舞献也、)さればつもじ、片假名にはツとかけるも、川の草なるべし。此外にむづかしき字とおもへるは、叶ふべくもおぼえ侍らず。色葉雖匂とこゝろうべし。色者雖匂とおもふはあしゝ。

萬葉第十秋相聞のうたに、

もみぢ葉に置しら露の色葉にも出じとおもへど言のしげゝく

いろにも出じといふを、葉の字のそひたるは、言にもといふべきを、ことの葉といふ類なり。壬生集にも寄海雜、

淡路島なにはをかけて見渡せば波の色葉のあしで也けり

以上契沖師說なり。按ずるに、日本紀、古事記に歌をかゝれたるを見るに、常に目どほき字を一字づゝ音を用ひて、佛經の陀羅尼をみるがごとくにかゝれたるは、それよりむかし漢字の渡り來ての書體のまゝ歟。但舍人親王以下のしわざか。萬葉に載たる人麻呂集の歌などは、おほく訓を用ひて、三十一字の歌をわづかに十字前後にかゝれたり。それより後家持卿の前かどよりにや、義訓假字の風おこりて、たとへば戀水と書てなみだ、丸雪とかきてあられとよむ類は義訓なり。これらは其前後の歌人たち、心々に才智をいどみて書れたるにやとおもふ。又たゞの詞のつるかもといふに、鶴鴨と訓を假て書たる事おほし。其外は吳音漢音和訓、もしは和字など、無窮に書れたる中に、かの神道者流のいふやうなる文字は一字もなし。

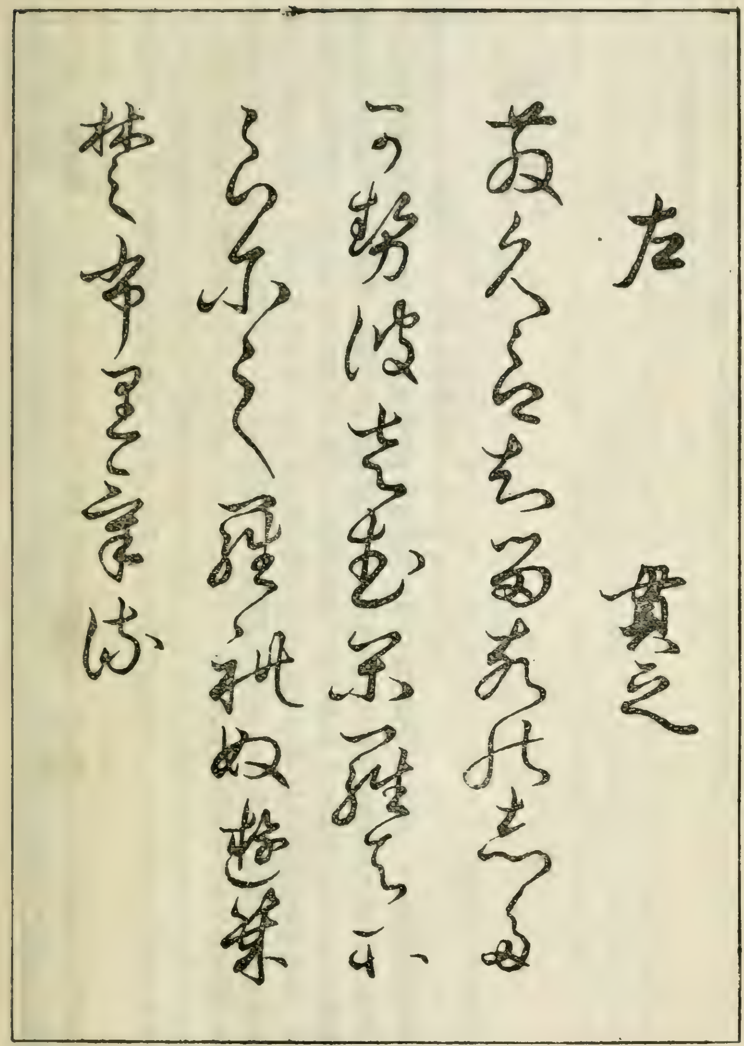
四十七字のいろは字も、めぢかき字をえらびて、吳音漢音和訓うちまじへ、國音の有かぎりをあつめて、古風長歌の體に作られたり。作者を空海師といふは實にや。何にもふるき文にしるしたる物なし

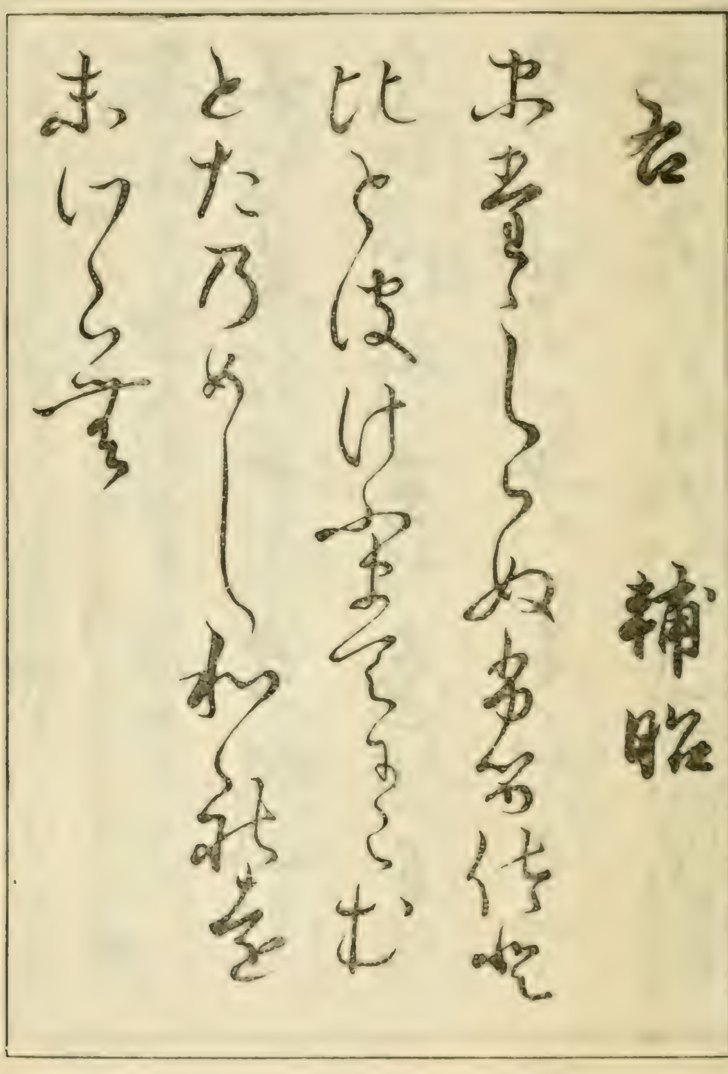
とぞ。續日本紀、日本紀纂疏などの說は、一向に信用しがたし。空海は我朝の音學にも通じ、又隷書といひ、才品兼備といひ、いろは歌もまた弘法のおもむきなれば、その作といはんも違からぬ說なるべし。

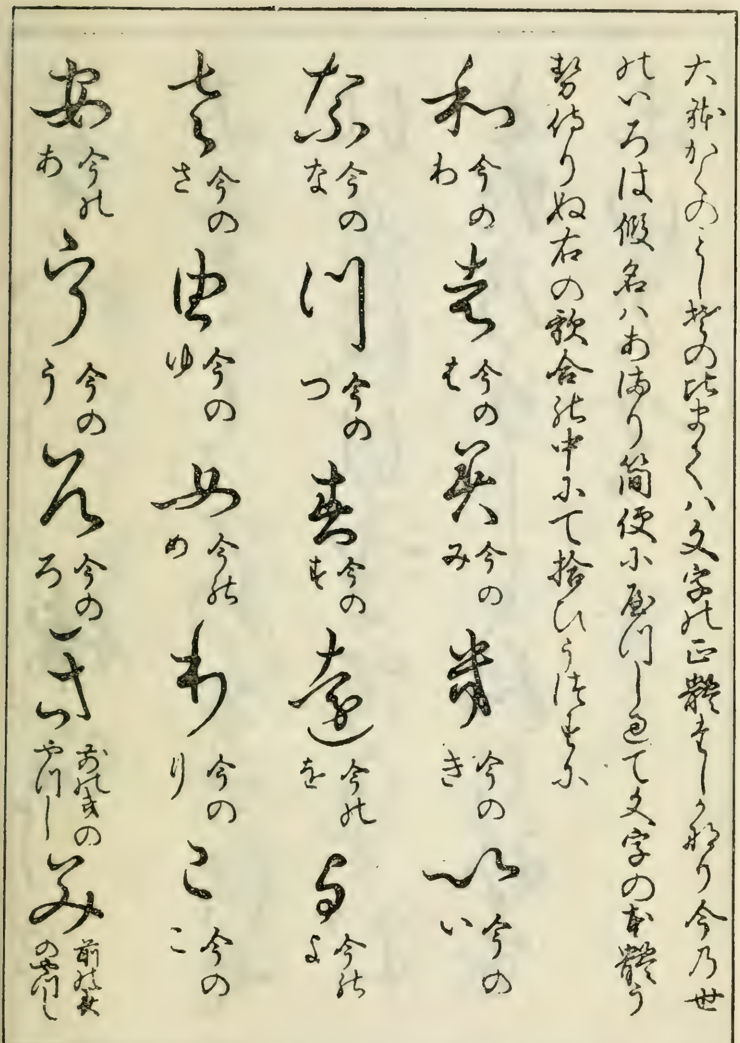
片假名は、それより前吉備公の作といへども、これ又古き物に其證なし。宇治拾遺に、嵯峨天皇の御時かたかなの子文字十二かきて、小野篁によませられたれば、ねこのこのこねこしゝのこのこしゝ、とよみときたりといふ物語を載られたるをおもふに、いかさまにも、嵯峨の御時よりよほど前かたに出きたるなるべし。吉備公は在唐二十五年の間に、官位殿門禮樂までも習ひとりて歸り玉ひ、大内裏以下の制度を始て、朝廷の尊崇をいやましたる程の器なれば、漢字を略して片假名作られん事、これ又違からぬ說なるべし。今のいろはの字樣を、空海師よりといふはいかゞ侍らん。さま〳〵の草書は、それよりはるかの前に、三韓の人、また唐人おほく渡り來り、こなたの人もあまた入唐したれば、おのづから習ひ傳へ侍らまし。賴長の御息今麿呂のかゝれたる以呂波の字樣は、おもふに古風なるべし。左にうつす俊賴のかゝれたる字樣を見ておもひやるべし。

○俊賴朝臣の手跡

西山公の御本に、俊賴あそん眞筆の十五番歌合あり。その假名のやつしやう、


左
貫之


右
輔昭



大抵かなのうし草の時よくハ文字ハ正體をしらざり今乃世
ハいろは假名ハあやまり簡便にならむしるて文字の本體を
誤りぬ右の歌合ハ中にて拾ひ得たるに

和 今のわ　毛 今のも　美 今のみ　幾 今のき　以 今のい
奈 今のな　川 今のつ　毛 今のも　遠 今のを　与 今のよ
左 今のさ　由 今のゆ　女 今のめ　利 今のり　己 今のこ
安 今のあ　宇 今のう　呂 今のろ　寸 おなじやうし　美 前の歌のやうし

と今のご久今のく比今のひ左今のそけ今のけ

お今のま波今のは末今のま者今のさ楔いく

はのくあり楔ハ報の
やりしよくハ今のく
ちらへさめなそ此七字ハ今の
やりしにちがし

へ今のへいろつろつへる
へのまつけてハ
かやりにもありこり
此へにもと云戌
侍く候し

安ふこゆみすとあまく此あハ
要丸字

あり万葉集にもと用ひたり
今の世にもこの如しみえ

源氏物語に、御帳の前に御硯などうち散らして、手習すて給へるをとりて、（中略、）草にも眞名にもさまぐ\めづらしきさまに書まぜ玉へり。又云、手を書たるにもふかき事はなくて、こゝかしこてんながにはしりがき云々。紫式部が比のは、右の歌合の書ざまより又古風なるべし。それより前貫之のころは、又々古體にして、今の眼にてはちとよみがたき姿なるべし。然るに近世古筆家に、貫之の手跡なりとて、大かた後世の假名に書たる物を重寶にするは、いともおぼつかなし。貫之より後の人の寫し置たるを、あやまり傳へたるにや侍らむ。

○字

萬葉集第十六ニ云、有ニ大舍人土師宿禰水通一字曰ニ志婢麻呂一也。於時大舍人巨勢朝臣豊人字曰ニ正月麻呂。又曰有ニ吉田連老一字曰ニ石麻呂一。

玉海（割註）月輪禪定兼實公日記。曰、安元三年四月二十日宣旨、依レ奉レ射ニ神輿一給ニ獄所一輩。平利家（字平治、）同家兼（字平五、）田使俊行（字難波五郎、）藤原通久（字加藤太、）同成直（字早尾十郎、）同光景（字新次郎、）

爲章按ずるに、これらの説によれば、今の世に俗名といふを、古くは字といへり。唐山の風にはかなはざらめど、本朝の故實なれば、尤此説をも用ふべし。

○求レ賢

三笠山みぬの梢に陰なびく星の位はくもらざらなん　順德院

時しあれば谷より出る鶯に世をたすくべき人をとはゞや　後宇多院

古語曰、天子之職莫レ大ニ於擇一レ相。宰相之職莫レ大ニ於進一レ賢。宰相不下以レ進レ賢爲上レ急。而惟以ニ貨殖一爲レ心。非ニ爲レ上爲レ德爲レ下爲レ民之意一。

今按、今の世の大樹幕下より列國の大名たる御身は、執政以下の諸役人を撰び用ひらるゝ事簡要たる

べし。その人をえらび用ふる事は、其主人の眼正しからずしては、えらびそこなひあるべし。それには四書、五經、資治通鑑などの學問をたしなみ玉ふべし。これらの書は、大工の準繩のごとし、あやまりて刻薄の人、奸佞の人を用ひらるれば、士庶百姓の憂をまねきて、隨て滅亡のあやうきにいたる事、古今の跡あらはなるものなり。

○長歌　短歌

これは文字のまゝにて、いとも意得やすき事なるを、ふるくは誤りおぼえたる先達おほかり。みた萬葉集を見られざりし故なり。萬葉に歌一首并短歌と書れたるにて、三十一字のは短歌なる事明らかなれば、長きは長歌といはざれども、勿論の事なる上に、第十三卷に載たるよみ人しらずの長歌一首ありて、その反歌一首の後に註していはく、

右二首。但或云。此短歌者防人妻所レ作也。然則應レ知二長歌亦此同作一焉。

これ分明に長短をことわられたり。

○あさがほ

萬葉集師釋云、これに二種ありて、久しくまがひ來れり。一つには牽牛花〔割註〕和名阿佐加保。」これ常に歌にもよみ、俗にもいふ朝貌也。和語の意は、朝に見る顏の意なり。花はすべてうつしきものなれば、女にたとへていへり。夕顏もおなじ。擊壤集にのせたる牽牛花の詩よくかなへり。二つには槿花。朗詠集に見えたり。埤雅云々。爾雅云々。〔割註〕此間に引用の書おほし、今略レ之。」これらによるに、槿花はきはちすといふべきを、此和名流布せず。俗にはむくげといふは、木槿の音の訛なり。〔割註〕今按、此ころ關東にてきけば、木槿のはなをきはちすといへり。」詩鄭風云、有レ女同レ車。顏如二舜華一。流布の本の點かくのごとし。もし天暦のころまでは、きはちすの花のごとしとよみたる。かの故に順の和名にも、槿〔割註〕和名木波知須。」とばかり出されけるにや。今の點は後にあらためたるか、下學集に宋人

の詩を引て云、槿花籬下點秋事。早有牽牛上竹來。槿花と牽牛花とかくのごとく別なるに、朗詠集に牽牛花と題すべきを、槿花と書て、漢にも槿花の詩文をとられて、和漢混亂せるは、四條大納言のあやまりなり。

今按、右の引用の書の中に、陸機疏云、舜一名木槿とあれば、槿をあさがほとよみたるより、詩經の舜華をも、後人あさがほのはなと點じたるにや。公任卿とてもあやまりあるまじきにあらねば、其あやまりをはやくあらためて、今よりはあさがほの題には、牽牛花とかゝまほしく。

○鹿火屋

御釋云、說々あれど、山田に猪鹿のつく所に、少き屋作りて、塵埃なにくれの臭き物に火をくゆらかし、烟をたてゝ鹿をやらひやるをいふと意得べし。或は香火屋、または置蚊火など、字をかりて書る跡もあるによりて、まどふ人もあれど用ふべからず云々。又火の濁てよみて、顯昭が飼屋の說にまがふべからず。

○おもひ草

萬葉第十

道のべのを花が下のおもひ草今さらになに物かおもはむ

御釋云、おもひ草の事、先達の說々あれど、よりどころたしかならざれば信じがたし。今按、尾花がもとにかぎらず、物の陰に生ひたる陰草を、すべて思草といふか、六帖に思ひ瘦といふ題に入れたる歌、

初蒔の麻生の下草陰しげみ有かなきかにわびつゝぞふる

櫻麻の苧生の下草やせたれどたとふばかりもあらず我身は

蟬の鳴雲の上なる陰草のかげにやせみのこひやせぬらん

これら陰草は、やすする物なればよそへよめり。されば陰草のやすするは、下思にやすする人に似たる意にて、思ひぐさとは名付たる歟。此集第十一に「我せこにわがこひをれば吾やどの草さへおもひうらがれにけり」此くさゝへ思ふといふは思草の意にて、我戀やすれば我宿の陰草さへ物思ふやうにしなへてうらかるゝとなり（中略）されば今の歌の意は、尾花の陰に生たる草のごとく思ひ痩て、そのかなありてあひ見る作なれば、今更たれをかおもはんとなり。思草をうけて思はんといへり。

〔易然集〕或は抄、寛文十二年壬子冬。

孔子

たれ道をうけつがざらん四をたち四を敎る跡しならはゞ　御製（後水尾院）

廬山瀑布

昔たれすみけん峰の名に殘る山より高き瀧のしら波　新院御製（御西院）

楊貴妃

くらべ見む色香もいざやしら露に一たびゑめる花のかほばせ　基熈公（近衞殿）

赤壁

此夕さかなもとめて露霜の（にイ）おち葉の後の月をこそ見れ（めイ）　道晃法親王（照光院）

陶淵明

祿なきは有にまされることわりをしるおもむきのしらべ高しも　道寛法親王（聖護院）

黄河

千代の秋もイ
千々の秋なかばにすめる河の名やうすきもみぢの色をかるらん　雅章卿（飛鳥井）

老子

關の戸にあらはす千々のこと葉こそかくれて名なき道しるべなれ　弘資卿（日野）

楓橋

月もおち霜みてる夜の明がたに近き聲聞かねぞ身にしむ　光雄卿（烏丸）

唐堯

かしこしなしづのをだまきいやしきもよきをばあげてゆづる位は　通茂卿（中院）

渭濱

あひにあひぬ心の水もにごりなき名におふはまに釣たれし人　雅喬王（白川）

易然の後詠

孔子

吾道はひとつもてこそとばかりに殘すをしへも知る人やしる　御製

盧山瀑布

瀧津浪昔聞しもあらはねばわがかきながすたぐひやさしき　新院御製

楊貴妃

玉のをのながゝらぬしも長き世に殘す恨やうきさゞめごと　基凞公

赤壁

さかづきのひかりもそひて思ふどちあくるもしらぬ小舟さす也　道晃法親王

陶淵明

かはりゆく世の名もよそにうつろはぬ菊に心をそめしかしこさ　道寛法親王

黃河

君が代は千世のかぎりにすむ河の幾たびすめる數はしられじ　雅章卿

老子

あさくさは數ふるばたなき小車のわきてことなる道の敎は　弘資卿

楓橋

とまり給ふたゝびよせし昔さへ月おつる江の波にうかびて　光雄卿

唐曉

一年の月日の數を定め置て授けし時は今もたがはず　通茂卿

渭濱

濁りなき流は釣の跡とめて見て知る名さへ世々にかしこき　雅喬卿

今按、その頃五山の僧におほせて、菅家、芳野山、聖德太子、天橋立、弘法、須磨浦、道風、和泉䒾、晴明武藏野といふ題にて、唐詩を作らしめたまひ、易然といふ稱號は、後水尾法皇の名付させ玉ひけり。其詩ともに歌におよばざれば寫し侍らず。

〇五節のはじめ

萬葉第五、山上憶良宴ニ北留ニ作ル長歌句に、をとめらがをとめさびすもから玉をたもとにまかし云々。御釋云、天武天皇吉野にましまし〳〵ける時、琴をひかせ玉ひて、御心をすまし給ふに、向ひの峯にあやしき雲立て、天女現形して舞事しばしなり。其時帝、

をとめ子がをとめさびすも韓玉をたもとにまきてをとめさびすも

とよませ給へりといひ傳ふるは、もし此憶良の四句に、古風をおもひて、第二の句を再び返して一首としていひ傳ふるにや。天武天皇の五節の舞作らせ給へる所以は、續日本紀第十五聖武紀に、天平十五年五月に聖武天皇時に太子にてまし〳〵けるに、五節を舞しめ玉ひて、橘諸兄公を以て、元明天皇の太上皇にてまし〳〵けるに奏し玉ふ詔にみえたり。其上天武の御製ならば、仙覺は取用らるまじき歟。

或は天女が歌ひけるともいへど、それにても過量なるべきにや。

續日本紀を考ふるに、天平十五年五月(癸卯。)宴二群臣内裏一。皇太子親儛二五節一。右大臣橘宿禰諸兄奉レ詔奏二太上天皇一曰。天皇大命爾坐而奏賜久。掛母畏伎飛鳥淨御原宮爾大八洲所知志聖乃天皇命天下乎平賜比氐所思坐久、上下乎齊倍和氣氐无レ動久靜加爾令有爾八、禮等樂等二都並氐志平久長久可有登、隨神母所思坐氐。此乃舞乎始賜比造賜比伎等聞食氐與二天地一共爾絶事無久。彌繼爾受賜波利行牟物等之氐、皇太子斯王爾學志頂令荷氐。我天皇大前爾貢事乎奏。

今按、この詔書の趣は、禮記に禮節二民心一。樂和二民聲一。政以行レ之。刑以防レ之。禮樂刑政四達而不レ悖。則王道備矣。又いはく、樂至則無レ怨。禮至則不レ爭。揖讓而治二天下一者。禮樂之謂也。又いはく、樂也者聖人之所レ樂也。而可三以善二民心一。其感レ人深。其移レ風易レ俗。故先王著二其敎一焉。かやうの本文にかなはせ玉ふ天武天皇の叡慮より、五節に舞樂を造らせ玉ふと見えたり。天女現形して舞たるよりおこれりといふは、例の中古の人の憶說妄談なるべし。すべて歌書には正史にかなはざる僞りおほし。

○おきつ島もり

萬葉第四卷笠女郎

八百日ゆく濱のまさごも我戀にあにまさらめや興津島もり

御釋云、神代上卷にいはく、於是日神先食二其十握劍一化生兒瀛津島姫命。亦名市杵島姫命。されば興津島守は奥にます神なり。八百日ゆく濱の眞砂も、我戀の數にはまさらじとたとふるによりて、やがて、其まさらぬ事は、奥津島姫の知しめさんと、僞なき事を海邊に便りある神をかけていふなり。土佐日記に

我髮の雪といそべの白波といづれまされりおきつ島守

と貫之のよめるは、貫歌をおもひてなるべし。僞草按ずるに、萬葉第二十家持の歌に、

今替る新防人が船出する海原の上に浪なさきそね

とよまれ、後鳥羽院の我こそは新島守よとあそばせしは、申に及ばず。おきつ島守の神とは別段の儀なり。

○ねよとの鐘

萬葉第四笠女郎

みな人をねよとのかねは打なれど君をし思へばいねがてぬかも

御釋云、寐與殿金は亥の時の鐘なり。日本紀(天武紀)云、十三年冬十月己卯朔壬辰。逮于人定大地震。これ同じ。日本紀に日沒を酉の時とし、昏時を戌の時とよめるごとく、亥の時に人寢て定まれば、かくは義訓せり。延喜式第十六陰陽寮式云。諸時擊ㇾ鼓子午各九下。丑未八下。寅申七下。卯酉六下、辰戌五下。巳亥四下。並ㇾ鐘依刻數。いねがてぬかもはいねあへぬかななり。かものかすみてよむなり。

○玉津しま

御釋いはく、續日本紀云、神龜元年冬十月丁亥朔辛卯。天皇(聖武なり)幸紀伊國云々。甲午。至海部郡玉津島頓宮留十有餘日云々。又詔曰。登ㇾ山望ㇾ海。此間最好。不ㇾ勞遠行足以遊覽。故改弱濱名爲明光浦。宜置守戸勿ㇾ令荒穢。春秋二時差遣官人。奠祭玉津島之神明光浦之靈。忍海手人大海等兄弟六人。除手人名從外祖父從五位上守連通姓。この玉津島の神を衣通姫といひそめたるは、推量するに聖武天皇弱浦を明光浦と名を改め玉ひ、紀に守連通姓といふ事など有によりて、好事の者のいひ出せるにや。續日本紀をば日本紀などのやうに、古來も翫び來らざる故に依て、章句の錯亂、文字の差舛等すくなからねば、今引く文も津守連通姓といふを、津を脱し、姓を譌

て、姫に作れりとおぼえたり。津守連通は玉津島の祝部大海が母は通が娘なるにより、手人といふは其頃賤しき戸のやうなる事にて、通が姓の連に從がはせて、忍海連になさせ玉へるなるべし。

○修學寺八景和歌

修學晩鐘　　堯然法親王
この寺は瀧のながれにひゞきそふ入相のかねもよそにかはりて

村路晴嵐　　中務卿智忠親王
夕嵐吹のこしてや山もとの雲よりさきにかへる里人

遠岫歸樵　　道晃法親王
ながむれば暮るゝもをしくはる〳〵と柴おひつれてかへる山人（かなイ）

茅檐秋月　　資慶卿（烏丸大納言）
□□□□□山下水をこゝろにてかやが軒ばの月もすむらん

松崎夕照　　雅章卿（飛鳥井大納言）
影うすく殘る夕日のまつがさき秋を帶たる風の色かな

平田落雁　　具起卿（岩倉中納言）
山里は秋ぞ身にしむはる〳〵と稻葉色づき鴈おつる頃

隣雲夜雨　　通茂卿（中院中納言）
こよひ聞雲のとなりの夜の雨にたれ名にしおふ江をも忍ばん

叡峯暮雪　　雅喬卿（白川神祇伯）
時雨ふる雲は夕の峯こえて雪にさやけきひえの山風

今按、修學寺は後水尾院の離宮をいとなませたまひたり。右の歌よむべきよし、諸卿へ命ぜられしこ

ろ、中院通茂卿ニ于レ時中納言ノ夜雨の題を得て、ある夜雨のふりけるを待て、ひそかに禁宮へ參り、よもすがら雨を聞てよみ玉へり。殊勝の志なるべし。

〇千年山

丹波、近江、出羽、筑後などに同名ありて、ふるくよりまぎらはしき中に、古歌によめるは丹波なる證は、小右別記［割註］小野宮右大臣實資公日記。」天元五年六月二十二日記曰、傳聞。兩新發去十九日向ニ愛太子ニ到ニ千年山金仙寺ニ住ニ覺行坊ニ。（上下略レ之。）

今按、此記に國郡をしるされずといへども、左近少將惟章。右近將監遠理兄弟。到ニ神名寺ニ。剃髮即到ニ愛太子山白雲寺ニ。と右の文の前にしるされたれば、神名寺といひ、愛太子山といひ、丹波にたよりあり。されば近きころ久我中納言通名卿隱遁の後は、靜齋殿と申けるが、朴翁居士の寓居（宮口村）をとぶらひ玉ひしついで、この山にのぼりて懷古詩。

寬平草創梵王臺　物換星移已廢頽
源氏弟兄栖隱處　登臨只見白雲堆。

按小右記、天元五年之卷ニ、源雅正卿二子惟章、遠理出家シ、隱ニ千年山金仙寺ニ。因句中云レ爾。

祭同部類大嘗儀下

永仁六年大嘗會の歌の中に、丹波國千年の里を、

君が代は千年の里のみつぎ物はこぶよぼろの聲ぞ賑はふ　參議經尹

今按、丹波國に千とせの里といふ所別になければ、此歌千年山のふもとの里をよまれたる事しりぬべし。

光嚴院御行狀記曰。到ニ着丹波地ニ。（割註）此間寺社御參詣文略レ之ニ。」到ニ千年河西岸ニ。呼ニ渡守ニ。不レ値ニ棹レ舟。（中略、）謁ニ千年山金仙寺ニ。去觀應兵火之後。不レ能ニ再造ニ。只殘ニ寺院之礎石ニ。昔智證大師創來時。

山ノ名ニ契テ結ブ法ノ水千年ノ末モ不レ絶トゾ思フ
如レ此所レ詠之法楽也。（下略）
等持院贈左大臣尊氏公短冊（出雲社藏）

我たのむ千年のやまの宮ばしらすぐなる道を猶やあふがむ　尊　氏

今按、此宮ばしらとよみ玉ふは、當國の第一宮出雲大明神なり。尊氏公殊に尊崇して、上下の社宮並に三十六所の末社まで修造したまふよし、千秋藏人高範が記に見えたり。

新名寄（宗祇法師撰五畿内名寄）

千年川みかさにくだす筏士のとまりやいづこ嵯峨の山本　兼好法師

今按、此歌を以ておもふに、今の俗千年川といふ本名をわすれて、大井川とも、たゞ大川ともいふは誤りなり。たゞし大井のほとりにては大井川といふべし。大井の里を過ぎたればなり。其末を桂川といふも、其所々の名をよぶなり。されば千年山の麓にては、すなはち千年川といふべし。

浄泉和尚遺状曰。領分之事。昔千年郷之人千年社爲ニ産神一。千年寺爲ニ産寺一。寺社共ニ富饒也。（上下略レ之）

今按、此和尚は長松軒の子なり。千年社は出雲社なり。千年寺は金仙寺なり。今は東光寺とあらためて、かたばかりの禪庵の尾口村に有なり。

妙外集

柚木ひく千年の川のさみだれに馬路の田ゐをこゆる白波　幽齋玄旨法印

今按、玄旨公の本集は、飛鳥井亜相雅章卿えらび玉ひて、衆妙集と名付させたまふは後水尾院の敕題なり。慈光寺中務大輔源冬仲朝臣玄旨公をしたはるゝあまり、かの撰びすてられし歌を拾ひあつめ、妙外集と名づけてひめおかれ侍りし。馬路は千年山の西千とせ川の東なる村也。

有のごとく河に里に社に寺に、みな千とせの名を得たるは、山をもとゝしてよびかはせるなるべし、

〇天地始終　森復陸宿謙考

立問。邵氏云。天地有成住壞空四期。却書其起、天地滅却。寂然復始。〔割註〕詳見法苑珠林佛祖統記。已有之乎。曰有之。蓋邵子皇極經世書、元。會。運。世。歳。月。日。辰。此八層皆始子終亥、積辰至元、累十二三十之數。天地始終因一晝夜。自然之數也。十二辰爲一日。三十日爲一月。十二月爲一歳。三十歳爲一世。〔割註〕一世有十二萬九千六百辰。十二世爲一運。〔割註〕一運三百六十歳、有十二萬九千六百日。三十運爲一會。〔割註〕一會一萬八百年、有十二萬九千六百月。十二會爲一元。〔割註〕一元有十二萬九千六百歳。天開於子會。地闢於丑會。人生於寅會。以上邵子以寅數推得者。而朱氏。蔡氏。及臨川吳氏。雙湖胡氏等。諸大儒皆據之。胡氏曰、十一會至戌會之中爲閉物。而人物俱無矣。當亥會之中、地悉融散。與天混合。故曰渾沌。亥會終皆昏昧矣。是天地之一終也。又寅一初爲子會之始。是謂天始。一元之始也。〔割註〕出性理大全理學類編等書。而今當一元午會之中。黃同善曰。禹即位後八年得甲子。初入午會。前至元甲子初入午會之第十一運。依此推今世、當午會第十二運。釋氏舉大數言成住壞空。其理亦同。古今論天地之生滅、唯邵子與釋氏也。

〇藤房卿の歌

世をのがれて後、都より召ありけるに

何事のうらやましさに歸るべき世にありとてもいとひこそせめ

父宣房卿岩藏へ尋ねおはしたるに、藤房入道はやく何方へかのがれられけん。庵室の障子に書付おかれし歌、

住すつる山をうき世の人とはゞ嵐や庭のまつにこたへん

牧童をやとひて、實世卿の許へとておくられける。この卿とは年ごろ心しりの友にて有ける。

君が住宿のあたりをきてみればむかしにぬらす墨染の袖

鷹巢山におこなひたるを新田義助とぶらはれしに、石の上に歌を書つけてうせられける。

こゝも又うき世の人の問くれば空ゆく雲に宿もとめてん

今按、時世のいきほひやむ事を得ず。君父をすてゝ遁れられけむ心の程、おしはかりていとをしくこそ。しかしながら後醍醐帝の人をえらび用ひたまふ御眼くらかりし故なり。此人法名は侃山と申せり。妙心寺の第二世といふはたしかなる證なし。名人なれば寺僧のおしていへるなるべし。

○端午のかぶと

增鏡第五〔うちの〻雪〕後深草院いまだをさなくおはします所にいはく、五月五日所々より御かぶとの藥玉など、色々におほくまいれり。

○八朔

辨内侍日記寳治元年（八十代後深草ノ年號）の下に云、八月一日中宮の御方よりまいりたりし（禁中へなり）御たきもの、世のつねならずにほひうつくしう侍りしかば、

けふはまたそらたき物の名をかへてたのめばふかきにほひとぞなる

按ずるに、此内侍の歌、そらたき物とたのめばふかきとにらみ合せたり。さればたのむの節といふ事、此歌に見えたり。

梅松論、足利尊氏卿の心ひろく物をしみの氣なきをいふ所に、八月一日憑などに諸人の進物ども數もしらずありしかども、みな人に下したまひしほどに云々。

大外記中原康富日記文安五年八月一日（乙卯。）參二局務一文第奉レ謁。八朔禮事。何頃より有レ之事哉之由尋申候處。後鳥羽院末ツ方より出來歟。但不レ得二所見慥一。所詮先代より沙汰初歟。鎌倉より事起之由所

相傳也。嘉元（九十三代後二條ノ年號）之頃之記、此事見之。近年知レ此之由注付云々。又今日尾花之粥事、其由來何事歟。自然見及哉之由令レ問レ之給。未レ見及一。未レ知二其子細一候由返答了。海人藻芥云、八月朔日小花粥。內裏仙洞以下令レ用レ之給。良藥云々。當時調法事無覺束。蘭人合也。

○いきみ玉

親長卿日記文明八年七月十一日云。參內。若宮御方以下有御祝之儀。（いきみたまと云々。）

今按、いきみたまといふ事、文明の前頃よりはじまりたるか。七月の盆に亡者の靈魂の來るよしをいひて祭るより移りて、現存の父母兄弟などの生御靈を祝ふ心なるべし。

○かたをなみ

萬葉第六赤人

若の浦にしほみちくれば潟を無み葦べをさしてたづ鳴渡る

御釋云、俗說に片雄浪といひ出て浪の一種とし、或は所の名とおもへる人もあり。實に口の端にもかゝまじき事也。すでに潟乎無美と書て、潟の無なるをいへり。第二卷に、人丸の歌には、潟無とてはなしによまれたるものあり。

○久木

萬葉第六、八

ぬば玉の夜の更ゆけば久木おふる清き河原にちどりしば鳴

御釋云、久木は久しき木にて老木の意也。楸にはあらず。第十に梅櫻をよめる間に、

去年咲し久木今咲いたづらにつちにやおちん見る人なしに

といふ歌のはさまれたるは、梅櫻の內をよめりと見ゆ。又第十一に「浪間より見ゆる小嶋の濱久木久しくなりぬ」とよめるも、楸なりとも、久しくとはつゞくべけれど、皆久木とのみ書て久しく、とつゞ

けたり。淸き河原は吉野の川べを指ていへり。別に名所にはあらず。
今按、舊說は楸とおもへり。右の浪まよりみゆる小島の濱久木の御釋云々。此小島は備前の兒島にや。前後地名をよみたる中にあれば、かくおもひよれり。此歌を伊勢物語にはまひさしとあるは、傳寫のあやまりなるべし。

○二鞘の刀　七枝刀

萬葉第四大伴坂上郎女

人ごとをしげみや君を二さやの家をへだてゝ戀つゝをらん

御釋云、二鞘は兩枝刀を刺す鞘歟。中に隔のあれば、家をへだてゝといはん爲なり。古事記の下卷に、仁德天皇御製に文漏邪夜とよませたまふも諸鞘にて、二鞘に同じき歟。日本紀の神功皇后紀ニ云、七枝刀一口七子鏡一面、この七枝刀といふは、本は一ッにて末の七つにわかれたる刀なるを、七つ鞘にをさむる故になゝつさやのたちといふ歟。兩枝船をふたまたぶねとよめるごとく、なゝまたのたちとよむべきか。六帖刀の歌に、

あふ事のかたなさしたる七子のさやかに人の戀らるゝかな

又鞘の歌に、

七子のさやのくち〴〵つどひつゝ我を刀にさして行なり

二首共に神功紀に依る歟。さて萬葉の歌の意は、人の物いひしげきにわびてや、君と我二さやの刀の隔たりて面々に有ごとく、まぢかながら家をへだてゝ、よそにのみ戀つゝをらんとなり。
今按、六帖の歌に七子とよめるは、神功紀ニ七子鏡とあるを、刀の事とおもひ誤りてよめる歟。七枝のさやとよめらば、本文にかなふべきにや。さて二さやの刀、七さやの刀といふは、いかに作れるにかあらん。製法不審なり。上代の事はかりがたし。また兩枝船もおぼつかなし。

○天狗

台記〔割註〕宇治左府頼長公日記」久壽二年八月二十七日の文、人打ニ釘於愛宕護山天公像目ニ云々。今唯知ニ愛宕護山天公飛行一、未レ知ニ愛宕護山有ニ天公像ニ云々。

森尚謙云。世傳。有ニ天狗ト者ニ主ニ災禍ヲ。是非ニ天狗星之類ニ。地藏經云。天龍夜叉。天狗土府。依ニ此拜祭一。是一種鬼神也。易曰。鬼神害レ盈而福レ謙。若夫誇ニ盈滿ニ者。鬼神惡レ之加ニ災禍ヲ。彼天狗之災。必有レ理而然矣。

○頼政上階

玉海曰。治承二年十二月廿四日癸丑、京官除目也云々。今夜頼政叙ニ三位ニ。第一之珍事也。是入道相國奏請云々。其狀云。源氏平氏者我國之堅也。而於ニ平氏ニ者朝恩也普。一族威勢殆滿ニ四海ニ。是依ニ勳功ニ也。源氏之勇士。多與ニ逆徒ニ當ニ誅罰ニ。頼政獨其性正直。勇名被レ世。未レ昇ニ三品ニ也。餘ニ七旬ニ。尤有ニ哀憐ニ。何況近日身沈ニ重病ニ云々。不レ赴ニ黄泉ニ之前。特授ニ紫綬之恩ニ者。依ニ此一言ニ被レ叙ニ三品ニ云々。入道奏請之狀雖レ賢。時人莫レ不レ驚ニ耳目ニ者歟。

今按、此年皇子誕生〔割註〕安德帝、清盛入道の外孫。」ましく\たれば、入道相國何にても善根を修し、行末の繁榮を期せらるゝ心より、かの成經、康頼等をも島より召返せり。頼政を三位に申なされしも、此心底よりなるべし。されど當時入道の詞に、其性正直勇名被レ世といふ八字は、頼政の實事にして、眉目を後世にひらくるなるべし。

○新勅撰に作者のあやまり

萬葉集第一卷の末に、大行天皇幸ニ于吉野宮ニ時歌、

みよしのゝ山下風のさむけくにはたやこよひもわがひとりねん

右一首、或云〔天皇御製歌、

かくのごとく載たれば、先は行幸に供奉の人の歌なり。しかるを或人は、天皇の御製なりといふよしを註したるなり。此端作の大行天皇は文武天皇なり。註ニ或云天皇とあるも、すなはち端作の大行天皇をさしたる詞なり。大行とはいづれの帝にても崩じたまひて、いまだ葬り奉らぬほどを申詞なり。されば端作といひ、歌の意といひ、註といひ、何れも男の歌なるを、新勅撰に持統天皇とのせられたるはあらき考也。ことに下の句の意言葉は、持統のおぼしめしよらぬぬれぎぬをきせ奉らるゝ事也。古き明匠たちにも、かやうの大きなるあやまちあり。かつ當時の人々、この難をいふほどの人なかりしにや。所詮その頃の人々、萬葉集に不沙汰なりしよりの事なり。

○秋さり衣

萬葉第十

たなばたの五百はたたてゝおる布の秋去衣たれかとり見む

御釋ニ云、秋去衣は、集中に春は來にけりといふ事を、春去にけりとよめるやうに、秋來ての衣といふ意に名付たり。袷をいふといふ說あり。しかるべし。秋興賦ニ云。於レ是乃屛ニ輕箑一。釋ニ纖絺一。藉ニ莞蒻一。御ニ袷衣一。これに叶へり。待賢門院堀河、

旅にして秋さり衣さむけきにいたくな吹ぞ武庫のうら風

八雲御抄に、七夕布也とあそばされしは、此萬葉の歌にてあら／＼註せさせたまへるなるべし。

○花生子　傳生子

大明律箋釋ニ云。花生子謂ㇷ婦女懷甲後娶爲ニ妻妾一而生上。かしこにてはらみたる女を、こゝにめとりてうみたる子の事なり。又云。傳生子謂ㇷ妻妾假ニ裝身孕一使ㇺ令傳ニ遞他人之子上。しひて子をほしがる女の夫、あるひは主人の前にてはらみたるまねして、他所に實にはらみたるものにあらかじめいひあはせ置て、其期にみづからうみたるふりにもてなしたる子の事なり。やまともろこしともに、まれ／＼は世にある事

なるべし。

○本間

東鑑第十九(十九葉、)承元四年五月十一日(戊戌、)御家人中可レ令ニ検ニ本所瀧口一之由被レ仰ニ下之間一。早任ニ勅宣ニ可ニ構参一之旨。今日被レ下ニ御書一。小山。下妻。三浦。秩父。伊東。宇佐美。後藤。葛西以下家々十三流奉レ之云々。皆是有ニ譜第之寄一云々。同年(三十二葉、)十月二十日。今月五日申剋。非ニ暴風ニ非ニ地震一、内裏瀧口本所屋顛倒。所レ置之簡皆打損。第二十七(十八葉、)安貞二年閏正月廿六日。瀧口無レ人間。仰ニ經俊之子孫一。可レ差ニ進之一旨被レ下ニ院宣一已訖。仍日來有ニ其沙汰一。小山。下河邊。千葉。秩父。三浦。鎌倉。宇都宮。氏家。伊藤。波多野。此家々可レ進ニ子息一人一之旨。今日被ニ仰下一。

今按、職原鈔本所の侍といふ所に引べし。

○茶

類聚國史三十三曰。嵯峨天皇弘仁六年六月壬寅。令ニ畿内並丹波播磨等國植レ茶。毎年獻レ之。

今按、茶はこの國にも久しき物なれども、近世のやうに賞翫せし事、ふるきものに見えず。

東鑑二十二卷(第一葉、)建保二年正月四日(己亥。)將軍家聊御病惱。諸人奔走。但無ニ殊御事一。是若去夜御酒所為歟。爰葉上僧正(榮西僧正ナリ)候ニ御加持一之處聞ニ此事一。稱ニ良藥一自ニ本寺一召ニ進茶一盞一。而相ニ副一卷書一令レ獻レ之所。號ニ茶德一之書也。將軍家及ニ御感悅一云々。

今按、栂尾の明惠坊も、この榮西の宋よりもて歸られし實を、栂尾に蒔植られしとぞ。今は宇治の茶、栂尾よりも盛りになれり。又今の世にもてはやすたばこは、天正、文祿のころ、南蠻より渡りはじめけるとかや。始は卑賤のものゝみ、煙を吸てもてあそびけるとぞ。今は天子大樹より奴僕にいたるまで、夜晝となく手すさび、客人來れば先づこれを出してもてなしとす。あるひは綺帳洞房のうちには、これを吸かはしてたはぶれをなすとぞうけたまはる。されば茶もたばこも、國々に作り出して、

その品おほく農家の利を得て、歳貢の助をなせり。今より後の代には、又いかなるものか出きて、人の賞翫となり侍らんよ。

○水無月はらへ

六月に閏あれば、水無月祓を閏月におこなふよし、山槐記にみえたり。

○まゝ母

世繼物語に、花山院の女御〔割註〕弘徽殿恒子、朝光大將の女。」のまゝ母のさがなくて、御門の女御へ渡らせたまふうちはしなどに、人のいかなるわざをしたりけるにか、我ものぼらせたまはず、上にもわたらせたまはずとあり。きりつぼの卷に始に引べし。すべて源氏物語に書たる事は、世間にありしさまをふまへて作りたり。小右記等の舊記をよむ人は知りぬべし。

○本朝世記

玉海曰。治承三年十月十一日。大外記師尙來。余仰下本朝世記可二進借一之由上。申下可二持參一之旨上。件文信西法師作レ之。寬平一代國史云々。而給二師元朝臣一令レ書二寫之一。傳在二師尙之許一。他人一切不レ持云々。仍所二尋召一也。

今按、西山公日本史を撰ばせたまふにつきて、此世記をあまねく探りたまへども、今は總て世に傳はらず。惜むべき事なり。他人一切不レ持の故也。すべて書を祕して、おのれのみ物しり顏するさもしき人情ゆゑに、はては其書たえて、世につたはらぬ事になりゆくものなり。

○五百代小田

萬葉第八坂上郞女

しかとあらぬいほしろをだをかりみだり田廬にをればみやこおもほゆ

御釋云、五百代小田とは、凡田は方六尺を以て一步とし、三十六步を一畝とし、十畝を一段とし、十

段一町とす。七十二歩を以て一代とし、五代を一段とす。然れば一代は二畝なり。日本紀には頃の字をしろと訓ぜり。唐には百畝を頃とすれば、本朝とはかはれり。又云、一所に五百代あらば、計るに十町なれば、小田とはいふべからず。五百はかならず數を限りていふにはあらず。五百重山などいふごとく、たゞ多きをいふ詞なれば、山田の一代ばかりなるが、棚のやうに段々にいくらともなくあれば、しかともなき小田の數の、一代づゝ五百ばかりもあるをいふなるべし。

○舍人親王

六帖に

ますらをや片戀せむとなげゝどもおにのますらを猶戀にけり　　とねりのわうじ

かくあれば、舍人の二字ふるくはとねりとよめり。後の人これを考へずして、いへひとゝも、やとゝもよむは推量なり。又六帖に、雜としもなくて、推あてにとねりとよむ人あれば、それを實て、とねりは卑賤の稱なり。さよむべからずと申めり。其頃の名に門部王、牛飼、馬飼といふ名さへみえたり。

○をそのたはれを

傳說に、獪の風流士といひ、或はきたなきたはれをといひ、又は僞のたはれをと說々あり。西山にて御夜話の次でに、以上の說皆かなはず。これは鈍の風流士にて、心のにぶくて、我戀ふる心を速に意得ぬ人よとよめるなり。委しくは釋萬葉を見るべしとのたまひけり。

○こゝろ葉

拾遺集雜上に、物へまかりける人のもとに、ぬさを結びふくろに入てつかはす。

淺からぬ契りむすべる心ばゝたむけの神ぞしるべかりける　　よしのぶ

契沖師いはく、此こと葉書の意、ぬさを結びて袋に入てといふ義ならば、歌の二三の句は、そのぬさ

をいふか、又袋をたとへば、網などすけるやうにむすべるを結袋といひて、それにぬさを入たらば、二三は其袋に付てよみて、下句は中のぬさをいふか、榮花物語に、箱ひとよろひにたき物いれてつかはすこゝろ葉、梅の枝なりとあるは、薫物の箱の上に梅の作り枝をさしたらんを、心葉といへるにやとおぼし。源氏物語繪合に、えむにすきたるちんの箱に、今按、これも沉といふ義か、おなじき心ばのさまなどいまめかし。

○もずの草漏ぐき

萬葉第十

春なれば伯勞鳥の草ぐきみえずとも吾はみやらん君があたりは

御釋に、袖中抄の中の正說をとりていはく、くきはくゞるといふ詞なり。鵙(モズ)は春と夏のはじめには鳴かず。されば、

鵙の草くゞる事はみえずとも我は君があたりを見やらん

とよめるは、彼は見えずとも、我は見やらんと、親切にいはん爲にまうけてよめる歌なり。くきと云證に、神代卷を引れていはく、自(ヨリ)二指間(タナマタ)一漏墮者(クキオチニシカハ)、また古事記に、自二我手俣(タナマタ)一久伎斯子也(クキシコナリ)。このくきといふ詞も、手の俣よりくゞりしといふ事なり。以下御釋の要をしるす。

○卯花に鶯

萬葉第十

鶯のかよふ垣ねの卯の花のうき事あれや君がきまさぬ

拾遺集云　山里のうの花に鶯の鳴侍りけるを　　平公誠

卯の花をちりにし梅にまがへてや夏のかきねに鶯のなく

小町集

うの花の咲る垣ねに時ならず我こそとなくうぐひすの聲

○長松軒惟翁の傳(附定賓、定明、定爲)

惟翁をさな名は喜多麿呂、いみなは邦茂、のちに惟貴とあらたむ。後安養院邦輔親王の庶子。享祿三年月日に生れ給ふ。御母儀は内藏權頭安藤宗實がむすめなり。親王いまだ御若年のころ、みそかにめして惟翁を懷孕ありけるとぞ。〔頭註〕親王御元服以前の御子なりとぞ。今按、享祿四年四月廿四日御元服十九才なり。」されはあながちにつゝましうしたまふものから、宗實が家にて產育しまゐらせけり。そのころ鹿苑院の住持に、宗山、文山など申せしは、みな伏見殿より出たまへる由緒によりて、惟翁十餘歲のころ、鹿苑院の弟子に申こはれけるを、宗實ふかくをしみまゐらせ、御本家相續の本意にてうち過侍りけるに、竹園の御嫡子貞康親王生れさせ給へば、宗實が素望もむなしくて、終にかの院の弟子になりたまふべき催しながら、いまだ御剃髮ましまさゞりける頃、三好、細川などが戰いできて、都のうち騷亂しきりなりければ、宗實、惟翁をいざなひて、所領につきて、丹州桑田の郡千年の郷のうち小口(或は小口)の里へかくれしりぞき侍りける。後に宗實が子のやうにておはしけるとぞ。その頃は丹州も、世とともにみだれて、武士村長おの／＼黨をむすびせめあひ侍しに、小口をば宮村と稱していろひ申さゞりけるとぞ。惟翁よのつね詩歌をもてあそびて日をおくり給ふあまり、千年山の山中山下に八境をえらびて、假名の記を書たまふ。いはゆる晉雲洞、晴月岩、洗耳泉、愛蓮塘、吟雪橋、賞竹徑、早梅塢、抱琴園なり。その記は別にうつす。詩歌の稿あまたつたへ侍しを、過し延寶五年五月八日京師の大災に燒燒し侍しぞ、いとも念なき事になん。猶幸に御眞蹟のわづかにのこれるをこゝにうつし侍り。

野遊

碧天連レ野野連レ天　四顧雨晴草色鮮　莫レ怪孤笻急携レ酒　良晨美景両難レ全

山居即事

茅屋柴門枕谷皐　凭レ欄山鳥襲二藍袍一　夜深村落寂無レ聒　一曲瑤箏漢月高

示徹禪者

隣寺穿レ林一徑通　孤節直到法堂東　老僧延接煮レ茶話　半日淸閑兩腋風

橘

をりしもあれむかしをみつるうたゝねの夢のまくらにかほるたちばな

月

ながめやる千さとのほかに雲きえて秋かぜたかくすめる月かげ

すてはてし身にはいとはじながむれば老となるてふ夜半の月かげ

雪

しづかにとすみなす宿はとふ人のおもひたえたる雪ぞうれしき

題しらず

千とせ山みねのしら雪とぢはてねみやこのつてをきかまくもうし

後の一首は、今に小口村古老の口すさびにもとなへ侍り。惟翁よのつね堆髻、長鬚、方袖にして、藜の杖をたづさへ、八境を徘徊し、近村を遊歩し、あるひは簑笠をきて、ちとせ川に釣糸をおろし、或は藥嚢をふところにして、里民の病有ものにほどこし、あるひは松杉柿栗のこのみを、近村ところ〴〵にまき植て、爲レ人のこゝろざしふかうおはしけるとぞ。御はらからおほかりし中に、貞康親王は伏見殿を御さうぞく、其外は法親王にてぞましましける、惟翁と智曉阿闍梨（大原に閑居）と申けるは、一生隱遁の御すまひにてをはり玉ふ。元龜元年四月十一日惟翁四十一歳にて卒去。惠日光院覺圓了空居士と申す。東光寺の北の山中にほうぶる。御息三人定實、「（安藤滿五郎、）僧祖溪、（割註）東光寺中興淨泉和尙。」女子（中川兵庫妻、）等也。定實母は左衞門尉安藤修實（宗實子）むすめなり。元服のゝち母かたの氏をなのりて、安藤滿五郎と號す。むまれつき勇壯にして大志あり。惟翁かくれ玉ひてのち、名倉、中川、人

見の人々をかたらひ、出雲村の薫寄をせめほろぼし、それより山内、内藤をもしたがへて近郷を領し、いきほひつよくなり給ふところ、織田家より明智日向守をつかはして、當國をたひらげけるに、定實の防戰利なくして、出雲の境構を出奔し、丹後の宮津へおもむき、姓名をかへて稲津甚左衞門と號す。年へて尾口へ歸り、快翁と號す。慶長十年九月七日卒去。東光院宗外別傳居士。葬所上に同じ。男子四人、定高早世、定吉納身定明〔割註〕定高養子家督相續。〕定則なり。

定明母は名倉氏、元服して安藤新太郎と稱す。いとけなきより淨泉和尙のもとにならひて、學問のこゝろざしふかゝりければ、快翁逝去のゝち、出京して惺窩先生の弟子となり。相國寺のほとりに住たまひけるを、後陽成院貞清親王きこしめして、あながちにめしよせて、從六位上右京亮に申なさせ玉ひしが、もとより隱逸の志をしめて、病によせて尾口の里へしりぞき、閑素をあまなひ、靜寂をたのしみて年月をおくりたまふ。後に落髮して了翁居士と號す。寬永十四年五月廿三日六十一歲にて卒去。小口村の內平野の上にほうぶり、法雲院喜偏宗慶居士と號す。男子三人、定爲〔割註〕朴翁居士是なり。〕定實、定繁等なり。定爲、寬永四年丁卯四月十四日抱孝園にして誕生、安藤新五郎と稱す。定明五十一歲の長子、母は河合右馬允光默のむすめ、〔割註〕實は菱某氏の腹なり。〕十一歲にして定明を喪し、十四歲の春嫡母河合氏のをしへに從ひて、東光寺の澗首座（嫡母從弟）を師として、大學中庸を讀をはれり。嫡母婦德ありて、三人の男子〔割註〕定爲、定實、定繁。〕所生にはあらねども、かひがひしく教育し玉ひ、定爲一生の文字は、ひとへにこの御恩なりとつねに稱嘆し給ひける。これより十五六七八九歲の間に、孝經、論孟、毛詩、書經、易經を習ふに、其頃は印本まれにして、みづから一二章づゝ寫しよみ玉ふとぞ。二十歲にして京師に出て、三木主膳冬仲とゝもに、下冷泉爲景朝臣のもとにまゐりて、四書等の講義をうけ、かつ春秋、禮記以下の素讀をまねび玉ふ。〔割註〕冬仲は三木大和守が子なり、後に商人に補せられ、儒道にいたる。定爲と兄弟の約結終かはらず。〕爲景朝臣にしたがひ、東山の長嘯翁にまみえて歌の門弟

になり玉ふ。たゞし源氏物語一部の切紙は、爲景朝臣の講義也。連歌は宇都谷の圓立法師にまなびらる。二十三歳の秋、嫡母の命によりて山田氏（時に二十歳）を娶りたまふ。これ爲實、爲章、督子、久子が母なり。二十五歳の秋、伏見殿貞致王（時に二十歳）御母儀少納言局〔割註〕定爲の姉、實は伯父定吉のむすめ。」共に竹園を出て、定爲の家に依りたまふ。其故は貞清親王の御次男邦道親王の母儀と、御長男邦尙親王〔割註〕貞致御父御病身。」の母儀、（共に家女房、）貞致王御利運をひらき、伏見殿御相續まし〳〵けるは、ひとへに定爲のちからなりと、世の人も感じ侍りける。三十歳にして從六位上右京進、三十一歳の夏故貞清親王の御むすめ、〔割註〕貞致の御姉のよしなり。」大樹（嚴廟）の御臺所に定りて江戸におもむき玉ふ。定爲供奉して大樹へ拜謁、これより後每年歳首には江戸へ參り、大樹及び御臺の御方へ拜謁あり。三十二歳にして從五位下右京亮にすゝめらる。貞致親王にいさめ奉りて、琵琶を西園寺左府實晴公、琴を今出川右府公規公の御弟子となしまゐらせ、やがて定爲も、その御門弟をゆりて樂道稽古あり。また和歌は烏丸亞相資慶卿の御弟子となり、儒學は北村恭菴、小出三省、加藤半左衞門など、手跡は鳥山巽甫を竹園にまねぎて、おの〳〵共道を親王へすゝめまゐらせ、みづからもまねび玉ふ。三十五歳にして正五位下内匠頭、四十二歳の正月十一日山田氏卒去。〔割註〕三十九歳なり。」淨心院霞屋妙仲と號す。」おなじとしの冬、繼室湯川氏を迎へらる。これ爲興、爲宣、艶子、留子が母なり。寛文九年（四十四歳）四月十一日は、曾祖長松軒惟翁の百年遠忌なり。丹州へ下向し、東光寺にて追福を修し、近郷の男女老少二百餘人に齋食非時食をほどこさる。ことし從五位上に加階、五十二歳にして致仕、それより慈眼院、今は普聞寺果山和尙、西王寺契山和尙にまじはりて、經卷祖錄の講說を聞、座禪を修して隱遁の心ざしを養ひ、五十四歳の二月十五日に果山禪師を戒師として剃髮し、みづから朴翁居士と稱せらる。播州網干の龍門寺盤珪和尙をとぶらひて、その禪要をたゝき、また年々にあるひは靜齋源公、宗心法師、智玄律師などをいざなひて、中國西國の名山靈場をめぐりをがみ、今はおもひのこせる事なけれ

ば、先祖の高風をしたふべしとて、貞享二年（五十七歳）の夏より千年山のふもとに[illegible]園を作りして、長くかくれしりぞきたまふ。詩あり。

利門名路兩相忘　深捲山扉座草堂　終日偶然似泥塑　惺々標字發天光

山家の記は六十歳の作なり。（頭註）おほよそわかき時よりの詩歌文章等、貞享元年京師の火災に類焼し侍りたり。六十一歳より法華金剛讀誦の日課をはじめ、後におの／＼千部の功をはりて、東光寺に供養の石碑あり。七十一歳の春、常州水戸に下向、その趣はひたち帶といふ紀行に見えたり。明るとしの春千とせ山に歸り、元祿十五年（七十六歳）八月十六日よりいさゝか病にふし玉ふ。廿日のおした爲實（頭註）去年十月水戸よりかへりて侍養。）に語りたまはく、予久しく禪門に入て無工夫の工夫をこらし、六十歳の二月六日の夜、忽然として凝滯の物をおろし、生死一如にして、内外のへだてなし、命分は古稀に過て生涯無病、おほよそ此世に一毛の不足なし。このたびのやまひは、ふたゝび起まじきぞ。そのこゝろもちひあるべしとのたまふに、爲實もし御辭世の詞などもやさぶらふと申すに、もとより不來不去なむの辭世といふ事かあらん。ふようの口業なるべしとて、その後は常に口閉たまふ誦經のみなり。おなじき廿三日の曉爲實によりかゝり、法界定印をむすびてねぶるがごとくをはり玉ふ。尾口邑の内平野の上の墓所にほうぶり。長德院直門一傳居士と號す。

不肖爲章謹誌

〔國珠庵梁沖阿闍梨行實〕

闍梨梁沖、字空心。姓下川氏。其先住江州馬淵邑。祖元宜君稱又左衛門。仕肥後守加藤清正。考元全君稱善兵衛。元宜君之季子也。仕攝州尼崎城主播磨守青山幸利。寛永十七年庚辰、產於尼崎。甫五歲、母間氏口授百人一首和歌。旬日而能記。父亦試讀實語教。不日又記。父母甚異焉。嘗七歲患痘。幸醫不驗。在牀每日寫書天滿天神號一百遍。但此三七日夜夢、異人自稱菅丞相之靈、來告曰、我為汝延命。他日為僧門。覺後寫攝、侍告父母以夢中事、要乞出家。父母不聽。

於是自絕腥葷。常唱佛號。父母不得奪志。遂許焉。受業州之今里妙法寺手定密師。時年十一歲。手定始授般若心經。讀四五遍背誦暗寫。十三歲薙髮登高野山。謁東室院左學頭快賢。留而事焉。賢愛其法器。加意誨誘。居之數歲。學行益進。稍爲時輩所推稱。賢遂授以五部灌頂。聽列兩部大阿闍梨位。寛文二年爲檀越所請。往住攝州生玉曼荼羅院。既而厭其隣城市。作倭歌題壁間而遁去。一笠一鉢隨意周遊。詣和州長谷寺絕飡念誦一七日。登室生山練行三七日。其他山川靈異。吉野葛城等無不躋攀。復還高野山。受菩薩戒於圓通寺快圓比丘。持律精苦。往泉州久井里。愛山水奇。掛錫數年。盡該三藏。通悉曇。旁窺諸宗章疏。涉獵經史子集。名聲益顯。從遊日多。既而屛居州之池田川側。徧讀皇朝實錄。日本紀以來諸書。專好倭歌。博探其書。延寶五年就河州鬼住延命寺覺彥。受安流灌頂。彥以爲得其人。師寫儀軌二百餘卷。納和州生駒寶山寺。八年手定寂。遺命住持妙法寺。師雖非所好。而以老母在今里。不得已往焉。傍構一室移母孝養。吾水戶侯源義公。方恨萬葉集世無善註。而其詞義甚不明。慨然有爲之之志。聞師才名。欲召託其事。師雖固辭不就。而竊喜於公盛舉。遂作萬葉代匠記二十卷總釋二卷上之。如第一所載雄略帝御製籠字。舊不知其訓。師援神代紀無目籠。訓加太麻。謂筐也。夫雄略去神代未遠。則師所訓實得其旨。義公見之嘉其卓見。且奇其合素意。賜白金一千兩絹三十匹勞焉。師不以自奉。充治寺費。賑給貧乏。又著古今餘材抄。柿本人麻呂明石浦和歌。舊說以爲眺望。或爲送行。師以爲。人麻呂自述旅懷也。故紀氏收之羈旅部。所謂島陰行者。猶萬葉集防人得大理歌曰島陰漕舟也。不可必論島之有無也。其落句古註曰。惜行舟將隱也。師以爲。自憐舟中伶俜也。猶在原業平八橋歌憶羈旅之句法也。蓋言。人麻呂過明石浦。家山日遠。前程無期。漂漾乎朝霧朦朧之間。則其羈思如何也。義公讀之。抵掌以爲千古發明。賜書欲一來見。辭曰。林壑之性。不慣謁公侯。遂不應。至母歿退院卜居難波東高津。號圓珠庵。屛謝俗客。淸修自適。

謂公爲若輩。有間不レ終。元祿十四年正月二十四日晝卒。命三其徒焚二其所レ爲焉。某下書曰。然。凡人豈願乎。而聞一。某曰。吾將不レ忘。曰。心願二平

等一。事有二差別一。差別之中心爲二平等一。二十五日結二印趺坐而化一。年六十二。臘五十。葬二于寺後一。遺稿二

十卷曰。漫吟集。隱士某謂爲二之序一。平日所レ著有二厚顏鈔三卷一。勢語臆斷四卷。百人一首改觀鈔三卷。源

注拾遺八卷。勝地吐懷編三卷。河社二卷。類字名所外集七卷。名所補翼抄八卷。和字正濫抄五卷。皆所三

以講二明神紬千和歌之學一也。萬葉代匠記亦若干卷。以傳二其徒一。師爲レ人。清介而和怡。其所二與接一無レ道

俗一。皆得二其歡心一。又素書二閑暇一。每有二不善徒一。一經二師指導一。輒改レ行者甚多。其所レ到人。初嫌レ不レ甚

信重一。而及レ去莫レ不二思慕一焉。其守二宗法一甚嚴正。人或有下造二爲佛說一欲上レ以亂二其宗一者上。師乃毅

然闢レ之。無二復納一。其所レ爲有レ益。當時有識亦莫レ不二嘆服一。嗚呼師乎。歌學高深。議論英發。實今

時之所レ少。而雖二古人一恐亦多レ不レ及也。世人或知レ望二其門墻一。而未レ得レ窺二其堂奧一。漫欲二加レ評批一。是

可レ莫矣。噫然固師之所レ爲。則釋氏之教也。倭歌則其餘事也。豈レ可二獨貴一於師一耶。但爲章向以レ義

公之命一往觀師菴一。親聞二其說一。情誼交密。聞レ訃縮惜。謹具二其所レ知之狀一。以寓二景慕之志一云爾。

元祿壬午正月十一日

水戸藩彰考館後生安藤爲章拜撰

年山紀聞は世にいふ年山打聞の元本にて流布せしに、おほくもれしことどもあり。此よみ典故を考

にとどめるのみにあらず、そのあたり人のをしへとなるべき事實をものせられたり。年山先生の手書

をうつして、水府よりのぼせられしをもて板行せしなり。第一卷のはじめに一卷のものわすれに信

へ侍るなり。もしあまりのよはひも侍らば取捨して清書せん。」としるしおかれし隨筆なりければひとわたりよみあはせしばかりにて、いぶかしきとおもふ所々もあへてあらためざるなり。

享和三年八月

春の梅津人

橘　經　亮

年山紀聞 終

昭和參年十二月十三日印刷
昭和參年十二月廿八日發行

日本隨筆大成第二期第八回

不許複製

編纂者　日本隨筆大成編輯部
代表者　早川純三郎

東京市本鄉區森川町一番地
發行兼印刷者　櫻井庄吉

發行所　東京市本鄉區森川町一番地　日本隨筆大成刊行會
振替貯金東京二六七〇〇番
電話小石川一〇二三番

發賣所
東京市日本橋區數寄屋町　六合館
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社川瀨書店
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社柳原書店
東京市京橋區鈴木町　日用書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町　國際美術社



